

# 目次

イブシロン決済サービス利用約款	2
イブシロン決済サービス利用規則（カード決済関連）	12
イブシロン決済サービス利用規則（カード決済（多通貨）関連）	15
イブシロン決済サービス利用規則（コンビニ決済関連）	17
イブシロン決済サービス利用規則（ペイジー決済関連）	20
イブシロン決済サービス利用規則（ウェブマネー決済関連）	21
イブシロン決済サービス利用規則（ビットキャッシュ関連）	22
イブシロン決済サービス利用規則（「ちょコム」決済関連）	23
イブシロン決済サービス利用規則（JCB PREMO 関連）	24
イブシロン決済サービス利用規則（ネット銀行決済関連）	26
イブシロン決済サービス利用規則（PayPal 決済関連）	27
イブシロン決済サービス利用規則（Yahoo!ウォレット決済関連）	29
イブシロン決済サービス利用規則（代引き決済関連）	30
イブシロン決済サービス利用規則（d 払い関連）	32
イブシロン決済サービス利用規則（au かんたん決済関連）	34
イブシロン決済サービス利用規則（ソフトバンクまとめて支払い（B）関連）	36
イブシロン決済サービス利用規則（GMO 後払い関連）	38
イブシロン決済サービス利用規則（Amazon Pay 関連）	40
イブシロン決済サービス利用規則（楽天ペイ（オンライン決済）関連）	42
イブシロン決済サービス利用規則（口座振替決済関連）	44
イブシロン決済サービス利用規則（銀行振込（バーチャル口座）関連）	45
イブシロン決済サービス利用規則（LINE Pay 関連）	47
イブシロン決済サービス利用規則（PayPay 関連）	48
イブシロン決済サービス利用規則（マルチ決済端末関連）	49
イブシロン決済サービス利用規則（イブシロンパートナーサービス関連）	51
イブシロン決済サービス利用規則（決済承認通知メール関連）	52
イブシロン決済サービス利用規則（メールリンクサービス関連）	54
イブシロン決済サービス利用規則（不正住所照合機能関連）	56
イブシロン決済サービス利用規則（早期入金サービス関連）	57
イブシロン決済サービス利用規則（随時入金サービス関連）	58
カード加盟店規約	59
ユーシーカード株式会社の加盟店になることを希望する者の表明・誓約事項	65
ユーシーカード通信販売加盟店規約	66
クレジットカード本人認証サービス規約（UC カード加盟店用）	76
株式会社ジェーシービーの加盟店になることを希望する者の表明・誓約事項	77
JCB 通信販売加盟店規約	78
株式会社ジェーシービー 店子加盟店特約	90
クレジットカード本人認証サービス規約（JCB 加盟店用）	91
加盟店規約（トヨタファイナンス加盟店用）	94
MCP 加盟店契約書（E C 用）	102
ビットキャッシュ加盟店約款（イブシロン決済サービス利用者用）	112
「ちょコム」加盟規定（イブシロン決済サービス利用者用）	119
「ちょコム」加盟店契約に基づく定め	124
JCB PREMO 通信販売加盟店規約	125
振込入金口座利用規定（銀行振込（バーチャル口座）関連）	132
イブシロン配送サービス利用約款	134
標準貨物自動車利用運送約款（平成二年運輸省告示第五百七十九号）	148
EP ビジネスカード Cycle byGMO 利用約款	153

第1条（目的）

1. このイブシロン決済サービス利用約款（以下「本約款」という）は、イブシロン決済サービス内容及び利用者とGMOイブシロン株式会社（以下「EP」という）との間のイブシロン決済サービスに関連する権利義務の内容等について定める。
2. 本約款は、決済事業者と利用者との間の権利義務の内容を定めるものではない。決済事業者と利用者との間に契約が締結される場合における当該契約の内容は当該決済事業者が定めるところにより、本約款は当該契約の内容を定めるものではない。

第2条（定義）

1. 本約款において以下の各号の用語は、別段の定めがなされている場合を除き、各号記載のとおりの意味を有するものとする。
  - 1) 商品 取引の対象となる物品、役務、情報、権利等
  - 2) 売主 商品を販売し又は提供する者
  - 3) 買主 商品を購入し又は商品の提供を受ける者
  - 4) 代金等 代金及び送料等の付帯費用並びにこれらに対する消費税相当額の総称
  - 5) 通信販売 商品の販売、提供等を目的とした契約であって、インターネットを通じたデータ通信により申込の意思表示を受けて締結されるもの
  - 6) イブシロン決済サービス EPが提供する本決済方法による、通信販売の商品の代金等についての決済を支援することを目的としたサービスであって、以下の内容を有するもの。その詳細は、本約款に定める他は、EPが別途定める規則等による。
    - ア) 本決済方法に関連した売主側のデータ処理及びデータ通信
    - イ) 利用者と本決済事業者との間で契約を締結する必要がある場合に、利用者を代理して、当該契約の締結申請を行い、諾否回答を受領すること
    - ウ) 各決済に関連した利用者の売上等に係る決済事業者との決済処理
    - エ) メールリンクサービス
    - オ) 決済承認通知メールの発信
    - カ) 管理画面をインターネットを通じて利用者の使用に供すること
    - キ) 上記アからカまでのサービス向上を目的としたEPが必要と判断する事項の分析及び検証
    - ク) 上記アからキまでのいずれかに関連し又は付随する事項
  - 7) 利用契約 イブシロン決済サービスの利用を目的とするEPとの間の契約
  - 8) 利用者 EPと利用契約を締結している者
  - 9) 本決済事業者 イブシロン決済サービスに含まれるいずれかの本決済方法を提供する主体となっている事業者又はその提携事業者であってEPと当該本決済方法の取扱いに関する契約を締結している事業者の総称
  - 10) 本決済方法 イブシロン決済サービスに含まれる各決済方法であって、カード決済、コンビニ決済、ペイジー決済、電子マネー決済、ネット銀行決済、PayPal決済、Yahoo!ウォレット決済、代引き決済、スマートフォンキャリア決済、後払い決済、Amazon Pay、楽天ペイ（オンライン決済）、口座振替決済、銀行振込（バーチャル口座）、LINE Pay、PayPay、及びマルチ決済端末を用いた決済
  - 11) 決済売上金 本加盟店契約に定める決済方法又はイブシロン決済サービスに含まれる本決済方法を利用することで決済されたことにより利用者が受け取り又は受け取るべき商品の代金等の総称
  - 12) 本加盟店契約 利用者と本決済事業者との間における本決済事業者の所管する本決済方法の利用に関する契約（加盟店契約等名称の如何を問わない）
  - 13) カード番号等 カード決済において、クレジットカードを取扱う場合におけるクレジットカード番号、クレジットカードの有効期限、暗証番号又はセキュリティコード
  - 14) カード決済 商品の代金等をカード会社が立替払いし又は商品の代金等に係る債権をカード会社が買い取ってその買い取り代金を支払うこと
  - 15) MCP 三井住友カード株式会社が「マルチ・キャッシング」の名称（将来名称が変更された場合には当該変更後の名称）で提供するサービス。詳細は三井住友カード株式会社の定めるところによる。
  - 16) 信用販売 クレジットカード等購入あっせんに係る商品の売買、提供等を目的とした契約又はその締結であって、売主になろうとする者が買主になろうとする者から当該契約の締結の際にカード番号等のクレジットカードに関する情報の提供を受け、かつ当該商品の代金等についてカード決済を予定しているもの
  - 17) 実行計画 クレジット取引セキュリティ対策協議会が策定した「クレジットカード・セキュリティガイドライン」（旧：「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画」。名称が変更された場合であっても、カード番号等の保護、クレジットカード偽造防止対策又はクレジットカード不正利用防止のために、加盟店等が準拠することが求められる事項を取りまとめた基準として当該実行計画に相当するものを含む。）であって、その時々における最新のものをいう。
  - 18) コンビニ決済 通信販売の買主が、コンビニ決済事業者所定の払込票を用いて、EP所定のコンビニエンスストア（以下「指定コンビニ」という）店頭で、当該通信販売の代金等を現金その他EPが指定する支払手段（以下「現金等」という）によって支払う場合に、当該指定コンビニが利用者を代理してこれを受領すること
  - 19) コンビニ決済事業者 指定コンビニのフランチャイザーとの間及びEPとの間でそれぞれコンビニ決済に関する契約を締結している者であって、当該各契約に基づいて、当該指定コンビニの店頭における代金等の代理受領を行わせ、指定コンビニ店頭で代理受領された代金等から所定の手数料等を控除した残額をEPに支払う者
  - 20) ペイジー決済 利用者を売主とする商品の代金等の額に相当する口座振込がPay-easyを利用したインターネットバンキング等によって指示され、Pay-easyを取り扱う金融機関（以下「ペイジー取扱金融機関」という）の口座に当該振込がなされて当該ペイジー取扱金融機関が代理受領した時に、当該商品の買主が負担する当該代金等の支払債務が全て消滅すること
  - 21) 電子マネー決済 次のサービスの総称
    - ア) ウェブマネー（WebMoney） 買主の利用者に対する通信販売代金等の支払債務についてauペイメント株式会社が同社所定の金額の範囲内で免責的債務引き受けを行った上で、当該代金等から同社所定の手数料等を控除した残額をEPへ支払い、EPが当該利用者を代理してこれを受領すること
    - イ) ビットキャッシュ（BitCash） 利用者を売主とする通信販売の代金等をビットキャッシュで決済することを含む当該通信販売の申請がなされた場合において、ビットキャッシュ株式会社のサーバから発信された当該決済を承認する旨のデータがEPのサーバによって受信された後、利用者が当該契約の締結を承諾する旨の意思表示を行って当該契約が成立したときに、当該成立と同時に当該特約に基づいて当該代金等の支払債務が消滅すること
    - ウ) 「ちょコム」 利用者と買主との間の通信販売の中で商品の代金等を「ちょコム」で決済することが特約されている場合又は当該通信販売と別の契約により同趣旨の内容が合意されている場合において、エヌ・ティ・ティ・スマートレード株式会社のサーバ内の当該買主の貯金箱から利用者の貯金箱へ当該代金等に相当する「ちょコム」が移転した時に、当該特約又は当該契約に基づいて当該代金等の支払債務が消滅すること
    - エ) JCB PREMO 利用者を売主とする通信販売において商品の代金等をJCB PREMO用のプリペイドカードに係るバーユーを使用して弁済することが予

定されている場合において、バリューの発行事業者の運営するサーバ内に蓄積されていた当該バリューから一定額のバリューが引き去られた時に、当該代金等の支払債務が消滅すること

- 22) ネット銀行決済 利用者の行う通信販売の買主が、当該通信販売の代金等を EP 所定のネット銀行に開設されている当該買主名義の預金口座から EP 名義の預金口座への振込により支払い、EP が当該利用者を代理してこれを受領すること
- 23) PayPal 決済 利用者を売主とする商品の売買契約について、その代金等の額に対応した PayPal が買主の指示により PayPal 決済事業者が買主から当該代金等の支払に充てる趣旨でかつ PayPal 決済事業者所定の手順を経た上で、PayPal 決済事業者に振り替えた時に、買主が売主に対して負担する当該商品の代金等の支払債務が全て消滅すること
- 24) PayPal 買主の現金払い又はカード払いによって丙が作成し、発行し、又は提供する金銭的価値を保有する電子データであって、買主毎に設定される仮想口座上に記録されるもの
- 25) Yahoo!ウォレット決済 利用者を売主とする商品の代金等の支払いを、Yahoo!ウォレット決済に関する本決済事業者の「Yahoo!ウォレット」を用いて行われるカード決済で行うことが利用者と当該商品の買主との間で合意されている場合において、Yahoo!ウォレット決済に関する本決済事業者による利用者の買主に対する代金等に係る債権の買取によって買主が売主に対して負担する当該商品の代金等の支払債務が全て消滅すること
- 26) 代引き決済 利用者を売主とする商品の代金等（日本円に限られる。）の代理受領権を利用者から授与を受けた運送事業者が、当該商品の通信販売の買主への引渡と同時に当該通信販売の代金等を現金その他 EP が指定する支払手段（以下「現金等」という）で買主が支払うこととされる場合に、当該現金等を受領すること
- 27) スマートフォンキャリア決済 次のサービスの総称
- ア) au かんたん決済 KDDI 株式会社又は沖縄セルラー電話株式会社（両社を以下「KDDI」と総称する）が提供するサービスであって、商品の代金等に係る債権を KDDI が買い取ることに並びにカード会社との間の本加盟店契約の締結及び履行に関して GMO ペイメントゲートウェイ株式会社の提供する業務代行サービスを利用するための各種業務（当該業務代行サービスの利用申込書の提出、届出、情報の送受信等）を KDDI が代行することを主な内容とするもの
- イ) d 払い 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下「ドコモ」という）が提供するサービスであって、代金等をドコモが立替払いすることを主な内容とするもの
- ウ) リフトバンクまとめて支払い（B） ソフトバンク株式会社及び SB ペイメントサービス株式会社（以下「SBPS」といい、SBPS とソフトバンク株式会社を合わせて「SBら」と総称する）が共同して提供するサービスであって、代金等に係る債権を SBPS が買い取ることを主な内容とするもの
- 28) 後払い決済 利用者を売主とする商品の代金債権を GMO ペイメントサービス株式会社（以下「PS」）に譲渡し、当該譲渡の対価を受領（以下「立替払金」という）し、買主が売主に対して負担する当該商品等の代金支払債務は、買主が PS 所定の方法により収納代行業者に支払った時点ですべて消滅する決済方法のこと
- 29) Amazon Pay Amazon の加盟店である販売事業者が自己の保有するウェブサイトを通じて販売した商品に関連する注文の処理及び代金等の回収を行うことができるウェブベースの支払システムであって Amazon（米国デラウェア州に本拠を有する Amazon Services International, Inc をいう。但し、将来、理由の如何を問わず事業主体が変更された場合には当該変更後の事業者とする。）によって提供されるもの
- 30) 楽天ペイ（オンライン決済） 楽天ペイメント株式会社（以下「楽天」という）の加盟店である販売事業者の商品の売買契約について、その代金等の決済のときに、楽天 ID（イブシロン決済サービス利用規則（楽天ペイ（オンライン決済）関連）において定義する）が買主により入力された場合、当該楽天 ID に対応して登録されているクレジットカード、楽天スーパーポイント、楽天キャッシュ等の価値を利用して商品代金の決済を完了させること
- 31) 口座振替決済 利用者に対する買主の通信販売による商品の代金等の支払債務について、三井住友カード株式会社（以下「三井住友カード」という）が提携する金融機関（以下「提携金融機関」という）における当該買主の指定した預金口座から当該代金等相当額を自動振替によって三井住友カードが受領し、当該代金等から三井住友カード所定の手数料等を控除した残額を EP が利用者を代理して受領すること
- 32) 銀行振込（バーチャル口座） 利用者に対する買主の通信販売による商品の代金等の支払いに充てるため、EP が利用者の指示に応じて割り当てる銀行口座番号（EP 指定の銀行口座に紐づくものに限る、以下「バーチャル口座」という）に入金される商品の代金等に関するデータ処理及び当該代金の決済を完了させること
- 33) LINE Pay 利用者と買主との間の商品販売取引の代金等を、買主が LINE Pay 決済に関する本決済事業者にあらかじめ登録した情報又は都度入力する情報を用いて決済を行うことができるサービスであって、各種決済手段（LINE Cash、LINE Money）の総称
- 34) PayPay 利用者と買主との間の商品販売取引の代金等を、買主が PayPay 決済に関する本決済事業者にあらかじめ登録した情報又は都度入力する情報を用いて決済を行うことができるサービスであって、各種決済手段（PayPay、PayPay オンライン、PayPay for Business、あと払いサービス、前払いサービス）の総称
- 35) マルチ決済端末決済 実店舗における利用者と買主との間の商品販売取引の代金等を、GMO フィナンシャルゲート株式会社が提供するマルチ決済端末を用いて決済（クレジットカード決済、電子マネー決済、QR コード決済を含むがこれらに限らない）させること

### 第 3 条（利用契約）

1. イブシロン決済サービスの利用を希望する者（以下「利用希望者」という）がインターネットを通じて EP 所定の情報を EP に提供してイブシロン決済サービスの利用申込（利用契約の締結申込）を EP に対して行った場合、EP が当該情報の提供を受けた時に、当該利用希望者と EP の間に本約款及びこれに付帯する規則等の記載事項を契約内容として利用契約が成立するものとする。但し、EP が、当該情報の提供を受けた後、遅滞なく、当該利用申込を承諾しない旨を利用希望者に通知した場合には、利用契約は成立しないものとする。
2. 利用希望者は、EP から、前項の利用申込に関連して資料又は情報の追加提出を求められた場合には、速やかにこれに応じるものとする。
3. EP は、第 1 項但書の通知をした場合を除き、利用契約成立後、利用者について EP 所定の登録を完了したときは、速やかに、EP 所定の「登録完了通知」を電子メールによって当該利用者へ送付するものとする。
4. EP は、第 1 項の利用申込を承諾しないこととした場合、その理由を利用希望者に開示する義務を負わないものとする。

### 第 4 条（規則等）

1. EP は、イブシロン決済サービスに関連する事項を規則又は指定等（以下「規則等」という）によって定めることができるものとし、当該規則等を EP のホームページに表示し又は電子メール、郵便等によって利用者へ通知するものとする。
2. 前項に基づいて EP のホームページに表示され又は EP から利用者へ通知された前項の規則又は指定等は、本約款と一体化して利用契約の内容となるものとする。利用者は当該規則等を遵守するものとし、当該規則等に対する違反は利用契約の違反とみなすものとする。
3. 利用者は、EP のホームページを少なくとも毎月 1 回閲覧して第 1 項の規則等の新設及び変更の有無を確認するものとする。

### 第 5 条（イブシロン決済サービスの利用）

1. EP は、利用者が利用契約を遵守することを条件として、利用契約に基づき利用者にイブシロン決済サービスを提供するものとし、利用者は、利用契約に従ってイブシロン決済サービスを利用することができるものとする。
2. 利用者は、イブシロン決済サービスのうち EP から承認を得た本決済方法の全部又は一部に関してのみを利用することができる。利用者は、これらの本決済方法のうちイブシロン決済サービスの適用対象として希望するものを第 3 条第 1 項の利用申込において指定し承認を求めるとする。利用者は、当該申込の後にイブシロン決済サービスの適用対象とする決済方法の追加を希

望する場合には、当該希望する本決済方法をEP所定の方法によってEPに指定して承認を求めるとする。なお、EPは、利用者に対して事前に書面、電磁的記録その他の適切な方法で通知することにより、利用者が利用する本決済方法について追加（第13条及び第14条に基づいて加盟店契約を締結することを含む）・除外その他の変更を行うことができるものとする。利用者は、EPによる当該本決済方法の追加等につき異議がある場合は、何らの催告を要せず直ちに利用契約を将来に向かって解除することができる。

3. イブシロン決済サービスの対象となる個々の通信販売の代金等（消費税相当分含む。）は500,000円を上限とし、利用者は、代金等（消費税相当分が含まれる。）がこれを超えることとなる通信販売については、イブシロン決済サービスを利用することはできない。EPは、本決済事業者からの要請等に基づいて、かかる上限額を引き下げることができる。第4条第1項の規則等において異なる上限額が定められている場合は、当該定めに従うものとする。
4. 利用者は、第3条第3項の「登録完了通知」を受領した後速やかに、自己の使用するコンピュータシステムにEP所定の設定を行うものとする。
5. 利用者は、自己が売主になっている通信販売についてのみイブシロン決済サービスを利用することができるものとし、通信販売以外の形態の取引若しくは第三者が売主になっている通信販売についてイブシロン決済サービスを利用し、又は名目の如何を問わず第三者にイブシロン決済サービスを利用させてはならない。
6. 利用者がメルリンクサービス又は決済承認通知メールの発信サービスを利用するには特に申込を要するものとし、詳細は各規則の定めるところによる。
7. イブシロン決済サービスにおけるEPによる利用者の代理及び代行は、弁護士法及び債権管理回収業に関する特別措置法に違反しない内容及び範囲に限られるものとする。
8. EPがイブシロン決済サービス提供のために締結する本決済事業者との間の契約において、利用者が本決済事業者に対して負う債務について連帯債務（連帯保証の場合も含む）を負う場合、利用者とEPとの間は、利用者が全ての責任を負うものとする。

#### 第6条（利用手数料）

1. 利用者は、料金別紙記載1に定めるところに従って、イブシロン決済サービスの利用手数料及びこれに対する消費税相当額（以下、両者を合わせて「利用手数料等」という）を負担するものとする。利用手数料等は、利用者がイブシロン決済サービスの利用に係る通信販売を行わなかった月においても、料金別紙記載1に定めるところに従って発生する場合があるものとする。なお、利用手数料等において日割計算は行わない。
2. EPは、前項に基づいて利用者が負担すべき利用手数料等を、利用契約に基づいてEPから利用者へ支払うべき金額から控除することにより対当額で相殺することができるものとする。
3. 前項の相殺がなされなかった場合又は前項の相殺によって利用手数料等の一部が相殺されなかった場合、利用者は、相殺されなかった当月の利用手数料等を、EPが指定する金融機関口座振替又は郵便局自動振込によって翌月27日（27日が金融機関の休業日の場合はその直後の金融機関営業日）までにEPへ支払うものとする。口座振替又は自動振込の手数料はEPの負担とする。利用者は、EPから送付された金融機関口座振替又は郵便局自動振込の申込用紙に必要事項を記入して予めEPへ提出するものとする。但し、イブシロン決済サービスの利用申込時にカード決済による支払を選択した場合は、利用者自身をカード会員とするカード決済によるものとする。
4. 前項の定めにかかわらず、EPから振込による支払を求められた場合、利用者は、EPが別途指定する銀行口座へ振り込む方法によって前項の支払を行うものとし、かかる振込手数料は利用者が負担する。
5. 利用者が第3項本文に基づき金融機関口座振替又は郵便局自動振込によって現実に支払うべき利用手数料等の未払累計額（第3項本文に定める支払期限が到来していない分を含む。以下本項において同じ。）が1,000円に達しない間は、第3項本文の定めにかかわらず、当該未払累計額の全額について支払期限は到来しないものとし、当該利用手数料等の未払累計額が1,000円以上になった月の翌月27日（27日が金融機関の休業日の場合はその直後の金融機関営業日）を当該1,000円以上になった未払累計額の全額の支払期限とする。但し、利用契約が事由の如何を問わず終了した場合はこの限りでなく、第3項本文の定めるところによる。
6. EPは、利用手数料等、第2項の相殺の明細及び第3項、第4項又は第5項により利用者がEPへ支払うべき金額をインターネットを通じて利用者が随時閲覧できる状態に置くものとし、利用者は、毎月、これを閲覧して確認するものとする。但し、EPは、書面の送付によって、これらの事項を利用者に通知し又は利用手数料等を利用者に請求することができるものとする。

#### 第7条（データ通信等）

1. 利用者は、イブシロン決済サービスを利用するため、EPとの間で、インターネットを用いてEP所定のデータ通信を行うものとし、当該データ通信を行うのに必要なコンピュータシステムを利用者の責任と負担において確保し、運用するものとする。利用者は、当該コンピュータシステムの設定及びデータ通信の詳細について、EPの指示に従うものとする。
2. EPは、利用者に対してコンピュータプログラム等のコンピュータソフトウェア及びコンピュータハードウェアを提供する義務を負わないものとする。

#### 第8条（利用者の遵守事項等）

1. 利用者は、関係法令、利用者が属する業界に関するガイドライン及び本加盟店契約を遵守するものとする。
2. 前項の関係法令には、割賦販売法、特定商取引法、個人情報保護法、景品表示法、特定電子メール送信適正化法及び消費者契約法が含まれるが、これらに限られないものとする。
3. 利用者は、通信販売の対象とする商品の広告をする場合は、以下の各号の事項を理解しやすかつ判読しやすき状態によって表示するものとする。
  - 1) 通信販売に係る契約の当事者又は商品の売主は、利用者自身であること。
  - 2) 利用者の登記上の商号又は氏名及び本店所在地又は住所
  - 3) 利用者の連絡先の電話番号及び電子メールアドレス
  - 4) 利用者の代表者の氏名及び通信販売に関する責任者の氏名
  - 5) 通信販売に関する問い合わせ等の受付窓口の連絡先住所、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス、対応時間帯等
  - 6) 商品の代金額、並びに消費税相当分の負担を要するか及び要する場合には表示されている代金額に消費税相当分を含むか否か
  - 7) 商品の送料等の諸費用の金額、その負担者、及び商品の代金として表示されている額に当該諸費用が含まれているか否か
  - 8) 商品の代金及び送料等の諸費用並びに消費税相当額の支払方法（但し、利用者が現に利用するイブシロン決済サービスの対象になっている決済方法の仕組み及び当該決済方法を買主が利用できる旨明示すること）及び支払時期
  - 9) 商品の引渡、提供又は移転の方法及び時期
  - 10) 商品の返品又は通信販売に係る契約の中途解約の可否及びこれを可とする場合の方法等
  - 11) 通信販売に係る契約が成立に至る仕組み及び手順（申込の有効期限があるときは、その期限）、並びに当該契約の成立時期
  - 12) 商品に不具合がある場合の売主の責任についての特約をする場合には、その内容
  - 13) 商品がコンピュータプログラム、画像データ、楽曲データ等のデジタルコンテンツである場合には、当該デジタルコンテンツを使用、視聴等するために必要なコンピュータシステムの仕様、性能等
  - 14) 利用者が相手方の請求に基づかないでかつその承諾を得ないで電子メールにより広告をする場合は、その旨
  - 15) 利用者が電子メールによって広告をする場合には、相手方が広告のための電子メールの送信を受けることを希望しない旨の意思を利用者に表示するための連絡方法
  - 16) 暗号化措置を講じても通信販売に関連して送受信する情報を完全に秘匿できないこと
  - 17) イブシロン決済サービスに係る決済方法のうち利用者が現に利用しているものに係る本決済事業者の名称
4. 利用者は、通信販売の対象とする商品の広告をする場合は、以下の各号の事項について、事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも優良であり若しくは有利であると買主を誤信させるおそれのある表示をしてはならない。
  - 1) 商品の種類、性能、品質、効能、効果又は内容
  - 2) 商品の返品又は通信販売に係る契約の中途解約の可否及びこれを可とする場合の方法等
  - 3) 商品、利用者又は利用者が営む事業に関する国、地方公共団体、通信販売協会その他著名な法人その他の団体又は著名な個人の関与
  - 4) 商品の原産地若しくは製造地又は製造者名
  - 5) 第3項各号に定める事項
5. 利用者は、以下の各号のいずれか一つに該当する物品、役務、情報、権利等を通信販売の対象としてはならない。利用者は、通信販売又はイブシロン決済サービスによって公序良俗に違反し

又は犯罪に当たる行為を行ってはならない。

- 1) 法令によって譲渡又は提供が禁止されているもの
  - 2) 第三者が有する著作権、商標権、肖像権、名誉、信用、プライバシー等の権利又は法的に保護される利益を侵害し又は侵害するおそれのあるもの
  - 3) 公序良俗に反し又は反するおそれのあるもの
  - 4) 無免許による商品券等の金券類、金銀の地金又はタバコ・印紙・切手等の専売品
  - 5) 前各号のほか、EP が指定するもの
6. 利用者が通信販売をすること、特定の商品を販売し若しくは提供すること又は特定の商品を通信販売の対象とすることに関連して法令上の許認可等を要する場合には、利用者は、自己の責任と費用によって当該許認可等を取得し、イブシロン決済サービスを利用する期間中、それを維持するものとし、当該許認可等を取得したことを証する資料を EP に提出するものとする。

#### 第 9 条 (ID 及びパスワードの管理等)

1. 利用者は、EP 又は本決済事業者から提供を受けた ID 又はパスワードの漏洩、紛失、毀損等の事故が生じないよう厳重に管理するものとする。利用者は、当該提供を受けた後遅滞なく、当該パスワードを変更し、当該変更後のパスワードについても適宜の時期に変更する等の方策を含め、適切な管理を行うものとする。
2. 利用者は、前項の ID 又はパスワード (利用者による変更後のものを含む。以下本項及び第 3 項において同じ) が正当な権限なく使用されたことを認識した場合には直ちに、その旨を EP 又は本決済事業者へ通知する。EP は、当該通知を受けた場合には直ちに、当該 ID 又はパスワードを無効化するものとする。
3. 第 1 項の ID 又はパスワードが正当な権限なく使用されたことによって利用者が生じた損失、損害等については、EP は一切責任を負わない。但し、当該 ID 又はパスワードが正当な権限なく使用されたことを EP が知り若しくは重大な過失によって知らなかった場合又は EP の責めに帰すべき事由に基づいて前項の無効化が遅延したことに起因する損失、損害等についてはこの限りでない。

#### 第 10 条 (通信内容の保全措置等)

1. 利用者及び EP は、利用契約の履行に関して通信回線を通じてデータの送受信を行う場合には、対象となるデータに本決済事業者の要請する暗号化等の合理的な保全措置を施すものとし、当該本決済事業者から当該保全措置に関して改善の要請を受けた場合は所要の改善を講じるものとする。
2. 利用者及び EP は、前項の保全措置が破られ又は破られるおそれがあると判断した場合には、イブシロン決済サービスの全部又は一部のデータ通信を直ちに停止する等適切な措置をとることができる。また、利用者及び EP は、速やかに、利用者の場合は EP を通じて、EP の場合は直接本決済事業者に対してその旨通知すると共に、当該保全措置が回復された後、当該本決済事業者がデータの送受信の再開を承認するまで、イブシロン決済サービスの全部又は一部の係るデータ通信を行わないものとする。
3. 前項に基づく取扱いに起因するイブシロン決済サービスの不提供により生じた利用者の損失、損害等について、EP は一切責任を負わないものとする。

#### 第 11 条 (イブシロン決済サービスの提供停止)

1. EP は、以下の各号のいずれか一つに該当する事由が生じた又は生じるおそれがあると EP が判断した場合、事前に利用者へ通知した上で、利用者に対するイブシロン決済サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとする。なお、本決済事業者からの要請又は通知に対する根拠や要件該当性について EP は関与するものではなく、利用者は本決済事業者の判断に従う。
  - 1) 利用者 (利用者の委託先を含む。以下本条において同じ) による利用契約の違反
  - 2) 利用者による利用契約に定める解除原因のいずれか一つの該当
  - 3) 本加盟店契約が存在する場合、利用者による本加盟店契約の違反 (本決済事業者からの通知の有無を問わない)
  - 4) 利用者の事業の全部又は重要な一部に対する事業譲渡又は会社分割の決定 (事前に EP から書面による同意を得た場合は除く)
  - 5) 利用者、買主又は第三者による不正利用、なりすまし、詐欺その他不正な手段によるイブシロン決済サービスの利用
  - 6) 利用者の保有する本情報 (第 19 条にて定める。利用者の保有する又は取扱いの委託を行ったカード番号等を含む) の漏洩、滅失又は毀損
  - 7) 利用者、買主又は第三者による大量又は多額の売上取消の発生 (売上取消発生のおそれを含む)
  - 8) 利用者がイブシロン決済サービスの利用に係る商品販売の対象とした商品に品違い、数量違い、品質上の不具合等があったこと、当該商品の引渡又は提供が未了であること等によって、本決済事業者が買主から代金等の支払を拒絶されること
  - 9) 利用者が本決済事業者から決済売上金の支払を拒絶され若しくは返還の請求を受けること
  - 10) EP に対する、本決済事業者からの、理由の如何を問わない、当該本決済事業者が取り扱う本決済方法に関するイブシロン決済サービスの利用者への提供を停止する旨の要請
  - 11) EP に対する、本決済事業者からの、理由の如何を問わない、当該本決済事業者が取り扱う本決済方法の利用者への提供を停止する旨の通知又は停止を検討中である旨の通知
  - 12) 12 ヶ月以上継続してイブシロン決済サービスの利用の事実がないとき
  - 13) その他本利用契約に別途定めるイブシロン決済サービスの提供停止の規定に該当する場合
  - 14) EP 又は本決済事業者のシステムについて以下の[1]から[3]のいずれか一つに該当する場合
    - [1]定期的な又は緊急の保守作業を行う場合
    - [2]ハードウェア又はソフトウェアの交換又はバージョンアップを行う場合
    - [3]コンピュータウイルス・不正アクセス等への対策、コンピュータシステムの不具合の解消作業の実施その他当該コンピュータシステムの円滑な稼働を確保するためにやむを得ない場合
  - 15) 法令又は行政機関からの命令、勧告等に基づいて停止する場合
  - 16) 前各号の他、利用者の取扱商材又は取引状況 (債権申立や債務状況確認を含む) に関して、EP 自身が調査又は第三者から照会を受ける等して、信用状態の著しい悪化や信頼関係の破壊その他の本利用契約の円滑かつ適正な履行が期待できないと相当の根拠をもって認められる場合
2. 前項の定めにかかわらず、緊急やむを得ない場合は、前項の事前通知に代えて事後直ちに通知することとする。
3. 第 1 項に基づくサービスの全部又は一部の停止は、同項各号の事由が解消した又は再発の生じるおそれがないと本決済事業者又は EP が判断するまで継続できるものとする。なお、当該停止に関する根拠や要件該当性について EP は商業的に合理的な範囲で説明するよう努めることまでを行うものとする。
4. 本条第 1 項その他利用契約に基づくイブシロン決済サービスの提供の停止によって利用者が被った損失、損害等について、EP は一切責任を負わない。

#### 第 12 条 (利用者への代理権等の不授与)

EP は、利用者に対し、利用契約によって、何らかの代理権又は EP の商号、商標、ロゴマークその他 EP の営業表示を使用する権限を授与するものではない。利用者は、EP から別途承認された場合を除き、EP の代理店である旨その他 EP から何らかの代理権を授与されていると認識されるおそれのある表示を第三者に示してはならず、かつ利用者が使用しているウェブサイトに EP の商号、商標、ロゴマークその他 EP の営業表示を表示してはならない。

#### 第 13 条 (EP への代理権授与)

1. 利用者は、EP に対し、以下の各号の事項に関する包括的代理権を授与したものとす。
  - 1) 本加盟店契約の締結が必要な場合、EP から本決済事業者に対して、当該本決済事業者所定の加盟店規約等の内容による本加盟店契約の締結申込 (加盟申請) を行うこと
  - 2) 与信請求又は売上承認請求、売上請求及び与信請求若しくは売上承認請求又は売上請求についての取消請求
  - 3) 決済売上金の受領
  - 4) 本決済事業者への通知、審査依頼及び当該本決済事業者からの通知等の受領

- 5) その他本加盟店契約及び本サービスの履行に関連する事項
2. 利用者は、利用契約が有効に継続する期間中、前項の包括的代理権の授与の全部又は一部を撤回することができないものとする。但し、本決済事業者から本加盟店契約締結を拒否された場合は、利用者とEPが別段の合意をした場合を除き、当該代理権授与は何らの通知を要することなく当然に撤回されるものとする。

#### 第14条（加盟店契約の締結）

1. 利用者は、本加盟店契約の締結が必要な場合には、EPを代理人として、EPが本決済事業者に対して、利用契約の定める手続に従い、EPから別途提供を受けた当該本決済事業者所定の加盟店規約等の内容によって本加盟店契約の締結を申し込むものとする。
2. 利用者は、前項の場合、同項の申込を行うために、EPが指定する資料、情報等をEPへ速やかに提供する。利用者は、当該資料、情報等を正確かつ最新の内容により提供するものとし、事実と反する資料、情報等を提供してはならない。
3. EPは、本決済事業者から本条の申込に対する諾否の通知を受け次第直ちに、その通知内容を利用者へ通知する。EPは、利用者に対し、当該通知の内容以外に当該諾否に関する情報を提供する義務及び当該本決済事業者が当該申込を承諾しなかった場合における不承諾の理由を開示する義務を負わない。

#### 第15条（EPから利用者への決済売上金の引渡）

1. EPは、本決済事業者から支払われた決済売上金を受け取った場合（第13条の定めにより利用者へ代わって受け取った場合をいうが、これに限らない）、当該決済売上金に係るイブシロン決済サービスの利用に係る商品販売代金等の額からEP所定の手数料（当該本決済事業者の手数料等に相当する額を含む）並びにこれらに係る消費税相当額を控除して相殺した後の残額（以下「引渡金」という）を、利用者へ支払うものとする。支払期限は、料金別紙記載2に定める。利用者が複数の決済方法に関してイブシロン決済サービスを利用している場合には、EPは、各決済方法に係るEPから利用者への支払額を合算して利用者へ支払うことができるものとする。なお、支払日が金融機関の休業日に当たった場合には、その直後の金融機関営業日までを支払期限とする。
2. 前項の支払は、利用者が指定した利用者名義の銀行口座へ振り込む方法により行うものとし、当該振込事務の対価として振込事務1回あたり500円及びこれに対する消費税相当額を第6条に定める利用手数料等として、利用者は振込事務手数料を負担する。
3. EPは、第1項に基づいて利用者へ都度支払うべき金額と利用契約に基づいてEPが利用者から支払を受けるべき利用手数料、返還金等及びEPと利用者との間の他の契約に基づき生じた利用者に対する金銭債権とを対当額で支払期限の如何を問わずかつ特段の意思表示を要することなく当然に相殺することができるものとする。EPは、かかる相殺を行った場合には、当該相殺の残額を利用者に支払うものとする。
4. 本決済事業者が、本加盟店契約又は利用者若しくは他の利用者との別途契約に基づき、当該他の利用者から支払を受けるべき手数料、返還金等を利用者に支払うべき額から控除してEPに支払った場合、EPは、当該他の利用者に係る控除分をEPの負担において利用者へ支払い、当該他の利用者との間で別途精算するものとする。

#### 第16条（引渡金の支払留保）

1. EPは、以下の各号のいずれか一つに該当する事由が生じた又は生じるおそれがあるとEPが判断した場合、事前に利用者へ通知した上で、EPから利用者に対する引渡金の支払を留保することができる。なお、本決済事業者からの要請又は通知に対する根拠や要件該当性についてEPは関与するものではなく、利用者は本決済事業者の判断に従う。
- 1) 利用者（委託先を含む。以下本条において同じ）による利用契約の違反
  - 2) 利用者による利用契約に定める解除原因のいずれか一つの該当
  - 3) 本加盟店契約が存在する場合、利用者による本加盟店契約の違反（本決済事業者からの通知の有無を問わない）
  - 4) 利用者の事業の全部又は重要な一部に対する事業譲渡又は会社分割（事前にEPから書面による同意を得た場合は除く）
  - 5) 利用者、買主又は第三者による不正利用、なりすまし、詐欺その他不正な手段によるイブシロン決済サービスの利用
  - 6) 利用者の保有する本情報（第19条にて定める。利用者の保有する又は取扱いの委託を行ったカード番号等を含む）の漏洩、滅失又は毀損
  - 7) 利用者、買主又は第三者による大量又は多額の売上取消の発生（売上取消発生のおそれを含む）
  - 8) 利用者がイブシロン決済サービスの利用に係る商品販売の対象とした商品に品違い、数量違い、品質上の不具合等があったこと、当該商品の引渡又は提供が未了であること等によって、本決済事業者が買主から代金等の支払を拒絶されること
  - 9) 利用者が本決済事業者から決済売上金の支払を拒絶され若しくは返還の請求を受けること
  - 10) EPに対する、本決済事業者からの、理由の如何を問わない、当該本決済事業者が取り扱う本決済方法に関するEPから利用者への支払を留保する旨の要請
  - 11) EPに対する、本決済事業者からの、理由の如何を問わない、当該本決済事業者が取り扱う本決済方法に関するEPへの支払を留保する旨の通知又は留保を検討中である旨の通知
  - 12) その他利用契約に別途定める支払留保の規定に該当する場合
  - 13) EP又は本決済事業者のシステムについて以下の[1]から[3]のいずれか一つに該当する場合
    - [1]定期的な又は緊急の保守作業を行う場合
    - [2]ハードウェア又はソフトウェアの交換又はバージョンアップを行う場合
    - [3]コンピュータウイルス・不正アクセス等への対策、コンピュータシステムの不具合の解消作業の実施その他当該コンピュータシステムの円滑な稼働を確保するためにやむを得ない場合
  - 14) 法令又は行政機関からの命令、勧告等に基づいてイブシロン決済サービスを停止する場合
  - 15) 前各号の他、利用者の取扱商材又は取引状況（債権申立や債務状況確認を含む）に関して、EP自身が調査又は第三者から照会を受ける等して、信用状態の著しい悪化や信頼関係の破壊その他の本利用契約の円滑かつ適正な履行が期待できないと相当の根拠をもって認められる場合
2. EPは、前項に基づく場合のほか、前条に基づく支払期限の日のEPの前々々営業日（以下「判定期限日」という）において利用者がEPとの間の金銭消費貸借契約に基づきEPに対して借入債務を負っている場合において、利用者が次の各号のいずれにも該当しているときは、当該支払期限に係る支払を当該支払期限の日から起算して6か月間（最後の月におけるその起算日に応答する日の前日までをいう。但し、その期間中の最後の月において起算日に応答する日がないときは、その月の末日までとする。）留保することができる。但し、本項に基づく支払留保中の金額の合計は、当該借入債務（約定利息及び遅延損害金を含む。）の未返済残高を超えないものとする。
- 1) イブシロン決済サービスの利用に係る利用者の通信販売が行われなかった日が判定期限日から遡って6日間以上継続していること
  - 2) 上記アの継続の期間が、判定期限日から起算した直前3か月間（その期間中の最も古い月におけるその起算日に応答する日の翌日までをいう。但し、その月において起算日に応答する日がないときは、その月の末日までとする。）においてイブシロン決済サービスの利用に係る利用者の通信販売が行われなかった日が最も長く継続した期間以上であること
3. 前二項の定めにかかわらず、緊急やむを得ない場合は、前項の事前通知に代えて事後直ちに通知することで足りるものとする。
4. 第1項に基づく支払留保は、同項各号の事由が解消した又は再発の生じるおそれがないと本決済事業者又はEPが判断するまで継続できるものとする。なお、当該支払留保に関する根拠や要件該当性についてEPは商業的に合理的な範囲で説明するよう努めることまでを行うものとする。
5. 第1項及び第2項に基づく支払留保に係る引渡金について、留保期間中の利息を付すことを要しないものとする。
6. 第1項及び第2項に基づく支払留保によって利用者が被った損失、損害等について、EPは一切責任を負わない。

#### 第17条（引渡金の返金）

1. EPは、本決済事業者から、特定の利用者のイブシロン決済サービスの利用に係る商品販売の代金等についての立替払の合意の解除の意思表示、当該イブシロン決済サービスの利用に係る商品販売の代金等に係る債権の買戻請求又は返金請求を受けた場合には、直ちに、その旨を利用者に通知する。
2. 利用者は、前項の解除、買戻又は返金請求に係るイブシロン決済サービスの利用に係る商品販売についての引渡金の支払を既にEPから受けている場合には、同項の通知を受けた後直ちに、これをEPに返還する。

3. 第1項の解除、買戻又は返金請求に係る本サービスの利用に係る商品販売についての引渡金の EP から利用者への支払が未だなされていない場合には、EP は当該引渡金を免れる。
4. 第1項の解除、買戻又は返金請求がなされた場合においても、利用者は、当該解除、買戻又は返金請求に係るイブシロン決済サービスの利用に係る商品販売について EP が既に提供済みのイブシロン決済サービスに係る EP 所定の手数料の負担及び支払を免れず、EP は受領又は相殺済みの EP 所定の手数料を利用者に返還する義務を負わないものとする。
5. 利用者は、利用者が本加盟店契約に基づき本決済事業者へ返還すべきイブシロン決済サービスの利用に係る商品販売の代金等の全部又は一部に相当する額について、EP がイブシロン決済サービスの提供に関連する EP と本決済事業者との間の契約に基づく EP の連帯支払義務の履行として本決済事業者から支払を請求され若しくは請求されるおそれがある場合又は EP が本決済事業者に当該支払をした場合において、EP から当該支払に関する求償を受けた又は精算を求められたときは、直ちに、EP が本決済事業者から請求された当該支払額と同額の金額を EP の指定する EP 名義の銀行口座に振り込む方法によって EP に支払う。この振込の振込手数料は利用者が負担する。
6. EP が前項の利用者からの支払について第15条第3項により相殺をした場合、利用者は、その相殺がなされた額については、前項による支払を要しない。
7. 前六項は、売上請求の取消に伴う返金について準用する。

#### 第18条（委託等）

1. 利用者は、利用契約上の自己の業務の一部を委託、請負その他名目の如何を問わず第三者に委託することができるものとする。ただし、利用契約に基づく自己の業務の全部又はカード番号等の取扱いを第三者に委託する場合には、第2項の定めに従うものとする。
2. 利用者は、カード番号等の取扱いを EP 以外の第三者（以下、本項において「受託者」という）に委託する場合には、以下の基準に従うものとする。
  - 1) 受託者が次号以下に定める義務に従いカード番号等を適確に取り扱うことができる能力を有する者であることを確認すること。
  - 2) 受託者に対して、利用契約の利用者が負うカード番号等の取扱いに関する義務と同等の義務を負担させること。
  - 3) 受託者が第20条第2項で定める具体的方法及び態様によるカード番号等の適切管理措置を講じなければならない旨、及び当該方法又は態様について、第20条第3項に準じて利用者から受託者に対して変更を求めることができ、受託者はこれに応じる義務を負う旨を委託契約中に定めること。
  - 4) 受託者におけるカード番号等の取扱いの状況について定期的又は必要に応じて確認すると共に、必要に応じてその改善をさせる等、受託者に対する必要かつ適切な指導及び監督を行うこと。
  - 5) 受託者があらかじめ利用者の承諾を得ることなく、第三者に対してカード番号等の取扱いを委託してはならないことを委託契約中に定めること。
  - 6) 受託者が利用者から取扱いを委託されたカード番号等につき、漏洩、滅失若しくは毀損又はそのおそれが生じた場合、第21条各項に準じて、受託者は直ちに利用者に対してその旨を報告すると共に、事実関係や発生原因等に関する調査（デジタルフォレンジック調査を含む）並びに二次被害及び再発を防止するための計画の策定等の必要な対応を行い、その結果を利用者に報告しなければならない旨を委託契約中に定めること。
  - 7) 利用者が受託者に対し、カード番号等の取扱いに関し、第22条に定める調査権限と同等の権限を有する旨を委託契約中に定めること。
  - 8) 受託者がカード番号等の取扱いに関する義務違反をした場合には、利用者は、必要に応じて当該受託者との委託契約を解除できる旨を委託契約中に定めること。
3. EP は、以下の各号に定めるもののほか、利用契約上の自己の業務の全部又は一部を第三者に行わせることができるものとする。
  - 1) EP の親会社である GMO ペイメントゲートウェイ株式会社（以下「PG」という）に委託する場合
  - 2) 代金等の受領業務を本決済事業者に委託する場合
  - 3) 株式会社日本カードネットワーク、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（企業統合等によってこれらの者の委託契約上の地位が承継された場合には当該承継をした者）又は本決済事業者にデータ処理業務を委託する場合
  - 4) 売上請求に関するデータを記録した記録媒体を本決済事業者へ搬送する業務を運送事業者に委託する場合
4. 利用者又は EP が利用契約上の自己の業務の全部又は一部を委託等によって第三者に行わせている場合には、当該第三者の当該業務に関連する行為は、利用契約の適用上、当該委託等を行った利用者又は EP の行為とみなすものとする。
5. 利用者及び EP は、各自、利用契約に基づく自己の業務の全部又は一部を第三者に委託する場合には、当該委託先の行為に起因して利用契約に違反することのないよう、当該委託先に対する適切な指導、監督を行うものとする。

#### 第19条（情報の取り扱い）

1. 利用者及び EP は、各自、以下の各号のいずれか一つに該当する場合を除き、利用契約に関連して取得し又は作成した相手方、本決済事業者、買主又は通信販売に関する情報（カード番号等に関する情報、利用者の従業員又は役員個人情報その他個人情報保護法上の個人情報に該当する情報が含まれるが、それらに限られない。以下「本情報」という）を秘密として保持し、第三者に開示し又は漏洩してはならない。
  - 1) 買主への開示その他イブシロン決済サービスの利用に係る通信販売の遂行に必要不可欠な場合又は利用契約に基づく場合
  - 2) 利用者とは本決済事業者との間の契約又は EP と本決済事業者との間のイブシロン決済サービスに関連する契約に基づく場合
  - 3) 事前に相手方の書面による同意を得た場合
  - 4) 法令若しくは証券取引所規程に基づく場合又は自己を当事者とするイブシロン決済サービスに関連した紛争の解決に必要な場合
  - 5) 第18条の下で許容される第三者への委託等に関連して当該第三者へ開示する場合
  - 6) EP の関連会社が取扱うサービス等を利用者に紹介する目的で、利用者の情報を当該関連会社へ開示する場合
2. 利用者及び EP は、各自、イブシロン決済サービスの利用に係る通信販売の遂行又は利用契約の履行（イブシロン決済サービスを含む EP サービスの商品の安定運用、改善及び商品開発並びに本利用契約上許容される委託を行うことを含む）以外の目的に本情報を使用し又は利用してはならない。但し、EP は、イブシロン決済サービス以外の EP の商品又は EP の関連会社若しくは提携先の商品を利用者に紹介する目的及びイブシロン決済サービス以外の EP の商品を利用者に提供する目的並びに EP のホームページに掲げる個人情報の取扱いに関する方針等において定められている目的（将来変更された場合はその変更後のもの）のいずれかのために利用者に関する本情報を使用し又は利用することができるものとし、また前項第2号、第3号及び第4号の除外事由は本項による使用又は利用の制限に関して準用するものとする。
3. EP は、本情報を、その取得又は作成の日から、当該本情報に係る決済方法に係る決済事業者と利用者との間の契約及び EP と当該決済事業者との間のイブシロン決済サービスに関する契約がそれぞれ保存を要求する期間中保存し、当該決済事業者から要請を受けた場合には速やかに当該決済事業者に提出するものとする。EP は、当該保存期間がいずれも経過した場合、当該保存していた本情報を利用者に何らの通知をすることなく消去するものとする。
4. EP は、本情報の漏洩、滅失又は毀損その他本情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。EP は、利用契約の履行に関連したデータ通信を行う場合には、対象となる情報に暗号化等の合理的な保全措置を施すものとし、決済事業者から当該保全措置に関して改善の要請を受けた場合は所要の改善を講じるものとする。EP は、当該保全措置が破られ又は破られる恐れが生じた場合には、速やかに、決済事業者に対して、その旨通知すると共に、情報の保全が回復され、決済事業者が当該データ通信の再開を承認するまで、イブシロン決済サービスの提供を停止するものとする。
5. 利用者及び EP は、各自、自己の従業員又は役員（以下、総称して「従業員等」という）に本情報を取り扱わせる場合には、必要最低限の従業員等へのみ取り扱わせること、就業規則、機密保持契約等において適切な定めをすること等により、本情報の安全管理が図られるよう、従業員等に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。
6. 利用者及び EP は、各自、利用契約上の自己の業務の全部又は一部を委託、請負その他名目の如何を問わず第三者に行わせる場合には、当該第三者に第1項から第5項までに基づく自己の義務と同等の義務を課すと共に、当該委託等に係る本情報の安全管理が図られるよう、当該第三者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。
7. 以下の各号のいずれか一つに該当した本情報については、当該該当の時に降、前六項は適用しない。但し、当該本情報が個人情報に該当する場合はこの限りでなく、なお前六項が適用されるものとする。
  - 1) 取得時に既に公知であった場合又は取得後に自己の責めに帰すべき事由に基づかず公知となった場合
  - 2) 第三者から機密保持義務を負うことなく正当な手段で取得した情報と同一内容の場合

- 3) 本情報に依拠せずに自ら独自に開発、創作等した情報と同一内容の場合
- 利用契約の定めにかかわらず、EPは、イブシロン決済サービスの提供に関連して取得し又は作成した利用者と買主間のイブシロン決済サービスの利用に係る販売に関連するデータをその取得又は作成の日から7年間保存し、その保存期間中に本決済事業者から要請を受けた場合には速やかに、当該本決済事業者へ当該データを提供できるものとする。
  - 前項及び第2条第3項に基づく場合のほか、EPは、本決済事業者から要請を受けた場合には、利用者に関する情報又は利用者が行ったイブシロン決済サービスの利用に係る販売に関する情報を当該本決済事業者に提供することができる。
  - EPはイブシロン決済サービスを含むPG及びその子会社の商品の安定運用、改善及び商品開発を目的として、属性等を識別しない通信データ、ログデータ等を数量化・総量化された利用状況等を把握するための根拠資料等として再利用するものとし、利用者はこれを予め承諾する。
  - EPが利用者又は利用者の従業員等から利用者の従業員等の個人情報（個人情報保護法上の個人情報をいう。以下同じ。）を取得した場合、EPと当該個人情報に係る従業員等との間では、EPにおける当該個人情報の取扱いに関して、本条を含む利用契約は適用されず、EPが別途定めてEPのホームページに掲げる個人情報の取扱いに関する方針等（将来変更された場合はその変更後のもの）によるものとする。

#### 第20条（PCI DSSの遵守等カード番号を取扱う場合の管理及び実行計画の遵守）

- EPは、カード番号等その他カード会員に関するデータを保存、処理又は送信する場合には、PCI DSSのセキュリティ要件を遵守するものとする。
- 利用者は、カード番号等の適切な管理のため、実行計画に掲げられた措置（これと同等の措置を含む。以下同じ）を講じなければならない。当該措置の具体的方法及び態様とは、以下のいずれか一つ（本決済事業者又はEPから要求された場合は複数）を含むものとする。また、利用者は、EMV3-Dセキュアの導入、不正利用対策の実施等実行計画を遵守するために必要な措置を講じるものとする。
  - カード番号等の非通過型による非保持化
  - カード番号等のトークン化
  - PCI DSS 準拠
  - その他EPから指定する措置
- 前項の規定にかかわらず、EPは、利用者の採用する措置が、実行計画に掲げられた措置に該当しないおそれがあるとき、その他カード番号等の漏洩、滅失若しくは毀損の防止のため又は不正利用防止のために特に必要があると認めるときには、その必要に応じて当該措置の具体的方法及び態様につき変更を求めることができ、利用者はこれに応ずるものとする。
- 利用者は、第2項に定める実行計画に掲げられた措置の具体的方法又は態様を変更する場合、事前にEPの書面による同意を得るものとする。

#### 第21条（事故発生時の対応）

- 利用者の保有するカード番号等が、漏洩、滅失若しくは毀損し又はそのおそれが生じた場合には、利用者は、遅滞なく自己の費用負担で以下の措置を採らなければならない。
  - 漏洩、滅失又は毀損の有無を調査すること（デジタルフォレンジック調査を含む）。
  - 前号の調査の結果、漏洩、滅失又は毀損が確認されたときには、その発生期間、影響範囲（漏洩、滅失又は毀損の対象となったカード番号等の特定を含む。）その他の事実関係及び発生原因を調査すること。
  - 上記の調査結果を踏まえ、二次被害及び防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実行すること。
  - 漏洩、滅失又は毀損の事実及び二次被害防止のための対応について必要に応じて公表し又は影響を受ける者に対してその旨を通知すること。
- 前項柱書の場合であって、漏洩、滅失又は毀損の対象となるカード番号等の範囲が拡大するおそれがあるときには、利用者は、直ちにカード番号等その他これに関連する情報の隔離その他の被害拡大を防止するための措置を講じなければならない。
- 利用者は、前二項に定める措置を講じないことを原因として本決済事業者又はEPに生じた損失、損害等の全てを賠償又は補償する。
- 利用者は、第1項柱書の場合には、直ちにその旨をEP及び決済事業者に対して報告すると共に、遅滞なく、第1項各号の事項につき、次の各号の事項を報告しなければならない。
  - 第1項第1号及び第2号の調査の実施に先立ち、その時期及び方法
  - 第1項第1号及び第2号の調査につき、その途中経過及び結果
  - 第1項第3号に関し、計画の内容並びにその策定及び実施のスケジュール
  - 第1項第4号に関し、公表又は通知の時期、方法、範囲及び内容
  - 前各号のほかこれらに関連する事項であってEP又は本決済事業者が要求する事項
- 利用者の保有するカード番号等が漏洩、滅失又は毀損した場合であって、利用者が遅滞なく第1項第4号の措置をとらない場合には、EP又は本決済事業者は、事前に利用者の同意を得ることなく、自らその事実を公表し又は漏洩、滅失又は毀損したカード番号等に係るカード会員に対して通知することができる。
- 利用者が本情報を漏洩、滅失若しくは毀損した場合、本情報の目的外利用をした場合、又はそれらのおそれがあると認められる場合にEP又は本決済事業者に損失、損害等が発生した場合には、利用者は当該損害等の賠償をするものとする。この場合、利用者の保有する本情報の一部が漏洩、滅失若しくは毀損した事実が認められる場合、または、漏洩、滅失若しくは毀損の可能性があると第1項第1号の調査等によって認められる場合（ログ改ざんやサーバ交換等漏洩、滅失若しくは毀損の証拠を散逸させるおそれのある行為によって漏洩、滅失若しくは毀損の事実が明らかにできなくなった場合も含む）、当該漏洩、滅失若しくは毀損の事実がないことを利用者が合理的に証明できない限り、当該本情報について、漏洩、滅失若しくは毀損したおそれがあると認められるものとして取扱うものとする。

#### 第22条（調査、改善等）

- 利用者は、イブシロン決済サービスの利用に係る商品販売（信用販売を含む。以下同じ）につき、利用契約若しくは利用者と本決済事業者との間の契約又は関係法令に違反している疑いがあると判断した場合又はEP若しくは本決済事業者から要請を受けた場合には、遅滞なく、その是正及び再発防止のために必要な調査（デジタルフォレンジック調査を含む。以下同じ）を自己の費用負担で実施し、当該調査の結果に基づき、是正及び再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実施しなければならない。この場合、利用者は、その都度遅滞なくEPに調査結果並びに是正及び再発防止のための計画の内容並びにその策定及び実施のスケジュールに関する報告を行うものとする。
- EPは、利用者が利用者と本決済事業者間の契約、本利用契約若しくは関係法令に違反している疑いがあると判断した場合又は本決済事業者から要請を受けた場合には、利用者に対して、いつでも、書面若しくはその他の方法による報告を求め又は資料の提出を求め、又は利用者の通信販売の態様、宣伝広告、取扱商品等について相当な方法によってEP自ら調査することができるものとする。この場合、利用者は、当該請求を受け又はEP自身による調査開始を通知された後直ちに、当該請求に応じ又はEPによる調査に協力するものとし、EPが当該調査にかかった全ての費用（デジタルフォレンジック調査会社や各種専門家への再委託費用を含む）を負担するものとする。
- EPは、前二項の利用者からの報告若しくは回答又はEPの調査により取得した情報、資料等を、本決済事業者へ提出することができる。
- EPは、利用者が利用契約若しくは利用者と本決済事業者間の契約又は関係法令に違反し又は違反しているおそれがあると判断した場合には、利用者に対して、当該違反している状態又は違反のおそれのある状態を解消し又は改善するよう求めることができるものとし、利用者は自己の費用負担によってこれに遅滞なく応じるものとする。利用者が利用している決済方法に係る決済事業者から、EPへ、当該利用者通信販売に関する改善措置をとらせるよう要請がなされた場合も同様とする。
- 利用者は、前四項に定める調査や措置を講じないことを原因として本決済事業者又はEPに生じた損失、損害等の全てを賠償又は補償する。

#### 第23条（競業の禁止）

利用者は、利用契約の有効期間中、イブシロン決済サービスと同一又は類似のサービスを自ら行い又は子会社その他自己の支配下にある第三者に行わせてはならない。

#### 第24条（権利義務の譲渡等）

1. 利用者は、事前に EP の書面による同意を得た場合を除き、利用契約に基づく自己の権利若しくは義務又は契約上の地位を第三者に譲渡し、承継させ、貸与し又は自己若しくは第三者のための担保に供してはならない。
2. 前項の定めにかかわらず、利用者が利用契約に基づく利用者の EP に対する債権を EP 以外の第三者に譲渡した場合、利用者及び EP は以下の各号の対応を行うものとする。当該債権譲渡又は EP による支払いによって利用者が生じた損失、損害等について EP は一切の責任を負わない。
  - 1) 利用者は、当該債権譲渡の事実を速やかに EP に通知するものとする。
  - 2) EP は、当該債権の譲受人が請求した場合には当該譲受人に対して支払うことで、利用者に対する債務も消滅するものとし、利用者はこれに異議を述べない。
  - 3) EP は、EP の裁量で当該債権を供託することができ、利用者はこれに異議を述べず、また当該債権の譲受人をして異議を述べさせないものとする。
3. EP が前項に定める当該債権の譲受人に支払った後に、本決済事業者から当該債権の解除、買戻又は返還請求を受けることにより生じる原状回復義務等の債務に対して、利用者はなお当該第三者と連帯して責任を負うものとする。
4. 前項に基づき、EP が利用者の債権の譲受人に対して履行の請求をしたときは、利用者に対してもその効力が生じるものとする。
5. 前項の定めは、利用者の委託者に対する履行の請求についても準用する。

#### 第 2 5 条（登録内容等の変更と通知方法）

1. 利用希望者又は利用者が、以下の事項を第 3 条第 1 項の利用申込を行った後に変更しようとする場合又は変更の事実があった場合、利用希望者又は利用者は、直ちに、関係資料を添えて、当該変更の内容を書面その他 EP がその都度指定する方法によって事前に EP へ通知するものとする。ただし、これを事前に確保することが困難である場合には、事後速やかに EP へ提出することで足りるものとする。
  - 1) 氏名又は名称、本店所在地又は住所、電話番号又はファクシミリ番号、電子メールアドレス及び法人番号を有する場合には法人番号
  - 2) 利用者の代表者又はこれに準じる者の氏名及び生年月日
  - 3) 利用者の取扱商材及び販売方法又は役務の種類及び提供方法
  - 4) イブシロン決済サービスの利用に係る商品のウェブサイト URL
  - 5) 特定商取引法による行政処分又は消費者契約法違反を理由とする敗訴判決を受けたという事実
  - 6) その他 EP が指定する事項
2. 利用契約又はイブシロン決済サービスに関連する EP から利用者への連絡、通知、請求等は、本約款に別段の定めがある場合を除き、利用者が EP に第 3 条第 1 項の利用申込において告知した連絡先（前項に基づいて変更の通知を受けた場合には当該変更後の連絡先。以下本項において同じ。）へ宛てて、書面の送付、ファクシミリ送信又は電子メールの送信によって行うものとする。EP から利用者への連絡等が当該連絡先へ宛てて発信された場合、当該連絡等は当該連絡先へ通常到達すべき日に到達したとみなされるものとする。
3. EP は、利用契約又はイブシロン決済サービスに関連する利用者への通知等を、書面の郵送、ファクシミリ又は電子メールの送信その他 EP がその都度任意に選択する方法により行うことができるものとする。
4. 利用者が EP に対し、第 1 項に定める変更の通知等を行わなかったことにより、イブシロン決済サービスに係るサービスや金銭等の受領不能又は通知等の不達その他、利用者何らかの不利益が生じた場合であっても、EP は一切その責任を負わない。

#### 第 2 6 条（本約款等の変更）

1. 本約款及び第 4 条第 1 項の規則等は、利用者 と EP 双方の書面による合意によってのみ有効に変更されるものとする。
2. 前項の定めにかかわらず、EP は、事前に利用者 に通知し又は EP のホームページに表示することによって、利用者の同意を得ることなく、既に利用者 に適用されている本約款、及び第 4 条第 1 項の規則等を変更することができるものとする。EP は、かかる変更によって利用者 に生じる損失、損害等に関し、一切責任を負わないものとする。
3. 利用者は、前項に基づく変更 に不服のある場合には、第 3 条第 3 項に定めるところに従って利用契約を解約することができるものとする。EP は、かかる解約によって利用者 に生じる損失、損害等に関し、一切責任を負わないものとする。
4. イブシロン決済サービスの利用手数料に関して利用者 と EP との間で既に書面によって別段の合意がなされている場合には、当該合意の内容が第 2 項に基づく変更後の内容に優先するものとする。なお、当該別段の合意後、第 2 項に基づく変更により、当該別段の合意内容と第 2 項に基づく変更後の本約款及び第 4 条第 1 項の規則等で形式面等何らかの齟齬が生じる場合には、当該別段の合意に基づくイブシロン決済サービスの利用手数料の金額、料率等の具体的条件に変更を与えない範囲で、第 2 項に基づく変更後の内容にて読み替えまたは準用するものとする。
5. 前各項の定めにかかわらず、利用者が利用手数料の変更を希望する場合には、利用者の記名押印のある書面により EP に対して変更の申込（変更申込）を行うことができるものとし、EP が当該変更申込を承諾した場合に限り、利用契約は変更されるものとする。

#### 第 2 7 条（利用者による問い合わせ等への対処及び補償）

1. 利用者は、以下の各号の問い合わせ、苦情又は裁判外若しくは裁判上での何らかの請求若しくは紛議（以下「問い合わせ等」と総称する）については、直ちに EP に通知すると共に、自己の責任と費用負担において速やかにこれらに対処して解決するものとし、これらの問い合わせ等によって EP 又は本決済事業者が何らかの損害を受けた場合には、利用者がその損害の一切を補償するものとする。
  - 1) 利用者の商品の数量若しくは品目の相違、品質、性状若しくは機能上の問題、引渡若しくは提供の遅延、代金の額若しくはその支払又は広告に関する問い合わせ等（苦情の申出、及び交換、返還又は当該商品の販売若しくは提供に係る契約の中途解約の請求を含み、これらに限られない）
  - 2) 利用者の商品の販売若しくは提供に係る契約の申込又は承諾の意思表示の到達の有無その他当該契約の成否に関する問い合わせ等、なりすましその他当該契約の効果帰属に関する問い合わせ等、消費者契約法違反、錯誤等による当該契約の有効性に関する問い合わせ等又はクーリングオフ、詐欺等による当該契約の解消に関する問い合わせ等
  - 3) 利用者の商品の保守に関する問い合わせ等
  - 4) 利用者の情報漏洩に関する問い合わせ等
2. 前項各号の場合の他、利用契約、イブシロン決済サービスの利用及び当該利用に係る商品の販売若しくは提供に関連して本決済事業者又は第三者から EP に対し裁判上又は裁判外の請求がなされ又はなされるおそれがある場合、利用者は、EP に一切の責任や負担を負わず、自己の責任と費用負担において当該請求に速やかに対処して解決するものとし、当該請求によって EP に何らかの損失、損害等が生じ又は生じるおそれがある場合（判決や命令による場合に限らず、EP の自由裁量に基づき賠償又は補償を選択した場合を含む）には、利用者はこれを全て賠償又は補償し、EP にかかるといえる損失、損害等及び負担を負わせないものとする。

#### 第 2 8 条（EP の免責）

1. EP は、本決済方法のいずれに関しても、買主から代金等を現実に回収することを約束し又は買主による代金等支払を保証するものではない。
2. EP は、イブシロン決済サービスの利用者登録を認めないこととしたこと又は第 3 0 条による解除若しくは第 3 2 条による本利用契約の終了により利用者 に生じた損害について、一切責任を負わない。
3. イブシロン決済サービスは、EP による、買主からの代金等の現実の回収を約束し又は買主による代金等の支払を保証するものではない。これらはイブシロン決済サービスの各本決済方法を所管する本決済事業者又は買主自身によってそれぞれ実行され又は拒否されるものであり、EP はこれらの実行を保証するものではない。これらの不実行又は遅滞が EP の責めに帰すべき事由による利用契約の不履行に起因する場合を除き、EP は、これらの不実行又は遅滞に関して一切責任を負わない。EP は、当該買主に対する代金等の請求又は督促を行う義務を負わない。
4. EP は、輻輳、途絶等の通信回線の異常、地震等の天災、感染症等の疾病の蔓延、テロ行為、労働争議その他 EP の責めに帰すことのできない事由に基づくイブシロン決済サービスの不提供その他利用契約の不履行に関しては一切責任を負わない。

## 第29条（損害賠償）

1. 利用者及びEPは、各自、相手方の責めに帰すべき事由に基づく利用契約の違反によって損害を受けた場合、当該相手方に対し、当該損害のうち現実かつ直接に被った通常の損害（逸失利益相当分は含まれない）についてのみ、賠償する責任を負うものとする。但し、利用契約において別段の定めがある場合には、当該定めによるものとする。
2. イブシロン決済サービス又は利用契約に関連するEPの利用者に対する損害賠償責任は、契約上の債務不履行、不法行為その他法律構成又は名目の如何にかかわらず、当該責任の原因事実の発生した日の属する月の直前3か月間に利用契約に基づいてEPが当該利用者から受領した利用手数料の合計額を上限とする。

## 第30条（解除等）

1. 利用者及びEPは、相手方が利用契約の全部又は特定の本決済方法若しくは特定の規則に関する部分に違反した場合において、相当期間を定めて催告したにもかかわらず当該期間内に当該違反状態が解消されないときは、利用契約又は当該本決済方法若しくは特定の規則に関する部分の全部又は一部を将来に向かって解除することができる。但し、当該違反状態の解消が困難であることが明らかなる場合には、何らの通知及び催告を要せず直ちに解除することができる。
2. EPは、利用者に以下の各号のいずれか一つに該当する事由が認められる場合には、何らの通知及び催告を要せず直ちに、かつ、何らの賠償又は補償も要することなく、利用契約又は当該本決済方法若しくは特定の規則に関する部分の全部又は一部を将来に向かって解除することができる。
  - 1) 利用者が、本決済事業者から支払を拒絶され又は支払済み分の返還の請求を受けた場合
  - 2) 本決済事業者が、買主から、代金等の支払又はその精算を拒絶され又は拒絶されるおそれがある場合
  - 3) 利用者と決済事業者との間の契約が事由の如何を問わず終了した場合
  - 4) 決済の提供先として利用者が不適当である旨の通知を本決済事業者から受けた場合
  - 5) 第1号から第4号までの他、理由の如何を問わず、本決済事業者から利用契約の解除を要請された場合
  - 6) 破産、民事再生、会社更生、特別清算、特定調停等の法的債務整理手続の開始を求める申立、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律に定められている裁判外紛争解決手続若しくは認証紛争解決手続による債務整理を求める申立又は産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく裁判外紛争解決手続の開始を求める申立を自ら行い又は他から申立てられた場合
  - 7) 差押え、仮差押え等の強制執行の申立、抵当権等の担保権の実行の申立又は滞納処分等の公租公課に関する強制処分を受けた場合
  - 8) 振り出した手形若しくは小切手が一度でも不渡りとなった場合、電子記録債権に係る債務の弁済を一度でも遅滞したとき、支払不能に陥り若しくは支払停止を宣言した場合、又は銀行取引停止処分若しくは電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合
  - 9) 事業の全部又は重要な一部を停止し若しくは廃止した場合、又は事前に相手方の書面による同意を得ることなく解散決議等によって清算手続に入った場合
  - 10) 事業の全部又は重要な一部について、事前に相手方の書面による同意を得ることなく、事業譲渡又は会社分割を決議した場合
  - 11) EPへの連絡、通知等を求める旨の連絡、通知等を利用者に向けて行ったにもかかわらず、これに対する利用者からの連絡、通知等が第25条第2項によるみなし到達日の14日後の日までにEPに到達しない場合
  - 12) 本加盟店契約が存在する場合、本加盟店契約（イブシロン決済サービスの利用に係る利用者の商品の販売に関する契約に限られるが、EPが代理人として締結申込みをすることで締結されたか否かは問わない）が事由の如何を問わず終了した場合
  - 13) 利用契約に定めるイブシロン決済サービスの提供停止後、相当期間内に提供停止の事由が解消されないとEPが判断した場合
  - 14) 利用者の著しい信用状態の悪化や信頼関係の破壊その他のイブシロン決済サービスの円滑かつ適正な利用が期待できないと認められる場合
  - 15) EP若しくは本決済事業者又はその事業に関する名声、信用又はイメージを害するおそれのある行為を行った場合
  - 16) 利用者がイブシロン決済サービスの利用申込の際に希望した本決済方法の全てについて、各決済方法に係る本決済事業者から取扱いを認められなかった場合
3. 利用者は、EPに以下の各号のいずれか一つに該当する事由が認められる場合、何らの催告を要せず直ちに利用契約を将来に向かって解除することができる。
  - 1) 前項第6号から第8号まで及び同第16号のいずれかに該当する事由
  - 2) EPの著しい信用状態の悪化が認められる場合又はイブシロン決済サービスの円滑かつ適正な提供が期待できないと認められる場合
  - 3) 利用者又はその事業に関する名声、信用又はイメージを害するおそれのある行為を行った場合
4. 第1項及び第2項の定めにかかわらず、理由の如何を問わず、利用者が利用契約に基づくイブシロン決済サービスの全部の利用を停止し、休止し、又は利用しない（EPのシステム上データ処理がなされていない状態を含む）という場合、当該停止、休止又は不使用の期間が12ヶ月を経過した場合、EPは、利用者に対して何らの通知及び催告を要することなく直にかつ何らの賠償又は補償も要することなく、利用契約の全部を解除することができる。
5. 前四項のいずれに基づく解除についても過去には遡及せず、将来に向かってのみ利用契約を失効させるものとし、かつ解除の相手方に対する損害賠償の請求を妨げないものとする。但し、本利用契約において別段の定めがある場合には、当該定めによるものとする。
6. 利用契約がEPからの解除によって終了した場合、利用者は、利用契約に基づく一切の金銭債務について当然に期限の利益を失い、期限の利益喪失の日の翌日から支払済みに至るまで年14.6%の割合による遅延損害金（年365日の日割計算により、1円未満は切り捨てる）を付加して支払う。

## 第31条（反社会的勢力に関する表明・保証）

1. 利用者及びEPは、各自、相手方に対し、利用契約締結時及び利用契約締結後において、自己が暴力団、暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、及び自己の役員、従業員、関係者等が反社会的勢力の構成員又はその関係者ではないことを表明し、保証する。
2. 利用者及びEPは、各自、相手方が前項の表明・保証に違反したとき若しくは自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、何らかの通知・催告その他の手続きを要せず、かつ何らの賠償、補償等も要することなく、直ちに本契約を解除することができる。
  - 1) 反社会的勢力に対して、出資、貸付、資金若しくは役務の提供を行う行為、又は、その他の取引関係を成立若しくは継続させる行為
  - 2) 暴力行為、脅迫行為、威力行為、詐術行為又はその他これに類する行為を用いて不当な要求の実現を図る行為
  - 3) 正当な理由もなく、相手方の役職員に面会を強要する行為
  - 4) 乱暴な言動により、相手方の役職員の身の安全に不安を抱かせる行為
  - 5) 正当な権利行使を装い、社会常識を逸脱した手段により機関紙、図書等の購入要求、又は事実のない行為に対する不当な請求行為
  - 6) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて、相手方の名誉若しくは信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - 7) その他法的な責任を超えた不当な要求行為であって、前各号に準ずる行為

## 第32条（有効期間）

1. 利用契約の有効期間は、第3条第1項により定まる利用契約の成立日から、その日の属する月の翌々月末日までとする。
2. 利用契約は、その有効期間の末日の属する月の前月末日までに、EP又は利用者のいずれか一方から他方へ有効期間満了後は利用契約を継続しない旨の通知が到達しない限り、当該有効期間の末日の翌日から3か月間を新たな有効期間として自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。
3. 利用者は、第1項及び第2項の定めにかかわらず、EPが別途指定する方法にてEPに申し出ることにより、解約金その他法律構成又は名目の如何にかかわらず何らの賠償、補償等も伴うことなく、利用契約を中途解約することができるものとする。これによる利用契約の終了日は、当該申し出がEPに到達した日の属する月の翌月末日とする。
4. 第1項及び第2項の定めにかかわらず、利用者が現に利用しているイブシロン決済サービスの対象となっている本決済方法に係る本決済事業者とEPとの間のイブシロン決済サービスに関連する契約が事由の如何を問わず終了した場合には、利用契約のうち当該決済方法に関連する部分は、何らの通知を要することなく当然に終了するものとする。EPは、かかる終了に関して、法律

構成又は名目の如何にかかわらず何らの賠償、補償等も行う義務を負わないものとする。

5. 利用契約が事由の如何を問わず終了した場合においても、当該終了の日までにイブシロン決済サービスの対象となっていた通信販売及び当該本決済方法に係る引渡金に関しては、利用契約はなお有効に適用されるものとする。
6. 第1項及び第2項の定めにかかわらず、本加盟店契約の終了又はEPと本決済事業者との間の契約（EPがイブシロン決済サービスを提供すること又はEPからの業務委託に関する事項を含むが、これらに限られない）が事由の如何を問わず終了した場合、利用契約のうち当該本決済事業者が取り扱う本決済方法に関する部分は、何らの通知、催告等を要することなく当然にかつ何らの賠償又は補償も要することなく、当該本加盟店契約の終了又はEPと本決済事業者との間の契約の終了と同時に終了する。EPは、本項に基づく利用契約の終了を事前に利用者に通知するものとする。但し、事前に通知する時間的余裕がない場合には、事後直ちに通知することで足りるものとする。
7. 利用契約が事由の如何を問わず終了した後においても、第3条第4項、第6条、第7条第2項、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第24条、第25条第2項（当該終了の日から1年間が経過した後になされた連絡等を除く）、第26条、第28条、第29条、第30条第5項、第31条第2項、第32条第3項乃至第7項、第34条はなお無期限に有効とし、当該終了の日までに利用契約に基づいて発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は当該終了によって影響を受けないものとする。

### 第33条（協議事項）

本約款に定めのない事項又は本約款の条項の解釈の疑義については、第4条第1項の規則等による他、利用者とEPは信義に従い誠意をもって協議することにより解決を図るよう努めるものとする。

### 第34条（準拠法、管轄の合意）

1. 利用契約の成立及び効力の準拠法は、日本法とする。
2. 利用契約に関連する利用者とEPとの間の一切の紛争については、法定の事物管轄に従って東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。但し、法定の専属管轄に服すべき別段の定めがある場合はこの限りでない。

以上

## イブシロン決済サービス利用規則（カード決済関連）

### 第1条（目的）

1. この規則（以下「本規則」という）は、イブシロン決済サービスのうちカード決済に関するもの（以下「本サービス」という）の内容及びこれに関連するEPと利用者との間の権利義務等を定めるものとする。本規則は、「イブシロン決済サービス利用約款」（以下「本利用約款」という）を補充するものであり、本利用約款と一体となってイブシロン決済サービス利用契約（以下「本利用契約」という）の内容となる。
2. 本規則は、本カード会社と利用者との間の権利義務の内容を定めるものではない。

### 第2条（適用関係）

1. 本規則は、利用希望者又は利用者がイブシロン決済サービスの利用申込（本利用契約の締結申込）を行う際に又はイブシロン決済サービスの利用開始後にカード決済に関してイブシロン決済サービスの利用を希望する場合又は現に利用している場合に適用されるものとする。
2. 本サービスに関して本規則に定めのない事項については、本利用約款の定めるところによるものとし、本規則の定めと本利用約款の定めが矛盾抵触する場合には、本規則の定めが優先するものとする。

### 第3条（用語の定義）

1. 本規則における用語の意味は、本規則において別段の定めがなされている場合を除き、本利用約款における意味と同一とする。
2. 本規則において以下の各号の用語は、当該各号に定める意味を有する。
  - 1) 本カード会社 本決済事業者のうち、利用者が本規則の定めるところに従いEPを代理人として締結した加盟店契約の相手方になっているカード会社
  - 2) 加盟店 本カード会社と本加盟店契約を締結している事業者
  - 3) 売上請求 商品の代金等の立替払請求又は商品の代金等に係る債権の買取請求
  - 4) カード会員 購入し又は提供を受けた商品の代金等についてカード決済を利用することを目的とした契約を本カード会社又はその提携先であるカード会社との間で締結している者

### 第4条（サービスの内容）

本サービスの内容は以下の各号のとおりとし、詳細は次条以下及びEPが別途定めるところによる。

- 1) 利用者を代理して、EPが指定する本カード会社との間で本加盟店契約の締結申込（本加盟店契約に付随し又は関連する各種合意が必要な場合には当該合意の申込を含む。）を行い、諾否回答を受領すること
- 2) 本加盟店契約の履行に関連した、通信販売の売主におけるデータ処理、データ通信等の業務の代行
- 3) 本カード会社への売上承認請求、売上請求、取消請求等の代理又は代行
- 4) 本カード会社との間の連絡、通知等の発信及び受信の代行並びに本カード会社への資料等の提供の代行
- 5) 本加盟店契約に関連する加盟店の権利の行使又は義務の履行について利用者を代理し又は代行すること
- 6) 利用者を代理して、本カード会社との間で、本加盟店契約又はこれに付随し又は関連する各種合意の変更について合意すること
- 7) インターネットを通じた管理画面の提供
- 8) その他第1号から第7号までのいずれかに関連し又は付随するサービス

### 第5条（「仮売上／実売上機能」：売上請求個別指定の特例）

1. 利用者は、自己を売主とする通信販売であって売上承認が得られたもののうちEP所定の方法によって利用者が指定をした通信販売についてのみ売上請求を行うことを、EP所定の方法によりいつでも選択することができる。利用者は、かかる選択をした場合、当該選択がなされた時以降（利用者が第3項に基づいて当該選択の撤回をした場合にあっては、当該撤回がなされた時までに限る）に売上承認が得られた通信販売についてのみ、当該指定をすることができる。但し、売上承認が得られた日から起算して90日が経過したときには、当該売上承認に係る通信販売については、当該指定をすることができない。
2. 前項の選択がなされている場合、EPは、第4条第2号及び同第3号の定めにかかわらず、当該選択をした利用者が前項の指定をした通信販売についてのみ、売上請求の代理又は代行その他売上請求に関する本サービスを提供する。この場合においても、EPは、売上承認請求に関する本サービスの提供及び売上請求の時期に関しては、取扱いをなんら変更しない。
3. 利用者は、EP所定の方法によりいつでも第1項の選択を撤回をすることができる。かかる撤回がなされた場合、EPは、当該撤回の時以降に売上承認が得られた通信販売について、第2項の取扱いを取りやめ、第4条第2号及び同第3号に基づく通常の取扱いを行う。当該撤回がなされた後に再度本条第1項の選択がなされた場合についても第2項及び本項に従う。
4. 利用者が第1項に基づき同項の指定をすることができる期間中に当該指定をしていなかったことに起因して当該利用者を売主とする通信販売について売上請求がなされなかった場合（当該利用者が第1項の選択の撤回をしようとして未了の場合又は撤回を失念した場合において当該指定をしていなかったときを含む）、EPは、当該売上請求がなされなかったことに関して、当該利用者が当該指定をしていなかった理由又は事情の如何を問わずかつ法律構成の如何を問わず、一切責任を負わない。第1項の選択の撤回後に再度同項の選択がなされて同項の指定をすることができることとなった場合においても同様とする。

### 第6条（本サービスの利用）

1. EPは、利用者が本規則及び本利用約款を遵守することを条件として、本規則及び本利用約款に基づき本サービスを提供する。利用者は、本規則及び本利用約款に基づき、これらに従ってのみ本サービスを利用することができる。
2. 利用者は、本サービスのうち第4条第1号及びこれに関連する同第8号の各サービスについては、本利用契約が本利用約款の定めるところに従って成立した時以降、利用することができ、同第2号から同第7号まで及びこれらに関連する同第8号の各サービスについては、EPから登録完了通知を受けた時以降に限り、利用することができる。但し、EPが利用者へ本サービスの利用開始時期を通知した場合には、通知された当該利用開始時期以降に限り、利用することができる。
3. 本サービスの対象となり得るカード決済は、「VISA」若しくは「MasterCard」（いずれもユーシーカード株式会社取扱いのものを含むがこれに限られない。）、「Diners」、「JCB」又は「AMEX」のいずれかのブランドのカードが用いられるものに限られるものとする。但し、本加盟店契約締結の申込を本カード会社が承諾しなかった場合には、これらの全部又は一部のブランドのカードについてカード決済を利用できない場合がある。
4. 利用者は、1取引の決済金額（消費税相当額を含む。以下本条において同じ。）が10,000,000円未満のカード決済に関してのみ本サービスを利用することができる。
5. EPは、利用者を売主とする信用販売で紛失したカード、盗難カード又は偽造若しくは変造されたカードが用いられた場合において、本カード会社から指示を受けたとき又はEPが独自に必要と判断したときは、利用者からの事前及び事後の同意を得ることなく、EP又は利用者の事業所を所管する警察署等へ当該信用販売に関連した被害届を提出することができるものとする。

### 第7条（信用販売に関する制限事項）

1. 利用者は、信用販売を実施するに際しては、関連法令に定める基準に従い、以下の各号に掲げる事項を確認しなければならない。この場合において、利用者は、実行計画に掲げられた措置を講じてこれを行うものとする。当該措置に関する具体的方法及び態様並びにその変更に関しては、イブシロン決済サービス利用約款第20条第2項及び第3項を準用する。
  - 1) 通知されたカード番号等の有効性
  - 2) 当該信用販売がなりすましその他のカード番号等の不正利用に該当しないこと。
2. 利用者は、カード決済に関する本サービスの利用に係る信用販売の態様、取扱商品又は当該取扱商品の宣伝広告に関して、法令を遵守し、かつ法令若しくは公序良俗に違反し若しくは違

反するおそれのある行為、第三者の著作権、商標権、不正競争防止法上の権利、名誉、信用、プライバシー等の権利若しくは法的利益を侵害し若しくは侵害するおそれのある行為又は犯罪に該当し若しくは該当するおそれのある行為を行ってはならない。

3. 利用者は、その取扱商品について、事前に本カード加盟店契約等に従って本カード会社による審査を受け、当該本カード会社から承認を受けた上で、当該承認を得るものとする。取扱商品を追加し又は変更する場合も同様とする。

#### 第8条（売上請求の取り止め又は取消請求）

1. 利用者は、当月中に本カード会社から与信又は売上承認が得られた特定の信用販売について、翌月のEPの第3営業日又は翌月6日のいずれか早い方の日までの間に限り、EPがインターネット上で提供する管理画面を通じてEPのコンピュータシステムを使用することにより、当該売上上の取消請求をする旨をEPに指示することができる。EPは、かかる指示を受けた場合、当該取消請求に関する本カード会社所定のデータを本カード会社へ本カード会社所定の方法により提出するものとする。但し、当該指示に係る信用販売の本カード会社に対する売上請求が未了のものについては、EPは本カード会社への売上請求を行わないものとする。
2. 前項の定めにかかわらず、2回締めプランが選択されている場合には、利用者は、次の各号の区分に従い当該各号に定める期間内に限り前項の指示を行うことができるものとする。
  - 1) 当月1日から15日までに与信又は売上承認が得られた特定の信用販売 当月16日以降のEPの第3営業日又は当月21日のいずれか早い方の日までの間
  - 2) 当月16日から末日までに与信又は売上承認が得られた特定の信用販売 翌月のEPの第3営業日又は翌月6日のいずれか早い方の日までの間
3. 前二項の定めにかかわらず、利用者は、EP所定の方法によって、特定の信用販売について既に本カード会社に対してなされた売上請求の取消請求をする旨をEPに指示することができる。EPは、かかる指示を受けた場合、当該取消請求に関する本カード会社所定のデータを本カード会社へ本カード会社所定の方法により提出するものとする。但し、継続的な月次課金の取扱いがなされている信用販売の場合その他EP所定の場合については、利用者は当該指示をすることができないものとする。
4. 第3項に基づき売上請求の取消請求がなされた場合であっても、利用者は、既になされた当該売上請求に関する本サービスの利用手数料及びこれに対する消費税相当額の支払を免れることはできないものとする。
5. 前項の場合において取消請求の対象となった売上請求に係る信用販売の代金等について本カード会社から当該信用販売の買主であるカード会員に対して請求がなされる場合があること及び本カード会社と当該カード会員との間で当該請求分が別途精算され得ることを利用者は認識し、承認する。

#### 第9条（存続条項）

利用契約の全部又は本サービスに関する部分のみが事由の如何を問わず終了した後においても、第5条第4項及び第8条第4項はなお無期限に有効とし、当該終了の日までに利用契約に基づいて発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は当該終了によって影響を受けないものとする。

#### 「3Dセキュア認証支援サービスに関する特則」

##### 第10条（適用関係）

1. 本条から第7条まで（以下「認証特則」という）は、利用希望者又は利用者が3Dセキュア認証支援サービスの利用を希望する場合又は現に利用している場合に適用されるものとする。
2. 3Dセキュア認証支援サービスに関して認証特則に定めのない事項については、本規則の第1条から第9条までの規定をその性質上可能な限り適用し又は準用するものとする。認証特則の定めと本規則の第1条から第9条までの定めが矛盾抵触する場合には、認証特則の定めが優先するものとする。

##### 第11条（用語の定義）

認証特則において以下の各号の用語は、当該各号に定める意味を有するものとする。

- 1) 認証サービス 「3-D SecureTM」技術に基づくカード会員の本人性判別サービスであって、本カード会社及び当該本カード会社が当該サービスに関して提携する他のカード会社（以下「認証提携カード会社」という）によってインターネットを通じて提供されるもの。但し、具体的なサービス名称及びサービスの詳細は、本カード会社が別途定めるところによる。
- 2) 参加会員 カードを使用する際に、認証サービスによって、自己が当該カードに係るカード会員本人であることの判別を受けることができるカード会員
- 3) 認証サービス参加契約 加盟店がその信用販売の買主になろうとする者について認証サービスにより本人性の判別を受けることを目的とする加盟店と本カード会社との間の合意（関連する合意、規則等を含む。）であって、本加盟店契約に附随し又は本加盟店契約を補充するもの。その内容は、本カード会社が別途定めるところによる。
- 4) 参加加盟店 認証サービス参加契約を締結している加盟店
- 5) M P I 加盟店がその信用販売の買主になろうとする者について認証サービスにより本人性の判別を受けるために用いる必要があるコンピュータソフトウェアとして本カード会社が指定するもの（「Merchant Plug-In」）

##### 第12条（3Dセキュア認証支援サービスの内容）

本規則において「3Dセキュア認証支援サービス」とは、利用者による認証サービスの利用を支援することを目的とする以下の内容のサービスをいう。

- 1) 利用者から授与された代理権に基づき、利用者の代理人として、本カード会社に対し、認証サービス参加契約締結の申込を行い、これに対する回答を受領すること
- 2) 前号のサービスを利用して締結された認証サービス参加契約に基づく通知等を発信し又は受領すること（データの送受信を含む）
- 3) M P Iを用いたデータ処理、並びにEPと本カード会社又は認証提携カード会社との間のデータ送受信及び利用者との間のデータ送受信
- 4) 前三号に関連し又は付随するサービスとしてEPが定めるサービス

##### 第13条（3Dセキュア認証支援サービスの利用）

1. 利用者は、本規則（認証特則を含む）及び本利用約款を遵守することを条件として、3Dセキュア認証支援サービスを利用することができるものとし、EPは、本規則（認証特則を含む。）及び本利用約款に基づいて、3Dセキュア認証支援サービスを利用者に提供するものとする。
2. 利用者は、イpsilon決済サービスの利用申込の際に3Dセキュア認証支援サービスの利用を希望する場合には、当該利用申込においてその旨明示するものとし、イpsilon決済サービスの利用開始後に3Dセキュア認証支援サービスの追加を希望する場合には、EP所定の方法によってEPに承認を求めものとする。
3. EPは、EPのコンピュータシステムにM P Iを導入し、これを3Dセキュア認証支援サービス提供のために使用することについて必要な許諾を、3Dセキュア認証支援サービスの提供期間中、確保するものとする。

##### 第14条（利用料）

利用者は、EPに対し、3Dセキュア認証支援サービスを利用することができる対価として料金別紙に定める利用料を支払うものとする。支払方法、支払時期等は料金別紙に定めるところによるものとする。

##### 第15条（免責に関する特則）

1. EPは、以下の各号の事由に起因する3Dセキュア認証支援サービスの不提供又は不具合に関しては一切責任を負わないものとする。
  - 1) 利用契約の規定に基づく3Dセキュア認証支援サービスの提供の停止又は廃止

- 2) 利用者による利用契約（認証特則の内容を含む。）又は認証サービス参加契約の違反
  - 3) M P I 自体に生じた固有の瑕疵
2. 認証サービスにおける本人性判別は本カード会社又は認証提携カード会社の責任によってなされ、認証サービスの提供義務は認証サービス参加契約に基づいて本カード会社が負うものであり、EP は、認証サービスの内容、その提供又は不提供、個々の判別結果及び個々の判別結果に応じた本カード会社による信用販売の取扱いに関し一切責任を負わない。但し、認証サービスの不提供又は不具合が EP の責めに帰すべき事由に基づく場合（前項第 1 号の停止又は廃止は含まれない。）は、この限りでない。

#### 第 1 6 条（データの保存期間に関する特則）

EP は、3 D セキュア認証支援サービスの提供に当たって取得した認証サービスによる判別結果に関するデータ及び認証サービスが利用された取引についての本カード会社の承認結果に関するデータを 1 年間保管し、その間に本カード会社又は認証提携カード会社から請求を受けた場合には、速やかに、当該請求をしたカード会社所定の方法により提出するものとする。

#### 第 1 7 条（存続条項）

本利用契約のうち認証特則に係る部分が事由の如何を問わず終了した後においても、認証特則の第 1 5 条、第 1 6 条及び本条は、なお有効とする。

#### 《定期課金サービスに関する特則》

#### 第 1 8 条（適用関係）

1. 本条から第 2 4 条（以下、「定期課金特則」という。）は、利用希望者又は利用者が定期課金サービスの利用を希望する場合又は利用している場合に適用される。
2. 定期課金サービスに関して定期課金特則に定めのない事項については、本規則の第 1 条から第 9 条までの規定をその性質上可能な限り適用又は準用するものとする。定期課金特則の定めと本規則の第 1 条から第 9 条までの定めが矛盾抵触する場合には、定期課金特則の定めが優先するものとする。

#### 第 1 9 条（用語の定義）

定期課金特則において以下の各号の用語は、当該各号に定める意味を有するものとする。

- 1) 定期課金サービス カード決済に付随するサービスであって、予めカード会員が EP 所定の方法により指定した課金のタイミングにしたい、定期的に売上承認請求を実施のうえ、当該売上承認請求を本カード会社が承認した場合には、当該売上請求の対象となった取引に対して、カード決済を提供するもの。なお、カード会員が指定できる課金サイクルは、EP が定めるものとし、利用者はカード会員に、EP の指定した課金サイクルの中から、課金サイクルを指定させる。
- 2) 定期会員 カード会員であって、利用者が EP から提供を受ける定期課金サービスを通じ、利用者を売主とする通信販売の決済に定期課金を利用する者。
- 3) ユーザー ID 利用者が、定期会員ごとに割り当てる、EP 所定の記号。
- 4) 商品コード 利用者が、商品ごとに割り当てる、EP 所定の記号。

#### 第 2 0 条（定期課金サービスの申込・利用）

1. 定期課金サービスの利用を希望する場合、利用者は EP に対し、EP 所定の方法により定期課金サービス利用の申込みをするものとする。
2. 前項の申込に対し、EP がこれを審査したうえ、承諾の意思表示を通知し、利用者当該意思表示が到達した時点で定期課金サービス利用契約は成立する。なお、前項の申込があっても、EP は承諾する義務を負わず、また承諾しなかった理由について開示する義務を負わない。
3. 第 2 項による定期課金サービス利用契約の成立後、利用者は、定期課金を希望するカード会員に対し、定期課金特則にしたがって定期課金サービスを提供する。

#### 第 2 1 条（利用料）

定期課金サービスの利用料は、料金別紙に定める EP 所定の金額とする。支払方法、支払時期等も同様とする。

#### 第 2 2 条（定期会員に対する定期課金の停止等）

1. EP は、定期会員が、定期課金をする時点で登録しているカードを用いて決済した取引について、本カード会社に売上承認請求を行った結果、ユーザー ID 及び商品コードで識別される取引について連続して 2 回、本カード会社から理由の如何を問わず当該カードの売上承認請求に対する不承認その他なんらかの異議等がなされた場合、当該定期会員に対する定期課金サービスの提供を中止する。この場合、利用者は当該定期会員に対し、登録したカードでは定期課金で決済できないことを通知しなければならない。
2. 定期課金を中止しても、通常のカード決済サービスによる取引をすることは妨げられない。
3. 定期会員は、定期課金の利用に供するカードを随時変更することができ、EP は利用者を通じてなされた売上承認請求時点で登録されている定期会員のカードについて売上承認請求を行うものとする。EP は定期会員によるカードの変更を認識していなかったことにより、売上承認請求において不承認の結果になったとしても、変更を認識していなかったことが EP の故意又は重過失によるものでない限り、定期会員及び利用者に対して何らの責任も負わない。

#### 第 2 3 条（売上請求の取り止め又は取消請求に関する特則）

1. 定期会員はいつでも、ユーザー ID 及び商品コードで識別される取引ごとに、当該取引を定期課金で決済をすることの中止を求めることができ、利用者は定期会員から定期課金による決済中止の申し出を受けた場合は速やかに、当該事実及び EP 所定の事項を EP に報告しなければならない。
2. 前項の報告が、定期会員の指定した課金サイクルの月の 24 日までに利用者から EP になされた場合、EP は当該報告がなされた月を定期課金解除月とする。利用者は予め、取引ごとに解除月の課金方法に関して請求するかしないかを設定しなければならず、利用者の設定内容に応じて必要な場合は売上承認請求を行い、当該取引について以後、定期課金を行わない。
3. 前項の報告が定期会員の指定した課金サイクルの月の 25 日より後に利用者から EP になされた場合、EP は当該報告がなされた月の翌月を定期課金解除月として取り扱う。その余の取扱いは前項に準じる。
4. 利用者は、自己が予め定めた定期課金解除時の課金方法を定期会員に周知しておくものとし、これが不十分だったことによって定期会員との間で紛議が生じ、その結果生じた本カード会社による代金債権の買取若しくは代金の立替払の拒絶又は EP による支払いの留保若しくは支払い済みの金額の返還を承諾し、これに異議なく応じるものとする。

#### 第 2 4 条（存続条項）

前条の定めは、利用契約のうち定期課金サービス利用契約が事由の如何を問わず終了または失効した場合であっても、なお無期限に有効とする。

以上

## イブシロン決済サービス利用規則（カード決済（多通貨）関連）

### 第1条（目的）

- この規則（以下「本規則」という。）は、イブシロン決済サービスのうちカード決済（多通貨）サービス（以下「本サービス」という。）の内容及びこれに関連するEPと利用者との間の権利義務を定めるものとする。本規則は、「イブシロン決済サービス利用約款」（以下「本利用約款」という。）を補充するものであり、本利用約款と一体となってイブシロン決済サービス利用契約（以下「本利用契約」という。）の内容となる。
- 本規則は、本サービスの本決済事業者である三井住友カード株式会社（以下「三井住友カード」という。）と利用者との間の権利義務を定めるものではない。

### 第2条（適用関係）

- 本規則は、利用希望者又は利用者がイブシロン決済サービスの利用申込（本利用契約の締結申込）を行う際に又はイブシロン決済サービスの利用開始後に本サービスの利用を希望する場合又は現に利用している場合に適用されるものとする。
- 本サービスに関して本規則に定めのない事項については、「イブシロン決済サービス利用規則（カード決済）」の規定をその性質上可能な限り適用し又は準用するほか、本利用約款の定めるところによるものとする。本規則の定めと「イブシロン決済サービス利用規則（カード決済）」又は本利用約款の定めが矛盾抵触する場合には、本規則の定めが優先するものとする。

### 第3条（用語の定義）

- 本規則における用語の意味は、本規則において別段の定めがなされている場合を除き、「イブシロン決済サービス利用規則（カード決済）」及び本利用約款における意味と同一とする。
- 本規則において以下の各号の用語は、当該各号に定める意味を有するものとする。
  - カード等 クレジットカード、デビットカード、プリペイドカードその他支払手段として用いられるカード等の証券その他の物又は番号、記号その他の符号であって、三井住友カードが別途指定したもの
  - MCP 三井住友カードが「マルチ・カレンシー・プライシング」の名称（将来名称が変更された場合には当該変更後の名称）により提供するサービスであって、信用販売等の代金等が日本円以外の通貨（三井住友カードが指定する通貨に限る。以下「指定外貨」と総称する。）建てで約定された場合において、三井住友カード所定の方法でカード等が用いられたときに、三井住友カードが当該信用販売等の売主である加盟店から当該代金等に係る債権を当該指定外貨建てで買い取ってその債権買い取り代金を日本円で支払うこと。詳細は三井住友カードの定めるところによる。
  - MCP 加盟店契約等 本加盟店契約のうち、MCPの利用を目的として三井住友カードと利用者との間で締結された又は締結される契約の総称

### 第4条（サービスの内容）

本サービスの内容は、本利用約款に準じるとおりとする。

### 第5条（本サービスの利用）

- EPは、利用者が本規則及び本利用約款を遵守することを条件として、本規則及び本利用約款に基づき本サービスを提供する。利用者は、本規則及び本利用約款に基づき、これらに従ってのみ本サービスを利用することができる。
- 利用者は、次の各号の信用販売等については本サービスを利用することができない。
  - 継続的な月次課金の取扱いがなされている信用販売等
  - 登録課金の取扱いがなされている信用販売等（買主になろうとする者が信用販売等に用いるカード等の会員番号その他所要の情報を予め提供しEPにおいて保持されている場合において当該情報に基づいてその都度なされる信用販売等をいい、第1号に該当するものは含まない。）
- 利用者は、既に三井住友カードから承認を得ている信用販売等についての取消処理をすることなく当該信用販売等の代金等の額を変更することを目的とした信用販売等の承認請求に関しては、本サービスを利用することができない。
- 利用者は、売上請求の取り止め又は取消請求がなされた場合であっても、売上承認が既になされた当該売上請求に関する本サービスの利用手数料及びこれに対する消費税相当額の支払を免れることはできない。
- 利用者は、1取引の決済金額（消費税相当額を含む。以下本条において同じ。）が以下の金額未満のカード決済に関してのみ本サービスを利用することができる。

・韓国ウォン	10,000,000 ウォン
・人民元	60,000 元
・ニュー台湾ドル	300,000 ドル
・米ドル	10,000 ドル
・香港ドル	80,000 ドル
・オーストラリアドル	10,000 ドル
・タイバーツ	300,000 バーツ
・英ポンド	6,000 ポンド
・シンガポールドル	12,000 ドル
・カナダドル	10,000 ドル
・ユーロ	7,000 ユーロ
・マレーシアリングット	30,000 リングット
・フィリピンペソ	400,000 ペソ
・インドルピー	600,000 ルピー
・ロシアルーブル	350,000 ルーブル
・ベトナムドン	200,000,000 ドン
・ノルウェークローネ	60,000 クローネ
・スウェーデンクローネ	65,000 クローネ
・スイスフラン	9,000 フラン
・デンマーククローネ	55,000 クローネ
・ブラジルレアル	22,000 レアル

### 第6条（決済売上金の引渡に関する特則）

本利用約款の定めにかかわらず、EPは、MCP 加盟店契約等に基づく三井住友カードから利用者への支払を利用者を代理して受領した場合、当該代理受領に係る商品代金等の指定外貨建て額を三井住友カード所定のレートによって日本円建て額に換算した額の合計から、三井住友カード所定の外貨関係事務処理経費（日本円建て。消費税相当分含む。以下同じ。）及び決済手数料（日本円建て。消費税非課税。以下同じ。）並びにEP所定の決済手数料（日本円建て）及びこれに対する消費税相当額を控除した残額を利用者へ支払うものとする。

#### 第7条（免責に関する特則）

1. EPは、本規約及び利用規約に基づき免責される場合の他、以下の各号の事由に関しては、法律構成の如何にかかわらず、一切責任を負わない。
  - 1) MCP 加盟店契約等に基づく MCP の提供の停止
  - 2) MCP 加盟店契約等に基づく又は三井住友カードの事業方針変更に伴う MCP の内容変更若しくは廃止
  - 3) 三井住友カードのシステム障害若しくは通信の輻輳、途絶等の障害又はそれに起因する MCP の停止又は不具合
  - 4) 三井住友カードのシステムの機能変更若しくは運用廃止
2. 利用者は、指定外貨から日本円への換算レートが外国為替市場における当該指定外貨と日本円との間の為替レートとは異なり得ること、当該換算レートが日々又は時刻によって変動し得ること、当該換算レートが信用販売等の成立時におけるレートとは異なり得ること、当該換算レートの如何によって三井住友カードから支払われる金額が変動して利用者が不利益を被る場合があることを認識し、容認する。
3. EPは、利用者に対し、前項に掲げる事態又は利用者の不利益に関し、法律構成又は名目の如何にかかわらず一切責任を負わない。また、EPは、利用者の行う信用販売等に適用される前項の換算レート又はその算定根拠を利用者に開示し又は説明する義務を負わない。
4. MCPによる代金等に係る債権の買い取りは、三井住友カードと利用者との間の MCP 加盟店契約等に基づき実行され又は拒否されるものであり、EPは、当該債権の買い取りを実行する義務を負わない。EPは、三井住友カードからの MCP に係る支払の遅滞又は拒絶が EP の責めに帰すべき事由による本利用契約の不履行に起因する場合を除き、三井住友カードによる支払に関して、利用者に対し、法律構成又は名目の如何にかかわらず一切責任を負わない。
5. EPは、ある信用販売等の申込が当該信用販売等に係るカード等又は買主の日常の取引から判断して異常に大量又は高額なものであるか否かを調査し又は判別する義務を利用者に対して負わないものとする。
6. 第1項から前項までの定めは、「イプシロン決済サービス利用規則（カード決済）」又は本利用約款に基づく利用者の責任を軽減し若しくは免除し又は EP の責任を加重し若しくは免責を減縮するものではない。

#### 第8条（存続条項）

利用契約の全部又は本サービスに関する部分のみが事由の如何を問わず終了した後においても、第6条、第7条及び本条はなお無期限に有効とし、当該終了の日までに利用契約に基づいて発生した本サービスに関連する具体的な金銭債権及び金銭債務は当該終了によって影響を受けないものとする。

以上

#### 第1条（目的）

1. この規則（以下「本規則」という）は、イブシロン決済サービスのうちコンビニ決済に関するもの（以下「本サービス」という）の内容及びこれに関連する EP と利用者との間の権利義務等を定めるものである。本規則は、「イブシロン決済サービス利用約款」（以下「本利用約款」という）を補充するものであり、本利用約款と一体となってイブシロン決済サービス利用契約（以下「本利用契約」という）の内容となる。
2. 本規則は、指定コンビニ若しくはそのフランチャイザー又はコンビニ決済事業者と利用者との間の権利義務の内容を定めるものではない。

#### 第2条（適用関係）

1. 本規則は、利用希望者又は利用者がコンビニ決済に関してイブシロン決済サービスの利用を希望する場合又は現に利用している場合に適用されるものとする。
2. 本サービスに関して本規則に定めのない事項については、本利用約款の定めるところによるものとし、本規則の定めと本利用約款の定めが矛盾抵触する場合には、本規則の定めが優先するものとする。

#### 第3条（用語の定義）

1. 本規則において用いられる用語の意味は、本規則において特に定められている場合を除き、本利用約款における意味と同一とする。
2. 本規則において以下の各号の用語は、当該各号に定める意味を有するものとする。
  - 1) コンビニ決済 通信販売の買主が、コンビニ決済事業者所定の払込票等を用いて、EP 所定のコンビニエンスストア（以下「指定コンビニ」という）店頭で、当該通信販売の代金等を現金その他 EP が指定する支払手段（以下「現金等」という）によって支払う場合に、当該指定コンビニが利用者を代理してこれを受領すること
  - 2) コンビニ決済事業者 本決済事業者のうち、指定コンビニのフランチャイザーとの間及び EP との間でそれぞれコンビニ決済に関する契約を締結している者であって、当該各契約に基づいて、当該指定コンビニの店頭における代金等の代理受領を行わせ、指定コンビニ店頭で代理受領された代金等から所定の手数料等を控除した残額を EP に支払う者
  - 3) 払込票データ 利用者による通信販売の買主が当該通信販売の代金等を指定コンビニの店頭で支払う際に使用するコンビニ決済事業者所定の払込票に関するデータであって、当該買主がインターネットを通じてダウンロードした上で印刷処理をすることにより当該払込票を作成することができるもの
  - 4) 代理収納協会 代金等の代理受領にかかわる事業者による任意団体であるところの「日本代理収納サービス協会」

#### 第4条（サービスの内容）

本サービスの内容は、本利用約款に定めるもののほか、以下の各号のとおりとする。

- 1) 利用者及び買主からインターネットを通じて送信されてきたデータに基づいて払込票データを作成し又はコンビニ決済事業者に作成させ、これをインターネットを通じて当該買主からの求めに応じて送信し又はコンビニ決済事業者に送信させること
- 2) インターネットを通じた管理画面の提供その他第1号に関連し又は付随するサービス

#### 第5条（指定コンビニ）

1. EP は、事前に利用者へ通知することにより、指定コンビニを変更することができる。
2. 指定の取り止めその他前項に基づく指定コンビニの変更によって利用者が何らかの損失、損害等を被った場合においても、EP は当該損失、損害等に関し一切責任を負わない。

#### 第6条（本サービスの利用）

1. EP は、利用者が本規則及び本利用約款を遵守することを条件として、本規則及び本利用約款に基づき本サービスを提供する。利用者は、本規則及び本利用約款に基づき本サービスを利用することができる。
2. 利用者は、EP から本サービスについての登録完了通知を受けた時以降に限り、本サービスを利用することができる。但し、EP が利用者へ本サービスの利用開始時期を通知した場合には、通知された当該利用開始時期以降に限り、利用することができる。
3. 利用者は、指定コンビニ店頭での代金等支払に関してのみ、本サービスを利用することができる。但し、コンビニ決済事業者が承認しなかった場合には、当該コンビニ決済事業者に係るコンビニ決済に関しては本サービスを利用することができない。
4. 利用者は、買主からインターネットを通じて指定コンビニの店頭で通信販売の代金等を現金、電子マネーその他 EP が指定する支払手段（以下「現金等」という）によって代金を決済する旨のデータが送信されてきた場合にのみ、本サービスを利用することができる。
5. 利用者は、日本国内に所在する指定コンビニ店頭における円建てによる代金等の支払に関してのみ本サービスを利用することができる。
6. 利用者が行う通信販売についてコンビニ決済事業者がコンビニ決済の全部又は一部の取り扱いを承認しなかった場合又は既にした承認の全部又は一部を撤回した場合には、利用者は当該不承認又は撤回に係るコンビニ決済に関しては本サービスを利用することができない。
7. 利用者は、コンビニ決済に関連する契約をコンビニ決済事業者と締結することなく本サービスを利用することができる。イブシロン決済サービス若しくは本サービスの利用又は本規則若しくは本利用約款への同意によって、利用者又は利用希望者とコンビニ決済事業者との間に、何らかの契約が成立することはない。
8. 利用者は、1 取引の決済金額（消費税相当額を含む。以下本条において同じ。）が 300,000 円未満のコンビニ決済に関してのみ本サービスを利用することができる。

#### 第7条（決済売上金の引渡に関する特則）

1. 利用者の通信販売の買主が、払込票データに基づいて印刷した払込票を用いて、指定コンビニの店頭において、通信販売の代金等を現金等によって支払い、指定コンビニがこれを代理受領し、かつ当該指定コンビニからそのフランチャイザーへ、当該フランチャイザーからコンビニ決済事業者へ、当該コンビニ決済事業者から EP へと、順次、当該代理受領に係る支払がなされた場合、EP は、利用者に対し、当該代金等の額から本利用約款第6条に定める手数料等を控除した残額を、本利用約款の料金別紙に定められている支払期限に従って、利用者が指定した利用者名義の銀行口座へ振り込む方法により支払う。但し、利用者が他の決済方法に関してイブシロン決済サービスを利用している場合には、当該他の決済方法に係る支払と合算して支払うことができる。
2. EP は、コンビニ決済事業者から通信回線を通じて送信を受けたデータに基づき、利用者の通信販売の買主の代金等の支払状況を、インターネットを通じて、利用者の閲覧に供する。

#### 第8条（手数料に関する特則）

買主が指定コンビニ店頭での代金等支払の際に領収証の交付を当該指定コンビニに求めた場合において当該領収証に貼付された収入印紙代は、EP が立て替える。利用者は、前項の手数料と共に当該収入印紙代相当額を EP に支払うことによって又は本利用約款に基づく相殺によって当該立替額を精算する。但し、本項は、指定コンビニ店頭での領収証の発行を保証するものではない。

#### 第9条（商品）

1. 利用者は、コンビニ決済によって代金等を決済しようとする商品（以下「対象商品」という）を事前に EP 所定の様式によって EP に届け出るものとする。但し、当該対象商品がイブシロン決済サ

ービスの利用申込時に EP に届け出た商品と同一である場合はこの限りでない。

2. 利用者は、以下の各号のいずれかに該当するものを対象商品としてはならない。
  - 1) 本利用約款において禁止されている物品、役務、情報、権利等
  - 2) 手形、小切手、株券等の有価証券又は商品券、プリペイドカード、印紙、切手若しくは回数券
  - 3) その他 EP が不適当と認めたもの

#### 第 10 条 (商品の広告)

1. 利用者は、対象商品の宣伝広告をする場合には、割賦販売法、特定商取引法、景品表示法、特定電子メール送信適正化法、消費者契約法等の関係法令を遵守すると共に、消費者に誤解を生じさせるおそれのある表示及び公序良俗に反するおそれのある表示をしてはならない。
2. 利用者は、事前に EP から同意を得た場合を除き、前項の広告において以下の各号のいずれか 1 つに該当する者の商号、商標その他の営業表示を使用してはならない。
  - 1) コンビニ決済事業者
  - 2) 指定コンビニのフランチャイザー (将来、異動が生じた場合は当該異動後のフランチャイザー)
  - 3) その他 EP が指定した者
3. 利用者は、そのウェブサイトにおいてコンビニ決済事業者のウェブサイトへのリンクを設定してはならない。
4. 第 2 項及び第 3 項は、本利用約款における広告に関する定めを妨げない。

#### 第 11 条 (通信販売の際の表示事項等)

1. 利用者は、コンビニ決済により代金等を決済しようとする通信販売を行う場合には、当該通信販売に用いるインターネット上の利用者のサイトにおいて、以下の各号の事項に関する表示を買主にならうとする者が事前に閲覧できる状態にするものとする。
  - 1) 利用者の商号
  - 2) 利用者の電話番号及び電子メールアドレス
  - 3) 通信販売の責任者の氏名及びその者への連絡方法
  - 4) 商品の代金等
  - 5) 商品の引渡時期
  - 6) 代金等の支払期限及び支払方法
  - 7) 商品の交換、並びに通信販売に係る契約の解消 (解除、合意解約を含むがこれらに限られない。) 及びこれに伴う対象商品の返品
  - 8) 買主にならうとする者から送信を受けたデータが利用者によって安全に保護される旨
  - 9) 本利用約款において広告に表示すべき旨が定められている事項
  - 10) 買主、対象商品、代金その他当該通信販売の属性をコンビニ決済事業者が統計的に処理し、その処理結果を当該コンビニ決済事業者が自己の事業に利用し又は第三者に利用させる場合があること。
  - 11) 日本国内に所在する指定コンビニ店頭において円建てにより代金等を支払うべき旨
  - 12) その他 EP が指定した事項
2. 前項は、本利用約款における広告に関する定めを妨げない。
3. 利用者は、買主が商品の引渡又は提供に先立って当該商品の代金の全部又は一部を指定コンビニ店頭で支払うこととする通信販売を行う場合において、当該商品についての通信販売の申込みを受け、かつ当該申込みをした者 (以下「購入申込者」という) が当該商品の代金の全部又は一部が指定コンビニで支払ったときは、その支払いの日から 7 日以内に、当該購入申込者へ、以下の各号いずれかの方法により、以下の (1) から (7) の事項を通知するものとする。但し、当該商品の代金の全部又は一部を受領した後 7 日以内に当該商品の発送又は提供を行った場合は、この限りでない。
  - 1) 書面の送付
  - 2) 電子メールの送信又はウェブサイトへ表示して閲覧に供すること (いずれもプリントアウトが可能であることを要する。) 但し、当該通知方法及び当該購入申込者において必要となるアプリケーションソフトウェアを示した上で、当該購入申込者から、当該方法によることについての承諾を書面又はこれらの方法により事前に得ている場合に限る。
    - (1) 当該申込みを承諾する旨又はしない旨 (その受領前にその申込みを承諾する旨又はしない旨をその申込みをした者に通知している場合には、その旨)
    - (2) 利用者の商号、本店所在地、連絡先住所及び電話番号
    - (3) 受領した代金等の額及びそれ以前に受領した金額があるときはその合計額
    - (4) 前号の受領の年月日
    - (5) 申込みを受けた商品の名称、種類及びその数量
    - (6) 当該申込みを承諾する場合は、商品の引渡又は提供の時期
    - (7) 当該申込みを承諾しない旨を通知する場合には、既に受領している代金等を直ちに返還する旨及びその方法

#### 第 12 条 (申込撤回、返品等)

1. 利用者は、買主が指定コンビニ店頭において通信販売の代金等の支払を行うまでの間は、当該買主が当該通信販売に係る契約の締結申込の意思表示を撤回することを認めるものとする。利用者は、買主からの当該撤回の意思表示に応じた場合は、直ちに、その旨を EP に通知するものとする。
2. 利用者は、コンビニ決済により代金等を決済しようとする通信販売に関しては、対象商品の引渡完了から加盟店が当該通信販売に係る契約において定められた一定の期日までの間に当該買主から求められた場合には、対象商品の交換又は当該通信販売に係る契約の解消 (解除、合意解約を含むがこれらに限られない。以下、本条において同じ。) 及びこれに伴う対象商品の返品に応じるものとする。但し、当該対象商品の特性上、交換又は返品に応じないこととする場合であつたかつその旨を第 11 条第 1 項第 7 号の事項として当該利用者のサイトに表示していた場合は、この限りではない。
3. 通信販売に係る契約の締結申込の意思表示の撤回、対象商品の交換、通信販売に係る契約の解消等に伴う代金等の買主への返還は、当該通信販売を行った利用者自身の責任において対処するものとし、EP 及びコンビニ決済事業者は一切関与しない。

#### 第 13 条 (委託に関する特別)

EP は、本利用約款の定めにかかわらず、指定コンビニ店頭での代金等の代理受領、収入印紙相当額の立て替え等をコンビニ決済事業者に委託し、コンビニ決済事業者は指定コンビニ又はそのフランチャイザーに当該業務を再委託する。当該コンビニ決済事業者又は指定コンビニ若しくはそのフランチャイザーが当該業務に関連して行った行為は、本利用約款の適用上、EP の行為とみなされるものとする。

#### 第 14 条 (存続条項)

本利用契約の全部又は本サービスに関する部分のみが事由の如何を問わず終了した後においても、第 5 条、第 7 条、第 12 条第 2 項及び第 3 項、第 13 条、並びに本条は、なお無期限に有効に継続するものとし、当該終了の日までに本利用契約に基づいて発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は当該終了によって影響を受けないものとする。



## イブシロン決済サービス利用規則（ペイジー決済関連）

### 第1条（目的）

1. この規則（以下「本規則」という）は、イブシロン決済サービスのうちペイジー決済に関するもの（以下「本サービス」という）の内容及びこれに関連するEPと利用者との間の権利義務等を定めるものである。本規則は、「イブシロン決済サービス利用約款」（以下「本利用約款」という）を補充するものであり、本利用約款と一体となってイブシロン決済サービス利用契約（以下「本利用契約」という）の内容となる。
2. 本規則は、Pay-easyを取り扱う金融機関（以下「ペイジー取扱金融機関」という）又はペイジー決済事業者と利用者との間の権利義務の内容を定めるものではない。

### 第2条（適用関係）

1. 本規則は、利用希望者又は利用者がペイジー決済に関してイブシロン決済サービスの利用を希望する場合又は現に利用している場合に適用される。
2. 本サービスに関して本規則に定めのない事項については、本利用約款の定めるところによる他、「イブシロン決済サービス利用規則（コンビニ決済関連）」（以下「コンビニ決済規則」という）を性質上可能な限り準用するものとし、本規則の定めと本利用約款の定めが矛盾抵触する場合には、本規則の定めが優先するものとする。

### 第3条（用語の定義）

1. 本規則において用いられる用語の意味は、本規則において特に定められている場合を除き、本利用約款における意味と同一とする。
2. 本規則において以下の各号の用語は、当該各号に定める意味を有するものとする。
  - 1) ペイジー決済  
利用者を買主とする商品の代金等の額に相当する口座振込がPay-easyを利用したインターネットバンキング等によって指示され、ペイジー取扱金融機関の口座へ当該振込がなされて当該ペイジー取扱金融機関が代理受領した時に、当該商品の買主が負担する当該代金等の支払債務が全て消滅すること
  - 2) ペイジー決済事業者  
本決済事業者のうち、日本マルチペイメントネットワーク推進協議会の会員であり、かつEPとの間でペイジー決済に関する契約を締結している者であって、当該会員たる地位及び当該契約に基づきペイジー取扱金融機関にペイジー決済に係る代理受領を行わせ、ペイジー取扱金融機関が代理受領した代金等から所定の手数料等を控除した残額をEPに支払う者

### 第4条（サービスの内容）

本サービスの内容は、コンビニ決済規則に準じる。

### 第5条（ペイジー取扱金融機関）

1. ペイジー取扱金融機関は、日本マルチペイメント運営機構に参加してペイジー決済を取り扱っている金融機関のうちペイジー決済事業者所定の金融機関とする。ペイジー取扱金融機関は同機構若しくは各金融機関又はペイジー決済事業者の判断によって変更される場合がある。
2. ペイジー取扱金融機関が変更されたことによって利用者が何らかの損失、損害等を被った場合でも、EPは当該損失、損害等に関し一切責任を負わない。

### 第6条（本サービスの利用）

1. EPは、利用者が本規則、コンビニ決済規則及び本利用約款を遵守することを条件として、本規則、コンビニ決済規則及び本利用約款に基づき本サービスを提供する。利用者は、本規則、コンビニ決済規則及び本利用約款に基づき本サービスを利用することができる。
2. 利用者は、EPから本サービスについての登録完了通知を受けた時以降に限り、本サービスを利用することができる。但し、EPが利用者に本サービスの利用開始時期を通知した場合には、通知された当該利用開始時期以降に限り、利用することができる。
3. 利用者は、ペイジー取扱金融機関に係るペイジー決済に関してのみ、本サービスを利用することができる。但し、本サービスの利用についてペイジー決済事業者が承認しなかった場合には、当該ペイジー決済事業者に係るペイジー決済に関しては本サービスを利用することができない。
4. 利用者は、自らが売主である通信販売についてのみ本サービスを利用することができる。利用者は、第三者が売主である通信販売について本サービスを利用してはならない。
5. 利用者が行う通信販売についてペイジー決済事業者がペイジー決済の全部又は一部の取り扱いを承認しなかった場合又は既にした承認の全部又は一部を撤回した場合には、利用者は当該不承認又は撤回に係るペイジー決済に関しては本サービスを利用することができない。
6. 利用者は、ペイジー決済に関連する契約をペイジー決済事業者又はペイジー取扱金融機関と締結することなく本サービスを利用することができる。イブシロン決済サービス若しくは本サービスの利用又は本規則、コンビニ決済規則若しくは本利用約款への同意によって、利用者又は利用希望者とペイジー決済事業者又はペイジー取扱金融機関との間に、何らかの契約が成立することはない。
7. 利用者は、1取引の決済金額（消費税相当額を含む。以下本条において同じ。）が10,000,000円未満のペイジー決済に関してのみ本サービスを利用することができる。

### 第7条（存続条項）

本利用契約の全部又は本サービスに関する部分のみが事由の如何を問わず終了した後においても、第5条第2項及び本条は、なお無期限に有効に継続するものとし、当該終了の日までに本利用契約に基づいて発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は当該終了によって影響を受けないものとする。

以上

## イブシロン決済サービス利用規則（ウェブマネー決済関連）

### 第1条（目的）

1. この規則（以下「本規則」という）は、イブシロン決済サービスのうちウェブマネーを用いた電子マネー決済に関するサービス（以下「本サービス」という）の内容及びこれに関連するEPと利用者との間の権利義務等を定めるものである。本規則は、「イブシロン決済サービス利用約款」（以下「本利用約款」という）を補充するものであり、本利用約款と一体となってイブシロン決済サービス利用契約（以下「本利用契約」という）の内容となる。
2. 本規則は、株式会社ウェブマネー（以下「ウェブマネー社」という）と利用者との間の権利義務の内容を定めるものではない。

### 第2条（適用関係）

1. 本規則は、利用希望者又は利用者がウェブマネーを用いた電子マネー決済に関してイブシロン決済サービスの利用を希望する場合又は現に利用している場合に適用されるものとする。
2. 本規則に定めのない事項については、本利用約款及び「イブシロン決済サービス利用規則（カード決済関連）」（以下「カード決済規則」という）の定めるところによるか又は可能な限りこれらを準用するものとし、本規則の定めとこれらの定めが矛盾抵触する場合には、本規則の定めが優先するものとする。

### 第3条（用語の定義）

1. 本規則において用いられる用語の意味は、本規則において特に定められている場合を除き、本利用約款における意味と同一とする。
2. 本規則において以下の各号の用語は、当該各号に定める意味を有する。
  - 1) ウェブマネー決済 買主の利用者に対する通信販売代金等の支払債務についてウェブマネー社が同社所定の金額の範囲内で免責的債務引き受けを行った上で、当該代金等からウェブマネー社所定の手数料等を控除した残額をEPへ支払い、EPが当該利用者を代理してこれを受領すること
  - 2) WebMoney 加盟店契約 本加盟店契約のうち、商品の代金等をウェブマネー決済を用いて決済することを目的としてウェブマネー社との間で締結される契約であって、本規則に定めるところに従いEPを代理人として締結されるもの
  - 3) ウェブマネー利用販売 利用者を売主とする通信販売であって、その対象商品の代金等をウェブマネー決済を用いて決済することが予定されているもの

### 第4条（本サービスの内容）

本サービスの内容は、カード決済規則の内容に準じる。

### 第5条（本サービスの利用）

1. EPは、利用者が本規則、カード決済規則及び本利用約款を遵守することを条件として、本規則、カード決済規則及び本利用約款に基づき本サービスを提供する。利用者は、本規則、カード決済規則及び本利用約款に基づき本サービスを利用することができる。
2. 利用者は、EPから本サービスについての登録完了通知を受けた時以降に限り、本サービスを利用することができる。但し、EPが利用者に本サービスの利用開始時期を通知した場合には、通知された当該利用開始時期以降に限り、利用することができる。
3. 利用者は、1取引の決済金額（消費税相当額を含む。以下本条において同じ。）が200,000円未満のウェブマネー決済に関してのみ本サービスを利用することができる。

### 第6条（免責に関する特別）

ウェブマネー決済に係る代金等支払債務の免責的債務引受がウェブマネー社によってなされた場合、ウェブマネー社からの支払の有無にかかわらず、買主は当該代金等の支払債務を免れ、これによって利用者は当該買主に対しては当該代金等の支払を請求することができないこととなる。利用者は、かかる事態に関して異議を述べないものとし、EPは、かかる事態及びこれによって利用者が被った損失、損害等に関し、一切責任を負わないものとする。

### 第7条（存続条項）

利用契約の全部又は本サービスに関する部分が事由の如何を問わず終了した後においても、第6条及び本条はなお無期限に有効とし、当該終了の日までに本利用契約に基づいて発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は当該終了によって影響を受けないものとする。

以上

## イブシロン決済サービス利用規則（ビットキャッシュ関連）

### 第1条（目的）

1. この規則（以下「本規則」という）は、イブシロン決済サービスのうちビットキャッシュを用いた電子マネー決済に関するサービス（以下「本サービス」という）の内容及びこれに関連するEPと利用者との間の権利義務等を定めるものである。本規則は、「イブシロン決済サービス利用約款」（以下「本利用約款」という）を補充するものであり、本利用約款と一体となってイブシロン決済サービス利用契約（以下「本利用契約」という）の内容となる。
2. 本規則は、ビットキャッシュ株式会社（以下「BC社」という）と利用者との間の権利義務の内容を定めるものではない。

### 第2条（適用関係）

1. 本規則は、利用希望者又は利用者がビットキャッシュ決済に関してイブシロン決済サービスの利用を希望する場合又は現に利用している場合に適用されるものとする。
2. 本規則に定めのない事項については、本利用約款及び「イブシロン決済サービス利用規則（ウェブマネー決済関連）」（以下「ウェブマネー決済規則」という）の定めるところによるか又は可能な限りこれを準用するものとし、本規則の定めとこれらの定めが矛盾抵触する場合には、本規則の定めが優先するものとする。

### 第3条（用語の定義）

1. 本規則において用いられる用語の意味は、本規則において特に定められている場合を除き、本利用約款における意味と同一とする。
2. 本規則において以下の各号の用語は、当該各号に定める意味を有する。
  - 1) ビットキャッシュ決済  
利用者を売主とする通信販売の代金等をBC社が発行するビットキャッシュ（BitCash）を用いた電子マネー決済で決済することを含む当該通信販売の申込がなされた場合において、BC社のサーバから発信された当該決済を承認する旨のデータがEPのサーバによって受信された後、利用者が当該契約の締結を承諾する旨の意思表示を行って当該契約が成立したときに、当該成立と同時に当該代金等の支払債務が消滅すること。
  - 2) ビットキャッシュ決済サービス  
BC社によって提供されるサービスであって、BC社所定の要件が満たされた場合に通信販売に係る商品の代金等に相当するビットキャッシュを当該通信販売の売主からBC社所定の買取代金により買い取ること、かかる買取に関連するデータ処理等の内容を有するもの。詳細はビットキャッシュ加盟店契約の定めるところによる。
  - 3) ビットキャッシュ加盟店契約  
BC社との間で締結されるビットキャッシュ決済サービスの利用を目的とした契約であって、本規則に定めるところに従いEPを利用者の代理人として締結されるもの
  - 4) ビットキャッシュ利用販売  
利用者を売主とする通信販売であって、買主になろうとする者から契約締結の際に管理番号に関するデータ（以下「管理番号データ」という）の提供を受け、かつ当該通信販売に係る商品の代金等をビットキャッシュを用いて決済することが特約されているもの

### 第4条（本サービスの内容）

本サービスの内容は、ウェブマネー決済規則の定めに従う。

### 第5条（本サービスの利用）

1. EPは、利用者が本規則、ウェブマネー決済規則及び本利用約款を遵守することを条件として、本規則、ウェブマネー決済規則及び本利用約款に基づき本サービスを提供する。利用者は、本規則、ウェブマネー決済規則及び本利用約款に従って本サービスを利用することができる。
2. 利用者は、EPから本サービスについての登録完了通知を受けた時以降に限り、本サービスを利用することができる。但し、EPが利用者に本サービスの利用開始時期を通知した場合には、通知された当該利用開始時期以降に限り、利用することができる。
3. 利用者は、1取引の決済金額（消費税相当額を含む。以下本条において同じ。）が200,000円未満のビットキャッシュ決済に関してのみ本サービスを利用することができる。

### 第6条（ビットキャッシュ利用販売の可否照会）

1. EPは、ビットキャッシュ利用販売の買主になろうとする者からデータ通信によって管理番号データが送信されてきた場合には、EPのサーバによってこれを受信し、受信した当該管理番号データに基づき当該ビットキャッシュ利用販売の可否の照会に関するBC社所定のデータ（以下「照会データ」という）を作成して、当該照会データをBC社のコンピュータシステムへ向けてデータ通信により発信する。
2. EPは、前項の照会への回答に関するデータ（以下「回答データ」という）がBC社のコンピュータシステムからデータ通信により送信されてきた場合には、これを受信して、当該回答の内容に関するデータを当該ビットキャッシュ利用販売の売主になろうとする利用者へデータ通信により発信する。
3. 利用者は、ビットキャッシュ利用販売を承認する旨の回答データがEPのサーバによって受信された場合にのみ当該ビットキャッシュ利用販売を実行し、他の内容であった場合又は受信されなかった場合には行ってはならない。

### 第7条（ビットキャッシュ利用販売における特約）

1. 利用者は、ビットキャッシュ利用販売を行う場合には、当該ビットキャッシュ利用販売を承認する旨の回答データが利用者側のサーバによって受信された時に当該ビットキャッシュ利用販売が成立しかつ同時に当該ビットキャッシュ利用販売の代金債務が消滅することとする旨を買主との間で特約するものとする。
2. 利用者は、ビットキャッシュ利用販売を行う場合には、買主になろうとする者に対し、前項の特約の必要性及びその内容を通信販売に係る商品代金の支払方法として予め示すものとする。

### 第8条（免責に関する特則）

EPは、ウェブマネー決済規則及び本利用約款に基づき免責される場合の他、以下の各号の事由に関しては、法律構成の如何にかかわらず、一切責任を負わない。

- 1) BC社と利用者との間のビットキャッシュ加盟店契約に基づくビットキャッシュ決済サービスの提供の停止若しくは不具合、ビットキャッシュの買い取りの拒否若しくは取り消し、ビットキャッシュの買い取り代金の支払留保又は受領済みのビットキャッシュ買い取り代金の返還義務の発生
- 2) 本サービスの提供の停止

### 第9条（存続条項）

利用契約の全部又は本サービスに関連する部分のみが事由の如何を問わず終了した後においても、第8条及び本条はなお有効に継続するものとし、当該終了の日までに本利用契約に基づいて発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は当該終了によって影響を受けないものとする。

以上

#### 第1条（目的）

1. この規則（以下「本規則」という）は、イブシロン決済サービスのうち「ちょコム」決済に関するサービス（以下「本サービス」という）の内容及びこれに関連するEPと利用者との間の権利義務等を定めるものである。本規則は、イブシロン決済サービス利用約款（以下「本利用約款」という）を補充するものであり、本利用約款と一体となってイブシロン決済サービス利用契約（以下「本利用契約」という）の内容となる。
2. 本規則は、エヌ・ティ・ティ・スマートトレード株式会社（以下「NTTS」という）と利用者との間の権利義務の内容を定めるものではない。

#### 第2条（適用関係）

1. 本規則は、利用者がイブシロン決済サービスの利用申込を行うに際してEP所定の申込書に「ちょコム」決済に関してイブシロン決済サービスの利用を希望する旨を明示していた場合又はイブシロン決済サービスの利用開始後にかかる希望をEP所定の方法によりEPに通知した場合に限り、適用される。
2. 本規則に定めのない事項については、本利用約款の定めるところにより、本規則の定めと本利用約款の定めが矛盾抵触する場合には、本規則の定めが優先する。

#### 第3条（用語の定義）

1. 本規則において用いられる用語の意味は、本規則において特に定められている場合を除き、本利用約款における意味と同一とする。
2. 本規則において以下の各号の用語は、当該各号に定める意味を有する。
  - 1) 「ちょコム」決済  
利用者を売主とする通信販売の代金等についてNTTSが発行する「ちょコム」を用いて行われる電子マネー決済、すなわち当該通信販売に係る契約において商品の代金等を「ちょコム」で決済することが特約されている場合又は当該契約と別の契約により同趣旨の内容が利用者と当該商品の買主との間で合意されている場合において、NTTSのサーバ内の当該買主の貯金箱から利用者の貯金箱へ当該代金等に相当する「ちょコム」が移転した時に、当該特約又は当該別の契約に基づいて当該代金等の支払債務が消滅すること
  - 2) 「ちょコム」加盟店契約  
自己を売主とする商品の代金等について「ちょコム」決済を行うことを目的としたNTTSとの間の契約であって、本規則に定めるところに従いEPを代理人として締結されるもの
  - 3) 売買取引契約  
利用者を売主とする商品の販売、提供等を目的とする契約
  - 4) 売買取引代金債務  
売買取引契約に基づいて買主が負担する代金等の支払債務

#### 第4条（本サービスの内容）

本サービスの内容は、本利用約款の定めに従う。

#### 第5条（本サービスの利用）

1. EPは、利用者が本規則及び本利用約款を遵守することを条件として、本規則及び本利用約款に基づき本サービスを提供する。利用者は、本規則及び本利用約款に従って本サービスを利用することができる。
2. 利用者は、EPから本サービスについての登録完了通知を受けた時以降に限り、本サービスを利用することができる。但し、EPが利用者に本サービスの利用開始時期を通知した場合には、通知された当該利用開始時期以降に限り、利用することができる。
3. 利用者は、1取引の決済金額（消費税相当額を含む。以下本条において同じ。）が100,000円未満の「ちょコム」決済に関してのみ本サービスを利用することができる。

#### 第6条（ちょコム取引契約）

利用者は、以下の各号の内容を理解し、承認する。但し、本条においてちょコム利用者とは、ちょコムに関するNTTS所定の利用者規約を承認の上、「ちょコム」の利用に関してNTTS所定の方法でちょコム利用者登録した者をいう。

- 1) ちょコム利用者が、NTTSの本人認証を受ける等NTTS所定の方法により、その貯金箱内に保有している「ちょコム」を利用者の貯金箱へ移転することを以って利用者に対して負担する売買取引代金債務の支払に代える旨の契約（以下「ちょコム取引契約」という）の締結の申込をした場合、利用者は、正当な理由なくその申込に対する承諾を拒んではならないこと。
- 2) ちょコム利用者がNTTSの本人認証を受ける等NTTS所定の方法により当該ちょコム利用者の貯金箱内に保有している「ちょコム」を利用者の貯金箱へ移転することを以って利用者に対して負担する売買取引代金債務の支払に代える旨を当該ちょコム利用者と利用者との間の売買取引契約において特約（以下「ちょコム決済特約」という）した場合には、ちょコム取引契約を別途締結する必要がないこと。
- 3) ちょコム取引契約が成立した場合又はちょコム決済特約がなされた場合には、当該ちょコム取引契約又は当該ちょコム決済特約に基づく「ちょコム」の移転を以って当該ちょコム取引契約又は当該ちょコム決済特約に係る代金債務が消滅すること

#### 第7条（自動資金化実行日）

利用者は、「ちょコム」加盟店契約に基づく自動資金化実行日として毎月末日を指定する。EPはかかる指定をNTTSが認識するよう取り計らう。

#### 第8条（免責に関する特則）

EPは、本利用約款に基づき免責される場合の他、以下の各号の事由に関しては、法律構成の如何にかかわらず、一切責任を負わない。

- 1) NTTSと利用者との間の「ちょコム」加盟店契約に基づく「ちょコム」決済の取扱い又は「ちょコム」の取引に係るサービスの提供の停止又は不具合
- 2) ちょコム取引契約又はちょコム決済特約を含む売買取引契約の解消に伴う代金等の返還又は精算
- 3) 「ちょコム」決済に係る商品の瑕疵又は当該商品に係る売買取引契約の成立、効果帰属、履行若しくは解消に関する紛争その他売買取引契約に関連する紛争（EPの責めに帰すべき事由による本利用契約の不履行に起因する売買取引契約の不成立に関する紛争を除く。）

#### 第9条（存続条項）

本利用契約の全部又は本サービスに関連する部分のみが事由の如何を問わず終了した後においても、第8条及び本条はなお有効に継続するものとし、当該終了の日までに本利用契約に基づいて発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は当該終了によって影響を受けないものとする。

#### 第1条（目的）

1. この規則（以下「本規則」という。）は、イブシロン決済サービスのうち JCB PREMO に関するもの（以下「本サービス」という。）の内容及びこれに関連する EP と利用者との間の権利義務等を定めるものである。本規則は、イブシロン決済サービス利用約款（以下「本利用約款」という。）を補充するものであり、本利用約款と一体となってイブシロン決済サービス利用契約（以下「本利用契約」という。）の内容となる。
2. 本規則は、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）と利用者との間の権利義務の内容を定めるものではない。

#### 第2条（適用関係）

1. 本規則は、利用者がイブシロン決済サービスの利用申込を行うに際して JCB PREMO に関してイブシロン決済サービスの利用を希望する旨を明示していた場合又はイブシロン決済サービスの利用開始後にかかる希望を EP 所定の方法により EP に通知した場合に限り、適用される。
2. 本規則に定めのない事項については、本利用約款及び「イブシロン決済サービス利用規則（カード決済関連）」（以下「カード決済規則」という。）の定めるところによるか又は可能な限りこれらを準用するものとし、本規則の定めとこれらの定めが矛盾抵触する場合には、本規則の定めが優先するものとする。

#### 第3条（用語の定義）

1. 本規則において用いられる用語の意味は、本規則において特に定められている場合を除き、本利用約款における意味と同一とする。
2. 本規則において以下の各号の用語は、当該各号に定める意味を有する。
  - 1) バリュー 発行を受けた者が加盟店から商品を購入し又は商品の提供を受ける場合において当該商品の代金等の支払に用いることができる電子データであって、発行をした事業者が管理するサーバ（以下「運用サーバ」という。）内に蓄積されるもの
  - 2) カード保有者 バリューの管理及び使用をするための JCB 所定のプリペイドカード（一定のカード番号及び認証番号が付されている。）の発行を受けた者
  - 3) バリューの使用 カード保有者が購入し又は提供を受けた商品の代金等について、金銭等による弁済に代えて、運用サーバ内に蓄積されているバリューから一定額を引き去ること（以下「バリュー減算」という。）によって弁済すること
  - 4) JCB PREMO カード保有者が加盟店から商品を購入し又は商品の提供を受けるに当たり、当該商品の代金等の支払のためにバリューを使用した場合に、使用されたバリューに相当する金額を JCB が加盟店に支払うこと等を内容とするサービスであって、JCB によって提供されるもの
  - 5) 加盟店契約 通信販売の代金等について JCB PREMO を利用すること等を内容とする JCB との間の JCB PREMO 通信販売加盟店契約
  - 6) バリュー使用通信販売 カード保有者を買主、加盟店を売主とする通信販売に係る契約の締結又はその履行であって、当該通信販売の対象となった商品の代金等の決済をバリューの使用によって行うことが予定されているもの

#### 第4条（本サービスの内容）

本サービスの内容は、カード決済規則の定めに従う。

#### 第5条（本サービスの利用）

1. EP は、利用者が本規則、カード決済規則及び本利用約款を遵守することを条件として、本利用契約に基づき本サービスを提供する。利用者は、本規則、カード決済規則及び本利用約款に従って本サービスを利用することができる。
2. 利用者は、EP から本サービスについての登録完了通知を受けた時以降に限り、本サービスを利用することができる。但し、EP が利用者に本サービスの利用開始時期を通知した場合には、通知された当該利用開始時期以降に限り、利用することができる。
3. 利用者は、1 取引の決済金額（消費税相当額を含む。以下本条において同じ。）が 50,000 円以下の JCB PREMO に関してのみ本サービスを利用することができる。

#### 第6条（調査・改善等に関する特則）

1. EP は、以下の各号の事項その他 JCB が定める事項について JCB から調査を求められた場合、速やかにこれに協力する（販売・勧誘マニュアル・パンフレット、広告、契約書面等の提出を含むが、これらに限られない。）。
  - 1) 利用者が販売している商品の代金等及び提供している役務の対価の金額
  - 2) 利用者が行う商品の販売若しくは役務の提供の方法又はその勧誘方法
  - 3) 利用者とかード保有者の間で発生したトラブル（JCB がカード保有者や消費者センターなどから受けた利用者に対する苦情相談を含む。）の内容及び理由
  - 4) 利用者による商品、役務の効能、効果に関する説明や広告表示についての合理的根拠の有無
  - 5) 特定商取引に関する法律において規制される業務を利用者が取り扱っているか否か
  - 6) 利用者が特定商取引に関する法律その他の法令に違反しているか否か
2. EP は、JCB から依頼を受けた場合には、カード保有者のプリペイドカードの使用状況等の調査に協力する。
3. 偽造されたプリペイドカードの使用その他プリペイドカードの不正利用が行われた場合において、JCB から当該不正利用に関する調査の協力を求められたときは、EP は、誠実に協力する。また、EP は、当該不正利用によって EP が被害を受けた場合において、JCB から指示を受けたとき又は自発的に必要と判断したときには、自己の事業所を管轄する所轄警察署等へ当該不正利用に係る被害届を提出することができる。

#### 第7条（本サービスでサポートされない機能）

1. 本サービスは、JCB が通常提供している JCB PREMO のサービス内容又は機能のうち次のものをサポートせず、これらに対応していない。利用者は、これ承認して、異議又は苦情を述べない。
  - 1) 通信販売の代金等の一部のみについて、金銭等による弁済に代えて、バリュー減算によって弁済すること
  - 2) カード保有者の保有する 1 枚のプリペイドカードに係るバリュー残高がバリュー使用通信販売の代金等の金額に満たない場合に、不足額について、当該カード保有者が保有する他の 1 枚若しくは複数枚のプリペイドカードに係るバリューを用いて又は現金その他バリューとかかわりのない決済方法を用いて決済すること
  - 3) バリュー減算の全部又は一部の取消し
  - 4) 一旦実行されたバリュー減算金額の変更
2. 利用者は、バリュー使用通信販売の全部又は一部の解除、合意解約等に伴って買主であるカード保有者に当該バリュー使用通信販売の代金等の全部又は一部を返金すべき場合には、バリュー減算の取消し及びバリュー減算の金額の変更によることなく、口座振込その他バリューとかかわりのない決済方法によって返金するものとする。EP はかかる返金について一切関与しない。
3. 利用者は、第 1 項及び第 2 項に違反するバリュー使用通信販売を行ってはならず、これらと矛盾する内容の特約又は合意をカード保有者との間でしてはならない。

#### 第8条（利用者の遵守事項等に関する特則）

1. 加盟店は、バリュー使用通信販売を行うことに関し、以下の各号の事項を遵守しなければならない。
  - 1) 加盟店の作成した販売条件や商品等の説明等を含む広告の表示内容に基づく瑕疵のない商品等の販売、提供を行うこと。
  - 2) カード保有者に対し、購入の申込み、承諾の仕組みを提示し、カード保有者が取引の成立時期を明確に認識できる措置を講ずること。

- 3) カード保有者との間での二重送信やデータ誤入力が生じないよう確認画面を表示するなど誤操作の防止措置を講ずること。
  - 4) 加盟店のバリュー使用通信販売に関連して、加盟店、JCB、EP 及び買主の全部又は一部に対して、知的財産権に関する何らかの苦情又は裁判上若しくは裁判外の請求がなされた場合、加盟店の責任においてこれを解決し、JCB、EP 及び買主には一切迷惑をかけない。
  - 5) 次の a から e までのいずれかの場合、利用者は、自己の費用と責任をもって対処して解決を図り、EP に一切迷惑をかけず、何らの責任も負わせないものとする（EP の責めに帰すべき事由による本利用契約の不履行に起因するバリュー使用通信販売の不成立に関する紛争を除く。）。
    - a) カード保有者からバリュー使用通信販売又はその対象商品に関して苦情、相談を受けた場合
    - b) 効能又は効果に関する疑義、不良品、品違い、量目不足、商品の未着、誤請求等の事故が発生した場合
    - c) 利用者又は EP とカード保有者との間において紛議が生じた場合
    - d) カード保有者、関係省庁その他の行政機関等から、利用者のバリュー使用通信販売の対象商品が公序良俗違反、禁制品、知的財産権侵害商品又は JCB により不適切品として通知されたものである旨の指摘、指導等を受けた場合
    - e) カード保有者、関係省庁その他の行政機関等から、利用者のバリュー使用通信販売が公序良俗違反である、その対象商品が禁制品である、特定商取引に関する法律違反である、JCB によりカード保有者の保護に欠ける取引と判断された旨通知されたものである、カード保有者が遵守すべき規約に違反して取引しようとしていることを利用者が知っていた又は JCB により不適当と判断する取引として通知されていた旨の指摘、指導等を受けた場合
  - 6) 利用者は、カード保有者が商品の送付先として商品の受領確認が不明確となる恐れのある場所を指定した場合には、当該場所に商品を発送してはならない。利用者がかかる発送をしたときは、当該商品にかかるバリュー使用通信販売及びこれによって生じた紛争について、EP は一切責任を負わない。
  - 7) 利用者は、商品の送付にかかわる商品発送簿を作成し、運送機関の荷受伝票その他運送の受託を証明する文書等とともに、7 年間保管する。
2. 利用者は、本サービス及び JCB PREMO を利用するために必要となる利用者側のコンピュータシステム及びその使用環境を利用者の費用と責任によって確保し、運用し、保守しかつ必要に応じて適切に更新又は改修する。

#### 第 9 条（免責に関する特別）

EP は、本利用約款に基づき免責される場合の他、以下の各号の事由に関しては、法律構成の如何にかかわらず、一切責任を負わない。

- 1) 加盟店契約に基づく JCB PREMO の提供の停止又は JCB PREMO に係る取引システムにおける取扱の停止
- 2) 前号の取引システムの障害若しくは通信の輻輳、途絶等の障害又はこれに起因する JCB PREMO の不具合
- 3) 加盟店契約に基づく又は JCB の事業方針変更に伴う JCB PREMO の内容変更若しくは廃止又は第 1 号の取引システムの機能変更若しくは運用廃止
- 4) 第 7 条第 1 項に定めるサポート外機能の存在並びに同条第 2 項及び同条第 3 項の定める取扱又はこれに起因する利用者の不利益
- 5) バリュー使用通信販売の対象商品の瑕疵又はバリュー使用通信販売の成立、効果帰属、履行若しくは解消に関する紛争その他バリュー使用通信販売に関連する紛争（EP の責めに帰すべき事由による本利用契約の不履行に起因するバリュー使用通信販売の不成立に関する紛争を除く。）

#### 第 10 条（存続条項）

本利用契約の全部又は本サービスに関連する部分のみが事由の如何を問わず終了した後においても、第 6 条、第 8 条第 1 項第 4 号から第 7 号まで、第 9 条、及び本条はなお有効に継続するものとし、当該終了の日までに本利用契約に基づいて発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は当該終了によって影響を受けないものとする。

以上

第1条（目的）

1. この規則（以下「本規則」という）は、イブシロン決済サービスのうちネット銀行決済に関するサービス（以下「本サービス」という）の内容及びこれに関連するEPと利用者との間の権利義務等を定めるものである。本規則は、「イブシロン決済サービス利用約款」（以下「本利用約款」という）を補充するものであり、本利用約款と一体となってイブシロン決済サービス利用契約（以下「本利用契約」という）の内容となる。
2. 本規則は、ネット銀行と利用者との間の権利義務の内容を定めるものではない。

第2条（適用関係）

1. 本規則は、利用希望者又は利用者がネット銀行決済に関してイブシロン決済サービスの利用を希望する場合又は現に利用している場合に適用されるものとする。
2. 本規則に定めのない事項については、本利用約款の定めるところにより、本規則の定めと本利用約款の定めが矛盾抵触する場合には、本規則の定めが優先する。

第3条（用語の定義）

1. 本規則において用いられる用語の意味は、本規則において特に定められている場合を除き、本利用約款における意味と同一とする。
2. 本規則においてネット銀行決済とは、利用者の行う通信販売の買主が、当該通信販売の代金等をEP所定のネット銀行（以下「指定ネット銀行」という）に開設されている当該買主名義の預金口座から当該指定ネット銀行に開設されているEP名義の預金口座への振込により支払い、EPが当該利用者を代理してこれを受領することをいうものとする。

第4条（本サービスの内容）

本サービスの内容は以下の各号のとおりとし、詳細は本規則及び本利用約款の定めるところによる。

- 1) 買主からインターネットを通じて送信されてきた当該買主を特定するためのデータ及び通信販売の代金等に関するデータの双方又はいずれか一方を受信し、これを当該買主が利用しようとする指定ネット銀行へ向けてインターネットを通じて送信すること
- 2) 第1号に関連し又は付随するサービス

第5条（指定ネット銀行）

1. 指定ネット銀行は、PayPay 銀行株式会社、楽天銀行株式会社及び住信 S B I ネット銀行株式会社とする。
2. EP は、事前に利用者へ通知することにより、指定ネット銀行を変更することができる。
3. 指定の取り止めその他前項に基づく指定ネット銀行の変更によって利用者が何らかの損害を被った場合においても、EP は当該損害に関し一切責任を負わない。

第6条（本サービスの利用）

1. EP は、利用者が本規則及び本利用約款を遵守することを条件として、本規則及び本利用約款に基づき本サービスを提供する。利用者は、本規則及び本利用約款に従って本サービスを利用することができる。
2. 利用者は、本利用契約が本利用約款の定めるところに従って成立した時以降、本サービスを利用することができるものとする。但し、EP が利用者へ本サービスの利用開始時期を通知した場合には、通知された当該利用開始時期以降に限り、利用することができるものとする。
3. 利用者は、その通信販売の買主が指定ネット銀行に当該買主名義の預金口座を開設している場合であって、当該買主と当該指定ネット銀行との約定において当該買主が当該預金口座を用いたネット銀行決済を利用できるとされている場合にも、当該通信販売に関して本サービスを利用することができるものとする。
4. 利用者は、買主からインターネットを通じて当該買主を特定するためのデータ及び通信販売の代金等に関するデータが EP へ送信されてきた場合にも、当該通信販売に関して本サービスを利用することができる。
5. 利用者は、自らが売主である通信販売についてのみ本サービスを利用することができる。利用者は、第三者が売主である通信販売について本サービスを利用してはならない。
6. 利用者は、ネット銀行決済に関連する契約をネット銀行と締結することなく本サービスを利用することができる。イブシロン決済サービス若しくは本サービスの利用又は本規則若しくは本利用約款への同意によって、利用者又は利用希望者とネット銀行との間に何らかの契約が成立することはない。
7. 利用者は、日本国外に居住する者を買主とする通信販売に関して本サービスを利用してはならない。
8. 利用者は、1 取引の決済金額（消費税相当額を含む。以下本条において同じ。）が 10,000,000 円未満のネット銀行決済に関してのみ本サービスを利用することができる。

第7条（本サービスの終了と存続条項）

1. 指定ネット銀行がネット銀行決済に係る振込の取扱いを廃止した場合には、本利用契約のうち本規則その他本サービスに関する部分は、当該指定ネット銀行に関する限度で、当該廃止と同時に当然に将来に向かって失効するものとし、EP は当該ネット銀行に係る本サービスの提供を廃止する。かかる失効及び廃止に関して、EP は一切責任を負わない。
2. EP は第1項による本規則の失効を事前に利用者へ通知する。但し、緊急やむを得ない場合は事後直ちに通知する。
3. 本規則が事由の如何を問わず失効した後においても、本規則の有効期間中に EP が受信した第6条第4項のデータに係る通信販売の代金等に関しては、本規則はなお有効に継続するものとする。
4. 本利用契約の全部又は本規則その他本サービスに関する部分のみが事由の如何を問わず終了した後においても、本条第1項、第3項及び本項は、なお有効に継続するものとし、当該終了の日までに本利用契約に基づいて発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は当該終了によって影響を受けないものとする。

以上

## イブシロン決済サービス利用規則（PayPal 決済関連）

### 第1条（目的）

1. この規則（以下「本規則」という）は、イブシロン決済サービスのうち PayPal 決済に関するもの（以下「本サービス」という）の内容及びこれに関連する EP と利用者との間の権利義務等を定めるものである。本規則は、「イブシロン決済サービス利用約款」（以下「本利用約款」という）を補充するものであり、本利用約款と一体となってイブシロン決済サービス利用契約（以下「本利用契約」という）の内容となる。
2. 本規則は、PayPal 決済事業者と利用者との間の権利義務の内容を定めるものではない。

### 第2条（適用関係）

1. 本規則は、利用希望者又は利用者が PayPal 決済に関してイブシロン決済サービスの利用を希望する場合又は現に利用している場合に適用される。
2. 本サービスに関して本規則に定めのない事項については、本利用約款の定めるところによるものとし、本規則の定めと本利用約款の定めが矛盾抵触する場合には、本規則の定めが優先するものとする。

### 第3条（用語の定義）

1. 本規則において用いられる用語の意味は、本規則において特に定められている場合を除き、本利用約款における意味と同一とする。
2. 本規則において以下の各号の用語は、当該各号に定める意味を有するものとする。
  - 1) PayPal 決済 利用者を買主とする商品の売買契約について、その代金等の額に対応した PayPal（第2号において定義する）が買主の指示により PayPal 決済事業者（PayPal 決済に係る契約を EP と締結している者。以下「丙」という）が買主から当該代金等の支払に充てる趣旨でかつ丙所定の手順を経た上で、丙に振り替えた時に、買主が売主に対して負担する当該商品の代金等の支払債務が全て消滅すること
  - 2) PayPal 買主の現金払い又はカード払いによって丙が作成・発行し、又は提供する金銭的価値を保有する丙所定の電子データであって、丙が買主毎に設定する丙の仮想口座上に記録されるもの

### 第4条（本サービスの内容）

本サービスの内容は、以下の各号のとおりとする。その詳細は、本利用約款及び本規則に定めるほかは、EP が別途定めるところによる。

- 1) 利用者を売主とする商品の代金等の金額その他当該商品の販売又は提供に関する EP 所定の事項に関する EP 所定のデータ（以下「販売データ」という）が通信回線を通じて送信されてきた場合に、これを EP のシステムによって受信し、受信した販売データに基づいて丙所定のデータを作成し通信回線を通じて丙のコンピュータシステムへ向けて発信すること、及び丙から通信回線を通じて当該代金等に係るデータが送信されてきた場合に、これを EP のシステムによって受信し、受信した当該データに基づいて EP 所定のデータを作成し利用者のシステムへ向けて通信回線を通じて発信すること
- 2) 丙へ向けて発信された前号のデータに基づいて、PayPal 決済に必要な情報を入力するための丙のサイトを同号の商品の買主とされる者のインターネット上の画面に表示させるための利用者からの指示を EP のシステムによって受信し、丙のシステムへ向けて発信すること
- 3) 前号のサイト上で入力された情報に基づき丙が PayPal 決済により買主から丙に対し振替えた商品の代金等相当額の PayPal から PayPal 決済に関する丙所定の手数料が控除された PayPal（以下「PayPal 決済データ」という）を、EP が利用者を代理して丙が設定した EP の仮想口座への振替により丙から受領すること
- 4) インターネットを通じた管理画面の提供その他前第1号から第3号までに付随し又は関連するサービスとして EP が定めるサービス

### 第5条（本サービスの利用）

1. EP は、利用者が本利用約款及び本規則を遵守することを条件として、本利用約款及び本規則に基づき本サービスを提供する。利用者は、本規則及び本利用約款に基づき本サービスを利用することができる。
2. 利用者は、EP から本サービスについての登録完了通知を受けた時以降に限り、本サービスを利用することができる。但し、EP が利用者に本サービスの利用開始時期を通知した場合には、通知された当該利用開始時期以降に限り、利用することができる。
3. 利用者は、1取引の決済金額（消費税相当額を含む。以下本条において同じ。）が 500,000 円未満の PayPal 決済に関してのみ本サービスを利用することができる。

### 第6条（免責に関する特則）

利用者は、以下について承諾する。

- 1) 本加盟店契約において丙が定める機能の全てが本サービスで利用できるものではなく、EP が別に定める機能についてのみ利用することができることを予め承諾し、EP は当該利用できる機能以外の機能について何らの責任を負わないこと
- 2) 本加盟店契約はシグポール法が準拠法であり、EP は本加盟店契約に基づく利用者と丙との間の紛争について、当該紛争の起因事由が専ら EP の責に帰すべき事由である場合を除き一切関与せず、何らの責任を負わないこと
- 3) 利用者が丙又は EP から受領した PayPal 決済に係る引渡金の丙又は買主に対する返還義務を本加盟店契約に基づき負い、当該返還に関連し利用者に何らかの損害等が発生した場合において、当該損害の起因事項が専ら EP の責に帰すべき事由による場合を除き、当該損害について EP は何らの責任を負わないこと

### 第7条（売買契約の解除等の場合における返金）

1. 利用者は、以下の何れかに該当した場合、直ちにその旨を EP に通知する。
  - 1) 売買契約の成立日から 4 5 日を経過するまでに、買主が売買契約を解除した場合
  - 2) 利用者の責めに帰すべき事由により、商品を買主に提供できず、売買契約が解除された場合
  - 3) 前各号の他、本加盟店契約において利用者による商品の売買等相当額の返還義務が生じた場合
2. EP は、利用者から前項の通知を受けた場合、又は前項各号に定める事象が生じた旨の通知を丙から受けた場合、当該利用者又は丙からの通知に基づき、当該売買契約に基づく PayPal 決済データを丙から受領している場合は、当該 PayPal 決済に係る引渡金（丙所定の手数料が加算される場合がある。以下「返還金」と総称する）を丙に返還し、当該返還に係る求償権を利用者に対し行使する。利用者は、EP による求償権の行使は、返還金と同等額に満つるまで当該売買契約以外の売買契約に基づく PayPal 決済に係る引渡金とを相殺することにより行われることに同意する。なお、EP により相殺される PayPal 決済に係る引渡金が十分でない EP が判断した場合、EP から返還金の全部又はその不足分に相当する現金を利用者に請求することを妨げない。
3. 利用者は、EP が第1項各号に該当する売買契約に基づく PayPal 決済データを丙から受領していない場合、EP から丙への返還は行われず、返還金相当額は本加盟店契約に基づき丙によって他の PayPal 決済データと相殺されることを予め承諾し、前項又は本項の何れの場合においても当該代金等相当額の買主への返還は丙から行われることに同意する。
4. 本条に定める場合を除き、利用者は、当該売買契約に基づく商品の代金等の当該買主への返還に関しては、EP 及び丙は免責されることに予め同意し、利用者は自己の責任と費用負担によって対処しなければならないことを確認する。
5. 以下の何れかに該当する事象が生じた場合においても、前四項の規定を準用する。
  - 1) EP 又は丙が特定の買主による PayPal 決済が不正利用であることを検知した場合
  - 2) EP 又は丙が特定の買主から PayPal 決済による不正利用のクレームを受けた場合

3) EP 又は丙が特定の買主からクレジットカードの不正利用により PayPal が発行されていることのクレームを受けた場合

第8条（存続条項）

本利用契約の全部又は本サービスに関連する部分のみが事由の如何を問わず終了した後においても、第6条、第7条及び本条はなお有効に継続するものとし、当該終了の日までに本利用契約に基づいて発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は当該終了によって影響を受けないものとする。

以上

#### 第1条（目的）

1. この規則（以下「本規則」という）は、イブシロン決済サービスのうち Yahoo!ウォレット決済に関するもの（以下「本サービス」という）の内容及びこれに関連する EP と利用者との間の権利義務等を定めるものである。本規則は、「イブシロン決済サービス利用約款」（以下「本利用約款」という）を補充するものであり、本利用約款と一体となってイブシロン決済サービス利用契約（以下「本利用契約」という）の内容となる。
2. 本規則は、Yahoo!ウォレット決済事業者と利用者との間の権利義務の内容を定めるものではない。

#### 第2条（適用関係）

1. 本規則は、利用希望者又は利用者が Yahoo!ウォレット決済に関してイブシロン決済サービスの利用を希望する場合又は現に利用している場合に適用される。
2. 本サービスに関して本規則に定めのない事項については、本利用約款の定めるところによるものとし、本規則の定めと本利用約款の定めが矛盾抵触する場合には、本規則の定めが優先する。

#### 第3条（用語の定義）

1. 本規則において用いられる用語の意味は、本規則において特に定められている場合を除き、本利用約款における意味と同一とする。
2. 本規則において以下の各号の用語は、当該各号に定める意味を有する。
  - 1) Yahoo!ウォレット決済 利用者を売主とする商品の代金等の支払いを、Yahoo!ウォレット決済事業者（Yahoo!ウォレット決済に係る契約を EP と締結している者。以下「丙」という）の「Yahoo!ウォレット」を用いて行われるクレジットカード決済で行うことが利用者と当該商品の買主との間で合意されている場合において、丙による利用者の買主に対する代金等に係る債権の買取によって買主が売主に対して負担する当該商品の代金等の支払債務が全て消滅すること

#### 第4条（本サービスの内容）

本サービスの内容は、以下の各号のとおりとする。その詳細は、本利用約款及び本規則に定めるほかは、EP が別途定めるところによる。

- 1) 丙所定の内容による「Yahoo!ウォレット決済サービスプログラム利用規約」（以下「丙規約」という）によって丙との間に成立する契約（以下「丙利用契約」という）の締結申込のために必要な丙所定の情報を利用者から受領し丙に提供すること
- 2) 丙利用契約の履行に関連した、通信販売の売主におけるデータ処理、データ通信等の業務の代行
- 3) 丙を経由し、丙の指定するカード会社（以下「本カード会社」という）への売上承認請求、取消請求等の代理又は代行
- 4) 丙及び本カード会社との間の連絡、通知等の発信及び受信の代行並びに丙への資料等の提供の代行
- 5) インターネットを通じた管理画面の提供その他第 1 号から第 4 号までのいずれかに関連し又は付随するサービス

#### 第5条（本サービスの利用）

1. EP は、利用者が本利用約款及び本規則を遵守することを条件として、本利用約款及び本規則に基づき本サービスを提供する。利用者は、本規則及び本利用約款に基づき本サービスを利用することができる。
2. 利用者は、EP から本サービスについての登録完了通知を受けた時以降に限り、本サービスを利用することができる。但し、EP が利用者に本サービスの利用開始時期を通知した場合には、通知された当該利用開始時期以降に限り、利用することができる。
3. 利用者は、1 取引の決済金額（消費税相当額を含む。以下本条において同じ。）が 500,000 円未満の Yahoo!ウォレット決済に関してのみ本サービスを利用することができる。

#### 第6条（免責に関する特別）

利用者は、以下について承諾する。

- 1) 丙利用契約において丙が定める機能の全てが本サービスで利用できるものではなく、EP が別に定める機能についてのみ利用することができることを予め承諾し、EP は当該利用できる機能以外の機能について何らの責任を負わないこと
- 2) 丙利用契約に基づく利用者と丙との間の紛争について、当該紛争の起因事由が専ら EP の責に帰すべき事由である場合を除き一切関与せず、何らの責任を負わないこと
- 3) 利用者が EP から受領した Yahoo!ウォレット決済に係る引渡金の丙又は買主に対する返還義務を丙利用契約に基づき負い、当該返還に関連し利用者に何らかの損害等が発生した場合において、当該損害の起因事項が専ら EP の責に帰すべき事由による場合を除き当該損害について EP は何らの責任を負わないこと
- 4) 丙利用契約締結の可否について、EP は第 4 条第 1 号の場合を除き一切関与せず、何らの責任を負わないこと

#### 第7条（取消請求）

1. 利用者は、当月中に本カード会社から売上承認が得られた特定の信用販売について、翌月の 6 日又は EP の第 3 営業日のいずれか早い方の日までの間に限り、EP がインターネット上で提供する管理画面を通じて EP のコンピュータシステムを使用することにより、当該売上承認を取り消すこととする旨指示（以下「取消請求」という）することができる。かかる指示がなされた場合、EP は当該指示に係る信用販売について本カード会社への売上承認を取り消すものとする。
2. 前項の取消請求がなされた場合であっても、当該売上承認に係る信用販売の代金等について本カード会社から当該信用販売の買主であるカード会員に対して請求がなされる場合があること及び本カード会社と当該カード会員との間で当該承認分が別途精算され得ることを利用者は認識し、承認する。

#### 第8条（存続条項）

本利用契約の全部又は本サービスに関連する部分のみが事由の如何を問わず終了した後においても、第 6 条、第 7 条及び本条はなお有効に継続するものとし、当該終了の日までに本利用契約に基づいて発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は当該終了によって影響を受けないものとする。

以上

#### 第1条（目的）

1. この規則（以下「本規則」という）は、イブシロン決済サービスのうち、代引き決済に関するもの（以下「本サービス」という）の内容及びこれに関連する EP と利用者との間の権利義務等を定めるものである。本規則は、「イブシロン決済サービス利用約款」（以下「本利用約款」という）を補充するものであり、本利用約款と一体となってイブシロン決済サービス利用契約（以下「本利用契約」という）の内容となる。
2. 本規則は、代引き決済事業者と利用者との間の権利義務の内容を定めるものではない。

#### 第2条（適用関係）

1. 本規則は、利用希望者又は利用者が代引き決済に関してイブシロン決済サービスの日本国内における利用を希望する場合又は現に利用している場合であって、かつイブシロン配送サービスの利用を申し込み又は既に利用している利用者に対してのみ適用される。
2. 本サービスに関して本規則に定めのない事項については、本利用約款の定めるところによるものとし、本規則の定めと本利用約款の定めが矛盾抵触する場合には、本規則の定めが優先する。

#### 第3条（用語の定義）

1. 本規則において用いられる用語の意味は、本規則において特に定められている場合を除き、本利用約款における意味と同一とする。
2. 本規則において以下の各号の用語は、当該各号に定める意味を有するものとする。
  - 1) 商品 取引の対象となる物品
  - 2) 代引き決済 利用者を売主とする商品の代金等（日本円に限られる。以下本規則において同じ）の代理受領権を利用者から授与を受けた運送事業者が、当該商品の通信販売の買主への引渡と同時に当該通信販売の代金等を現金その他 EP が指定する支払手段（以下「現金等」という）で買主が支払うこととされる場合に、当該現金等を受領すること
  - 3) 代引き決済事業者 本決済事業者のうち、EP が指定する、EP との間で代引き決済に関する契約を締結している者であって、当該契約に基づいて買主からの代金等の代理受領を運送事業者に行わせ、代理受領された代金等から所定の手数料等を控除した残額を EP に支払う者（運送事業者が買主からの代金等の代理受領を自ら行う場合を含む）
  - 4) 運送事業者 国土交通省から認可を受けた船舶運航事業者・航空運送事業者・鉄道運送事業者又は貨物自動車運送事業者であって、EP と運送に関する契約を締結し、かつ代引き決済に係る業務について代引き決済事業者と委託契約を締結している EP の指定する者

#### 第4条（本サービスの内容）

1. 本サービスの内容は、以下の各号のとおりとする。その詳細は、本利用約款及び本規則に定めるほかは、EP が別途定めるところによる。
  - 1) 代引き決済に係る利用者を売主とする通信販売の買主及び代金等の EP 所定のデータ（以下「販売データ」という）が利用者から直接又は運送事業者を経由して通信回線を通じて EP に送信されてきた場合に、これを EP のシステムにおいて受信し、受信した販売データに基づき運送事業者所定のデータを作成し、作成した当該データを通信回線を通じて運送事業者及び/又は代引き決済事業者のコンピュータシステムへ向けて発信すること、及び代引き決済事業者から通信回線を通じて当該代金等に係る代引き決済に関するデータ（以下「代引き決済データ」という）が送信されてきた場合に、これを EP のシステムによって受信し、受信した代引き決済データに基づいて当該代引き決済に関する EP 所定のデータを作成し、作成した当該データを利用者のシステムへ向けて通信回線を通じて発信すること
  - 2) インターネットを通じた管理画面の提供その他第1号に関連し又は付随するサービス
2. EP は、EP と代引き決済事業者との間の代引き決済に関する契約終了その他事由の如何を問わず、事前に利用者へ通知することにより代引き決済事業者を変更することができる。
3. 前項に基づく代引き決済事業者の変更によって利用者が何らかの損害を被った場合においても、EP は当該損害に関し一切責任を負わない。

#### 第5条（本サービスの利用）

1. EP は、利用者が本利用約款及び本規則を遵守することを条件として、本利用約款及び本規則に基づき本サービスを提供する。利用者は、本利用約款及び本規則に基づき本サービスを利用することができる。
2. 利用者は、EP から本サービスについての登録完了通知を受けた時以降に限り、本サービスを利用することができる。但し、EP が利用者へ本サービスの利用開始時期を通知した場合には、通知された当該利用開始時期以降に限り、利用することができる。
3. 利用者は、1 取引の決済金額（消費税相当額を含む。以下本条において同じ。）が 300,000 円以下の代引き決済に関してのみ本サービスを利用することができる。

#### 第6条（EP から利用者への決済売上金の引渡等に関する特別）

1. 利用者の通信販売の買主が、通信販売の代金等を運送事業者に対し現金等によって支払い、当該運送事業者から代引き決済事業者へ、当該代引き決済事業者から EP へと、順次、当該代理受領に係る支払がなされた場合、EP は、利用者に対し、当該代金等の額から EP 所定の利用手数料等を控除した残額を、本利用約款の料金別紙に定められている支払期限に従って、利用者が指定した利用者名義の銀行口座へ振り込む方法により支払う。但し、利用者が他の本決済方法に関してイブシロン決済サービスを利用している場合には、当該他の本決済方法に係る支払と合算して支払うことができる。
2. EP は、第1項に基づいて利用者へ都度支払うべき金額とイブシロン決済サービスの利用手数料等その他 EP が利用者から本利用契約に基づいて支払を受けるべき金額（代引き決済以外の決済方法に係るものを含む。）とを対当額で相殺することができる。EP は、かかる相殺を行った場合、第1項の定めにかかわらず、当該相殺後の残額を利用者に支払う。
3. 運送事業者において第1項の代理受領がなされた場合においても、運送事業者又は代引き決済事業者について、支払不能若しくは支払停止が生じ又は破産、民事再生、会社更生、特別清算、特定調停等の法的債務整理手続が開始された等の事情によって EP が代引き決済事業者から当該代理受領に係る支払を受けていない場合、EP は、当該代理受領分に関しては、第1項による支払義務を負わない。
4. EP は、代引き決済事業者から通信回線を通じて送信を受けたデータに基づき、利用者の通信販売の買主の代金等の支払状況を、インターネットを通じて、利用者の閲覧に供する。
5. 通信販売に係る契約の締結申込の意思表示の撤回、対象商品の交換、通信販売に係る契約の解消等に伴う代金等の買主への返還は、当該通信販売を行った利用者自身の責任において対処するものとし、EP 及び代引き決済事業者は一切関与せず、利用者の EP に対する当該商品に関する本サービスの利用料の支払義務は消滅しない。
6. 利用者は、運送事業者において第1項の代理受領がなされ、収入印紙を貼付する場合の収入印紙代を負担するものとし、これを EP との間で精算する。

#### 第7条（委託等に関する特別）

EP は、本利用約款の定めにかかわらず、運送事業者による代金等の代理受領を代引き決済事業者へ委託し、代引き決済事業者は運送事業者へ当該業務を再委託する。当該代引き決済事業者又は当該運送事業者が当該業務に関連して行った行為は、本利用契約の適用上、EP の行為とみなされるものとする。本項は第6条第4項の適用を妨げない。

#### 第8条（本サービスの履行）

1. 個々の商品に関する本サービスにおける EP の責任は、i) 利用者が本サービスの履行に必要な情報を EP に提供し、若しくは EP が EP の指定する運送事業者から本サービスの履行に必要な情報提供を受け、かつ、ii) 運送事業者が利用者から商品を受取った時に始まり、第4条第1項第3号の EP から利用者への支払が完了した時点で終了する。
2. 買主が商品の受取り、又は商品代金の支払を拒否した場合、又は買主の都合により、商品が運送事業者の配達店到着日から起算して7日以内に商品の引渡しができない場合、EP は、利

用者に対する何らの通知又は催告を要せずして当該商品に関する本サービスの履行義務（第4条第1項第4号に定めるインターネットを通じた管理画面の提供義務を除く）から免れることができる。但し、運送事業者の責に帰すべき事由がある場合は、この限りではない。

3. 前項よりEPが本サービスに関する履行義務から免れた場合においても利用者はEPに対する利用手数料等の支払義務は消滅せず、当該商品の取扱いについては、本規則又は本利用約款の定めるところによる。

#### 第9条（返還、返品）

1. EPが利用者に支払った商品代金について以下の事項が判明したときは、利用者は利用者の責任及び費用において買主に対し当該商品代金を返還しなければならない。
  - 1) 利用者が本利用契約に違反して商品を販売した場合
  - 2) 買主が当該通信販売に関し利用覚え無し、金額相違等の疑義をEP又は代引き決済事業者へ申し出た場合
  - 3) 売上データが正当でない場合、または売上データの内容が不実である場合
  - 4) 利用者が買主との間の通信販売その他商品の販売・提供に係る契約を解除した場合
2. EPは、イブシロン配送サービスによって配送する商品につき以下の事項が判明した場合は、当該商品については着払いにて利用者に返送するものとし、かかる場合においても第8条の対価は発生することに利用者は同意する。
  - 1) 買主が商品を受取らなかった場合
  - 2) 送り状に記載された届け先が実在しない場合
  - 3) 運送事業者の配達店に到着後7日間以内に買主の都合によって商品の受け渡しができなかった場合

#### 第10条（存続条項）

1. 本規則は本利用契約の内容となるものであり、本利用契約の有効期間中、有効とする。但し、EPと代引き決済事業者との間の代引き決済に関する契約又は運送事業者と運送に関する契約が事由の如何を問わず終了した場合には、当該契約の終了と同時に本規則は将来に向かって自動的に失効する。
2. EPは前項但書による本規則の失効を事前に利用者に通知する。但し、緊急やむを得ない場合は事後直ちに通知する。
3. 本規則が事由の如何を問わず失効した後においても、本規則の有効期間中にEPが受信した第4条第1項のデータに係る通信販売の代金等に関しては、本規則はなお有効に継続する。
4. 本利用契約の全部又は本サービスに関する部分のみが事由の如何を問わず終了した後においても、第4条第3項、第6条第2項、第4項、第7条並びに本条第3項及び本項は、なお無期限に有効に継続し、当該終了の日までに本利用契約に基づいて発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は当該終了によって影響を受けない。

以上

## イブシロン決済サービス利用規則（d 払い関連）

### 第1条（目的）

1. この規則（以下「本規則」という。）は、イブシロン決済サービスのうち、d 払いに関するもの（以下「本サービス」という。）の内容及びこれに関連する EP と利用者との間の権利義務等を定めるものである。本規則は、「イブシロン決済サービス利用約款」（以下「本利用約款」という）を補充するものであり、本利用約款と一体となってイブシロン決済サービス利用契約（以下「本利用契約」という）の内容となる。
2. 本規則は、本決済事業者である株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下「ドコモ」という）と利用者との間の権利義務の内容を定めるものではない。

### 第2条（適用関係）

1. 本規則は、利用希望者又は利用者が、d 払いに関してイブシロン決済サービスの利用を希望する場合又は現に利用している場合に適用される。
2. 本サービスに関して本規則に定めのない事項については、本利用約款の定めるところによるものとし、本規則の定めと本利用約款の定めが矛盾抵触する場合には、本規則の定めるところによる。

### 第3条（用語の定義）

1. 本規則における用語の意味は、本規則において別段の定めがなされている場合を除き、本利用約款における意味と同一とする。
2. 本規則において以下の各号の用語の意味は、当該各号に定めるところとする。
  - 1) d 払い ドコモが提供するサービスであって、通信販売の代金等をドコモが立替払いすることなどを内容とするもの。詳細は加盟店契約の定めるところによる。
  - 2) 加盟店契約 本加盟店契約のうち、d 払いの提供を受けることを目的としたドコモとの間の契約であって、ドコモ所定の d 払い加盟店規約（以下「ドコモ規約」という。）をその内容とするもの。なお、本規則において引用しているドコモ規約の条項番号が、ドコモ規約の改定によって変更された場合、当該条項番号は改定後の条項番号に読み替え適用されるものとする。
3. 本規則において利用者とは、EP との間の本利用契約に基づいて本サービスを利用する事業者をいい、ドコモ規約第 2 条第 1 0 号における定義とは意味内容が異なる。

### 第4条（本サービスの内容）

本サービスの内容は以下の各号のとおりとし、詳細は次条以下及び EP が別途定めるところによる。

- 1) ドコモとの間で加盟店契約の締結及びそれ以外の d 払いに関連する各種の合意（方法及び形式の如何を問わない。）をする業務の代行（利用者を代理して、ドコモに対し、加盟店契約の締結及び当該合意の申込を行い、それらに対するドコモからの諾否の通知を受領すること、並びに当該申込に関連する資料、情報等をドコモに提出し又は提供することが含まれるが、これらに限られない。）。
- 2) 利用者が加盟店契約を履行するためのデータ処理業務（ドコモへ向けたデータの発信及びドコモから利用者へ送信されてきたデータの受信を含むが、これらに限られない。）の代行。
- 3) ドコモとの間の連絡、通知、届出等の発信及び受信の代行並びにドコモへの資料、情報等の提出及び提供の代行。
- 4) インターネットを通じた管理画面の提供その他第 1 号から第 4 号までのいずれかに関連し又は付随するサービス。

### 第5条（本サービスの利用）

1. EP は、利用者が本規則及び本利用約款を遵守することを条件として、本規則及び本利用約款に基づき本サービスを提供し、利用者は、本規則及び本利用約款に基づき、これらにしたがってのみ本サービスを利用することができる。
2. 利用者は、第 4 条第 1 号のサービス及びこれに関連する同条第 5 号のサービスについては、利用契約が本利用約款の定めるところに従って成立した時以降、利用することができ、同条第 2 号から第 4 号までの各サービス及びこれらに関連する同条第 5 号のサービスについては、EP から登録完了通知を受けた時以降、利用することができる。但し、EP が利用者に本サービスの利用開始時期を通知した場合には、通知された当該利用開始時期以降に限り、利用することができる。
3. 利用者は、情報（デジタルコンテンツを含むがこれに限られない。）の販売、権利の販売及び役務の提供のいずれか一つ又は複数をも目的とする通信販売の代金等に関しては、本サービスを利用することができない。EP は、かかる通信販売の代金等に関しては、本サービスを提供する義務を負わない。
4. 利用者は、ドコモ規約第 3 3 条第 2 項の定めにかかわらず、同項において定義される取消情報に関しては、本サービスのうち第 4 条第 2 号のサービスを利用することができない。EP は、当該取消情報に関しては当該サービスを提供する義務を負わない。
5. 利用者は、1 取引の決済金額（消費税相当額を含む。以下本条において同じ。）が 50,000 円以下の d 払い決済に関してのみ本サービスを利用することができる。

### 第6条（データ処理業務）

1. EP は、ドコモがサービスガイドライン（ドコモ規約第 2 条第 1 8 号において定義されるものをいう。）等によって定めるところに従って第 4 条第 2 号のデータ処理業務を行う。
2. 前項のデータ処理業務には、次の各号のものが含まれるが、これらに限られない。
  - 1) 事前承認要求（ドコモ規約第 1 9 条における「事前の承認を求める」ことをいう。以下同じ。）及び売上情報（ドコモ規約第 2 条第 1 5 号において定義される情報をいう。）に関するデータの作成及びドコモへ向けた発信
  - 2) ドコモから利用者へ向けて発信された各種データの受信
  - 3) 接続確認（ドコモ規約第 9 条第 1 項において定義される作業をいう。）

### 第7条（事前承認の有無の表示）

1. EP は、ドコモから、利用者の特定の通信販売の代金等についての事前承認要求に対する回答を受けたときは、直ちに、利用者が第 4 条第 5 号の管理画面でその回答結果を閲覧することができる状態にする。
2. 利用者は、前項の管理画面において前項の通知の有無を適時に確認する。

### 第8条（立替払対象代金等の指定）

1. 利用者は、特定の通信販売の代金等について d 払いによる立替払を受けることを希望するときは、当該代金等に係る事前承認要求に対するドコモからの回答（事前承認する旨の回答に限る。）を EP が受信した日から起算して 45 日以内に、第 4 条第 5 号の管理画面を使用して EP の定めるところに従い当該代金等を当該立替払の対象とする旨の指定をする。
2. 利用者の特定の通信販売の代金等について前項の期限内に同項の指定がなされなかった場合、EP は、当該代金等については当該指定がなされなかったものとして取り扱う。かかる場合、利用者は、当該代金等については、もはや当該指定をすることができない。
3. EP は、第 4 条第 2 号のサービスのうち売上情報に関するデータの作成及び発信については、第 1 項に定める期間が経過した時点において利用者から同項の指定をされている代金等に関してのみ提供する。
4. 利用者は、第 1 項に基づいて行った指定を撤回し又は取り消すことはできない。但し、ドコモが加盟店契約に基づき当該代金等を立替払の対象外とすることは妨げられない。

### 第9条（免責に関する特則）

1. EP は、以下の各号の事項の実現を約束し又は保証するものではない。以下の各号の事項は本サービスの内容に含まず、本利用契約に基づく EP の義務の内容に含まれない。
  - 1) d 払いが利用者の事業に適合していること。

- 2) d 払いを利用することによって利用者の売上が増加すること又は利用者が一定の売上水準を達成すること。
  - 3) 利用者の通信販売の代金等が d 払いの利用によって現実に回収されること。
2. EP は、利用者に対し、以下の各号の事項に関し、契約上の債務の不履行、信義則上の義務の違反、不法行為、不当利得その他法律構成又は名目の如何を問わず、一切責任を負わない。利用者は、以下の各号の事項に関し、EP を完全に免責する。
- 1) 加盟店契約の締結申込に対するドコモの不承諾及び不承諾理由の非開示。
  - 2) ドコモの加盟店契約への違反又はドコモ規約の内容と実際の取扱い若しくはドコモの行為との食い違い。
  - 3) d 払いの提供の停止若しくは廃止又は内容の変更。
  - 4) d 払いの不具合若しくは不備又は不提供若しくは提供遅滞。これには法令、国若しくは地方公共団体による処分、勧告若しくは指導、適法な労働争議、天災（地震、豪雨、強風、豪雪が含まれるがこれらに限られない。）、伝染病等の疾病の蔓延、武力紛争、テロ行為などドコモが管理又は統制することのできない事情に起因する場合が含まれるが、これに限られない。
  - 5) d 払い又は本サービスに関連する通信の輻輳、途絶等その他当該通信の不具合。
  - 6) 利用者が第 8 条第 1 項の指定を期限までに理由の如何を問わず行わなかったこと及び同条第 5 項により当該指定を取り消すことができないものとする。
  - 7) ドコモによる立替払の不承認及び立替払の解除。
  - 8) 第 5 条第 3 項若しくは第 4 項に基づく本サービスの不提供及び本サービスの廃止。
  - 9) EP が利用者对本サービスを提供することに関する EP とドコモとの間の契約の終了に伴って加盟店契約も同時に終了すること。

#### 第 10 条（存続条項）

本利用契約の全部又は本サービスに関する部分のみが事由の如何を問わず終了した後においても、第 5 条第 3 項及び第 4 項、第 9 条並びに本条はなお無期限に有効に継続し、当該終了の日までに本利用契約に基づいて発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は当該終了によって影響を受けない。

以上

#### 第1条（目的）

1. この規則（以下「本規則」という。）は、イブシロン決済サービスのうち、auかんたん決済に関するもの（以下「本サービス」という）の内容及びこれに関連するEPと利用者との間の権利義務等を定めるものである。本規則は、「イブシロン決済サービス利用約款」（以下「本利用約款」という）を補充するものであり、本利用約款と一体となってイブシロン決済サービス利用契約（以下「本利用契約」という。）の内容となる。
2. 本規則は、本決済事業者であるKDDI株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社（両社を総称して以下「KDDI」という）それぞれと利用者との間の権利義務の内容を定めるものではない。

#### 第2条（適用関係）

1. 本規則は、利用希望者又は利用者が、auかんたん決済に関してイブシロン決済サービスの利用を希望する場合又は現に利用している場合に適用される。
2. 本サービスに関して本規則に定めのない事項については、本利用約款の定めるところによるものとし、本規則の定めと本利用約款の定めが矛盾抵触する場合には、本規則の定めるところによる。

#### 第3条（用語の定義）

1. 本規則における用語の意味は、本規則において別段の定めがなされている場合を除き、本利用約款における意味と同一とする。
2. 本規則において以下の各号の用語の意味は、当該各号に定めるところとする。
  - 1) auかんたん決済 KDDIが「auかんたん決済」の名称で提供するサービスであって、買主になろうとする者が利用者に対して通信販売の申込を行う際にKDDI所定の会員認証情報をKDDI所定の方法によってKDDIへ送信して成立した通信販売の代金等に係る債権（KDDI所定の基準に基づいて当該代金等をKDDIへ支払うべき通信料金等と合算せずに別途カード決済することとなった場合における当該代金等に係る債権を除く）の買い取りを行うもの。但し、KDDIは、KDDI所定の基準に従って、買い取りをした当該債権に係る代金等を買主に対して通信料金等とともにKDDIが自ら請求し、又はKDDIとカード会社との間のカード加盟店契約に基づいて当該債権をカード会社に転売する。
  - 2) auかんたん決済利用契約 本加盟店契約のうち、auかんたん決済の提供、利用等に関するKDDIとの間の契約であって、auかんたん決済利用規約及びこれに関連する特約事項、ガイドライン、商品審査基準等をその内容とするもの。
  - 3) auかんたん決済利用規約 KDDIとauかんたん決済利用契約の締結を希望する者及び既にauかんたん決済利用契約を締結した者との間の権利義務を定めるKDDI所定の規約（特約部分を含む）。なお、本規則において引用しているauかんたん決済利用規約の条項番号が、auかんたん決済利用規約の改定によって変更された場合、当該条項番号は改定後の条項番号に読み替え適用されるものとする。

#### 第4条（本サービスの内容）

本サービスの内容は以下の各号のとおりとし、詳細は次条以下及びEPが別途定めるところによる。

- 1) KDDIとの間でauかんたん決済利用契約の締結及びそれ以外のauかんたん決済に関連する各種の合意（方法及び形式の如何を問わない）をする業務の代行（利用者を代理して、KDDIに対し、auかんたん決済利用契約の締結及び当該合意の申込を行い、それらに対するKDDIからの諾否の通知を受領すること、並びに当該申込に関連する資料、情報等をKDDIに提出し又は提供することが含まれるが、これらに限られない）。
- 2) 利用者がauかんたん決済利用契約を履行するためのデータ処理業務（KDDIへ向けたデータの発信及びKDDIから利用者へ送信されてきたデータの受信を含むが、これらに限られない）の代行。
- 3) KDDIとの間の連絡、通知、届出等の発信及び受信の代行並びにKDDIへの資料、情報等の提出及び提供の代行。
- 4) インターネットを通じた管理画面の提供その他第1号から第3号までのいずれかに関連し又は付随するサービス。

#### 第5条（本サービスの利用）

1. EPは、利用者が本規則及び本利用約款を遵守することを条件として、本規則及び本利用約款に基づき本サービスを提供し、利用者は、本規則及び本利用約款に基づき、これらにしたがってのみ本サービスを利用することができる。
2. 利用者は、auかんたん決済のうちauかんたん決済利用規約に定められている返還代行に関しては、本サービスを利用することができない。EPは、当該返還代行に関しては、本サービスを提供する義務を負わず、かつ関与又は助力を一切しない。
3. 利用者は、第4条第1号のサービス及びこれに関連する同条第5号のサービスについては、利用契約が本利用約款の定めるところに従って成立した時以降、利用することができ、同条第2号から第4号までの各サービス及びこれらに関連する同条第5号のサービスについては、EPから登録完了通知を受けた時以降、利用することができる。但し、EPが利用者对本サービスの利用開始時期を通知した場合には、通知された当該利用開始時期以降に限り、利用することができる。
4. 利用者は、情報（デジタルコンテンツを含むがこれに限られない。）の販売、権利の販売及び役務の提供のいずれか一つ又は複数を目的とする通信販売の代金等に関しては、本サービスを利用することができない。EPは、かかる通信販売の代金等に関しては、本サービスを提供する義務を負わない。
5. 利用者は、1取引の決済金額（消費税相当額を含む。以下本条において同じ。）が50,000円以下のauかんたん決済に関してのみ本サービスを利用することができる。

#### 第6条（利用者の承認事項）

利用者は、以下の各号の事項を認識し、承認する。

- 1) 利用者から見て利用契約とauかんたん決済利用契約は契約の相手方を異にする別々の契約であって、EPとの間で利用契約を締結することによって当然にauかんたん利用契約が成立するものではなく、auかんたん決済利用契約が成立するには、KDDIに対する締結申込とそれに対するKDDIからの承諾が別途必要であること、KDDIが当該承諾をするとは限らないこと、及びauかんたん決済利用契約が成立した場合には本サービスの利用の対価とは別にauかんたん決済の利用の対価が発生し、いずれの対価についても利用者が支払義務を負うこと。
- 2) auかんたん決済利用契約が締結された場合、第3条第2項第1号本文に掲げる債権は、利用者によって第8条第1項の指定がなされたこと、KDDIから第7条第1項の通知及び第9条第1項の通知がなされなかったことを条件として、KDDIが別途定める日に利用者からKDDIに譲渡されること。

#### 第7条（債権譲渡不取扱い通知の表示）

1. EPは、利用者がその特定の通信販売の代金等に係る債権について第8条第1項又は第2項に基づく指定をする前に、KDDIから当該債権の譲り受けに応じない旨の通知を受けたときは、直ちに、利用者が第4条第5号の管理画面でその旨を閲覧することができる状態にする。
2. 利用者は、前項の管理画面において前項の通知の有無を適時に確認する。

#### 第8条（譲渡対象債権の指定）

1. 利用者は、通信販売の代金等に係る債権についてauかんたん決済の利用を希望するときは、当該債権の譲り受けに応じる旨のKDDIからの通知をEPが受信した日から起算して45日以内に、第4条第5号の管理画面を使用してEPの定めるところに従い当該債権をauかんたん決済の対象とする旨の指定をする。
2. 利用者は、通信販売の代金等に係る債権について第3条第2項第1号のカード会社による買い取りを希望するときは、当該カード会社から当該通信販売について売上承認又は与信（いわゆるオーソリゼーション）の通知を受けた日の翌日から起算して45日以内に、第4条第5号の管理画面を使用してEPの定めるところに従い当該債権を当該カード会社による買い取りの対

象とする旨を指定する。

3. 利用者の特定の通信販売の代金等に係る債権について第1項の期限内に同項の指定がなされなかった場合、EPは、当該債権については当該指定がなされなかったものとして取り扱う。かかる場合、利用者は、当該債権については、もはや当該指定をすることができない。第2項の債権について同項の期間内に同項の指定がなされなかった場合も同様とする。
4. EPは、第1項に従って指定がなされたときは、直ちに、当該指定がなされた債権についてのみ、送付情報（auかんたん決済利用規約第8条第1項において定義される情報をいう。）をKDDIに向けて発信する。
5. EPは、以下の各号のいずれかに該当した債権については、その該当の時以降、前項に基づく本サービスの提供義務を負わない。
  - 1) KDDIからの第7条の通知に係る債権。
  - 2) EPが、KDDIから、買主になろうとする者が利用者に通信販売の申込を行う際にKDDIへ向けて送信した会員認証情報が正当に付与されたものでないこと、登録されていないこと又は取引禁止とされているものであることいずれかに該当した旨の通知を受けた場合における当該通信販売の代金等に係る債権。
6. 利用者は、第1項又は第2項に基づいて行った指定を撤回し又は取り消すことはできない。但し、auかんたん決済利用契約に基づく買い戻しは妨げられない。

#### 第9条（送付情報発信後の債権譲渡不取扱い通知）

1. EPは、第8条第4項に従って送付情報をKDDIへ向けて発信した後、KDDI所定の債権譲渡の効力発生日の到来前に、当該送付情報に係る代金等の債権について譲り受けに応じない旨の通知をKDDIから受け取るときは、直ちに、利用者が第4条第5号の管理画面でその旨を閲覧することができる状態にする。
2. 利用者は、前項の管理画面において前項の通知の有無を適時に確認する。

#### 第10条（免責に関する特則）

1. EPは、以下の各号の事項の実現を約束し又は保証するものではない。以下の各号の事項は本サービスの内容に含まず、利用契約に基づくEPの義務の内容に含まれない。
  - 1) auかんたん決済が利用者の事業に適合していること。
  - 2) auかんたん決済を利用することによって利用者の売上が増加すること又は利用者が一定の売上水準を達成すること。
  - 3) 利用者の通信販売の代金等がauかんたん決済の利用によって現実に回収されること及びKDDI又は第3条第2項第1号のカード会社が現実に支払をすること。
2. EPは、利用者に対し、以下の各号の事項に関し、契約上の債務の不履行、信義則上の義務の違反、不法行為、不当利得その他法律構成又は名目の如何を問わず、一切責任を負わない。利用者は、以下の各号の事項に関し、EPを完全に免責する。
  - 1) auかんたん決済利用契約の締結申込に対するKDDIの不承諾及び不承諾理由の非開示
  - 2) KDDIのauかんたん決済利用契約への違反又はauかんたん決済利用規約（特約事項を含む）の内容と実際の取扱い若しくはKDDIの行為との食い違い（KDDIからの承諾通知がEPに到達した時にauかんたん決済利用契約が成立したものとされること及びKDDIが利用者に対する支払をEP名義の口座へ振り込む方法によって行うことが含まれるが、これに限られない。）
  - 3) auかんたん決済又はカード会社の業務（本項において以下「auかんたん決済等」という）の提供又は遂行の停止若しくは廃止又は内容の変更
  - 4) auかんたん決済等の不具合若しくは不備又は不提供若しくは提供遅滞。これには法令、国若しくは地方公共団体による処分、勧告若しくは指導、適法な労働争議、天災（地震、豪雨、強風、豪雪が含まれるがこれらに限られない）、伝染病等の疾病の蔓延、武力紛争、テロ行為などauかんたん決済等の提供義務者が管理又は統制することのできない事情に起因する場合が含まれるが、これに限られない。
  - 5) auかんたん決済等又は本サービスに関連する通信の輻輳、途絶等その他当該通信の不具合
  - 6) 利用者が第8条第1項又は第2項の指定を期限までに理由の如何を問わず行わなかったこと
  - 7) KDDIによる債権譲受の不取扱い（買い取り拒否）及びKDDIからの債権買い戻し並びに第3条第2項第1号のカード会社による代金等に係る債権の買い取りの拒否又は当該カード会社からの当該債権の買い戻し
  - 8) 第5条第2項若しくは第4項又は第8条第5項に基づく本サービスの不提供及び本サービスの廃止

#### 第11条（事後効）

本利用契約の全部又は本サービスに関する部分のみが事由の如何を問わず終了した後においても、第5条第2項及び第4項、第6条、第8条第3項及び第5項、第10条並びに本条はなお無期限に有効に継続し、当該終了の日までに本利用契約に基づいて発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は当該終了によって影響を受けない。

以上

#### 第1条（目的）

1. この規則（以下「本規則」という。）は、イブシロン決済サービスのうち、ソフトバンクまとめて支払い(B)に関するもの（以下「本サービス」という）の内容及びこれに関連するEPと利用者との間の権利義務等を定めるものである。本規則は、「イブシロン決済サービス利用約款」（以下「本利用約款」という）を補充するものであり、本利用約款と一体となってイブシロン決済サービス利用契約（以下「本利用契約」という）の内容となる。
2. 本規則は、本決済事業者であるソフトバンクモバイル株式会社（以下「SB」という）及びSBペイメントサービス株式会社（以下「SBPS」という）の両社（以下「SBら」という）又はいずれか一方と利用者との間の権利義務の内容を定めるものではない。

#### 第2条（適用関係）

1. 本規則は、利用希望者又は利用者が、ソフトバンクまとめて支払い(B)に関してイブシロン決済サービスの利用を希望する場合又は現に利用している場合に適用される。
2. 本サービスに関して本規則に定めのない事項については、本利用約款の定めるところによるものとし、本規則の定めと本利用約款の定めが矛盾抵触する場合には、本規則の定めるところによる。

#### 第3条（用語の定義）

1. 本規則における用語の意味は、本規則において別段の定めがなされている場合を除き、本利用約款における意味と同一とする。
2. 本規則において以下の各号の用語の意味は、当該各号に定めたとおりとする。
  - 1) ソフトバンクまとめて支払い(B) SBらが共同して提供するサービスであって、通信販売の代金等に係る債権の買い取りをその内容とするもの。
  - 2) ソフトバンクまとめて支払い(B)加盟店契約 ソフトバンクまとめて支払い(B)の提供を受けることを目的としたSBらとの間の契約であって、SBら所定のソフトバンクまとめて支払い(B)加盟店規約（以下「SB規約」という）及びこれに関連するガイドライン、商品審査基準、仕様、プロバイダー向け機密情報開示申込規約などをその内容とするもの。なお、本規則において引用しているSB規約の条項番号が、SB規約の改定によって変更された場合、当該条項番号は改定後の条項番号に読み替え適用されるものとする。

#### 第4条（本サービスの内容）

本サービスの内容は以下の各号のとおりとし、詳細は次条以下及びEPが別途定めるところによる。

- 1) SBらとの間のソフトバンクまとめて支払い(B)加盟店契約の締結及びそれ以外のソフトバンクまとめて支払い(B)に関連する各種の合意（方法及び形式の如何を問わない）をする業務の代行（利用者を代理して、SBらに対し、ソフトバンクまとめて支払い(B)加盟店契約の締結及び当該合意の申込を行い、それらに対するSBらからの諾否の通知を受領すること、並びに当該申込に関連する資料、情報等をSBらに提出し又は提供することが含まれるが、これらに限られない）。
- 2) 利用者がソフトバンクまとめて支払い(B)加盟店契約を履行するためのデータ処理業務（SBPSへ向けたデータの発信及びSBPSから利用者へ送信されてきたデータの受信を含むが、これらに限られない）の代行。
- 3) SBらとの間の連絡、通知、届出、報告等の発信及び受信の代行並びにSBらへの資料、情報等の提出及び提供の代行。
- 4) インターネットを通じた管理画面の提供その他第1号から第3号までのいずれかに関連し又は付随するサービス。

#### 第5条（本サービスの利用）

1. EPは、利用者が本規則及び本利用約款を遵守することを条件として、本規則及び本利用約款に基づき本サービスを提供し、利用者は、本規則及び本利用約款に基づき、これらにしたがってのみ本サービスを利用することができる。
2. 利用者は、第4条第1号のサービス及びこれに関連する同条第5号のサービスについては、利用契約が本利用約款の定めるところに従って成立した時以降、利用することができ、同条第2号から第4号までの各サービス及びこれらに関連する同条第5号のサービスについては、EPから登録完了通知を受けた時以降、利用することができる。但し、EPが利用者对本サービスの利用開始時期を通知した場合には、通知された当該利用開始時期以降に限り、利用することができる。
3. 利用者は、情報（デジタルコンテンツを含むがこれに限られない。）の販売、権利の販売及び役務の提供のいずれか一つ又は複数を目的とする通信販売の代金等に関しては、本サービスを利用することができない。EPは、かかる通信販売の代金等に関しては、本サービスを提供する義務を負わない。
4. 利用者は、SB規約の第1条第3項の定めにかかわらず、売上確定情報を取り消すことに関しては、本サービスのうち第4条第2号のサービスを利用することができない。EPは、売上確定情報を取り消すことに関しては、当該サービスを提供する義務を負わない。
5. 利用者は、1取引の決済金額（消費税相当額を含む。以下本条において同じ。）が50,000円以下のソフトバンクまとめて支払い(B)に関してのみ本サービスを利用することができる。

#### 第6条（利用者の承認事項）

利用者は、以下の各号の事項を認識し、承認する。

- 1) EPが利用者の商号及び振号以外の名称（屋号、サイト名など）、利用者の住所並びにSBPSが別途定めた利用者に関する事項を毎月SBPS所定の日までにSBPSに通知すること。
- 2) 前号の事項について変更が生じた場合において、EPがSBPSにその変更後の内容をSBPS所定の方法により通知すること。
- 3) SB規約第1条第3項の定めにかかわらず、ソフトバンクまとめて支払い(B)により代金等の支払をすることを予定した通信販売の代金等に係る債権は、利用者が本サービスを利用することによって送信した売上情報（当該債権を算定するために必要な情報をいう。）がSBPSによって受信された時に、利用者からSBPSへ譲渡されること、及び同時に当該譲渡の効力が生じること。

#### 第7条（債権を譲り受けない旨の通知の表示）

1. EPは、SBPSから、利用者の特定の通信販売の代金等に係る債権を譲り受けない旨の通知を受けたときは、直ちに、利用者が第4条第5号の管理画面でその旨を閲覧することができる状態にする。
2. 利用者は、前項の管理画面において前項の通知の有無を適時に確認する。

#### 第8条（譲渡対象債権の指定）

1. 利用者は、通信販売の代金等に係る債権についてソフトバンクまとめて支払い(B)の利用を希望するときは、当該債権の譲り受けに応じる旨のSBPSからの通知をEPが受信した日から起算して45日以内に、第4条第5号の管理画面を使用してEPの定めるところに従い当該債権をソフトバンクまとめて支払い(B)の対象とする旨の指定をする。
2. 利用者の特定の通信販売の代金等に係る債権について第1項の期限内に同項の指定がなされなかった場合、EPは、当該債権については当該指定がなされなかったものとして取り扱う。かかる場合、利用者は、当該債権については、もはや当該指定をすることができない。
3. EPは、第4条第2号のサービスを利用者から指定された債権についてのみに対して提供する。
4. 利用者は、第1項に基づいて行った指定を撤回し又は取り消すことはできない。但し、SBPSがソフトバンクまとめて支払い(B)加盟店契約に基づき債権の譲受を解除することは妨げられない。

#### 第9条（免責に関する特則）

1. EPは、以下の各号の事項の実現を約束し又は保証するものではない。以下の各号の事項は本サービスの内容に含まず、利用契約に基づくEPの義務の内容に含まれない。
  - 1) ソフトバンクまとめて支払い(B)が利用者の事業に適合していること。
  - 2) ソフトバンクまとめて支払い(B)を利用することによって利用者の売上が増加すること又は利用者が一定の売上水準を達成すること。
  - 3) 利用者の通信販売の代金等がソフトバンクまとめて支払い(B)の利用によって現実に回収されること及びSB又はSBPSが現実に支払をすること。
2. EPは、利用者に対し、以下の各号の事項に関し、契約上の債務の不履行、信義則上の義務の違反、不法行為、不当利得その他法律構成又は名目の如何を問わず、一切責任を負わない。利用者は、以下の各号の事項に関し、EPを完全に免責する。
  - 1) ソフトバンクまとめて支払い(B)加盟店契約の締結申込に対するSBらの不承諾及び不承諾理由の非開示。
  - 2) SB及びSBPSのいずれか一方又は双方のソフトバンクまとめて支払い(B)加盟店契約への違反。
  - 3) SB規約及びそれに関連するガイドライン、仕様等の内容と実際の取扱い又はSB若しくはSBPSの行為との食い違い。
  - 4) ソフトバンクまとめて支払い(B)の提供の一時的中止、提供制限若しくは廃止又は内容の変更。
  - 5) 利用者の通信販売についてSBらが解除し又は履行を停止し得ること又は現にしたこと。
  - 6) ソフトバンクまとめて支払い(B)の不具合若しくは不備又は不提供若しくは提供遅滞。これには法令、国若しくは地方公共団体による処分、勧告若しくは指導、適法な労働争議、天災(地震、豪雨、強風、豪雪が含まれるがこれらに限られない。)、伝染病等の疾病の蔓延、武力紛争、テロ行為などSB及びSBPSのいずれもが管理又は統制することのできない事情に起因する場合が含まれるが、それに限られない。
  - 7) ソフトバンクまとめて支払い(B)又は本サービスに関連する通信の輻輳、途絶等その他当該通信の不具合。
  - 8) 利用者が第8条第1項の指定を期限までに理由の如何を問わず行わなかったこと。
  - 9) SBPSによる債権譲受の拒否及び債権譲受の解除。
  - 10) 第5条第3項若しくは同条第4項に基づく本サービスの不提供及び本サービスの廃止。

#### 第10条(事後効)

本利用契約の全部又は本サービスに関する部分のみが事由の如何を問わず終了した後においても、第5条第3項及び第4項、第6条、第8条第3項、第9条並びに本条はなお無期限に有効に継続し、当該終了の日までに本利用契約に基づいて発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は当該終了によって影響を受けない。

以上

#### 第1条（目的）

1. この規則（以下「本規則」という）は、イブシロン決済サービスのうち、後払い決済に関するもの（以下「本サービス」という）の内容及びこれに関連するEPと利用者との間の権利義務等を定めるものである。本規則は、「イブシロン決済サービス利用約款」（以下「本利用約款」という。）を補充するものであり、本利用約款と一体となってイブシロン決済サービス利用契約（以下「本利用契約」という）の内容となる。
2. 本規則は、本サービスの提供者である後払い決済事業者と利用者との権利義務関係を定めるものではない。後払い決済に関する詳細は、別途後払い決済事業者の定める規約による。

#### 第2条（適用関係）

1. 本規則は利用希望者又は利用者が後払い決済に関してイブシロン決済サービスの利用を希望する場合又は現に利用している場合に適用される。
2. 本サービスに関して本規則に定めのない事項については、本利用約款の定めるところによるものとし、本規則の定めと本利用約款の定めが矛盾抵触する場合には、本規則の定めが優先する。

#### 第3条（本サービスの内容）

本サービスの内容は以下の各号のとおりとする。

- 1) 本サービスの利用を希望する利用者が、後払い決済事業者との間で締結する「GMO 後払い加盟店規約」及び「GMO 後払い加盟店規約に関する特則（GMO イブシロン加盟店用）」（変更が生じた場合は、当該変更が生じた時以後変更後の内容とする）所定の事項を内容とする契約（以下「後払い加盟店契約」という）について、利用者が行う申込みの際に、利用者に代わって必要な後払い事業者所定の情報を受領し、後払い事業者に提供すること
- 2) 後払い加盟店契約の履行に関連した、通信販売の売主及び後払い決済事業者が伝送するデータの処理及び通信等の業務の代行
- 3) 後払い決済事業者が、利用者から商品を購入した買主に関して行う与信調査の結果の提供
- 4) 売主である利用者から商品代金債権の譲渡を受けて、当該債権譲渡の対価として、立替払金の支払いを行うこと
- 5) 利用者に代わって4)の金員を受領し、これを利用者へ支払うこと。なお、この支払いに際してEPは、利用者がEPに対して負担する一切の支払債務とを相殺することができる。

#### 第4条（本サービスの利用）

1. EPは利用者が本利用約款、本規則及び後払い加盟店契約を遵守することを条件として、本利用約款、本規則及び後払い加盟店契約に基づき本サービスを提供し、利用者は、本利用約款、本規則及び後払い加盟店契約にしたがってのみ本サービスを利用することができる。
2. 利用者はEPから本サービスについての登録完了通知を受けたとき以降に限り、本サービスを利用することができる。但しEPが利用者对本サービスの利用開始時期を別途通知し又は指定した場合には、通知又は指定した当該利用開始時期以降に限り、利用することができる。
3. 利用者は、1取引の決済金額（消費税相当額を含む。以下本条において同じ。）が50,000円未満のGMO 後払い決済に関してのみ本サービスを利用することができる。
4. 利用者は本サービスの利用を申込みにより本利用約款、本規則及び後払い加盟店契約の内容を異議なく承諾したものとみなされるときも、当該申込みの諾否にあたって、後払い決済事業者所定の審査を受けること及び審査の結果申込みを拒否する場合であっても拒否の理由の開示を求めないことに同意する。

#### 第5条（免責に関する特則）

1. EPは、後払い決済に係る商品の買主が当該商品の代金等の支払いを行うことに関して、何らの保証も行わず、EPは、当該商品の買主に対して支払の請求若しくは督促を行う義務を負わない。
2. EPは、後払い決済事業者の支払能力の不足又は信用不安その他のEPの責に帰すべき事由以外の事由によって、後払い決済事業者からの立替払金その他後払い決済事業者の利用者に対する金銭支払債務の全部又は一部を受けることができなかつた場合、当該支払を受けることができなかつた代金等に関する利用者への立替払金の支払義務を免れる。
3. 利用者は、以下について承諾する。
  - 1) 後払い加盟店契約所定の機能の全てが本サービスで利用できるものではなく、本サービスの提供にあたって別途定めた機能についてのみ利用することができる場合があることを予め承諾し、EPは当該利用できる機能以外の機能について何らの責任を負わないこと
  - 2) 後払い加盟店契約に基づく利用者その後払い決済事業者との間の紛争について、当該紛争の起因事由が専らEPの責に帰すべき事由である場合を除き一切関与せず、何らの責任を負わないこと
  - 3) 利用者は、EPから受領した立替払金の後払い決済事業者又は買主に対する返還義務を後払い加盟店契約に基づき負い、当該返還に関連し利用者何らかの損害等が発生した場合において、当該損害の起因事項が専らEPの責に帰すべき事由による場合を除き当該損害についてEPは何らの責任を負わないこと
  - 4) EPに対する本サービスの利用申込みは、後払い加盟店契約の申込みに対する後払い決済事業者の承諾を保證するものではなく、後払い加盟店契約の申込みを拒否され、結果本サービスの利用をEPが拒否することになった場合であっても、EPはなんらの責任を負わないこと

#### 第6条（引渡金の返金に関する特則）

1. EPが後払い決済事業者に取引データ送信後、売主である利用者と買主との間の売買契約が、対象商品に係る売買申込の撤回、錯誤その他の無効事由の判明、取消、解除、クーリングオフを根拠とする返品等、売買契約が不成立又は無効となる事態（以下総称して「キャンセル等」という。）が生じた場合の取扱いは本条第2項から第4項の定めのとおりとする。なお、本条にいう「利用者に対して立替払を行う」とは後払い決済事業者がEPへ立替払金を引渡した場合も含み、必ずしも利用者へ引渡され、その支配領域内に立替払金が移転したことを要しない。
2. 利用者と買主との間の売買契約にキャンセル等が発生した場合、利用者はEP所定のウェブサイトへアクセスする方法又は後払い決済事業者所定の方法により、速やかにキャンセル等の報告を行うものとする。また、利用者はキャンセル等の扱いについて、買主に対して事前に充分説明し、承諾を得るものとし、キャンセル等によって生じる買主との間の返品その他の後処理につき、EPになんらの出捐、負担を強いものとする。
3. 前項の報告を受領した時点で、後払い決済事業者が買主から売買代金を受領している場合、EP又は利用者に対し、後払い決済事業者が別途指定しない限りは、以下のとおりとする。
  - 1) 前項の報告を受領した時点で、すでに後払い決済事業者が立替払を行っているときは、利用者は買主に対し、直接キャンセル等に係る取引の売買代金を返還しなければならず、当該売買代金の返還について、EP及び後払い決済事業者は何ら責任を負わない。但し、利用者が後払い決済事業者又はEPから履行の催告を受けてもなお、買主に対して売買代金の返還を行わない場合、後払い決済事業者は利用者へ代わって、キャンセル等に係る売買代金の全部又は一部を買主に対して支払うことがあり、かかる場合、後払い決済事業者は当該求償債権に基づき利用者に対し買主に返還相当額の金員の支払を求めることができるものとし、買主は予めこれを承諾する。
  - 2) 前項の報告を受領した時点で、まだ後払い決済事業者が利用者に対し立替払を行っていないときは、後払い決済事業者がEPに対して引渡したキャンセル等に係る本立替払金相当額の金員をEPから利用者へ支払うものとし、利用者へ責任を持って買主に直接売買代金を返還させるものとする。但し、利用者が後払い決済事業者又はEPから履行の催告を受けてもなお、買主に対して売買代金の返還を行わない場合、後払い決済事業者は利用者へ代わって、キャンセル等に係る売買代金の全部又は一部を買主に対して支払うことがあり、かかる場合、後払い決済事業者は当該求償債権に基づき利用者に対し買主に返還相当額の金員の支払を求めることができるものとし、買主は予めこれを承諾する。
4. 前項の報告を受領した時点で、後払い決済事業者が買主から売買代金を受領していない場合、EP又は利用者に対し、後払い決済事業者が別途指定しない限りは、以下のとおりとする。
  - 1) 前項の報告を受領した時点で、後払い決済事業者がすでに利用者に対し立替払を行っている場合、利用者は後払い決済事業者に対し、キャンセル等に係る取引の本立替払金相当額の金員の返還債務を負い、EPは利用者に対し、相当期間のうちに履行させるものとする。この場合、後払い決済事業者は、第1項の報告を受領した時点より後に当該利用者へ支払う立替払金から利用者が返還債務を負う金額相当額を控除して支払うことにより、利用者から自己の債権を回収することができる。但し、利用者へ支払う立替払金から、利用者が返還すべき金額の全部又は一部を控除できない場合、後払い決済事業者はEPに引渡す立替払金の総額（当該利用者に対する本立替払金か否かを問わない）から返還額相当額を控

除したうえ、EPに立替払金を引き渡すことができる。

- 2) 後払い決済事業者が利用者に立替払いを行っていない場合は、キャンセル等にかかる取引について、後払い決済事業者及びEPは利用者に対し本サービスの提供を拒否することができ、かかるサービスの提供拒否によって生じたことについていかなる責任も負わない。

#### 第7条（売上データの取扱い）

利用者は、買主との間の売買契約に関する情報であって、後払い決済事業者及びEPが指定する情報（以下「売上データ」という）について、売買契約の成立後遅滞なくEP所定のウェブサイトに登録のうえ、後払い決済事業者及びEPに通知しなければならない。当該売上データ情報の登録が遅滞したことにより、当該売買契約の買主が後払い決済を利用することができない等の本サービスの提供に不都合が生じた場合であっても、後払い決済事業者及びEPとともに何らの責任を負わないものとする。但し、売上データの登録方法につき、後払い決済事業者と別途合意をしている場合には、この限りではなく、当該合意にしたがって売上データを通知すれば足りる。

#### 第8条（存続条項）

本利用契約の全部又は本サービスに関する部分のみが事由の如何を問わず終了した後においても、第5条、第6条及び本条はなお無期限に有効とし、当該終了の日までに本利用契約に基づき本サービスに関連して発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は当該終了によって影響を受けないものとする。

以上

#### 第1条（目的）

1. この規則（以下「本規則」という）は、イブシロン決済サービスのうち Amazon Pay に関するもの（以下「本サービス」という）の内容及びこれに関連する EP と利用者との間の権利義務等を定めるものとする。本規則は、「イブシロン決済サービス利用約款」（以下「本利用約款」という）を補充するものであり、本利用約款と一体となってイブシロン決済サービス利用契約（以下「本利用契約」という）の内容となる。
2. 本規則は、Amazon と利用者との間の権利義務の内容を定めるものではない。

#### 第2条（適用関係）

1. 本規則は利用希望者又は利用者が、Amazon Pay に関してイブシロン決済サービスの利用を希望する場合又は現に利用している場合に適用される。
2. 本サービスに関して本規則に定めのない事項については、本利用約款の定めるところによるものとし、本規則の定めと本利用約款の定めが矛盾抵触する場合には、本規則の定めが優先する。

#### 第3条（用語の定義）

1. 本規則における用語の意味は、本規則において別段の定めがなされている場合を除き、本利用約款における意味と同一とする。
2. 本規則において以下の各号の用語は、当該各号に定める意味を有する。
  - 1) Amazon Pay Amazon の加盟店である販売事業者が自己の保有するウェブサイトを通じて販売した商品に関連する注文の処理及び代金等の回収を行うことができるウェブベースの支払システムであって Amazon によって提供されるもの
  - 2) Amazon 本決済事業者のうち、米国デラウェア州に本拠を有する Amazon Services International, Inc.（将来、Amazon Pay の提供事業者が理由の如何を問わず変更された場合には当該変更後の提供事業者）
  - 3) Amazon Pay カスタマー契約 Amazon Pay の利用・提供を目的とする契約であって、Amazon を提供者とし、Amazon と販売事業者との間に成立するもの
  - 4) 仮想店舗構築運用サービス 販売事業者が Amazon Pay を利用する際に必要となる販売事業者側でのデータの生成、Amazon 側とのデータ送受信その他のデータ処理を行う機能（以下「Amazon プラットフォームソリューション」という）を含むインターネット上の通信販売用店舗の構築及び運用支援の機能を有するコンピュータシステム（Amazon プラットフォームソリューションに関する部分が Amazon からの許諾と関連仕様の提供を受けて開発され維持されるものに限る）をインターネットを通じて販売事業者の使用に供するサービスであって、EP が別途指定するもの
  - 5) 仮想店舗構築運用事業者 仮想店舗構築運用サービスを提供する事業者であって EP が別途指定するもの

#### 第4条（サービスの内容）

1. 本サービスの内容は以下の各号のとおりとし、詳細は本規則の他の規定及び EP が別途定めるところによる。
  - 1) 仮想店舗構築運用サービスに係るウェブサイトを用いて利用者が行う商品の通信販売に関し、利用者を代理して、Amazon に対し、Amazon Pay カスタマー契約の締結申込み（Amazon Pay カスタマー契約に付随し又は関連する各種合意が別途必要な場合には当該合意の申込みを含む）を行い、これに対する Amazon からの諾否回答を受領すること。
  - 2) 利用者を代理して、Amazon との間で、前号の Amazon Pay カスタマー契約又はこれに付随し若しくは関連する各種合意を変更するための合意をすること。
  - 3) 第1号及び第2号に該当するもののほか、第1号の Amazon Pay カスタマー契約に関連した利用者 と Amazon との間の連絡、通知、意思表示等（access key 及び認証情報を含むがこれらに限られない）の受発信及び Amazon への情報、資料等の提供について、利用者を代行し又は代理すること。
  - 4) 第1号の Amazon Pay カスタマー契約に基づく Amazon からの支払について利用者を代理して受領をするに当たり、当該契約に係る利用者の Amazon Pay 利用に係る商品代金等に関するデータその他当該利用者分として Amazon から支払われる金額の特定又は検証に必要なデータを Amazon から取得して、当該特定又は検証を行うこと。
  - 5) インターネットを通じた管理画面の提供その他第1号から第4号までのいずれかに関連し又は付随するサービス
2. EP は、Amazon Pay の利用に関して Amazon がその加盟店に要求するウェブサイトの保有に関与しない。また、EP は、第1項第3号の定めにかかわらず、決済関連データの生成、Amazon との間の決済関連データの送受信等のデータ処理（第1項第4号に定めるものは含まれない）に関与せず、当該データ処理に関するサービスを提供しない。
3. 第1項第4号の受領は、EP 名義の銀行口座（複数の利用者向けの各支払分が合算されて一括した振込となった場合においても当該振込に係る利用者ら及び当該利用者ら各自の分の支払額を特定して識別できる口座に限る。）への振込を受ける方法によって行う。
4. EP は、第1項第3号に基づいて Amazon からの返金請求の意思表示の受領を利用者の代理人としてすること及び当該受領をした場合に当該受領に係る返金請求について利用者に伝達することを除き、Amazon Pay カスタマー契約に基づく利用者から Amazon への返金に関与しない。当該返金のための支払又はその立替払いをすることは本サービスに含まれない。
5. 第1項の代理及び代行は、弁護士法及び債権管理回収業に関する特別措置法に違反しない内容及び範囲に限られるものとする。

#### 第5条（本サービスの利用）

1. EP は、利用者が本規則及び本利用約款を遵守することを条件として、本規則及び本利用約款に基づき本サービスを提供する。利用者は、本規則及び本利用約款に基づき、これらに従ってのみ本サービスを利用することができる。
2. 利用者は、本サービスのうち第4条第1項第1号及び第3号並びにこれらに関連する同項第5号の各サービスについては、本利用契約が本利用約款の定めるところに従って成立した時以降、利用することができる。同項第2号及び第4号並びにこれらに関連する同項第5号の各サービスについては、EP から登録完了通知を受けた時以降に限り、利用することができる。但し、EP が利用者に本サービスの利用開始時期を通知した場合には、通知された当該利用開始時期以降に限り、利用することができる。

#### 第6条（仮想店舗構築運用サービスの利用）

利用者は、本サービスを利用するに当たり、第4条第2項に掲げるウェブサイトの保有及びデータ処理に関し、利用者の責任と費用負担により仮想店舗構築運用事業者と別途契約を締結して仮想店舗構築運用サービスを利用しなければならない。

#### 第7条（Amazon Pay カスタマー契約の内容等）

1. Amazon Pay カスタマー契約の内容は、Amazon が定めて次の URL に係るウェブサイト（当該 URL は Amazon の判断により任意の時にかつ理由の如何を問わず変更されることがあり、そのように変更された場合には変更後の URL に係るウェブサイトとする）上で公表する条項等及び Amazon が別途定めた各種合意書がある場合には当該合意書の記載による。利用者は、第4条第1項第2号の本サービスによることなく Amazon の判断のみによって Amazon Pay カスタマー契約及びこれに関連する各種合意の内容が変更される場合があることを認識、理解し、随時かつ継続的に当該ウェブサイトを閲覧して、Amazon Pay カスタマー契約の内容変更について調査確認しなければならない。利用者がかかる調査、確認を怠ったことにより何からの損害又は不利益を受けた場合においても、EP は、当該損害又は不利益に関し、賠償、補償その他法律構成又は名目の如何を問わず、いかなる責任も負担しない。  
<https://pay.amazon.co.jp/help/201212190>
2. EP は、Amazon から利用者用の access key 及び認証情報の提供を受けた場合において、Amazon から通知を受けたときは、当該利用者が仮想店舗構築運用サービスのうち Amazon プラットフォームソリューションの部分を利用できるようにするために、当該 access key 及び認証情報を仮想店舗構築運用事業者へ通知する。
3. 利用者は、Amazon から EP に対して代金等の支払いがなされることにより、Amazon の EP 及び利用者への支払債務が履行されたこととなることを確認及び同意する。
4. 利用者は、Amazon Pay カスタマー契約に基づき Amazon へ返金をする義務を負った場合において、Amazon が利用者向け支払との相殺によって当該返金分の回収をすることができずに

現実の支払による返金を請求しているときは、以下のいずれかの対応を行うものとする。この場合、EP は、かかる返金の実行及びカード会社から利用者に対する当該カード決済に係るカード利用代金等の請求に関し、保証、立替払い、損失補償その他法律構成又は名目の如何にかかわらず、いかなる責任も負わない。

- 1) 利用者の責任と費用負担により利用者自身又は利用者の役員若しくは従業員を会員とするカード会員契約に係るカード決済を用いて当該返金を行う。
  - 2) 利用者に代わって EP が当該返金を Amazon に対して行い、利用者は EP が立替払いした金額相当額を EP に対して支払う。
5. 利用者は、前項第 1 号に基づく場合のほか、Amazon Pay カスタマー契約に基づく Amazon への返金についてカード決済を行うためのカード会員契約を変更しようとするときは、当該変更後のカード会員契約に係るカード番号を EP 所定の方法により EP に提供する。
6. EP が利用者から提供を受けたカード番号の利用目的は次の各号の区分に従い当該各号に掲げるもののみとする。
- 1) 第 2 項に基づき提供を受けたカード番号 利用者を代理して Amazon に対し行う Amazon Pay の利用申込み
  - 2) 第 4 項第 1 号及び第 5 項に基づき提供を受けたカード番号 利用者を代理して Amazon に対し行う登録済みカード番号の変更手続
7. EP は、利用者から提供を受けたカード番号について前項の利用目的を達成したときは、速やかに、EP が保有する当該カード番号を示す情報を消去し、以後これを保持しない。

#### 第 8 条（免責に関する特則）

1. EP は、Amazon Pay に関して Amazon からいかなる代理権又は代行権限の授与も受けていない。EP は、Amazon による Amazon Pay の提供（不提供、内容の変更、利用対価の変更、不具合及び利用者の希望、意図等との不適合を含むがこれらに限られない。）に関して、連帯債務、保証その他法律構成又は名目の如何を問わず一切責任を負わない。
2. EP は、仮想店舗構築運用サービスに関して仮想店舗構築運用事業者からいかなる代理権又は代行権限の授与も受けていない。EP は、仮想店舗構築運用事業者による仮想店舗構築運用サービスの提供（不提供、内容の変更、利用対価の変更、不具合及び利用者の希望、意図等との不適合を含むがこれらに限られない。）に関して、連帯債務、保証その他法律構成又は名目の如何を問わず一切責任を負わない。
3. EP は、利用者の Amazon Pay 利用に係る通信販売の代金等を回収する義務並びに Amazon 及び買主のいずれか一方又は双方に対する支払請求又は督促をする義務を本利用契約によって負うものではない。

#### 第 9 条（存続条項）

1. 本利用契約のうち本サービスに関する部分は、仮想店舗構築運用サービスの利用を目的とする仮想店舗構築運用事業者と利用者との間の契約が事由の如何を問わず終了したことによって当然に終了することはない。
2. 本利用契約の全部又は本サービスに関する部分のみが事由の如何を問わず終了した後においても、第 7 条第 1 項、第 3 項、第 4 項及び 7 6 項、第 8 条並びに本条はなお無期限に有効とし、当該終了の日までに本利用契約に基づき本サービスに関連して発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は当該終了によって影響を受けないものとする。

#### 「カラーミーショップ利用者向け特則」

#### 第 10 条（適用関係）

1. 本条から第 1 3 条まで（以下「本特則」という）は、利用希望者又は利用者が GMO ベパボ株式会社から提供される「カラーミーショップ」の利用を希望する場合又は現に利用している場合に適用されるものとする。
2. 本特則に定めのない事項については、本規則の第 1 条から第 9 条までの規定をその性質上可能な限り適用し又は準用するものとする。本特則の定めと本規則の定めが矛盾抵触する場合には、本特則の定めが優先するものとする。

#### 第 11 条（サービスの内容）

1. 第 4 条の定めに関わらず、本サービスの内容は以下の各号のとおりとし、詳細は本規則の他の規定及び EP が別途定めるところによる。
  - 1) 仮想店舗構築運用サービスに係るウェブサイトを用いて利用者が行う商品の通信販売に関し、仮想店舗構築運用事業者と提携して利用者が Amazon Pay を利用した代金決済を可能とすること。
  - 2) 前号の代金決済に関し、利用者が EP に対して収納代行業務を委託することにより EP が Amazon から代金を受領するにあたり、利用者の Amazon Pay 利用に係る商品代金等に関するデータその他当該利用者分として Amazon から支払われる金額の特定又は検証に必要なデータを Amazon から取得して、当該特定又は検証を行うこと。
  - 3) インターネットを通じた管理画面の提供その他前二号のいずれかに関連し又は付随するサービス
2. EP は、Amazon Pay の利用に関して Amazon がその加盟店に要求するウェブサイトの保有に関与しない。
3. 第 1 項第 2 号の受領は、EP 名義の銀行口座への振込を受ける方法によって行う。

#### 第 12 条（本サービスの利用）

1. 第 5 条の定めに関わらず、EP は、利用者が本規則及び本利用約款を遵守することを条件として、本規則及び本利用約款に基づき本サービスを提供する。利用者は、本規則及び本利用約款に基づき、これらに従ってのみ本サービスを利用することができる。
2. 利用者は、本サービスのうち第 11 条第 1 項のサービスについては、本利用契約が本利用約款の定めるところに従って成立した時以降、利用することができる。但し、EP が利用者に対し本サービスの利用開始時期を通知した場合には、通知された当該利用開始時期以降に限り、利用することができる。

#### 第 13 条（適用除外）

第 4 条及び第 7 条の定めは適用しない。

以上

#### 第1条（目的）

1. この規則（以下「本規則」という）は、イブシロン決済サービスのうち、楽天ペイ（オンライン決済）に関するもの（以下「本サービス」という）の内容及びこれに関連するEPと利用者との間の権利義務等を定めるものとする。本規則は、「イブシロン決済サービス利用約款」（以下「本利用約款」という）を補充するものであり、本利用約款と一体となってイブシロン決済サービス利用契約（以下「本利用契約」という）の内容となる。
2. 本規則は、本決済事業者である楽天ペイメント株式会社（以下「楽天」という）と利用者との間の権利義務の内容を定めるものではない。

#### 第2条（適用関係）

1. 本規則は利用希望者又は利用者が、楽天ペイ（オンライン決済）に関してイブシロン決済サービスの利用を希望する場合又は現に利用している場合に適用される。
2. 本サービスに関して本規則に定めのない事項については、本利用約款の定めるところによるものとし、本規則の定めと本利用約款の定めが矛盾抵触する場合には、本規則の定めが優先する。

#### 第3条（用語の定義）

1. 本規則における用語の意味は、本規則において別段の定めがなされている場合を除き、本利用約款における意味と同一とする。
2. 本規則において以下の各号の用語は、当該各号に定める意味を有する。
  - 1) 楽天ペイ（オンライン決済） 楽天の加盟店である販売事業者の商品の売買契約について、その代金等の決済のときに、楽天IDが買主により入力された場合、当該楽天IDに対応して登録されているカードを利用して商品代金の決済を完了させること
  - 2) 楽天ID 買主が楽天グループ株式会社（以下「楽天グループ」という）の運営するサイト上で商品を購入する際に、楽天グループが作成・発行する買主の識別記号であって、買主のカード番号、有効期限その他買主に関する情報と対応して登録されているもの
  - 3) 楽天ペイ（オンライン決済）利用契約 楽天が提供する「楽天ペイ（オンライン決済）利用規約」を内容として、楽天と利用者との間で成立する契約
  - 4) 楽天仮想店舗構築運用サービス 販売事業者が楽天ペイ（オンライン決済）を利用する際に必要となる販売事業者側でのデータの生成、楽天側とのデータ送受信その他のデータ処理を行う機能（以下「楽天プラットフォームソリューション」という）を含むインターネット上の通信販売用店舗の構築及び運用支援の機能を有するコンピュータシステム（楽天プラットフォームソリューションに関する部分が楽天からの許諾と関連仕様の提供を受けて開発され維持されるものに限る）をインターネットを通じて販売事業者の使用に供するサービスであって、EPが別途指定するもの
  - 5) 楽天仮想店舗構築運用事業者 楽天仮想店舗構築運用サービスを提供する事業者であってEPが別途指定するもの

#### 第4条（サービスの内容）

1. 本サービスの内容は以下の各号のとおりとし、詳細は本規則の他の規定及びEPが別途定めるところによる。
  - 1) 楽天仮想店舗構築運用サービスに係るウェブサイトを用いて利用者が行う商品の通信販売に関し、利用者を代理して、楽天に対し、楽天ペイ（オンライン決済）利用契約の締結申込み（楽天ペイ（オンライン決済）利用契約に付随し又は関連する各種合意が別途必要な場合には当該合意の申込みを含む）を行い、これに対する楽天からの諾否回答を受領すること。
  - 2) 利用者を代理して、楽天との間で、前号の楽天ペイ（オンライン決済）利用契約又はこれに付随し若しくは関連する各種合意を変更するための合意をすること。
  - 3) 第1号及び第2号に該当するもののほか、第1号の楽天ペイ（オンライン決済）利用契約に関連した利用者との間の連絡、通知、意思表示等の受発信及び楽天への情報、資料等の提供について、利用者を代行し又は代理すること。
  - 4) 第1号の楽天ペイ（オンライン決済）利用契約に基づく楽天からの支払について利用者を代理して受領するに当たり、当該契約に係る利用者の楽天ペイ（オンライン決済）利用に係る商品代金等に関するデータその他当該利用者分として楽天から支払われる金額の特定又は検証に必要なデータを楽天から取得して、当該特定又は検証を行うこと。
  - 5) インターネットを通じた管理画面の提供その他第1号から第4号までのいずれかに関連し又は付随するサービス
2. EPは、楽天ペイ（オンライン決済）の利用に関して楽天がその加盟店に要求するウェブサイトの保有に関与しない。また、EPは、第1項第3号の定めにかかわらず、決済関連データの生成、楽天との間の決済関連データの送受信等のデータ処理（第1項第4号に定めるものは含まれない）に関与せず、当該データ処理に関するサービスを提供しない。
3. 第1項第4号の受領は、EP名義の銀行口座への振込を受ける方法によって行う。
4. EPは、第1項第3号に基づいて楽天からの返金請求の意思表示の受領を利用者の代理人としてすること及び当該受領をした場合に当該受領に係る返金請求について利用者へ伝達する。
5. 第1項の代理及び代行は、弁護士法及び債権管理回収業に関する特別措置法に違反しない内容及び範囲に限られるものとする。

#### 第5条（本サービスの利用）

1. EPは、利用者が本規則及び本利用約款を遵守することを条件として、本規則及び本利用約款に基づき本サービスを提供する。利用者は、本規則及び本利用約款に基づき、これらに従ってのみ本サービスを利用することができる。
2. 利用者は、本サービスのうち第4条第1項第1号及び第3号並びにこれらに関連する同項第5号の各サービスについては、本利用契約が本利用約款の定めるところに従って成立した時以降、利用することができる。同項第2号及び第4号並びにこれらに関連する同項第5号の各サービスについては、EPから登録完了通知を受けた時以降に限り、利用することができる。但し、EPが利用者に本サービスの利用開始時期を通知した場合には、通知された当該利用開始時期以降に限り、利用することができる。

#### 第6条（楽天仮想店舗構築運用サービスの利用）

利用者は、本サービスを利用するに当たり、第4条第2項に掲げるウェブサイトの保有及びデータ処理に関し、利用者の責任と費用負担により楽天仮想店舗構築運用事業者と別途契約を締結して楽天仮想店舗構築運用サービスを利用しなければならない。

#### 第7条（楽天ペイ（オンライン決済）利用契約の内容等）

1. 楽天ペイ（オンライン決済）利用契約の内容は、楽天が定めて次のURLに係るウェブサイト（当該URLは楽天の判断により任意の時にかつ理由の如何を問わず変更されることがあり、そのようにして変更された場合には変更後のURLに係るウェブサイトとする）上で公表する条項等及び楽天が別途定めた各種合意書がある場合には当該合意書の記載による。利用者は、第4条第1項第2号の本サービスによることなく楽天の判断のみによって楽天ペイ（オンライン決済）利用契約及びこれに関連する各種合意の内容が変更される場合があることを認識、理解し、随時かつ継続的に当該ウェブサイトを開覧して、楽天ペイ（オンライン決済）利用契約の内容変更について調査確認しなければならない。利用者がかかる調査、確認を怠ったことによって何からの損害又は不利益を受けた場合においても、EPは、当該損害又は不利益に関し、賠償、補償その他法律構成又は名目の如何を問わず、いかなる責任も負担しない。  
[https://manager.checkout.gl.rakuten.co.jp/p/mgrc/pdf/Rakuten\\_Checkout\\_terms\\_of\\_service\\_GMOEP.pdf](https://manager.checkout.gl.rakuten.co.jp/p/mgrc/pdf/Rakuten_Checkout_terms_of_service_GMOEP.pdf)
2. EPは、楽天から利用者用の各種情報の提供を受けた場合において、楽天から通知を受けたときは、当該利用者が楽天仮想店舗構築運用サービスのうち楽天プラットフォームソリューションの部分を利用できるようにするために、必要な認証情報を楽天仮想店舗構築運用事業者へ通知する。

#### 第8条（免責に関する特則）

1. EPは、楽天ペイ（オンライン決済）に関して楽天からいかなる代理権又は代行権限の授与も受けていない。EPは、楽天による楽天ペイ（オンライン決済）の提供（不提供、内容の変更、利用対価の変更、不具合及び利用者の希望、意図等との不適合を含むがこれらに限られない。）に関して、連帯債務、保証その他法律構成又は名目の如何を問わず一切責任を負わない。

2. EPは、楽天仮想店舗構築運用サービスに関して楽天仮想店舗構築運用事業者からいかなる代理権又は代行権限の授与も受けていない。EPは、楽天仮想店舗構築運用事業者による楽天仮想店舗構築運用サービスの提供（不提供、内容の変更、利用対価の変更、不具合及び利用者の希望、意図等との不適合を含むがこれらに限られない。）に関して、連帯債務、保証その他法律構成又は名目の如何を問わず一切責任を負わない。
3. EPは、利用者の楽天ペイ（オンライン決済）利用に係る通信販売の代金等を回収する義務並びに楽天及び買主のいずれか一方又は双方に対する支払請求又は督促をする義務を本利用契約によって負うものではない。

#### 第9条（存続条項）

1. 本利用契約のうち本サービスに関する部分は、楽天仮想店舗構築運用サービスの利用を目的とする楽天仮想店舗構築運用事業者と利用者との間の契約が事由の如何を問わず終了したことによって当然に終了することはない。
2. 本利用契約の全部又は本サービスに関する部分のみが事由の如何を問わず終了した後においても、第8条及び本条はなお無期限に有効とし、当該終了の日までに本利用契約に基づき本サービスに関連して発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は当該終了によって影響を受けないものとする。

以上

## イブシロン決済サービス利用規則（口座振替決済関連）

### 第1条（目的）

1. この規則（以下「本規則」という）は、イブシロン決済サービスのうち、口座振替決済に関するもの（以下「本サービス」という）の内容及びこれに関連するEPと利用者との間の権利義務等を定めるものとする。本規則は、「イブシロン決済サービス利用約款」（以下「本利用約款」という）を補充するものであり、本利用約款と一体となってイブシロン決済サービス利用契約（以下「本利用契約」という）の内容となる。
2. 本規則は、三井住友カード又は提携金融機関と利用者との間の権利義務の内容を定めるものではない。

### 第2条（適用関係）

1. 本規則は、利用希望者又は利用者が、口座振替決済に関してイブシロン決済サービスの利用を希望する場合又は現に利用している場合に適用される。
2. 本サービスに関して本規則に定めのない事項については、本利用約款の定めるところによるものとし、本規則の定めと本利用約款の定めが矛盾抵触する場合には、本規則の定めが優先する。

### 第3条（用語の定義）

1. 本規則における用語の意味は、本規則において別段の定めがなされている場合を除き、本利用約款における意味と同一とする。
2. 本規則において以下の各号の用語は、当該各号に定める意味を有する。
  - 1）口座振替  
利用者に対する買主の通信販売による商品の代金等の支払債務について、提携金融機関における当該買主の指定した預金口座から当該代金等相当額を自動振替によって三井住友カードが受領し、当該代金等から三井住友カード所定の手数料等を控除した残額をEPが利用者を代理して受領すること
  - 2）口座振替決済（本サービス）  
口座振替に関するデータ処理等のサービスであって、本規則が定めるもの

### 第4条（本サービスの内容）

1. 利用者は、買主から金融機関の口座が記載された預金口座振替依頼書（以下「依頼書」という）を利用者の責任において回収するものとし、三井住友カードが別途定める日までに前もって三井住友カードに対して送付する。三井住友カードは、利用者から受領した依頼書を提携金融機関に送付する。
2. 利用者は、予め依頼書に買主の指定する金融機関コード、支店コード、委託者コード、顧客コード等EP又は三井住友カードが定める必要事項が記入されているか否かを調査するものとし、当該依頼書に未記入の事項がある場合は三井住友カードから連絡を受けたEPを通してその旨通知され、新たに依頼書を三井住友カードに対して送付する必要があること（当該未記入の事項があった依頼書の返還は行われず）、新たな依頼書の提出によって口座振替日の変更された場合、EPは何らの責任を負わないことに同意する。
3. 利用者は、買主が指定した金融機関の口座等、依頼書記載事項に変更が生じたことを知った場合、速やかにその旨EPに通知するとともに、新たに当該変更が反映された依頼書を買主から入手し、三井住友カードに提出しなければならない。
4. 利用者は、口座振替によって支払われる商品の代金等が記載された請求データをEPの指定する期日及び方法によってEPに提出するものとし、EPは利用者から提出された当該請求データに基づき、買主の指定する金融機関口座から振替を行うことを、三井住友カードを通じて提携金融機関に依頼し、三井住友カードから当該依頼の結果の報告を受けた場合、当該結果を利用者に通知する。
5. 前4項の定めにかかわらず、利用者は、依頼書に記載すべき事項に関するデータ及び請求データ（以下「データ」と総称する）をEPの指定する方法（請求データに関しては前項とは異なる方法）で通信回線を通じてEPのシステムに送信することができる。かかる場合、EPは利用者から受信したデータを三井住友カードに送信し、三井住友カードはEPから受信した当該データを提携金融機関に送信する。
6. EPは、口座振替に係る代金等の金額を管理するためのデータ処理を行う。

### 第5条（本サービスの利用）

1. EPは、利用者が本規則及び本利用約款を遵守することを条件として、本規則及び本利用約款に基づき本サービスを提供する。利用者は、本規則及び本利用約款に基づき、これらに従ってのみ本サービスを利用することができる。
2. 利用者は、本サービスを利用可能な店舗として利用者が登録された旨の通知及び本サービスの提供開始日の通知の双方をEPから受けた後、当該提供開始日以降に、本サービスを利用することができる。但し、利用者が提供開始日の通知を受けた日が当該提供開始日である場合には、当該通知を受けた時以降利用することができる。
3. EPは、利用者を買主とする商品の代金等について口座振替を行うことについて、三井住友カードから承認を得た場合にのみ前項の登録を行う。当該承認が得られなかった場合、利用者は、本サービスを利用することはできない。EPは、当該承認が得られなかった場合においても、その理由を利用者に開示する義務を負わない。利用者は、当該承認を得ることに関してEPから資料、情報等の提供を要請された場合には速やかに対応するものとする。
4. 利用者は、利用者自身を買主とする商品の代金等についてのみ本サービスを利用することができる。

### 第6条（委託等の特則）

1. 利用者は、EPに対し、口座振替に係る代金等の代理受領業務を委託し、EPはこれを受託する。
2. EPは、前項に基づいて利用者から委託を受けた代理受領業務を三井住友カードに再委託する。
3. 利用者は、前項の再委託に同意し、異議を述べない。

### 第7条（免責に関する特則）

EPは、第4条第2項に基づく場合のほか、以下の各号に基づく口座振替の未実行について責任を負わない。

- 1）依頼書により買主が指定した金融機関口座の残高が不足していた場合
- 2）依頼書記載事項に相違があった場合
- 3）依頼書に押印された金融機関届出印に相違があった場合
- 4）第4条に基づき手続を買主が行わなかった場合
- 5）その他EPの責に帰すべからざる事項（通信回線の輻輳による通信回線の不通等を含むがこれに限定されない）による場合

### 第8条（存続条項）

本利用契約の全部又は本サービスに関する部分のみが事由の如何を問わず終了した後においても、第4条第2項、第5条第3項、第7条及び本条はなお無期限に有効とし、当該終了の日までに本利用契約に基づき本サービスに関連して発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は当該終了によって影響を受けないものとする。

以上

#### 第1条（目的）

1. この規則（以下「本規則」という）は、イブシロン決済サービスのうち、銀行振込（バーチャル口座）に関するもの（以下「本サービス」という）の内容及びこれに関連するEPと利用者との間の権利義務等を定めるものとする。本規則は、「イブシロン決済サービス利用約款」（以下「本利用約款」という）を補充するものであり、本利用約款と一体となってイブシロン決済サービス利用契約（以下「本利用契約」という）の内容となる。
2. 本規則は、バーチャル口座決済事業者と利用者との間の権利義務の内容を定めるものではない。本サービスに関する詳細は、振込入金口座利用規定又は別途バーチャル口座決済事業者の定める規約のうち最新のものによる。

#### 第2条（適用関係）

1. 本規則は、利用希望者又は利用者が、銀行振込（バーチャル口座）に関してイブシロン決済サービスの利用を希望する場合又は現に利用している場合に適用される。
2. 本サービスに関して本規則に定めのない事項については、本利用約款の定めるところによるものとし、本規則の定めと本利用約款の定めが矛盾抵触する場合には、本規則の定めが優先する。

#### 第3条（用語の定義）

1. 本規則における用語の意味は、本規則において別段の定めがなされている場合を除き、本利用約款における意味と同一とする。
2. 本規則において以下の各号の用語は、当該各号に定める意味を有する。
  - 1) バーチャル口座 買主の利用者に対する通信販売による商品の代金等の支払いに充てるため、EPが利用者の指示に応じて割り当てる銀行口座の番号であって、EP指定の銀行口座に紐づくもの
  - 2) 本サービス バーチャル口座に入金される商品の代金等に関するデータ処理及び当該代金の支払いに関するサービスであって、本規則が定めるもの

#### 第4条（本サービスの内容）

1. 利用者は、利用者が通信販売をする商品を買った買主が、代金の決済を銀行振込（バーチャル口座）によって行う旨の意思表示をした場合、EPに対し、インターネット回線を通じたEP所定の方法により買主が払うべき代金額、買主のメールアドレス、利用者指定の入金期限その他EP所定の情報を通知したうえでバーチャル口座の割当てを依頼し、EPはこれを受けて、当該代金決済のためのバーチャル口座を割当てる。
2. EPは、利用者の買主に対し、金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人の名称（以下、総称して「バーチャル口座情報」という）を電子メールにより通知する。
3. EPは、割当てたバーチャル口座に入金があった場合、EP所定の方法で利用者に通知する。
4. バーチャル口座に入金された金員に利息は生じない。
5. バーチャル口座の口座名義人の名称は、第6条に定めるとおりとする。
6. バーチャル口座は、利用者が専有するものではなく、EPの本サービスを利用する利用者にEPが管理する口座番号を任意に割当てられるものとする。ただし、1つのバーチャル口座が同一時期に複数の買主に向けて割り当てられることはない。
7. EPは、買主が海外送金を用いたバーチャル口座への入金に関して、本サービスを提供しないものとし、利用者はこれに異議を述べない。

#### 第5条（本サービスの利用）

1. 利用者は、EPから本サービスについての登録完了通知を受けた時以降に限り、本サービスを利用することができる。利用者は、通知された当該提供開始日以降、本サービスを利用することができる。但し、利用者が提供開始日の通知を受けた日が当該提供開始日である場合には、当該通知を受けた時以降利用することができる。なお、利用者への本サービスの提供可否の判断はEPの裁量により行うものとし、提供しないと判断し、これを利用者に通知した場合であっても、EPはその理由を開示する義務を負わない。
2. 利用者は、利用者自身を売主とする商品の代金等の決済を目的とする場合のみ本サービスを利用ことができ、EPは利用者がその他の目的で本サービスを利用したと認めた場合、何ら催告することなく、利用者への本サービスの提供を停止し、また、本利用契約を解除することができる。
3. 利用者は、本サービスの申込時に、EPに対し、包括的に買主の商品代金を利用者に代理して受領する権限を授与するものとし、本サービスの利用を終了するまでこれを撤回してはならない。但し、第1項のとおりEPが利用者に対し本サービスの提供をしない旨の通知をした場合には、当該通知の時点をもって、EPの代金の受領権限は消滅するものとする。
4. 買主の利用者に対する商品代金支払債務は、EPが割り当てたバーチャル口座に買主が支払った商品代金の入金完了した時点をもって消滅するものとし、利用者はこれに異議を述べない。
5. 本サービスの提供に関しては、EPとバーチャル口座決済事業者との間の本サービスの提供に関する契約において明示的に定められている事項を除いては、バーチャル口座決済事業者が定める規定（銀行取引約款その他のEPが、バーチャル口座決済事業者の顧客としてバーチャル口座決済事業者のサービスを利用する際に適用される約款を含む。）が適用されることを利用者は確認する。

#### 第6条（口座名義の特例）

1. EPが利用者へ割り当てる口座（以下「割当口座」という。）に係る口座名義は、「GMO-EP」を含むものとする。なお、EPがバーチャル口座決済事業者のサービスを利用して発行した割当口座であることを判別するためにEPが講じるべき措置をバーチャル口座決済事業者が指定した場合は、当該措置を講じることがあることを利用者は確認する。
2. 割当口座に係る口座名義は、「GMO-EP」の後に、利用者が提供する商品又はサービスのうち、任意名口座を利用してその対価等を受領する商品又はサービスの名称（かかる商品又はサービスの名称が変更された場合は、当該変更後の商品又はサービスの名称とする。）を含むものに限定するものとする。
3. 利用者は、EPに対し、「GMO-EP」を含む口座名の口座を直接又は間接を問わず、また方法又は態様の如何を問わず第三者に使用させないこと、第三者のために使用しないこと、及び本サービスの利用以外の目的のために使用しないことを誓約する。
4. 「GMO-EP」を含む口座名の口座の使用に関して、バーチャル口座決済事業者が、国内外の法律、政令、府省令、通達、規則、命令、条例、ガイドライン、監督指針等（裁判所、行政庁、日本銀行、金融商品取引所、自主規制機関、所属業界団体その他の関係当局等による判決、決定、命令、審決、通達、行政指導、要請等を含む。併せて以下「法令等」という。）に基づくEP及び／又は利用者に関する情報の照会、開示要請、任意名口座の利用の差止要請等を受けた場合において、利用者は、バーチャル口座決済事業者が当該要請等に応じることに同意するものとする。
5. 利用者は、「GMO-EP」を含む口座名の口座の発行、割当及び利用等に関して買主との間において生じる一切の紛争を自己の責任と負担において処理するものとする。ただし、利用者は、自己が当該紛争に関する請求等を受けた場合、速やかにEPに通知するものとする。なお、EPによる事前承諾を得ることなく、利用者が行った当該紛争の解決について、EPは、一切責任を負わないものとする。
6. EPは、利用者が第3項及び第4項に定める事項に違反し、又は同意することを拒否した場合は、利用者に対する口座の利用をさせず、また既に利用している場合は利用を取り消すものとする。

#### 第7条（利用者の遵守事項等に関する特例）

1. 利用者は、第5条及び前条に基づきEPが割り当てたバーチャル口座情報及び入金期限並びに第4条第7項に関する情報を正確に買主に通知しなければならず、通知した口座情報及び入金期限の誤り又は第4条第7項によって生じた買主との商品代金の支払いに関する紛争の一切について、EPは何ら責任を負わない。
2. 利用者は、買主に対し、口座情報及び第4条第7項に関する情報を確認させ、誤ったバーチャル口座への入金又は海外送金による入金をしないよう周知、徹底しなければならない。買主の責めに帰すべき事由による誤ったバーチャル口座への入金及び海外送金による入金について、EPは一切関知しない。但し、EP所定の方法による相戻しが可能な場合は、この限りではなく、買

主が、組戻しを指示したバーチャル口座決済事業者所定の組戻手数料を負担したうえで、組戻しを行うものとする。

3. EPは、割り当てたバーチャル口座に入金があった金額を利用者に引渡せば足りるものとし、買主がバーチャル口座に代金支払がなされること、その金額が代金額と一致することを何ら保証するものではない。買主による代金の不払い又は代金額の誤りに起因する買主との紛議については、利用者が自己の費用と責任をもってこれを解決するものとし、EPに一切の迷惑をかけない。

#### 第8条（免責に関する特則）

EPは以下の各号に基づき銀行振込（バーチャル口座）の未実行について責任を負わない。

- 1) バーチャル口座情報に相違があった場合
- 2) その他 EPの責めに帰すべからざる事項（通信回線の輻輳による通信回線の不通等を含むがこれに限定されない）による場合

#### 第9条（存続条項）

本利用契約の全部又は本サービスに関する部分のみが事由の如何を問わず終了した場合においても、第6条第4項及び第5項、第8条並びに本条はなお無期限に有効とし、当該終了の日までに本利用契約に基づき本サービスに関連して発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は当然終了によって影響を受けないものとする。

以上

#### 第1条（目的）

1. この規則（以下「本規則」という）は、イブシロン決済サービスのうち、LINE Pay に関するもの（以下「本サービス」という）の内容及びこれに関連する EP と利用者との間の権利義務等を定めるものとする。本規則は、「イブシロン決済サービス利用約款」（以下「本利用約款」という）を補充するものであり、本利用約款と一体となってイブシロン決済サービス利用契約（以下「本利用契約」という）の内容となる。
2. 本規則は、LINE Pay 決済事業者と利用者との間の権利義務の内容を定めるものではない。本サービスに関する詳細は、別途 LINE Pay 決済事業者の定める規約（第6条に定めるものを指すが、これに限らない）のうち最新のものによる。

#### 第2条（適用関係）

1. 本規則は、利用希望者又は利用者が、LINE Pay に関してイブシロン決済サービスの利用を希望する場合又は現に利用している場合に適用される。
2. 本サービスに関して本規則に定めのない事項については、本利用約款の定めるところによるものとし、本規則の定めと本利用約款の定めが矛盾抵触する場合には、本規則の定めが優先する。

#### 第3条（用語の定義）

1. 本規則における用語の意味は、本規則において別段の定めがなされている場合を除き、本利用約款における意味と同一とする。
2. 本規則において以下の各号の用語は、当該各号に定める意味を有する。
  - 1) LINE Pay 決済 LINE Pay 決済事業者が提供する各種決済手段（LINE Cash、LINE Money）の総称
  - 2) LINE Pay 加盟店契約 LINE Pay 決済事業者が提供する各種決済手段に関する LINE Pay 決済事業者と利用者との契約の総称
  - 3) LINE Pay 決済事業者のシステム LINE Pay 決済事業者が LINE Pay の受領、利用者への支払額の算出、利用者のシステムとの間のデータ通信その他当該 LINE Pay 決済事業者が利用者との間で LINE Pay 決済に関して締結している契約の履行のために使用するコンピュータシステム
  - 4) LINE Pay 決済引渡金 引渡金のうち、利用者と LINE Pay 決済事業者との加盟店契約に基づき、利用者が請求できる利用者を売主とする販売行為等に基づく利用者の商品代金等相当額の金銭（以下「LINE Pay 決済売上金」という）より、LINE Pay 決済事業者及び EP 所定の金額を控除して相殺した後の残額
  - 5) LINE Pay データ 利用者を売主とする商品代金等の決済に係る LINE Pay が LINE Pay 決済事業者のシステムによって受信された場合における当該受信の事実その他 LINE Pay 決済事業者所定の事項に関するデータであって、LINE Pay 決済事業者所定のデータフォーマットに従ったもの

#### 第4条（本サービスの内容）

1. 本サービスとは、LINE Pay 決済に関して EP が提供するサービスであって以下の各号のサービスをいう。
  - 1) 利用者から授与された代理権に基づき、利用者の代理人として、EP が LINE Pay 決済事業者に対し、LINE Pay 加盟店契約の締結申込を行い、これに対する回答を受領すること
  - 2) 前号のサービスを利用して締結された LINE Pay 加盟店契約に基づく請求、申請、通知等及びその受領に関して利用者を代理すること
  - 3) LINE Pay 決済事業者が LINE Pay 加盟店契約（第2号のサービスを利用して締結されたものに限る。）に基づき支払う LINE Pay 決済売上金等の金額を管理するためにデータ処理を行うこと
  - 4) LINE Pay 決済売上金等の返金業務
  - 5) インターネットを通じた管理画面の提供その他前四号に関連し又は附随するサービスとして EP が定めるもの

#### 第5条（本サービスの利用）

1. 利用者は、EP から本サービスについての登録完了通知を受けた時以降に限り、本サービスを利用することができる。利用者は、通知された当該提供開始日以降、本サービスを利用することができる。但し、利用者が提供開始日の通知を受けた日が当該提供開始日である場合には、当該通知を受けた時以降利用することができる。なお、利用者への本サービスの提供可否の判断は EP の裁量により行うものとし、提供しないと判断し、これを利用者へ通知した場合であっても、EP はその理由を開示する義務を負わない。
2. 利用者は、利用者自身を売主とする商品の代金等の決済を目的とする場合のみ本サービスを利用ことができ、EP は利用者がその他の目的で本サービスを利用したと認めた場合、何ら催告することなく、利用者への本サービスの提供を停止し、また、本利用契約を解除することができる。
3. 利用者は、本サービスの申込時に、EP に対し、包括的に買主の商品代金を利用者へ代理して受領する権限を授与するものとし、本サービスの利用を終了するまでこれを撤回してはならない。但し、第1項のとおり EP が利用者に対し本サービスの提供をしない旨の通知をした場合には、当該通知の時点をもって、EP の代金の受領権限は消滅するものとする。
4. 買主の利用者に対する商品代金支払債務は、EP が割り当てた LINE Pay 決済事業者へ買主が支払った商品代金の入金完了した時点をもって消滅するものとし、利用者はこれに異議を述べない。
5. 本サービスの提供に関しては、EP と LINE Pay 決済事業者との間の本サービスの提供に関する契約において明示的に定められている事項を除いては、LINE Pay 決済事業者が定める規定が適用されることを利用者は確認する。

#### 第6条（利用者の遵守事項等に関する特則）

1. LINE Pay 加盟店契約は、LINE Pay 決済事業者所定の「LINE Cash 加盟店規約」、「LINE Money 加盟店規約」、「包括代理加盟店経由加盟店契約特約」及びこれに付帯する書面（ガイドライン、仕様書等のマニュアル類、申込書等を含むが、これらに限らない。）で構成される。これらの規約の記載は以下の URL 又は URL が有効でない場合は、本決済事業者所定の URL より確認するものとする。

([https://terms2.line.me/paymerchant\\_money\\_JP?lang=ja](https://terms2.line.me/paymerchant_money_JP?lang=ja))  
([https://terms2.line.me/paymerchant\\_cash\\_JP?lang=ja](https://terms2.line.me/paymerchant_cash_JP?lang=ja))  
([https://terms2.line.me/paymerchant\\_Agency\\_JP](https://terms2.line.me/paymerchant_Agency_JP))
2. 利用者は、自己の費用と責任において、LINE Pay 加盟店契約を遵守するものとする。
3. 利用者は、本サービスを利用するに際し、以下の措置を講じて買主に一方的な不利益がないよう取り計らわなければならない。
  - 1) 買主との契約上のトラブル、システム障害によるトラブル等、予想されるトラブルにつき、一方的に買主が不利にならないよう取り計らい、利用者が責任を取り得ない範囲について買主が理解できるよう利用者の商品・サービス等の販売ページ等適切な場所に明示すること。
  - 2) 買主からの苦情、問い合わせ等に対する窓口を設置し、当該窓口へ寄せられた苦情、問い合わせに対し速やかな対応を行うこと。

#### 第7条（存続条項）

本利用契約のうち本サービスに関する部分が事由の如何を問わず終了した後においても、当該終了の日までに本利用契約に基づき本サービスに関連して発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は当然終了によって影響を受けないものとする。

#### 第1条（目的）

1. この規則（以下「本規則」という）は、イブシロン決済サービスのうち、PayPay に関するもの（以下「本サービス」という）の内容及びこれに関連する EP と利用者との間の権利義務等を定めるものとする。本規則は、「イブシロン決済サービス利用規約」（以下「本利用規約」という）を補充するものであり、本利用規約と一体となってイブシロン決済サービス利用契約（以下「本利用契約」という）の内容となる。
2. 本規則は、PayPay 決済事業者と利用者との間の権利義務の内容を定めるものではない。本サービスに関する詳細は、別途 PayPay 決済事業者の定める規約（第6条に定めるものを指すが、これに限らない）のうち最新のものによる。

#### 第2条（適用関係）

1. 本規則は、利用希望者又は利用者が、PayPay に関してイブシロン決済サービスの利用を希望する場合又は現に利用している場合に適用される。
2. 本サービスに関して本規則に定めのない事項については、本利用規約の定めるところによるものとし、本規則の定めと本利用規約の定めが矛盾抵触する場合には、本規則の定めが優先する。

#### 第3条（用語の定義）

1. 本規則における用語の意味は、本規則において別段の定めがなされている場合を除き、本利用規約における意味と同一とする。
2. 本規則において以下の各号の用語は、当該各号に定める意味を有する。
  - 1) PayPay 決済 PayPay 決済事業者が提供する各種決済手段（PayPay、PayPay オンライン、PayPay for Business、あと払いサービス、前払いサービス）の総称
  - 2) PayPay 加盟店契約 PayPay 決済に関する PayPay 決済事業者と利用者との契約
  - 3) PayPay 決済事業者のシステム PayPay 決済事業者が商品代金等の受領、利用者への支払額の算出、利用者のシステムとの間のデータ通信その他当該 PayPay 決済事業者が利用者との間で PayPay 決済に関して締結している契約の履行のために使用するコンピュータシステム
  - 4) PayPay 決済引渡金 引渡金のうち、PayPay 加盟店契約に基づき、利用者が請求できる利用者を買主とする販売行為等に基づく利用者の商品代金等相当額の金銭（以下「PayPay 決済売上金」という）より、PayPay 決済事業者及び EP 所定の金額を控除して相殺した後の残額
  - 5) PayPay データ 利用者を売主とする商品代金等の決済に係る PayPay が PayPay 決済事業者のシステムによって受信された場合における当該受信の事実その他 PayPay 決済事業者所定の事項に関するデータであって、PayPay 決済事業者所定のデータフォーマットに従ったもの

#### 第4条（本サービスの内容）

1. 本サービスとは、PayPay 決済に関して EP が提供するサービスであって以下の各号のサービスをいう。
  - 1) 利用者から授与された代理権に基づき、利用者の代理人として、EP が PayPay 決済事業者に対し、PayPay 加盟店契約の締結申請を行い、これに対する回答を受領すること
  - 2) 前号のサービスを利用して締結された PayPay 加盟店契約に基づき請求、申請、通知等及びその受領に関して利用者を代理すること
  - 3) PayPay 決済事業者が PayPay 加盟店契約（第2号のサービスを利用して締結されたものに限る。）に基づき支払う PayPay 決済売上金等の金額を管理するためにデータ処理を行うこと
  - 4) PayPay 決済売上金等の返金業務
  - 5) インターネットを通じた管理画面の提供その他前四号に関連し又は附随するサービスとして EP が定めるもの

#### 第5条（本サービスの利用）

1. 利用者は、EP から本サービスについての登録完了通知を受けた時以降に限り、本サービスを利用することができる。利用者は、通知された当該提供開始日以降、本サービスを利用することができる。但し、利用者が提供開始日の通知を受けた日が当該提供開始日である場合には、当該通知を受けた時以降利用することができる。なお、利用者への本サービスの提供可否の判断は EP の裁量により行うものとし、提供しないと判断し、これを利用者へに通知した場合であっても、EP はその理由を開示する義務を負わない。
2. 利用者は、利用者自身を買主とする商品の代金等の決済を目的とする場合のみ本サービスを利用ことができ、EP は利用者がその他の目的で本サービスを利用したと認めた場合、何ら催告することなく、利用者への本サービスの提供を停止し、また、本利用契約を解除することができる。
3. 利用者は、本サービスの申込時に、EP に対し、包括的に買主の商品代金を利用者へ代理して受領する権限を授与するものとし、本サービスの利用を終了するまでこれを撤回してはならない。但し、第1項のとおり EP が利用者に対し本サービスの提供をしない旨の通知をした場合には、当該通知の時点をもって、EP の代金の受領権限は消滅するものとする。
4. 買主の利用者に対する商品代金支払債務は、EP が割り当てた PayPay 決済事業者へ買主が支払った商品代金の入金完了した時点をもって消滅するものとし、利用者はこれに異議を述べない。
5. 本サービスの提供に関しては、EP と PayPay 決済事業者との間の本サービスの提供に関する契約において明示的に定められている事項を除いては、PayPay 決済事業者が定める規定が適用されることを利用者は確認する。

#### 第6条（利用者の遵守事項等に関する特則）

1. PayPay 加盟店契約は、PayPay 決済事業者所定の「PayPay 加盟店規約（オンライン決済用）」の他、利用者の申込内容に応じて PayPay 決済事業者との間で適用される PayPay 決済事業者所定の規約及びこれらに付帯する書面（ガイドライン、仕様書等のマニュアル類、申込書等を含むが、これらに限らない。）で構成される。これらの規約の記載は以下の URL 又は URL が有効でない場合は、PayPay 決済事業者所定の URL より確認するものとする。  
<https://about.paypay.ne.jp/docs/terms/paypay-merchant-terms-online/>  
<https://about.paypay.ne.jp/docs/terms/paypay-merchant-guideline-online/>  
<https://about.paypay.ne.jp/docs/terms/paypay-psp-terms-online/>
2. 利用者は、自己の費用と責任において、PayPay 加盟店契約を遵守するものとする。
3. 利用者は、本サービスを利用するに際し、以下の措置を講じて買主に一方的な不利益がないよう取り計らわなければならない。
  - 1) 買主との契約上のトラブル、システム障害によるトラブル等、予想されるトラブルにつき、一方的に買主が不利にならないよう取り計らい、利用者が責任を取り得ない範囲について買主が理解できるよう利用者の商品・サービス等の販売ページ等適切な場所に明示すること。
  - 2) 買主からの苦情、問い合わせ等に対する窓口を設置し、当該窓口へ寄せられた苦情、問い合わせに対し速やかな対応を行うこと。

#### 第7条（存続条項）

本利用契約のうち本サービスに関する部分が事由の如何を問わず終了した後においても、当該終了の日までに本利用契約に基づき本サービスに関連して発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は当然終了によって影響を受けないものとする。

#### 第1条（目的）

1. この規則（以下「本規則」という）は、イブシロン決済サービスのうちマルチ決済端末を用いた決済に関するもの（以下「本サービス」という）の内容及びこれに関連するEPと利用者との間の権利義務等を定めるものである。本規則は、「イブシロン決済サービス利用約款」（以下「本利用約款」という）を補充するものであり、本利用約款と一体となってイブシロン決済サービス利用契約（以下「本利用契約」という）の内容となる。
2. 本規則は、マルチ決済端末を用いて各種決済サービスを提供するカード会社等又はその他の決済事業者（決済代行事業者がいる場合当該決済代行事業者を含む）と利用者との間の権利義務の内容を定めるものではない。

#### 第2条（適用関係）

1. 本規則は、利用希望者又は利用者が本サービスの利用を希望する場合又は現に利用している場合に適用されるものとする。
2. 本サービスに関して本規則に定めのない事項については、本利用約款の定めるところによるものとし、本規則の定めと本利用約款の定めが矛盾抵触する場合には、本規則の定めが優先するものとする。

#### 第3条（用語の定義）

1. 本規則において用いられている用語の意味は、本規則において別段の定めがなされている場合を除き、本利用契約における意味と同一とする。
2. 本規則において以下の各号の用語は、当該各号に定める意味を有するものとする。
  - 1) マルチ決済端末 実店舗においてクレジットカード決済、電子マネー決済、又はQRコード決済を用いて決済することのできるGMOフィナンシャルゲート株式会社が提供する決済端末
  - 2) カード会社等加盟店契約 本加盟店契約のうち、商品の代金等をマルチ決済端末を用いて決済することを目的としてカード会社等の決済事業者との間で締結される契約であって、本規則に定めるところに従いEPを経由して各種決済サービスを提供する決済事業者（決済代行事業者）を代理人として締結されるもの
  - 3) 決済サービス加盟店契約 本加盟店契約のうち、商品の代金等をマルチ決済端末を用いて決済することを目的として各種決済サービスを提供している決済事業者（決済代行事業者）との間で締結される契約であって、本規則に定めるところに従いEPを代理人として締結されるもの
  - 4) 各種決済サービスを提供する決済事業者（決済代行事業者） EPとの間でマルチ決済端末を用いた決済に関する契約を締結している者であって、当該契約に基づいて、カード会社等の決済事業者よりマルチ決済端末を用いた決済に係る代理受領を行わせ、代理受領した代金等から所定の手数料等を控除した残額をEPに支払う者

#### 第4条（サービスの内容）

本サービスの内容は、以下の各号のとおりとする。その詳細は、本利用約款及び本規則に定めるほかは、EPが別途定めるところによる。

- 1) 利用者を代理して、EPが指定するカード会社等の決済事業者及び各種決済サービスを提供する決済事業者（決済代行事業者）との間でカード会社等加盟店契約及び決済サービス加盟店契約の締結申込（カード会社等加盟店契約及び決済サービス加盟店契約に付随し又は関連する各種合意が必要な場合には当該合意の申込を含む。）を行い、諸否回答を受領すること
- 2) カード会社等加盟店契約及び決済サービス加盟店契約の履行に関連した、売主における取引データを受領すること
- 3) カード会社等の決済事業者及び各種決済サービスを提供する決済事業者（決済代行事業者）からのマルチ決済端末を用いた決済に係る引渡金の代理受領及び精算
- 4) インターネットを通じた管理画面の提供
- 5) 管理画面を通じた利用者登録情報の変更受付、取引情報の表示、引渡金の振込明細等の表示
- 6) その他第1号から第5号までのいずれかに関連し又は付随するサービス

#### 第5条（本サービスの利用）

1. EPは、利用者に対し、利用者が本利用契約及び本規則を遵守することを条件として本サービスを提供し、利用者は、本利用契約及び本規則を遵守してこれを利用する。
2. 利用希望者が本利用契約の締結申込の際に本サービスの利用を希望する場合には、EP所定の申込用画面でその旨を指定して本利用契約の締結申込を行うものとする。利用者がイブシロン決済サービスの内容に本サービスを追加することを希望する場合には、EP所定の管理画面を通じてその旨の申込を行うものとする。
3. 利用者は、カード会社等の決済事業者及び各種決済サービスを提供する決済事業者が利用者からの申込書類等の意思表示を受け付け、当該申し込みを承諾し、EPから本サービスについての登録完了通知を受けた時に各本加盟店契約が成立するものとし、各本加盟店契約成立以後、本サービスを利用することができる。但し、EPが利用者に対し本サービスの利用開始時期を通知した場合には、通知された当該利用開始時期以降に限り、利用することができる。
4. EPは、本サービスの詳細に関する細則、指定等を合理的な範囲で定めて利用者へ通知することができるものとし、利用者は、EPからかかる細則、指定等の通知を受けた場合には、これを遵守する。
5. 利用者が行うマルチ決済端末を用いた決済に係る通信販売についてカード会社等の決済事業者又は各種決済サービスを提供する決済事業者（決済代行事業者）がマルチ決済端末を用いた決済の全部又は一部の取り扱いを承認しなかった場合又は既にした承認の全部又は一部を撤回した場合には、利用者は当該不承認又は撤回に係るマルチ決済端末を用いた決済に関しては本サービスを利用することができない。

#### 第6条（利用者の遵守事項等に関する特則）

1. カード会社等加盟店契約及び決済サービス加盟店契約は、カード会社等の決済事業者及び各種決済サービスを提供する決済事業者（決済代行事業者）所定の規約等及びこれに付帯する書面（ガイドライン、仕様書等のマニュアル類、申込書等を含むが、これらに限らない。）で構成される。これらの規約の記載は以下のURL又はURLが有効でない場合は、カード会社等の決済事業者及び各種決済サービスを提供する決済事業者（決済代行事業者）所定のURLより確認するものとする。
  - 1) A920 端末使用規約 [https://www.epsilon.jp/document\_dl/agreement\_terminal\_paxa920.pdf]
  - 2) 包括代理サービス利用規約 [https://www.epsilon.jp/document\_dl/agreement\_terminal\_gmofg.pdf]
  - 3) GMO Cashless Platform 利用規約 [https://info.gmopg.jp/gcp/kiyaku/index.html]
  - 4) PayPay 加盟店規約（PayPay 残高加盟店規約、クレジットカード加盟店約款）  
[https://about.paypay.ne.jp/docs/terms/paypay-merchant-terms/]  
PayPay 加盟店ガイドライン [https://info.gmopg.jp/gcp/kiyaku/"iyaku04.pdf]  
PSP サービス利用特約 [https://info.gmopg.jp/gcp/kiyaku/kiyaku05.pdf]
  - 5) d払い（バーコード決済）加盟店規約 [https://info.gmopg.jp/gcp/kiyaku/kiyaku02.pdf]  
d払い（バーコード決済）サービスガイドライン [https://info.gmopg.jp/gcp/kiyaku/kiyaku03.pdf]
  - 6) 楽天ペイ（実店舗決済）アプリ決済加盟店規約 [https://pay.rakuten.co.jp/business/policy/b-policy/]  
アライアンス加盟店に関する特約（包括契約時のみ適用） [https://pay.rakuten.co.jp/business/policy/b-policy/alliance\_appendix/]

- 7) au PAY 加盟店規約〔<https://form.aupay.wallet.auone.jp/agreement/store/>〕
  - 8) Alipay / WeChat Pay ラカ決済サービス 利用規約〔<https://info.gmopg.jp/gcp/kiyaku/kiyaku01.pdf>〕
  - 9) 銀行 Pay ゆうちょ Pay パートナー規約〔<https://info.gmopg.jp/gcp/kiyaku/kiyaku07.pdf>〕
  - 10) メルペイ加盟店規約〔<https://www.merpay.com/merchant/terms/>〕
  - 11) J-Coin 加盟店規約 (ユーシーカード株式会社)〔[https://www2.uccard.co.jp/uc/kameiten/other/j\\_coin\\_pay\\_kiyaku.html](https://www2.uccard.co.jp/uc/kameiten/other/j_coin_pay_kiyaku.html)〕
2. 利用者は、自己の費用と責任において、カード会社等加盟店契約及び決済サービス加盟店契約を遵守するものとする。
  3. 利用者は、本サービスを利用するに際し、以下の措置を講じて買主に一方的な不利益がないよう取り計らわなければならない。
    - 1) 買主との契約上のトラブル、システム障害によるトラブル等、予想されるトラブルにつき、一方的に買主が不利にならないよう取り計らい、利用者が責任を取り得ない範囲について買主が理解できるように利用者の商品・サービス等の販売ページ等適切な場所に明示すること。
    - 2) 買主からの苦情、問い合わせ等に対する窓口を設置し、当該窓口へ寄せられた苦情、問い合わせに対し速やかな対応を行うこと。

#### 第7条 (免責に関する特則)

1. EP は、本利用約款に基づき免責される場合の他、以下の各号の事由に関しては、法律構成の如何にかかわらず、一切責任を負わない。
  - 1) マルチ決済端末の不具合及びかかる事態に伴う売買取引・役務提供取引の停止
  - 2) マルチ決済端末を用いた決済に係る売買取引契約・役務提供契約の解消に伴う代金等の返還又は精算
  - 3) マルチ決済端末を用いた決済に係る商品・役務の契約目的不適合 (瑕疵を含む) 又は当該商品・役務に係る売買取引契約又は役務提供契約の成立、効果帰属、履行若しくは解消に関する紛争その他売買取引契約及び役務提供契約に関連する紛争
2. EP は、利用者のマルチ決済端末を用いた決済に係る取引において、カード会社等の決済事業者及び各種決済サービスを提供する決済事業者 (決済代行事業者) からの当該取引の引渡金の買戻又は返還請求に関し、一切責任を負わない。

#### 第8条 (存続条項)

本利用契約の全部又は本サービスに関する部分のみが事由の如何を問わず終了した後においても、第7条及び本条はなお無期限に有効に継続するものとし、当該終了の日までに本利用契約に基づいて発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は当該終了によって影響を受けないものとする。

以上

#### 第1条（目的）

この規則（以下「本規則」という）は、イブシロン決済サービスのうち第3条で定義するオプションサービスを利用者に提供するサービス（以下「本サービス」という）の内容及びこれに関連するEPと利用者との間の権利義務等を定めるものである。本規則は、「イブシロン決済サービス利用約款」（以下「本利用約款」という）を補充するものであり、本利用約款と一体となってイブシロン決済サービス利用契約（以下「本利用契約」という）の内容となる。

#### 第2条（適用関係）

1. 本規則は、利用希望者又は利用者が本サービスの利用を希望する場合又は現に利用している場合に適用されるものとする。
2. 本サービスに関して本規則に定めのない事項については、本利用約款の定めるところによるものとし、本規則の定めと本利用約款の定めが矛盾抵触する場合には、本規則の定めが優先するものとする。

#### 第3条（用語の定義）

1. 本規則において用いられる用語の意味は、本規則において特に定められている場合を除き、本利用約款における意味と同一とする。
2. 本規則において以下の各号の用語は、当該各号に定める意味を有するものとする。
  - 1) サービスプロバイダー 株式会社アクル又はイーディフェンダーズ株式会社をいう。
  - 2) オプションサービス サービスプロバイダーが提供する以下のサービスをいい、それぞれ以下の URL 上に掲載されるサービス利用規約が適用される。
    - ア) イーディフェンダーズ株式会社が提供する不正検知サービス  
サービス利用規約：[https://www.epsilon.jp/service/option/images/fraud\\_detection\\_terms.pdf](https://www.epsilon.jp/service/option/images/fraud_detection_terms.pdf)
    - イ) 株式会社アクルが提供するチャージバック保証サービス  
サービス利用規約：[https://www.epsilon.jp/service/option/images/akuru\\_terms.pdf](https://www.epsilon.jp/service/option/images/akuru_terms.pdf)
    - ウ) 株式会社アクルが提供する不正検知システムサービス  
サービス利用規約：[https://www.epsilon.jp/service/option/images/fraud\\_detection\\_terms\\_akuru.pdf](https://www.epsilon.jp/service/option/images/fraud_detection_terms_akuru.pdf)
    - エ) 株式会社アクルが提供するおまかせ WEB 集客サービス  
サービス利用規約：[https://www.epsilon.jp/service/option/images/web\\_ads\\_terms\\_akuru.pdf](https://www.epsilon.jp/service/option/images/web_ads_terms_akuru.pdf)

#### 第4条（本サービスの内容）

本サービスの内容は、以下の各号のとおりとする。その詳細は、本利用約款及び本規則に定めるほかは、EP が別途定めるところによる。

- 1) 利用者のうち、オプションサービスの利用を希望する者を代理して、サービスプロバイダーとの間で当該オプションサービスにかかる利用契約を締結し、オプションサービスの開始から終了までに係る事務代行を実施するサービス
- 2) 第1号に付随し又は関連するサービスとして EP が定めるサービス

#### 第5条（本サービスの利用）

1. EP は、利用者が本規則及び本利用約款を遵守することを条件として、本規則及び本利用約款に基づき本サービスを提供する。利用者は、本規則及び本利用約款に基づき本サービスを利用することができる。なお、利用者は、オプションサービスを利用するためには、サービスプロバイダーが別途定めるサービス利用規約を遵守しなければならないことを承諾する。
2. 利用希望者が本利用契約の締結申込の際に本サービスの利用を希望する場合には、EP 所定の申込用画面でその旨を指定して本利用契約の締結申込を行うものとする。利用者がイブシロン決済サービスの内容に本サービスを追加することを希望する場合には、EP 所定の管理画面を通じてその旨の申込を行うものとする。
3. 利用者は、EP から本サービスの利用が可能となった旨の電子メールによる通知を受けた場合において、当該通知を受けた時以降に限り、本サービスを利用することができる。但し、当該電子メール中で利用可能となる時期が明示されていた場合には、当該時期以降に限り、利用することができる。
4. 利用者は、本サービス以外のイブシロン決済サービスを利用することなく本サービスのみを利用することはできない。
5. 利用者は、利用を希望するオプションサービスについての利用契約の締結及び当該オプションサービスの開始から終了までに係る事務代行に関する代理権を EP に対し授与する。
6. 利用者は、オプションサービスの利用の対価を、EP がサービスプロバイダーに代わって受領することを承諾する。

#### 第6条（免責に関する特則）

EP は、オプションサービスにかかる契約の成立、内容、履行、サービス提供期間、目的適合性等について何ら保証するものではなく、オプションサービスの利用、提供の停止、廃止によって利用者が被った不利益又は損害に関し、一切責任を負わない。利用者とサービスプロバイダーその他第三者との間で本サービスに関し紛議が生じた場合、利用者は当該紛議をその責任と費用において円満に解決し、EP に一切の迷惑をかけないものとする。

#### 第7条（有効期間・存続条項）

1. 本規則は本利用契約の内容となるものであり、本利用契約及び利用者とサービスプロバイダーとの間の本サービスにかかる契約の一部が有効である間、有効とする。
2. 第1項の定めにかかわらず、EP は1か月以上事前に利用者に通知した上で、本規則を将来に向かって失効させて本サービスの提供を廃止することができる。
3. 本利用契約の全部又は本サービスに関する部分のみが事由の如何を問わず終了した後においても、第6条及び本条本項は、なお無期限に有効に継続するものとし、当該終了の日までに本利用契約に基づいて発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は当該終了によって影響を受けないものとする。

以上

#### 第1条（目的）

1. この規則（以下「本規則」という）は、決済承認通知メールの発信（以下「本サービス」という）に関する内容及びこれに関連するEPと利用者との間の権利義務等を定めるものである。本規則は、「イブシロン決済サービス利用約款」（以下「本利用約款」という）を補充するものであり、本利用約款と一体となってイブシロン決済サービス利用契約（以下「本利用契約」という）の内容となる。
2. 本規則は、カード会社等の決済事業者と利用者との間の権利義務の内容を定めるものではない。

#### 第2条（適用関係）

1. 本規則は、利用希望者又は利用者が本サービスの利用を希望する場合又は現に利用している場合に適用されるものとする。
2. 本サービスに関して本規則に定めのない事項については、本利用約款の定めるところによるものとし、本規則の定めと本利用約款の定めが矛盾抵触する場合には、本規則の定めが優先するものとする。

#### 第3条（用語の定義）

1. 本規則において用いられる用語の意味は、本規則において特に定められている場合を除き、本利用約款における意味と同一とする。
2. 本規則において以下の各号の用語は、当該各号に定める意味を有するものとする。
  - 1) 決済承認 イブシロン決済サービスの利用に係る個々の商品代金等の決済を行うことを本決済事業者が承認したこと（カード決済に関しては、カード会社が与信又は売上承認をしたこと）
  - 2) 決済承認通知メール 決済承認が得られた場合にEPが本規則及び本利用約款に基づいて発信する電子メール

#### 第4条（サービスの内容）

本サービスの内容は、以下の各号のとおりとする。その詳細は、本利用約款及び本規則に定めるほかは、EPが別途定めるところによる。

- 1) EPが本決済事業者から決済承認の通知を受けた場合に、利用希望者又は利用者の事前の選択に従い、利用者のみ、買主のみ又は利用者及び買主の双方に向けて決済承認通知メールを発信すること
- 2) 買主に向けて発信される決済承認通知メールについては、利用者がEP所定の制限の範囲内で予め指定した内容により発信すること
- 3) 第1号又は第2号に付随し又は関連するサービスとしてEPが定めるサービス

#### 第5条（本サービスの利用）

1. EPは、利用者が本規則及び本利用約款を遵守することを条件として、本規則及び本利用約款に基づき本サービスを提供する。利用者は、本規則及び本利用約款に基づき本サービスを利用することができる。
2. 利用希望者が本利用契約の締結申込の際に本サービスの利用を希望する場合には、EP所定の申込用画面でその旨を指定して本利用契約の締結申込を行うものとする。利用者がイブシロン決済サービスの内容に本サービスを追加することを希望する場合には、EP所定の管理画面を通じてその旨の申込を行うものとする。
3. 利用者は、EPから本サービスの利用が可能となった旨の電子メールによる通知を受けた場合において、当該通知を受けた時以降に限り、本サービスを利用することができる。但し、当該電子メール中で利用可能となる時期が明示されていた場合には、当該時期以降に限り、利用することができる。
4. 利用者は、EPが別途定める本サービスを利用可能な本決済方法を利用しない限り、本サービスのみで利用することはできないことを承諾する。
5. 利用者は、本サービスの利用に当たり、EP所定の管理画面を通じて、決済承認通知メールの送信先として利用者のみ、買主のみ又は利用者及び買主の双方のいずれかを指定することができる。既に行った指定をいつでも変更することができる。
6. 利用者は、第5項に基づき決済承認通知メールの発信先として買主を指定する場合（利用者及び買主の双方を指定する場合を含む。）には、一部又は特定の買主に対してのみ発信する旨を指定することはできない。
7. 利用者が決済承認通知メールの送信先を指定していない場合、EPは、その間、決済承認通知メールの発信を停止するものとする。

#### 第6条（決済承認通知メールのカスタマイズ）

1. 利用者は、EP所定の管理画面を通じて、買主に向けて発信される決済承認通知メールの内容を予め指定することができる。この指定は買主に向けて発信される決済承認通知メールの全てについて共通とし、一部又は特定の買主について他と異なる内容を指定することはできない。
2. 利用者は、EP所定の管理画面を通じて、第1項の指定の内容を変更することができる。
3. 利用者は、自身が発信する情報について一切の責任を負うものとし、EPに何らの迷惑又は損害を与えないものとする。
4. 利用者は、第1項及び第2項の定めにかかわらず、買主に向けて発信される決済承認通知メールの内容又は形式として、以下の各号のいずれかに該当する内容又は形式を指定してはならない。
  - 1) 第8条第1項と矛盾し又は抵触する内容又は形式
  - 2) 当該決済承認通知メールに係る本決済方法の本決済事業者と利用者との間の契約と矛盾し又は抵触する内容又は形式
  - 3) 商品代金等の支払債務の消滅時期又は当該債務の移転時期について買主に誤解を生じさせるおそれのある内容又は形式
  - 4) 法令又は公序良俗に違反するおそれのある内容
  - 5) 社会通念上の倫理に反するおそれのある内容
  - 6) 第三者の知的財産権を侵害し又はそのおそれがある内容又は形式
  - 7) EPがカスタマイズに関する制限を別途定めた場合にあっては当該定め違反するおそれのある内容又は形式
5. 利用者が本条の定め違反した場合、EPは、事前に利用者へ通知した上で、当該違反の解消を確認するまでの間、本サービスの提供を停止することができるほか、本利用約款に基づいて本利用契約のうち本サービスに関する部分を解除することができる。

#### 第7条（手数料に関する特則）

1. 本サービスについてのEPの手数料等は、本利用約款の料金別紙に定めるとおりとする。
2. 第5条第7項に基づいて決済承認通知メールの発信が停止されている期間についても第1項の手数料は発生し、利用者はその支払を免れない。

#### 第8条（免責に関する特則）

1. 決済承認通知メールは、イブシロン決済サービスの利用に係る個々の商品代金等の決済を行うことを本決済事業者が承認した場合（カード決済に関しては、カード会社から与信又は売上承認が得られた場合）にEPから発信されるものである。商品代金等支払債務は決済承認通知メールが発信された時点で常に消滅済みであるわけではなく、当該債務の消滅時期は決済方法毎に異なる。決済承認通知メールの発信によって商品代金等支払債務が消滅するものではない。決済承認通知メールが発信された後においても、当該メールに係る商品代金等に関する決済事業者からの支払が拒絶される場合があり、当該支払が行われてもその返還を求められる場合がある。

2. EPは、本サービスの提供又は決済承認通知メールの発信によって、本決済事業者からの支払又はEPから利用者への支払が現実に行われること又は行われた当該支払分の返還を求められないことを保証するものではなく、当該支払が既になされた旨又は商品代金等に係る債権が譲渡された旨を通知するものではない。商品代金等支払債務の消滅時期又は移転、商品代金等に係る債権の帰属、本決済事業者からの支払及びEPから利用者への支払並びに当該支払分の返還については、利用者と各本決済事業者との間の契約又は本利用約款及び各決済方法についての利用規則の定めるところによる。
3. EPは、第5条第7項に基づく決済承認通知メールの発信の停止、第6条第4項に基づく本サービスの提供の停止又は廃止によって利用者又は買主が被った不利益又は損害に関し、一切責任を負わない。

#### 第9条（存続条項）

本利用契約の全部又は本サービスに関する部分のみが事由の如何を問わず終了した後においても、第8条及び本条はなお無期限に有効に継続するものとし、当該終了の日までに本利用契約に基づいて発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は当該終了によって影響を受けないものとする。

以上

#### 第1条（目的）

1. この規則（以下「本規則」という）は、メールリンクサービス（以下「本サービス」という）に関する内容及びこれに関連する EP と利用者との間の権利義務等を定めるものである。本規則は、「イブシロン決済サービス利用約款」（以下「本利用約款」という）を補充するものであり、本利用約款と一体となってイブシロン決済サービス利用契約（以下「本利用契約」という）の内容となる。
2. 本規則は、カード会社等の決済事業者と利用者との間の権利義務の内容を定めるものではない。

#### 第2条（適用関係）

1. 本規則は、利用希望者又は利用者が本サービスの利用を希望する場合又は現に利用している場合に適用されるものとする。
2. 本サービスに関して本規則に定めのない事項については、本利用約款の定めるところによるものとし、本規則の定めと本利用約款の定めが矛盾抵触する場合には、本規則の定めが優先するものとする。

#### 第3条（用語の定義）

1. 本規則において用いられる用語の意味は、本規則において特に定められている場合を除き、本利用約款における意味と同一とする。
2. 本規則において以下の各号の用語は、当該各号に定める意味を有するものとする。
  - 1) 利用希望者 イブシロン決済サービスの利用を希望する者
  - 2) 利用者 EP との間で本利用契約を締結している者

#### 第4条（サービスの内容）

本サービスの内容は、以下の各号のとおりとする。その詳細は、本利用約款及び本規則に定めるほかは、EP が別途定めるところによる。

- 1) 管理画面の提供  
利用者が、インターネットを通じて、注文番号、商品名、代金等の金額、買主の氏名又は名称その他利用者と買主との間の通信販売に関する EP 所定の情報及び当該買主の電話番号又は電子メールアドレス（以下「買主メールアドレス等」という）に関する情報を EP 所定のウェブサーバへ向けて発信し、かつ当該ウェブサーバから各通信販売の本サービスの提供状況、決済 URL の発行状況などに関する EP 所定の情報を閲覧することができるように、インターネット上で EP 所定の管理画面を提供すること
- 2) 決済案内メールの発信  
利用者が前号の管理画面を通じて EP のウェブサーバへ前号の情報を送信してきた場合に、利用者の希望に応じ、当該情報に基づいて、当該情報に含まれる買主メールアドレス等へ宛てて、以下の a b 及び c の各情報を含む EP 所定のショートメッセージ（SMS）又は電子メール（以下、総称して「決済案内メール」という）を発信すること。なお、EP は、原則として、15 分間ごとに当該情報の受信の有無及び受信した場合の当該情報の内容を検証し、必要な情報が得られたときは直ちに決済案内メールを発信し、又は、決済 URL を発行する。
  - a) 利用者の名称又は屋号及び注文番号、商品名、代金等の金額その他利用者と当該買主との間の取引に関する EP 所定の事項に関する情報
  - b) EP 所定のウェブサーバにアクセスして、インターネットを通じたデータ通信により、当該代金等の決済方法の指定に関する情報及び当該決済の実行に必要な EP 所定の事項に関する情報を提供するよう当該買主に促す趣旨の文章（文字情報）
  - c) b のウェブサーバにアクセスするための EP 所定の URL（当該ウェブサーバへのリンク機能を有するものに限る）
- 3) 決済 URL の提供  
利用者が第 1 号の管理画面を通じて EP のウェブサーバへ第 1 号所定の情報を送信してきた場合に、第 1 号の管理画面上に前号 c の決済 URL を発行し表示すること
- 4) 決済情報入力画面の提供  
第 2 号 c のリンク機能を用いて同号 b のウェブサーバへアクセスがなされた場合に、当該アクセスをした者が同号 a の情報（決済方法の指定については、イブシロン決済サービスの適用対象として利用者が希望し EP から承認を得ている本決済方法に限る。以下同じ。）をインターネットを通じて当該ウェブサーバへ向けて発信することができるように、インターネット上で EP 所定の入力用画面を提供すること
- 5) 配信完了通知メールの発信  
第 2 号の発信が完了した場合に、利用者が予め指定した利用者の電子メールアドレスへ宛てて、以下の a b c の各情報を含む EP 所定の電子メール（以下「配信完了通知メール」という）を発信すること。なお、EP は原則として、15 分間ごとに決済案内メールの配信完了分を集計処理した上、発信完了した決済案内メールがあるときは直ちに配信完了通知メールを発信する。
  - a) 決済案内メールの発信日時と件数
  - b) 正常に発信完了した決済案内メールに係る注文番号と件数
  - c) 正常に発信完了しなかった決済案内メールに係る注文番号と件数

#### 第5条（本サービスの利用）

1. EP は、利用者が本規則及び本利用約款を遵守することを条件として、本規則及び本利用約款に基づき本サービスを提供する。利用者は、本規則及び本利用約款に基づき本サービスを利用することができる。
2. 利用希望者が本利用契約の締結申込の際に本サービスの利用を希望する場合には、EP 所定の申込用画面でその旨を指定して本利用契約の締結申込を行うものとする。利用者がイブシロン決済サービスの内容に本サービスを追加することを希望する場合には、EP 所定の管理画面を通じてその旨の申込を行うものとする。
3. 利用者は、EP から本サービスの利用が可能となった旨の電子メールによる通知を受けた場合において、当該通知を受けた時以降に限り、本サービスを利用することができる。但し、当該電子メール中で利用可能となる時期が明示されていた場合には、当該時期以降に限り、利用することができる。
4. 利用者は、EP が別途定める本サービスを利用可能な本決済方法を利用しない限り、本サービスのみで利用することはできないことを承諾する。
5. 利用者は、広告宣伝、団体加入の勧誘、迷惑メールの送信その他現に購入申込みを受けた商品に係る代金等の決済以外の目的で本サービスを利用してはならず、また合意解約、買主による解約権の行使等により既に解約された通信販売について本サービスを利用してはならない。
6. 第 4 条第 4 号の入力用画面を用いて同条第 2 号 a の情報が同号 b の EP 所定のウェブサーバへ送信されてきた場合、その後の EP におけるデータ処理その他イブシロン決済サービスの提供及び利用者におけるその利用については、本利用約款及び当該情報により指定された本決済方法に関するイブシロン決済サービス利用規則の定めるところによる。

#### 第6条（決済案内メールのカスタマイズ）

1. 利用者は、第 4 条第 1 号の管理画面を通じて、買主に向けて発信される決済案内メールの内容を予め指定することができる。この指定は買主に向けて発信される決済案内メールの全てについて共通とし、一部又は特定の買主に対して他と異なる内容を指定することはできない。
2. 利用者は、第 4 条第 1 号の管理画面を通じて、第 1 項の指定の内容を変更することができる。
3. 利用者は、自身が発信する情報について一切の責任を負うものとし、EP に何らの迷惑又は損害を与えないものとする。
4. 利用者は、第 1 項及び第 2 項の定めにかかわらず、買主に向けて発信される決済案内メールの内容として、以下の各号のいずれかに該当する内容を指定してはならない。
  - 1) 第 8 条第 1 項と矛盾し又は抵触する内容
  - 2) 利用者が利用しているイブシロン決済サービスの適用対象となっていない本決済方法の本決済事業者と利用者との間の契約と矛盾し又は抵触する内容

- 3) 商品代金等の支払債務の消滅時期又は当該債務の移転時期について買主に誤解を生じさせるおそれのある内容
  - 4) 法令又は公序良俗に違反するおそれのある内容
  - 5) 社会通念上の倫理に反するおそれのある内容
  - 6) 第三者の知的財産権を侵害し又はそのおそれがある内容
  - 7) EP がカスタマイズに関する制限を別途定めた場合にあっては当該定め違反するおそれのある内容
5. 利用者が本条の定め違反した場合、EP は、事前に利用者へ通知した上で、当該違反の解消を確認するまでの間、本サービスの提供を停止することができるほか、本利用約款に基づいて本利用契約のうち本サービスに関する部分を解除することができる。

#### 第7条（手数料に関する特則）

本サービスについてのEPの手数料等は、本利用約款の料金別紙に定めたとおりとする。なお、決済案内メール及び配信完了通知メールそれぞれの発信の回数及び頻度の如何にかかわらないものとし、利用者は、かかる取扱を承認し、異議、苦情等を一切述べない。

#### 第8条（免責に関する特則）

1. EP は、決済案内メール、配信完了通知メールを宛先電話番号又は電子メールアドレスに係るメールサーバに到達させる義務及び買主又は利用者へこれらのSMS又は電子メール（以下「電子メール等」という）を閲覧させる義務を本利用約款によって負うものではない。EP は、これらの電子メール等が到達すること及び買主又は利用者によって閲覧されることを一切保証せず、これらの電子メール等の不到達又は未読に関しては、それがEPの責めに帰すべき事由に基づく電子メール等の発信未了に起因する場合を除き、いかなる責任も負わない。EP は、これらの電子メール等を発信した後は、その電子メール等が宛先電話番号又は電子メールアドレスに係るメールサーバに到達したか否かについて、調査し又は管理画面を通じた情報の提供その他方法の如何を問わず利用者へ通知し若しくは利用者からの問い合わせに回答する義務を本利用約款によって負うものではない。
2. EP は、決済案内メール、配信完了通知メールが宛先電話番号又は電子メールアドレスの不正確、誤り等に起因して不到達となったことを認識した場合においても、当該宛先電話番号又は電子メールアドレスの不正確、誤り等又は当該不到達を管理画面を通じた情報の提供その他方法の如何を問わず利用者へ通知する義務を本利用約款によって負うものではない。
3. EP は、買主に決済案内メールに含まれるEP所定のウェブサーバへのリンク機能を活用して当該ウェブサーバにアクセスさせる義務及び一定の時期までにアクセスさせる義務のいずれも本利用約款によって負うものではなく、かつ買主が当該アクセスをすること及び一定の時期までに当該アクセスをすることを保証するものではない。EP は、決済案内メールの発信後、当該アクセスがなされない場合又は一定の時期までにアクセスがなされない場合においても、その旨を管理画面を通じた情報の提供その他方法の如何を問わず利用者へ通知する義務を本利用約款によって負うものではない。
4. 決済案内メール、配信完了通知メールの発信後の通信過程における通信の輻輳、途絶などの障害（宛先電話番号又は電子メールアドレスに係るメールサーバから買主又は利用者への通信過程における通信の輻輳、途絶などの障害を含む。）又は当該メールサーバの障害に起因する利用者又は買主の不利益又は損害に関しては、EPは一切責任を負わない。決済案内メール、配信完了通知メールが発信後の通信過程又は受信者側のメールサーバ等のシステム環境に起因して判読困難又は判読不能となったことによる利用者又は買主の不利益又は損害に関しても、同様とする。
5. 決済案内メールは、利用者宛には発信されない。利用者は、かかる取扱を承認し、異議、苦情等を一切述べない。
6. 第4条第1号の管理画面を通じて利用者が閲覧できる情報のうち代金等の金額は、決済案内メール発信時における代金等の金額であり、決済案内メール発信後に利用者当該代金等に係る買主との間で当該代金等が変更された場合においても、EPは当該管理画面を通じて利用者へ提供する代金等に関する情報を変更する義務を負わない。利用者は、かかる取扱を承認し、異議、苦情等を一切述べない。
7. 決済案内メールの発信及び配信完了通知メールの発信は、いずれも、決済案内メールに係る利用者及び買主との間の取引の代金等について、決済が実行されること若しくは完了したこと又は当該決済に係る決済事業者が当該決済を承認すること若しくは承認したことを確約し若しくは保証し又は通知するものではない。
8. EP は、利用者が第5条第5項に違反して本サービスを利用したこと起因する買主その他の第三者と利用者との間のあらゆる紛争について一切責任を負わない。利用者は、自己の責任と費用負担によって当該紛争を解決し、EPにいかなる迷惑、不利益又は負担も生じさせないものとする。
9. EP は、第6条第4項に基づく本サービスの提供の停止又は第10条第2項に基づく本サービスの廃止によって利用者又は買主が被った不利益又は損害に関し、一切責任を負わない。

#### 第9条（損害賠償に関する特則）

本利用約款の定めにかかわらず、EPが本サービスに関して利用者に対して負う損害賠償責任の範囲は、法律上の請求原因の如何を問わず、EPの故意又は重過失による行為が直接の原因となって利用者へ現実発生した通常の損害（逸失利益を含まない）に限定されるものとし、また、損害賠償の額は、損害発生の原因となった事象が発生した日が属する月の前12ヶ月間に利用者がEPに支払った手数料等の合計額を12（利用者からEPへの手数料等の支払が12ヶ月に満たない場合はその月数）で除した金額を超えないものとする。

#### 第10条（存続条項）

本利用約款の全部又は本サービスに関する部分のみが事由の如何を問わず終了した後においても、第8条、第9条及び本条はなお無期限に有効に継続するものとし、当該終了の日までに本利用約款に基づいて発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は当該終了によって影響を受けないものとする。

以上

## イブシロン決済サービス利用規則（不正住所照合機能関連）

### 第1条（目的）

1. この規則（以下「本規則」という）は、不正住所照合機能（以下「本機能」という）に関する内容及びこれに関連するEPと利用者との間の権利義務等を定めるものである。本規則は、「イブシロン決済サービス利用約款」（以下「本利用約款」という）を補充するものであり、本利用約款と一体となってイブシロン決済サービス利用契約（以下「本利用契約」という）の内容となる。
2. 本規則は、カード会社等の決済事業者と利用者との間の権利義務の内容を定めるものではない。

### 第2条（適用関係）

1. 本規則は、利用希望者又は利用者が本機能の利用を希望する場合又は現に利用している場合に適用されるものとする。
2. 本機能に関して本規則に定めのない事項については、本利用約款の定めるところによるものとし、本規則の定めと本利用約款の定めが矛盾抵触する場合には、本規則の定めが優先するものとする。

### 第3条（用語の定義）

1. 本規則において用いられる用語の意味は、本規則において特に定められている場合を除き、本利用約款における意味と同一とする。
2. 本規則において以下の各号の用語は、当該各号に定める意味を有するものとする。
  - 1) 利用希望者 イブシロン決済サービスの利用を希望する者
  - 2) 利用者 EPとの間で本利用契約を締結している者

### 第4条（機能の内容）

本機能の内容は、以下の各号のとおりとする。その詳細は、本利用約款及び本規則に定めるほかは、EPが別途定めるところによる。

- 1) 管理画面の提供  
利用者が、インターネットを通じて行う買主の住所、電子メールアドレス及び取引の注文番号（以下「買主の情報」という）をEP所定のウェブサーバへ送信すること及び当該ウェブサーバから当該情報に対する情報の提供を受けることができるように、インターネット上でEP所定の管理画面を提供すること
- 2) 不正使用情報の提供  
本カード会社（次条において定義する）が管理するシステムに登録された、過去に不正使用被害に利用された住所情報（以下「不正使用情報」という）を甲から送信された買主の情報と照合し、当該情報の一部又は全部が該当するか否かの結果を管理画面等別途EPが定める方法にて提供すること

### 第5条（本サービスの利用）

1. EPは、利用者が本規則及び本利用約款を遵守することを条件として、本規則及び本利用約款に基づき本機能を提供する。利用者は、本規則及び本利用約款に基づき本機能を利用することができる。
2. 利用者は、本利用契約に基づくカード決済以外の決済又は以下に記載するカードブランド以外のカードブランドに関しては、本機能を利用することはできない。
  - ・VISA
  - ・MASTER
  - ・JCB
  - ・DINERS
  - ・AMEX
3. 利用者は、本利用約款及び本加盟店契約等に基づき行う信用販売において買主に商品を提供するにあたり、不正使用者を除外するためにのみ、本規則に従い本機能を利用することができる。
4. 本機能は、信用販売における不正使用被害の拡大を防止することを目的として提供されるものであり、買主の情報が不正使用情報に合致しなかった場合においても真正利用を保証するものではなく、また、本規則は本利用約款に定める3Dセキュア認証支援サービスを何ら補充、特約しないことを甲は予め承諾する。

### 第6条（手数料に関する特則）

本機能についてのEPの手数料等は、無償とする。

### 第7条（買主からの同意取得）

利用者は、本機能を利用するにあたり、以下の全ての事項について予め買主の同意を得なければならない。

- 1) 利用者がカードの第三者による不正使用を防止する目的で、買主が当該信用販売に際して利用者へ届出た情報をEP又は本カード会社に対して提供すること
- 2) 利用者が前号の情報を本カード会社へ提供した場合、本カード会社がカードの第三者による不正使用を防止する目的で他のカード会社に対して情報提供すること
- 3) 不正使用情報と買主の情報との照合結果により、利用者と買主との間の売買契約等の契約を解除する場合があること

### 第8条（免責に関する特則）

1. EPは、最新の不正使用情報を提供する義務を本規則によって負うものではなく、不正使用情報の内容に関して一切責任を負わない。
2. EPは、不正使用情報と買主の情報とを照合した結果不正使用情報と合致しなかった場合で、利用者に当該買主との信用販売に関し何らかの損害が生じた場合においても、甲に対し当該損害を賠償する義務を負わない。
3. 第2条第1号の管理画面を通じて利用者に提供される照合結果は当該時点における不正使用情報と買主の情報との照合結果であり、当該信用販売が安全且つ確実に決済されることを保証する義務を負わない。
4. 前条第3号の利用者による契約解除に起因して利用者及び買主との間に生じた問い合わせ等について、乙は利用者又は当該買主若しくは第三者に生じた損害等について一切の責任を負わない。

以上

第1条（目的）

この規則（以下「本規則」という）は、早期入金サービス（第3条において定義する）の内容、利用者とEPとの間の早期入金サービスに関連する権利義務等を定める。本規則は、「イブシロン決済サービス利用約款」（以下「本利用約款」という）を補充するものであり、本利用約款と一体となってイブシロン決済サービス利用契約（以下「本利用契約」という）の内容となる。

第2条（適用関係）

1. 本規則は、利用希望者又は利用者が本サービスの利用を希望する場合又は現に利用している場合に適用されるものとする。
2. 本規則は、本利用契約（本サービスの利用に関する契約を指す。以下同じ）を補充し又は修正するものであり、本利用契約と一体として取り扱われる。本利用契約の定めは、その内容及び性質上可能な限り本規則についても適用される。同一の事項について、本規則の定めと本利用契約の定めが異なる場合には、本規則の定めに従う。

第3条（用語の定義）

1. 本規則において用いられている用語の意味は、本規則において別段の定めがなされている場合を除き、本利用契約における意味と同一とする。
2. 本規則における用語の定義は以下の通りとする。
  - 1) 確定売上金 利用者が早期入金サービスを利用して行った決済の何れか又は全部について、EPが本利用契約に基づき、本決済事業者から代理受領することとなる当該決済に係る当月の売上金（翌月10日（以下「売上データ確定日」という）現在で、EPにより算出される）
  - 2) 早期入金サービス 確定売上金から本利用契約に係る本サービス利用手数料等を控除した残額を、本決済事業者から確定売上金をEPが受領したか否かを問わず本利用契約が定めるEPから利用者への支払期限（本規則の適用がない場合の支払期限）の到来前である「料金別紙」に定める支払期日に、利用者に対して支払うこと。

第4条（早期入金サービスの提供）

1. EPは、利用者に対し、利用者が本利用契約及び本規則を遵守することを条件として早期入金サービスを提供し、利用者は、本利用契約及び本規則を遵守してこれを利用する。
2. EPは、早期入金サービスの詳細に関する細則、指定等を合理的な範囲で定めて利用者へ通知することができるものとし、利用者は、EPからかかる細則、指定等の通知を受けた場合には、これを遵守する。

第5条（利用手数料に関する特則）

1. 早期入金サービス手数料の課金日については、以下の各号のとおりとする。
  - 1) 月額費用 EPから利用者に対して早期入金サービスに係る登録完了通知により通知される登録完了日の属する月の1日を課金開始日とする。
  - 2) 手数料 「料金別紙」中の「早期入金サービスが選択されている場合」に定める支払期日と同日を課金日とする。
2. EPは、確定売上金から、本利用契約に係る本サービス利用手数料等の総額だけでなく、早期入金サービス手数料相当額（それぞれの手数料を総称して「手数料等」と称する。）を控除した残額を利用者へ支払うことにより、EPの確定売上金の引渡債務と利用者の手数料等支払債務を相殺する。かかる相殺がなされた限度で、利用者は、手数料等の支払を免れる。
3. 前項の相殺がなされなかった場合又は前項の相殺によって手数料等の一部が相殺されなかった場合、利用者は、相殺されなかった手数料等を、EPが指定する金融機関口座振替又は郵便局自動振込によって翌月27日（27日が金融機関の休業日の場合はその直後の金融機関営業日）までにEPへ支払うものとする。口座振替又は自動振込の手数料はEPの負担とする。利用者は、EPから送付された金融機関口座振替又は郵便局自動振込の申込用紙に必要事項を記入して予めEPへ提出するものとする。
4. 前項の定めにかかわらず、EPから振込による支払を求められた場合、利用者は、EPが別途指定する銀行口座へ振り込む方法によって前項の支払を行うものとし、かかる振込手数料は利用者が負担する。

第6条（雑則）

1. 早期入金サービスによるEPから利用者への支払が、EPが確定売上金を代理受領する前に、EPが一部又は全部を立替えて行った場合、利用者は以後の確定売上金からEPが立替金相当額を控除したことをもって立替金相当額を回収することに同意する。但し、EPが指定する任意の期間を経過しても本項に定める方法によって立替金相当額の回収が完了しない場合、EPは利用者に対し、立替金相当額から既に回収した金額を控除した残額につき返還を求めることができ、利用者はこれを承諾する。
2. 利用者は、EPに申し出ることによって、解約金その他法律構成又は名目の如何にかかわらず何らの賠償、補償等も伴うことなく、早期入金サービスを中途解約することができるものとする。これによる早期入金サービスの終了日は、利用者の解約の意思表示がEPに到達した日の属する月の翌月末日とする。

以上

#### 第1条（目的）

この規則（以下「本規則」という）は、早期入金サービスのオプションサービスである随時入金サービス（第3条において定義し、以下「本サービス」という）の内容、利用者とEPとの間の随時入金サービスに関連する権利義務等を定める。本規則は、「イブシロン決済サービス利用約款」（以下「本利用約款」という）及び「イブシロン決済サービス利用規約（早期入金サービス関連）」（以下「早期入金サービス規則」という）を補充・変更するものであり、本利用約款及び早期入金サービス規則と一体となってイブシロン決済サービス利用契約（以下「本利用契約」という）の内容となる。

#### 第2条（適用関係）

1. 本規則は、利用希望者又は利用者が本サービスの利用を希望する場合又は現に利用している場合に適用されるものとする。
2. 本サービスは、早期入金サービスの利用者でなければ、利用できないものとする。
3. 本規則は、本利用契約（イブシロン決済サービスの利用に関する契約を指す。以下同じ）を補充し又は修正するものであり、本利用契約と一体として取り扱われる。本利用契約の定めは、その内容及び性質上可能な限り本規則についても適用される。同一の事項について、本規則の定めと本利用契約の定めが異なる場合には、本規則の定めに従う。

#### 第3条（用語の定義）

1. 本規則において用いられている用語の意味は、本規則において別段の定めがなされている場合を除き、本利用契約における意味と同一とする。
2. 本規則における用語の定義は以下の通りとする。
  - 1) 未精算売上金 利用者がイブシロン決済サービスを利用して行った決済の何れか又は全部について、EPが本利用契約に基づき、本決済事業者から代理受領することとなる当該決済に係る当月の売上金のうち、利用者が本サービスに基づく随時入金申請をした前日までの売上金および利用者が予約により指定した日までの売上金（本決済事業者又はEPにて取消されたものや既に本サービスにより利用者に支払済みのものを除く）。
  - 2) 随時入金サービス 未精算売上金から本利用契約に係る本サービス利用手数料等を控除した残額を、本決済事業者から確定売上金をEPが受領したか否かを問わず本利用契約が定めるEPから利用者への支払期限（本規則の適用がない場合の支払期限）の到来前である「料金別紙」に定める支払期日に、利用者に対して支払うこと。

#### 第4条（随時入金サービスの提供）

1. EPは、利用者に対し、利用者が本利用契約（早期入金サービス規則を含む。以下同じ）及び本規則を遵守することを条件として随時入金サービスを提供し、利用者は、本利用契約及び本規則を遵守してこれを利用する。
2. EPは、利用者からの随時入金申請を受け、入金対象となる未精算売上金について調査したうえで入金の可否をEPの裁量で決定できるものとする。未精算売上金について本決済事業者の利用内容調査を受けるおそれ、購入者からのチャージバックとなるおそれ、その他未精算売上金を取り消されるおそれがあるとEPが判断した場合には本サービスの提供を中止することができる。
3. 随時入金申請を行うことができる時期は、EPが別途指定する所定の時期によるものとする。EP所定の時期以外の場合又はEPが随時入金サービスを提供できないと判断した場合、利用者は随時入金申請を行うことができないものとする。

#### 第5条（利用手数料に関する特別）

1. 随時入金サービス手数料の課金日については、「料金別紙」中の「随時入金サービスが選択されている場合」に定める支払期日と同日を課金日とする。
2. 随時入金サービスの利用者は、利用手数料である振込事務手数料の負担に代えて、振込手数料相当額を負担する。

#### 第6条（雑則）

1. 随時入金サービスによるEPから利用者への支払が、EPが早期入金サービス規則に定めるところの確定売上金を代理受領する前に、EPが一部又は全部を立替えて行った場合、利用者は以後の確定売上金からEPが立替金相当額を控除したことをもって立替金相当額を回収することに同意する。但し、EPが指定する任意の期間を経過しても本項に定める方法によって立替金相当額の回収が完了しない場合、EPは利用者に対し、立替金相当額から既に回収した金額を控除した残額につき返還を求めることができ、利用者はこれを承諾する。
2. 利用者は、EPに申し出ることによって、解約金その他法律構成又は名目の如何にかかわらず何らの賠償、補償等も伴うことなく、随時入金サービスを中途解約することができるものとする。これによる随時入金サービスの終了日は、利用者の解約の意思表示がEPに到達した日の属する月の翌末日とする。

以上

## カード加盟店規約

### 第1条（目的）

この規約は、GMO イブシオン株式会社（以下「EP」という）を代理人としてカード会社との間で締結される加盟店契約の成立、内容等に関して定める。

### 第2条（用語の定義）

このカード加盟店規約（以下「本規約」という）において、以下の各号の用語は、本規約において別段の定めがなされている場合を除き、当該各号記載のとりの意味を有するものとする。

- |                |  |
|----------------|--|
| 1) カード         | カード会社の発行するクレジットカード、デビットカード、プリペイドカードの総称。  |
| 2) 商品          | 取引の対象となる物品、役務、権利、情報（コンピュータプログラム等のデジタルコンテンツを含む。）等   |
| 3) 信用販売        | 商品の売買、提供等の契約の締結であって、その際にカード番号等のカードに関する情報の提供を受け、かつ商品の代金等（代金及び送料等の付帯費用並びに消費税相当額をいう。以下、同じ。）をカード会社による立替払い又は代金等に係る債権の買取によって決済することを予定してなされるもの。 |
| 4) 売主          | 商品の販売、提供等を行う者  |
| 5) 買主          | 商品の購入、利用等を行う者  |
| 6) 加盟店契約       | 商品の代金をカード会社による代金債権の買取又は立替払いによって回収すること等を目的とした当該カード会社との間の契約  |
| 7) 加盟店         | カード会社との間で加盟店契約を締結している個人又は法人等の団体  |
| 8) 加盟希望者       | 加盟店契約の締結を希望している者   |
| 9) 通信販売        | 商品の販売、提供等の契約の締結であって、当該締結の申込の意思表示及び承諾の意思表示がインターネットを用いたデータ通信によりなされるもの  |
| 10) カード会員      | 信用販売によって商品を購入すること等を目的とした契約をカード会社との間で締結している者  |
| 11) 売上承認又は与信承認 | 特定のカード会員を買主として特定の信用販売を行うことについてのカード会社による承認  |
| 12) 売上金        | カード会社が加盟店契約に基づいて決済すべき代金等（加盟店手数料等控除前のもの）  |
| 13) 売上請求       | 代金等の立替払い又は代金等に係る債権の買取を求める請求  |

### 第3条（加盟店契約）

1. 加盟希望者が、EP を代理人としてカード会社に対し、当該カード会社所定の関係資料を添えて加盟審査依頼を行うことにより加盟店契約の締結を申し込み、これに対して当該カード会社から、当該加盟希望者の加盟を承認する旨の回答が EP に到達した日に、当該加盟希望者と当該カード会社との間に加盟店契約が成立するものとする（以下、かかる手続によって締結された加盟店契約を「本加盟店契約」という）。
2. 本加盟店契約の内容は、本規約の定めるところによる。
3. 本加盟店契約の相手方であるカード会社（以下「本カード会社」という）は、本規約を補充し又は細目的事項を規定するための規則を定め又は指示をすることができるものとし、これらの規則又は指示（以下「加盟店規則等」という）は加盟店契約の内容に含まれるものとする。
4. 加盟店は、本規約、加盟店規則等及び関係法令を遵守するものとする。関係法令には、割賦販売法、特定商取引法、個人情報保護法、景品表示法、特定電子メール送信適正化法及び消費者契約法が含まれるが、これらに限られないものとする。

### 第4条（加盟店手数料）

1. 加盟店は、本カード会社に対し、加盟店手数料又は代金債権買取の際の割引料（以下、総称して「加盟店手数料」という）を支払うものとする。加盟店手数料の算定基準、締め日、支払期限、支払方法等は、本カード会社が別途定めるところによる。但し、本カード会社は、本加盟店契約に基づいて加盟店に支払うべき金額から加盟店手数料を控除して相殺することができるものとする。
2. 加盟店は、前項の支払を EP に行わせることができる。但し、本カード会社から加盟店に対して直接に請求することを妨げないものとする。

### 第5条（信用販売の当事者）

1. 加盟店が本加盟店契約に基づいて行う信用販売の買主は、以下の各号のいずれかに該当する者のみとする。
  - 1) 本カード会社のカード会員
  - 2) 本カード会社が現在提携中又は将来提携する他のカード会社のカード会員
  - 3) 本カード会社がマスターカードインターナショナルインコーポレイテッド又はビザインターナショナルサービスアソシエーションに加盟している場合にあっては、それに加盟している他のカード会社のカード会員
2. 加盟店は、第三者を売主とする取引を加盟店自身を売主とする信用販売として取り扱ってはならない。

### 第6条（売上承認請求）

1. 加盟店は、本カード会社へ売上承認請求又は与信承認請求を行う場合には、買主になろうとする者（以下「購入申込者」という）に対して、以下の各号の事項（カードの暗証番号は含まれないものとする。）に関するデータをインターネットを通じたデータ通信により提供するように促し、当該購入申込者から当該データの提供を受けた後、当該データのうち予め本カード会社が承認した EP 所定の事項に関するデータを EP を通じて本カード会社へデータ通信により送信して、売上承認請求又は与信承認請求を行うものとする。但し、購入申込者が示した自己の氏名又は名称と当該購入申込者が当該信用販売に用いるカードの名義人の氏名又は名称が相違する場合には、売上承認請求又は与信承認請求を行ってはならない。
  - 1) 当該購入申込者の氏名又は名称及び連絡先
  - 2) 商品の名称、種類その他当該信用販売の対象とする商品（以下「対象商品」という）の特定に必要な事項
  - 3) 対象商品の数量並びに代金額及び送料等の付帯費用
  - 4) 当該購入申込者が当該信用販売に用いるカードに係るカード会員の氏名又は名称及び会員番号
  - 5) 当該カードの有効期限
  - 6) 当該カードに係るカード会員から本カード会社への支払についての支払区分
  - 7) その他本カード会社が必要と認めた事項
2. 本カード会社は、第1項の売上承認請求又は与信承認請求を受けた後直ちに、加盟店を代理する EP に対し、当該請求に対する回答をデータ通信により通知するものとする。
3. 加盟店は、第2項の回答内容の通知を EP から受けた後直ちに、当該カード会員に対し、当該回答結果を示すものとする。
4. 加盟店が行う信用販売の1回当たりの取扱金額、取扱時間及び支払方法は、本カード会社が別途定めるところによるものとする。
5. 加盟店は、本カード会社から売上承認又は与信承認を得ることなく行った信用販売を行ってはならず、かかる信用販売については本加盟店契約に基づく売上金の決済を受けることができないものとする。
6. 加盟店は、カード会員との間の通信の経過及び加盟店における信用販売に関するデータ処理の経過を記録し、当該通信又はデータ処理を行った日から7年間保管するものとし、カード会員から提供を受けたデータのうち本カード会社が指定するものについても、その提供を受けた日から7年間保管するものとする。

## 第7条（商品の引渡）

1. 本カード会社から特定の信用販売について売上承認又は与信承認を受けた場合、加盟店は、当該信用販売の買主に対し、速やかに、安全確実な方法によって当該信用販売の対象商品の引渡、提供又は移転（以下、本条においてこれらを総称して「引渡等」という）を行うものとし、私書箱等の受領確認が不明確となるおそれのある場所へ向けての発送は行わないものとする。
2. 加盟店は、当該信用販売に係る契約が成立した日から起算して2週間以内に対象商品の引渡等が完了しない場合、買主に対して、引渡等の完了時期をあらかじめ書面により通知するものとする。
3. コンピュータソフトウェア、画像データ、楽曲データ等のデジタルコンテンツを対象商品として、データ通信によりその引渡等をする場合について、本カード会社が買主の一定の行為をもって当該対象商品の発送とみなす旨定めている場合は、加盟店は、その定めに従うものとする。
4. 加盟店は、対象商品の引渡等に関する帳簿を作成し、運送業者の荷受伝票等の引渡等の関連資料と共に、カード利用日から7年間保管するものとする。
5. 加盟店が信用販売の買主であるカード会員に対象商品の引渡のための発送、提供等を行った日を当該カード会員のカード利用日又は当該信用販売の信用販売日とする。
6. 加盟店が信用販売に基づいてカード会員への引渡等を行った商品の所有権は、第9条第1項により売上金が支払われた日に本カード会社に移転するものとする。

## 第8条（売上請求）

1. 加盟店は、本カード会社が売上承認又は与信承認をした各信用販売についての承認番号その他本カード会社所定の事項に関する本カード会社所定の形式のデータを、それらを集計した結果に関するデータと共に、本カード会社が指定する締め日、提出期限及び提出方法に従って、EPを通じて本カード会社へ提出することにより、本カード会社に対して売上請求を行うものとする。
2. 加盟店は、売上請求に関し、以下の各号の行為を自ら行い又はEPに行わせてはならない。
  - 1) 過去の売掛金その他前項の信用販売によって発生した代金債権以外について売上請求すること
  - 2) 売上金の額を不正に変更すること
  - 3) 1個の信用販売を複数に分割して売上請求すること
  - 4) 日付、代金額等が真実と異なる売上請求又は架空の売上請求をすること
  - 5) 本カード会社による売上承認又は与信承認が加盟店に到達した日から6日以上が経過した信用販売に係る売上請求
3. 加盟店は、EPに、第1項のデータをその作成日から7年間保管させるものとする。

## 第9条（売上金の決済）

1. 本カード会社が加盟店から第8条に従った売上請求を受けた場合、その都度、本カード会社所定の時期に、本カード会社と当該加盟店との間で、当該売上請求に係る代金債権の買取がなされ又は信用販売代金の立替払いの合意が成立するものとする。本カード会社は、当該加盟店に対し、当該売上請求に係る代金等の合計額から加盟店手数料及びこれに対する消費税相当額並びに第11条第3項により加盟店から返還を受けるべき金額を控除した残額を、本カード会社所定の期限までに、EPの指定するEP名義の銀行口座へ振り込む方法により支払う。この振込は、他の加盟店へ支払うべき同様の金額と合算し一括して行われるものとする。
2. 加盟店は、前項により自己に対して支払われるべき部分をEPに代理受領させる。加盟店とEPとの間のイプシロン決済サービス利用契約（以下「利用契約」という）の終了その他加盟店とEPとの間の事由によりEPが当該代理受領の権限を喪失した場合、加盟店は、直ちに、その旨を本カード会社に書面により通知するものとする。
3. 前項の通知が本カード会社所定の期日までに本カード会社に到達せず、本カード会社が従前とおり第1項のEP名義の口座へ第1項の振込を行った場合、本カード会社は、加盟店に対して当該振込に係る売上金の決済を完了したものとみなされ、当該売上金の決済に関し加盟店に対して免責されるものとする。

## 第10条（代金債権買取の拒絶等）

1. 以下の各号のいずれか1つの事由が認められる場合、本カード会社は、信用販売代金債権の買取若しくは信用販売代金の立替払を拒絶し、又は第9条第1項の支払を留保することができる。
  - 1) 加盟店と買主との間の当該信用販売が解除（合意解約、取消を含む。）された場合
  - 2) 当該信用販売についての売上請求に不実の情報が含まれ又は不備がある場合
  - 3) 買主とされるカード会員が、本カード会社に対し、当該信用販売について、自己のカード利用によるものでない旨を申し出た場合
  - 4) 加盟店又はEPが本カード会社に対する取引記録等の提出義務の履行を怠った場合
  - 5) 本加盟店契約に違反して売上請求がなされた場合
  - 6) 本カード会社と買主であるカード会員との間で第9条第1項所定の紛争等が生じ、本カード会社が当該カード会員から当該信用販売代金の支払拒絶、支払留保等の申し出を受けた場合
  - 7) 本加盟店契約又は加盟店とEPとの間の利用契約に違反して当該信用販売が行われた場合
2. 本カード会社は、信用販売に関して調査の必要があると判断した場合、その調査完了まで、当該信用販売に係る売上金の支払を留保することができる。
3. 加盟店は、第1項第1号の事由又は第9条第1項所定の紛争等の発生を知った場合、速やかに、その旨を本カード会社に通知するものとする。

## 第11条（売上金の返金処理）

1. 第10条第1項に基づき代金債権の買取若しくは信用販売代金の立替払の拒絶又は支払留保をすることができる場合であったにもかかわらず、当該買取若しくは立替払に係る第9条第1項の支払又は当該留保できた支払が既になされている場合、本カード会社は、加盟店に対して、当該支払済分に係る代金債権の買取若しくは立替払いの合意を解除し又は当該代金債権の買い戻しを請求した上で、当該支払済分の返還を請求することができる。
2. 本カード会社は、前項の請求を加盟店の代理人であるEPに対して行うことができるものとする。
3. EPが本カード会社から第1項の請求を受けた日に、当該代金債権は当然に加盟店に買い戻され又は当該立替払いの合意が失効するものとし、加盟店は、本カード会社に対し、直ちに、当該請求に係る支払済分を返還するものとする。
4. 加盟店は、EPに対して前項により返還すべき額の支払を行った上で、これをEPから本カード会社へ支払わせること又は前項により返還すべき額をEPから本カード会社へ支払させた後にEPとの間で精算することができるものとする。但し、本カード会社が加盟店自身による返還を請求することを妨げないものとする。
5. 本カード会社は、第3項により加盟店から返還を受けるべき金額に満つるまで、当該加盟店又は他の加盟店に対して支払うべき売上金から控除することにより当該返還に充てることができるものとする。
6. 加盟店は、自己に対して本カード会社が本来支払うべき売上金から、他の加盟店に係る代金債権の買取若しくは立替払いの合意の解除又は買戻請求に伴い当該他の加盟店が本カード会社に返還すべき額が控除される場合があることを承認し、かかる取扱について本カード会社に異議を述べない。かかる控除がなされた場合、加盟店は、当該控除分を、EPとの利用契約に基づきEPの負担によってEPから支払を受けるものとする。
7. 第1項に基づき解除された合意又は買い戻された代金債権に係る信用販売に関して以下の各号の事由のいずれか1つが生じた場合において、本カード会社が特に承認した場合には、加盟店は、当該信用販売に関し、本カード会社が承認した金額の限度で、再度、売上請求を行うことができる。
  - 1) 第10条第1項第2号の事由によって当該合意が解除され又は代金債権が買い戻された場合において、加盟店が当該売上請求を補正した場合
  - 2) 第10条第1項第3号の事由によって当該合意が解除され又は代金債権が買い戻された場合において、当該カード会員の利用によることが明らかとなった場合
  - 3) 第10条第1項第6号の事由によって当該合意が解除され又は代金債権が買い戻された場合において、当該カード会員との間で当該紛争が解決した場合

## 第12条（売上取消請求）

1. 加盟店は、信用販売に係る契約が解除等により解消された場合、EP から本カード会社へその旨を通知させて、当該信用販売の取消請求を行う。取消日、締め日、通知期限、通知方法、データの提出によって当該通知を行う場合における当該データの形式等は、本カード会社が指定するところによる。
2. 本カード会社は、前項の取消請求の対象となった信用販売に関し、第 1 0 条又は第 1 1 条の例により、代金債権の買取若しくは代金の立替払を拒絶し、支払を留保し、又は支払済みの金額の返還を請求するものとする。

#### 第 1 3 条（カード会員の支払区分）

加盟店が行う信用販売についてカード会員が利用できるカード会社への信用販売代金支払の支払区分は、1 回払い、2 回払い、ボーナス一括、分割払い及びりボルビング払いのうち本カード会社が承認したものに限られる。

#### 第 1 4 条（差別的取扱の禁止等）

1. 加盟店は、カード会員に対して、正当な理由なく信用販売を拒絶し、他の代金決済方法を要求し、代金、料金その他名目の如何を問わず他の代金決済方法を用いる場合と異なる金額を要求する等、カード会員に不利益となる差別的取扱又はカードの円滑な使用を妨げるおそれのある行為をしてはならない。
2. 加盟店は、本カード会社所定のマークを、加盟店が本加盟店契約に基づく信用販売に用いるウェブページに表示するものとする（表示場所は、買主になるカード会員が認識しやすい場所であることを要する。）。加盟店は、信用販売を行うこと以外の目的に当該マークを使用し又は利用してはならない。

#### 第 1 5 条（取扱商品等）

1. 加盟店は、信用販売の対象として取り扱っている商品（以下「取扱商品」という）の広告の企画及び制作を自己の責任と負担によって行うものとする。
2. 加盟店は、その信用販売、取扱商品及び広告に関し、以下の各号の定めを遵守するものとする。
  - 1) 公序良俗に違反し又は違反する恐れがあってはならない。
  - 2) 詐欺罪、賭博罪等の犯罪に該当し又は該当する恐れがあってはならない。
  - 3) 特定商取引法、割賦販売法、景品表示法、消費者契約法、特定電子メール適正化法等の関係法令に違反し又は違反する恐れがあってはならない。
  - 4) 第三者の著作権、意匠権、商標権、肖像権、名誉、信用、プライバシー等の権利を侵害し又は侵害する恐れがあってはならない。
  - 5) 商品券、プリペイドカード、印紙、切手、回数乗車券又は有価証券を取扱商品としてはならない。
  - 6) 生物を取扱商品としてはならない。
  - 7) その他本カード会社が不適当と判断した商品を取扱商品としてはならない。
  - 8) 代金前払方式の信用販売を行ってはならない。
  - 9) 本加盟店契約に違反し又は違反する恐れがあってはならない。
3. 加盟店は、その取扱商品を追加又は変更する場合には、事前に本カード会社の審査を受け、その承認を得るものとする。加盟店は、この審査の依頼及び審査結果通知の受領を EP に代理させるものとする。
4. 加盟店は、旅行、酒類、米穀類その他販売、提供等に行政上の許認可を要する商品を取扱商品とする場合には、予め必要な許認可を得た上で、その取得を証明する書面の写しを前項の審査を受けるに際して本カード会社に提出するものとし、本加盟店契約に基づき信用販売を行う期間中、当該許認可を維持するものとする。
5. 本カード会社は、以下の各号のいずれか 1 つに該当する事由が認められる場合、当該信用販売の態様、広告表現又は取扱商品に関して、加盟店に対し、改善又は停止を請求できるものとし、加盟店はその請求に従うものとする。
  - 1) 加盟店の信用販売の態様、広告表現又は取扱商品が関係法令、公序良俗又は本加盟店契約に違反し又は違反する恐れがあると本カード会社が判断した場合
  - 2) 本カード会社に対して、信用販売の買主であるカード会員から、加盟店との間の信用販売又はその対象商品に関して、苦情の申し出、調査の要求又は代金返還、損害賠償等の請求がなされた場合
  - 3) 本カード会社又は EP が、第三者から、加盟店の信用販売の態様、広告表現又は取扱商品が当該第三者の著作権、意匠権、商標権、肖像権、名誉、信用、プライバシー等の権利を侵害すると主張された場合
  - 4) 加盟店が第 2 0 条第 1 項の調査に協力せず又は調査及び報告請求に応じない場合
  - 5) その他本カード会社が加盟店の信用販売の態様、広告表現又は取扱商品を不適当と認めた場合（その理由は開示されないものとする）

#### 第 1 6 条（通信販売）

1. 加盟店は、本加盟店契約に基づく信用販売を通信販売の形態のみ行うものとし、かつ通信販売の形態で信用販売を行うに際し以下の各号の措置をとるものとする。
  - 1) 契約締結の申込又は承諾の意思表示が通信手段を用いて非対面によりなされることに起因する紛争、カード会員との間の通信に用いられるコンピュータシステム等の障害に起因する紛争その他合理的に予想されるカード会員との紛争において、カード会員が不公正に取り扱われないよう契約締結手順、契約内容等を工夫し、加盟店が売主として責任を取り得ない事項を加盟店が通信販売に用いるウェブページに表示してカード会員が知り得る状態にすること。
  - 2) カード会員からの苦情、問い合わせ等の受付窓口を設け、その連絡先、対応時間帯等を前号のウェブページに表示してカード会員が知り得る状態にすると共に、当該窓口で受け付けた苦情、問い合わせ等に速やかに対処すること。
  - 3) カード会員との間で契約締結の申込又は承諾の二重送信又は送信内容の誤りが生じないよう、確認手続を設けるなどすること。
  - 4) 商品の価格等の金額を全て円建てにより示すこと。
  - 5) 信用販売に係る契約の成立、内容、履行等について、買主の判断に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。
  - 6) カード会員から受領した購入申込に関するデータの内容を、郵送、電話、ファクシミリ、電子メール等の手段によって当該カード会員に通知し、当該カード会員に購入申込の意思の有無及びその内容を確認する機会を与えること。
2. 加盟店は、取扱商品の広告をする場合は、以下の各号の事項を理解しやすくかつ判読しやすい態様によって表示するものとする。
  - 1) 通信販売に係る契約の当事者又は商品の売主は、加盟店自身であること。
  - 2) 加盟店の商号又は氏名、本店所在地又は住所及び連絡先住所
  - 3) 加盟店の連絡先の電話番号及び電子メールアドレス
  - 4) 加盟店の代表者の氏名及び通信販売に関する責任者の氏名
  - 5) 通信販売に関する問い合わせ等の受付窓口の連絡先住所、電話番号、F A X 番号、電子メールアドレス、対応時間帯等
  - 6) 商品の価格、並びに消費税相当分の負担を要するか否か及び要する場合には表示されている価格に消費税相当分を含むか否か
  - 7) 商品の送料等の付帯費用の金額、その負担者、及び商品の価格として表示されている額に当該諸費用が含まれているか否か
  - 8) 商品の価格、送料等の付帯費用及び消費税相当分の支払方法（但し、カード決済が利用できる旨明示すること）及び支払時期
  - 9) 商品の引渡等の方法及び時期
  - 10) 商品の返品又は信用販売に係る契約の中途解約の可否及びこれを可とする場合の方法等
  - 11) 信用販売に係る契約が成立に至る仕組み及び手順（申込の有効期限があるときは、その期限）、並びに当該契約の成立時期
  - 12) 商品に不具合がある場合の売主の責任についての特約をする場合には、その内容
  - 13) 商品がコンピュータプログラム、画像データ、楽曲データ等のデジタルコンテンツである場合には、当該デジタルコンテンツを使用、視聴等するために必要なコンピュータシステムの仕様、性能等

- 14) 加盟店が相手方の請求に基づかないで、かつその承諾を得ないで電子メールにより広告をする場合は、その旨
  - 15) 加盟店が電子メールによって広告をする場合には、相手方が広告のための電子メールの送信を受けることを希望しない旨の意思を加盟店に表示するための連絡方法
  - 16) 暗号化措置を講じても信用販売に関連して送受信するデータを完全には秘匿できないこと
  - 17) 当該信用販売に係るカード会社が本カード会社である旨
3. 加盟店は、取扱商品の広告をする場合は、以下の各号の事項について、事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも優良であり若しくは有利であると買主を誤信させるおそれのある表示をしてはならない。
- 1) 商品の種類、性能、品質、効能、効果又は内容
  - 2) 商品の返品又は信用販売に係る契約の中途解約の可否及びこれを可とする場合の方法等
  - 3) 商品、加盟店又は加盟店が営む事業についての国、地方公共団体、通信販売協会その他著名な法人その他の団体又は著名な個人の関与
  - 4) 商品の原産地若しくは製造地又は製造者名
  - 5) 第3項各号に定める事項
4. 通信販売の方法によって信用販売を行うのに必要な加盟店とカード会員との間のデータ通信に関して本カード会社が通信方法、暗号化措置等を指定している場合には、加盟店はこれに従うものとする。加盟店に対して所要のデータ通信を行っている者について、明らかに当該カード名義人本人でない加盟店が認識した場合又はその本人性につき重大な疑義があると加盟店が認識した場合、加盟店は、信用販売を実行する前にその旨を本カード会社へ通知し、本カード会社の指示に従うものとする。
5. 加盟店は、通信販売の方法により信用販売を行う場合には、カード会員によるカードの呈示及び売上票への署名なくして売上請求できるものとする。
6. 加盟店は、対象商品の性質上返品又は交換に応じることが合理的でないと認められる場合を除き、対象商品について、少なくとも引渡等の完了の日から2週間以内の期間に、買主から返品又は交換の申し出を受けた場合には、これに応じるものとする。
7. 加盟店は、本カード会社から事前に承認を得た場合を除き、商品の引渡又は提供に先立って当該商品の代金の全部又は一部を受領することとする通信販売によって信用販売を行ってはならない。

#### 第17条（契約上の地位の譲渡禁止等）

1. 加盟店は、事前に本カード会社から書面による同意を得た場合を除き、本加盟店契約上の自己の権利若しくは義務又は契約上の地位を、第三者に譲渡し、承継させ、貸与し又は自己若しくは第三者のための担保に供しないものとする。
2. 加盟店は、本カード会社から貸与された物品がある場合には、当該物品を加盟店契約の履行以外の用途に使用し、又は第三者に使用させてはならない。

#### 第18条（第三者への委託等）

1. 加盟店は、事前に本カード会社の書面による同意を得た場合又はEPとの間の利用契約に基づく場合を除き、本加盟店契約に基づく自己の業務の全部又は一部を委託、請負その他名目の如何を問わず第三者に行わせてはならない。
2. 本カード会社は、加盟店の同意を得ることなく、本加盟店契約に基づく自己の業務の一部を委託、請負その他名目の如何を問わず第三者に行わせることができる。
3. 加盟店又は本カード会社が委託等によって本加盟店契約上の自己の業務を第三者に行わせている場合における当該第三者の当該業務に関連する行為は、本加盟店契約の適用上、当該委託等をした加盟店又は本カード会社の行為とみなされる。

#### 第19条（信用販売等に関する紛争）

1. 加盟店が行った信用販売、その対象商品又はその広告に関して、以下の各号のいずれか1つの事態が生じた場合、加盟店は、その責任と費用負担において速やかにこれに対処して解決するものとし、当該事態によって本カード会社又は第5条第1項第2号若しくは第3号のカード会社（以下「提携カード会社」という）が被った損害については、加盟店がその一切を補償するものとする。但し、当該事態が本カード会社の責めに帰すべき事由に起因する場合はこの限りでない。
  - 1) 申込又は承諾の意思表示の到達の有無その他信用販売の成否に関する紛争
  - 2) 対象商品の不具合、品違い、数量相違、引渡、交換若しくは返品、中途解約、代金の額、代金の支払若しくは返還、損害賠償等に関する苦情の申し出又は裁判上若しくは裁判外の紛争
  - 3) 対象商品の使用方法、修理、保守等に関する問い合わせ又は紛争
2. 前項の外、本加盟店契約又は信用販売に関連する紛争が生じた場合、加盟店は、直ちにその旨を本カード会社に通知すると共に、その責任と費用負担において速やかにこれに対処して解決するものとし、当該紛争に関連して本カード会社に対して裁判上又は裁判外の請求がなされたことにより本カード会社又は提携カード会社が損失、損害、費用等を被った場合には、当該損失等を全て補償し、本カード会社及び提携カード会社に一切の負担を負わせないものとする。但し、当該紛争が本カード会社の責めに帰すべき事由に起因する場合はこの限りでない。

#### 第20条（調査、資料等提出）

1. 本カード会社は、本加盟店契約又は信用販売に関連する事項について、自ら調査を行い又は加盟店に対して調査及び報告を請求することができる。加盟店は、本カード会社による当該調査に協力し、本カード会社から当該請求を受けた場合には、速やかにこれに応じるものとする。但し、加盟店はEPから報告させることができるものとする。
2. 加盟店は、本加盟店契約によって保管義務のある文書、資料、データ等について、保管義務の存続期間中に、本カード会社から提出を求められた場合、速やかにこれに応じるものとする。提出の方法、提出するデータの形式等については、本カード会社が指定するところに従うものとする。但し、加盟店は、EPから提出させることができるものとする。

#### 第21条（情報の取り扱い）

1. 加盟店は、本加盟店契約に関連して取得した本カード会社、カード会員又は信用販売に関する情報（個人情報保護法上の個人情報に該当する情報を含むがこれに限られない。）（以下「本情報」という）を、以下の各号のいずれか1つに該当する場合を除き、秘密として保持し、第三者に開示し又は漏洩してはならない。但し、以下の各号のいずれか1つに該当する場合はこの限りでない。
  - 1) 本加盟店契約又はこれに基づく信用販売の履行に必要な場合
  - 2) 事前に本カード会社から書面による同意を得た場合
  - 3) 加盟店とEPとの間の利用契約に基づく場合
  - 4) 信用販売の買主であるカード会員からの要請に基づき当該カード会員に開示される場合
  - 5) 法令又は証券取引所規則に基づく場合
  - 6) 第18条の下で許容される委託等に伴って当該委託等の相手方に開示する場合
2. 加盟店は、本情報を本加盟店契約又はこれに基づく信用販売の履行以外の目的に使用し又は利用してはならない。前項第2号から第5号の除外事由は、本項に準用する。
3. 加盟店は、本情報を滅失、毀損又は不正アクセスから保護するための合理的な措置を実施するものとする。
4. 加盟店は、その保有する本情報を第三者に閲覧され（正当な権限に基づき閲覧される場合を除く）、改竄され又は破壊されないための合理的な措置を講じるものとする。
5. 加盟店は、前4項に違反した場合、直ちに、本カード会社にその旨を通知する。
6. 加盟店は、本加盟店契約に基づく業務を第三者に委託する場合、当該委託先に前5項と同様の義務を課すものとする。

#### 第22条（通信内容の保全措置）

1. 加盟店は、本加盟店契約の履行に関連したデータ通信を行う場合には、対象となるデータに本カード会社の要請する暗号化等の合理的な保全措置を施すものとし、本カード会社から当該保護措置に関して改善の要請を受けた場合は所要の改善を講じるものとする。
2. 加盟店は、前項の保全措置が破られ又は破られる恐れが生じた場合には、速やかに、本カード会社に対して、その旨通知すると共に、情報の保全が回復され、本カード会社がデータ通信の再開を承認するまで、本加盟店契約に基づく本カード会社への各種請求を行わないものとする。
3. 加盟店は、本カード会社のコンピュータシステムに正当な権限なくアクセスしてはならない。但し、加盟店が本加盟店契約上の業務の一部を EP との契約に基づいて EP に行わせることを妨げないものとする。

#### 第 2 3 条 (損害賠償)

加盟店及びカード会社は、各自、相手方がその責めに帰すべき事由により本加盟店契約に違反したことによって損害を受けた場合には、当該相手方に対し、相当因果関係の認められる範囲で損害の賠償を請求することができる。

#### 第 2 4 条 (遅延損害金)

加盟店は、本加盟店契約に基づく金銭債務の支払を遅滞した場合、支払期日の翌日から支払済まで年 1 4 % (年 3 6 5 日の日割り計算) による遅延損害金を付加して支払う。

#### 第 2 5 条 (契約の解除)

1. 加盟店は、本カード会社が本加盟店契約に違反した場合、相当期間を定めて催告した上で、本加盟店契約を解除することができる。但し、催告によって当該違反状態が除去されることが不可能であることが明らかな場合は、催告を要しないものとする。
2. 本カード会社は、以下の各号のいずれか 1 つの事由が認められる場合、何らの催告なく直ちに本加盟店契約を解除することができる。
  - 1) 本カード会社が、加盟店を加盟店として不適当と認め若しくは加盟店の取扱商品が不適当と認めた場合、又は本カード会社と EP との間の包括代理加盟店契約の継続を困難と認めた場合
  - 2) 加盟店が本加盟店契約に違反した場合
  - 3) EP について第 3 項第 1 号から第 5 号のいずれか 1 つに該当する事由が生じた場合、又は EP が本カード会社との間の包括加盟店契約に違反した場合
  - 4) 加盟店がその事業の全部又は重要な一部について、事前に本カード会社から書面による同意を得ることなく、事業譲渡又は会社分割を決定した場合
3. 加盟店及び本カード会社は、各自、相手方に以下の各号の事由のいずれか 1 つが生じた場合、何らの催告なく直ちに本加盟店契約を解除することができる。
  - 1) 差押、仮差押、仮処分等の強制執行の申立、抵当権等の担保権実行の申立又は公租公課の滞納処分がなされた場合
  - 2) 破産、民事再生、会社更生、特別清算、特定調停等の法的債務整理手続の開始を求める申立を自ら行い又は他から申立てられた場合
  - 3) 手形若しくは小切手の不渡りを一度でも生じた場合、銀行取引停止処分を受けた場合、又は支払不能に陥り若しくは支払停止を宣言した場合
  - 4) 事業の全部又は重要な一部を停止し又は廃止した場合
  - 5) その他相手方の信用状態が極度に悪化し、又は加盟店契約の円滑かつ適正な履行が期待できないことが明らかであると認められた場合
4. 前 3 項により本加盟店契約が解除された場合、その解除の原因事実を生じた相手方は本加盟店契約に基づく一切の金銭債務について当然に期限の利益を失う。
5. 第 1 項から第 3 項による契約解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

#### 第 2 6 条 (有効期間)

1. 本加盟店契約の有効期間は、第 3 条第 1 項によって定まる本加盟店契約成立の日から 1 年間とし、期間満了 3 か月前までにいずれか一方の当事者から相手方に対し本加盟店契約を継続しない旨の書面による通知が到達しない限り、同一条件で更新されてさらに 1 年間継続するものとし、更新後の有効期間についても同様とする。
2. 前項の定めにかかわらず、本加盟店契約は、当事者のいずれか一方から相手方に対して書面により 3 か月前に通知することにより中途解約できるものとする。
3. 前 2 項の定めにかかわらず、加盟店と EP との間の利用契約又は EP と本カード会社との間の包括代理加盟店契約が理由の如何を問わず終了した場合には本加盟店契約は、何らの意思表示を要することなく当然に、当該契約の終了と同時に終了するものとする。
4. 前 3 項の定めにかかわらず、本加盟店契約終了後も、第 6 条 (売上承認請求等) 第 5 項、第 7 条 (商品の引渡) 第 4 項及び第 5 項、第 8 条 (売上請求等) 第 4 項並びに第 2 0 条 (調査、資料等提出) 第 2 項は各所定の期間、第 1 9 条 (信用販売等に関する紛争)、第 2 1 条 (情報の取り扱い)、本項、第 2 8 条 (契約内容の変更) 及び第 3 1 条 (準拠法、管轄の合意) は無期限に、それぞれ存続するものとする。また本加盟店契約終了の日までに本加盟店契約に基づいて既に発生していた具体的な金銭債権は、本加盟店契約の終了によって影響を受けないものとする。
5. 加盟店及び本カード会社は、本加盟店契約終了の日までに加盟店が EP を通じて売上承認請求又は与信請求を行った信用販売については、本加盟店契約終了後においても、なお加盟店契約の内容に従って取り扱うものとする。

#### 第 2 7 条 (届出事項の変更)

1. 加盟店が本加盟店契約の締結に際して本カード会社に届け出た内容に変更が生じた場合、加盟店は EP を代理人として本カード会社に対し、速やかにその変更内容を書面によって通知するものとする。
2. 加盟店が前項の通知を怠ったことによって本カード会社から加盟店への通知、文書送付等の連絡が遅延又は不到達となった場合、当該連絡は、変更前の加盟店の連絡先へ通常到達すべき時に到達したものとみなす。

#### 第 2 8 条 (契約内容の変更)

1. 本カード会社から加盟店に対して本加盟店契約の内容の変更の通知がなされた後、加盟店がカード会員を買主として一度でも信用販売を行った場合、加盟店はその変更を承諾したとみなし、以後、変更後の内容が適用されるものとする。
2. 前項の定めにかかわらず、本カード会社は、法令の改正、通信回線の利用条件の変更、本カード会社の管理下にあるコンピュータの仕様変更その他やむを得ない事由が認められる場合には、加盟店の承諾なく、本加盟店契約の内容を変更することができるものとする。但し、本カード会社は、加盟店に対し、変更内容を事前に通知する。
3. 前 2 項に定める場合を除き、本加盟店契約の内容の変更は、加盟店と本カード会社双方の署名又は記名及び押印のある書面による合意によってのみなされるものとする。

#### 第 2 9 条 (信用情報機関)

1. 加盟店は、本カード会社が、本カード会社若しくは他のカード会社又は金融機関が加盟する信用情報機関等から、加盟店に関する情報を取得することを承諾する。
2. 加盟店は、本加盟店契約に基づいて生じた事象に関する情報が、前項の信用情報機関等に 7 年を超えない期間登録され、同機関及び同機関の加盟会社によって利用されることを承諾する。

#### 第 3 0 条 (協議事項)

本加盟店契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、加盟店及び本カード会社は、関係法令及び取引慣行に従う外、信義に従い誠実に協議して解決するよう努めるものとする。

第31条（準拠法、管轄の合意）

1. 本加盟店契約の成立及び効力の準拠法は、日本国法とする。
2. 本加盟店契約に関して生じた一切の紛争については、日本国に専属的な国際的裁判管轄権を認め、日本国内においては東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

ユーシーカード株式会社 御中

当社又は私（以下「私」といいます。）は、ユーシーカード株式会社（以下「貴社」といいます。）のクレジットカード加盟店（以下「加盟店」といいます。）になることを希望しています。私は、貴社への加盟申請（加盟店契約の締結申込）に当たり、貴社に対し、以下のとおり表明し、誓約致します。

1. 私は、通信販売に関してクレジットカード決済を行うための加盟店契約及びこれに付随する覚書、合意書等（以下「加盟店契約等」と総称します。）を貴社との間で締結するための代理権を GMO イブシロン株式会社（以下「EP」といいます。）に授与しました。
2. 私は、EP 又は貴社から示された加盟店契約等の内容及びこれに関連する貴社の規約（以下「貴社規約」といいます。）の内容を承認し、これらを遵守します。
3. EP が「イブシロン決済サービス」の提供に関連して貴社との間で締結している包括代理契約が貴社からの解除事由の如何を問わず終了した場合には、私と貴社との間の加盟店契約等も当然に終了することに何ら異存ありません。

以上

## ユーシーカード通信販売加盟店規約

### 第1条（用語の定義）

本規約において使用する次の用語は、以下の意味を有します。

- 「加盟店」とは、本規約承認のうえユーシーカード株式会社（以下「当社」といいます）に加盟申込みをした個人・法人（以下総称して「加盟店申込者」といいます）で、当社が加盟を認めた加盟店申込者をいいます。
- 「会員」とは以下の（１）（２）に該当するクレジットカード、デビットカード、プリペイドカード（以下「カード」といいます）の会員をいいます。
  - 当社および当社が業務提携するカード会社、組織が発行するマスターカードアジアパシフィック P t e リミテッドまたはビザワールドワイド P t e リミテッドと提携したカード
  - 上記（１）以外のマスターカードアジアパシフィック P t e リミテッドが属するカード会社のグループまたはビザワールドワイド P t e リミテッドが属するカード会社のグループに加盟した国内、海外のカード会社、金融機関等がマスターカードアジアパシフィック P t e リミテッド等またはビザワールドワイド P t e リミテッド等と提携して発行するカード
- 「商品」とは、加盟店が会員に販売もしくは提供する、物品・サービス・権利・役務・ソフトウェア等をいいます。
- 「通信販売」とは、会員が通信手段により加盟店に商品の購入または提供を求め、カードによる決済を行う信用販売の取引をいいます。
- 「オンラインセッション」とは、加盟店が信用販売を行う際に、事前に当社の承認を得るために行う、カードの信用照会をいいます。
- 「提携組織」とは、当社が加盟、または提携する組織（マスターカードアジアパシフィック P t e リミテッドが属するカード会社のグループ、およびビザワールドワイド P t e リミテッドが属するカード会社のグループ）をいいます。
- 「カード番号等」とは、カード番号、有効期限、暗証番号またはセキュリティコードをいいます。
- 「実行計画」とは、クレジット取引セキュリティ対策協議会が策定した、カード情報等の保護、カード偽造防止対策またはカード不正使用防止のために、加盟店等が準拠することが求められる事項を取りまとめたクレジット取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画であって、その時々における最新のものをいいます。
- 「3Dセキュア」とは、会員が本人であることを認証する以下の当社所定の認証サービスをいいます。
  - Verified by VISA
  - MasterCard® SecureCode™

### 第2条（取扱商品）

- 加盟店は、通信販売の取扱対象となる商品について、あらかじめ当社に届け出、当社の承認を得るものとします。なお、当社の承認を得た後に、商品の内容を変更する場合についても同様とします。
- 加盟店は、当社の承認を得た後においても、当社から商品について取扱中止の要請があった場合は、その指示に従うものとします。
- 加盟店は、以下の商品を取り扱うことはできないものとします。
  - 公序良俗に反するもの。
  - 銃刀法・麻薬取締法・ワシントン条約・医薬品医療機器等法・不正競争防止法・商標法等法令の定め違反するもの
  - 第三者の著作権・肖像権・知的財産権等を侵害する恐れがあるもの。
  - 偽造品・模造品・模倣品等。
  - 当社が当社のホームページ等にて告知する取扱いを禁止した商品。
  - その他、当社が不適当と判断したもの。
- 当社は、加盟店が前項に違反している疑いがあると認めた場合、加盟店の資格を取消し、または本規約に基づく通信販売を一時的に停止することができるものとします。また、加盟店は当社が当該商品の調査の協力を求めた場合、これに対し遅滞なく協力するものとします。
- 加盟店は、旅行商品・酒類・米類等、販売にあたり許認可を得るべき商品を取り扱う場合は、あらかじめ当社にこれを証明する関連証書類を提出し、当社の承認を得るものとします。
- 加盟店は本規約に基づく通信販売に関し、会員に対して掲示する広告その他の書面ならびに通信販売方法について、割賦販売法・特定商取引法・景品表示法・消費者契約法およびその他の法令等を遵守するものとします。
- 加盟店は、商品券・プリペイドカード・印紙・切手・回数券・有価証券等を取り扱うことはできないものとします。但し、当社が個別に認めた場合はこの限りではありません。
- 加盟店は、ソフトウェアのダウンロード販売等、商品の配送を伴わない商品を取り扱う場合は、当社の認めた運用方法により通信販売を行うものとします。
- 加盟店は、サービス・役務の提供でその代金を前払いする方式の商品を取り扱うことはできないものとします。但し、当社が個別に認めた場合はこの限りではありません。この場合、会員がサービス・役務提供の契約期間中に中途解約の請求を申し出たとき、および未経過料金の返金を申し出たときについては、加盟店がその全責任をもって対応するものとし、当社に一切迷惑をかけるものとし、会員に対する返金処理については、当社所定の方法によるものとします。

### 第3条（商品の告知）

- 加盟店は、加盟店の責任と負担において、商品告知の企画・制作を行うものとします。
- 加盟店は、前項の告知にあたり以下の事項を遵守するものとします。
  - 第2条第6項の法令等の定め違反しないこと。
  - 消費者の判断に錯誤を与える恐れのある表示をしないこと。
  - 公序良俗に反する表示をしないこと。
  - 以下の事項について表示を行うこと。
    - 1]加盟店の名称
    - 2]加盟店の所在地
    - 3]加盟店の電話番号（インターネット上およびパソコン通信等で告知を行う場合は電子メールアドレスも表示）
    - 4]責任者および責任者への連絡方法
    - 5]商品価格、送料、その他必要とされる料金
    - 6]商品の引渡期間
    - 7]代金の支払時期および方法
    - 8]商品の返品・取消に関する特約
    - 9]その他、当社が必要と認めた事項
- 加盟店は、商品の告知にあたり商品価格をすべて円建てで表示するものとします。加盟店は、商品の告知にあたりそれぞれの媒体に商品代金の支払方法として、カードが使用できる旨明示するものとします。

### 第4条（商品の申込み）

- 加盟店は、会員から商品購入の申込みを、加盟店所定の商品注文票の送付・電話・FAX等、その他当社が認めた方法により、受け付けるものとします。
- 加盟店は、インターネット上で会員から商品購入の申込みを受け付ける場合には、以下の事項を遵守するものとします。
  - 加盟店は、商品購入の申込みを受け付ける際にカード番号・有効期限・会員氏名等の会員の情報および商品申込みに関する情報について、あらかじめ当社が認めた方法により情報

の暗号化を施す等安全化措置を講じなければならないものとします。

(2) 加盟店は、会員に対し申込み内容の確認を行うものとします。

(3) 加盟店は、会員が本人であることを認証するために、3 Dセキュア等当社が認める本人認証手段を導入するものとします。なお、加盟店が3 Dセキュアを導入する場合は、当社にその旨を届け出るものとします。

(4) 加盟店は、安全化措置について当社が情報の保全を目的とした改善をなすことを申し出た場合には、その主旨に基づき安全化措置について所要の改善を講じなければならないものとします。

(5) 加盟店は、暗号が解読された等の危害が発生した場合には、直ちに当社に連絡するとともに、インターネット上での申込みの受付を中止するものとします。なお、これに起因して当社または会員に損害が生じた場合には、加盟店が一切の損害を賠償する責任を負うものとします。また、インターネット上で申込みの受付を再開する場合には、あらかじめ当社の承認を得るものとします。

(6) 加盟店は、暗号化等の安全化措置を講じても、会員の情報等についての秘密性を完全には保持できないことを会員にあらかじめ認識させるものとします。

3. 加盟店は、前項第3号の届け出後、3 Dセキュアによる認証を行い、認証が得られた会員の取引については、第2 3条に定める買戻し特約のうち、本人利用覚えなしに伴うものは、免責されるものとします。なお、免責の範囲は、認証が得られた会員の取引の他、以下のものも含まれるものとします。

(1) 3 Dセキュアに未参加なカード会社との取引。

(2) 3 Dセキュアに参加済みのカード会社のうち、3 Dセキュア未登録会員番号との取引。

(3) 3 Dセキュアに参加済みのカード会社のうち、3 Dセキュア対象外のカード種別との取引。

4. 前項による免責を受けられる場合であっても、以下に該当する場合は、加盟店は免責されないものとします。

(1) 認証成功後、マスターカードアジアパシフィック P t e リミテッド、およびビザワールドワイド P t e リミテッドが定める所定の方式による送信を実施していない場合。

(2) カード発行会社認証システム、マスターカードアジアパシフィック P t e リミテッドおよびビザワールドワイド P t e リミテッドの認証サービスに関するシステム障害時に取引を継続した場合。

#### 第5条（差別待遇の禁止）

加盟店は、有効なカードによる通信販売の申込みを行った会員に対し、正当な理由なく申込みを拒絶したり、他の支払方法を要求したり、他の支払方法と異なる代金・料金を請求する等、会員に不利となる差別的取扱いやカードの円滑な使用を妨げる何らの制限も行わないものとします。

#### 第6条（加盟店の消費者保護責任等）

加盟店は、インターネット上での申込み受付に際し、消費者保護の観点から以下の対応・措置を講じるものとします。

(1) システム障害によるトラブル等、予想されるトラブルにつき、一方的に会員が不利にならないよう取り計らうものとし、加盟店が責任を取り得ない範囲について会員が理解できるようあらかじめ告知すること。

(2) 会員に対し購入申込み等の仕組みを提示し、会員が会員と加盟店との間の商品購入申込み成立時期を明確に認識できる措置を講じること。

(3) 会員と加盟店との間での二重送信やデータ誤入力が生じないよう確認画面を表示するなど誤操作の防止措置を講じること。

#### 第7条（支払区分）

1. 加盟店が取り扱うことができる通信販売種類は、1 回払い販売・2 回払い販売・ボーナス一括払い販売・リボルビング払い販売・3 回以上の分割払い（ボーナス併用分割払いも含む）販売（以下「分割払い」といいます）とします。但し、1 回払い販売以外については、当社が認めた加盟店のみで取り扱うことができるものとします。

2. 会員が利用を申し出たカードの種別等によっては、1 回払いを除くその他の支払区分については、取扱いができない場合があることをあらかじめ承諾します。

#### 第8条（通信販売の方法）

1. 加盟店は、通信販売を実施するに際しては、割賦販売法に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、以下の各号に掲げる事項を確認しなければならない。

(1) 通知されたカード番号等の有効性

(2) 当該通信販売がなりすましその他のカード番号等の不正使用（以下「不正使用」という。）に該当しないこと。

2. 前項の場合において、加盟店は、実行計画に掲げる以下の措置のうち当社が指定する措置を当社が指定する個数以上講じてこれを行うものとします。

(1) 3 Dセキュア

(2) セキュリティコードチェック

(3) 属性・行動分析

(4) 不正配送先情報確認

(5) その他(1) から(4) と同等以上の対策

3. 前項の規定にかかわらず、当社は、技術の発展、社会環境の変化その他の事由により、不正使用を防止するために特に必要があると当社が認めるときには、当社は、加盟店が講じた措置の変更を求めることができ、加盟店はこれに応ずるものとします。

4. 加盟店は、会員から第4条に定める申込みを受け付けた場合、カード番号・有効期限・会員氏名・商品代金（税金、送料等を含む）・支払区分・購入商品等を確認し、当社にオンラインリクエストを求め、承認番号を得るものとします。但し、当社が加盟店に対しあらかじめ信用販売限度額を設定した場合には、その限度額を超えて通信販売を行う際に、当社の承認番号を得るものとします。なお、信用販売限度額とは、加盟店が会員1人あたりに対し、1回の申込みにつき通信販売できる金額の総額をいいます。

5. 当社が加盟店に対して、前項による信用販売限度額を設定した場合においても、当社が必要と認めたときは信用販売限度額を変更することができるものとし、加盟店はこれに従うものとします。

6. 加盟店は、カード番号・有効期限・会員氏名・カード利用日・商品代金（税金、送料等を含む）・加盟店名・その他必要事項ならびに、本条第4項により取得した承認番号を当社が認めた売上票（以下「売上票」といいます）に記載するものとします。なお、売上票がコンピューター処理により記録・保存される場合は、当社の定める方法によるものとします。

7. 加盟店が前項の売上票に記載できる金額は、当該商品代金（税金、送料等を含む）のみとし、現金の立替・過去の売掛金の精算を含めることはできないものとします。

8. 加盟店は、会員に告知し会員が了承した以外の金額の記載・売上金額の分割記載・カード利用日と異なる日付記載は行わないものとします。

9. 万一、加盟店が本条第4項に定める当社への承認番号の取得を行わずに通信販売を行った場合、当社から承認を拒否されたにも拘わらず通信販売を行った場合、および本条第7項および本条第8項の定め違反した場合は、当社は第15条に定める債権を譲り受けられないものとします。

10. 当社が認めた端末機を設置した場合は、その使用規約ならびにその取扱いに関する契約の定めるところに従い、善良なる管理者の注意をもって通信販売にこれを使用するものとします。

#### 第9条（商品の発送）

1. 加盟店は、会員から申込みを受け付けた商品を安全確実な方法により、申込みを受け付けた日から起算して原則2週間以内に、会員の指定した送付先に発送もしくは当社が認めた方法により提供するものとします。

2. 加盟店は、商品の発送もしくは提供の遅延が発生した場合もしくは発生することが予想される場合には、速やかに会員に対し発送時期または提供時期を書面等にて通知するものとします。

3. 加盟店は、会員が商品の発送先として郵便局内私書箱・私設私書箱等商品の受領確認が不明確となる恐れのある住所を指定した場合は、当該住所に商品を発送しないものとし、会員に当該住所宛には商品が発送できない旨を連絡するものとします。

4. 加盟店がソフトウェアのダウンロード販売を行う場合は、当社が認めた加盟店所定の方法による会員の購入承諾をもって商品の発送とみなすものとします。

#### 第10条（カード利用日）

会員のカード利用日（以下「利用日」といいます）は、加盟店が会員に対し商品の発送もしくは提供を行った日とします。

#### 第11条（会員の署名）

本規約の規定に従い通信販売を行う場合は、売上票への会員の署名は省略できるものとします。

#### 第12条（カード番号等の取扱いの制限）

加盟店は、通信販売の実施に必要な場合その他正当な理由がある場合を除き、カード番号等を取り扱ってはならないものとし、加盟店で保有する機器、ネットワークにおいて、カード番号等を電磁的に保存、処理、通過させないものとします。

#### 第13条（カード番号等の適切管理措置）

1. 加盟店は、割賦販売法に従いカード番号等の適切な管理のために、実行計画に掲げられた措置またはそれと同等以上の措置を講じなければならないと、かつカード番号等につき、その漏洩、滅失または毀損を防止するために善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならないものとします。
2. 第12条の定めにかかわらず、加盟店がカード番号等を電磁的に保存、処理、通過させる場合は、前項の目的を達成するため、加盟店はP C I D S S準拠の措置、または当社が認めたこれと同等の措置を講じなければならないものとします。
3. 前項の規定にかかわらず、技術の発展、社会環境の変化その他の事由により、カード番号等の漏洩、滅失または毀損の防止のために特に必要があると当社が認めるときには、当社は、加盟店が講じた措置の変更を求めることができ、加盟店はこれに応ずるものとします。

#### 第14条（カード番号等の取扱いの委託基準）

カード番号等の取扱いを第三者に委託する場合には、加盟店は、以下の基準に従わなければならないものとします。

- (1) カード番号等の取扱いの委託先となる第三者（以下「受託者」という。）が次号に定める義務に従いカード番号等を適確に取り扱うことができる能力を有する者であることを確認すること。
- (2) 受託者に対して、第13条第1項および第2項の義務と同等の義務を負担させること。
- (3) 受託者が第13条第2項で定めるカード番号等の適切管理措置を講じなければならない旨、および、第13条第3項に準じて加盟店から受託者に対して変更を求めることができ、受託者はこれに応じる義務を負う旨を委託契約中に定めること。
- (4) 受託者におけるカード番号等の取扱いの状況について定期的に、または必要に応じて確認すると共に、必要に応じてその改善をさせる等、受託者に対する必要かつ適切な指導および監督を行うこと。
- (5) 受託者があらかじめ加盟店の承諾を得ることなく、第三者に対してカード番号等の取扱いを委託してはならないことを委託契約中に定めること。
- (6) 受託者が加盟店から取扱いを委託されたカード番号等につき、漏洩、滅失もしくは毀損し、またはそのおそれが生じた場合、第28条各項に準じて、受託者は直ちに加盟店に対してその旨を報告すると共に、事実関係や発生原因等に関する調査ならびに二次被害および再発を防止するための計画の策定等の必要な対応を行い、その結果を加盟店に報告しなければならない旨を委託契約中に定めること。
- (7) 加盟店が受託者に対し、カード番号等の取扱いに関し第30条に定める調査権限と同等の権限を有する旨を委託契約中に定めること。
- (8) 受託者がカード番号等の取扱いに関する義務違反をした場合には、加盟店は、必要に応じて当該受託者との委託契約を解除できる旨を委託契約中に定めること。

#### 第15条（債権譲渡）

1. 加盟店は、会員に対し商品の発送もしくは提供を完了した場合、売上票を支払区分毎に取りまとめ売上集計票を添付の上、原則、会員の利用日から10日以内に当社宛送付するものとします。
2. 2回払い販売・ボーナス一括払い販売・リボルビング払い販売・分割払い販売を取り扱う加盟店では、2回払い・ボーナス一括払い・リボルビング払い・分割払いによる売上票は別集計とし、各々の売上集計票にその売上種別を表示するものとします。
3. 本条による債権譲渡は当該売上票が当社に到着したときに、また、当社が認めた方法により作成した売上データを加盟店が当社に送付する場合は当該売上データが当社に到着したときに、その効力が発生するものとします。
4. 会員の利用日から11日以降2か月以内に加盟店が当社に譲渡した債権が、所定の決済期日に会員から回収できなかった場合は、原則加盟店の責任とし、加盟店は第23条により買戻しを請求されても当社に対して異議を申し立てないものとします。
5. 会員の利用日から2か月を経過した債権は譲渡の対象になりません。

#### 第16条（債権譲渡の代金および手数料の支払方法）

1. 当社は、譲渡を受けた債権を次の表[1]の区分に従いこれを締め切り、それぞれの支払日にそれぞれの合計金額から第17条で定める手数料を差し引いた金額を、加盟店の指定口座へ振り込みにより支払うものとします。但し、当社が個別に認めた場合はこの限りではありません。
2. ボーナス一括払い販売の取扱期間は、次の表[1]に定める2種類の期間のうち、加盟店が通信販売加盟店申込書において指定し、当社が認めた期間とします。
3. 2回払い販売による債権譲渡代金については、次の表[1]に定める2種類の支払日のうち、加盟店が通信販売加盟店申込書において指定し、当社が認めた支払日に支払うものとします。
4. 当社の本規約に基づく支払日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に支払うものとします。
5. 前項の加盟店への支払いが加盟店の指定口座に到着しない場合、または延着した場合、当社に故意または過失がある場合を除き当社は何ら責任を負わないものとします。

<表[1]>

支払区分	取扱期間	締切日	支払日
1回払い リボルビング払い 分割払い	通年	毎月10日	翌月15日
ボーナス一括払い	I型 夏 12月11日～6月15日 冬 7月11日～11月15日	夏 最終7月10日 冬 最終12月10日	夏 8月15日 冬 翌年1月15日
	II型 夏 3月1日～6月15日 冬 9月1日～11月15日		
2回払い	通年	毎月10日	A型 1回目 翌月15日 2回目 翌々月15日

## 第17条（手数料）

加盟店はカードによる通信販売総額（税金、送料等を含む）に対し、当社の定める手数料を支払うものとします。

## 第18条（通信販売取消）

1. 加盟店は、会員から通信販売の取消を受け付けた場合には、当社所定の方法により当該商品代金に対する債権譲渡の取消処理を行うものとします。
2. 前項により取り消した債権譲渡代金を既に当社が加盟店に支払い済の場合は、加盟店は当社所定の方法により当該金額を遅滞なく返金するものとします。万一加盟店が当社に対しその金額を返金しない場合には、当社は次回以降の加盟店に対する支払金から差し引くことができるものとします。
3. 本条第1項の場合、会員に対し現金による返金は行わないものとします。

## 第19条（商品の所有権の移転）

1. 加盟店が会員に通信販売した商品の所有権は、加盟店が第15条の規定に基づき当社に債権を譲渡したときに加盟店より当社に移転するものとします。但し、第18条および第23条により債権譲渡が取消または解除された場合、売上債権に関わる商品の所有権は、債権譲渡代金が未払いのときには直ちに、既払いのときには加盟店が債権譲渡代金を当社に返金したときに、加盟店に戻るものとします。
2. 加盟店が、カード名義人以外のものに対して誤って通信販売を行った場合であっても、当社が加盟店に対し当該売上債権の譲渡代金を支払った場合には、通信販売を行った商品の所有権は当社に帰属するものとします。なお、この場合にも前項但し書きの規定を準用するものとします。

## 第20条（会員との紛議）

1. 加盟店は、通信販売において割賦販売法、特定商取引法、消費者契約法、その他法令に違反する取引、および当社が会員の利益の保護に欠けると判断する取引をしてはならないものとします。また、加盟店はこれらの取引を防止するために、および、会員との紛議が発生した場合に適切かつ迅速に解決するために必要な体制を整備するものとします。
2. 加盟店は、通信販売を行った商品について会員との紛議が発生した場合は、すべて加盟店の責任において遅滞なく解決するものとし、これにより発生した当社および会員の損害については加盟店が補償するものとします。
3. 前項の紛議において会員が会員の所属するカード会社等に支払停止の抗弁を申し出た場合、当社は加盟店に通知するとともに、当該金額の支払いは以下の通りとします。
  - （1）当該金額が支払い前の場合は、当社は当該金額の支払いを留保または拒絶できるものとします。
  - （2）当該金額が支払い済の場合は、加盟店は当社の請求に応じ当社所定の方法により、当該金額を遅滞なく返金するものとします。
  - （3）当該抗弁事由が消滅した場合は、当社は加盟店に当該金額を支払うものとします。
4. 加盟店は紛議の解決にあたり当社の許可なく会員に対して当該カード利用代金を直接返金しないものとします。

## 第21条（会員からの苦情の対応）

1. 会員が会員の所属するカード会社に対して加盟店に関する苦情を申し入れ、当該カード会社よりその旨の連絡を受けた当社が、当該苦情の内容が第2条第6項に違反する加盟店の行為と認めた場合、当社は加盟店に対し調査を行うことができるものとし、加盟店は当該調査に協力するものとします。
2. 加盟店は、当社が前項の調査に基づく事実を当該会員の所属するカード会社に報告することに同意するものとします。
3. 本条第1項の調査に基づき、当社が加盟店に対し改善を申し入れた場合、加盟店は当該申し入れに従うものとします。

## 第22条（支払いの拒絶・留保）

1. 加盟店が、以下の事由のいずれかに該当して通信販売、もしくは債権譲渡を行ったことが判明した場合は、当社は当該金額の支払いを拒絶できるものとします。
  - （1）本規約または加盟店が当社と締結している他の契約等に違反して商品の販売を行った場合。
  - （2）会員資格を有しない申込者およびカード会員以外の第三者がカードを利用した場合。
  - （3）会員が当該通信販売に関し利用覚え無し、金額相違等の疑義を当社またはカード会社へ申し出た場合。
  - （4）売上票が正当でない場合、または売上票の内容が不実である場合。
  - （5）売上票の汚損、破損等により、売上票記載事項の全部または一部の読み取りができない場合。
  - （6）加盟店の請求内容に誤りがあり、当社が会員に請求できない売上データがあった場合。
  - （7）当社の承認番号を必要とする場合において、加盟店が当社の承認番号を得ないで通信販売を行った場合。
  - （8）第20条に関わる問題が生じた場合において、加盟店または当社が会員から当該金額の支払拒絶・支払留保等の申し入れを受けた場合。
  - （9）会員から当社に対して当該金額の支払拒絶の申し出があった場合、またはカード会社より支払いを拒絶された場合。
  - （10）第25条第2項に定める期間内に、当社が求める商品注文票等を提出しなかった場合。
  - （11）加盟店（役員、従業員およびその関係者を含む）が保有するカードを使用して通信販売を行った場合であって、当社が不適当と判断した場合。
2. 加盟店が行った通信販売について当社が調査の必要があると認めた場合、当社はその調査が完了するまで当該金額の支払いを留保できるものとします。
3. 前項による当社の調査完了後、当社が支払いを相当と認めた場合、当社は加盟店に対し当該金額を支払うものとします。この場合、当社が加盟店に対し、遅延損害金、損害賠償金等一切の支払義務を負わないことに、加盟店は異議を申し立てないものとします。

## 第23条（買戻しの特約）

1. 第15条第4項に該当し、加盟店が当社に譲渡した債権が所定の決済期日に会員より回収できなかった場合で、当社が買戻しを請求した場合、または第22条第1項に該当し、当社が加盟店に対する支払いの拒絶を行える場合であって、当該金額が加盟店に対し支払い済のものについては、加盟店は当社の請求に応じ当社所定の方法により当該金額を遅滞なく返金するものとします。
2. 万一、加盟店が当社に対し当該金額を返金しない場合には、当社は次回以降の加盟店に対する支払金から差し引くことができるものとします。

## 第24条（不正使用発生時の3Dセキュア導入の義務）

加盟店がインターネット上で会員から商品購入の申し込みを受け付ける場合で、当社が加盟店における本人なりすましによる不正使用の発生を認め、かつ加盟店の本人認証手段が3Dセキュアではない場合、当社は加盟店に対し通知することにより、加盟店は、通知日から原則3か月以内に3Dセキュアを導入しなければならないものとします。

## 第25条（商品注文票等の保管・提出）

1. 加盟店は、会員からの商品注文票・商品受領書・発送を証する証憑およびその他の関係書類またはデータを、責任を持って7年間保管するものとします。
2. 加盟店は、当社が会員のカード使用状況等の調査の協力を求めた場合にはこれに対し速やかに協力するものとし、当社が前項に定める商品注文票等の提出を求めた場合、加盟店は15日以内に提出するものとします。

## 第26条（情報の管理・守秘義務等）

1. 加盟店は業務上知り得た当社の営業上の秘密等一切の情報を責任を持って管理するものとし、本規約に定める以外の用途に利用したり、第三者に開示・漏洩してはならないものとします。

2. 加盟店が前項に定める責務を怠り、会員および当社が損害を被った場合は加盟店はその全責任を負うものとします。

## 第27条（個人情報の取扱い）

1. 本規約で「個人情報」とは、加盟店が加盟店業務を通じて取得した会員その他利用者の一切の情報で、氏名、生年月日等当該利用者を特定できる情報とこれに付随して取り扱われるカード番号等会員その他利用者の情報をいうものとします。
2. 個人情報の利用は、業務上必要な範囲であって、法令および本規約等において定める範囲に限定するものとします。
3. 個人情報は、利用目的に応じ必要な範囲において、客観性、正確性および最新性を保持するものとします。
4. 加盟店は、加盟店業務遂行の過程で知り得た個人情報を開示・漏洩してはならないものとし、個人情報の滅失・毀損・漏洩等に関し責任を負うものとします。
5. 加盟店は、加盟店および第37条に基づく業務委託先における個人情報の目的外利用・漏洩等が発生しないよう情報管理の制度、システムの整備・改善、社内規定の整備、従業員の教育、業務委託先の監督等適切な措置を講じるものとします。
6. 加盟店は、カードの暗証番号・セキュリティコード（CVV2、CVC2）については、たとえ暗号化したとしても、一切保管・保持してはならないものとします。
7. 個人情報への不当なアクセスまたは個人情報の紛失・破壊・改ざん・漏洩等の危険に対し、合理的な安全対策を講じるものとします。また、当社は加盟店に対して個人情報の管理に必要な情報セキュリティ基準を別途指定することができ、この場合、加盟店は当社が指定した基準を遵守するものとします。
8. 情報媒体の引渡しにあたっては、その場所および担当者を特定するものとし、情報媒体の搬送・送付は、安全で確実な方法によるとともに、露出せぬよう封緘・施錠を確実に行うものとします。
9. 第三者への個人情報の提供は、以下のいずれかの場合に限るものとし、提供に際しては守秘義務について十分配慮するものとします。
  - （1）当該個人が書面により事前に同意している場合。
  - （2）業務上必要があり当該利用者等の保護に値する正当な利益が侵害されるおそれのない場合であって当社の書面による事前の同意があるとき。
  - （3）各種法令の規定により提出を求められた場合、およびそれに準ずる公共の利益のため必要がある場合。
10. 当社は、加盟店に漏洩等の事故が発生したと判断する合理的な理由がある場合、加盟店に対して事故事実の有無、可能性の状況その他の報告を求める等必要な調査を行うことができ、加盟店はこれに協力するものとします。

## 第28条（カード番号等の漏洩等の事故時の対応）

1. 加盟店または受託者の保有するカード番号等が、漏洩、滅失もしくは毀損し、またはそのおそれが生じた場合には、加盟店は、遅滞なく以下の措置を採らなければならないものとします。
  - （1）漏洩、滅失または毀損の有無を調査すること。
  - （2）前号の調査の結果、漏洩、滅失または毀損が確認されたときは、その発生期間、影響範囲（漏洩、滅失または毀損の対象となったカード番号等の特定も含む。）その他の事実関係および発生原因を調査すること。
  - （3）上記の調査結果を踏まえ、二次被害および再発の防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実行すること。
  - （4）漏洩、滅失または毀損の事実および二次被害防止のための対応について必要に応じて公表し、または影響を受ける会員に対してその旨を通知すること。
2. 前項柱書の場合であって、漏洩、滅失または毀損の対象となるカード番号等の範囲が拡大するおそれがあるときには、加盟店は、直ちにカード番号等その他これに関連する情報の隔離その他の被害拡大を防止するために必要な措置を講じなければならないものとします。
3. 加盟店は、本条第1項柱書の場合には、直ちにその旨を当社に対して報告すると共に、遅滞なく、本条第1項各号の事項につき、次の各号の事項を報告しなければならないものとします。
  - （1）本条第1項第1号および第2号の調査の実施に先立ち、その時期および方法
  - （2）本条第1項第1号および第2号の調査につき、その途中経過および結果
  - （3）本条第1項第3号に関し、計画の内容ならびにその策定および実施のスケジュール
  - （4）本条第1項第4号に関し、公表または通知の時期、方法、範囲および内容
  - （5）前各号のほかこれらに関連する事項であって当社が求める事項
4. 加盟店または受託者の保有するカード番号等が漏洩、滅失または毀損した場合であって、加盟店が遅滞なく本条第1項第4号の措置をとらない場合には、当社は、事前に加盟店の同意を得ることなく、自らその事実を公表し、または漏洩、滅失または毀損したカード番号等に係る会員に対して通知することができるものとします。

## 第29条（不正使用等発生時の対応）

1. 加盟店は、その行った通信販売につき、不正使用がなされた場合には、必要に応じて、遅滞なく、その是正および再発防止のために必要な調査を実施し、当該調査の結果に基づき、是正および再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実施しなければならないものとします。
2. 加盟店は、前項の場合には、直ちにその旨を当社に対して報告すると共に、遅滞なく、前項の調査の結果ならびに是正および再発防止のための計画の内容ならびにその策定および実施のスケジュールを報告しなければならないものとします。

## 第30条（調査）

1. 以下の各号のいずれかの事由があるときには、当社は、自らまたは当社が適当と認めて選定した者により、加盟店に対して当該事由に対応して必要な範囲で調査を行うことができ、加盟店はこれに応ずるものとします。
  - （1）加盟店または受託者においてカード番号等が漏洩、滅失もしくは毀損し、またはそのおそれが生じたとき。
  - （2）加盟店が行った通信販売について不正使用が行われ、またはそのおそれがあるとき。
  - （3）加盟店が本規約第2条第6項、第8条、第12条、第13条、第14条、第20条第1項、第28条、第29条、第31条、または第40条のいずれかに違反しているおそれがあるとき。
  - （4）前各号に掲げる場合のほか、加盟店の通信販売に関する苦情の発生状況その他の事情に照らし、当社が加盟店に対する調査を実施する必要があると認めるとき。
2. 前項の調査は、その必要に応じて以下の各号の方法によって行うことができるものとします。
  - （1）必要な事項の文書または口頭による報告を受ける方法
  - （2）カード番号等の適切な管理または不正使用の防止のための措置に関する加盟店の書類その他の物件の提出または提示を受ける方法
  - （3）加盟店もしくは受託者またはその役員もしくは従業員に対して質問し説明を受ける方法
  - （4）加盟店または受託者においてカード番号等の取扱いに係る業務を行う施設または設備に立ち入り、カード番号等の取扱いに係る業務について調査する方法
3. 前項第4号の調査には、電子計算機、ネットワーク機器その他カード番号等をデジタルデータとして取り扱う機器を対象とした記録の復元、収集、または解析等を内容とする調査（デジタルフォレンジック調査）が含まれるものとします。
4. 当社は、本条第1項第1号または第2号の調査を実施するために必要となる費用であって、当該調査を行ったことによって新たに発生したものを加盟店に対して請求することができるものとします。但し、本条第1項第1号に基づく調査については、加盟店が第28条第1項第1号および同項第2号に定める調査ならびに同条第3項第1号および同項第2号に定める報告に係る義務を遵守している場合、本条第1項第2号に基づく調査については、加盟店が第29条第1項に定める調査および第2項に定める報告に係る義務を遵守している場合にはこの限りでない。

## 第31条（是正改善計画の策定と実施）

1. 以下の各号のいずれかに該当する場合には、当社は、加盟店に対し、期間を定めて当該事業の是正および改善のために必要な計画の策定と実施を求めることができ、加盟店はこれに応ずるもの

のとします。

- (1) 加盟店が第13条第2項、第3項もしくは第14条の義務を履行せず、または受託者が第14条第2号もしくは同条第3号により課せられた義務に違反し、またはそれらのおそれがあるとき。
  - (2) 加盟店または受託者の保有するカード番号等が、漏洩、滅失もしくは毀損し、またはそのおそれがある場合であって、第28条第1項第3号の義務を相当期間内に履行しないとき。
  - (3) 加盟店が第8条に違反し、またはそのおそれがあるとき。
  - (4) 加盟店が行った通信販売について不正使用が行われた場合であって、第29条の義務を相当期間内に履行しないとき。
  - (5) 前各号に掲げる場合のほか、加盟店の通信販売に関する苦情の発生状況その他の事情に照らし、加盟店に対し、その是正改善を図るために措置を講ずることが必要であると当社が認めるとき。
2. 当社は、前項の規定により計画の策定と実施を求めた場合において、加盟店が当該計画を策定する原因となった事案の是正もしくは改善のために十分ではないと認めるときには、加盟店と協議の上、是正および改善のために必要かつ適切と認められる事項（実施すべき時期を含む。）を提示し、その実施を求めることができ、加盟店はこれに応ずるものとします。

### 第32条（遅延損害金）

加盟店は本規約に定める債務の支払いを遅延した場合は、当該債務金額に対して支払期日の翌日から実際に支払いのあった日まで年利率14.60%の遅延損害金を支払うものとします。この場合の計算方法は年365日の日割り計算とします。

### 第33条（損害賠償等）

1. 加盟店が以下の事由により当社に損害を生じせしめた場合は、当社はその損害を請求できるものとします。
  - (1) 本規約に違反した場合。
  - (2) 公序良俗に反するなど加盟店として不適当な行為により当社の名誉を著しく傷つけ、あるいは金銭的損害を与えた場合。
2. 提携組織が加盟店の通信販売に関連し、当社に罰金、反則金等を課し、その事由が加盟店側に起因するものと当社が認めた場合、加盟店は当社の請求により、当該罰金、反則金等と同額を当社に支払うものとします。
3. 加盟店は、加盟店または業務委託先が第27条および第28条に違反することにより当社、カード会社、提携組織、または会員に損害を生じせしめた場合には、これにより当社、カード会社、提携組織、または会員が被った損害等を賠償する義務を負うものとします。
  - (1) カードの再発行に関わる費用。
  - (2) 不正使用のモニタリングや会員対応等の業務運営に関わる費用。
  - (3) カードの不正使用による損害。
  - (4) 当該事故の損害賠償、罰金として、提携組織、カード会社等、またはその他第三者から当社が請求を受けた費用。
  - (5) 上記(1)～(4)の解決に要した弁護士費用等の間接的な費用。

### 第34条（不正使用被害の負担）

1. 加盟店が行った通信販売について、不正使用がなされたものであるときには、当社は、加盟店に対し、当該通信販売に係る債権譲渡代金の支払を拒み、または支払済みの当該会員の返還を請求することができるものとします。但し、第4条第2項第3号の手段を導入し、これによる認証措置を講じた場合の本人利用覚えなしの取引については、この限りではない。
2. 前項の規定は、当社の加盟店に対する損害賠償請求またはその範囲を制限するものと解してはならないものとします。

### 第35条（加盟料）

加盟店は、当社へ加盟を申し込み当社が加盟を認めた際に、所定の加盟料を支払うものとします。万一、加盟店が加盟料を支払わない場合には、当社は次回以降の加盟店に対する支払金から差し引くことができるものとします。

### 第36条（地位の譲渡等の禁止）

1. 加盟店は、本規約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。
2. 加盟店の当社に対する債権は、第三者に譲渡できないものとします。
3. 加盟店は、売上票・売上集計票等を本規約に定める以外の用途に利用してはならないものとします。また、これらを第三者に利用させてはならないものとします。

### 第37条（業務処理の委託）

1. 加盟店は、加盟店の業務処理を第三者に委託する場合には、その委託内容および当該委託先に関する情報等を事前に書面により当社に届け出、その承認を得るものとします。
2. 加盟店は、前項に定める委託先に当該委託内容に関わる業務処理を第三者に再委託させてはならないものとします。但し、加盟店が再委託（数次的委託を含む）の必要があると認められた場合には、その委託内容および当該再委託先に関する情報等を事前に書面により当社に届け出、その承認を得るものとします。
3. 加盟店は前二項に定める委託先、および再委託先（以下総称して「業務委託先」といいます）に本規約内容を遵守させ、業務委託先の一切の責任を負うものとします。

### 第38条（支払区分の解約ならびに変更）

当社および加盟店が、事情により2回払い販売・ボーナス一括払い販売・リボルビング払い販売・分割払い販売の取扱いを解約、ならびに取扱方法を変更する場合は、書面により3か月前までに相手方へ通知するものとします。

### 第39条（運用方法等の変更）

加盟店は、通信販売の運用方法・申込み受付方法等に変更が生じた場合はあらかじめ当社に届け出るものとし、当社が必要と認めた場合は別途契約による変更手続きを行うものとします。

### 第40条（届け出事項等の変更）

1. 加盟店は、当社に届け出た以下の各号の事項につき変更が生じたときには、その旨および変更後の当該各号に掲げる事項を当社所定の方法により遅滞なく当社に届け出なければならないものとし、当社はその適格性について審査を行うものとします。
  - (1) 加盟店の店舗名称、店舗所在地および電話番号
  - (2) 加盟店の契約者が個人である場合には、当該個人の氏名、生年月日、住所、および電話番号
  - (3) 加盟店の契約者が法人である場合には、当該法人の名称、住所、電話番号、法人番号、および代表者またはこれに準ずる者の氏名と生年月日
  - (4) 加盟店の振込指定口座
  - (5) 加盟店の取扱商材および販売方法または役務の種類および提供方法
  - (6) 加盟店で保有する機器、ネットワークにおけるカード番号等の保持状況等の加盟店が講じるカード番号等の適正な管理、受託者指導、および不正使用防止に係る措置に関する事項
  - (7) 特定商取引法による行政処分を受けたことの有無、およびその内容
  - (8) 消費者契約法違反の行為を理由とした民事上の訴訟を提起され敗訴判決を受けたことの有無、およびその内容

(9) 第20条第1項に定める体制の整備の状況

(10) 前各号に掲げるもののほか加盟店が加盟申込時に当社に届け出た事項

2. 指定口座名義は原則加盟店申込者と同一の名義を指定するものとし、異なる名義の口座を指定する場合は事前に所定の書面を当社に提出し、その承認を得なければならないものとします。
3. 加盟店は、第13条第2項で定めるカード番号等の適切管理措置を変更しようとする場合には、あらかじめ当社と協議しなければならないものとします。
4. 当社は、加盟店に対し、本条第1項第5号から第10号、および別に指定する事項につき、必要に応じて随時、報告を求めることができるものとします。
5. 本条第1項第1号から第3号の届け出がないため、当社からの通知、送付書類等が延着し、または到着しなかった場合、通常加盟店に到着すべきときに加盟店に到着したものとみなします。
6. 本条第1項第4号の届け出がないため、当社から加盟店への支払いが行えなかった場合であっても通常支払われるべき時期に支払われたものとみなします。

#### 第41条（退会）

1. 加盟店または当社は、書面により3か月前までに相手方に通知することにより退会し、または退会させることができるものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、直近2年間において通信販売の取り扱いがない加盟店については、当社は、第42条第1項の定めを準用し、いつでも直ちに加盟店の資格を取消することができるものとします。

#### 第42条（再審査・資格取消）

1. 加盟店は当社が必要と認めるときには、その適格性について再審査を受けるものとし、特に以下の事項に該当する場合は、当社はいつでも加盟店の資格を取消し、直ちにその旨を加盟店に対し書面により通知するものとします。
  - (1) 本規約に違反したとき。
  - (2) 他のクレジットカード会社との取引に関わる場合も含めて、信用販売制度を悪用していることが判明したとき。
  - (3) 加盟店申込書に虚偽の申請があったことが判明したとき。
  - (4) 他の者の債権を買い取って、または他の者に代わって債権譲渡をしたとき。
  - (5) 自ら振り出した手形・小切手が不渡りになったとき、およびその他支払停止になったとき。
  - (6) 差押え・仮差押え・仮処分申し立てまたは滞納処分を受けたとき、破産・民事再生・会社更生・特別清算等の申し立てを受けたとき、またはこれらの申し立てを自らしたとき、合併によらず解散したとき。
  - (7) 本項(5)(6)のほか加盟店、加盟店の代表者本人、または加盟店の代表者が経営もしくは代表する他の加盟店、店舗、法人等の信用状態に重大な変化が生じたとき当社が認めたとき、または第2条第3項および第6項に定める法令等に違反したとき。
  - (8) 加盟店届け出の加盟店の所在地に加盟店が実在しないとき。
  - (9) 加盟店の営業または業態が公序良俗に反すると当社が判断したとき。
  - (10) 加盟店による通信販売のうち、紛失・盗難・偽造、および無効カードによる不正使用、または会員の換金目的による通信販売の割合が高いと当社が判断したとき。
  - (11) 加盟店が第24条に該当した場合で、当社の通知日から3か月以内に3Dセキュアを導入しなかったとき。
  - (12) 監督官庁から営業の取消または停止処分を受けたとき。
  - (13) 本規約第51条の当社が加盟する加盟店信用情報機関に登録された情報等に基づき、当社が加盟店として不適格と総合的に判断したとき。
  - (14) その他、会員などからの苦情や当社の調査の結果に基づき当社が加盟店として不適当と判断したとき。
2. 前項の場合、加盟店は当社に生じた損害を賠償するものとします。また当社は第16条に定める振込金の支払いを留保できるものとします。

#### 第43条（退会・資格取消に伴う措置）

1. 第41条に基づき加盟店が当社から退会した場合、もしくは第42条に基づき資格取消となった場合、加盟店は直ちに加盟店契約を前提とした商品告知・取引誘引行為を中止し、売上票・売上集計票等当社が加盟店に貸与した取扱関係書類および販売用具の全てを当社に返却するものとします。その際、第35条に基づき支払った加盟料を返金されなくとも異議ないものとします。
2. 端末機を設置している場合には、端末機の使用規約ならびにその取扱いに関する規定に従うものとします。
3. 本条第1項の場合において、本規約第15条、第16条、第20条、第22条、第23条、第26条、第27条、第28条、第32条および第33条はなお有効なものとします。
4. 本規約の解約および資格取消以前に、加盟店が会員から商品購入の申し込みを受け付けたものについては、本規約の解約および資格取消後においても本規約に従って加盟店、当社ともにこれを履行するものとします。

#### 第44条（反社会的勢力との取引拒絶）

1. 加盟店（加盟店の親会社・子会社等の関係会社、およびそれらの役員、従業員等を含む）が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
  - (1) 暴力団
  - (2) 暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
  - (3) 暴力団準構成員
  - (4) 暴力団関係企業
  - (5) 総会屋等
  - (6) 社会運動等標ぼうゴロ
  - (7) 特殊知能暴力集団等
  - (8) 前記(1)乃至(7)の共生者
  - (9) その他前記(1)乃至(8)に準ずる者
2. 加盟店は、自らまたは第三者を利用して次の(1)乃至(5)のいずれにも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
  - (5) その他前記(1)乃至(4)に準ずる行為
3. 当社は、加盟店が前2項に違反している疑いがあると認めた場合には、加盟店の資格を取消し、または本規約に基づく通信販売を一時的に停止することができるものとします。通信販売を一時的に停止した場合には、加盟店は、当社が取引再開を認めるまでの間、通信販売を行うことができないものとします。
4. 加盟店が本条第1項、または第2項のいずれかに該当した場合、または本条第1項、または第2項に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合のいずれかであって、加盟店による通信販売を継続することが不適切であると当社が認めるときは、当社は、直ちに加盟店の資格を取消し得るものとします。この場合、加盟店は、当然に期限の利益を失うものとし、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。

第45条（本規約に定めのない事項）

加盟店は本規約に定めのない事項については、当社の別に定める取扱要領等に従うものとします。

第46条（準拠法）

本規約は、日本法が適用され、日本法に準拠し解釈されるものとします。

第47条（合意管轄裁判所）

加盟店と当社の間で訴訟の必要が生じた場合は、当社の本社所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第48条（規約の改定ならびに承認）

本規約を改定した場合は当社は新規規約を加盟店に通知または適宜の方法により公表します。加盟店がその通知を受けた後、または公表された後に会員に対し通信販売を行った場合には、新規規約を承認したものとみなし、以後の取扱い等については新規規約が適用されるものとします。

<個人情報等の取扱いに関する条項>

第49条（加盟店・加盟店申込者等の個人情報の取得・保有・利用・預託）

1. 加盟店または加盟店申込者およびそれらの代表者（以下これらを総称して「加盟店申込者等」といいます）は以下（1）から（9）に記載する加盟店申込者等に関する情報のうち、個人情報保護法により保護の対象となるもの（以下「加盟店申込者等の個人情報」といいます）の取扱いについて、第2項以降に定める内容に同意するものとします。

- (1) 加盟店申込書に記載した法人名・法人所在地・加盟店屋号・業種・店舗所在地・電話番号・預貯金口座座名義・預貯金口座番号等
- (2) 加盟店申込書に記載した代表者氏名・代表者住所・代表者生年月日等の個人情報
- (3) 加盟申込みにかかる事実
- (4) 本規約により発生した客観的な取引事実に基づく情報
- (5) 加盟申込日、加盟日等の加盟申込みまたは加盟に関する情報
- (6) 第40条に基づき加盟店が当社に届け出た事項
- (7) 当社が適正な方法で公的機関またはそれに準ずる機関より取得した情報
- (8) 本規約または加盟申込み以外の当社との間の契約または申込みにより取得した加盟店申込者等の属性情報および取引情報
- (9) 加盟店申込者等の本人確認書類、および加盟店代表者等を確認するために取得した書類からの情報

2. 加盟店申込者等は、当社が加盟店申込者等の個人情報を安全管理措置を講じたうえで、以下の業務を目的として取得・保有・利用することに同意するものとします。

- (1) 加盟店入会審査、加盟店の再審査・管理業務
- (2) 当社が本規約に基づいて行う業務

3. 加盟店および加盟店の代表者は、当社が加盟店および加盟店代表者の個人情報を安全管理措置を講じたうえで、以下の業務を目的として取得・保有・利用することに同意するものとします。

- (1) 当社の宣伝物の送付、当社加盟店等の営業案内等の送付
- (2) 当社が業務提携する株式会社クレディセゾン等の宣伝物の送付

4. 加盟店および加盟店の代表者は、当社が加盟店および加盟店代表者の個人情報を安全管理措置を講じたうえで、広告宣伝を目的として、加盟店申込書に記載された店舗名、所在地、電話番号、業種等の加盟店情報を当社が提携する企業に預託し、当社および当社の提携する企業のホームページ等へ掲載することに同意するものとします。

5. 加盟店申込者等は、当社が本規約に基づいて行う業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、加盟店申込者等の個人情報を当該委託先に預託することに同意するものとします。

第50条（加盟店申込者等の信用情報の登録・利用および共同利用の同意）

1. 加盟店申込者等は、当社が第51条に掲げる加盟店信用情報機関に照会し、登録されている情報を、共同利用の目的の範囲で利用することに同意するものとします。

2. 加盟店申込者等は、第51条に掲げる加盟店信用情報機関に登録される情報（以下「登録される情報」といいます）が第51条に掲げる期間登録され、加盟店信用情報機関の加盟会員により共同利用の目的のために利用されることに同意するものとします。

3. 加盟店申込者等は、登録される情報が正確性・最新性の確保のために必要な範囲内において、加盟店信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供され、利用されることに同意するものとします。

第51条（当社が加盟する加盟店信用情報機関、窓口および共同利用について）

名称	日本クレジットカード協会 加盟店信用情報センター	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター（以下「JDMセンター」）
住所	郵便番号:105-0004 東京都港区新橋2-12-17 新橋I-Nビル1階	郵便番号:103-0016 東京都中央区日本橋小網町14-1 住友生命日本橋小網町ビル
電話番号	03-6738-6621	03-5643-0011
受付時間	月曜日～金曜日 (祝日、年末・年始は除きます) 午前10時～正午/午後1時～午後4時	月曜日～金曜日 午前10時～午後5時 (年末年始等を除きます) *詳細はお問い合わせください。
共同利用者の範囲	日本クレジットカード協会加盟各社のうち日本クレジットカード協会加盟店信用情報センターを利用している各社（参加会員は下記のホームページに掲載しています。） <a href="http://www.jcca-office.gr.jp/">http://www.jcca-office.gr.jp/</a>	協会会員であり、かつ、加盟店情報交換制度加盟会員会社(以下「JDM会員」)である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、立替払取次業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者及びJDMセンター ※JDM会員は、下記の協会ホームページに掲載しています。 <a href="http://www.j-credit.or.jp/">http://www.j-credit.or.jp/</a>
登録される情報	・当社に届け出た加盟店の代表者の氏名・生年月日・住所等の個人情報 ・加盟店名称、所在地、電話番号、業種、取引情報等の加盟店取引情報	(別掲)

	・会員が加盟店情報を利用した日付	
登録される期間	当センターに登録されてから5年を超えない期間（但し会員が加盟店情報を利用した情報については6か月を超えない期間）	登録日または必要な措置の完了日（講ずべき必要な措置が複数ある場合は全ての措置が完了した日）、契約の解除日から5年を超えない期間
共同利用の目的	上記共同利用の範囲に記載された会社による不正取引の排除・消費者保護・安全安心なクレジットカード取引の確保のための加盟店入会審査、加盟店契約締結後の管理、その他加盟店契約継続の判断の場合および加盟店情報正確性維持のための開示・訂正・利用停止等	

(別掲)

- [1]包括信用購入あっせん取引又は個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実及び事由
- [2]包括信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情発生防止及び処理のために講じた措置の事実及び事由
- [3]包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実と事由
- [4]利用者等の保護に欠ける行為に該当した又は該当すると疑われる若しくは該当するかどうか判断できないものに係る、JDM 会員・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報
- [5]利用者等(契約済みのものに限らない)から JDM 会員に申出のあった内容及び当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報及び当該行為と疑われる情報並びに当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報
- [6]行政機関が公表した事実とその内容(特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等)について、JDM センターが収集した情報
- [7]包括信用購入あっせん取引における、当該加盟店によるクレジットカード情報漏えい等の事故が発生又は発生したおそれが認められた場合に原因究明や再発防止措置等を講じるために必要な調査の事実及び事由
- [8]包括信用購入あっせん取引における、当該加盟店におけるクレジットカードの不正使用の発生状況等により、当該加盟店による不正使用の防止に支障が生じ又は支障が生ずるおそれがあると認められた場合に、不正利用の内容や再発防止措置等を講じるために必要な調査の事実及び事由
- [9]包括信用購入あっせん取引における、当該加盟店がクレジットカード番号等の適切な管理の為に必要な法令が求める基準に適合していないことに関する情報
- [10]上記[7]から[8]に関して、当該加盟店に対して法令が求める基準に適合する、あるいは再発防止対策を求める等の措置を講じた事実と事由
- [11]上記[2]及び[10]の措置の指導に対して、当該加盟店が従わない若しくは法令が求める基準に適合することが見込まれないことを理由にクレジットカード番号等取扱契約を解除した事実及び事由
- [12]上記の他利用者等の保護に欠ける行為及びクレジットカード番号等の適切な管理に支障を及ぼす行為に関する情報
- [13]前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、法人番号、名称、住所、電話番号並びに代表者の氏名及び生年月日）。ただし、上記[5]の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、代表者の氏名及び生年月日）を除く。

第5 2条（加盟店申込者等に関する情報の開示・訂正・利用停止等および苦情申し立てに関する手続き）

1. 加盟店申込者等は第5 0条に定める信用情報の開示・訂正・利用停止等を請求する際の手続きは第5 1条に記載の当社が加盟する加盟店信用情報機関所定の申請手続きに従うものとする。
2. 加盟店申込者等が、当社が保有する加盟店申込者等に関する情報の開示・訂正・利用停止等を請求する際の手続きは、当社所定の申請手続きに従うものとする。
3. 当社は登録した内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、速やかに訂正・削除または利用停止等の措置をとるものとする。

第5 3条（加盟店申込者等の情報の取扱いに不同意の場合）

当社は、加盟店申込者等が加盟店申込書に必要な記載事項の記載を希望しない場合および本規約の内容の全部または一部を承認できない場合は、加盟を認めない場合や加盟店の資格取消の手続きをとることがあるものとします。但し、当社が第4 9条第3項、第4項に定める事項を目的として加盟店申込者等の個人情報を利用することに、加盟店申込者等が承認できないことを理由に加盟をお断りすることや加盟店の資格取消の手続きをとることはないものとします。また、その利用について加盟店申込者等からの中止の申し出があった場合には、当社はそれ以降の利用を中止するものとします。なお、中止の申し出および前条第2項に定める申請の申し出は本規約末尾記載のCS推進室宛行うものとします。

<表[2]>【当社へのお問い合わせ・相談窓口】

名称	ユーシーカード株式会社 CS推進室
住所	郵便番号 135-8601 東京都港区台場二丁目3番2号
電話番号	03-6893-8232
受付時間	月曜日～金曜日（祝日、年末・年始は除きます。） 午前9時～午後5時

【個人情報管理責任者】  
情報管理部門担当役員

<表[3]>【株式会社クレディセゾンのご案内】

名称・住所	業務案内
株式会社クレディセゾン 東京都豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60 52 階 電話番号 03-3988-2111	1. 割賦購入あっせん（クレジットカード等による信用販売）、融資、リース、保証、保険の業務 2. 資産運用、投資に係わる総合コンサルティング業 3. 不動産賃貸、不動産販売 4. 衣料品、家庭用品、雑貨、食料品、その他の現金およびクレジット販売

<継続的利用代金取扱いに関する特約>

第1条（目的）

本特約は、加盟店の取扱商品が本特約第2条に定める毎月継続的に発生する各種利用代金（以下「利用代金」といいます）である場合に適用するものとし、加盟店は本特約の定めるところに従うものとします。その他、本特約に定めのない事項については、「ユーシーカード通信販売加盟店規約」の定めに従うものとします。

第2条（利用代金）

1. 加盟店が本特約において取扱うことができる利用代金とは、以下のものとします。
  - (1) 電話通話料およびこれに付随し発生する費用。

(2) インターネット接続料・パソコン通信利用料・情報提供サービス利用料およびこれに付随し発生する費用。

(3) その他当社が認めたもの。

2. 加盟店は、料金体系等の利用代金の内容について、あらかじめ当社に届け出るものとします。

3. 加盟店が取扱う利用代金が前払い方式である場合には、その具体的な内容について加盟店はあらかじめ当社に届け出、当社の承認を得るものとします。なお、会員が利用契約期間中に中途解約の請求を申し出た場合、および未経過料金の返金を申し出た場合については、加盟店がその全責任をもって対応するものとし、当社に一切迷惑をかけないものとします。この場合の会員に対する返金処理は、当社所定の方法によるものとします。

### 第3条（利用申し込み）

1. 加盟店は、会員からカードによる利用代金の支払い申し込みを受け付けた場合、全件カードの有効性を確認するために、当社の承認番号を得るものとします。

2. 万一、加盟店が前項に定める当社への承認番号の取得を行わなかった場合、当社は当該利用代金債権を譲り受けけないものとします。

### 第4条（支払区分）

会員が利用できる支払区分は1回払い販売のみとします。

### 第5条（債権譲渡）

1. 加盟店は、会員の利用代金を当社が認めた期間（以下「料金月」といいます）毎に集計し、料金月の最終日をカード利用日として、売上票を作成し売上集計票を添付の上、当社宛送付するものとします。

2. 料金月は1か月以内とし、1か月を超える場合は、加盟店はあらかじめ当社に届け出、当社の承認を得るものとします。

3. 売上票が当社に到着したときに、当該利用代金債権が加盟店から当社に譲渡されたものとします。

### 第6条（承認番号の取得）

1. 加盟店は、当社があらかじめ定めた信用販売限度額を超える利用代金が発生した場合には、当社の承認番号を得るものとします。なお、本特約における信用販売限度額とは、加盟店が会員1人あたりに対し、料金月毎に通信販売できる金額の総額をいいます。

2. 加盟店は、前回の料金月に利用代金が発生しなかった会員の利用代金等不定期に発生した利用代金については、全件当社の承認番号を得るものとします。

3. 万一、加盟店が本条第1項および第2項に定める当社への承認番号の取得を行わなかった場合、当社は当該利用代金債権を譲り受けけないものとします。

### 第7条（ID・パスワード等の発行）

加盟店は、会員に対しサービス利用に必要なID・パスワードを発行する場合は、その通知は郵送その他当社が認めた方法で送達するものとし、インターネット上での通知は行わないものとします。但し、加盟店があらかじめ当社へ届け出、当社の承認を得た場合は、この限りではないものとします。

### 第8条（無効カード通知）

1. 加盟店は、当社から無効カード通知を受領した場合、速やかに無効カード通知に記載されている会員と対象会員との照合を行うものとします。

2. 前項による照合の結果、対象会員が無効カード通知に記載されていた場合、加盟店は無効カード通知を受領した日が含まれる料金月の利用代金については、当社に債権譲渡ができるものとし、翌料金月以降の利用代金は譲渡の対象とならないものとします。

### 第9条（会員の退会・カード番号変更時の対応）

1. 海外発行カードを除く加盟店に登録された対象会員のカード番号が何らかの理由により変更となった場合、および対象会員が退会した場合は、当社は加盟店に対し書面等により連絡するものとします。

2. 加盟店は、カード番号変更の連絡を受けた場合は、連絡を受けた日が含まれる料金月の利用代金については従来の会員番号にて売上票を作成できるものとし、翌料金月の利用代金から新会員番号にて売上票を作成するものとします。

3. 加盟店は、退会の連絡を受けた場合は、連絡を受けた日が含まれる料金月の利用代金については当社に債権譲渡ができるものとし、翌料金月以降の利用代金は譲渡の対象とはならないものとします。

### 第10条（会員への事前告知）

加盟店は、サービス利用規約等あらかじめ以下の内容を告知し、サービスの利用申し込み時に会員の承諾を得るものとします。

(1) 会員が利用代金を会員の所属するカード会社の会員規約に基づき、カードにより支払うこと。

(2) 会員から加盟店に対し、解約の申し出がない限り継続して利用代金をカードにより支払うこと。

(3) カード紛失等により会員番号・有効期限が変更となった場合や、会員資格を喪失した場合に、会員は加盟店に対し速やかにその旨を連絡すること。

(4) 会員から前項の連絡がなかった場合に、会員の事前了承なしにカード会社から加盟店にその旨が通知され、加盟店がそのカード会社からの通知をもって会員からの会員番号・有効期限の変更連絡またはカード退会の連絡とみなし、当該会員の会員番号・有効期限を更新もしくは利用代金の支払契約の解除を行うことに異議がないこと。

以上

## クレジットカード本人認証サービス規約（UCカード加盟店用）

### 第1条（目的）

この規約（以下「本規約」という）は、UCカード加盟店が認証サービスを利用して通信販売の形態により信用販売を行う場合の特例等について定めることを目的とし、UCカード加盟店とユーシーカード株式会社（以下「UCカード」という）との間で適用される。

### 第2条（用語の定義）

1. 本規約における用語の意味は、本規約に特別の定めがある場合を除き、クレジットカード決済規約における用語の意味と同一とする。
2. 本規約において以下の各号の用語は、当該各号に定めたとおりの意味を有するものとする。
  - 1) UCカード加盟店                      GMO イブシロン株式会社（以下「EP」という）を代理人として UC カードに加盟店契約の締結を申し込み、UC との間で加盟店契約（以下「原加盟店契約」という）を締結している者
  - 2) 認証サービス                          カード会員の本人性を認証する UC カード所定の認証サービス（VISA 認証サービス又は MasterCard SecureCodeTM）

### 第3条（免責）

1. UCカード加盟店は、認証サービスによって会員本人と認められた申込者に対して通信販売の形態で行った信用販売については、カード会員から自己のカード利用によるものではない旨の申し出が UC カード又は当該カード会員の所属するカード会社になされたことのみを理由とする代金債権買戻しの買戻しを免責されるものとする。
2. UCカード加盟店は、前項に基づく場合の他、UCカード加盟店が通信販売の形態で行った信用販売のうち以下の各号のいずれかに該当するものについても、カード会員から自己のカード利用によるものではない旨の申し出が UC カード又は当該カード会員の所属するカード会社になされたことのみを理由とする代金債権の買戻しを免責されるものとする。
  - 1) 認証サービスに未参加であるカード会員との間の信用販売
  - 2) 認証サービスに参加しているカード会員との間の認証サービス未登録であるカード番号に係る通信販売
  - 3) 認証サービスに参加しているカード会員との間の認証サービス対象外であるカード番号に係る信用販売

### 第4条（免責対象外）

下記の各号のいずれかに該当する場合、UCカード加盟店は、当該各号の信用販売に関しては第3条に基づく免責を受けることができないものとする。

- 1) MasterCard ブランドのカードに係る信用販売において、認証成功後、マスターカードインタナショナルインコーポレイテッドが定める方式による送信を実施していない場合
- 2) VISA ブランドのカードに係る信用販売において、認証成功後、ビザインタナショナルサービスアソシエーションが定める方式による送信を実施していない場合
- 3) 信用販売に係るカードを発行したカード会社又はマスターカードインタナショナルインコーポレイテッド若しくはビザインタナショナルサービスアソシエーションの認証サービスに関するコンピュータシステムの障害等によって認証サービスが提供されていない間に信用販売を行った場合

### 第5条（雑則）

1. 本規約は、原加盟店契約に附随し、原加盟店契約の内容を補充するものであり、原加盟店契約の内容（権利義務の譲渡等の禁止、変更の方法、準拠法の指定及び管轄の合意が含まれるがこれらに限られない。）は性質上可能な限り本規約に関しても適用される。
2. UCカードとUCカード加盟店との間の原加盟店契約が事由の如何を問わず終了した場合には、本規約も同時に失効するものとする。但し、当該失効の日までに第3条に基づいて発生していた免責の効果は、本規約の失効後においてもなお残存するものとする。
3. 本規約に定めのない事項及び本規約の条項の解釈の疑義については、原加盟店契約又は認証サービスに関して UC カードが別途定める規則若しくは指定による他、UCカードとUCカード加盟店は信義に従い誠意をもって協議することにより解決を図るよう努めるものとする。

以上

株式会社ジェーシービー 御中

当社又は私（以下「私」といいます。）は、株式会社ジェーシービー（以下「貴社」といいます。）のクレジットカード加盟店（以下「加盟店」といいます。）になることを希望しています。私は、貴社への加盟申請（加盟店契約の締結申込）に当たり、貴社に対し、以下のとおり表明し、誓約致します。

1. 私は、通信販売に関してクレジットカード決済を行うための加盟店契約及びこれに付随する覚書、合意書等（以下「加盟店契約等」と総称します。）を貴社との間で締結するための代理権を GMO イブシオン株式会社（以下「EP」といいます。）に授与しました。
2. 私は、貴社との間の加盟店契約等に関する次の各号の業務を EP に委託して遂行させることとしました。
  - (1) 通信販売の申込に関するデータの受信業務
  - (2) 貴社に対する売上承認請求に関する業務
  - (3) 通信販売の代金、料金等に係る債権（以下「売上債権」といいます。）の貴社への譲渡に関する業務
  - (4) 売上債権の譲渡代金の受領に関する業務
  - (5) 売上債権の譲渡の解除又は取消に伴う売上債権譲渡代金の返還等に関する業務
  - (6) 加盟店契約等に関する貴社と私との間の通知、送付書類等の発信及び受領
  - (7) 第1号から第6号までのいずれかに付随する一切の業務
3. 私は、EP 又は貴社から示された加盟店契約等の内容及びこれに関連する貴社の規約（添付の「JCB 通信販売加盟店規約」を含み、以下「貴社規約」といいます。）の内容を承認し、これらを遵守します。
4. 私は、加盟店契約等及び貴社規約の適用上、EP の行為が私の行為とみなされることに何ら異存ありません。EP が貴社に提出した売上請求に関するデータに不備があった場合その他 EP の行為に起因して私が加盟店契約等又は貴社規約に違反したこととなる場合には、私自身が違反した場合と同様、貴社が加盟店契約等及び／又は貴社規約に基づいて売上債権の譲渡の解除若しくは取消又は加盟店契約等の解除などの措置をとっても、何ら異存ありません。EP が私からの受託業務に関連して貴社に損害を与えた場合、私は、私自身が貴社に当該損害を与えたものとして取り扱われることに何ら異存ありません。私は、私が加盟店契約等及び貴社規約に基づいて実施すべきセキュリティ確保措置と同等の措置を、私から EP への業務委託に関連する範囲で、EP にも実施させます。
5. 私の売上債権の譲渡代金については、その受領権限を EP に付与しておりますので、イブシオン決済サービスを利用している他の貴社加盟店（かかる貴社加盟店を以下「他の加盟店」と総称します。）の売上債権の譲渡代金と一括して、EP が貴社に指定する EP 名義の銀行口座に振り込む方法によりお支払下さい。
6. 私は、EP に付与した前項の受領権限をイブシオン決済サービスの利用終了などの理由で喪失させる場合には、直ちに貴社宛書面にて貴社に通知します。この通知が私の売上債権の譲渡代金の貴社からの支払日の貴社 30 営業日前までに貴社に到達せず、貴社から前項の EP 名義の銀行口座に譲渡代金が支払われた場合には、当該譲渡代金の有効な弁済がなされたと扱われること（当該譲渡代金の支払に関して貴社が免責されること）に異存ありません。
7. 私は、他の加盟店の通信販売の売上債権の譲渡の解除又は取消を理由として貴社が当該他の加盟店から売上債権譲渡代金の返還を受けるべき場合に、貴社が第5項の EP 名義の銀行口座に一括して振り込むべき売上債権譲渡代金の合計額に当該他の加盟店への支払分が含まれているか否かにかかわらず、当該合計額から当該返還を受けるべき譲渡代金相当分を貴社が控除することに異議なく同意します。当該合計額中に貴社から当該他の加盟店への支払分が含まれていない場合において EP が貴社から受領した当該控除後の額の私及び他の加盟店への配分については、EP の指示に従い、貴社には何ら請求及び異議申立を行いません。
8. 私は、私の通信販売の売上債権の譲渡が解除又は取消となった場合、EP の指示に従って、他の加盟店との関係で前項と同様の取扱いがなされることに協力します。
9. EP が私からの業務委託に関連して貴社との間で締結している包括代理加盟店契約が事由の如何を問わず終了した場合には、私と貴社との間の加盟店契約等も当然に終了することに異存ありません。
10. 私は、貴社が割賦販売法に基づく認定割賦販売協会への報告を行うにあたり必要な加盟店情報を EP に請求した場合、EP がその求めに直ちに応じ私の情報を貴社に提供することに異存ありません。

以上

「当社」は JCB が指定する JCB グループカード会社となります。本契約の契約当事者となるカード会社が株式会社ジェーシーピーのみの場合、「当社」「両社」「当社または JCB」を「JCB」と読みかえます。

## 第 1 条（総則）

1. 本規約は、加盟店（第 2 条に定めるものをいう）が、日本国内の施設において第 2 条に定める通信販売を行う場合、当社および株式会社ジェーシーピー（以下「JCB」という）と加盟店との間の契約関係（以下「本契約」という）につき定めるものです。
2. 本契約は、両社が新規加盟希望者（次項に定めるものをいう）による加盟申込を承諾し、加盟店登録を行った日（以下「加盟日」という）に成立するものとします。
3. 両社に本契約の申込みをする個人、法人および団体（以下「新規加盟希望者」という）は、両社に対して、本契約に基づき通信販売を開始する時点において、以下の(1)(2)(3)のいずれの事項も真実であることを表明し、保証します。
  - (1) 第 7 条（業務の委託）第 2 項および第 3 項、第 12 条（通信販売の方法）第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 16 条（カードの不正利用等）各項、ならびに第 31 条（カードに関する情報等の機密保持）第 1 項から第 11 項を遵守するための体制を構築済みであること。
  - (2) 特定商取引に関する法律に定められた禁止行為に該当する行為を行っていないこと、また直近 5 年間に同法による処分を受けていないこと。
  - (3) 消費者契約法において消費者に取消権が発生する原因となる行為を行っていないこと、また直近 5 年間に同法違反を理由とする敗訴判決を受けていないこと。
4. 新規加盟希望者および加盟店は、前項の表明保証した内容が真実に反すること、または反するおそれがあることが判明した場合、両社に対して、直ちにその旨を申告するものとします。
5. 加盟店は、本契約成立後に本条第 3 項(1)に定める体制が構築されていないことが判明した場合、もしくは本契約成立後に当該体制を維持できなくなった場合、または本条第 3 項(2)もしくは(3)に該当する事由が新たに生じた場合には、両社に対して、直ちにその旨を申告するものとします。これらのおそれが生じた場合も同様とします。

## 第 2 条（用語の定義）

本規約におけるそれぞれの用語の意味は次のとおりとします。

1. 「カード会社」とは、当社、または JCB が提携する会社その他の組織をいいます。
2. 「加盟店」とは、本規約を承認のうえ、当社、JCB およびカード会社が運営するクレジットカード取引システム（以下「クレジットカード取引システム」という）に基づき当社および JCB（以下「両社」という）に加盟を申込み、両社が加盟を承諾した個人、法人および団体をいいます。
3. 「会員」とは、カードを正当に所持する者をいいます。
4. 「カード発行会社」とは、JCB およびカード会社のうち、会員に対してカードを発行する者をいいます。
5. 「カード」とは、カード発行会社が会員に発行する、JCB 所定規格のクレジットカード、デビットカードおよびプリペイドカード等（番号、記号、その他の符号を含む）のうち、両社が指定するものをいいます。
6. 「提携ブランドカード会社」とは、カード会社のうち、JCB が提携する JCB ブランド以外のブランドカード会社をいいます。なお、提携ブランドカード会社は、本規約末尾の表「提携ブランドカード」に記載することとします。
7. 「提携ブランドカード発行会社」とは、提携ブランドカード会社および提携ブランドカード会社その他の正当な権限者（以下総称して「提携ブランドカード会社等」という）から発行に関するライセンスを受けた会社、組織（提携ブランドカード会社の関連会社を含む）で、提携ブランドカード会社等所定規格のクレジットカード、デビットカードまたはプリペイドカード等を発行する者をいいます。提携ブランドカードにつき、両社が加盟店における取扱いを承諾した場合には、提携ブランドカード発行会社は、本条第 1 項に定める「カード会社」および第 4 項に定める「カード発行会社」に含まれるものとします。
8. 「提携ブランドカード」とは、提携ブランドカード発行会社が発行する、提携ブランドカード会社等所定規格のクレジットカード、デビットカードまたはプリペイドカード等をいいます。提携ブランドカードにつき、両社が加盟店における取扱いを承諾した場合には、提携ブランドカードは、本条第 5 項に定める「カード」に含まれるものとします。なお、提携ブランドカードの取扱いに関しては、両社が別途定める特約があるものについては、当該特約が適用されるものとします。
9. 「商品等」とは、加盟店が会員に販売する商品もしくは権利、または加盟店が会員に提供する役務をいいます。
10. 「信用販売」とは、会員および加盟店が当社、JCB およびカード会社所定の手続きを行うことにより、加盟店が商品等の代金または対価等を会員から直接受領しない方法により行う、加盟店の会員に対する商品等の販売または提供をいいます。なお、会員が所持するカードがクレジットカード、デビットカードまたはプリペイドカードのいずれであるかを問いません。
11. 「通信販売」とは、前項に定める信用販売のうち、会員がカードの提示および署名によらず会員番号、有効期限、会員氏名等必要な事項を加盟店に伝達する方法により行う、商品等の販売または提供をいいます。
12. 「電子商取引」とは、前項に定める通信販売のうち、インターネットその他電子的な情報通信手段を通じて会員からの申込みを受け付ける取引をいいます。
13. 「手数料」とは、立替払契約に基づく対価として、当社が加盟店から受領する手数料をいいます。
14. 「立替払金」とは、加盟店が会員に対する通信販売により取得した売上債権につき、当社が、会員に代わって、立替払いする金員をいいます。
15. 「立替払契約」とは、加盟店の会員に対する個々の売上債権ごとに、加盟店と当社との間で成立する、当社が加盟店に対して立替払いする旨の契約をいいます。
16. 「オーソリゼーション申請」とは、加盟店が通信販売を行う際に、事前に JCB の承認を得るために行う、カードの信用照会をいいます。
17. 「端末機」とは、通信販売において加盟店が行うべき手続き（オーソリゼーション申請、売上データの送信、売上票の作成など）の一部を処理する機能を有する機器および情報処理システムをいいます。
18. 「売上票」とは、加盟店が通信販売を行った場合に両社所定の様式により作成される、売上日付、金額、加盟店名その他両社所定の通信販売の内容が記載された書面をいいます。
19. 「売上データ」とは、加盟店が通信販売を行うにあたり、端末機によって作成される、売上票に準じた内容が記録された電磁的データをいいます。なお、「売上票」と「売上データ」を併せて「売上票等」といいます。
20. 「売上票（加盟店控）」とは、加盟店が通信販売を行った場合に、加盟店が一時保管するために両社所定の様式により作成される、「売上票」に準ずる内容が記載された書面または電磁的データをいいます。
21. 「売上票（会員控）」とは、加盟店が通信販売を行った場合に、会員に交付するために両社所定の様式により作成される、「売上票」に準ずる内容が記載された書面または電磁的データをいいます。
22. 「カード番号等」とは、カードを特定するカード番号、ならびに、カードの有効期限、暗証番号およびセキュリティコード等（割賦販売法第 35 条の 16 第 1 項に定める「クレジットカード番号等」を含む）をいいます。
23. 「PCIDSS」とは、クレジットカードその他の決済手段にかかる情報、当該決済手段を用いた取引等の保護に関する国際的なデータセキュリティ基準をいいます。
24. 「実行計画」とは、クレジットカード取引セキュリティ対策協議会が策定した「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画」（名称が変更された場合であっても、カード情報等の保護、クレジットカード偽造防止対策またはクレジットカード不正利用防止のために、加盟店が遵守することが求められる事項をとりまとめた基準として当該実行計画に相当するものを含む）であって、その時々における最新のものをいいます。なお、最新の実行計画は、一般社団法人日本クレジット協会のホームページに掲載されています（<https://www.j-credit.or.jp/>）。
25. 「法人番号」とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定める法人番号をいいます。

## 第 3 条（加盟店）

1. 加盟店は、通信販売を行うにあたり、商号、代表者、本店所在地、電話番号、通信販売を行うすべての店舗・施設・設備（インターネット等の電子的な情報通信手段を用いて通信販売を行

う場合にあつては、URL その他加盟店が事業を行う仮想空間を識別する記号等を含むものとする。以下「カード取扱店舗等」という)、取扱商品等、通信販売の運用方法、申込受付方法（電話番号、FAX 番号、ホームページの URL 等の申込受付先を含む。以下同じ）ならびに振込指定金融機関口座その他両社が必要と認めた事項をあらかじめ両社に所定の書面その他両社が定める方法をもって届け出、両社の承諾を得るものとします。なお、加盟店がカード取扱店舗等を追加、変更または取消す場合も同様とします。

2. 加盟店は、取扱商品等、通信販売の運用方法、申込受付方法に変更が生じた場合にはあらかじめ両社に申し出、両社が必要と認めた場合には別途契約による加盟店申込手続を行うものとします。
3. 加盟店は、カード発行会社と会員との契約関係および、クレジットカード取引システムを承認し、カードの普及向上に協力するものとします。
4. 当社、JCB またはカード会社は、会員のカード利用促進のために、加盟店の個別の了承なしに印刷物、電子媒体等に加盟店の名称および所在地等を掲載する場合があります。
5. 加盟店は、使用する端末機をあらかじめ両社に届け出、両社の承諾を得るものとします。なお、端末機の追加、変更および撤去についても同様とします。
6. 加盟店は、本規約、端末設置会社（端末機の設置に関して加盟店と契約関係にある会社をいう。以下同じ）が指定する規約および規定等（操作マニュアル等を含む。以下「端末使用規約」という）ならびに端末設置会社の指示に従い、善良な管理者の注意義務をもって、端末機を使用および保管するものとします。加盟店は、端末機の設置場所を移動する場合には、あらかじめ端末使用規約に従い、端末設置会社に届出等を行うものとします。
7. 加盟店は、端末機を修理、修復する必要が生じたときは、端末使用規約の定め、または端末設置会社の指示に従い、自らの費用と責任をもって迅速に対応するものとします。
8. 加盟店は、売上集計表、売上票等、端末機、加盟店標識、およびサービスマーク等（デジタルデータ化されたものを含む）を本規約に定める以外の用途に使用し、もしくは解析してはならないものとし、またこれらを第三者に使用させてはならないものとします。また、加盟店は、JCB またはカード会社の業務に係る名称、商号、商標、標章その他の商品または営業に関する一切の表示および、JCB またはカード会社の表示と誤認、混同を生じさせる表示を使用しないものとし、当社および JCB が使用を中止もしくは禁止した場合は、異議なくこれに応じるものとします。

#### 第4条（費用負担等）

加盟店は、加盟に際し、当社が請求する場合には、当社所定の加盟金を支払うものとします。また、加盟店は、加盟店標識を購入する場合の購入代金、および端末機の設置、使用、保守にかかわる費用を当社が別途定める方法で支払うものとします。なお、支払われたこれらの費用等は、本契約が終了した場合または決済サービス（本規約に付随する特約に定められるものを含む。以下同じ）の一部の取扱いが終了した場合にも返還されないものとします。

#### 第5条（届出事項の変更）

1. 加盟店は、加盟申込時または加盟店となった後に両社に届け出た事項（氏名・名称または商号、代表者、本店所在地、電話番号、電子メールアドレス、カード取扱店舗、取扱商品等、通信販売の運用方法、申込受付方法、振込指定金融機関口座、カード番号等の保持状況ならびに不正利用対策実施状況等を含むが、それらに限られない）に変更が生じた場合には、直ちに両社所定の方法により、両社へ届け出、両社の承諾を得るものとします。ただし、第3条第2項の規定が適用される場合は、同項に従い別途契約による加盟店申込手続を行うものとします。
2. 前項の届け出がないために、当社または JCB からの通知もしくは送付書類が延着し、もしくは到着しなかった場合、または当社が送金した立替払金が延着し、もしくは着金しなかった場合には、通常到着または着金すべきときに加盟店に到着または着金したものとみなすものとします。
3. 加盟店が、本契約とは別途、JCB またはカード会社との間でカードその他の決済サービスの取扱いに係る加盟店契約を締結している場合には、当該加盟店は、以下の事項を承諾するものとします。
  - (1) 加盟店が本条第1項の変更届出を行っていない場合であっても、加盟店が JCB またはカード会社に届け出た情報に基づいて、両社が加盟店から本条第1項の変更届出があったものとして取扱うことがあること。
  - (2) 加盟店が JCB またはカード会社との加盟店契約に基づいて変更届出を行っていない場合であっても、加盟店が両社に届け出た情報に基づいて、JCB またはカード会社が加盟店から本条第1項の変更届出があったものとして取扱うことがあること。
4. 本条第1項の届け出がなされていない場合であっても、両社は、適法かつ適正な方法により取得した加盟店情報に基づき、届出事項に変更があると合理的に判断したときは、両社が加盟店から本条第1項の変更届出があったものとして取扱うことがあることを承諾するものとします。

#### 第6条（地位の譲渡等）

1. 加盟店は、両社の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約上の地位を譲渡し、または会社分割、合併等の方法で第三者に承継させることができないものとします。
2. 加盟店は、加盟店の当社に対する債権を第三者に譲渡、質入れ等できないものとします。
3. 当社（ただし、JCB が承諾した場合に限る）または JCB は、本契約上のすべての地位、または特定の提携ブランドカード取扱いに関する地位を第三者に譲渡することができるものとし、加盟店はあらかじめこれを承諾するものとします。

#### 第7条（業務の委託）

1. 加盟店は、両社の事前の承諾を得ることなく、本規約に基づく通信販売に関する業務の全部または一部を第三者（以下「業務代行者」という）に委託（業務代行者が別の第三者に再委託するなど、再委託以降の委託が行われる場合を含む。以下同じ）できないものとします。
2. 加盟店は、両社から前項に定める承諾を得ようとする場合には、業務代行者が本規約に定める加盟店のすべての義務および責任を遵守する能力を有する者であることを確認したうえで、両社に対して承諾を取得するものとします。両社は、加盟店および業務代行者が PCIDSS 等の JCB の指定する情報セキュリティ基準を充たすか否か、およびその他不適切な事情がないかを考慮して、業務委託を承諾するか否か判断するものとします。
3. 両社が業務委託を承諾した場合、加盟店は以下の各号に定める義務を遵守するものとし、これらを遵守できない場合には直ちに業務委託を取り止め、または業務代行者を変更するものとします。
  - (1) 両社が業務委託の承諾に条件を付した場合、当該条件を維持すること。
  - (2) 本規約に定める加盟店のすべての義務および責任（第14条（加盟店の義務、禁止行為等）第1項および第31条（カードに関する情報等の機密保持）に定める義務を含むが、それらに限られない）を業務代行者に遵守させること。
  - (3) 加盟店と業務代行者との間の委託契約において、以下の各号に定める事項を規定したうえで、これらを業務代行者に遵守させること。
    - [1]カード番号等につき第31条第1項に定める漏洩等もしくは目的外利用の事実が判明し、またはそれらのおそれが生じた場合、同条各項に準じて、業務代行者は直ちに加盟店、当社および JCB に対してその旨を連絡すると共に、事実関係や発生原因等に関する調査ならびに、二次被害および再発を防止するための計画の策定および実施を行い、その結果を加盟店、当社および JCB に報告すること。
    - [2]加盟店、当社および JCB が、業務代行者に対し、カード番号等の取扱いに関して第22条（調査協力、資料の提出等）各項に定める調査権限と同等の権限を有すること。
    - [3]業務代行者がカード番号等の取扱いに関する義務違反をした場合その他本規約に基づき業務委託を取り止め、または業務代行者の変更を行う必要がある場合には、加盟店は、必要に応じて当該業務代行者との委託契約を解除することができること。
4. 前項より両社が業務委託を承諾した場合においても、加盟店は本規約に定めるすべての義務および責任について免れないものとします。また、業務代行者が委託業務に関連して当社、JCB またはカード会社に損害を与えた場合、加盟店は業務代行者と連帯して当社、JCB およびカード会社の損害を賠償するものとします。
5. 加盟店は、業務代行者を変更する場合には、事前に両社に申し出、両社の承諾を得るものとします。
6. 両社は、本規約に基づいて行う業務の全部または一部を、加盟店の承諾を得ることなく第三者に委託することができるものとします。

#### 第8条（通信販売にかかわる広告）

1. 加盟店は、加盟店の負担と責任において通信販売に関する広告の企画、制作を行うものとします。
2. 加盟店は、広告にあたり以下の事項を遵守するものとします。
  - (1) 特定商取引に関する法律、割賦販売法、不当景品類及び不当表示防止法その他の関連諸法令の定め違反しないこと
  - (2) 消費者の判断に錯誤を与える恐れのある表示をしないこと
  - (3) 公序良俗に違反する表示をしないこと
  - (4) 以下の事項について、広告時点において表示を行うこと
    - [1]加盟店の名称
    - [2]加盟店の所在地
    - [3]加盟店の電話番号（電子商取引においては電子メールアドレスを併記）
    - [4]責任者名および責任者への連絡方法
    - [5]商品等の販売価格、送料、その他必要とされる料金
    - [6]商品等の引渡期間
    - [7]代金の支払時期および方法
    - [8]通信販売に係る申込の撤回・契約の解除および商品等の返品可否ならびにその期間および方法等に関する説明
    - [9]電子商取引においては当該データを暗号化し、かつ暗号化している旨の表示を行うこと。ただし、暗号化によりデータの機密性が完全に保持できる等、消費者に誤解を与える表示をしないこと
    - [10]その他、両社が必要と認めた事項
3. 加盟店は、本規約に基づき取扱う商品等に関するすべての広告において、カードが使用できる旨を明示するものとします。

#### 第9条（通信販売）

1. 加盟店は、会員から通信販売を求められた場合、本規約に従い、正当かつ適法な商行為にのっとり、会員に対し通信販売を行うものとします。
2. 加盟店が取扱うことができる支払区分は、ショッピング 1 回払いとなります。なお、クレジットカードによる通信販売では、ショッピング 2 回払い、ボーナス 1 回払い、ショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、その他両社が特に認めた方法のうち、両社が承諾した支払区分で取扱うことができます。
3. 前項の規定にかかわらず、加盟店は、カード発行会社と会員との契約に基づき、一部の支払区分の取扱いができない場合があることを承諾します。
4. 本条第 1 項の規定にかかわらず、加盟店は、カード発行会社の判断により、当該カード発行会社の発行したカードでの通信販売ができない場合があることを承諾します。

#### 第10条（申込受付方法）

1. 加盟店は、会員からの通信販売の申込みをインターネットその他の電子的な情報通信手段、郵送、電話、ファクシミリ等の手段により受け付けるものとします。
2. 加盟店は、電子商取引の申込みを受け付ける場合には、会員番号、有効期限等の情報および注文に関する情報を暗号化する等の措置を講じるものとし、あらかじめ両社よりセキュリティ、運用方法等の承諾を得るものとします。

#### 第11条（通信販売の運営に関する責任）

1. 加盟店は、通信販売の運営等に際し、会員の保護の観点から以下の対応、措置を講じるものとします。
  - (1) 会員との契約上のトラブルが発生した際に、信義則に反して一方的に会員が不利にならないように取り計らうものとし、加盟店が責任を取り得ない範囲について会員が理解できるよう明示すること。
  - (2) 会員からの苦情、問い合わせ等に対する窓口を設置のうえ、会員に当該窓口への連絡手段を告知し、当該窓口で受け付ける苦情、問い合わせに対し速やかな対応を行うこと。
2. 加盟店は、通信販売を行うことに関し、以下の事項を遵守するものとします。
  - (1) 加盟店の作成した販売条件や商品等の説明等を含む広告の表示内容に基づく瑕疵のない商品等の販売、提供を行うこと。
  - (2) 会員に対し、購入の申込み、承諾の仕組みを明示し、会員が取引の成立時期を明確に認識できる措置を講じること。
  - (3) 電子商取引にあっては、会員との間での二重送信やデータ誤入力が生じないよう確認画面を表示するなど誤操作の防止措置を講じること。

#### 第12条（通信販売の方法）

1. 加盟店は、カードの取扱いにあたり、以下の各号の手続きにより通信販売を行うものとします。
  - (1) カードの有効期限を経過していないことを確認すること。
  - (2) カードの無効通知との照合により、カードの有効性を確認すること。
  - (3) オソリゼーション申請を行い、JCB の承認を得ること。
  - (4) 両社所定の方法により売上票等を作成し、会員番号、会員氏名、有効期限、加盟店番号（オソリゼーション申請を行った加盟店番号と同一のものに限る）、オソリゼーション申請により取得した承認番号、加盟店名、売場名、担当者名、支払区分、売上日付、金額、品名、型式、数量等を記入または記録すること。なお、売上日（通信販売日）は商品の発送日、またはサービスの提供日とすること。
  - (5) 売上票（会員控）を作成し会員に交付すること。
  - (6) 両社所定の方法により売上票等を当社へ送付すること。
2. 加盟店は、会員から通信販売の申込みがあった場合、その条件について、通信販売を行う前にオソリゼーション申請を行い、当該通信販売に係る JCB の承認を得るものとし、JCB の承認が得られなかった場合、当該通信販売を行ってはならないものとします。また、JCB の承認取得後に、会員が加盟店との取引の申込みを撤回するなどして、通信販売に至らなかった場合には、加盟店は、直ちに、JCB 所定の方法によりオソリゼーション申請を取り消すものとします。なお、オソリゼーション申請による JCB の承認は当該カードの有効性のみを保証するものであり、当該通信販売の申込者が会員本人であることを保証するものではないことを、加盟店は承諾するものとします。
3. 本条第 1 項の規定にかかわらず、両社が別途通信販売の方法を指定し、加盟店に通知した場合には、加盟店は指定された方法により通信販売を行うものとします。
4. 加盟店は、本条第 1 項から前項までに定める手続きの履行、および通信販売の申込者がカード名義人本人であることの確認を、実行計画に従い、善良な管理者の注意義務をもって行うものとします。
5. 加盟店は、原則として商品等の配送時または提供時に、商品等の名称、数量、代金額、送料、税額、代金支払方法その他の事項（割賦販売法の適用となる通信販売を行った場合または会員からの求めがあった場合は、同法第 30 条の 2 の 3 第 4 項または同条第 5 項およびそれらの施行規則に定める事項を含む）等を記載した書面（割賦販売法により認められる場合には電磁的データ）を会員に交付するものとします。
6. 1 件の売上として、オソリゼーション申請および次条に基づく売上表等の作成を行うことができる売上金額は、会員に対する商品・権利の販売または役務の提供に係る単一の契約の売上代金額（税金、送料を含む）のみとし、現金の立替え、および過去の売掛金の精算等に係る金額を含めることはできないものとします。また、通常 1 件の売上として処理されるべきものを日付の変更、金額の分割等によりオソリゼーション申請および売上票等の作成を複数にすること、および売上票等の金額訂正はできないものとします。

#### 第13条（売上票等の作成、保管および提出等）

1. 加盟店は、両社が事前に承諾した場合を除き、両社所定の方法で、売上票等、売上票（会員控）、売上票（加盟店控）、および売上集計表を作成するものとします。

2. 加盟店が、同一の会員について、複数回、商品等の販売または提供を行い、それぞれについてオーソリゼーション申請による JCB の承認を得て通信販売を行う場合、加盟店は、それぞれについて前条および本条に基づき、売上票等の作成・送付または送信を行う必要があり、複数の取引を合算して売上処理をしてはならないものとします。
3. 加盟店は、通信販売日から原則として 1 週間以内に、当該通信販売の売上票等を支払区分ごとに取りまとめ、両社所定の売上集計表に添付して当社に送付または送信するものとします。
4. 加盟店は、当社から第 18 条（手数料および支払い）に基づき個々の通信販売に係る立替払金の支払いを受けるまで、第 31 条（カードに関する情報等の機密保持）に従って、当該通信販売に係る売上票（加盟店控）を保管するものとします。
5. 加盟店は、売上票等を未だ当社に送付または送信していない場合において当社が加盟店に対して売上票等の送付または送信を請求した場合、直ちに、当社に対して売上票等を送付または送信するものとします。また、加盟店が売上票等を当社に送付または送信したか否かにかかわらず、当社が加盟店に対して売上票（加盟店控）の送付を請求した場合（ただし、加盟店が次項に基づき売上票（加盟店控）を破棄した場合はこの限りではない）、当該請求から 7 日以内に、これを当社に提出するものとします。
6. 加盟店は、当社から個々の通信販売に係る立替払金の支払いを受けたときは、速やかに、カード番号等、会員の氏名その他のカード取引および会員に関する情報が漏洩するおそれのない方法で、当該通信販売に係る売上票（加盟店控）を破棄し、保管しないものとします。
7. 加盟店は、売上票等、売上票（加盟店控）および売上票（会員控）を、第三者に譲渡できないものとします。

#### 第 14 条（加盟店の義務、禁止行為等）

1. 加盟店は、個人情報の保護に関する法律、割賦販売法、資金決済に関する法律、特定商取引に関する法律、消費者契約法、犯罪による収益の移転防止に関する法律等の関連諸法令等を遵守して、通信販売を行うものとします。
2. 加盟店は、有効なカードによる通信販売の申込みを行った会員に対し、通信販売を拒絶し、または現金払いや他社の発行するクレジットカードその他の決済手段の利用を求めてはならないものとします。また、加盟店は、会員に対し、現金払いその他の決済手段を利用する顧客と異なる金額を請求したり、カードの取扱いに本規約に定める以外の制限を設ける等、会員に不利となる差別的取扱いを行わないものとします。
3. 加盟店は、以下に定める内容の取引に関して、通信販売を行わないものとします。
  - (1) 公序良俗違反の取引
  - (2) 銃砲刀剣類所持等取締法、麻薬及び向精神薬取締法、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）その他の法令において禁止された商品等の取引
  - (3) 特定商取引に関する法律その他の法令に違反する取引
  - (4) 消費者契約法第 4 条の規定に基づき取消しが可能である取引
  - (5) 当社または JCB が会員の利益の保護に欠けると判断する取引
  - (6) 会員が遵守すべき規約等に違反して行おうとする取引
  - (7) 会員またはその関係者が商品等を換金すること、またはその目的があることを知っていながら行う取引
  - (8) 第三者の権利（著作権、肖像権、商標権その他の知的財産権を含む）を侵害する取引
  - (9) 加盟店、当社、JCB もしくはカード会社と会員との間に紛議が発生するおそれ、不正利用が発生するおそれ、または当社もしくは JCB の信用が毀損されるおそれがあると、両社が判断する取引であって、当社または JCB が本契約締結時または締結後に指定した取引、ならびに当社または JCB が指定していない場合であっても、それらのおそれがあると客観的・一般的に認められる取引
  - (10) その他当社または JCB が不適当と判断する取引
4. 加盟店は、商品等の販売または提供を行うために行政機関からの許認可の取得、行政機関への登録または届出等（以下「許認可取得等」という）が必要な取引に関して通信販売を行うとする場合には、許認可取得等を行っていることを証明する関連証書類をあらかじめ両社に提出したうえで、当該商品等を通信販売することについて、両社の事前の承諾を得るものとします。また、加盟店は当該許認可もしくは登録を取り消され、または停止されるなどした場合には、直ちにその旨を両社に通知し、当該商品等の通信販売を行わないものとします。
5. 加盟店は、現金（外国通貨を含む）、商品券、プリペイドカード、印紙、切手、回数券その他有価証券の売買等（電子マネーまたはプリペイドカードのチャージ等を含む）の決済手段として、カードを取扱ってはならないものとします。ただし、両社が個別に承諾した場合にはこの限りではないものとします。
6. 加盟店は、インターネットを介したソフトウェアのダウンロード等の方法により、ソフトウェアおよびデジタルファイルの形式での情報等の通信販売を取扱う場合には、事前に両社に申し出、両社の承諾を得たうえで、両社が承諾した、カードの不正使用防止策を講じて、通信販売を行うものとします。
7. 加盟店は、通信販売の対象が電信、電話、インターネット接続サービス等の通信サービス、その他継続的に発生するサービスで、かつ両社が認めたサービスに関する通信販売の取扱いを行う場合には、別途両社との間で JCB 所定の内容の覚書を締結するものとします。
8. 加盟店は、以下の各号の行為を行ってはならないものとします。加盟店の代表者、役員もしくは従業員が発行を受けたカード、または加盟店である個人が代表者を務める他の法人が発行を受けたカードが、カード取扱店舗等において用いられた場合、加盟店は、当社または JCB がカード取扱状況の説明を求めたときは、当該カード取引が(2) に該当しないことを証明しなければならぬものとします。
  - (1) 自らが発行を受けたカードを、自らのカード取扱店舗等において用いる行為
  - (2) 商品等の売買または役務の提供の実態がないにもかかわらず、通信販売を装い、カードを取扱う行為
  - (3) 次の[1]または[2]の行為、その他会員が現金を取得することを目的として、カードを取扱う行為
    - [1]商品・権利の販売、役務の提供の対価として、合理的な金額以上の対価により通信販売を行い、会員に対して、現金または現金に類似するものを交付する行為
    - [2]加盟店が会員から商品・権利を買い戻すことを前提として、または会員が当該商品・権利を第三者に転売して現金化する目的があることを知って、会員に対して、当該商品・権利の通信販売を行う行為
  - (4) 第三者の会員に対する売上債権につき、当社に立替払いさせる目的で、カードを取扱う行為（会員の認識の有無を問わない）
9. 加盟店は、以下の場合には、自己の責任と費用をもって対処し、解決にあたるものとします。
  - (1) 会員から通信販売または商品等に関し、苦情または相談を受けた場合
  - (2) 加盟店と会員との間において紛議が生じた場合
  - (3) 会員または関係省庁その他の行政機関等から本条第 3 項の取引に該当する旨または法令に違反する取引である旨の指摘または指導等を受けた場合
10. 加盟店は、端末機およびそこに蓄積されているデータの破壊、分解、または解析等を行ってはならず、また、いかなる理由があっても、端末機の改変または解析を行い、あるいは、このような行為に加担、協力してはならないものとします。

#### 第 15 条（商品等の送付、提供）

1. 加盟店は、会員より通信販売の申込みを受け付けた日から起算して原則として 2 週間以内に、会員の指定する場所に商品等の送付、提供を行うものとします。
2. 前項にかかわらず、加盟店が商品等の全部の送付または提供を行う前に第 13 条に基づき売上票等の作成および提出等を行うことにより、通信販売を行ったときから 2 週間を超えて商品等の代金の前払いを受ける事業を行うとする場合には、商品等の送付または提供の方法や時期等に関してあらかじめ両社に申し出、両社の書面による承諾を得るものとします。
3. 加盟店は、前項に基づき、通信販売を行ったときに 2 週間以内に商品等の送付または提供を行わない場合には、会員に書面をもって商品等の送付または提供の時期等を通知するものとします。
4. 加盟店は、会員が商品等の送付先として、商品等の受領確認が不明確となるおそれ、または通信販売の申込者が会員本人であるか否かが不明確となるおそれのある場所（私書箱、局留め、コンビニエンスストア等というが、それらに限られない）を指定した場合には、当該場所に商品等を発送する通信販売売上代金およびこれによって生じた紛争について加盟店が全責任を負うものとします。

#### 第16条（カードの不正利用等）

1. 加盟店は、次の各号の事由に該当する場合には、当該通信販売の申込みを行った者に対しては通信販売を行わないものとします。加盟店は、これらの事実が生じた場合、直ちにその事実を当社またはJCBに連絡するものとします。
  - (1) 申込者が会員本人以外であると疑われるときなどカード使用状況が明らかに不審と思われるとき
  - (2) 当社またはJCBがあらかじめ通知した無効なカード番号等に該当するときなど、カード番号等が無効なものと思われるとき
2. 万が一、加盟店が前項に違反して通信販売を行った場合、加盟店は当該代金全額について一切の責任を負うものとします。
3. 加盟店は、通信販売につきカードの不正利用がなされた場合であって、当該事象の発生が複数回に及ぶなど割賦販売法および実行計画の趣旨に鑑みて必要性が認められる場合には、その必要性に応じて、遅滞なく、その是正および再発防止のために必要な調査を実施し、当該調査の結果に基づき、是正および再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実施しなければならないものとします。
4. 加盟店は、前項の場合、直ちにその旨を両社に対して報告するとともに、遅滞なく、前項の調査の結果ならびに是正および再発防止のための計画の内容ならびにその策定および実施のスケジュールを報告するものとします。
5. 技術の発展、社会環境の変化、実行計画の改定その他の事由により、以下の各号に該当するときは、JCBは、その必要に応じて当該方法または態様の変更を求めることができ、加盟店はこれに応じるものとします。
  - (1) 加盟店がカードの不正利用を確認するための方法が、実行計画に掲げられた措置に該当しない可能性があるとき
  - (2) 前号のほか、不正利用を防止するために特に必要があるとき

#### 第17条（立替払）

1. 当社は、加盟店が会員に対する通信販売により取得した売上債権につき、本条第2項に基づき立替払契約が成立したのについて、本契約に基づき、会員に代わって立替払いするものとします。
2. 加盟店と当社との間の立替払契約は、第13条第3項に基づき売上集計表および売上票等が当社に到着した売上債権について、当該到着日に成立して、その効力が発生し、同時に会員に対する当社の求償権が発生するものとします。
3. 加盟店は、第12条第1項に基づき通信販売の手続きを完了した場合は、当社が加盟店に対する立替払いを完了したか否かを問わず、会員に対して商品等の代金を直接請求する権利を行使しないものとします。ただし、加盟店が会員からの申し出に基づき第19条に定める立替払契約の取消しを行った場合、または当社が第23条に基づき立替払契約の取消し・解除を行った場合であって、加盟店が会員に対して商品等の代金を請求する適法かつ正当な権利が認められる場合はこの限りではありません。

#### 第18条（手数料および支払い）

1. 加盟店が支払う立替払いにかかわる手数料は、立替払契約の効力が発生した売上債権をJCBが別途定める種類ごとに合計した金額に、各々両社が定める手数料率を乗じ、各々円未満を四捨五入した金額の合計額とするものとします。
2. 当社の加盟店に対する立替払金の支払いは、本規約末尾の表<締切日・支払日>の定めに従い、その種類に応じて、締切日ごとに当社が集計を行い、当該集計の対象となった売上債権について、支払日に当該売上債権総額より前項の手数を差し引いた金額を加盟店指定の金融機関口座に振込むことにより行うものとします。ただし、当社が特別に認めた場合についてはこの限りではないものとします。なお、応当日の15日が金融機関休業日の場合には翌営業日、月末が金融機関休業日の場合には前営業日を支払日とします。また、金融機関のシステム障害その他の不可抗力による場合は、当社は立替払金の支払いが遅延したことにより、遅延損害金の支払義務その他の義務を負いません。
3. 前項にかかわらず、加盟店が指定する金融機関口座の名義人が、加盟店の名義（加盟店が個人の場合は当該個人の氏名を指し、加盟店が法人または団体の場合は商号その他の正式名称を指す）と一致しない場合、当社が当該口座への振込みを過去に行ったことがあるか否かにかかわらず、当社は当該口座への振込みを行わないことができ、加盟店に対して、振込口座の変更を求めることができるものとします。なお、この場合、当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。
4. ショッピング2回払いの方法による通信販売に係る立替払金については、本規約末尾の表<締切日・支払日>に定める2種類の支払日のうち加盟店が両社に申込み、両社が認めた方法で支払うものとします。なお、支払いが2回にわたる場合には、売上債権総額を2分割し、その1/2ずつを支払うものとします。また、2分割した際に端数が生じた場合には、初回の支払い時にその端数を支払うものとします。
5. ボーナス1回払いの方法による通信販売に係る立替払金については、本規約末尾の表<締切日・支払日>に定める方法で支払うものとします。
6. 当社の加盟店に対する立替払金の支払いは、当社が加盟店に対して直接支払うか、または当社が指定し、事前に加盟店に通知した両社所定の会社が立替払いするものとします。加盟店は、当社が両社所定の会社へ加盟店への立替払いを委託することを承諾します。
7. 当社またはJCBに加盟店に対する債権がある場合には、当社は本条第2項により支払う立替払金から当該債権の金額を差し引けるものとします。また、加盟店から当社またはJCBに対して立替払金以外の債権がある場合には、当社は本条第2項により支払う立替払金と当該債権の金額を合算して支払うことができるものとします。

#### 第19条（通信販売の取消し）

1. 加盟店は、通信販売を行うすべての商品等について、会員に商品等が到着してから2週間以内の期間においては商品等の返品または交換を受け付けるものとし、会員に対し、通信販売時において、その旨を明示するものとします。また、加盟店は、商品等の特性に鑑みて返品もしくは交換を受け付けられない場合または返品もしくは交換の期間制限を設ける場合にはあらかじめ両社の承認を得るものとし、両社の承認を得た場合には、会員に対し、通信販売時においてこれらの事項を明示するものとします。加盟店は、会員が法律上の権利に基づき、商品等の返品を行った場合は、遅滞なく、次項に基づき通信販売の取消しを行うものとします。
2. 加盟店は、加盟店が通信販売の取消しを行うとする場合には、直ちに、以下の手続きを行うものとし、当社の事前の承諾なく、本項に定める方法以外の方法で（返金対応を含む）、通信販売の取消しを行ってはならないものとします。この場合、当社は第17条第2項に準じて処理するものとします。
  - (1) 当該通信販売に係るオーソリゼーション申請の取消しを行うこと。
  - (2) 第12条に準じて取消用の売上票等を作成すること。
  - (3) 第13条に準じて取消用の売上票等の送付または送信を行うこと。
3. 前項にかかわらず、当社またはJCBは、合理的な理由がある場合は、加盟店による通信販売の取消しを、事後的に拒絶することができるものとします。
4. 加盟店は、本条第1項により立替払契約を取消した売上債権の立替払金が支払い済みの場合には、直ちにこれを返還するものとします。また、この場合、当社は当該立替払金を次回以降に加盟店に対して支払う立替払金から差し引くことができるものとします。

#### 第20条（商品の所有権）

1. 加盟店が会員に通信販売を行った商品の所有権は、当該売上債権に係る立替払契約が成立したときに当社に移転するものとします。ただし、第19条または第23条により立替払契約が取消しまたは解除された場合、売上債権に係る商品の所有権は、立替払金が未払いのときは直ちに、支払い済みのときは加盟店が当該立替払金を当社に返還したときに、加盟店に戻るものとします。
2. 加盟店が、偽造カードの使用、カードの第三者使用等により会員以外の者に対して誤って通信販売を行った場合であっても、当社と加盟店との間に立替払契約が成立した場合には、通信販売を行った商品の所有権は当社に帰属するものとします。なお、この場合にも前項ただし書の規定を準用するものとします。

#### 第21条（支払停止の抗弁等）

1. 会員が商品等に関する売上債権について割賦販売法に基づく支払停止の抗弁を、当社、JCB またはカード会社に申し出た場合、加盟店は直ちにその抗弁事由の解消につとめるものとします。
2. 前項に該当する場合の立替払金の支払いは以下のとおりとします。
  - (1) 当該立替払金が支払い前の場合には、当社は当該立替払金の支払いを保留または拒絶することができるものとします。
  - (2) 当該立替払金が支払い済みの場合には、加盟店は当社に対し当該立替払金を直ちに返還するものとします。また、当社は当該立替払金を次回以降に加盟店に対して支払う立替払金から差し引けるものとします。
  - (3) 当該抗弁事由が解消した場合には、当社は加盟店に当該立替払金を支払うものとします。なお、この場合には、当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。
3. 会員と加盟店との間に第 14 条第 9 項に定める紛議が生じ、会員が通信販売代金の支払いを拒んだときの立替払金の支払いについても、前項を準用するものとします。

## 第 2 2 条 (調査協力、資料の提出等)

1. 加盟店は、以下の場合には、加盟店の費用負担で当社または JCB からの求めに応じ、[1]カードの使用状況、[2]加盟店によるカードの取扱い状況、[3]通信販売の申込者に関する事項、[4]通信販売の申込に関する事項、[5]加盟店が会員に対して販売または提供した商品等の具体的な内容および態様、商品等の発送、提供および受領に関する事項その他通信販売の内容、および[6]加盟店が通信販売により取得した売上債権に係る、または会員からの申し出もしくは行政機関等からの指摘等に関するその他の事項について、当社または JCB の調査に速やかに協力しなければならないものとします。
  - (1) 会員が当社、JCB またはカード会社に対して、商品等に係る代金の支払いに関して、前条第 1 項に定める支払停止の抗弁を申し出た場合
  - (2) 当社、JCB またはカード会社が、会員から通信販売または商品等に関し、苦情または相談を受けた場合
  - (3) 前二名のほか、加盟店と会員との間において紛議が生じた場合
  - (4) 会員または関係省庁その他の行政機関等から第 14 条 (加盟店の義務、禁止行為等) 第 3 項の取引に該当する旨もしくは法令に違反する取引である旨の指摘または指導を受けた場合、またはそのおそれがある当社もしくは JCB が認めた場合
  - (5) 紛失したカード、盗難カード、または偽造・変造カードが加盟店において使用されるなどの不正利用が行われ、またはそのおそれがある場合
  - (6) 加盟店と当社との間の立替払契約の対象となった売上債権について、第 23 条 (立替払契約の取消しまたは解除等) 第 1 項 ((8)、(10)および(11)を除く) のいずれかに該当する疑いがあると当社が認めた場合
  - (7) 加盟店が本規約に違反し、またはそのおそれがある場合
  - (8) 割賦販売法その他の関連諸法令に基づき調査を行う必要がある場合
  - (9) 上記各号に準じ、当社または JCB が必要と判断した場合
2. 前項の調査にあたって、当社または JCB が加盟店に対して求めた場合、加盟店は、当社および JCB に対して、以下の資料等を 7 日以内に提出するものとします。
  - (1) 通信販売に係る申込に関する証拠 (葉書、FAX 書面、申込受付票および申込受付データ等を含む。以下同じ)
  - (2) 通信販売に係る商品等の明細 (個々の商品等の名称、数量、販売額の判明する帳票)
  - (3)パンフレット・説明書その他会員に対する勧誘に用いた資料
  - (4) 商品等の内容を説明する資料
  - (5) 商品等の仕入れに関する証拠
  - (6) 商品等の発送に関する証拠 (発送伝票を含む) および会員作成に係る受領書等
  - (7) 商品・権利の販売または役務の提供を行うに際して加盟店が作成した書類・記録
  - (8) その他当該調査を行うにあたって当社または JCB が必要と判断する資料
3. 加盟店は、当社または JCB が、会員からの申し出に基づいて前二項の調査を行う場合、または本条第 1 項(4) に該当するなど、当社または JCB が割賦販売法その他の諸法令に基づき調査を行う場合、その他当社または JCB が加盟店から会員の個人情報等を受領することについて正当な理由がある場合、会員等に対する守秘義務または個人情報の保護に関する法律等を理由として、前二項の調査協力および資料の提出を拒否してはならないものとします。
4. 加盟店は、当社または JCB が求めた場合、速やかに、計算書類等 (加盟店が会社の場合には、会社法に定める計算書類、事業報告およびこれらの付属明細書をいい、加盟店が会社以外の法人または個人事業主の場合には、これに準ずるものをいう)、その他加盟店の事業内容、資産内容および決算内容に関する資料を開示するものとします。
5. 加盟店は、前四項の義務を履行するため、加盟店の責任において各項記載の書類等を 5 年間保管するものとします。
6. 加盟店は、当社または JCB が別途請求した場合は、当社または JCB が別途指定した事項を報告するものとします。
7. 加盟店は、本条第 1 項(5) に該当する場合で、当社または JCB から指示があったとき、または加盟店が必要と判断したときは、加盟店が所在する所轄警察署等へ本条第 1 項(5) のカードによる売上等に関する被害届を提出するものとします。

## 第 2 3 条 (立替払契約の取消しまたは解除等)

1. 当社は、当社と加盟店との間の立替払契約の対象となった売上債権について、以下のいずれかの事由が生じた場合、第 12 条第 2 項に基づき加盟店が JCB の承認を取得したか否かにかかわらず、立替払契約を締結せず、または取消し、もしくは解除できるものとします。なお、(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(8) または(10) の事由が生じた場合にあっては、当該事由が生じたことにつき加盟店に故意または過失その他帰責性があつたか否かを問わず、当社は立替払契約を締結せず、または取消し、もしくは解除できます。
  - (1) 売上票等が正当なものでないとき
  - (2) 売上票等の記載内容が不実不備であるとき
  - (3) 他の者の債権を取得して、または他の者に代わって当社に立替払請求したとき
  - (4) 通信販売日から 61 日以上経過して (ボーナス 1 回払いの方法による売上債権については、通信販売日から 61 日以上経過したか、または本規約末尾の表<締切日・支払日>の取扱期間に対応する締切日に遅れて) 当該売上債権に係る売上票等が当社に到着したとき
  - (5) 加盟店が第 12 条 (通信販売の方法) 各項の規定に定める手続きによらず通信販売を行ったとき
  - (6) 会員より自己の利用によるものではない旨の申し出が当社、JCB またはカード会社にあつたとき
  - (7) 加盟店が第 16 条 (カードの不正利用等) の規定に違反して通信販売を行ったとき
  - (8) 第 14 条 (加盟店の義務、禁止行為等) 第 9 項に定める紛議または第 21 条 (支払停止の抗弁等) 第 1 項に定める抗弁事由が、立替払契約の成立日より 60 日を経過しても解消しないとき
  - (9) 加盟店が第 9 条 (通信販売) 第 1 項、または第 14 条 (加盟店の義務、禁止行為等) 第 1 項から第 8 項に違反する通信販売を行ったとき
  - (10) 加盟店が第 13 条 (売上票等の作成、保管および提出等) 第 5 項に従って、売上票等または売上票 (加盟店控) を期限内に当社に提出しなかったとき
  - (11) 加盟店が第 22 条 (調査協力、資料の提出等) の規定に違反したとき
  - (12) その他加盟店が本規約または本規約に付随する特約がある場合には当該特約に違反したとき
2. 前項に該当した場合、当社は加盟店に対し、当社所定の方法により通知するものとします。また、取消しまたは解除の対象となった立替払契約の立替払金を既に受領している場合には、加盟店は、直ちにこれを返還するものとします。また、この場合、当社は当該立替払金を次回以降に加盟店に対して支払う立替払金から差し引くことができるものとします。
3. 当社が、前条第 1 項(6)、第 2 項および第 3 項に基づき調査を行う場合、当社は当該調査が完了するまで立替払金の支払いを保留することができるものと、調査開始より 30 日を経過してもその疑いが解消しない場合には、立替払契約を取消しまたは解除することができるものとします。なお、加盟店は売上票、通信販売の申込みに関する証拠、商品等の発送に関する証拠、商品等の受領書・明細等を提出する等、当社または JCB の調査に協力するものとします。調査が完了し、当社が当該立替払金の支払いを相当と認めた場合には、当社は加盟店に当該立

替払金を支払うものとします。なお、この場合には、当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

4. 本条第1項に定める取消または解除事由は、法令等の変更、カード決済に係る国際的な標準的ルールの変更、犯罪の高度化およびそれに対応するためのセキュリティ対策の強化の必要性その他の諸事情により、変更または追加されることがあることを、加盟店はあらかじめ承諾するものとします。

#### 第24条（差押等の場合の処理）

本契約に基づき加盟店が当社に対して有する債権について、第三者からの差押、仮差押、滞納処分等があった場合、当社は当該債権を当社所定の手続きに従って処理するものとし、当社は当該手続きによる限り遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

#### 第25条（セキュリティ保持義務）

1. 加盟店は、本契約に関連して発生する業務の遂行にあたって、会員番号、有効期限等をインターネットを介して伝達する場合には、暗号化する等の安全化措置を講じるものとし、あらかじめその方法について両社の承諾を得るものとします。
2. 加盟店は、その責において、加盟店の保有する会員の情報を含む一切の情報およびシステムを第三者に閲覧、改ざん、破壊されないための措置をあらかじめ講じたうえで本契約を履行するものとします。
3. 前二項に定めるセキュリティ保持義務が守られなかった場合、加盟店はその全責任を負うものとし、両社およびカード会社に一切の迷惑をかけないものとします。

#### 第26条（情報の収集および利用等）

1. 加盟店およびその代表者または新規加盟希望者およびその代表者（以下「加盟店等」と総称する）は、両社が本項(1)に定める加盟店等の情報（以下「加盟店情報」という）のうち個人情報につき、必要な保護措置を行ったうえで、以下のとおり取扱うことに同意します。
  - (1) 本契約（本申込みを含む。以下同じ）を含む両社と加盟店等との加盟申込審査（決済サービスの追加申込審査を含む。以下同じ）、加盟後の管理等取引上の判断、加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査ならびにカードおよびギフトカード等利用促進にかかわる業務のために、以下の[1]から[14]の加盟店情報を収集、利用すること。
    - [1]加盟店等の名称、所在地、郵便番号、電話番号、電子メールアドレス、口座情報、法人番号、代表者の氏名、住所、生年月日、電話番号等加盟店等が加盟申込時および変更届け時に届け出た事項
    - [2]加盟申込日、加盟日（決済サービスを追加した日を含む）、端末機の識別番号、取扱商品等、販売形態、業種等の加盟店等と両社の取引に関する事項
    - [3]加盟店のカードの取扱状況（オンラインリセージン申請に係る情報を含む）
    - [4]当社またはJCBが収集した加盟店等のカード利用履歴（加盟店等がカード等の保有者としてカード等を利用して商品等の購入等を行った履歴をいう）
    - [5]加盟店等の営業許可証等の確認書類の記載事項
    - [6]当社またはJCBが適正かつ適法な方法で収集した登記簿、住民票等、公的機関が発行する書類または公表する情報に記載または記録された事項
    - [7]電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報
    - [8]当社またはJCBが加盟を認めなかった場合、その事実および理由
    - [9]割賦販売法第35条の3の5および割賦販売法第35条の3の20における個別信用購入あっせん関係販売契約等の勧誘に係る調査を行った事実ならびに調査の内容および調査事項
    - [10]割賦販売法に基づき同施行規則第60条第2号イまたは同3号の規定による調査を行った事実および事項
    - [11]個別信用購入あっせん業者または包括信用購入あっせん業者が信用購入あっせんに係る契約を解除した事実および事項
    - [12]会員から当社、JCBまたはカード会社に申し出のあった苦情の内容および当該内容について、当社、JCBまたはカード会社が、会員およびその他の関係者から調査収集した情報
    - [13]行政機関、消費者団体、報道機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等）および当該内容について、加盟店信用情報機関（加盟店等に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの）および加盟店信用情報機関の加盟会員が調査収集した情報
    - [14]当社、JCBまたは加盟店信用情報機関が興信所から提供を受けた内容（倒産情報等）
  - (2) 以下の目的のために、前号[1]から[7]の加盟店情報を利用すること。ただし、加盟店等が本号[2]に定める営業案内について中止を申し出た場合、両社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします（中止の申し出は当社お問い合わせ窓口へ連絡するものとする）。
    - [1]両社が本規約または本規約に付随する特約に基づいて行う業務
    - [2]宣伝物の送付等両社、カード会社または他の加盟店等の営業案内
    - [3]両社のクレジットカード事業その他両社の事業（両社定款記載の事業をいう）における新商品、新機能、新サービス等の開発
  - (3) 本規約に基づいて行う業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項(1)[1]から[14]の加盟店情報を当該委託先に預託すること。
2. 加盟店等は、前項(1)[1]から[14]の加盟店情報のうち個人情報を、カード会社のうち、JCBと加盟店情報に関して提携したカード会社（以下「提携会社」という）が、加盟申込審査、加盟後の管理等取引上の判断、加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査ならびにカードおよびギフトカード等の利用促進にかかわる業務のために、共同利用することに同意します。なお、本項に基づく共同利用に係る加盟店情報の管理に責任を有する者はJCBとなります（提携会社は次のホームページに記載のとおりとします。<https://www.jcb.co.jp/merchant/privacy/>）。
3. 加盟店等は、本条第1項(1)[1]から[7]の加盟店情報のうち個人情報を、JCBが加盟店情報の提供に関する契約を締結した会社、組織（以下「共同利用会社」という）が、共同利用会社のサービス提供等のために、共同利用することに同意します。なお、本項に基づく共同利用に係る加盟店情報の管理に責任を有する者はJCBとなります（共同利用会社は、本規約末尾または本条第2項記載のホームページに記載のとおりとします）。
4. 加盟店等は、加盟店情報のうち個人情報に該当しない情報についても、両社、提携会社および共同利用会社が、本条第1項から第3項に定める目的、その他各社の業務のために、必要な保護措置をとったうえで、取扱うことに同意します。

#### 第27条（加盟店信用情報機関の利用および登録）

1. 加盟店等は、加盟店情報につき、当社、JCBまたはカード会社が利用、登録する加盟店信用情報機関について以下のとおり同意します（加盟店信用情報機関は本規約末尾または次のホームページに記載のとおりとします。<https://www.jcb.co.jp/privacyPolicy.html>）。
  - (1) 加盟申込審査、加盟後の管理等取引上の判断、加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査のために、当社、JCBまたはカード会社が加盟する加盟店信用情報機関（以下「加盟信用情報機関」という）に照会し、加盟店等に関する情報が登録されている場合にはこれを利用すること。
  - (2) 加盟信用情報機関所定の加盟店に関する情報（以下「登録加盟店情報」という）が、加盟信用情報機関に登録され、当該機関の加盟会員が加盟申込審査、加盟後の管理等取引上の判断、加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査のためにこれを利用すること。
  - (3) 登録加盟店情報が、不正取引の排除、消費者保護のための加盟申込審査、加盟後の管理、ならびに加盟店情報正確性維持のための開示、訂正、利用停止等のために加盟信用情報機関の加盟会員によって共同利用されること。
2. 当社またはJCBが加盟する加盟信用情報機関、共同利用の管理責任者、登録される情報、共同利用するものの範囲は、本規約末尾または本条第1項記載のホームページに記載のとおりとします。なお、当社またはJCBが新たに加盟信用情報機関を追加する場合には、書面その他の方法により通知し、または本条第1項記載のホームページに記載するものとします。

#### 第28条（加盟店情報の開示、訂正、削除）

1. 加盟店等のうち、その代表者は、両社、加盟信用情報機関および提携会社に対して、当該会社および機関がそれぞれ保有する代表者の自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求の窓口は以下のとおりとします。
  - (1) 両社および提携会社への開示請求：当社お問い合わせ窓口へ
  - (2) 加盟信用情報機関への開示請求：本規約末尾または前条第 1 項記載のホームページに記載の各加盟信用情報機関へ
2. 万が一、登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、両社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

#### 第 2 9 条（加盟店情報の取扱いに関する不同意）

両社は、加盟店等が加盟申込に必要な事項の記載を希望しない場合、または第 26 条から第 28 条に定める加盟店情報の取扱いについて承諾できない場合には、加盟を断ることや、解約の手続きをとることがあります。なお、第 26 条第 1 項(2) [2]に定める個人情報を利用した営業案内に対する中止の申し出があっても、加盟を断ることや解約の手続きをとることはありません。

#### 第 3 0 条（契約不成立時または契約終了後の加盟店情報の利用）

1. 両社が加盟を承諾しない場合であっても加盟申込をした事実は、承諾をしない理由のいかんを問わず、第 26 条に定める目的（ただし、第 26 条第 1 項(2) [2]に定める個人情報を利用した営業案内を除く）および第 27 条の定めに基づき利用されます。
2. 両社は、加盟店契約終了後も業務上必要な範囲で、法令等または両社が定める所定の期間、加盟店情報および本契約の終了に関する情報を保有し利用します。

#### 第 3 1 条（カードに関する情報等の機密保持）

1. 加盟店は、本条第 3 項ただし書に該当するか否かにかかわらず、本契約に基づいて知り得たカード番号等（全桁か一部の桁かを問わない。以下、本条において同じ）その他のカードおよび会員に付帯する情報（本条第 3 項に定める情報を含む）、ならびに手数料率を含む両社およびカード会社の営業上の機密を機密情報として管理し、他に漏洩、滅失、毀損（以下「漏洩等」という）したり、または本契約に定める以外の目的で利用（以下「目的外利用」という）してはならないものとします。なお、加盟店と両社との情報連絡に用いる場合を除き、カード番号等を、加盟店の顧客管理のための識別番号として用い、または顧客情報の抽出もしくは名寄せのために用いる行為は目的外利用にあたり、加盟店はこれを行ってはならないものとします。
2. 加盟店は本条第 1 項記載の情報が第三者に漏洩等、または目的外利用されることがないように、情報管理の制度、システムの整備、改善、社内規定の整備、従業員の教育等を含む安全管理に関する必要な一切の措置をとるものとします。
3. 加盟店は、売上票（加盟店控）を第 13 条第 6 項に基づき破棄するまでの間一時的に保管することを除き、カード番号等、カードまたは売上票等に記載された会員の氏名その他のカードに付帯する情報を、一切保有してはならないものとします。ただし、加盟店は、PCIDSS および実行計画に掲げられた措置を実施しその他 JCB の指定する情報セキュリティ基準を充たしたときに限り、JCB が指定する範囲内で、それらの情報の一部を保有することができるものとします。なお、前文にかかわらず、JCB は、技術の発展、社会環境の変化、実行計画の改定その他の事由により、加盟店が実施する措置が実行計画に掲げられた措置または JCB の指定する基準に該当しないおそれが生じたとき、その他カード番号等の漏洩等の防止のために特に必要があると JCB が認めるときには、その必要に応じて、加盟店がそれらの情報を保有することを禁止し、または加盟店が実施する措置の方法もしくは態様の変更を求めることができ、加盟店はこれに応じるものとします。
4. 前項にかかわらず、加盟店は、カードに付帯する情報のうち、磁気ストライプのデータ、暗証番号、およびセキュリティコードを、一切保有してはならないものとします。
5. 加盟店は、第 7 条第 1 項に基づき両社の事前の書面による承諾を得た場合、業務代行者に、本条第 1 項記載の情報を委託業務の遂行に必要な範囲内で開示することができるものとします。この場合、加盟店は、業務代行者が開示された情報を第三者に漏洩等、または目的外利用することがないよう、その他業務代行者が本契約に定める加盟店のすべての義務および責任を遵守するように、業務代行者が情報管理の制度、システムの整備、改善、社内規定の整備、従業員の教育等を含む安全管理等に関する必要な一切の措置をとるよう十分に指導、監督するものとします。
6. 加盟店は、本条第 1 項記載の情報につき漏洩等もしくは目的外利用の事実が判明し、またはそれらのおそれがあることを認識した場合には、直ちに当社および JCB に連絡するものとし、当社または JCB から指示があった場合にはこれに従うものとします。
7. 両社は、加盟店から前項の連絡を受けた場合、または加盟店に本条第 1 項記載の情報につき漏洩等もしくは目的外利用が発生したおそれがあると判断される合理的理由がある場合には、当該加盟店に対して、漏洩等または目的外利用の事実の有無、状況に関する報告を求め等必要な調査を行うことができ、加盟店はこれに従うものとします。
8. 加盟店は、前二項の場合で、当社または JCB が求めたときは、加盟店の費用負担で、漏洩等または目的外利用の有無、内容、発生期間、影響範囲（漏洩等または目的外利用の対象となったカード番号等の特定を含む）その他の事実関係および発生原因を、JCB が別途指定する方法により、詳細に調査するものとします。なお、この調査にはデジタルフォレンジック調査（電子計算機、ネットワーク機器その他カード番号等をデジタルデータとして取り扱う機器を対象とした記録の復元、収集または解析等を内容とする調査）を含みます。また、JCB が適当と認める第三者による調査を指定する場合があります。
9. 加盟店は、前項の調査の結果、漏洩等または目的外利用の事実が認められた場合、または当該事実が確認できなかったものの、そのおそれがある場合には、直ちに二次被害および再発の防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し、両社の承認を得たうえで、実施するものとします。また、加盟店は、必要に応じて、両社の承認を得たうえで、漏洩等もしくは目的外利用の事実またはそれらのおそれ、および二次被害防止のための対応について公表するものとします。なお、加盟店は、再発防止策の実施状況について、両社に報告するものとします。
10. 加盟店が前項の対応をとるか否かにかかわらず、カード番号等につき漏洩等または目的外利用の事実が認められた場合、またはそれらのおそれが高度に存在する場合には、当社、カード発行会社および JCB は、必要に応じて、加盟店の同意を得ることなく、自らその事実を公表し、または漏洩等もしくは目的外利用のカード番号等の会員に対して通知することができるものとします。
11. 本条第 6 項の場合で、漏洩等または目的外利用の対象となるカード番号等の範囲が拡大するおそれがあるときには、加盟店は、直ちにカード番号等その他これに関連する情報の隔離その他の被害拡大を防止するために必要な措置を講じるものとします。
12. 加盟店の責に帰すべき事由により、両社、カード会社、または他の加盟店に漏洩等または目的外利用による損害が発生した場合には、両カード会社、および他の加盟店は、漏洩等または目的外利用を行った加盟店に対しその損害の賠償を請求することができるものとします。
13. 加盟店がカード番号等を漏洩した場合、または漏洩のおそれが認められる場合、以下の[1][2][3]の金額は、両社またはカード会社の損害とみなすものとします。なお、両社またはカード会社に発生する損害は、これらの金額に限られるわけではありません。
  - [1]漏洩したカード番号等または漏洩のおそれが認められるカード番号等（以下「対象カード番号等」という）に係るカード（家族カード・子カード等を含む）の差替に掛かる費用の金額
  - [2]対象カード番号等を利用したカード取引（会員による正当なカード取引であることにつき疑義のない取引を除く）の金額
  - [3]会員への対応のために要した人件費、コールセンター費用、通信費、印刷費等の金額
14. 前項を適用するに当たり、加盟店が保有するカード番号等の一部が漏洩した事実が認められる場合、または漏洩した可能性が高いと客観的に認められる場合、加盟店が保有する残りのカード番号等について、漏洩のおそれがないことを加盟店が合理的に証明できない限り、当該カード番号等についても、漏洩したおそれがあるものとして取扱うものとします。
15. 本条の規定は、本契約終了後においても効力を有するものとします。

#### 第 3 2 条（是正改善計画の策定と実施）

1. 以下の各号のいずれかに該当する場合には、当社または JCB は、加盟店に対し、期間を定めて当該事案の是正および改善のために必要な計画の策定と実施を求めることができ、加盟店はこれに応じるものとします。なお、本条は、第 36 条（契約解除）に基づく当社または JCB による本契約の解除その他の権利行使を妨げるものではないものとします。
  - (1) 加盟店が第 7 条（業務の委託）第 3 項もしくは第 31 条（カードに関する情報等の機密保持）第 3 項の義務を履行せず、または業務代行者が第 7 条第 3 項により課せられた義務に違反し、またはそれらのおそれがあるとき
  - (2) 加盟店または業務代行者の保有するカード番号等につき、漏洩等のおそれがある場合であって、第 31 条第 9 項の義務を履行しないとき
  - (3) 加盟店が第 12 条（通信販売の方法）第 4 項に違反し、またはそのおそれがあるとき
  - (4) 加盟店が行った通信販売について不正利用が行われた場合であって、第 16 条（カードの不正利用等）第 3 項または第 4 項の義務を履行しないとき

- (5) 前各号に定める場合のほか、加盟店の通信販売に関する苦情の発生状況その他の事情に照らし、割賦販売法その他関連諸法令に基づき、または、行政機関からの要請により、当社または JCB に対し、加盟店についてその是正改善を図るために必要な措置を講じることが求められるとき
- (6) その他、当社または JCB が必要と認めたとき
2. 当社および JCB は、前項の規定により計画の策定と実施を求めた場合において、加盟店が当該計画を策定もしくは実施せず、またはその策定した計画の内容が当該計画を策定する原因となつた事案の是正もしくは改善のために十分ではないと認めるときには、加盟店と協議のうえ、是正および改善のために必要かつ適切と認められる事項（実施すべき時期を含む）を提示し、その実施を求めることができ、加盟店はこれに応じるものとします。

### 第 3 3 条（通信販売の停止等）

1. 加盟店が以下の事項に該当する場合、当社または JCB は本契約に基づく通信販売を一時的に停止することを請求することができ、この請求があった場合には、加盟店は、両社が再開を認めるまでの間、通信販売を行うことができないものとします。
- (1) 当社または JCB が第 31 条第 1 項の漏洩等または目的外利用が発生した疑いがあると認めた場合
- (2) 当社または JCB が、加盟店が第 36 条（契約解除）第 1 項各号のいずれかに該当する疑いがあると認めた場合
- (3) その他、当社または JCB が必要と認めた場合
2. 以下の事項に該当する場合、加盟店は、本契約に基づく通信販売（決済サービスの一部のみの取扱いを含む）を行うことができない場合があることを承諾するものとします。
- (1) 天災、停電、通信事業者の通信施設設備障害、コンピュータシステムまたはネットワークシステムの障害異常、戦争等の不可抗力によりカードの取扱いが困難であると当社または JCB が判断した場合
- (2) 通信販売を行うために必要な機器類（端末機を含む）、ソフトウェアおよび通信回線（以下「機器類等」という）に瑕疵、欠陥があった場合、機器類等が停止した場合、機器類等が加盟店に配布されなかった場合、その他機器類等に関する何らかの支障等があった場合
- (3) コンピュータシステムまたはネットワークシステムの保守等が必要であると当社または JCB が判断した場合

### 第 3 4 条（有効期間）

本契約の有効期間は 1 年間とします。ただし、加盟店または両社が期間満了 3 ヶ月前までに書面をもって契約を更新しない旨の申し出をしないときは、本契約はさらに 1 年間更新し、以後はこの例によるものとします。なお、本条もしくは次条による本契約の終了または決済サービスの一部の取扱いの終了、または、第 36 条の当社もしくは JCB による本契約の解除または提携ブランドカードの取扱いの終了により、加盟店に損害（逸失利益、機会損失を含む）が生じた場合でも、両社またはカード会社は一切の責を負わないものとします。

### 第 3 5 条（解約等）

1. 前条の規定にかかわらず、加盟店、当社または JCB は、書面により 3 ヶ月前までに相手方に対し予告することにより本契約を解約し、または特定の提携ブランドカードに関する取扱いを終了できるものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、当社または JCB は、直前 1 年間に通信販売の取扱いを行っていない加盟店については、予告することなく本契約を解約できるものとします。
3. 前条の規定にかかわらず、JCB と提携ブランドカード会社との間の提携ブランドカードの取扱いに関する契約が終了した場合には、加盟店による当該提携ブランドカードに関する取扱いを終了するものとします。

### 第 3 6 条（契約解除）

1. 前二条の規定にかかわらず、加盟店（ただし、(17) にあっては、当該号に規定する者）が以下の事項に該当する場合、当社または JCB は加盟店に対し催告することなく直ちに本契約の全部もしくは一部を解除し、または本規約に付随する特約が適用される場合には当該特約の全部もしくは一部の取扱いを終了させることができるものとします。また、加盟店が本規約に違反し、以下の各号に該当し、または本規約に起因もしくは関連して、両社またはカード会社に損害を生じさせた場合、両社が本契約を解除するか否かを問わず、加盟店は、両およびカード会社に生じた損害を賠償するものとします。
- (1) 加盟店申込書等加盟に際し両社に提出した書面および、第 5 条第 1 項記載の届出事項に虚偽の申請があったとき
- (2) 他の者の債権を取得して、または他の者に代わって当社に立替払請求をしたとき
- (3) 第 14 条（加盟店の義務、禁止行為等）の規定に違反したとき
- (4) 第 23 条（立替払契約の取消しまたは解除等）の規定に応じなかったとき
- (5) 第 31 条（カードに関する情報等の機密保持）の規定に違反したとき
- (6) 前五号のほか本規約に違反し、両社が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該期間内に違反状態が解消しなかったとき、または加盟店が本規約違反を 2 回以上行ったとき
- (7) 本規約に付随する特約が適用される場合には、当該特約の規定に違反したとき
- (8) 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、およびその他支払停止となったとき
- (9) 差押、仮差押、仮処分申し立てまたは滞納処分を受けたとき、破産、会社更生、民事再生、特別清算の申し立てを受けたとき、またはこれらの申し立てを自らしたとき、合併によらず解散したとき
- (10) 前二号のほか加盟店の信用状態に重大な変化が生じたと両社が判断したとき
- (11) 他のクレジットカード会社との取引にかかわる場合も含めて、信用販売制度または通信販売制度を不正に利用していると両社が判断したとき
- (12) 加盟店届け出の店舗所在地（電子商取引においては URL）に店舗が実在しないとき
- (13) 加盟店の営業または業態が公序良俗に違反すると両社が判断したとき
- (14) 行政機関から行政処分を受けたとき
- (15) 架空売上債権の立替払請求、その他加盟店が不正な行為を行ったと両社が判断したとき
- (16) 加盟店、当社、JCB もしくはカード会社と会員との間に紛議が発生するおそれ、不正利用が発生するおそれ、または当社もしくは JCB の信用が毀損されるおそれがあると、両社が判断する取引であって、当社または JCB が本契約締結時または締結後に指定した取引、ならびに当社または JCB が指定していない場合であっても、それらのおそれがあると客観的に認められる取引をしたと両社が判断したとき
- (17) 加盟店等、加盟店等の親会社・子会社等の関係会社、ならびにそれらの役員、従業員等の関係者（関係会社の役員、従業員を含む）が以下のいずれかに該当するとき
- [1] 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に定める罪を犯した者、または同法に定める犯罪収益等を收受したことがあり、もしくは当該収益等を用いて事業活動を行うもの
- [2] 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律に定める罪を犯した者、または同法に定める麻薬犯罪収益等を收受したことがあり、もしくは当該収益等を用いて事業活動を行うもの
- (18) その他加盟店として不適当と両社が判断したとき
2. 加盟店が前項各号のいずれかに該当した場合、または該当する疑いがあると当社または JCB が認めた場合、当社は前項に基づき契約を解除するか否かにかかわらず、立替払金の全部または一部の支払いを保留することができるものとします。なお、この場合には、当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。
3. 提携ブランドカード会社が、加盟店につき、提携ブランドカードを取扱う加盟店として不適当と判断した場合は、両社は加盟店に対し催告することなく直ちに本契約のうち当該提携ブランドカードの取扱いに係る契約を解除できるものとし、かつ、その場合両社およびカード会社に生じた損害を加盟店が賠償するものとします。なお、本項の解除事由に該当した場合または該当する疑いがあると両社が認めた場合は、当該提携ブランドカードの取扱いによって発生した立替払金について、前項の規定を準用します。

### 第37条（契約終了後の処理）

1. 本契約が終了した場合、加盟店はその後会員に対して通信販売を行う等、一切の本契約に基づく取扱いをしてはならないものとします。
2. 第29条（加盟店情報の取扱いに関する不同意）、第34条（有効期間）または第35条（解約等）により本契約が終了した場合、契約終了日までに行われた通信販売は有効に存続するものとし、加盟店および両社は、当該通信販売を本規約に従い取扱うものとします。ただし、加盟店と両社が別途合意をした場合にはこの限りではありません。
3. 当社は、前条により本契約を解除した場合、加盟店と既に立替払契約が成立している売上債権について、立替払契約を解除するか、加盟店に対する立替払金の支払いを保留することができるものとします。
4. 加盟店は、本契約が終了した場合、直ちに加盟店の負担において広告媒体からカード取扱いに関するすべての記述、表記等をとりやめるとともに、売上集計表、売上票等両社が加盟店に交付した取扱関係書類および印刷物（販売用具）を速やかに当社に返却するものとします。なお、加盟店が端末機を設置している場合には、端末使用規約および端末設置会社の指示に従うものとします。

### 第38条（反社会的勢力との取引拒絶）

1. 加盟店等は、加盟店等、加盟店等の親会社・子会社等の関係会社、ならびにそれらの役員、従業員等の関係者（関係会社の役員、従業員を含む）が、現在、以下のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、確約するものとします。
  - (1) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集团的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）
  - (2) 暴力団員（暴力団の構成員）および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
  - (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者）
  - (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業）
  - (5) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）
  - (6) 社会運動等標榜ゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者）
  - (7) 特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人）
  - (8) テロリスト等（国際連合安全保障理事会決議に基づき指定された国際テロリスト、ならびに公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律に定める公衆等脅迫目的の犯罪行為その他テロリズムの行為を行い、もしくは当該行為を行うことを目的とした活動を行い、または、かかる行為もしくは活動について、教唆、幫助、資金提供その他の方法で直接もしくは間接に関与する者）
  - (9) 以下のいずれかに該当する者
    - [1]暴力団員等（(1)から(8)のいずれかに該当する者をいう。以下同じ）が、経営を支配していると認められる関係を有する者
    - [2]暴力団員等が、経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
    - [3]自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
    - [4]暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
    - [5]暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
    - [6]その他暴力団員等の資金獲得活動に乗り、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用して自ら利益拡大を図る者
  - (10)(1)から(9)に準ずる者
2. 加盟店等は、加盟店等、加盟店等の親会社・子会社等の関係会社、ならびにそれらの役員または従業員等の関係者（関係会社の役員、従業員を含む）が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
  - [1]暴力的な要求行為
  - [2]法的な責任を超えた不当な要求行為
  - [3]取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - [4]風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為
  - [5]その他前各号に準ずる行為
3. 当社またはJCBは、加盟店等が本条第1項または前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約の締結を拒絶することができるものとします。
4. 加盟店等が本条第1項もしくは第2項の規定に違反していることが判明した場合、または違反している疑いがあると当社またはJCBが認めた場合、当社またはJCBは、直ちに本契約を解除できるものとし、かつ、その場合両社およびカード会社に生じた損害を加盟店が賠償するものとします。この場合、前条第3項の規定を準用するものとします。また、加盟店は、当然に期限の利益を失うものとし、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。
5. 加盟店等が本条第1項もしくは第2項の規定に違反していることが判明した場合、またはその疑いがあると当社またはJCBが認めた場合には、当社は前項に基づき契約を解除するか否かにかかわらず、立替払金の全部または一部の支払いを保留することができるものとします。なお、この場合には、当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。
6. 当社またはJCBは、加盟店が本条第1項または第2項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約に基づく取引を一時的に停止することができるものとします。この場合には、加盟店は、両社が再開を認めるまでの間、通信販売を行うことができないものとします。

### 第39条（本規約に定めのない事項）

加盟店は、本規約に定めのない事項については、両社が別に定めるお取扱いガイドその他の取扱要領等（両社がホームページに公表する内容を含む）に従うものとします。

### 第40条（準拠法）

加盟店と両社の諸契約に関する準拠法はすべて日本法とします。

### 第41条（合意管轄裁判所）

1. 加盟店と当社との間で訴訟の必要が生じた場合には、当社の本社の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。
2. 加盟店とJCBとの間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

### 第42条（規約の変更）

1. 両社が本規約の変更内容を通知またはホームページ（<https://www.jcb.co.jp/merchant/regulation/>）に公表した後において加盟店が会員に対して通信販売を行った場合には、加盟店は新しい規約を承諾したものとみなすものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、加盟店は、第26条第2項および第3項、第27条第1項および第2項、ならびに第28条第1項記載のホームページに記載された提携会社、共同利用会社、加盟店信用情報機関の追加、変更については、当該ホームページに別途記載がある場合を除き、記載の追加、変更と同時にその効力が生ずることをあらかじめ承諾するものとします。
3. 両社が加盟店に通知のうえ、加盟店によってJCB所定の手続きがなされることにより、両社は、本契約に基づき加盟店が取扱うことができる取引に新たな決済サービスを追加することができるものとします。

<提携ブランドカード会社>

提携ブランドカード会社	提携ブランドカード
◆アメリカン・エクスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド（日本支社） https://www.americanexpress.com/japan/	アメリカン・エクスプレスカード
◆三井住友トラストクラブ株式会社 www.diners.co.jp	ダイナースクラブカード
◆ディスカバー・フィナンシャル・サービスズ (Discover Financial Services LLC) 2500 Lake Cook Road, Riverwoods, IL 60015, United States of America	ディスカバーカード

<共同利用会社>

- 株式会社ジェイエムエス  
〒169-0072 東京都新宿区大久保 3-8-2 住友不動産新宿ガーデンタワー  
利用目的：加盟店業務の代行サービス等の提供
- 株式会社日本カードネットワーク  
〒169-0072 東京都新宿区大久保 3-8-2 住友不動産新宿ガーデンタワー  
利用目的：端末、接続サービス等加盟店業務支援サービス等の提供
- 株式会社ジェシービー・サービス  
〒107-0062 東京都港区南青山 5-1-20 青山ライズフォート  
利用目的：保険サービス、加盟店向け DM サービス等の提供

(KRGK01・00555・20160920)

<加盟店信用情報機関提携ブランドカード会社>

	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター（JDM センター）	日本クレジットカード協会 加盟店信用情報センター
住所	〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町 14-1 住生日本橋小網町ビル 6F	〒105-0004 東京都港区新橋 2-12-17 新橋 I-N ビル 1F
電話番号	03-5643-0011	03-6738-6626
共同利用の管理責任者	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター	日本クレジットカード協会
URL	http://www.j-credit.or.jp/	http://www.jcca-office.gr.jp/
共同利用の目的	割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店情報交換制度加盟会員会社（以下「JDM 会員」という。）における利用者等の保護に欠ける行為に関する情報やその疑いがある行為に関する情報及び当該情報に該当するかどうか判断が困難な情報を、当社が JDM センターに登録すること及び JDM 会員に提供され共同利用することにより、JDM 会員の加盟店契約時又は途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店を排除し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的としています。	当センターが保有する加盟店情報は、日本クレジットカード協会の会員が行う不正取引の排除・消費者保護のための加盟店入会審査、加盟店契約締結後の管理、その他加盟店契約継続の判断の場合並びに加盟店情報正確性維持のための開示・訂正・利用停止等の目的に限り利用されます。ただし、以下の場合はこの限りではありません。 1.法令に基づく場合 2.人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。 3.公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。 4.国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき。
共同利用される情報	[1]包括信用購入あっせん取引又は個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実及び事由 [2]包括信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情発生防止及び処理のために講じた措置の事実及び事由 [3]包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事由 [4]利用者等の保護に欠ける行為に該当した又は該当すると疑われる若しくは該当するかどうか判断できないものに係る、JDM 会員・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報 [5]利用者等（契約済みのものに限らない）から JDM 会員に申出のあった内容及び当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報及び当該行為と疑われる情報並びに当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報 [6]行政機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等）について、JDM センターが収集した情報 [7]包括信用購入あっせん取引における、当該加盟店によるクレジットカード情報漏えい等の事故が発生又は発生したおそれが認められた場合に原因究明や再発防止措置等を講じるために必要な調査の事実及び事由 [8]包括信用購入あっせん取引における、当該加盟店におけるクレジットカードの	・両社に届け出た加盟店の代表者の氏名・生年月日・住所等の個人情報 ・加盟店名称、所在地、電話番号、業種、取引情報等の加盟店取引情報 ・加盟会員が加盟店情報を利用した日付

	不正使用の発生状況等により、当該加盟店による不正使用の防止に支障が生じ又は支障が生ずるおそれがあると認められた場合に、不正利用の内容や再発防止措置等を講じるために必要な調査の事実及び事由 [9]包括信用購入あっせん取引における、当該加盟店がクレジットカード番号等の適切な管理の為に必要な法令が求める基準に適合していないことに関する情報 [10]上記[7]から[8]に関して、当該加盟店に対して法令が求める基準に適合する、あるいは再発防止対策を求める等の措置を講じた事実と事由 [11]上記[2]及び[10]の措置の指導に対して、当該加盟店が従わない若しくは法令が求める基準に適合することが見込まれないことを理由にクレジットカード番号等取扱契約を解除した事実及び事由 [12]上記の他利用者等の保護に欠ける行為及びクレジットカード番号等の適切な管理に支障を及ぼす行為に関する情報 [13]前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、法人番号、名称、住所、電話番号並びに代表者の氏名及び生年月日）。ただし、上記[5]の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、代表者の氏名及び生年月日）を除く。 [14]加盟店の代表者が、他の経営参加する販売店等について、加盟信用情報機関に前号に係る情報が登録されている場合は当該情報	
登録される期間	上記の情報は、登録日又は必要な措置の完了日（講ずるべき必要な措置が複数ある場合は全ての措置が完了した日）、契約の解除日から 5 年を超えない期間登録されます。	当センターに登録されてから 5 年を超えない期間
共同利用者の範囲	協会会員であり、かつ、JDM会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、立替払取次業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者及びJDMセンター (JDM 会員名は、上記ホームページよりご確認ください。)	日本クレジットカード協会の会員（当センターを利用している企業名は上記ホームページよりご確認ください。）

JCB では加盟店情報に含まれる個人情報の保護を推進する管理責任者として個人情報統括責任者（コンプライアンス部 担当役員）を設置しております。

(JKK03・00555・20180601)

<締切日・支払日>

信用販売の方法	取扱期間	締切日	加盟店への支払日
ショッピング 1 回払い・ ショッピングリボ払い・ ショッピング分割払い	前月 16 日～当月 15 日	当月 15 日	翌月 15 日
ショッピング 2 回払い			[1]翌月末日 [2]翌月 15 日および翌々月 15 日
ボーナス 1 回払い	夏期	12 月 16 日～6 月 15 日	7 月 15 日
	冬期	7 月 16 日～11 月 15 日	12 月 15 日
			8 月 15 日
			翌年 1 月 15 日

※売上集計表・売上票は締切日到着分をもって締め切らせていただきます。

※支払日の 15 日・末日が金融機関休業日の場合には、15 日は翌営業日・末日は前営業日に払い込みさせていただきます。

<お問い合わせ窓口>

カードアシストデスク

東京 0422-44-2500 大阪 06-6943-7699

福岡 092-732-7500 札幌 011-271-1711

月～金 10：00AM ～ 6：00PM 土 10：00AM ～ 5：00PM 日・祝・年末年始休

(TAMK01・00555・20180601)

以上

株式会社ジェーシービー 店子加盟店特約

[https://www.jcb.co.jp/kiyaku/pdf/tanako\\_kameiten.pdf](https://www.jcb.co.jp/kiyaku/pdf/tanako_kameiten.pdf)

## 第1条（目的）

この規約（以下「本規約」という）は、JCB 加盟店が株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という）に対して本人認証サービスの利用を申し込む手続、JCB 加盟店が本人認証サービスを利用して通信販売の形態により信用販売を行う場合の特則等について定めることを目的とし、JCB 加盟店又は参加加盟店若しくは特定加盟店と JCB との間で適用される。

## 第2条（用語の定義）

1. 本規約における用語の意味は、本規約に特別の定めがある場合を除き、クレジットカード決済規約における用語の意味と同一とする。
2. 本規約において以下の各号の用語は、当該各号に定めるとおりの意味を有するものとする。
  - 1) JCB 加盟店  
GMO イブシロン株式会社（以下「EP」という）を代理人として JCB に加盟店契約の締結を申し込み、JCB との間で加盟店契約（以下「原加盟店契約」という）を締結している者
  - 2) 本人認証サービス  
参加会員が申込者であるとしてインターネットを通じてなされる信用販売の申込に際して、当該申込者が当該参加会員本人であるか否かを「3-D Secure」技術に基づいて判別する JCB 所定の認証サービス
  - 3) 参加加盟店  
JCB 加盟店のうち、本規約の内容を承認した上で EP を代理人として JCB 所定の方法により JCB に対して本人認証サービスへの参加を申し込み、JCB から当該参加を認められた者
  - 4) 本人認証サービス参加契約  
本人認証サービスの利用を目的とした JCB との間の契約であって、第3条に定める手続に従って締結されたもの
  - 5) 参加会員  
JCB 及び JCB が提携する他のクレジットカード会社（以下「提携カード会社」という）のいずれか一方又は双方に対して本人認証サービスの利用を申し込み、当該利用を承認されたカード会員
  - 6) MPI  
参加加盟店が本人認証サービスを利用するために必要な JCB 所定のアプリケーションソフトウェアである「Merchant Plug-In」
  - 7) 特定加盟店  
MPI を自己のコンピュータシステムに実装することを JCB 及び EP の双方から認められた参加加盟店

## 第3条（本人認証サービスへの参加）

1. 新たに参加加盟店になろうとする新規加盟希望者又は既存の JCB 加盟店（以下、両者を総称して「新規参加希望者」という）は、EP を代理人として、JCB に対し、本人認証サービスへの参加申込を行うものとし、申込の際には以下の各号の情報等を EP を通じて当該各号の方法により JCB に提出するものとする。
  - 1) JCB 所定の事項に関する情報
  - 2) 参加加盟店審査のために JCB が請求する書類
2. JCB は、前項の参加申込に係る新規参加希望者を参加加盟店として不適当と認めた場合には、当該新規参加希望者の本人認証サービスへの参加を拒否することができる。JCB は、当該拒否の通知を EP に行うものとする。
3. JCB は、第1項の参加申込に係る新規参加希望者を参加加盟店として適当と認めた場合には、当該新規参加希望者の本人認証サービスへの参加を認める旨の通知を EP に対して行うものとする。当該通知が EP に到達した時に、当該新規参加希望者と JCB との間に本規約を内容とする本人認証サービス参加契約が成立し、当該新規参加希望者は参加加盟店となるものとする。

## 第4条（ID 等の MPI への登録）

1. 参加加盟店が本人認証サービスを利用するために必要な ID 及びパスワード等（以下、これらを「ID 等」と総称する。）は全ての参加加盟店に共通とする。JCB は、かかる ID 等を定めて EP に通知するものとし、個々の参加加盟店への ID 等の通知は行わないものとする。但し、特定加盟店が本人認証サービスを利用するために必要な ID 等は特定加盟店毎に JCB が定めるものとし、JCB は、特定加盟店としての参加を認めた場合には、当該特定加盟店用の ID 等を定めて EP へ通知するものとする。
2. 参加加盟店は、EP との間の EP 所定の契約に基づき EP のコンピュータシステムに導入されている MPI を使用することにより本人認証サービスを利用するものとする。但し、EP が JCB から承認を得た上で第三者へ MPI の導入及び運用を委託している場合においては、当該第三者のコンピュータシステムに導入されている MPI を使用するものとする。
3. 参加加盟店は、JCB から EP へ第1項に基づき通知された ID 等を、EP との間の EP 所定の契約に基づいて、EP 又はその委託先のコンピュータシステムに導入されている MPI に登録させるものとする。
4. 第2項及び第3項は、特定加盟店については適用しないものとする。
5. 第3項に基づいて MPI に登録された情報及び参加加盟店（特定加盟店を除く。）が通信販売の形態により参加会員に対して行った信用販売に関する情報は、本人認証サービスが利用される都度、当該利用に係る信用販売に用いられたカードを発行したカード会社又はその委託先のサーバ及び JCB 又はその委託先のサーバに送信されて記録されるものとし、参加加盟店はこれを予め承認する。
6. JCB は、MPI の導入、運用等の費用その他本人認証サービス参加契約を履行するために参加加盟店に生じる費用（参加加盟店が EP に支払う料金等を含む。）を一切負担しないものとし、かつ MPI の性能又は瑕疵の不存在等に関してなんら保証せず、MPI に関して一切責任を負わないものとする。

## 第5条（本人認証サービスの利用開始時期）

1. 参加加盟店は、第4条第3項の登録が完了した日から30日が経過して初めて本人認証サービスを利用することができる。
2. 参加加盟店は、EP を通じて JCB に対し、前項の制限の範囲内で、本人認証サービスの利用開示予定日を30日前までに通知する。

## 第6条（通信販売の方法）

参加加盟店は、カード会員が申込者であるとする信用販売の申込をインターネットを通じて受けた場合には、以下の各号を遵守するものとする。

- 1) 参加加盟店は、EP 又はその委託先のコンピュータシステムに導入されている MPI を使用することにより本人認証サービスを利用するものとする。
- 2) 参加加盟店は、認証要求に関するデータを JCB へ送信する場合には、当該データに自己の名称を表すデータを「Merchant Name」として付加するものとする。
- 3) 本人認証結果に関するデータが当該申込者は当該カードに係る参加会員本人ではない旨の内容であった場合又は本人認証結果に関するデータに付された当該データ作成自体の認証に関するデータが MPI によって検証失敗となった場合、参加加盟店は、当該申込に係る信用販売を行ってはならない。
- 4) 本人認証結果に関するデータが当該申込者は参加会員本人である旨（以下「認証成功」という）の内容であった場合又は当該申込者について参加会員としての登録がない旨（以下「未登録」という）の内容であった場合、参加加盟店は、売上承認請求に関するデータを送信する際に、当該本人認証結果を示す JCB 所定のデータを付加するものとする。これに対して JCB から売上承認を得た場合、参加加盟店は、当該申込に係る信用販売を行うことができるものとする。
- 5) 参加加盟店は、本人認証結果に関するデータを受信できなかった場合においても、JCB から売上承認を得た場合には、自己の判断により当該申込に係る信用販売を行うことができるものとする。本人認証結果に関するデータを受信できなかった場合において売上承認請求に関するデータを送信する際、参加加盟店は、本人認証結果に関するデータを受信できなかったことを示す JCB 所定のデータを付加するものとする。

## 第7条（債権譲渡の取消又は解除）

1. 参加加盟店が通信販売の形態で行った信用販売の代金債権が以下の各号のいずれかに該当する場合については、カード会員から自己のカード利用によるものではない旨の申し出が JCB 又は提携カード会社にあったことのみを理由とする債権譲渡の取り消し又は解除は行われぬものとする。

- 1) 参加加盟店において本人認証サービスを利用した結果、認証成功の通知を受けた申込者からの申込に係る代金債権
  - 2) 参加加盟店において本人認証サービスを利用した結果、未登録の通知を受けた申込者からの申込に係る代金債権
2. JCBは、参加加盟店から譲り受けた会員との間の信用販売の代金債権については、原加盟店契約の債権譲渡の取消しに係る条項に定める場合のほか、以下の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合についても、当該代金債権の譲渡を取り消し又は解除することができるものとする。但し、第1号の事由が生じた場合に取消し又は解除することができる債権譲渡は、第1号の事由が発生した月の翌月以降に成立した当該参加加盟店と会員との間の信用販売の代金債権の譲渡に限るものとする。
- 1) 特定の参加加盟店における暦月1か月間月間での不正売上件数が、5件以上であつてかつ当該参加加盟店における当該月の全売上件数の8%以上である場合
  - 2) 参加加盟店が本規約のいずれかの条項に違反した場合
  - 3) EPが本人認証サービスに関するEPとJCBとの間の覚書に違反した場合
3. 前項第1号における「不正売上件数」とは、参加加盟店が行った信用販売（通信販売の形態で行われるものを含む。）の件数のうち、以下の各号の件数の合計をいうものとする。
- 1) カード会員からJCB又は提携カード会社に対して自己のカード利用によるものではない旨の申し出がなされた件数
  - 2) 紛失又は盗難されたカードの使用に係る件数
  - 3) 偽造されたカードの使用に係る件数

#### 第8条（参加加盟店の表示等）

1. 参加加盟店は、本人認証サービスを利用することができる期間中、自己が参加加盟店であることを示すJCB所定の標識及びJCB所定の内容を自己のウェブサイトの見やすい箇所に表示するものとする。
2. 参加加盟店は、JCB又は提携カード会社が本人認証サービスの利用の普及を目的として、参加加盟店からその都度個別に同意を得ることなく、印刷物、電子媒体等に参加加盟店の商号、屋号その他参加加盟店が自己の営業に用いる名称及び参加加盟店のホームページのURL等を掲載し又は表示することを異議なく承認する。
3. 参加加盟店は、EPがJCBからの求めに応じて参加加盟店の名称、住所、連絡先等の情報をJCBへ提供することを承認する。

#### 第9条（取引記録の保管等）

参加加盟店は、カード会員に対して通信販売の形態で行った信用販売に関する取引記録であつて本人認証サービスの利用又は本人認証サービス参加契約の履行に関連して取得したものを1年間以上自ら保管し又はEPをして保管させ、この間においてJCBから請求を受けた場合には速やかに、当該請求に係る取引記録をJCBへ自ら提出し又はEPをして提出させるものとする。

#### 第10条（情報の取扱い）

1. 参加加盟店は、以下の各号のいずれか1つに該当する場合を除き、本人認証サービスの利用により知り得た本人認証手続の結果などの参加会員に係る個人情報及び本人認証サービスへの参加又は本人認証サービスの利用に関連して取得したJCB又は提携カード会社の営業上の機密情報を第三者に漏洩してはならないものとする。
  - 1) 事前にJCBから書面による同意を得た場合
  - 2) 第11条に基づいて許容される委託に伴って当該委託に係る委託先に開示する場合
  - 3) 信用販売に関連して当該信用販売の申込に係るカード会員に開示する場合
  - 4) 法令又は証券取引所規程に基づく場合
2. 参加加盟店は、前項の情報を本人認証サービスの利用又は本人認証サービス参加契約の履行（第11条に基づいて許容される委託を行うことを含む。）以外の目的に利用してはならないものとする。前項第1号、第3号及び第4号の除外事由は、本項による利用目的の制限に関して準用するものとする。
3. 本条は、本人認証サービス参加契約が事由の如何を問わず終了した後においてもなお有効に継続するものとする。

#### 第11条（業務の委託）

1. 参加加盟店は、本人認証サービス参加契約上の自己の業務の全部又は一部を第三者に委託する場合には、JCBへ事前に申し出て、JCBから承認を得た上で行うものとする。委託先を変更する場合についても同様とする。但し、EPへの委託に関してはこの限りでなく、JCBは、参加加盟店が本人認証サービス参加契約上の自己の業務をEPに包括的に代行させることを承認する。
2. 参加加盟店は、前項に基づいてJCBが業務委託を承認したことによって本人認証サービス参加契約に基づく自己のいかなる義務及び責任をも免れるものではない。
3. 参加加盟店が第1項の業務の委託を行った場合における当該委託先の行為は、本人認証サービス参加契約の適用上、参加加盟店の行為とみなされるものとする。

#### 第12条（ID等の管理責任）

1. 参加加盟店は、ID等が本人認証サービスの利用のために使用されるものであることを認識し、ID等を自ら厳重に管理し又はEPをして厳重に管理させるものとする。
2. 参加加盟店は、ID等の使用及び管理について一切の責任を負うものとし、ID等を使用してなされた一切の行為について自己が行ったとみなされることを承諾するものとする。

#### 第13条（解除等）

1. JCBは、参加加盟店が次の各号のいずれか1つに該当する場合、何らの催告を要することなく直ちに、本人認証サービス参加契約を解除することができる。
  - 1) 参加加盟店が本人認証サービス参加契約に違反した場合
  - 2) 参加加盟店となるための参加申込時に虚偽の申請がなされた場合
  - 3) 参加加盟店との本人認証サービス参加契約の継続をJCBが不適当と判断した場合
2. JCBは、EPが次の各号のいずれか1つに該当する場合には、EP及び参加加盟店に対して何らの催告も要することなく、本人認証サービス参加契約を解除した上で参加加盟店の参加登録を抹消してID等を無効とし、又は参加加盟店への本人認証サービスの提供を一時的に停止することができるものとする。
  - 1) EPが本人認証サービスに関するEPとJCBとの間の覚書に違反した場合その他EPが本人認証サービスに関連して必要とされるJCBに対する義務の履行を怠った場合
  - 2) 他の参加加盟店が本人認証サービス参加申込に関連してJCBへ虚偽の事項を申告した場合において、EPが当該申告時に当該事項が虚偽であることを知っていた場合
  - 3) 前各号の他、JCB加盟店の信用販売に関連してJCBがEPと締結している包括代理加盟店契約の相手方としてEPが不適当であるとJCBが判断した場合

#### 第14条（不正アクセス等の禁止）

1. 参加加盟店は、JCBが運用するサーバコンピュータに対して、参加会員のための本人認証サービス以外の目的による不正アクセス及びストレステストを実施しないものとする。
2. 参加加盟店は、前項への違反について全責任を負うものとし、JCBに一切迷惑をかけるものとする。

#### 第15条（解約、当然終了）

1. JCB及び参加加盟店は、各自、書面により前6か月前までに相手方に対し予告することにより、本人認証サービス参加契約を解約して本人認証サービスの提供又は本人認証サービスへの参加を終了できるものとする。但し、JCBからの予告はEPへ宛てて行うものとし、参加加盟店からの予告はEPを介して行うものとする。
2. 以下の各号のいずれかの事由が生じた場合、本人認証サービス参加契約は当然に終了し、参加加盟店は本人認証サービスを利用することができなくなるものとし、参加加盟店はこれを異議なく承認する。

- 1) EPが本人認証サービスに関するEPとJCBとの間の覚書を解約した場合その他当該覚書が事由の如何を問わず終了した場合
- 2) 第13条第2項第3号の包括代理加盟店契約が事由の如何を問わず終了した場合
- 3) 原加盟店契約が事由の如何を問わず終了した場合

#### 第16条（終了時の取扱い）

本人認証サービス参加契約が事由の如何を問わず終了した後においても、当該終了の日までに参加加盟店が通信販売の形態で行った信用販売については、本人認証サービス参加契約がなお有効に継続するとして取扱うものとする。但し、JCBと参加加盟店又はEPが別段の合意をした場合は、この限りでないものとする。

#### 第17条（利用の一時的停止等）

1. 参加加盟店は、以下の各号のいずれか1つに該当する場合にJCBがEP及び参加加盟店への事前通知ならびにEP及び参加加盟店の承諾なくして本人認証サービスの提供を廃止し又は一時的に停止することができることを予め異議なく承認する。
  - 1) システム保守その他本人認証サービス運営上の必要がある場合
  - 2) 天災、停電その他の事由により本人認証サービスを継続することが困難になった場合
  - 3) その他JCBが必要と判断した場合
2. 前項各号の場合においても、参加加盟店は、原加盟店契約及びJCB通信販売加盟店規約に基づいて、本人認証サービスの利用を伴わずに通信販売の形態による信用販売を行うことができるものとする。
3. JCBは、第1項に基づく本人認証サービスの提供の廃止又は一時的停止に起因して参加加盟店に生じたいかなる損害についても一切責任を負わないものとする。

#### 第18条（特定加盟店）

特定加盟店は、以下の各号の事項を遵守するものとする。

- 1) 特定加盟店は、MPIを、JCBが別途定める所定の仕様に基づき、当該特定加盟店が自ら管理するサーバ等を実装する。但し、特定加盟店が第三者にサーバ等の運営を委託している場合において、事前にJCBから書面による承諾を得た場合には、当該第三者が管理するサーバ等を実装することを妨げないものとする。
- 2) 特定加盟店は、EPから通知されたID等を、MPIを実装した前号のサーバ等にJCB所定の方法により登録する。
- 3) 特定加盟店は、信用販売の申込の意思表示の受領に関する業務を自ら遂行するものとし、EPに対してこれを委託せずかつこれに関する代理権も授与しない。
- 4) 特定加盟店は、事前にJCBから書面による承諾を得た場合を除き、本人認証サービス参加契約上の業務の全部又は一部をEP以外の第三者に委託しない。

#### 第19条（取扱要領）

JCBは、本人認証サービス参加契約の円滑かつ適正な履行を確保するため、合理的な範囲で、本人認証サービスへの参加手続及び参加加盟店による本人認証サービスの利用に関する細目的事項に関する取扱要領を定めることができ、参加加盟店は、これを遵守するものとする。

#### 第20条（雑則）

1. 本人認証サービス参加契約は、原加盟店契約に附随し、原加盟店契約の内容を補充するものであり、原加盟店契約の内容（権利義務の譲渡等の禁止、変更の方法、準拠法の指定及び管轄の合意が含まれるがこれらに限られない。）は性質上可能な限り本人認証サービス参加契約にも適用される。
2. 本規約に定めのない事項及び本規約の条項の解釈の疑義については、第19条の取扱要領及び原加盟店契約による他、JCBと参加加盟店は信義に従い誠意をもって協議することにより解決を図るよう努めるものとする。

以上

## 加盟店規約(トヨタファイナンス加盟店用)

### 《一般規定》

#### 第1条 (総則)

1. 本契約は、第2条に定める加盟店が同条に定める信用販売を行う際の、加盟店とトヨタファイナンス株式会社（以下「当社」という）との間の契約関係について定めるものです。
2. 加盟店は、カードの適正な普及向上に協力するものとします。

#### 第2条 (定義)

1. 「加盟店」とは、本契約を承認したうえで、当社に加盟を申込み、当社が認めた個人、法人及び団体をいいます。
2. 「提携会社」とは、当社が業務提携した会社又は組織に加盟する日本国内及び日本国外の会社をいいます。
3. 「提携ブランド」とは、当社が加盟又は提携するクレジット決済機構・組織をいいます。
4. 「提携ブランド会社」とは、提携ブランドに加盟又は提携する日本国内及び日本国外の会社をいいます。
5. 「カード」とは、支払手段として用いられるカード等の証票その他の物又は番号、記号その他の符号等のうち、当社所定のものをいいます。
6. 「会員」とは、カードを正当に所持する個人又は法人をいいます。
7. 「信用販売」とは、本契約に定める手続きに基づき、加盟店が会員に対して有償で商品、権利又はサービス（以下、総称して「商品等」という）の提供を行う場合等に、加盟店が会員から当該商品等の売上代金を直接受領することなく、会員に対して商品等を提供等することをいいます。
8. 「端末機」とは、カードの有効性確認等を行うための端末機のうち当社所定のものをいいます。
9. 「売上票」とは、加盟店が信用販売を行う際に作成する商品等の売上代金額等当社所定の事項を記入する当社所定の帳票(売上を証するデータを含む)をいいます。
10. 通信販売とは、加盟店が原則として加盟店の宣伝媒体において、会員がカードの提示及び署名によらずに当社所定の必要な取引事項を書面又は電話その他の通信手段を利用して加盟店に伝達することにより商品等の購入等を申込み、カードにより当該代金の決済を行う信用販売取引をいいます。
11. 電子商取引とは、前項に定める通信販売のうち、会員がカードの提示及び署名によらずに当社所定の必要な取引事項を第26条に定めるセキュリティのもとで、インターネットその他の通信手段を介して商品等の購入等を申込み、カードにより当該代金の決済を行う信用販売取引をいいます。

#### 第3条 (加盟店の遵守事項)

1. 加盟店は、通信販売上で当社が必要と認める事項を事前に当社所定の方法により届出し、当社の承認を得るものとします。
2. 加盟店は、当社が会員のカード利用促進のため、加盟店の個別の了解なしに印刷物等に加盟店及びカード取扱店舗の名称、標章及び所在地等を掲載することをあらかじめ承認するものとします。
3. 加盟店は、加盟店の負担と責任において通信販売に関する広告（以下「広告」という）の企画、制作を行うものとします。
4. 加盟店は、広告の制作にあたり、次の事項を遵守するものとします。なお、当社からの訂正、削除の申出があった場合は、直ちにその申出に従うものとします。
  - 1) 会員の判断に錯誤を与える恐れのある表示をしないこと
  - 2) 公序良俗に反する表示をしないこと
  - 3) 割賦販売法、特定商取引法、景品表示法、消費者契約法その他法令等を遵守すること
  - 4) 広告には、当社所定の事項を適正に表示すること
5. 本規約の対象となる通信販売は、当社所定の通信手段により行うものとします。
6. 加盟店は、本契約に基づき負担すべき公租公課がある場合には、これを負担するものとします。
7. 加盟店は、当社所定の方法で通知又は公表する取引実務に関する規定を遵守するものとします。

#### 第4条 (届出事項の変更)

1. 加盟店は当社に対して前条第1項で届出た事項に変更（追加を含む）が生じた場合には、当社所定の方法をもって、遅滞なく当社に届出て当社の承認を得るものとします。
2. 加盟店は、前項の届出及び承認がないために通知、送付書類又は振込金、その他が延着又は到達しなかったとしても、通常到達すべき時に加盟店に到達したものとみなすことに異議のないものとします。

#### 第5条 (取扱商品等)

1. 加盟店は、通信販売において取扱う商品等について、事前に当社に届出た上でその承認を得るものとし、変更する場合も同様とします。なお、加盟店は、公序良俗に反するもの等、当社所定の商品等を取扱うことができないものとします。ただし、当社が個別に承認した場合は、この限りではありません。
2. 加盟店は、販売又は提供にあたり、登録又は免許取得等(以下「登録等」という)を行う必要がある商品等を取扱う場合は、当社の承認を事前に得るものとし、当社が求めた場合は、登録等を証明する関連書類を提出するものとします。また、当該登録等が取消等された場合、加盟店は、直ちに取消等された旨を当社に通知し、当該商品等の販売又は提供を中止するものとします。
3. 加盟店は、ソフトウェアのダウンロード等、発送を伴わない商品等を取扱う場合は、当社の認めた運用方法により販売を行うものとします。

#### 第6条 (通信販売の種類)

1. 加盟店は、1回払い販売以外の通信販売の種類については、当社が承認した場合のみ取扱うことができるものとします。
2. 日本国外の提携ブランド会社が発行するクレジットカードについては、前項の承認を得た場合であったとしても、1回払い販売のみの取扱いとします。

#### 第7条 (通信販売の方法)

1. 加盟店は、会員から通信販売の申込みがあった場合、会員より当社所定の事項を、注文票、データ及びその他当社所定の方法（以下、「申込データ等」）により加盟店に送信させるものとします。
2. 加盟店は、会員から通信販売の申込みがあった場合、当社に対して会員番号等のカード情報及び商品等の対価額を送信し、その全件につき当社所定の方法で通信販売の承認を当社から得るものとします。なお、当社の承認は、当該通信販売の申込者が会員本人であることを当社が保証するものではないことを、加盟店は承諾するものとします。
3. 加盟店は、前項の場合において、申込者が会員本人であることを善良なる管理者の注意義務をもって確認して通信販売を行うものとします。
4. 前二項に反して、通信販売を行った場合は、当該通信販売の代金全額について加盟店は一切の責任を負うものとします。

#### 第8条 (通信販売における遵守事項)

1. 加盟店は、通信販売を実施するにあたり、当社所定の条件を遵守するものとします。
2. 加盟店は、原則として商品等配送時に、商品等の名称、数量、代金額、送料、税額、代金支払方法その他割賦販売法第30条の2の3第4項に定める事項等を記載した書面を会員に交付するものとします。
3. 加盟店は、会員に対する商品等の発送を確認した上、商品若しくは権利についてはその発送日又は配信日、サービスについてはその提供日を通信販売日(売上日)として、注文票又は申込データ等の記載事項に基づき、「売上票」を作成するものとし、売上票には承認番号等当社所定の事項を記載するものとする。

4. 加盟店は、当社の付与する承認番号及びその取得日とともにその申込データ等を電子記録媒体を用いて売上票に代えることができるものとします。
5. 加盟店は、会員より通信販売の申込みを受け、前条の事前承認を得たときは、商品配送可能日より直ちに会員の指定する場所に商品等を送付又は提供するものとします。ただし、商品等の発送又は提供遅延が生じた場合、加盟店は、速やかに当該会員に連絡を行い、書面をもって引き渡し時期等を通知するものとします。
6. 加盟店は、当社所定の取引記録を作成日から7年間保管するものとし、当社が会員のカード使用状況等の調査を依頼した場合等、当社からの要請がある場合は、当社所定の期日以内に回答及び提出するものとします。なお、当社に取引記録を提出する場合で、原本以外を提出するときは、加盟店は、その取引記録が原本と相違ないことを証する書面を提出するものとします。
7. 加盟店が電子商取引を行う場合には、当社所定の事項を遵守するものとします。

#### 第9条（カードの不正利用等）

1. 加盟店は、申込者がカード所有者本人以外と思われる場合又はカードの使用状況が明らかに不審と思われる場合は、通信販売を行わないものとし、直ちにその事実を当社に連絡するものとします。
2. 前項に違反して通信販売を行った場合は、加盟店は当該代金の全額について責任を負うものとします。
3. 紛失・盗難されたカード、偽造・変造されたカード又は第三者によるカードや会員番号の悪用等に起因する売上が発生した場合、加盟店は必要に応じて所轄警察署へ当該売上に対する被害届を提出するものとします。

#### 第10条（会員との紛議）

1. 通信販売により加盟店が提供等した商品等に関して、性能上、アフターサービス上、販売上等で何らかの紛議が生じた場合、加盟店は、その負担と責任において、当該紛議を遅滞なく処理するものとします。
2. 前項の会員との紛議に関して、会員が当社、提携会社又は提携ブランド会社に対する売上代金の支払を拒否し又は滞らせた場合、加盟店は、直ちに当該抗弁事由の解消に努めるものとします。
3. 第1項の会員との紛議に関して、当社は加盟店に対し、売上票の提出、事実確認及び原因究明を求める等の調査を依頼することができるものとし、加盟店は、当社所定の期日以内に提出又は回答するものとします。
4. 前項に基づく調査により、当社が加盟店に対し紛議の再発防止のために必要な措置を講ずることを求めた場合、加盟店は、再発防止のために必要な措置を講ずるものとします。
5. 第2項に該当する場合、加盟店に対する立替金の支払は、次のとおりとします。
  - 1) 当該立替金が支払前の場合には、当社は、当該立替金の支払を保留又は拒絶できるものとします。
  - 2) 当該立替金が支払済の場合には、加盟店は、当社の選択により、当社の請求があり次第直ちに返還するか、又は第12条に基づき当社が加盟店に対して支払う支払金総額から当該立替金を差引くことにより返還するものとします。
  - 3) 当該抗弁事由が解消した場合には、当社は、加盟店に当該立替金を支払うものとします。なお、この場合には、当社は加盟店に対して遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

#### 第11条（立替金の請求）

1. 加盟店は、第8条に基づき作成した売上票を、当社所定の期日・方法で提出することにより、立替金の請求を行うものとします。
2. 前項の立替金の請求は、当該売上票及び売上集計票が当社に到着したときにその効力を生ずるものとします。ただし、電子記録媒体によって請求する場合には、そのデータが当社のコンピュータによって事故なく読み込まれた時をもって、請求の効力が発生するものとします。
3. 加盟店は、通信販売の対象となる加盟店の会員に対する売上債権及び前項に基づき発生する加盟店の当社に対する債権を第三者に譲渡できないものとします。
4. 売上票が当社所定の期日に到着しなかった場合、加盟店は当社所定の基準に従い責任を負うものとし、第16条の規定により処理されても何らの異議の申出をしないものとします。

#### 第12条（立替金の支払方法）

1. 前条の請求に基づく当社の加盟店に対する立替金の支払は、当社所定の期日に売上代金の総額より第13条第1項の手数料を差引いた金額を指定口座へ振込むことにより支払うものとします。
2. 加盟店が当社に送付した売上票が、本契約に違反している場合には、当社は、当該立替金の支払を拒絶することができるものとします。
3. 加盟店から提出された売上票の正当性に疑義がある場合、加盟店は、正当性を証明できる資料を提出する等当社の調査に協力するものとします。また、その調査が完了するまで、当社は、加盟店に対する当該売上代金の支払を保留できるものとします。なお、この場合には、当社は加盟店に対して遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

#### 第13条（手数料等）

1. 加盟店は、通信販売額に対して当社所定の料率を乗ずることにより計算した加盟店手数料を、当社に対して支払うものとします（円未満切捨て）。
2. 加盟店は、ボーナス1回払い販売、ボーナス2回払い販売について当社所定の方法により前条第1項の支払日を繰上げるものとします。この場合、加盟店は、通信販売額に対して、当社所定の料率により、当該支払日から各繰上支払日までの日数を月単位（端数は切捨て）で月利計算した繰上払手数料を当社に対して支払うものとします（円未満切捨て）。  
なお、繰上払手数料は、前条第1項にかかわらず、当社が加盟店に支払う立替金よりあらかじめ差引けるものとします。

#### 第14条（商品等の所有権の移転）

1. 加盟店が、会員に対し通信販売により提供した商品の所有権は、当社が、第12条に基づき、当該売上代金の立替金を加盟店に支払った時に加盟店より当社に移転するものとします。ただし、第16条により、当社が立替金の返還を加盟店から受けた時は、当該商品の所有権は加盟店に戻るものとします。
2. 加盟店が、会員以外の者に対し、誤って通信販売を行った場合（偽造カードの使用等）でも、当社が、当該売上代金の立替金を加盟店に支払った場合には、当該商品の所有権は、当社に移転するものとします。なお、この場合にも前項ただし書の規定を準用するものとします。
3. 信用販売した商品の所有権が、加盟店に属する場合でも、当社が、必要に応じて、加盟店に代わって商品を回収できることを加盟店は、あらかじめ承諾するものとします。

#### 第15条（取消処理）

1. 会員から商品等の購入の取消、返品、変更又はクーリング・オフ等の申出があり、加盟店がこれを受入れる場合は、当社所定の手続を行うものとします。ただし、第16条の適用がある場合は除くものとします。
2. 商品等の特性に鑑みて、加盟店が会員からの前項の申出を受け入れない場合は、申込時点でその旨を会員に対して明記するものとします。
3. 当社は、第1項の売上票を加盟店より受領した時は、直ちに当該売上票に係る加盟店に対する立替金の支払を停止するものとします。また、当該立替金が支払済の場合は、加盟店は、当社の選択により、当社の請求があり次第直ちに返還するか、又は第12条に基づき加盟店に対して支払う立替金総額から当該立替金を差引くことにより返還するものとします。
4. 加盟店が音声・画像・ソフトウェア等のデジタル商品をダウンロードする場合の申込取消については、加盟店、当社間にて別途協議するものとします。

#### 第16条（健全な販売の維持に関する責任）

1. 加盟店が、次のいずれかの事由に該当する場合には、当社は、加盟店からの第11条に基づく請求に対する立替金の支払を拒絶ことができ、当社が当該立替金を支払済の場合には、加盟店は、当社の選択により、当社の請求があり次第直ちに返還するか、又は第12条に基づき加盟店に対して支払う立替金総額から当該立替金を差引くことにより返還するものとします。
  - 1) 売上票が正当なものでないとき

- 2) 売上票の記載内容が不実不備であるとき
- 3) 第7条又は第8条に違反して通信販売をしたとき
- 4) 第8条第6項に違反して取引記録を提出しないとき、又は当社所定の期日を超過して取引記録を提出したとき
- 5) 第9条に違反して不正使用と思われるカード使用者に通信販売したとき
- 6) 第10条の会員との紛議が解消しないと当社が判断したとき
- 7) 第10条第3項又は第12条第3項の調査（当社が求める資料の提出を含む）に協力しないとき
- 8) 第11条に違反したとき
- 9) 会員以外の第三者がカードを利用したとき
- 10) 会員から自己利用でない旨の申出が当社または会員の所属するカード会社にあったとき
- 11) 加盟店（役員、従業員及びその関係者を含む）が保有するカードを使用して信用販売を行った場合であって、当社が不適切と判断したとき
- 12) 会員が取消処理の申出をしたにもかかわらず、通信販売の取消処理を行わないとき
- 13) その他本契約又は取引実務に関する規定に違反して通信販売を行ったことが判明したとき

#### 第17条（規約の変更）

1. 本契約又は取引実務に関する規定を変更した場合には、当社はその変更内容を加盟店に対して、当社所定の方法で通知又は公表するものとします。
2. 加盟店は、本契約及び取引実務に関する規定に変更が生じることをあらかじめ承諾し、当該通知又は公表がなされた後に、加盟店が信用販売を行った場合には、加盟店は新契約及び取引実務に関する規定を承認したものとみなし、以降の取扱等については、当該新契約及び取引実務に関する規定が適用されるものとします。

#### 第18条（解約）

1. 加盟店又は当社は、書面により3ヶ月以上の予告期間をもって、相手方に通知することによって、本契約を解約できるものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、直前1年間に通信販売を行っていない加盟店について、予告することなく本契約を解約できるものとします。

#### 第19条（契約の解除等）

1. 加盟店が、次のいずれかの事由に該当する場合には、当社は、加盟店に対し、無催告で、直ちに本契約を解除できるものとします。
  - 1) 加盟店申込書、及び加盟店申込時に虚偽の申請があったことが判明したとき
  - 2) 第4条第1項に違反して当社に変更届出を行わなかったとき
  - 3) 第8条に違反した売上があったとき
  - 4) 第10条、第12条、第27条に定める調査に応じないとき、当社が依頼した資料を当社所定の期日以内に提出しないとき、又は再発防止体制に必要な措置を講じないとき
  - 5) 第10条又は第16条に違反して立替金の返還に応じなかったとき
  - 6) 第29条に違反して本契約上の地位を第三者に譲渡等したとき
  - 7) 手形・小切手不渡り、銀行取引停止、差押さえ等の滞納処分又は破産、民事再生手続き等の申立てをし、若しくは受ける等加盟店の信用状態に重大な変化が生じたときと当社が認めるとき
  - 8) 監督官庁より処分、行政指導、命令、営業の登録取消及び営業の停止を受けたとき
  - 9) 本契約以外の加盟店・当社間で締結する契約のいずれか一つでも解除されたとき
  - 10) 提携ブランド会社との取引に係る場合も含めて通信販売制度を悪用していることが判明したとき
  - 11) 加盟店の営業又は業態が公序良俗に反していると当社が判断したとき
  - 12) 会員等からの苦情等により当社が加盟店として不適当であると判断したとき
  - 13) 加盟店届出の店舗所在地に店舗が実在しないとき
  - 14) 加盟店から提出された売上票の正当性に疑義があり、当社が加盟店として不適当と認めるとき
  - 15) 加盟店が取扱った通信販売に係る売上のうち、無効、紛失、盗難、偽造カードによる売上又はカードの第三者による利用の割合が高いと当社が判断したとき
  - 16) 加盟店が取扱った通信販売に係る売上が、会員の換金目的による利用の割合が高いと当社が判断したとき又は会員の利用が換金目的であることが明らかである場合に、加盟店が当該換金行為に加担する等、不適切な信用販売を行っているときと当社が判断したとき
  - 17) 加盟店の故意、過失の有無にかかわらず、第27条に定める取引情報が第三者に提供、開示され又は漏洩する事故が生じたときと当社が判断したとき
  - 18) 加盟店（役員、従業員及びその関係者を含む）が保有するカードを使用して信用販売を行った場合であって、当社が不適切と判断したとき
  - 19) その他加盟店が本契約又は取引実務に関する規定に違反し、若しくは加盟店が信用販売を行うことが不適当であると当社が判断したとき
2. 当社が前項に基づき本契約を解除した場合、又は加盟店が本契約に違反した場合に、加盟店は当社に生じた損害を賠償するものとします。

#### 第20条（契約終了後の処理）

1. 前二条により、本契約が終了した場合でも、契約終了日までに行われた通信販売等は有効とし、加盟店及び当社は、当該通信販売等を本契約に従い取扱うものとします。ただし、加盟店、当社間で別途合意がある場合はこの限りではないものとします。
2. 当社が前条により本契約を解除した場合、当社は、会員から当該売上代金の支払を受けるまでは、加盟店に対する立替金の支払を留保することができるものとします。なお、この場合には、当社は加盟店に対して遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。また、当社が、会員からの支払を受けることができないと判断した場合には、立替金の支払を拒絶することができるものとします。既に支払済の場合には、加盟店は、当該立替金を直ちに返還するものとします。
3. 加盟店は、本契約が終了した場合には、当社所定の手続を行うものとします。

#### 第21条（加盟店情報の収集及び利用等）

1. 加盟店及びその代表者又は当社に加盟店契約の申込をした個人・法人・団体及びその代表者（以下併せて「加盟店等」という）は、当社が本項(1)に定める加盟店等の情報につき必要な保護措置を行ったうえで、以下のとおり取り扱うことに同意するものとします。
  - 1) 本契約を含む当社と加盟店等との間の加盟申込審査及び加盟後の管理等取引上の判断のために、次の加盟店等の情報（代表者の個人情報を含む。以下「加盟店情報」という）を収集、利用すること。
    - [1]加盟店等の名称、所在地、郵便番号、電話番号、代表者の氏名、代表者の住所、代表者の生年月日、代表者の電話番号等加盟店等が加盟申込時及び変更届時に届けた事項
    - [2]加盟申込日、加盟承認日、端末機番号、取扱商品、販売形態、業種等の加盟店等と当社の取引に関する事項
    - [3]加盟店のカードの取扱状況
    - [4]当社が収集した加盟店等のクレジット利用履歴
    - [5]加盟店等の営業許可証等の確認書類の記載事項
    - [6]当社が適正かつ適法な方法で収集した登記簿、住民票等の公的機関が発行する書類の記載事項

[7]電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報

2) 次の目的のために、加盟店情報を利用すること。ただし、加盟店が本号[2]に定める営業案内について中止を申出た場合、当社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。(中止の申出は当社のお問い合わせ窓口へ連絡するものとします。)

[1] 当社が本契約に基づいて行う業務

[2] 宣伝物の送付等又は他の加盟店等の営業案内

[3] 当社のクレジットカード事業、その他当社の事業(当社定款記載の事業をいう)における新商品、新機能、新サービス等の開発

3) 本契約に基づいて行う業務を第 28 条に基づき第三者に委託する場合に業務の遂行に必要な範囲で、加盟店情報を当該委託先に預託すること。

2. 加盟店等は、当社、当社と加盟店情報に関して提携したカード会社、又は当該カード会社と同様に提携したカード会社(以下「提携カード会社」という)が加盟申込審査及び加盟後の管理等取引上の判断のために、本条第 1 項(1)[1][2][3][4]の加盟店情報を共同利用することに同意するものとします。なお、本項に基づく共同利用に係わる加盟店情報の管理に責任を有する者は当社とします。(当社は提携カード会社を次のホームページに掲載するものとします。)

ホームページアドレス：<http://ts3card.com/>

## 第 22 条 (加盟店情報交換制度について)

1. 加盟店等から収集した情報の登録及び利用について

加盟店情報交換制度加盟会員会社(以下「JDM 会員」という)は、加盟店契約の申込を受けた際の加盟店審査並びに加盟店契約締結後の加盟店調査及び取引継続に係る審査等の目的のため、本条第 2 項(2)共同利用する情報の内容に定める各号の情報を収集・利用し、加盟店情報交換センター(以下「JDM センター」という)へ登録し、JDM 会員によって共同利用します。

2. 加盟店情報の共同利用

1) 共同利用の目的

割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、JDM 会員における利用者等の保護に欠ける行為に関する情報やその疑いがある行為に関する情報及び当該情報に該当するかどうか判断が困難な情報を、当社が JDM センターに登録すること及び JDM 会員に提供され共同利用することにより、JDM 会員の加盟店契約時又は途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店を排除し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的とします。

2) 共同利用する情報の内容

[1] 包括信用購入あっせん取引又は個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実及び事由

[2] 包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事由

[3] 利用者等の保護に欠ける行為に該当した又は該当すると疑われる若しくは該当するかどうか判断できないものに係る、JDM 会員・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報

[4] 利用者等(契約済のものに限らない)から JDM 会員に申出のあった内容及び当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報及び当該行為と疑われる情報並びに当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報

[5] 行政機関が公表した事実とその内容(特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等)について、JDM センターが収集した情報

[6] 上記の他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報

[7] 前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号及び生年月日(法人の場合は、名称、住所、電話番号並びに代表者の氏名及び生年月日)。ただし、上記[4]の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名、住所、電話番号及び生年月日(法人の場合は、代表者の氏名及び生年月日)を除く。

3) 登録される期間

本条第 2 項(2)の情報は、登録日から 5 年を超えない期間登録されるものとします。

3. 加盟店情報を共同利用する共同利用者の範囲

一般社団法人日本クレジット協会会員であり、かつ JDM 会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、立替払取次業者及び JDM センター

※ JDM 会員は、一般社団法人日本クレジット協会のホームページに掲載するものとする。

ホームページ：<http://www.j-credit.or.jp/>

4. 制度に関するお問合わせ先及び開示の手続

加盟店情報交換制度に関するお問合わせ及び開示の手続については、本条第 5 項 JDM センターまで申出るものとします。

5. 運用責任者

一般社団法人日本クレジット協会 JDM センター

住所：東京都中央区日本橋小網町 1 4 - 1 住友生命日本橋小網町ビル

電話番号：03-5643-0011(代表)

## 第 23 条 (加盟店情報の開示、訂正、削除)

1. 加盟店等は、当社のお問い合わせ窓口に対して、当社が保有する加盟店情報を開示するよう請求することができるものとします。

2. 万一登録内容が不正確又は誤りであることが判明した場合には、当社は速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

## 第 24 条 (加盟店情報の取扱いに関する不同意)

当社は、加盟店等が加盟申込に必要な事項の記載を希望しない場合、又は第 21 条から第 23 条までに定める加盟店情報の取扱いについて承諾できない場合は、加盟を断ることや解約の手続をとることがあるものとします。なお、第 21 条第 1 項(2)[2]に定める営業案内に対する中止の申出があっても、加盟を断ることや解約の手続をとることはないものとします。

## 第 25 条 (契約不成立時及び契約終了後の加盟店情報の利用)

1. 当社が加盟を承認しない場合であっても加盟申込をした事実は、承認をしない理由の如何を問わず、第 22 条に定める目的(ただし、第 22 条第 1 項(2)[2]に定める営業案内を除く)及び第 23 条の定めに基づき一定期間利用されるが、それ以外に利用されることはないものとします。

2. 当社は、本契約終了後も第 22 条に定める目的(ただし、第 22 条第 1 項(2)[2]に定める営業案内を除く)及び開示請求等に必要な範囲で、法令等又は当社所定の期間加盟店情報を保有し利用するものとします。

## 第 26 条 (電子商取引におけるセキュリティ保持義務)

1. 加盟店は、加盟店の保有している会員の情報を含む一切の情報及びシステムを第三者に閲覧・改竄・破壊されないための措置をあらかじめ講じたうえで本契約を履行するものとします。

2. 万一、前項のセキュリティ保持義務が守られず、損害が生じた場合、加盟店は、その全責任を負うものとし、当社に一切迷惑をかけないものとします。

3. 加盟店は、申込データ等及びそれに対するその後の処理経過を本取引を行うために特別に設けたコンピュータ・ファイル等に取り引日ごとに整理して記録するものとします。

4. 加盟店は、セキュリティ保持措置等につき、当社が情報の保全を目的とした改善をなす事を申出た場合には、その主旨に基づきセキュリティ保持措置等につき、所要の改善を講じなければならないものとします。

#### 第 27 条（カード番号等の取引情報保護）

1. 加盟店は、本契約に基づいて知り得た会員番号その他のカード及び会員に付帯する情報並びに加盟店手数料率を含む当社の営業上の機密（以下「取引情報」という）を他に漏洩及び紛失してはならないものとします。また、取引情報を信用販売を行う目的以外に利用してはならず、利用目的が終了次第速やかに加盟店の責任のもとに当該取引情報を破棄又は消去等するものとする。
2. 加盟店は、当社所定の取引情報については、たとえ暗号化したとしても、第 7 条に基づく利用後、一切保管してはならないものとします。
3. 加盟店は取引情報が第三者に漏洩すること、及び紛失することがないように、社内規定の整備、従業員の教育等を含む安全管理に関する必要な一切の措置をとるものとします。
4. 加盟店は、取引情報が漏洩、紛失等した場合、又はそのおそれがあると認められる場合、直ちに当社に連絡するものとし、当社が当該連絡に基づき実施する調査に応じること、及び当社が通信販売の停止等の措置を講じることを了承するものとします。また、当社所定の期日までに、漏洩等の事故の原因を当社に対し報告するものとします。なお、加盟店又は第 28 条に定める業務代行者はその調査を自らの負担にて行うものとし、当社が必要と認める場合には、当社は事故の原因究明を調査する会社等を選定できるものとし、加盟店又は業務代行者は当該会社等の指示に基づき調査を行うものとする。
5. 加盟店は、取引情報が漏洩、紛失等した場合は、再発防止のために必要な措置を講ずるものとし、当社に当該再発防止策について通知するものとします。なお、加盟店は、当該再発防止策に対し当社から指導を受けた場合は、これに従うものとする。
6. 加盟店の責に帰すべき事由によって、取引情報に関する漏洩事故、紛失事故等により、当社、会員、提携ブランド、提携ブランド会社又はその他の第三者に損害が発生した場合には、加盟店は当該損害につき賠償する義務を負うものとする。なお、当該損害の範囲には以下の 1)～5)が含まれ、かつ、これに限定されないものとする。
  - 1) カードの再発行に関わる費用
  - 2) 不正使用のモニタリングや会員対応等の業務運営に関わる費用
  - 3) カードの不正使用による損害
  - 4) 当該事故の損害賠償、罰金として、提携ブランド、提携ブランド会社等、又はその他の第三者から当社が請求を受けた費用
  - 5) 前 4 号の解決に要した弁護士費用等の間接的な費用
7. 第 1 項から第 6 項までの規定は、本契約終了後においても効力を有するものとする。

#### 第 28 条（業務の委託）

1. 加盟店は、本契約に基づいて行う業務の全部又は一部を第三者に委託できないものとする。
2. 前項にかかわらず、当社が事前に承認した場合には、加盟店は第三者に業務委託を行うことができるものとする。
3. 加盟店は本契約に定める全ての義務及び責任を業務委託した第三者（以下「業務代行」という）に課すものとする。
4. 第 2 項により当社が業務委託を承認した場合においても、加盟店は本契約に定める全ての義務及び責任について免れないものとする。
5. 業務代行者が委託業務に関連して、当社又は他の第三者に損害を与えた場合、加盟店は業務代行者と連帯して当社又は他の第三者の損害を賠償するものとする。
6. 加盟店は、業務代行者を変更する場合は、事前に当社に申出し、当社の承認を得るものとする。
7. 当社は、本契約に基づいて行う業務の全部又は一部を、加盟店の承諾を得ることなく第三者に委託することができるものとする。

#### 第 29 条（地位の譲渡の禁止等）

1. 加盟店は、本契約に基づく契約上の地位を第三者に譲渡できないものとする。
2. 加盟店は、本契約に基づき加盟店が当社に対して有する債権を第三者に譲渡、質入等できないものとする。

#### 第 30 条（法令遵守）

本契約に基づく通信販売に関し、会員に対して掲示する広告その他の書面及び信用販売の方法について、加盟店は、割賦販売法、特定商取引法、景品表示法、消費者契約法その他の法令等を遵守するものとする。

#### 第 31 条（相殺）

加盟店が当社に対し債務がある場合には、当社は加盟店に支払うべき立替金をもってこれを相殺することができるものとする。

#### 第 32 条（反社会勢力との取引）

1. 加盟店は、加盟店、役員・従業員、親会社及び子会社等の関連会社（役員・従業員を含む）が、以下に該当しないことを保証するものとする。
  - [1] 暴力団及びその構成員、準構成員
  - [2] 暴力団関係企業及びその役員、従業員
  - [3] 企業から株主配当以外の不当な利益を要求する団体及び個人（総会屋等）
  - [4] 社会運動を標榜して不当な利益、行為を要求する団体及びその構成員
  - [5] その他暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求を行う団体及び個人
2. 加盟店が前項に定める規定に違反している場合、又はそのおそれがあると認められる場合は、当社は直ちに本契約を解除することができること、又は通信販売の停止、立替金の支払を留保する等本契約の効力を留保することができるものとする。なお、この場合には、当社は加盟店に対して遅延損害金を支払う義務を負わないものとする。
3. 加盟店は、第 1 項に違反することにより当社に発生した損害について、全て賠償するものとする。

#### 第 33 条（本契約に定めのない事項）

加盟店は、本契約に定めのない事項及び解釈上疑義が生じた事項等については、当社所定方法で通知又は公表する取引実務に関する規定等に従うものとする。

#### 第 34 条（準拠法）

本契約に関する準拠法は、全て日本国法が適用されるものとする。

#### 第 35 条（合意管轄裁判所）

加盟店と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、訴額の如何にかかわらず、当社の本店、支店、若しくは各営業所を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を合意管轄裁判所とするものとする。

#### <お問い合わせ窓口>

トヨタファイナンス株式会社

加盟店デスク 03-5617-2622

《取引実務に関する規定（2017年4月1日時点）》

加盟店は、加盟店規約一般規定（以下「原契約」という）について、以下の規定を遵守するものとします。

1. 原契約に定める「提携会社」は、次のとおりとします。  
なし
2. 原契約に定める「提携ブランド」は、次のとおりとします。
  - (1) V I S A インターナショナルサービスアソシエーション
  - (2) マスターカードインターナショナルインコーポレーテッド
3. 原契約に定める「カード」は、当社、提携会社又は提携ブランド会社が提携ブランドへの加盟又は提携に基づき発行する次のカード（証券その他の物又は番号、記号その他の符号等を含みます）をいいます。
  - (1) クレジットカード
  - (2) デビットカード
  - (3) プリペイドカード
  - (4) その他当社が認めるもの
4. 原契約に定める「端末機」は、次のとおりとします。
  - (1) C C T（クレジット・センター・ターミナル）
  - (2) C A T（クレジット・オーソリゼーション・ターミナル）
  - (3) その他当社が認めるもの
5. 原契約に定める通信販売及び電子商取引を実施する際の「必要な取引事項」は、次のとおりとします。
  - (1) 会員番号
  - (2) 有効期限
  - (3) 会員氏名
  - (4) 会員が通信販売又は電子商取引を実施するにあたって、加盟店に(1)から(3)までの事項及びその他当社所定の事項を事前に登録することで、加盟店が付与する通信販売又は電子商取引を実施するにあたって必要な I D 及びパスワード
6. 加盟店は、次の事項を遵守するものとします。
  - (1) 原契約に定める「通信販売上で当社が必要と認める届出事項」は次のとおりとします。
    - [1] 通信販売に利用する通信手段
    - [2] 商号、屋号、代表者名
    - [3] 所在地、電話番号、電子商取引の場合は、U R L、電子メールアドレス
    - [4] 売上代金を振り込む金融機関口座（以下「指定口座」という）
    - [5] 取扱商品等
    - [6] 通信販売が加盟店の店舗・施設でも実施される場合は、当該店舗及び施設（以下「カード取扱店舗」という）
    - [7] その他、通信販売上で当社が必要と認める重要な事項
  - (2) 加盟店は、通信販売を実施する際に使用する書面、インターネットの W E B サイト上、及びカード取扱店舗内外の見易いところに当社所定の加盟店標識を掲示するものとします。
  - (3) 加盟店は、カードの取扱及び加盟店の業務内容について当社より資料の請求があった場合、速やかにその資料を提出するものとします。
  - (4) 加盟店は、広告の制作にあたり、次の事項を適正に表示するものとします。
    - [1] 加盟店の商号、屋号
    - [2] 加盟店の所在地
    - [3] 加盟店の電話番号、電子商取引においては電子メールアドレス
    - [4] 責任者名及び責任者の連絡方法
    - [5] 商品等の販売価格、送料、その他必要とされる料金
    - [6] 商品等の引渡し時期
    - [7] 代金の支払時期及び方法
    - [8] 商品等の返品・取消に関する説明
    - [9] 電子商取引においては、データを暗号化しても完全に機密性が保持できないことの注意文言
    - [10] 代金支払方法として、カードが使用できる旨
    - [11] 会員からの問合せの受付時間
    - [12] その他当社が重要と認めた事項
  - (5) 原契約に定める「通信手段」について、加盟店は次の通信手段により通信販売を行うものとします。
    - [1] 郵便
    - [2] ファックス
    - [3] 電話
    - [4] コンピュータによる通信
    - [5] その他当社が認めた通信手段
7. 原契約に定める「取扱商品等」について、加盟店は次の商品を取扱うことができないものとします。
  - (1) 銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約その他の関連法令の定めに違反するもの
  - (2) 第三者の著作権、肖像権及び知的所有権等を侵害する恐れがあるもの
  - (3) プリペイドカード、商品券、印紙、切手及び回数券等の有価証券
8. 原契約に定める「取扱商品等」について、次の商品を取扱う場合は、当社の承認を得るものとします。
  - (1) 旅行商品

- (2)酒類
- (3)米類

9. 原契約に定める「通信販売の種類」について、当社の承認が必要となるものは次のとおりとします。

- (1) 2 回払い販売
- (2)ボーナス 1 回払い販売
- (3)ボーナス 2 回払い販売
- (4)回数指定分割払い販売（3 回以上のものをいう）
- (5)リボルビング払い販売

10. 原契約に定める「通信販売の方法」について、加盟店は、次の事項を遵守して通信販売をするものとします。

(1)通信販売の申込みの際に、会員より加盟店に送信させる事項は次のとおりとします。

- [1]会員の氏名・住所
- [2]会員番号
- [3]カードの有効期限
- [4]商品等の名称、種類等、商品等を特定できる事項
- [5]商品等の対価額、付帯費用の支払方法及び数量
- [6]商品等の代金の支払方法
- [7]商品等の配達先
- [8]その他、当社が必要と認める事項

(2)加盟店は、電話により通信販売を行う場合は、会員から前項記載事項を聴取し、当該事項、受付日、担当者氏名を記載して注文票を作成するものとします。

(3)当社からの承認取得の方法は次のいずれかによるものとします。

- [1]端末機
- [2]電話
- [3]コンピュータによる通信

(4)通信販売時には、次の事項を遵守するものとします。

- [1]加盟店は、当社の承認を得た通信手段及びカード取扱店舗以外の通信手段及び店舗・施設での通信販売をしてはならない。
- [2]加盟店は、有効なカードを提示した会員に対し、その取扱いを拒絶したり、直接現金での支払を要求したり、他の提携ブランド会社の発行するカードの利用を要求したり、現金販売と異なる代金を請求したりする等、会員に対して不利益となる差別的取扱いをしてはならない。
- [3] 2 回払い販売、ボーナス 1 回払い販売、ボーナス 2 回払い販売、回数指定分割払い販売について、当社が最低取扱金額を定めた場合、加盟店は当社所定の最低取扱金額未達で信用販売してはならない。

(5)売上票に関して、次の事項を遵守するものとします。

- [1]当社が事前に承認した場合を除き、当社所定の売上票及び売上集計票以外は使用してはならない。また、当社が交付した売上票は、加盟店の責任において保管し、他に譲渡してはならない。
- [2]売上票に記載できる金額は、当該売上代金（税金・送料含む）のみとし、立替金及び過去の売掛金の精算等を含めることはできない。また、会員に告知し、会員が了承した金額以外は記載できない。
- [3]売上票の金額訂正、売上金額の分割記載、取扱日付の不実記載等をしてはならない。

(6)「商品等の引き渡し」に関して、次の事項を遵守するものとします。

- [1]加盟店は、会員が商品等の発送先として郵便局内私書箱・私設私書箱等商品等の受領確認が不明確となる住所を指定した場合は、当該住所に商品等を発送しないものとし、会員に商品等の発送ができない旨を連絡するものとする。
- [2]加盟店は、商品等の発送については、商品等の発送簿等を整備し、発送済み又は提供済みである旨を記録するとともに、運送機関の荷受け伝票等又は会員の受領書等を受領するものとする。
- [3]加盟店が、ソフトウェアのダウンロード販売を行う場合は、当社が認めた加盟店所定の方法による会員の購入承諾をもって、商品等の発送とみなすものとする。

(7)原契約に定める「取引記録」は、次のとおりとします。

- [1]注文票若しくは申込データ等
- [2]商品等の発送簿
- [3]荷受け伝票
- [4]受領書
- [5]その他当社所定の通信販売の売上に関する資料

(8)電子商取引を実施する場合、次の事項を遵守するものとします。

- [1]加盟店は、会員から電子商取引の申出を受け付ける場合には、申込データ等に関する情報を暗号化するなどあらかじめ当社よりセキュリティ確保措置、運用方法などの承諾を得るものとします。あわせて、暗証番号について送信又は端末操作などさせないものとします。
- [2]加盟店は、会員から電子商取引の申込みがあった場合、会員に対し、購入申込み等の仕組みを提示し会員が会員と加盟店との間の商品等の購入成立時及び購入内容を明確に認識できる措置を講ずるものとします。
- [3]加盟店は、電子商取引の申し出を受け付けるにあたり、会員との間で二重送信やデータ誤入力がないよう確認画面を表示する等誤操作防止措置を講じるものとします。
- [4]加盟店は、会員が[1]の申込みを行う際に、申込みの訂正等ができる措置を講じるものとします。
- [5]加盟店が、電子商取引の申込みを受け、会員の承諾を得た場合に限り、原契約第 8 条第 2 項の書面に代えて、当該書面に記載すべき事項を、当社が認めた電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法で提供することができるものとします。

11. 原契約に定める「立替金の請求」について、加盟店は、信用販売の種類別に集計し、当社所定の売上集計票を添付して、通信販売を行った日から原則として 15 日以内に当社に到着するよう提出する。

12. 原契約に定める「立替金の請求」について、売上票が前項に規定する提出期日までに提出されなかった場合は、次の取扱いによるものとします。

- (1)売上票が通信販売を行った日から 15 日を経過し 30 日以内に到着し、当社、提携会社又は提携ブランド会社が会員から当該売上代金の回収ができなかった場合は、加盟店が一切の責任を負うものとする。
- (2)売上票が通信販売を行った日から 30 日を超過しても提出されなかった場合は、加盟店は当該売上代金について立替金の請求をすることはできないものとする。

13. 原契約に定める「立替金の支払方法」について、当社は、次の方法により立替金を支払うものとします。なお、月末以外の支払日が金融機関休業日の場合は翌営業日、月末の支払日が金融機関休業日の場合は前営業日に支払うものとします。
- (1) 1回払い販売  
原契約の「立替金の支払方法」規定によるものとする。
  - (2) 2回払い販売  
当社が別途定める支払日のうち、加盟店が、当社に申込み、当社が認めた方法で支払うものとする。
  - (3) ボーナス1回払い販売、ボーナス2回払い販売  
当社が別途定める支払日に支払うものとする。
  - (4) 2回払い販売、ボーナス2回払い販売のうち、立替払が2回に渡る場合  
当社所定の方法で支払うものとする。
14. 原契約に定める「取消処理」について、取消処理は次の方法によるものとします。  
加盟店が会員から商品等を受領した日を返品日とし、直ちに売上票に必要事項を記入した上で、項番 11 と同様の方法で当社に提出する。
15. 原契約に定める「規約の変更」について、本契約又は取引実務に関する規定の変更に係る通知・公表は次の方法によるものとします。
- (1) 当社ホームページ「加盟店様へのご案内」[http://www8.ts3card.com/top/member\\_store.html](http://www8.ts3card.com/top/member_store.html)
  - (2) 加盟店計算書等、当社が加盟店に送付する書面等
16. 原契約に定める「契約終了後の処理」について、契約終了後、加盟店は次の対応をとるものとします。
- (1) 広告媒体からカードの取扱いに関する加盟店標識等のすべての記述・表記を取り外す
  - (2) 当社より交付された売上票等の販売関係書類や販売用具等を速やかに当社に返還する
  - (3) 端末機を設置している場合には、当社の指示に従う。
17. 原契約に定める「カード番号等の取引情報保護」について、信用販売後保管してはならない取引情報は次のとおりとします。
- (1) カードの完全な磁気ストライプデータ（ICチップから読み出した磁気ストライプイメージを含む）
  - (2) 暗証番号
  - (3) セキュリティコード

以上

## MCP 加盟店契約書（E C用）

マルチ・カンシー・プライシングと称する外貨建てクレジットカード決済サービス（以下「MCP」といい、第2条で定義する）を利用する加盟店（以下甲という）は、GMO イブシロン株式会社を代理人として、通信販売の方法で甲が会員に対してカードでの信用販売を行うことに関して三井住友カード株式会社（以下「乙」という）と下記の通り契約する。

### 第1条（加盟店）

1. 本契約を承認のうえ、乙に加盟を申込み、乙が加盟を認めた甲を MCP 通信販売加盟店（以下「加盟店」という）とする。なお、本契約に基づき、甲乙間で成立した契約を本契約という。
2. 甲は、本契約に基づき、株式会社エヌ・ティ・ティ・データが提供する MCP 決済システムを利用したカードでの代金決済によって、通信販売の業務を行う店舗・施設（以下「カード取扱店舗」という）を指定のうえ、予め乙に届出し承認を得るものとする。乙の承認のないカード取扱店舗での信用販売はできないものとする。
3. 甲は、本契約上の地位を第三者に譲渡（合併・会社分割等の組織再編行為によるものであるかを問わない）できないものとする。

### 第2条（定義）

本契約において、以下に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

#### (1)信用販売

会員と甲との間における対価の支払いを、乙所定の方法に基づきカードで行う取引をいう。

#### (2)MCP

物品の販売、サービスの提供、その他甲の営業に属する取引において、外貨額での信用販売を可能とするサービスをいう。なお、甲は、取り扱う外貨の種類について、乙の定める方法により予め乙に届出し、乙の承認を得るものとする。

#### (3)カード

下記[1]から[3]に記載したクレジットカード等（デビットカード、プリペイドカード、その他支払手段として用いられるカード等の証票その他の物または番号、記号その他の符号を含む）のうち、乙が指定するものをいう。

[1]甲と会員の間での取引の決済機能を有する乙が発行するクレジットカード等

[2]提携組織（以下で定義）に加盟している日本国内および日本国外の会社が発行するクレジットカード等

[3]乙と提携関係にある日本国内および日本国外の会社が発行するクレジットカード等

#### (4)会員

カードを正当に所持する者をいう。

#### (5)外貨販売額

MCP による信用販売を行う通貨での商品、サービス等の販売価格をいう。

#### (6)決済レート

外貨販売額を円価に換算するために使用するレートで、V I S A インターナショナルサービスアソシエーションまたはマスターカードインターナショナルインコーポレーテッドの決済センターが集中決済を行う際に適用するレートをいう。

#### (7)売上元金

乙が甲から譲渡を受けた売上債権の精算を円価で行うため、外貨販売額に決済レートを乗じて円価に換算した金額から、乙が収受する外貨関係事務処理経費である2.0%（税込）を控除した金額をいう。

#### (8)売上債権

信用販売により甲が会員に対し取得する金銭債権をいう。

#### (9)提携組織

乙が加盟または提携する組織（VISA インターナショナルサービスアソシエーションおよびマスターカードインターナショナルインコーポレーテッドを含む）をいう。

#### (10)提携組織の規則等

提携組織が定める規則、ルール、規範、基準、レギュレーション、ガイドライン等、および提携組織の指示、命令、要請等（提携組織の指示等に基づく乙から甲に対する指示等を含む）をいう。

#### (11)営業秘密等

本契約の履行上知り得た相手方の技術上または営業上その他の秘密をいう。

#### (12)第三者

甲および乙以外の全ての者をいう。

#### (13)個人情報

会員または会員の予定者（入会申込者を含む）の個人情報（個人に関する情報で氏名・住所・生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報をいい、氏名・住所・生年月日・電話番号・契約番号・預貯金口座・請求額をいうが、これらに限らない）をいう。

#### (14)個人情報管理責任者

個人情報保護に関する責任者をいう。

### 第3条（表明・保証）

1. 甲は、乙に対し、本契約締結にあたり、本契約締結日時点および本契約の有効期間中において、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証する。

#### (1)行為能力

甲は、適用法令上、本契約を締結し、これらに基づく権利を行使し、義務を履行する権利能力および行為能力を有すること

#### (2)社内手続

甲は、本契約を締結し、これらに基づく権利を行使し、義務を履行するために、法令および定款その他の社内規則に基づき要求される内部手続を適法かつ適正に完了していること

#### (3)適法性等

本契約を甲が締結したまたは甲がこれらに基づく権利を行使し、もしくは義務を履行することは、甲に対して適用のある一切の法令、甲の定款その他の社内規則に抵触せず、甲を当事者とする契約の違反または債務不履行事由とはならないこと

#### (4)有効な契約

本契約は、これを締結した甲につき適法、有効かつ拘束力のある契約であること

#### (5)非詐害性

甲は、現在債務超過ではなく、甲が本契約を締結することは、詐害行為取消の対象とはならず、甲の知りうる限り、本契約について詐害行為取消その他の異議を主張する第三者は存在しないこと

#### (6)提供情報の正確性

甲が、本契約の締結にあたって、乙に提供した情報は、重要な点において正確であり、かつ、重要な情報は全て乙に提供されていること

2. 甲は、乙に対し本契約締結にあたり、甲（甲の役員・従業員を含み、以下本項において同じ）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）または(1)の各号のいずれにも該当しないことを表明・保証するとともに、将来においても甲が暴力団員等または(1)の各号のいずれにも該当しないこと、自らまたは第三者を利用して(2)の各号のいずれかに該当する行為を一切行わないことを確約し、甲の故意過失を問わず、かかる表明・保証に違反し、あるいはかかる確約に違反した場合には、本契約に基づく取引が停止されること、また直ちに本契約が解約されることがありえることを異議なく承諾する。これにより甲に損害が生じた場合でも乙に何らの請求は行わず、一切甲の責任とする。また、かかる表明・保証、確約に違反して乙に損害が生じた場合には、その一切の損害を甲（甲の役員・従業員は含まない）は賠償しなければならないものとする。

(1)[1]暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

[2]暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

[3]自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること

[4]暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

[5]役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2)[1]暴力的な要求行為

[2]法的な責任を超えた不当な要求行為

[3]取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

[4]風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為

[5]換金を目的とする商品の販売行為

[6]合理的な理由なく、甲（代表者およびその関係者を含む）が保有するカード等を使用する、本契約にかかる信用販売行為

[7]その他[1]ないし[6]に準ずる行為

#### 第4条（業務委託の禁止）

甲は、MCP 決済システム運営に関する株式会社エヌ・ティ・ティ・データへの業務委託もしくは乙の事前の書面による承諾のある場合を除き、本契約に基づいて行う業務を第三者に委託できないものとする。

#### 第5条（広告の作成）

1. 甲は、甲の責任と負担において広告を作成し、その内容について事前に乙に届出するものとし、その実施にあたっては甲の責任において行うものとする。

2. 甲は広告の作成にあたり次の事項を遵守するものとする。

(1)特定商取引に関する法律、割賦販売法、景品表示法、著作権法、商標法およびその他関連法律・法令の定め違反しないこと

(2)会員の判断に錯誤を与えるおそれのある表示をしないこと

(3)以下の事項について表示すること

[1]甲の住所、屋号・商号

[2]甲の電話番号、電子メールアドレス等の照会窓口の連絡先、受付時間

[3]商品の外貨販売額、送料、その他必要な料金

[4]商品の引渡時期および方法（商品発送先に制限がある場合はその詳細）

[5]代金の支払時期および方法

[6]商品の返品、申込みの取消に関する事項

[7]その他乙が必要と認める事項

3. 乙は、甲が行っている信用販売が乙に届出されたところから従って実施されているかどうか、ならびに広告表現の適否を適宜調査することができるものとし、甲は乙の調査に協力するものとする。但し、乙における調査の結果は、甲の広告が前項を遵守していることを保証するものではなく、乙による調査によって前項の甲の義務が緩和されるものではない。

4. 甲の広告はすべて本契約の対象とし、それぞれの広告に乙の指定する加盟店標識を表示するものとする。

#### 第6条（信用販売）

1. 甲は、会員が、物品の販売、サービスの提供、その他甲の営業に属する取引において、MCP による代金決済を求めた場合は、本契約に従い、現金で取引を行う顧客と同様に、信用販売を行うものとする。

2. 本契約の対象とする信用販売は、コンピュータ通信により、広告宣伝、申込みの誘引、契約の締結を行うものであって、甲が本契約の定めるところに従って乙に届出、乙が具体的に承認したものに限定されるものとする。

3. 甲は、前項の届出にあたり、申込みの誘引と契約締結行為に区分して、利用する通信手段、広告媒体の名称もしくは番組名、コンピュータ通信のネットワーク名称等を書面により具体的に乙に申出するものとする。甲がこれを変更する場合も同様とする。

4. 乙の提携関係または加盟関係に変動が生じたときは、乙からの通知により信用販売を行うカードの範囲も変動するものとする。

5. 甲は、本契約に従い信用販売を行うとともに、乙が定める規定、ルールおよび指示等（改定された場合は改定後のものを含む）を遵守するものとする。

6. 本契約は、甲が、MCP を利用したカードでの代金決済を行う通信販売取引について適用されるものとし、甲が MCP を利用したカードでの代金決済を行う通信販売取引以外の信用販売を行う場合は、適用されないものとする。

#### 第7条（取扱い商品）

1. 甲は信用販売において、取扱う商品・サービスについては、事前に乙に届け出た上でその承認を得るものとし、変更する場合も同様とする。但し、甲は、乙による承認の有無にかかわらず、以下のいずれかに該当するかまたは該当するおそれがある商品・サービスを取扱ってはならないものとする。

(1)乙が公序良俗に反すると判断するもの

(2)銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約、その他関連法律・法令の定め違反するもの

(3)第三者の著作権・肖像権・商標権・その他知的財産権その他の権利を侵害するもの

(4)提携組織の規則等により取扱いが禁止されるもの（提携組織が公序良俗に反すると判断したものと提携組織の規則等における取扱いのための条件を満たさないものを含む）

(5)商品券・印紙・切手・回数券・プリペイドカードその他の有価証券等の換金性の高い商品および乙が別途指定した商品、サービス等

(6)その他会員との紛議もしくは不正利用の実態等に鑑みまたは乙および提携組織のブランドイメージ保持の観点から、乙が不適当と判断したものと

2. 前項による乙の承認は、当該商品・サービスが前項各号のいずれにも該当しないことを保証するものではなく、乙による承認後に、乙が承認した商品・サービスが、前項各号のいずれかに該当することもしくはそのおそれがあることが判明した場合、または、法令、提携組織の規則等の変更等により、前項各号のいずれかに該当すること（そのおそれがある場合を含む）となった場合、乙は、甲に対する何らの責任を負うことなく、当該承認を撤回することができるものとする。

3. 甲は、旅行商品・酒類等の取扱いに際し許認可を要する商品の信用販売を行う場合には、事前に乙に対しこれを証明する書類を提出し乙の承諾を得るものとする。甲が当該許認可を失った場合には直ちに乙に連絡するものとし、以後当該商品の信用販売を行わないものとする。

4. 甲が、ソフトウェア等をコンピュータ通信によりダウンロードする等商品の発送を伴わずに商品を取扱う場合には、乙が甲および丙に対して求めた場合に限り、甲乙協議の上で決定した方法により

取扱うものとする。

- 前4項にかかわらず、乙が、甲の取扱う商品・サービスについて報告を求めた場合には、甲は、速やかに報告を行うものとし、乙が第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、甲は直ちに当該商品・サービスの信用販売を中止するものとする。

#### 第8条（信用販売の種類）

信用販売の種類は、1回払い販売のみとする。なお、本契約に基づく信用販売の販売通貨は、外貨のみとする。

#### 第9条（改善措置）

乙は、取扱商品および広告表現の内容等が信用販売にふさわしくないと判断し、改善措置等が必要または適当と認めた場合には、甲に対して変更・改善もしくは販売中止を求めることができるものとし、甲はその要求に従い速やかに適切な措置を取るものとする。

#### 第10条（信用販売の方法）

- 甲は、第11条によりカードによる信用販売の申込みを受けたときは、申込データに基づき、遅滞なく全件について、MCP決済システムによりカードの会員番号、カードの有効期限、外貨販売額、会員認証手続の結果等を通知して、信用販売の承認を得るものとする。承認が得られなかった場合はカードによる信用販売を行わないものとする。
- 甲が商品を発送またはサービスを提供したときは、MCP決済システムにより売上データを作成するものとする。売上データの作成に際しては、甲は次の事項を遵守するものとする。
  - 売上データは、商品発送日またはサービス提供日を利用日として作成するものとする。
  - 売上データには、カードの会員番号、カードの有効期限、外貨販売額、売上元金額、加盟店名、加盟店番号、取扱日付および承認番号その他必要事項を記載するものとする。
  - 売上データに記載できる金額は、当該販売代金ならびにサービス提供代金（いずれも税金、送料等を含む）のみとし、現金の立替、過去の売掛金の清算等は行わないものとする。
  - 甲は売上データの数値訂正、分割記載、利用日付の不実記載等は行わないものとする。金額に誤りがある場合には、MCP決済システムにより当該売上データの取消を行った後に、正しい金額で新たにMCPによる信用販売の手続を行うものとする。
- 乙の承認が得られた場合であっても、甲において、当該カードの利用が無効カード、偽造カード、第三者による不正利用、その他正当な利用でないことを知り、もしくは知りうる状況にあった場合には、甲はカードによる信用販売を行わないものとする。なお、この場合、甲は、乙に対し直ちに事態を報告するものとし、既に信用販売を行った売上債権については、第19条に規定する売上債権の譲渡を行わないものとする。
- 甲は、有効なカードで申込みを行った会員に対して、商品の販売代金ならびにサービス提供代金について手数料等を上乗せする等現金客と異なる代金の請求をすること、およびカードの円滑な使用を妨げる何らの制限をも加えないものとする。また正当な理由なくして信用販売を拒絶し、代金の全額または一部（税金、送料等を含む）に対して直接現金支払いを要求する等、会員に対して差別的取扱いを行わないものとする。
- 前4項にかかわらず、甲は、乙が必要または適当と認めて、信用販売の方法を変更し、変更後の内容を通知した場合には、これを行うことができない合理的な事由がある場合を除き、甲は、変更後の方法により信用販売を行うものとする。
- 乙の承認は、当該信用販売の申込者が会員本人であることを保証するものでないことを、甲は承諾するものとする。

#### 第11条（コンピュータ通信による取引）

- 甲がコンピュータ通信の手段による契約の締結行為を行う場合は、会員から次の事項を明示したデータ（以下「申込データ」という）を受信し、これに対する第10条第1項の承認手続を経た後、申込みに対する諾否の回答を行うものとする。甲は、申込データならびにそれに対するその後の処理経過を、甲が取引申込受付のために特別に設けたコンピュータ・ファイル（以下「ファイル」という）に、取引日ごとに整理して記録するものとする。
  - 会員の住所、氏名
  - 取引対象商品の特定
  - 甲がMCPによる信用販売を行う取引の外貨販売額および売上元金額（消費税額を含む）
  - カードの名称
  - カードの会員番号
  - カードの有効期限
  - 諾否通知の送付先の指定
- 甲は、予め前項のコンピュータ通信に用いるデータの構造、書式、会員のコンピュータに表示されるデータ記入用画面の見本（ハードコピー）を乙に提出してその承認を得るものとする。甲は、乙から請求があったときは、いつでも、その時点で使用しているデータ記入用画面の見本（ハードコピー）を乙に提出するものとする。
- 甲は、MCP決済システムによる会員認証手続（申込者が会員本人であるか否かを認証する手続をいい、以下同じ）を実行可能な場合は、会員から取引申込のデータの送信を受け付けた後、当該申込につき、当該会員認証手続を実行することができる。甲は、会員認証手続の結果、申込者が会員本人であるとの結果（以下「認証成功」という）または申込者が会員認証手続に登録していないとの結果（以下「未登録」という）を取得した場合は、当該会員認証手続の結果を理由に信用販売を拒絶してはならない。
- コンピュータ通信の手段によって取引行為を行う場合は、カードの会員番号、カードの有効期限、外貨販売額、売上元金額、会員認証手続の結果のデータについては、MCP決済システムによる暗号化の処理を行ってからデータの送信を行うものとする。
- 甲は、コンピュータ通信の手段によって取引行為を行うことができる旨を会員に告知し、もしくはデータ記入用画面を表示する際は、当該データを暗号化しても完全に秘密性が保持できないこと、データの秘密性が保持できなかった場合でも乙は全く責任がないことを明確に警告する旨の表示を行うものとする。

#### 第12条（申込データ等の保管）

甲は、本契約の定める手続を経た申込データを記録したファイルを、整理して保管し、商品発送の有無その他の必要事項を追記して、7年間保管するものとする。

#### 第13条（不審な取引の通報）

- 甲は、使用されたカードについて、カード名義・会員の性別・カード発行会社・カードの会員番号等の事項の間に整合しないものがある場合、カードの使用方法に不審がある場合、同一会員が異なる名義のカードを提示した場合、乙が予め通知した偽造カード・変造カードに該当するとと思われる場合または当該取引について日常の取引から判断して異常な大量もしくは高価な購入の申込がある場合には、カードによる信用販売を行うについて乙と協議し、乙の指示に従うものとする。同一の顧客から多数のカードによる申込があった場合には、特に注意を払うものとする。
- 前項の場合、乙が当該取引におけるカードの使用状況の報告、カードおよびカード発行会社の確認、カードの会員番号とカードの会員氏名の確認および本人確認等の調査依頼等の協力を求めた場合、甲はこれに協力するものとする。
- 甲は、前2項の場合に限らず、乙が会員のカード使用状況など調査協力を求めた場合、それに対して協力するものとする。
- 甲は、乙がカードの不正使用防止に協力を求めた場合、これに協力するものとする。

#### 第14条（信用販売の円滑な実施）

- 甲は、信用販売を行うあるいは信用販売の勧誘を行う場合には、割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法等の関連法令を遵守するものとする。また、乙が関連法令を遵守するために必要な場合には、乙の要請により、甲は必要な協力を行うものとする。
- 甲は割賦販売法第2条第3項に定められる信用販売を行った場合、割賦販売法第30条の2の3第4項およびその施行規則に定める事項などを記載した書面を遅滞なく会員へ交付しな

ければならないものとする。また、甲は、本項に定める以外の割賦販売法その他の法令上甲に課される会員に対する書面交付義務を遵守するものとする。

3. 甲は、当該売上債権の譲渡手続を行った後に会員が割賦販売法および特定商取引に関する法律に定める信用販売の申込の撤回または信用販売の解除（以下「クーリング・オフ」という）を行った場合には、直ちに乙に対し当該信用販売の取消の手続を行うものとする。
4. 甲は、商品またはサービス等を複数回にわたり引渡しまたは提供する場合において、当該売上債権の譲渡手続を行った後に会員が当該信用販売を解除したときは、直ちに乙に届出るとともに、乙所定の方法により当該会員と当該信用販売の精算を行うものとする。
5. 甲は、商品またはサービス等を複数回にわたり引渡しまたは提供する場合において、甲の事由により引渡しまたは提供が困難となったときは、直ちにその旨を会員および乙へ連絡するものとする。
6. 甲が、信用販売の取消または解約等を行う場合には、直ちに乙所定の方法にて当該債権譲渡の取消しを行うこととし、乙は第19条に準じて処理するものとする。
7. 甲は、前項により債権譲渡を取消した売上債権の譲渡代金が乙より支払済みである場合には、直ちにこれを返還するものとする。また、この場合、乙は第26条第3項を準用することができるものとする。

#### 第15条（商品の発送等）

1. 甲は、会員から信用販売の申込みを受け付けたときは、速やかに会員の指定した場所に商品を送付して引渡すものとする。引渡しが遅延したり品切れが生じた場合は、甲は遅滞なく当該会員に対し連絡を行い書面等で引渡時期等を通知するものとする。
2. 甲は、原則として商品発送時に、商品の名称、数量、代金額、送料、税金および代金支払方法等その他割賦販売法第30条の2の3第4項に定める事項等を記載した書面等を会員に交付するものとする。
3. 甲は、商品の発送については、商品発送簿を整備し、各申込データ等に発送済である旨を注記すると共に、運送機関の荷受伝票その他運送の受託を証明する文書を受領してこれを整然と7年間保管するものとする。
4. 商品の送付先は、原則として会員の住所地とする。会員の住所地以外に発送した場合には、甲が全責任を負うものとする。

#### 第16条（信用販売の責任）

甲は、第10条ないし第14条に定める手続によらず信用販売を行った場合、甲が一切の責任を負うものとし、乙の申出により第26条の規定に従うものとする。

#### 第17条（無効カードの取扱い）

1. 甲は、乙から紛失・盗難等の理由により無効を通告されたカードによる信用販売を行わないものとする。
2. 甲は、前項に違反して信用販売を行った場合、当該信用販売にかかる売上等全額について甲が一切の責任を負うものとし、乙の申出により第26条の規定に従うものとする。

#### 第18条（不正申込みの場合の処理）

甲は、申込みのあったカードについて、期限切れ、無効通知対象カード、事故カード、偽造・変造カードの疑い等の事由を示して照会があったときは、乙に対して当該申込みにかかるすべての情報ならびに甲が知っている当該申込みに関連するその他の情報を、乙に開示するものとする。乙は、その情報をカードの安全性対策のために自由に利用することができるものとする。

#### 第19条（売上債権の譲渡）

1. 甲は、会員との間に正当に成立した取引に関する契約に基づく売上債権であって、乙の承認を得、かつ、目的の商品を会員の指定場所に向けて発送および提供したのについて、外貨販売額で乙に譲渡するものとし、乙はMCP決済システムにより日本円に換算された価額（第2条第1項第7号で定める「売上元金額」に相当する）でこれを譲り受けるものとする。
2. 甲は乙に対し、商品の発送を行った売上債権を集計して、その売上データを、毎月15日および月末日までにMCP決済システムにより提出するものとする。なお、締切日が乙の休業日にあたるときは、その前営業日をもって締切日とする。
3. 前項の締切日を過ぎて譲渡された売上債権について、乙が当該売上債権の回収ができなかった場合、および乙が加盟または提携する組織に加盟しているもしくは乙と提携関係にある日本国内および日本国外の会社が、正当な理由により乙からの当該売上債権の譲渡につき拒否または異議を唱えた場合もしくは当該会社が当該売上債権の回収ができなかった場合は、甲が一切の責任を負うものとし、乙が第26条に基づき債権買戻しの請求を行ったときはこれに従うものとする。
4. 甲は、商品発送日から2ヶ月を経過して譲渡の手続が行われた債権について、乙は無条件でその譲り受けを拒否することができるものとする。
5. 第1項の債権譲渡は、当該売上データが乙のコンピュータによって事故なく読み込まれた時をもって債権譲渡の効力が発生するものとする。
6. 甲は、売上債権および売上債権を乙に譲渡することにより発生する金銭債権を第三者に譲渡し、もしくは立替えて支払わせることはできないものとする。

#### 第20条（商品の所有権の移転）

1. 甲が会員に信用販売した商品の所有権は、乙が第21条の規定に基づき当該代金を甲に支払ったときに甲より乙に移転するものとする。
2. 乙が第26条に基づき売上債権の譲渡を取消しまたは解除した場合、当該商品の所有権は、甲への債権譲受代金が未払いの場合には直ちに、既に支払っている場合には甲が債権譲受代金を乙に返還したときに、甲へ戻すものとする。
3. 甲が、偽造カードの使用、カードの第三者利用等により、会員以外の者に対して信用販売を行った場合でも、乙が甲に当該債権譲受代金を支払った場合には、当該商品の所有権は乙に帰属するものとする。
4. 乙は、信用販売した商品の所有権が甲に属する場合でも、必要があると乙が判断した場合には、甲に代わって商品の回収をすることができるものとする。

#### 第21条（支払方法）

1. 甲が本契約に違反した売上データにかかる売上債権を乙に譲渡した場合その他、甲が本契約に違反した信用販売を行った場合には、乙は乙が甲に負担する代金債務の全部または一部の支払いを拒絶できるものとする。
2. 乙は、甲から提出された売上データについて、その内容もしくは正当性に疑義があると乙が認めた場合、その疑義が解消されるまで当該売上データにかかる売上債権の譲渡代金の支払いを保留できるものとする。この場合、保留した支払代金について法定利息その他遅延損害金は発生しないものとする。また、甲は、当該売上データにかかる資料の提示・提出等、乙の調査に協力するものとする。

#### 第22条（返品）

1. 甲は、会員から商品の返品の申出を受け、これを受領した場合、次の通り取扱うものとする。  
(1)甲は、会員から商品を受領した日を返品日とし、直ちにMCP決済システムにより、当該売上データの取消しを行うものとする。  
(2)甲は、前号にかかわらず、乙から別途の指示があった場合は、これに従うものとする。
2. 甲は、前項の手続きに従わずに、会員に対して当該カード利用代金を直接返還しないものとする。

#### 第23条（為替変動による影響）

甲は、MCPによる信用販売が行われた時点の決済レートと、第19条に基づく売上債権の譲渡および第22条に基づく売上債権の譲渡の取消または解除等が発生した時点の決済レートの差により、乙との精算額に変動が生じることを承諾するものとする。

#### 第24条（会員との紛議とカード利用代金等）

1. 甲は、会員に対して販売した商品またはサービス（附帯関連する役務を含む）等の品質不良、瑕疵、運送中の破損、数量不足、品違いその他、販売した商品に関する会員との紛議については、遅滞なくこれを自らの責任と費用負担の下、解決するものとする。その紛議の内容により、乙から商品の変更、販売方法、運送方法等について改善の申入れを受けたときは、甲はこれによる改善を行うものとする。
2. 甲は、前項の紛議に際して会員から商品の返品の出があった場合には、速やかにこれに応じて第22条の処置を取るものとする。
3. 甲は、第1項の紛議の解決にあたり、乙の許可なく会員に対して当該カード利用代金を直接返還しないものとする。
4. 第1項の紛議を理由に会員が当該カード利用代金の支払いを拒否した場合、会員紛議が発生する可能性があると乙が認めた場合、または会員の乙に対する支払いが滞った場合、乙は紛議が解決するまで甲に対する当該代金の支払いを保留できるものとする。この場合、保留した支払代金について法定利息その他遅延損害金は発生しないものとする。

#### 第25条（会員との紛議に関する措置等）

1. 甲は、会員から乙に紛議が生じた場合、乙に対し、乙の求めに応じて、会員との取引の態様（当該販売の内容、勧誘行為がある場合にはその内容）、紛議の発生要因について報告するものとする。
2. 甲は、前項の報告その他乙の調査の結果、乙が会員の紛議が甲の割賦販売法35条の3の7に規定される行為その他法令で禁止されている行為に起因するものと認めた場合には、当該行為の防止体制、苦情処理体制に関する事項、その他当該行為の防止のために乙が必要と認める事項を、乙の求めに応じて報告しなければならないものとする。
3. 甲は、第1項の報告、認定割賦販売協会の保有する情報その他の方法による乙の調査の結果、乙が会員の紛議の発生状況が、他の加盟店と比較して会員の利益の保護に欠けると認める場合には、当該行為の詳細事項、当該行為の防止体制、苦情処理体制に関する事項その他の当該行為の防止のために乙が必要と認める事項を、乙の求めに応じて報告しなければならないものとする。
4. 乙は、前3項の報告その他乙の調査の結果、必要があると認める場合には、甲に対し、所要の措置を行うことができ、甲はこれに従うものとする。但し、乙による指導は、甲を免責するものではない。乙が行う措置・指導には以下を含むが、これに限られない。  
[1]文書もしくは口頭による改善要請  
[2]信用販売の停止  
[3]本契約の解除

#### 第26条（買戻しの特約）

1. 甲は、下記のいずれかに該当した場合、乙の申出により遅滞なく当該売上債権を買戻すものとする。乙は、下記の何れかの事由が存在すると合理的に判断する場合には、甲に対し、当該事由の存否を照会することができ、甲は速やかに、当該事由の不存在を証明しなければならないものとする。甲がこの証明を行わない場合には、甲は、乙の申出により遅滞なく当該売上債権を買戻すものとする。  
(1)乙に譲渡した売上債権にかかる売上データが正当なものでないこと、その他売上データの記載内容が不実不備であった場合  
(2)本契約の規定に反する手続により作成された売上データによる債権と認められた場合  
(3)第17条第1項、第2項の規定に違反して信用販売を行った場合  
(4)第19条第3項の事態が発生した場合  
(5)第21条第2項の調査に対して乙が合理的と認める協力が無い場合  
(6)第24条第1項の会員との紛議が解決されない場合  
(7)会員がクーリング・オフを行ったにもかかわらず信用販売の取消を行わない場合  
(8)会員が、第14条第4項に定める信用販売の解除を行った場合  
(9)会員から売上債権に関し、カード利用の否認があった場合  
(10)その他本契約の規定に違反して信用販売が行われたことが判明した場合
2. 第14条第5項の販売を行った甲が会員に対して商品またはサービス等の提供が困難になった場合において、この事態を理由に会員が未提供の商品またはサービス等に相当する代金の支払いを拒否したとき、会員の乙に対する支払いが滞ったとき、または会員が乙に対して当該代金の返還を求めたときは、甲は乙の申出により遅滞なく当該売上債権を買戻すものとする。
3. 前2項の場合、甲は当該売上債権および他の売上債権の譲渡に伴い生ずる第21条第1項に規定する振込金から買戻し金額を差引充当すること、ならびに買戻し金額に不足が生じる場合は次回以降の振込金を順次買戻し金額に充当することを承諾するものとする。
4. 前項の手続を行ったにもかかわらず、乙が買戻しを請求した日から2ヶ月以上を経過した残金がある場合、甲は乙の請求により遅滞なくその残金を一括して支払うものとする。なお、買戻しを請求した日とは乙が口頭または文書により甲に通知した日とする。
5. 甲が乙に届出たカード取扱店舗を閉鎖するなど、乙の通知、意思表示を受領すべき場所が不明となったときは、乙は甲に対する通知を省略して本条の手続を取ることができるものとする。
6. 乙は、本契約に基づき甲から譲り受けた売上債権のうち、第11条第3項の会員認証手続の結果が認証成功または未登録であった申込による売上債権については、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第1項第9号に基づく債権買戻しの請求を行わないものとする。  
(1)理由の如何を問わず会員認証手続の結果が乙に到達しなかった等、当該売上債権に関連して本契約の規定に対する違反がある場合。  
(2)その他乙が不適当と認めた場合

#### 第27条（手数料の支払い）

甲は、MCPによる信用販売の売上債権について、手数料を乙に支払うものとする。手数料の算定基準は乙が別途定めるところによる。但し、提携組織の規則等の変更、関連法令の変更または金利変動等の金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、乙は、甲に対する通知により、手数料率を合理的範囲で改定することができるものとする。

#### 第28条（提携組織の規則等の遵守）

1. 甲は信用販売にあたり、提携組織の規則等に準拠した取扱いを行わなければならない。
2. 甲が提携組織の規則等に準拠した取扱いを行うために要する費用は、甲の負担とする。
3. 甲は、提携組織の規則等に変更（制定、廃止等を含む）があった場合は、変更後の内容が適用されるものとし、当該変更に関因して甲に生じる費用、損害、第三者に対する責任は、甲が負担するものとする。
4. 提携組織が、甲側の事由に起因して、乙に違約金、反則金等（名称の如何は問わないものとする）を課すことを決定した場合、甲は、乙の請求に応じて違約金、反則金等の額と同額の金員を乙に支払うものとする。

#### 第29条（加盟店の禁止行為）

甲は、次の各号に定める行為またはこれに類似する行為を行ってはならないものとする。また、甲の従業員あるいは役員が次の各号に定める行為またはこれに類する行為を行った場合には、甲が自らこれを行ったものであるとみなされるものとする。

- (1)甲が加盟店として届け出た名義を第三者に使用させ、または第三者が使用することを容認し、あたかも甲が当該顧客と直接取引をしたかのように装うこと
- (2)顧客との間に真実取引がないのに、それがあつたかのように会員と通謀しあるいは会員に依頼して取引があるかのように装うこと
- (3)顧客と取引を行うあるいは取引の勧誘にあたり、違法または不適切な行為を行うこと

- (4)乙の信用販売にかかる商品の留保した所有権を侵害すること
- (5)第三者の売掛金の決済・回収のために本契約に基づく決済を利用すること
- (6)公序良俗に違反することその他監督官庁から改善指導・行政処分等を受けるまたは受ける虞のある行為をすること
- (7)合理的な理由なく、甲（代表者およびその関係者を含む）が保有するカード等を使用して、本契約にかかる信用販売を行うこと
- (8)暗証番号、セキュリティコード（C V V 2・C V C 2）、その他乙が保管・保持を禁止する情報を保管・保持すること
- (9)その他本契約に違反すること

### 第30条（状況報告）

甲は、乙から求められたときは、最新の決算状況および特定時期の財務状況について、文書その他乙が適当と認める方法により、乙に対し報告を行うものとする。

### 第31条（証明書の提出と管理）

甲は、乙が請求した場合には、申込データならびに商品発送および提供の証明文書を速やかに乙に提出するものとする。

### 第32条（営業秘密等の守秘義務等）

1. 甲および乙は、営業秘密等を、相手方の書面による事前の同意を得ることなく、第三者に提供・開示・漏洩せず、本契約に定める業務目的以外の目的に利用しないものとする。但し、以下のいずれかに該当することが証明された情報は営業秘密等に含まれないものとする。
  - (1)当該情報を受領した時点で、既に公知であった情報
  - (2)当該情報を受領した後に、当該情報を受領した当事者の責めに帰すべき事由によらずして公知となった情報
  - (3)当該情報を受領した時点で、当該情報を受領した者が既に保有していた情報（守秘義務の制約の下で相手方から開示された情報を除く）
  - (4)当該情報を受領した後に、守秘義務に服さない第三者から守秘義務を負うことなく適法かつ正当に開示を受けた情報
2. 前項の営業秘密等には、乙より甲宛に提供する事務連絡票の情報等が含まれるものとする。
3. 甲および乙は、営業秘密等を滅失・毀損・漏洩等することがないよう必要な措置を講ずるものとし、当該情報の滅失・毀損・漏洩等に関し責任を負うものとする。
4. 甲および乙は、営業秘密等をその責任において完全に保管するものとし、本契約が終了した場合に相手方の指示があるときは、その指示内容に従い返却または廃棄するものとする。
5. 本条の定めは本契約終了後も有効とする。

### 第33条（個人情報の守秘義務等）

1. 甲は、甲が知り得た個人情報を、秘密として保持し、乙の書面による事前の同意を得ることなく、第三者に提供・開示・漏洩せず、本契約に定める業務目的以外の目的に利用しないものとする。
2. 前項の個人情報には、次に定める情報が含まれるものとする。
  - (1)甲および乙間でペーパーやM T等を媒介にオフラインで交換される会員の個人に関する情報
  - (2)甲が乙から直接受け取った会員の個人に関する情報（申込データ等）
  - (3)乙を経由せず、甲が受け取った会員の個人に関する情報（加盟店売上情報等）
  - (4)カードを利用することで甲のホストコンピューターに登録される会員の個人に関する情報（加盟店売上情報等）
3. 甲は、個人情報を滅失・毀損・漏洩等することがないよう必要な措置を講ずるものとし、乙の支配が可能な範囲を除き個人情報の滅失・毀損・漏洩等に関し責任を負うものとする。
4. 甲は、個人情報をその責任において完全に保管し、本契約が終了した場合は、直ちに、乙に返却するものとする。但し、乙の指示があるときは、その指示内容に従い返却または廃棄するものとする。
5. 本条の定めは本契約終了後も有効とする。

### 第34条（カードの会員番号等の管理）

1. 甲は、前条の個人情報の内、カードの会員番号等（乙がその業務上利用者に付与する割賦販売法第2条第3項第1号に定める番号、記号その他の符号を含み、以下同じ）の滅失・毀損・漏洩等（以下本条および第36条において「漏洩等」という）が生じた場合または甲において漏洩等が発生したと判断される合理的理由があると乙が判断した場合には、速やかに乙に対し、漏洩等の発生の日時・内容その他詳細事項について報告をしなければならないものとする。
2. 甲は、カードの会員番号等の漏洩等が生じた場合または甲において漏洩等が発生したと判断される合理的理由があると乙が判断した場合には、その発生の日から10営業日以内に、漏洩等の原因を乙に対し報告し、再発防止のための必要な措置（甲の従業者に対する必要かつ適切な指導を含むものとする）を講じた上で、その内容を乙に書面で報告しなければならないものとする。
3. 乙は、前項の処置が不十分であると認めた場合、他の加盟店でのカードの会員番号等の漏洩等が発生した場合において類似の漏洩事故の発生を防止する必要がある場合、その他乙が必要と認める場合には、甲に対し、当該措置の改善の要求その他必要な措置・指導を行えるものとし、甲はこれに従うものとする。但し、乙による指導は、甲を免責するものではない。乙が行う措置・指導には以下を含むが、これに限られない。
  - [1]乙が指定する監査会社を用いたシステム診断
  - [2]信用販売の停止

### 第35条（委託の場合の個人情報等の取扱い）

1. 甲は、本契約に関わる業務処理を第三者に委託する場合（数次委託を含むものとし、以下同じ）（以下、この委託を受けた第三者を「委託先」という）には、乙の事前の承認を得た上で、十分な個人情報の保護水準を満たしている委託先を選定し委託先に本契約における甲と同様の機密保持義務および個人情報管理措置義務等を課す内容を含む契約を委託先と締結するものとする。但し、甲が乙の同意を得て委託を行う場合であっても、本契約上の甲の義務および責任は一切免除または軽減されないものとする。委託先は甲の履行補助者であり、委託先の行為および故意・過失は、甲の行為および故意・過失とみなすものとする。
2. 本条の定めは本契約終了後も有効とする。

### 第36条（委託の場合のカードの会員番号等の管理）

1. 甲は、委託先において、カードの会員番号等の漏洩等が発生した場合または委託先において漏洩等が発生したと判断される合理的理由があると乙が判断した場合に、速やかに委託先から漏洩等の発生の日時・内容その他詳細事項について報告を受けた上で、乙に対し、速やかに乙の別途定めるところに従い、漏洩等の発生の日時・内容その他詳細事項について報告をしなければならないものとする。
2. 甲は、委託先においてカードの会員番号等の漏洩等が生じた場合または委託先において漏洩等が発生したと判断される合理的理由があると乙が判断した場合には、委託先をして、その発生の日から10営業日以内に、漏洩等の原因を甲に報告させた上で、再発防止のための必要な措置（委託先の従業者に対する必要かつ適切な指導を含む）を講じさせるものとし、その内容を乙に書面で報告しなければならないものとする。
3. 乙は、前項の措置が不十分であると認めた場合、他の加盟店でのカードの会員番号等の漏洩等が発生した場合において類似の漏洩事故の発生を防止する必要がある場合、その他乙が必要と認める場合には、甲に対し、第34条第3項と同様の当該措置の改善の要求その他必要な指導を委託先に行うよう要請できるものとし、甲はこの指導要請に従うものとする。但し、乙による

指導要請は、甲ないし委託先を免責するものではないものとする。

4. 甲は、本条に定める乙の権利が実現可能となるのに必要となる委託先の義務を委託先との契約において定めるものとする。

#### 第37条（委託先への個人情報の提供）

1. 甲は、乙が、甲から預託を受けている個人情報を、会員宛の甲のサービス提供に関する照会・受付業務に限り、乙が提携する企業に提供することに同意するものとする。
2. 乙が個人情報を乙の提携企業に提供する場合は、乙は、乙の提携企業と本契約に定める内容と同様の秘密保持義務を締結するものとする。

#### 第38条（第三者からの申立）

1. 個人情報の滅失・毀損・漏洩等に関し、乙の会員を含む第三者から、訴訟上または訴訟外において、乙に対する損害賠償請求等の申立がされた場合、甲は当該申立の調査解決等につき乙に全面的に協力するものとする。
2. 前項の第三者からの乙に対する申立が、第33条第3項に定める甲の責任範囲に属するときは、甲は、乙が当該申立を解決するのに要した一切の費用（直接の費用であるか間接の費用であるかを問わず、弁護士費用等を含む）を負担するものとし、甲は乙の請求に従い、当該費用相当額を直ちに支払うものとする。
3. 本条の定めは、本契約終了後も有効とするものとし、営業秘密等の滅失・毀損・漏洩等に関し、第三者から甲または乙に対する損害賠償等の申立がされた場合に準用されるものとする。

#### 第39条（個人情報安全管理措置）

1. 甲は、個人情報管理責任者を設置するものとし、個人情報管理責任者は、甲および委託先における個人情報（カードの会員番号等を含み、本条において以下同じ）の目的外利用・漏洩等が発生しないよう情報管理の制度、システムの整備・改善、社内規定の整備、従業員の教育、委託先の監督等適切な措置を講ずるものとする。
2. 甲は、売上データ等に記載または記録されている個人情報を本契約に定める業務目的以外の目的に利用しないものとする。また、甲は、売上データを記録したファイルを自己の責任において厳重に保管管理するものとする。
3. 甲は、個人情報を会員に公表または通知した以外の目的に使用し、または、会員の同意なく第三者に提供・開示・漏洩したときには、直ちに乙に報告し、乙の指示に従うものとする。
4. 乙は、甲による個人情報の漏洩等が、安全管理措置の不備（甲が設置するコンピュータその他サーバの脆弱性を含むがこれに限られない）に起因するものと認めた場合には、甲に対し、必要かつ合理的な指導を行うことができ、甲は当該指導に基づき、必要な措置を講じるものとする。この指導は、以下のものを含むがこれに限られない。但し、乙による指導は、甲を免責するものではないものとする。

[1]外部の第三者から甲が個人情報を保有するコンピュータその他のサーバに侵入されない強固なシステムの整備・改善

[2]甲がオーソライゼーション後に保管・保持を禁止されている暗証番号、セキュリティコード（CVV2、CVC2）、または乙が指定する情報の廃棄徹底

#### 第40条（加盟店情報の取得・保有・利用）

1. 甲（代表者個人を含み、以下本条から第42条まで同じ、但し、文脈上明らかに法人のみを名宛人としているものについては代表者個人は除く）は、乙が甲との取引に関する審査（以下「加盟審査」という）、加盟後の加盟店管理および取引継続にかかる審査、乙の業務、乙の事業にかかる商品開発もしくは市場調査のために、甲にかかる次の情報（以下、これらの情報を総称して「加盟店情報」という）を乙が適当と認める保護措置を講じたうえで乙が取得・保有・利用することに同意するものとする。また、甲は、二重加盟や二重契約の防止等の理由から他の加盟店にかかる加盟審査ならびに加盟後の加盟店管理および取引継続にかかる審査のために加盟店情報を利用することに同意するものとする。
  - (1)甲の商号（名称）、所在地、郵便番号、電話（FAX）番号、代表者の氏名、性別、住所、生年月日、自宅電話番号等、甲が加盟申込み時および変更届出時に届出た情報
  - (2)加盟申込日、加盟店契約日、加盟店契約終了日および甲と乙との取引に関する情報
  - (3)甲のカードの取扱状況（他社カードを含む）に関する情報
  - (4)乙が取得した甲のカードの利用状況、支払状況、支払履歴等に関する情報
  - (5)甲の営業許可証等の確認書類の記載事項に関する情報
  - (6)乙が甲または公的機関から適法かつ適正な方法により取得した登記簿謄本、住民票、納税証明書等の記載事項に関する情報
  - (7)官報、電話帳、住宅地図等において公開されている甲に関する情報
  - (8)公的機関、消費者団体、報道機関等が公表した甲に関する情報および当該内容について乙が調査して得た情報
  - (9)破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他の倒産手続開始の申し立てその他の甲に関する信用情報
2. 本条の定めは、本契約終了後も有効とする。

#### 第41条（加盟店情報交換センターへの登録・共同利用の同意）

1. 甲は、本契約（申込みを含む）に基づき生じた甲に関する客観的事実が、乙の加盟する加盟店情報交換センター（以下「センター」という）に登録されること、ならびにセンターに登録された情報（既に登録されている情報を含む）が、甲に関する加盟審査、加盟後の加盟店管理および取引継続にかかる審査のため、当該センターの加盟会員会社によって利用されることに同意するものとする。なお、乙が現時点で加盟するセンターは第42条の通りであり、その後、変更追加された場合には、当該変更追加内容を甲に通知しないし乙が適当と認める方法で公表することにより、本契約におけるセンターとして追加変更されるものとする。
2. 甲は、乙の加盟するセンターに登録されている甲に関する情報を、乙が、加盟審査、加盟後の加盟店管理および取引継続にかかる審査のために利用することについて同意するものとする。
3. 甲は、客観的事実に関する情報が、乙の加盟するセンターを通じて、センターの加盟会員会社に提供され、第1項記載の目的で利用されることに同意するものとする。
4. 甲は、客観的事実に関する情報が、第42条で定める共同利用の目的、登録される情報、共同利用の範囲内で乙の加盟するセンターの加盟会員会社相互によって共同利用されることに同意するものとする。

#### 第42条（乙が加盟する加盟店情報交換センター、共同利用の範囲および目的等について）

名称	日本クレジットカード協会 加盟店信用情報センター（JIM）	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター （JDMセンター）
住所	〒105-0004 東京都港区新橋2-12-17 新橋I-Nビル1階	〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町14-1 住生日本橋小網町ビル6階
電話	03-6738-6626	03-5643-0011
受付時間	月～金曜日 （祝日、年末・年始は除く） 午前10時～正午／午後1時～午後4時	月～金曜日 午前10時～午後5時 （年末年始等を除く） ※詳細はお問い合わせください。

共同利用の目的	加盟会員会社が行う不正取引の排除・消費者保護のための加盟店入会審査、加盟店契約締結後の管理、その他加盟店契約継続の判断、ならびに加盟店情報正確性維持のための開示・訂正・利用停止等のため	割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資するために行う加盟会員会社による加盟審査、加盟後の加盟店管理および取引継続にかかる審査等のため
共同利用される情報の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乙に届け出た甲の代表者の氏名・生年月日・住所等の個人情報</li> <li>・甲の名称、所在地、電話番号、業種、取引情報等の甲との取引情報</li> <li>・加盟会員会社が加盟店情報を利用した日付</li> </ul>	<p>[ 1 ] 包括信用購入あっせん取引または個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等にかかる苦情処理のために必要な調査の事実および事由</p> <p>[ 2 ] 包括信用購入あっせんまたは個別信用購入あっせんにかかる業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として包括信用購入あっせんまたは個別信用購入あっせんにかかる契約を解除した事実および事由</p> <p>[ 3 ] 利用者等の保護に欠ける行為に該当したまたは該当すると疑われるもしくは該当するかどうか乙が判断できないものにかかる、乙および加盟会員各社・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報</p> <p>[ 4 ] 利用者等（契約済みのものに限らない）から乙および加盟会員各社に申出のあった内容および当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると乙が判断した情報および当該行為と疑われる情報ならびに当該行為が行われたかどうか乙が判断することが困難な情報</p> <p>[ 5 ] 行政機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等）について、当センターが収集した情報</p> <p>[ 6 ] 上記の他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報</p> <p>[ 7 ] 前記各号にかかる当該加盟店の氏名、住所、電話番号および生年月日（法人の場合は、名称、住所、電話番号ならびに代表者の氏名および生年月日）。但し、上記[ 4 ]の情報のうち、当該行為が行われたかどうか乙が判断することが困難な情報については、氏名、住所、電話番号および生年月日（法人の場合は、代表者の氏名および生年月日）を除く。</p>
共同利用の範囲	日本クレジットカード協会加盟各社のうち日本クレジットカード協会加盟店信用情報センターを利用している加盟会員会社（加盟会員会社は下記のホームページに掲載する） <a href="http://www.jcca-office.gr.jp/">http://www.jcca-office.gr.jp/</a>	一般社団法人日本クレジット協会会員であり、かつ、当センターの加盟会員各社である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、立替払取次業者および当センター（加盟会員会社は一般社団法人日本クレジット協会のホームページに掲載する） <a href="http://www.j-credit.or.jp/">http://www.j-credit.or.jp/</a>
登録される期間	当センターに登録されてから5年を超えない期間（但し加盟会員会社が加盟店情報を利用した情報については6ヶ月を超えない期間）	登録日から5年を超えない期間
共同利用責任者	日本クレジットカード協会	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター

#### 第4 3条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 甲の代表者は、乙およびセンターに対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、乙およびセンター所定の方法により、代表者の自己に関する個人情報を開示できるよう請求することができるものとする。  
 なお、乙の開示請求の窓口は次の通りとする。  
 東京お客様相談室 〒105-8011 東京都港区海岸 1-2-20 電話番号 03-5470-7622  
 大阪お客様相談室 〒541-8537 大阪市中央区今橋 4-5-15 電話番号 06-6223-2966  
 センターへの情報開示請求の窓口は前条の通りとする。
2. 万一、乙が保有する加盟店情報または乙がセンターに登録した登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には乙は速やかに訂正または削除の措置をとるものとする。

#### 第4 4条（加盟店情報の取得、保有、利用に不同意等の場合）

甲は、甲が本契約に必要な記載事項（契約書面に契約者が記載すべき事項）の記載を希望しない場合および第4 0条ないし第4 3条、第4 5条に規定する内容の全部または一部を承認できない場合は本契約を解除することがあることに同意するものとする。

#### 第4 5条（契約終了後の加盟店情報の利用）

甲は乙が、本契約終了後も業務上必要な範囲で、法令等および乙が定める所定の期間、加盟店情報を保有し、利用することに同意するものとする。

#### 第4 6条（届出事項の変更等）

1. 甲は、乙に対して届けている商号、代表者、所在地、カード取扱店舗、連絡先、指定預金口座等加盟店申込書または本契約に定める届出事項等に変更が生じた場合、乙所定の方法により遅滞なく乙に届出るものとする。
2. 甲は、前項の届出がないために乙からの通知またはその他送付書類、第2 1条に規定する振込金が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに甲に到着したものとみなされても異議ないものとする。
3. 甲が第3条第2項に定める表明保証確約事項に反すると具体的に疑われる場合には、乙は、甲に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、甲は、これに応じるものとする。

#### 第4 7条（契約解除等）

1. 第4 9条の規定にかかわらず、下記各号のいずれかの事態が発生した場合、または乙が違反しているものと認めた場合、乙は本契約を直ちに解除できるものとする。この場合、乙は、解除の効力発生前に、何らの通知を要することなく、直ちに本契約による取引を停止させることができるものとする。その場合、甲は乙に生じた損害を賠償するものとする。乙が本項に基づき本契約を解除

した場合、乙に対する一切の未払債務について、甲は当然に期限の利益を失うものとし、直ちに支払うものとする。

- (1) 甲が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合
  - (2) 甲の営業または業態が公序良俗に反すると乙が判断した場合
  - (3) 甲が監督官庁から営業の取消または停止処分を受けた場合
  - (4) 甲が自ら振出しもしくは引受けた手形または小切手につき不渡処分を受ける等支払停止状態に至った場合
  - (5) 甲が差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分を受け、または民事再生手続の開始、会社更生手続の開始、破産その他これに類似する倒産手続の開始、もしくは競売を申立てられ、または自ら民事再生手続の開始、会社更生手続の開始もしくは破産その他これに類似する倒産手続の申立を自らした場合
  - (6) 甲がその他経営状態が悪化しまたはそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合
  - (7) 甲（甲の役員・従業員を含み、以下本号および次号において同じ）が、暴力団員等に該当した場合、または次の[ 1 ]ないし[ 5 ]のいずれかに該当したことが判明した場合
    - [ 1 ]暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
    - [ 2 ]暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
    - [ 3 ]自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
    - [ 4 ]暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
    - [ 5 ]役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
  - (8) 甲が、自らまたは第三者を利用して、次の[ 1 ]ないし[ 7 ]のいずれかに該当する行為をした場合
    - [ 1 ]暴力的な要求行為
    - [ 2 ]法的な責任を超えた不当な要求行為
    - [ 3 ]取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - [ 4 ]風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為
    - [ 5 ]換金を目的とする商品の販売行為
    - [ 6 ]合理的な理由なく、甲（代表者およびその関係者を含む）が保有するカード等を使用する、本契約にかかる信用販売行為
    - [ 7 ]その他[ 1 ]ないし[ 6 ]に準ずる行為
  - (9) 甲届出の店舗所在地にカード取扱店舗が実在しない場合
  - (10) 甲が割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法等の法令に違反していることが判明した場合
  - (11) 加盟店申込書または本契約に定める届出（変更の届出を含む）に記載事項を偽って記載したことが判明した場合
  - (12) 第1条第3項に違反し甲の地位を第三者に譲渡する行為を行った場合
  - (13) 第5条ないし第1条第8条および第2条に定める手続によらずに信用販売を行った場合
  - (14) 第5条第3項または第2条第4項に定める乙の調査に対し協力を行わない場合
  - (15) 第9条の規定に違反して乙の改善措置の要求に従わない場合
  - (16) 第26条の規定に違反して買戻しに応じない場合
  - (17) 甲に対し第46条第3項の調査等が完了しない場合や、甲がこれらの調査等に対し虚偽の回答をした場合
  - (18) その他甲が、本契約に違反した場合もしくは乙が加盟店として不適当と認めた場合
2. 本契約の解約・解除条項または前項各号のいずれかの事態が発生した場合、本契約の解約・解除条項または前項に基づき本契約を解除するか否かにかかわらず、乙は、何らの通知を要することなく、当該事態発生前に生じていたかまたは当該事態発生後に生じたかにかかわらず、本契約に基づく債務の全部または一部の支払を保留することができるものとする。この場合、乙は、当該事態の発生前に生じた遅延損害金を除き、法定利息その他遅延損害金の支払義務を負わないものとする。
3. 第1項第3号ないし第5号のいずれかの事態が発生した場合、本契約に基づき乙が甲に対し負担する金銭債務その他の財務給付を行うべき債務と乙が甲に対して請求することのできる一切の金銭債権（本契約に基づくものであるか否かは問わない）とは、何らの意思表示を要せず、当然に対当額で相殺されるものとする。本契約の解約・解除条項または第1項各号（第3号ないし第5号を除く）のいずれかの事態が発生した場合または乙が必要または適当と認めた場合、乙は本契約に基づき、乙が甲に対し負担する金銭債務その他の財務給付を行うべき債務と乙が甲に対して請求することのできる一切の金銭債権（本契約に基づくものであるか否かは問わない）とを、何らの意思表示を要せず、対当額で相殺することができるものとする。
4. 甲は、第49条および本条第1項により本契約が解約または解除された場合、直ちに甲の負担において加盟店標識をとりはずすものとする。
5. 乙は、甲が本契約の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約に基づく信用販売を一時的に停止することができるものとする。信用販売を一時停止した場合には、甲は、乙が取引再開を認めるまでの間、信用販売を行うことができないものとする。これにより甲に損害が生じた場合でも乙に何らの請求は行わず、一切甲の責任とする。

#### 第48条（損害賠償）

甲が本契約に違反して信用販売を行った等、甲の責めに帰すべき事由により乙が損害を被った場合には、甲は乙に対し当該損害を賠償する責を負うものとする。なお、損害には、提携組織の規則等により乙が負担することとなった罰金・違約金（名称の如何を問わないものとする）等を含むものとする。

#### 第49条（有効期間・解約）

1. 本契約の有効期間は、契約締結日から1年間とする。但し、有効期間満了の3ヶ月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示のないときは、有効期間満了後1年間自動的に延長し、以後も同様とする。
2. 甲および乙は、本契約の有効期間中において本契約を解約しようとする場合には、相手方と誠実に協議を行うものとし、協議が整わないと合理的に判断したときは相手方に3ヶ月前までに書面による通知を行なうことにより、本契約を解約できるものとする。但し、甲が1年以上継続して信用販売を取扱っていない場合、または、乙が甲との連絡不能の状態が相当期間継続した場合、乙は甲に3ヶ月前までに書面による通知を行なうことにより（甲との連絡不能による場合は、第46条第2項に基づき、届出住所に通知を発送すれば、通常到着すべきときに通知を行ったものとみなす）、本契約を解約できるものとする。

#### 第50条（契約の終了）

1. 理由の如何を問わず、本契約が終了したときは、甲は速やかに、本契約の存在を前提とした広告宣伝、取引申込みの誘引行為を中止し、契約終了時点で乙に対する承認請求を行っていないものについては、当該顧客に対して本契約に基づくカード取扱を中止した旨を告知するものとする。
2. 前項の場合、本契約終了時点で受入れた売上債権ならびに債権譲渡を終了して乙がその取立てを終了していない売上債権の処理については、本契約終了後もなお本契約はその効力を有するものとする。

#### 第51条（協議事項および準用規定）

1. 本契約に定める事項の解釈について疑義を生じたときは、甲乙協議の上解決するものとする。
2. 本契約を変更する場合には、乙は甲に対して変更内容を通知するものとし、甲がその通知を受けた後において会員に対してカードによる信用販売を行った場合には、本契約は当然に変更されるものとする。
3. 本契約は、甲が乙に差し入れた加盟店申込書がある場合においてこれに付随する「三井住友VISAカード&三井住友マスターカード加盟店規約（通信販売〔含EC〕用）」（以下「加盟店規約」という）の内容とが矛盾抵触する場合には加盟店規約に優先して適用されるものとし、本契約に定めのない事項については、最新の「三井住友VISAカード&三井住友マ

ターカード加盟店規約（通信販売〔含 E C〕用）の定めるところに準ずるとともに、甲は「取扱要領」等乙からの通知に基づく取扱をするものとする。

第 5 2 条（合意管轄裁判所）

甲と乙との間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所および大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 5 3 条（準拠法）

本契約に関する準拠法はすべて日本国内法が適用されるものとする。

以上

#### 第1条（契約の目的）

このビットキャッシュ加盟店約款（以下、「本約款」という。）は、ビットキャッシュ決済サービスの利用を希望する者（イブシロン決済サービスを利用している者に限る。以下、「利用希望者」という。）がイブシロン株式会社（以下、「E P社」という。）を代理人としてビットキャッシュ株式会社（以下、「B C社」という。）に対して行うビットキャッシュ決済サービスの利用を目的とした契約（以下、「ビットキャッシュ加盟店契約」という。）の締結申込及びかかる申込によって利用希望者とB C社との間に成立するビットキャッシュ加盟店契約の内容等に関して定めるものであり、利用希望者及び利用者とB C社に適用される。

#### 第2条（定義）

本約款における各種の用語の定義は以下のとおりとする。

##### (1) ビットキャッシュ決済サービス

B C社が提供する、インターネット等を利用した仮想店舗での通信販売のうち商品等に関わる代金（商品等の販売に係る租税公課、送料、その他手数料を含む場合があることとし、以下、「商品代金」という。）の決済をビットキャッシュによって行うもの（以下「B C利用通信販売」という。）に係るビットキャッシュの買い取り及び当該ビットキャッシュの買い取りに係る情報の伝送・処理サービス（以下、「決済情報処理サービス」という。）並びにこれらに付随するサービス。

##### (2) ビットキャッシュ

B C社が発行、販売するプリペイド式の電子マネーで、ビットキャッシュ情報が記載された印刷物や、ビットキャッシュ情報そのものをいう。

##### (3) ビットキャッシュ情報

B C社が発行し顧客が商品等を購入するために必要なひらがな I D と、その情報を B C社が管理する為の管理番号をいう。

##### (4) 管理番号

B C社がビットキャッシュの持つ情報（残高や利用履歴、セグメントやひらがな I D等）を管理し、B C社や利用者が顧客からの問合せ対応等に利用する為の、16桁の数字情報。

##### (5) ひらがな I D

ビットキャッシュ決済を行なう為に、顧客が利用する16文字のひらがな I D。

##### (6) セグメント

ビットキャッシュをビットキャッシュ E X・ビットキャッシュ S T という2つの種類に区別した後のそれぞれの区分をいう。

##### (7) ビットキャッシュ E X

20歳以上向けのコンテンツを含む、利用者がビットキャッシュ決済サービスの対象として指定したすべての商品等の購入に利用できるビットキャッシュ。20歳以上の顧客のみ購入できる。

##### (8) ビットキャッシュ S T

20歳以上向けのコンテンツをのぞく、利用者がビットキャッシュ決済サービスの対象として指定したすべての商品等の購入に利用できるビットキャッシュ。全ての顧客が購入できる。

##### (9) 本件決済サービス

利用者が利用を申し込み、B C社がその提供を受諾したビットキャッシュ決済サービス。

##### (10) 利用者

本約款に同意して、B C社との間でビットキャッシュ加盟店契約を締結した法人又は個人。

##### (11) 利用者サイト

利用者が、ビットキャッシュ決済サービスを利用して商品等を顧客に対して販売又は提供する事を目的として運営するインターネット上の仮想店舗。同一利用者が運営していてもドメインが異なる場合には別の利用者サイトとする。

##### (12) 顧客

利用者サイトにて、B C利用通信販売の申込を行い又は利用者より当該申込の誘引を受けた、個人又は法人。

##### (13) 商品等

利用者が利用者サイトで顧客へ販売又は提供する、物品・サービス・権利・役務・ソフトウェア等をいう。

##### (14) コンテンツ

利用者が利用者サイトで提供又は表示する一切の情報。

##### (15) クレジット

顧客がビットキャッシュを利用して利用者サイトで商品等を購入する際に、商品等の価格を表示する単位。また、ビットキャッシュの額面及び残高の単位。

##### (16) 決済手数料（消費税相当額別途）

決済額に応じて支払う手数料の料率を、決済手数料率といい、ビットキャッシュ決済サービスを使用した利用者が、B C社に対してその決済額に決済手数料率を乗じて支払う手数料。

##### (17) 決済事業者

B C社がビットキャッシュ販売の際にクレジットカードやコンビニ、インターネット銀行などの決済代行を委託する事業者。

#### 第3条（ビットキャッシュ加盟店契約の成立）

1. 利用希望者は、E P社を代理人としてB C社に対し、B C社所定の情報（本件決済サービスの利用開始希望日を含む。）に関するデータ及びB C社所定の加盟店申込書（以下、単に

「加盟店申込書」という。)を提出することによって、ビットキャッシュ加盟店契約の締結申請を行うものとする。

2. ビットキャッシュ加盟店契約は、B C社による前項の申請の審査の後、B C社が本件決済サービスの提供を受諾する旨の通知がE P社に到達した時に成立するものとする。

#### 第4条 (本件決済サービスのサービス開始日)

1. B C社は、本約款に別段の定めがある場合を除き、第3条第2項の通知がE P社に到達した時以降、本約款に従って本件決済サービスを利用者に提供するものとする。
2. B C社が本件決済サービスの提供開始日を別途E P社に通知した場合、前項の定めにかかわらず、B C社は、当該提供開始日以降に限り本件決済サービスを利用者に提供するものとする。

#### 第5条 (第三者への委託)

1. B C社は、本件決済サービスの提供に必要な業務の全部又は一部を、B C社の責任において決済事業者その他の第三者に委託できるものとする。
2. 利用者は、次の各号の業務をE P社に委託して遂行させ又はE P社を代理人として行わせるものとし、B C社はこれらの業務を利用者自身が行った場合と同様に取扱うものとする。
  - (1) ビットキャッシュ加盟店契約の締結申請及びこれに対する諾否の通知の受領
  - (2) ビットキャッシュ加盟店契約に関連する利用者の業務のうち次の各号のいずれかに該当するもの
    - [1]本件決済サービスのうち決済情報処理サービスの利用に必要なデータ処理業務及びデータ通信業務
    - [2]本件決済サービスのうちビットキャッシュの買い取りに伴うB C社からの支払の受領
    - [3]B C社との間の連絡、通知等の発信及び受領(弁護士法違反となるおそれのある場合を除く。)並びにB C社への情報、資料等の提供
    - [4]その他利用者とE P社が合意し、B C社が承認した業務
3. B C社及び利用者は、いずれも、第1項又は前項の委託を行ったことによってビットキャッシュ加盟店契約上の自己の義務又は責任を免れるものではない。

#### 第6条 (利用者の商品等)

1. 利用者は、本件決済サービスを利用するにあたり、次の各号記載の事項を保証するものとする。
  - (1) 利用者が利用者サイトで提供し、又は今後提供する予定の商品等は、別途利用者がB C社に提出した加盟店申込書、又は利用者がB C社に提出し、B C社が承認した変更届に記載したものに限ること。
  - (2) 利用者の作成した販売条件や商品説明等を含むコンテンツの表示内容に基づく瑕疵のない商品等の販売又は提供を行うこと。
  - (3) B C社との間でビットキャッシュ加盟店契約の履行に必要な諸データの受け渡しができるシステム環境を有しており(E P社に対する第5条第2項第2号[1]の業務委託により確保している場合を含む。)、同体制を維持すること。
  - (4) 提供した商品等に関する発送及びアフターサービスの体制が整っており、同体制を維持すること。
  - (5) 旅行商品・酒類・商品券類・金銀の地金・タバコ・印紙・切手・医薬品・医薬部外品・中古品など、法令その他規制(自主規制を含む)により許認可又は届出が義務づけられている営業又は商品の販売を行う利用者は、当該営業又は商品等の販売を開始する前に、当該監督機関から交付された営業許可証等の写しをB C社に提出して、営業又は販売が認可されたことをB C社に証明すること。
  - (6) 利用者サイト及び顧客対応に使用する言語は原則として日本語とすること。
  - (7) B C社が宣伝を目的として利用者の名称・ロゴ等を使用することを無償で許諾すること。但し、所有権、著作権その他一切の権利は、B C社に移転しない。
2. 利用者は、本約款に従って、商品等を顧客に販売若しくは提供することができるものとする。但し、次の各号のいずれかに該当するものは除くものとする。B C社は各号につきこれを確認し、問題があると判断した場合、その改善を利用者に申し入れることができる。
  - (1) 銃刀法・麻薬取締法・ワシントン条約、その他関連法令の定めに違反するもの
  - (2) 動物(食品は除く)
  - (3) 犯罪行為を惹起するおそれがあるもの
  - (4) 生命又は身体に危険をおよぼすおそれがあるもの
  - (5) 猥褻性のあるもの又は通常人に嫌悪感をおぼえさせるもの
  - (6) 通常人の射幸心をあおるもの
  - (7) 偽造、虚偽又は詐欺的なもの
  - (8) 第三者の著作権、商標権、意匠権、特許権等の知的財産権を侵害するもの
  - (9) 第三者の財産、プライバシー、肖像権、パブリシティ権等を侵害するもの
  - (10) 決済事業者のイメージを低下させるもの
  - (11) その機能及び品質に瑕疵のあるもの
  - (12) わいせつ、売春、暴力、残虐等公序良俗に反するもの
  - (13) 有害プログラムを含んだもの
  - (14) 公職選挙法に違反するもの
  - (15) その他法令に違反し又は違反するおそれのあるもの
  - (16) 第三者を誹謗し、中傷し又は差別するもの
  - (17) 社会通念上ふさわしくないもの
  - (18) 著しく品位を損なうもの
  - (19) その他、公序良俗に反するもの
  - (20) その他、顧客に提供する商品等として不相当であるとB C社が判断するもの
3. コンテンツの知的財産権に関して第三者からの異議申立が生じた場合には、利用者の責任と費用負担において解決するものとする。
4. 利用者は、利用者サイトで販売する商品等の内容に応じて、次の各号の仕様に従い、顧客が購入できる商品等に対して、セグメントの制限を設けなければならないものとする。
  - (1) 法令、自主規制等で購入に年齢制限がある商品等の場合や、B C社の判断でそれに類するとみなした商品等の場合は、ビットキャッシュE Xのみで購入できるようにすること。
  - (2) 法令、自主規制等で購入に年齢制限がある商品等を含まない、全年齢を対象とした商品等の場合は、ビットキャッシュE XとビットキャッシュS Tで購入できるようにすること。
5. B C社が利用者サイトで販売されている商品等のセグメント設定が適切でないと判断した場合は、B C社は利用者に対して、商品等のセグメント設定の修正を申し出、利用者は速やかにその設定を修正するものとする。なお、修正に関わる顧客からの苦情、問合せなどは利用者の責任において、誠意を持って速やかに対応しなければならない。
6. 利用者は、物品、役務、情報、ソフトウェア、権利等の販売又は提供に係る対価支払の性質を有しない資金移動(募金及びお布施を含むがこれらに限られない。)を行うために、又は販売し若しくは提供する商品等がないにもかかわらず、あるかのように偽装して、本件決済サービスを利用してはならない。
7. 利用者は、決済事業者のイメージを低下させる販売行為又は提供をしてはならない。

#### 第7条 (業務運用方法等の変更)

利用者は、B C利用通信販売の運用方法、申込受付方法等に変更が生じた場合は予めB C社に届け出るものとし、B C社が必要と認めた場合は別途書面による変更手続きを行うものとする。

#### 第8条（本件決済サービスの利用）

1. 利用者は、本件決済サービスを本約款の目的及び内容に反しない範囲で利用することができ、その利用の対価としてB C社に対し別に定める決済手数料を支払うものとする。但し、B C社は、商品代金の額から決済手数料及びこれに対する消費税相当額を控除した残額をビットキャッシュの買い取りの対価（消費税相当分を含む。以下、「B C買い取り代金」という。）とすることによって、当該決済手数料及びこれに対する消費税相当額を利用者との間で精算するものとし、かかる精算がなされた限度で利用者は決済手数料及びこれに対する消費税相当額の現実の支払を行うことを要しないものとする。
2. 利用者は、本約款が、前項に定める以外に、B C社が権利を有する著作権、商標権、意匠権、特許権及びその他の知的財産権に関する利用若しくは使用の権利を、利用者に許諾するものではないことに同意する。
3. 利用者は、顧客とのトラブル、システム障害によるトラブル等、予想されるトラブルにつき、一方的に顧客が不利にならないよう取り計らうものとし、利用者が責任を負担しない範囲について顧客が理解できるよう利用者サイトに明示しなければならない。
4. 利用者は、顧客に対し、B C利用通信販売の申込、承諾について、その仕組みを提示し、顧客がB C利用通信販売の成立時期を明確に認識できる措置を講じるものとする。
5. 利用者は、顧客との間でのB C利用通信販売に関する情報の二重送信や誤入力が生じないよう確認画面を表示するなど誤操作の防止措置を講じるものとする。
6. 利用者は、B C利用通信販売を行う前に自己の責任において正常に行うことができることを確認するものとする。

#### 第9条（顧客との紛議）

1. 利用者は、顧客からの苦情、問い合わせ等に対する窓口をB C社に届出ると共に、これらの情報を利用者サイト上で顧客にわかりやすく設置して、当該窓口で受け付ける苦情、問い合わせに対し速やかな対応を行うものとし、利用者とその顧客との間でB C利用通信販売の債務不履行等の瑕疵、不成立若しくは不存在等をめぐる苦情、紛争等が生じた場合であってもB C社に一切の損害、迷惑等を及ぼさないものとする。
2. 顧客からの利用者の商品等に対する苦情・商品返品・商品取替・中途解約の請求、広告の解釈、アフターサービス等については、利用者がその全責任をもって速やかにその処理に当たるものとし、B C社に一切迷惑をかけるものとする。
3. B C社は利用者の問合せ受付先の情報を顧客に対し掲示あるいは告知できるものとする。
4. 利用者は第1項の顧客からの苦情、問い合わせ等に対する窓口（電話、FAX、問合せフォーム等）を常に維持、稼働させ、自己の責任において確実に遅滞無く顧客からの問合せに対応するものとする。
5. 第6条第1項で保証した商品等あるいは行為に関してB C社に直接苦情があった場合、第6条第2項の改善申し入れに応じない場合、又は本約款に違反している場合には、B C社は、利用者の本件決済サービスの利用を制限あるいは第3条に従いビットキャッシュ加盟店契約を解約できるものとする。
6. その他顧客から利用者になされた苦情は、顧客と利用者が協議の上、誠実にかつ遅滞無く解決するものとする。
7. B C社は、顧客から利用者の商品等あるいは行為に関する苦情を受けた場合には、利用者に対し商品等の確認を要求できるものとし、利用者はこれに協力するものとする。B C社は、顧客からの苦情について、利用者の円滑な処理のために、ひらがなIDを除く各種の情報提供、助言等を誠意をもって行う。

#### 第10条（商品等の告知）

1. 利用者は、利用者の責任と負担において、コンテンツ掲載、商品等の告知の企画・制作を行い、B C社から要請があった場合には、その内容を事前にB C社に届け出るものとする。
2. 利用者は、前項のコンテンツ掲載・商品等の告知、その他広告の制作にあたり以下の事項を遵守するものとする。
  - (1) 特定商取引法、景品表示法、著作権法、商標法等の法令（行政機関が発する告示・通達等を含む。）及び関係する各種自主規制に違反しないこと。
  - (2) 顧客の判断に錯誤を与える恐れのある表示をしないこと。
  - (3) 公序良俗に反する表示をしないこと。
  - (4) 以下の事項について表示を行うこと。
    - [1]利用者の名称
    - [2]利用者の所在地
    - [3]利用者の電話番号
    - [4]利用者の電子メールアドレス
    - [5]利用者の代表者及び販売責任者の氏名及びこれらの者への連絡方法
    - [6]その他、B C社が必要と認めた事項
3. 利用者は、商品等の告知にあたり商品代金を円建て及びクレジット建てで併記して表示するものとする。
4. 利用者は、顧客が利用者への商品代金支払のために使用できるビットキャッシュのセグメントについて、以下の意味が分かる内容を、顧客に対して利用者サイト上で記載すること。
  - [1]法令、自主規制等で年齢制限がある商品等は、ビットキャッシュE Xのみで購入できるということ。
  - [2]法令、自主規制等で年齢制限がある商品等を含まない、全年齢を対象とした商品等は、ビットキャッシュS T及びビットキャッシュE Xのいずれでも購入できるということ。

#### 第11条（資料提供等）

1. 利用者は、B C社から利用者サイトの運用に必要な情報、資料の提供を求められた場合、これに応じるものとする。
2. B C社は、利用者が本約款に違反している恐れがあると判断した場合、又はその事実が判明した場合、その事実及び合理的な理由を利用者に提示したうえで、利用者の業務時間内において、利用者の事業所内に立ち入り、利用者の本約款の遵守状況を確認することができるものとする。
3. 利用者は、ビットキャッシュ加盟店契約に定める事項について、利用者に対して調査の協力を求められた場合には、その求めに速やかに応じるものとする。

#### 第12条（禁止事項）

1. 利用者は、本件決済サービスを利用するにあたり、次の行為を行わないものとする。
  - (1) 第6条第2項各号に定める商品等を販売、提供する行為
  - (2) 旅行商品・酒類・商品券類・金銀の地金・タバコ・印紙・切手など、法令により許認可又は届出が義務づけられている営業又は商品等の販売を、無許可又は無届でする行為
  - (3) 本件決済サービスにより利用しうる情報を改ざんする行為
  - (4) 本件決済サービスをB C利用通信販売に係るビットキャッシュの買い取り以外の目的に使用する行為
  - (5) 有害なコンピュータ・プログラムなどをB C社のシステム又は第三者（顧客を含む。以下同じ）のコンピュータに送信又は書き込む行為
  - (6) 第三者に成りすまし本件決済サービスを利用する行為、及び第三者を利用者に成りすまして本件決済サービスを利用させる行為
  - (7) B C社又は第三者の権利（特許権、商標権、著作権、営業秘密等の知的財産権、プライバシー権、肖像権、パブリシティ権、財産権等を含むがこれに限られない）を侵害し又は侵害するおそれのある行為
  - (8) 第三者の設備等又はB C社による本件決済サービス用設備の利用若しくは運営に支障を与える行為又は与えるおそれのある行為
  - (9) 無限連鎖講（ねずみ講）を開設し、又はこれに勧誘する行為
  - (10) B C社のイメージを低下させる販売行為又は提供行為
  - (11) 本約款の規定に違反する行為

(12)その他法令(行政機関が発する告示・通達等を含む。)及び関係する各種自主規制に違反し又は違反するおそれのある行為

2. B C社は、利用者が前項各号に該当する行為を行っているか若しくは当該行為を行うおそれがあると判断した場合、又は決済事業者が利用者の行う通信販売が不相当であると判断した場合は、利用者に、利用者サイトのコンテンツの全部若しくは一部の削除、又は商品等の全部若しくは一部の販売若しくは提供の停止を求めるところとし、利用者は、B C社からかかる要求があった場合はこれに従うものとする。

#### 第13条(差別的取扱の禁止)

利用者は、B C社利用通信販売の申込を行った顧客に対し、正当な理由なく申込を拒絶したり、他の支払方法を要求したり、他の支払方法と異なる代金・料金を請求する等、当該顧客に不利となる差別的取扱や利用者サイトが提供するサービスの媒体によって本件決済サービスの利用の可否を異にするなど、本件決済サービスの円滑な使用を妨げる何らの制限も行わないものとする。

#### 第14条(権利の帰属)

1. 商品等に関する所有権、著作権その他一切の権利は、本約款により、利用者からB C社に移転するものではない。
2. 利用者は、商品等に第三者の著作権その他の権利が含まれている場合は、何ら支障のないように必要な手続きを利用者が行った上で、商品等を提供するものとする。

#### 第15条(通知)

1. B C社から利用者に対する通知、支払明細書等の送付などの通知は、E P社のアドレス宛の電子メールにより行うものとする。但し、通信障害等やむをえない事態が発生した場合は電子メール以外の他の適当な方法で行うものとし、また本約款に別段の定めがある場合は当該定めに従うものとする。
2. 前項の電子メールによる通知の効力は、E P社のメールアドレスへの当該電子メールの到達をもって発生するものとする。
3. 利用者は、B C社及びE P社からの通知の有無及びその内容を確認するため利用者宛の電子メール並びにE P社所定のウェブサイトを利用者の営業日において毎日1回は閲覧できる体制を維持するものとし、通信障害等やむをえない場合には、代替の通信手段をE P社を通じてB C社に通知するものとする。
4. 利用者は、本約款に基づきB C社へ届け出た氏名、名称、商号、所在地、通信販売の運用方法、申込受付方法、又はその他の重要な事項を変更する場合は、事前にB C社が定めた様式をもってE P社を通じてB C社に届出するものとする。
5. 前項の届出が無い場合、B C社からの通知、送付書類、その他のものが延着、又は不到達となったときであっても、それらが通常到着すべきときに到着したものと見做されるものとする。
6. 第4項に定める場合のほか、利用者は、商品等のセグメント、銀行口座その他B C社に届け出た事項を変更しようとするときは、B C社の書類に変更事項及び変更予定日等を記入のうえ、変更予定日の30日前までにE P社を通じてB C社に届出するものとする。
7. 利用者は、利用者サイトのURL その他コンテンツの閲覧場所若しくはメールアドレスを変更する場合又はコンテンツを大幅に変更する場合、事前にE P社を通じてB C社に通知する。利用者は、当該変更についてB C社から取りやめ又は修正を求められた場合、商業的に合理的な範囲でこれに応じるものとする。これらの通知及び求めは、電子メール又は書面によるものとする。
8. 利用者が第4項及び第6項の届出、又は第7項の取りやめ若しくは修正をしなかったことにより生じた利用者の損失その他の負担について、B C社は一切その責を負わないものとする。
9. B C社から通信回線を通じてなされた通知の内容に通信回線の障害により判読不能な部分がある場合は、利用者は遅滞無くE P社を通じてB C社に再送信の依頼を行うものとする。再送信してもなお判読不能の場合、利用者は直ちにその旨をE P社を通じてB C社に通知し、B C社は電子メール以外の方法で内容を利用者に通知する。B C社から通信回線を通じてなされた通知の到達日から起算して5日以内にその通知内容について利用者から判読不能である旨の通知又は再送信の依頼が無い場合は、利用者がB C社から通信回線を通じてなされた当該通知の内容を正確に認識したものと見做す。
10. B C社は、本条第1項の実効性を確保するために、B C社がインターネット上で提供する告知システムにより電子メールの送信を告知し、利用者は通知の有無を認識するために、少なくとも10日に1回以上送信の有無を確認するものとする。

#### 第16条(決済情報処理サービスの停止又は中断)

1. B C社は、以下の場合に該当する場合は、決済情報処理サービスの一部又は全部の提供を停止することができるものとする。
  - (1) B C社によるシステムの定期的な点検・補修を行う場合。
  - (2) B C社がシステムの適正な運用のため必要と認めた場合。
  - (3) B C社のシステムによって利用者のサーバ運用に支障が生じる、又は支障が生じる恐れがある場合。
  - (4) B C社のサービスに使用する通信回線が輻輳又は使用不能な場合。
  - (5) B C社が決済情報処理サービスで利用しているハードウェア又はソフトウェアの障害・不具合により決済情報処理サービスが停止又は中断した場合。
  - (6) B C社が利用者に決済情報処理サービスの提供を行うことが不相当と判断した場合。
2. B C社が前項の決済情報処理サービスの停止を行う場合には、予め、その理由、実施期日及び期間を利用者に通知するものとする。但し、緊急の場合、又は火災、停電、天災その他の不可抗力による場合は除くものとする。
3. B C社は、決済情報処理サービスにおける利用者とのE P社間若しくはE P社とB C社間の伝送に用いる回線又はB C社若しくは利用者の機器等に起因する通信不良、遅延、誤送等の決済情報処理サービスの運営障害について一切の責を負わないものとする。

#### 第17条(秘密保持)

1. B C社及び利用者は、相手方の書面による事前の承諾なくして、ビットキャッシュ加盟店契約に基づき知り得た相手方固有の業務上、技術上、営業上、その他一切の有用な秘密情報(以下「秘密情報」という。)を、弁護士・税理士・公認会計士等の法令上の守秘義務を負う者以外の第三者に開示、漏洩しないものとする。
2. 本条第1項の規定にかかわらず、秘密情報を取得した当事者(以下「取得当事者」という。)が次の各号のいずれかに該当することを証明することのできる情報は、秘密情報には含まれないものとする。
  - (1) 取得の時点ですでに公知の情報、又はその後取得当事者の責によらずして公知となった情報
  - (2) 取得当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
  - (3) 取得の時点ですでに取得当事者が保有している情報
  - (4) 取得当事者が、取得した情報によらずして独自に開発した情報
  - (5) 相手方が、第三者に対し秘密保持義務を課すことなく開示した情報
  - (6) 管轄官庁又は法令の要求により開示された情報
3. 第1項の規定にかかわらず、取得当事者は、裁判所、検察、警察若しくは監督官庁による、適法・適式な情報の問い合わせに対して秘密情報を開示する場合、第5条第2項に基づくE P社への委託若しくは代理権授与に関連する場合又はビットキャッシュ加盟店契約に基づく場合は、機密情報を第三者に開示することができる。また、B C社は、B C社の親会社(会社法第2条第4号に定義される親会社をいう)、B C社の親会社の子会社(会社法第2条第3号に定義される子会社をいう)及びB C社の親会社の関連会社(会社法施行規則第2条第3項第20号に定義される関連会社をいう。)に秘密情報を必要限度で開示することができる。
4. B C社は、決済情報処理サービスにおける通常の取引の処理又はサービスの維持のために当然に開示するべき者への開示以外、利用者の了解を得ずして、決済情報処理サービスにおいて処理されるデータの他への開示は行わない。但し、次の各号の場合についてはこの限りではない。
  - (1) 顧客の同一性確認(本人確認)のために用いる場合。
  - (2) 紛争の解決のために用いる場合。

- (3) 法令又は政府当局若しくは裁判所の命令に従うために開示する場合。
  - (4) 個々の利用者を特定しない形で統計的データを開示する場合。
  - (5) 決済情報処理サービスの提供に関連して E P 社に開示する場合。
5. 前各項の守秘義務はビットキャッシュ加盟店契約の終了後も存続する。
  6. B C 社及び利用者は、業務の処理を第三者に委託するなどのことにより、当該第三者が秘密情報に接することになるときは、当該第三者に対して第 1 項から第 4 項までと同様の守秘義務を課すと共にこれを遵守させるものとし、かつ当該第三者の行為に関し、当該委託をなした B C 社又は利用者が責を負うものとする。

#### 第 18 条（地位の譲渡等の禁止）

1. 利用者は、ビットキャッシュ加盟店契約上の地位を第三者に譲渡できないものとする。但し、B C 社が事前に承諾した場合を除く。
2. 合併又は会社分割等により、利用者からビットキャッシュ加盟店契約上の地位を包括承継した者は、承継した日から 30 日以内に B C 社にメール等で連絡後、B C 社所定の書類を提出するものとする。上記期間内の書類提出がなかった場合、B C 社は何らの催告なくしてビットキャッシュ加盟店契約を解約できるものとする。

#### 第 19 条（商品代金）

利用者は顧客に対する商品等の商品代金を円建て及びクレジット建てで併記して表示する。但し、クレジット数は整数とする。また、商品等の販売価格は、1 クレジット～上限無しとする。

#### 第 20 条（ロゴマークの表示義務）

利用者は B C 社から提供されるビットキャッシュロゴマークをビットキャッシュ加盟店契約の当事者である証として利用者サイトに表示するものとする。ビットキャッシュロゴマークが変更された場合、利用者は変更後のロゴマークの提供を受けた後速やかに利用者サイト等に表示しているビットキャッシュロゴマークを変更後のものに変更するものとする。

#### 第 21 条（役務）

B C 社は自己の責任においてビットキャッシュを発行、販売する。

#### 第 22 条（転貸等の禁止）

利用者は、ビットキャッシュ加盟店契約に基づくビットキャッシュ決済サービスの利用権を含む一切の権利について、名目の如何を問わず、第三者にこれを貸与、譲渡又は担保設定等を行ってはならないものとする。なお、利用者が貸与、譲渡又は担保設定等を行っているかどうかは B C 社が、自己の裁量で判断するものであり、利用者は B C 社の判断に異議を申し出ないものとする。

#### 第 23 条（B C 利用通信販売の成立）

1. B C 利用通信販売を目的とした利用者と顧客との間の契約は、顧客が利用者サイト上で B C 利用通信販売に係る商品等の購入の意思表示をなし、利用者がこれに対する承諾の意思表示を行ったときに利用者と顧客の間で成立する。
2. 利用者は、B C 社から送信されてきた B C 利用通信販売を承認する旨の回答データが E P 社のサーバによって受信された場合にのみ、当該 B C 利用通信販売を承諾する旨の意思表示を顧客に対して行うものとし、当該回答データが他の内容であった場合又は当該回答データを受信できなかった場合には当該意思表示を行ってはならないものとする。
3. 利用者は、B C 利用通信販売を行う場合、B C 社が当該 B C 利用通信販売を承認する旨の回答をしてきた場合にのみ利用者が当該 B C 利用通信販売を承諾して当該 B C 利用通信販売が成立し、且つ当該成立と同時に当該 B C 利用通信販売の商品代金が顧客のビットキャッシュによって支払済みとなる旨を顧客との間で特約するものとする。

#### 第 24 条（支払方法）

1. B C 利用通信販売が第 23 条の定めるところに従って成立した場合、B C 社は、顧客に販売して B C 社が預かり保管しているビットキャッシュのうち当該 B C 利用通信販売の商品代金に相当する分を、利用者からの預かり保管に振り替えると同時に、利用者からその都度当然に買い取るものとする。
2. 利用者は、B C 社に対して、第 1 項の買い取りに関し、その都度の請求又は売却申請を行うことを要しないものとする。当該買い取りに伴う利用者から B C 社へのビットキャッシュの引渡又は提供は、その都度の通知等を行うことなくその都度当然に、利用者からの預かり保管の解消により行われるものとする。
3. 第 1 項の買い取りに係る B C 買い取り代金は、当該買い取りの対象であるビットキャッシュに係る商品代金の額から決済手数料及びこれに対する消費税相当額を控除した残額とする。
4. B C 社は、毎月末日を締切日として、当月中に生じた B C 買い取り代金の明細を翌月 10 日までに E P 社宛の電子メールにより利用者へ通知し、当該 B C 買い取り代金の合計額を翌々月末日（末日が金融機関の休業日に当たる場合にはその直前の金融機関営業日）までに E P 社の指定する E P 社名義の銀行口座への振込により利用者へ支払うものとし、利用者は E P 社にこれを代理受領させるものとする。
5. 本条に従って B C 社が支払を行う際の銀行振込手数料は、利用者が負担するものとする。
6. 本条第 4 項の定めにかかわらず、当月中のビットキャッシュの買い取りの全部又は一部が第 27 条第 1 項の合意によって取消しとなった場合には、翌々々月になされる本条第 4 項の支払において、当該取消しに係る B C 買い取り代金を控除するものとする。
7. B C 社は、E P 社から利用者への B C 買い取り代金の引渡のための支払に関しては、何ら関与せず、一切責任を負わない。
8. 利用者は、E P 社への第 5 条第 2 項の業務委託の終了等によって E P 社が B C 買い取り代金を代理受領する権限を失った場合には、直ちに、E P 社を通じて又は利用者自ら B C 社にその旨を通知するものとする。
9. E P 社が B C 買い取り代金を代理受領する権限を既に失っているにもかかわらず、前項の通知が適時になされなかったことによって B C 社が第 4 項に従った振込（第 6 項の控除後の額の振込を含む。）を行ってしまった場合、B C 社は当該振込に係る利用者への支払に関して完全に免責されるものとする。但し、B C 社が E P 社の当該権限の喪失について知り又は知らなかったことについて重大な過失が認められる場合はこの限りでない。

#### 第 25 条（商品等の売上）

1. 以下のいずれか 1 つに該当する事由が認められる場合、B C 社は、当該事由に係る B C 利用通信販売に関するビットキャッシュの買い取りが未了であるときは、その買い取りを拒否することができる。既に買い取り済みであるときは、その買い取りに係る B C 買取代金相当額の返金を利用者へ請求することができる。なお、B C 社は自己の裁量で判断するものであり、利用者は B C 社の判断に異議を申し出ないものとする。
  - (1) 本約款第 22 条に違反したと B C 社が判断した場合
  - (2) ビットキャッシュ決済サービスが利用者により不正に利用されたと B C 社が判断した場合
  - (3) 顧客により利用されたビットキャッシュが、顧客と利用者が共謀等することにより、不正に購入、又は利用されたものであると B C 社が判断した場合
2. 利用者は、B C 社が前項に定める措置をとっても、顧客に対し原状回復を求めるなど不利益を課してはならない。

#### 第 26 条（決済手数料率の変更）

決済手数料率の変更と変更実施月は 30 日以上予告期間をもって B C 社より E P 社に通知され、変更実施月の B C 利用通信販売から新しい決済手数料率が適用されるものとする。予告期間が経過した以降も利用者が本件決済サービスの利用を継続したときは、利用者が決済手数料率の変更を認めたものと見做し、変更後の決済手数料率を適用する。

#### 第 27 条（ビットキャッシュ買い取りの取消）

1. 毎月 1 日から末日までの間に利用者が行った B C 利用通信販売が合意解約、申込の取消等によって解消された場合（一つの B C 利用通信販売の一部のみが解消された場合を含む。次項において同じ。）、利用者は、利用者は、B C 社に対し、翌月 2 0 日までの間に限り、当該解消に伴うビットキャッシュ買い取りの取消の申込みを行うことができるものとする。B C 社と利用者が協議の上で取消しをする旨の合意に至ったときは、B C 社は、当該ビットキャッシュ買い取りに係る B C 買い取り代金の支払を免れるものとする。
2. B C 利用通信販売が解消されたにもかかわらず、当該解消に伴うビットキャッシュ買い取りの取消の申込みが前項の期限までに行われなかった場合、当該解消に伴う顧客との間の商品代金の精算又は決済の巻き戻しは利用者の責任と費用負担によって B C 社の関与なしに行われるものとし、B C 社は責任を負わないものとする。

#### 第 2 8 条（租税公課）

印紙税、消費税等利用者への支払に係る租税公課の課税のある場合、利用者がこれを負担するものとする。また、源泉所得税等 B C 社が利用者への支払額より控除すべきものがある場合は、これを控除して支払うものとする。

#### 第 2 9 条（支払猶予等）

1. B C 社は、利用者に対する第 2 4 条第 4 項に基づく支払額が金壱万円に満たない場合は、その支払を翌月に繰り越し、留保された金額の累計が金壱万円を超えた月の支払いによって利用者に支払うことができる。なお、ここでの支払額は、銀行振込手数料を控除する前の金額を指す。
2. 本契約終了後に締切日が到来する第 2 4 条第 4 項に基づく支払に関しては、利用者に対する支払額が金壱万円に満たない場合においても、本条第 1 項は適用しない。但し、当該支払額が利用者において負担すべき銀行振込手数料金額以下の場合には、この限りでなく、なお本条前項を適用する。
3. 前項但書の場合において、利用者が同項但書の支払額に係る銀行振込手数料額又はその他の支払手段（為替小切手による支払等）に係る費用を B C 社が定める支払手段によって B C 社に支払ったときは、B C 社は同項本文の支払額を利用者に対して支払うものとする。
4. 顧客が利用者又は B C 社に購入済みビットキャッシュ代金の返還請求、損害賠償請求その他のクレーム（以下「抗弁」という）を申し出た場合、B C 社は、当該抗弁が解決したことを確認した日の属する月の翌月末日までの間、当該抗弁に係る B C 利用通信販売についての B C 買い取り代金の支払を留保できるものとする。但し、他の顧客から同種の抗弁を受けるおそれがあるときは、B C 社は、実際に申し立てられた抗弁に係る金額を超えて、利用者に対する未払の B C 買い取り代金の全部又は一部の支払を留保できるものとする。なお、未払の B C 買い取り代金が留保すべき金額に満たない場合には、利用者は、不足金額を遅滞無く B C 社に返還するものとする。
5. B C 社は、利用者の責めに帰する事由によりビットキャッシュ加盟店契約が解約されたとき、解約時から 6 か月間、B C 買い取り代金の全額又は一部に支払を留保できるものとする。但し、支払留保中に B C 社に対し顧客から抗弁の申し出があった場合、B C 社は、上記期間を超えて当該抗弁が解決したことを確認した日の属する月の翌月末日までの間、支払留保を継続できるものとする。
6. B C 社は、自然災害等の不可抗力により支払ができないとき又はその他 B C 社において支払を留保すべき事由が生じたと判断したときは、相当の期間、利用者に対する商品等の売上の支払を留保することができる。
7. B C 社は、第 2 4 条及び本条第 1 項の支払手続を行ったにもかかわらず、利用者による第 1 5 条第 6 項に定める手続を怠った等の理由によって当該支払手続に係る支払を完了することができなかった場合、利用者に対し、書面（ファクシミリを含むがこれに限らない。）、電話又は電子メールの方法により、支払先銀行口座等に関する情報を確認するための通知を行うものとする。当該通知を発信した日から 1 4 日間、利用者から何らの通知ないし連絡もなされなかった場合、支払先不確知の状態（以下、「支払先不確知状態」という。）と看做し、B C 社は、支払先不確知状態から脱するまでの間、利用者に対する第 2 4 条及び本条第 1 項に基づく支払手続を留保することができる。なお、B C 社は、支払先不確知状態の間において、利用者に対して、本項に定める以上の通知、連絡その他の義務を一切負わないものとし、これにより利用者が生じる損害についても、一切の責任を負わないものとする。

#### 第 3 0 条（届出を必要とする営業及び商品等の販売）

法令によって許認可または届出が義務づけられている営業又は商品等の販売に関してビットキャッシュ決済サービスを利用しようとする利用者は、当該営業又は商品等の販売を開始する前に、当該機関から交付された営業許可証等の写しの提出により営業が認可されたことを B C 社に証明するものとする。

#### 第 3 1 条（注意事項）

利用者は、顧客が利用者サイトで使用したひらがな I D を保存してはならない。また、顧客が入力したひらがな I D をメールや利用者サイト上に表示してはならない。但し、管理番号の提示は求めることができるものとする。

#### 第 3 2 条（賠償責任）

1. 利用者は、本約款に違反することにより、又は、本件決済サービスの利用に関して B C 社に損害を与えた場合、B C 社に生じた一切の損害（B C 社が現実支払った弁護士費用の全額を含む）を賠償するものとする。
2. 利用者は、本約款に違反することにより、又は、本件決済サービスの利用に関して、第三者の間でトラブルが発生した場合には、自己の責任で解決するものとする。

#### 第 3 3 条（契約違反等による契約の解約）

1. 顧客からの苦情等により、B C 社より本契約の継続が不適当と判断される事由が利用者に残り、B C 社が相当期間を定め催告を行ったにもかかわらず当該事由が解消しない場合、B C 社は、直ちにビットキャッシュ加盟店契約を解約することができるものとする。
2. 利用者が次の各号に掲げる事由に該当したときは、何等の通知、催告を受けることなく当然に期限の利益を喪失するものとし、B C 社は直ちに本約款に基づく契約を解約し残債権債務を清算することができる。但し、第 4 号の規定に拘らず、本約款の軽微な違反に関しては前項の定めによる。なお、B C 社と利用者との間にビットキャッシュ加盟店契約が複数あるときは、その一つが次の各号に掲げる事由に該当した場合は全てのビットキャッシュ加盟店契約について該当したものと見做す。
  - (1) ビットキャッシュ加盟店契約の締結の申込みをするに際し、虚偽の届出を行っていた場合
  - (2) 第 6 条第 2 項各号に該当する商品等を扱っていた場合
  - (3) 第 1 2 条第 1 項に該当する行為を行っていた場合
  - (4) 本約款に違反した場合
  - (5) 自ら振り出した若しくは引き受け手形・小切手が不渡りになった場合その他支払停止になった場合
  - (6) 差押・仮差押・仮処分申立又は滞納処分を受けた場合、破産・民事再生・会社更生・特別清算の申立を受けた場合又はこれらの申立を自らした場合、私的整理による会社再建の申請又は手続きがなされた場合、合併等企業再編によらず解散した場合
  - (7) 営業を停止したとき、又は所轄官庁から営業停止を含む行政処分を受けたとき
  - (8) 本件決済サービスを悪用していることが判明した場合
  - (9) 営業又は業態が公序良俗に反すると判断された場合
  - (10) B C 社の名誉・信用を毀損し、又は業務を妨害する行為をした場合
  - (11) 刑法違反の疑いにより警察あるいは検察当局の捜査の対象とされたとき
  - (12) その他財政状態が悪化し又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき
  - (13) 利用者が B C 社に対して故意に業務上の妨げを行ったとき
  - (14) 利用者が暴力団等の反社会勢力であること、または、過去に暴力団等反社会勢力であったこと、暴力団等反社会勢力が実質的に利用者の事業活動を支配していることが判明したとき又はそのおそれがあるとき

(15)自らまたは第三者を利用して詐術粗野な振る舞い、合理的範囲を超える要求、暴力的行為脅迫的言辞を用いるなどをしたとき

(16)利用者の所在不明で相当の期間連絡が取れないなど信義に反すると判断されたとき

(17)利用者の親会社（会社法第2条第4号に定義される親会社をいう）、B C社の親会社の子会社（会社法第2条第3号に定義される子会社をいう）及び利用者の親会社の関連会社（会社法施行規則第2条第3項第20号に定義される関連会社をいう。）が本項7号ないし16号に該当するとき

3. B C社は、第1項又は第2項によりビットキャッシュ加盟店契約を解約した場合において、解約事由によって自己に生じた損害（B C社が現実に支払った弁護士費用の全額を含む）の賠償を第32条の規定に従って利用者に請求することができるものとする。
4. 利用者は、B C社が第2項第15号によりビットキャッシュ加盟店契約を解約した場合、B C社に対し有する債権その他一切の権利を放棄する。但し、利用者はこれにより顧客に対し不利益を課してはならない。

#### 第34条（免責事項）

1. B C社は、本約款に定める他、決済情報処理サービスの合理的な回避不可能な変更や停止、又は決済処理サービスの中断又はエラーに起因する利用者の損害に対して賠償の責を負わないものとする。
2. 本約款に基づく本件決済サービスの提供に関して、B C社の責めに帰すべき事由により利用者に対して損害を生じさせた場合におけるB C社の損害賠償責任の範囲は、利用者が現実に被った直接目撃通常損害に限られ、特別損害、間接損害、逸失利益は含まれないものとする。また、B C社の利用者に対する損害賠償の金額は、当該損害賠償を行う時点で過去3ヶ月間に利用者がB C社に支払った金額の合計を上限とする。
3. B C社は、本約款の履行が地震、洪水、戦争、内乱、法令の改廃、所轄官庁の命令その他の不可抗力の事由によって不履行若しくは遅滞となった場合、利用者に対し損害賠償の義務を負わないものとする。

#### 第35条（有効期間）

1. ビットキャッシュ加盟店契約の有効期間は、締結の日より2年間とし、その期間満了の日より3ヶ月前までにB C社又は利用者の書面による更新拒絶の意思表示が無いときは、さらに同条件で2年間延長するものとし、以後も同様とする。
2. 前項にかかわらず、第23条の規定に従って成立した最後のB C利用通信販売から2年を経過したときは、当該2年経過した日が属する月の末日をもって本契約は自動的に終了するものとする。

#### 第36条（契約の終了）

B C社又は利用者は、前条第1項に定める有効期間中にビットキャッシュ加盟店契約を終了する場合には、書面により3ヶ月前までに相手方に通知するものとする。

#### 第37条（残債務の整理）

1. ビットキャッシュ加盟店契約が終了したまたは解約された時点において、利用者がB C社に対して又はB C社が利用者に対して、残債務を負っている場合は、その弁済完了まで、各々の義務を負うものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、第24条に基づく支払にかかるB C社の利用者に対する未払金額が本契約終了後に行われる第29条第2項本文に基づく支払日より2年間増減しなかった場合（本契約終了後にB C社が第29条第2項本文に基づく支払手続を行ったにもかかわらず第29条第6項に定義する支払先不確知状態を原因として支払を完了することができなかった場合において、当該支払手続日より2年間、当該未払金額が増減しなかったときを含む。）、利用者の当該未払金額を受領する権利は、当該期間の末日に消滅するものとする。

#### 第38条（契約の終了に伴う措置）

1. ビットキャッシュ加盟店契約が終了または解約された場合、利用者は直ちにビットキャッシュ加盟店契約を前提とした商品等告知、取引誘引行為を中止するものとする。
2. ビットキャッシュ加盟店契約の終了または解約以前に、利用者が顧客から商品等の購入の申込を受け付けB C利用通信販売については、ビットキャッシュ加盟店契約の終了後においても本約款に従って利用者、B C社共にこれを履行するものとする。
3. B C社は、ビットキャッシュ加盟店契約が終了又は解約された場合、B C社は、B C社の責任において速やかに利用者の商品情報を無効化し、利用者登録を抹消するものとする。

#### 第39条（本約款の変更）

B C社が30日以上予告期間において利用者に対し本約款の変更を電子メール又はB C社のホームページ上などで告知した場合において、当該予告期間経過後に利用者がビットキャッシュ決済サービスを一度でも利用したときは、利用者は当該変更を承諾したものと見做し、変更後の約款を適用するものとする。

#### 第40条（準拠法）

1. ビットキャッシュ加盟店契約は、日本国の法律を準拠法とする。
2. 本約款に規定のない事項及び疑義が生じた事項については、民法その他法令に基づき、誠意をもって協議し解決することとする。

#### 第41条（専属的合意管轄）

ビットキャッシュ加盟店契約に関する利用者とB C社との間の一切の紛争については、その訴額に応じて、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 付則（経過措置）

本約款の規定にかかわらず、決済手数料にかかる消費税の取扱いについては、B C社が利用者に対し電子メール又はB C社のホームページでの告知等B C社が別途定める方法により一定の予告期間において告知を行い当該予告期間が経過するまでの間、B C社が別途定める決済手数料額に消費税相当額を含むものとして取り扱うものとする。

以上

## 「ちょコム」加盟規定（イブシロン決済サービス利用者用）

### 第1条（目的）

本規定は、エヌ・ティ・ティ・スマートトレード株式会社（以下「甲」といいます。）が発行するネットワーク型電子マネー「ちょコム」に係る取引に関し、GMO イブシロン株式会社（以下「EP」という）を代理人として甲との間で加盟店契約を締結するための手続及びかかる手続によって締結される加盟店契約の法律関係を定めるものです。

### 第2条（定義）

- 「ちょコム」とは、甲が発行し、甲サーバー上の「貯金箱」で管理し甲サーバーに接続することにより使用することができるネットワーク型の電子マネーであって、ちょコム利用者が加盟店との間の商品の販売又は提供等を目的とする契約（以下「売買取引契約」といいます。）により負担する商品代金債務（以下「売買取引代金債務」といいます。）の支払手段となる電子的価値（1単位当たり1円相当）をいいます。
- 「ちょコム利用者」とは、ちょコムに関する甲所定の利用者規約を承認の上、「ちょコム」の利用に関して甲所定の方法でちょコム利用者登録した者をいいます。
- 「加盟店」とは、EPを代理人として甲との間で加盟店契約を締結し、これを維持継続している事業者（法人に限る。）をいいます。
- 「加盟店ID」とは、甲が加盟店を識別特定するために用いられる符号をいいます。
- 「加盟店パスワード」とは、甲が加盟店を確認するために用いられる符号をいいます。
- 「イブシロン決済サービス」とは、インターネットを通じて行われる通信販売の代金をクレジットカード決済、電子マネー（「ちょコム」を含む。）等によって決済することの支援を目的としてEPが提供するサービスであって、コンピュータオンラインによるデータ処理、クレジットカード会社、甲等の決済事業者との間の契約締結の代理、かかる決済事業者からの支払の代理受領等を内容とするものをいいます。
- 「イブシロン決済サービス利用者」とは、EPが提供するイブシロン決済サービスの利用を目的とする契約（以下「イブシロン決済サービス利用契約」といいます。）を締結し、これを維持継続している事業者をいいます。
- 「貯金箱」とは、ちょコム利用者、加盟店及び甲の保有する「ちょコム」を甲サーバー上において管理するバーチャル貯金箱をいいます。
- 「ちょコム利用者情報」とは、「ちょコム」の利用に関する、又は「ちょコム」に係る取引を通じてやりとりされるちょコム利用者の個人情報を含みます。
- 「ちょコム利用者ID」とは、甲がちょコム利用者を識別特定するために用いられる符号をいいます。
- 「ちょコム利用者パスワード」とは、甲がちょコム利用者を確認するために用いられる符号をいいます。
- 「加盟店認証」とは、加盟店が「ちょコム」の利用のために使用する加盟店IDと甲との間の各種演算結果、及び加盟店が甲に送信した加盟店パスワードとあらかじめ甲に記録され若しくは甲が演算した情報とをそれぞれ照合し、これらの一致を確認することをいいます。
- 「ちょコム利用者認証」とは、ちょコム利用者が「ちょコム」の利用のために使用するちょコム利用者IDと甲との間の各種演算結果、及びちょコム利用者が甲に送信したちょコム利用者パスワードとあらかじめ甲に記録され若しくは甲が演算した情報とをそれぞれ照合し、これらの一致を確認することをいいます。

### 第3条（加盟店契約の締結）

- イブシロン決済サービス利用者又はイブシロン決済サービス利用者になろうとする者であって加盟店になることを希望する者（以下「加盟希望者」といいます。）は、EPを代理人として、甲に対し、加盟店契約締結の申込を行うものとします。
- 前項の代理のための代理権はイブシロン決済サービス利用契約によって加盟希望者からEPへ授与されるものとし、加盟希望者は、加盟店契約締結申込を行う場合には、事前にEPとの間でイブシロン決済サービス利用契約を締結し、必要な代理権をEPに授与するものとします。
- 加盟希望者は、加盟店契約締結の申込にあたっては、自己の商号及び本店所在地、代表者の氏名及び住所、売買取引契約締結に用いるウェブサイトのURLその他甲所定の情報をEPを通じて甲に事前に提供した上で、必要事項を記入した甲所定の確認書及び加盟希望者の印鑑証明書を添えてEPを通じて甲に提出するものとします。
- 甲は、前項に従い適切な加盟店契約締結の申込を受けた場合、当該申込に対する諾否をEPに回答するものとし、加盟希望者はEPを代理人として当該回答をEPに受領させた上、当該回答の内容についてEPから通知を受けるものとします。かかる代理の権限に関しては第2項を準用するものとします。
- 加盟店契約締結の申込を承諾する旨の甲からの通知がEPに到達した場合、当該到達の時に、加盟希望者と甲との間に、本規定の内容により加盟店契約が成立するものとします。甲は、加盟店契約締結の申込を承諾した場合、加盟希望者を加盟店として登録するものとします。
- 甲は、以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、加盟店契約締結申込を承諾しないことができるものとします。加盟希望者は、この不承諾に関して何らの請求又は異議申立を行えないものとし、甲は、理由の開示を含め不承諾に関して一切の義務を負わないものとします。
  - 加盟希望者が甲が別途定める申込資格を満たさない場合。
  - 加盟希望者の届出内容に不備又は事実と反する点がある場合又は添付書類に不備がある場合。
  - 加盟希望者が法人格を有しない場合。
  - 次条第1項に規定する参加環境が整っていない場合。
  - 本規定の内容に違反するおそれのある場合。
  - 加盟希望者が過去に本規定違反等により、加盟店としての登録の取消が行なわれている場合。
  - 「ちょコム」を発行する甲の電気通信設備上又は業務運営上その申込を承諾することが著しく困難な場合。
  - 加盟希望者、加盟希望者の役員もしくは実質的に経営に関与する者または従業員等（以下「役員等」といいます。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）である、または反社会的勢力であった場合、もしくはそのおそれがある場合。
  - 加盟希望者、または役員等が反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金もしくは役務提供等をしている場合、または反社会的勢力と何らかの取引をしている場合、もしくは反社会的勢力と何らかの関係を有している場合。
  - 加盟希望者の取扱う商品または役務の提供が、本規定第1条第1項各号のいずれかに該当する場合、またはそのおそれがある場合。
  - 前各号の他、甲が不適当と認めた場合。

### 第4条（参加環境の整備）

- 加盟店は、甲の定めるところにしたがい、加盟店の費用と責任をもって、「ちょコム」を利用するために必要な設備、機器、ソフトウェア等を準備又は開発し、ネットワーク環境を整備し、これを維持するものとします。但し、加盟店がイブシロン決済サービスを利用することによってこれらを確保することは何ら妨げられないものとします。
- 加盟店が「ちょコム」を利用するために必要な通信回線の利用料金は、第13条1項で定める料金等には含まれず、加盟店がこれを負担するものとします。
- 加盟店は、第1項の準備を完了した後、甲の定めるところにしたがい接続テストを行うものとします。

### 第5条（加盟店ID及び加盟店パスワード）

- 甲は、加盟店ID及び加盟店パスワードをEPに送付します。加盟店は、加盟店ID及び加盟店パスワードをEPに保持、管理させるものとします。
- 加盟店は、加盟店ID又は加盟店パスワードが忘失された場合、甲所定の方法によりEPを通じて甲にこれを通知するものとします。この場合、甲は、甲所定の方法により加盟店ID又は加盟店パスワードをEPに送付します。かかる加盟店ID又は加盟店パスワードについても、前項第2文を適用するものとします。
- 誤った加盟店パスワードが一定回数以上入力された場合その他の甲が定める事由が発生した場合には、甲は当該加盟店の加盟店IDを使用不能とする措置を講じます。

## 第6条（加盟店認証）

1. 加盟店は、イpsilon決済サービスの利用に関連して加盟店ID又は加盟店パスワードをEPに受領させ又は開示する場合を除き、加盟店ID及び加盟店パスワードを他人に知られないよう厳格に管理するものとし、第三者に使用させたり、譲渡し、貸与し、又は担保に供する等の行為をできないものとし、なお、加盟店は、加盟店パスワードの漏洩による不正利用等を防ぐために、適宜これを変更する等して厳重に管理しなければならないものとし、その使用上の誤り又は第三者による不正使用等により損害が生じて、甲は一切責任を負わないものとし、
2. 加盟店は、「ちよコム」の利用にあたり要求された場合には、甲所定の方法により加盟店IDを入力し、かつ加盟店パスワードを入力するものとし、加盟店は、当該入力専らEPに行わせるものとし、加盟店自らは行わないものとし、
3. 加盟店は、加盟店が甲に届け出た情報の正確性、真実性及び最新性を維持するものとし、加盟店が甲に届け出た情報（第3条第3項に基づいて提供した情報を含みます。）に変更があった場合には、すみやかに甲所定の方法により、EPを通じて甲に届け出るものとし、この届出前又は届出後甲が加盟店が甲に届け出た情報の変更措置をとるために必要な合理的期間が経過する前においては、甲は従前の加盟店が甲に届け出た情報に従って取り扱うことができるものとし、これにより生じた損害について一切の責めを負わないものとし、
4. 甲が加盟店認証を行った場合、その後ログアウトするまでの一連の通信は全て加盟店の正当な権限者によって行われたものとみなします。この場合において、加盟店ID又は加盟店パスワードにつき偽造、変造、盗取、紛失、漏洩、無権限使用、不正使用その他の事故が生じた場合であっても、甲は加盟店に生じた損害について一切責めを負いません。
5. 加盟店は、加盟店パスワードが他人に漏えいした場合又はそのおそれが発生した場合、甲所定の方法により直ちにEPを通じて加盟店パスワードを変更するものとし、かつ、甲にその旨をEPを通じて通知するものとし、
6. 甲が前項の通知を受けた場合であっても、なお第4項の規定が適用されるものとし、

## 第7条（「ちよコム取引契約」）

1. ちよコム利用者が、甲の本人認証を受ける等甲所定の方法により、その貯金箱内に保有している「ちよコム」を加盟店の貯金箱へ移転することを以て加盟店に対して負担する売買取引代金債務の支払に代える旨の契約（以下この契約を「ちよコム取引契約」といいます。）の締結の申込をした場合、加盟店は、正当な理由なくその申込に対する承諾を拒んではならず、ちよコム取引契約が締結された場合には、当該ちよコム取引契約に基づく「ちよコム」の移転を以て当該売買取引代金債務は消滅するものとし、
2. 前項の定めにかかわらず、ちよコム利用者が甲の本人認証を受ける等甲所定の方法により当該ちよコム利用者の貯金箱内に保有している「ちよコム」を加盟店の貯金箱へ移転することを以て加盟店に対して負担する売買取引代金債務の支払に代える旨を当該ちよコム利用者と加盟店との間の売買取引契約において特約（以下「ちよコム決済特約」といいます。）した場合には、「ちよコム取引契約」を別途締結する必要はないものとし、この場合においても、当該ちよコム決済特約を含む売買取引契約に基づいた「ちよコム」の移転を以て当該売買取引代金債務は消滅するものとし、
3. 甲は、加盟店がちよコム利用者との間で「ちよコム取引契約」を締結した場合又はちよコム決済特約を含む売買取引契約を締結した場合、加盟店の貯金箱に「ちよコム」を移転するものとし、

## 第8条（取扱単位）

「ちよコム取引契約」による取扱単位は、甲所定の単位を超えないものとし、

## 第9条（加盟店の取引制限禁止）

加盟店は、次の各号のいずれか一つに該当する場合を除き、ちよコム利用者による「ちよコム取引契約」を制限してはならないものとし、

- （1）ちよコム利用者が前条に定める取引限度額を超えて「ちよコム取引契約」の申込又はちよコム決済特約を含む売買取引契約の申込をした場合
- （2）加盟店の正当な事情によりその売買取引契約が「ちよコム取引契約」又はちよコム決済特約を含む売買取引契約の申込の対象外とされている場合
- （3）停電、故障等により取扱いができない場合
- （4）甲所定のシステム稼働時間外である場合
- （5）ちよコム利用者が本人以外の者と判断される場合
- （6）加盟店が反社会的勢力である、または反社会的勢力であった場合、もしくはそのおそれがある場合
- （7）加盟店が反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金もしくは役員提供等をしている場合、または反社会的勢力と何らかの取引をしている場合もしくは反社会的勢力と何らかの関係を有している場合
- （8）その他甲が不適当と判断した場合

## 第10条（「ちよコム取引契約」の解消等の場合の対応）

1. ちよコム利用者及び加盟店間の「ちよコム取引契約」又はちよコム決済特約を含む売買取引契約の解消は、既になされた「ちよコム」の移転の効力に影響を与えないものとし、別途加盟店とちよコム利用者間において当該解消に係る「ちよコム」相当額を精算するものとし、
2. ちよコム利用者と加盟店との間の売買取引契約に係る商品等の瑕疵、債務不履行等に関する紛争については、加盟店の責任で対処するものとし、甲は一切の責任を負わないものとし、

## 第11条（取扱商品等）

1. 加盟店は、次の各号のいずれか一つに該当する商品の売買取引代金債務の支払に関して「ちよコム」を利用し又は「ちよコム取引契約」若しくはちよコム決済特約を含む売買取引契約を締結してはならないものとし、
  - （1）法令に反し又は反するおそれのあるもの
  - （2）わいせつ感、嫌悪感を与え又は射幸心を煽る等の公序良俗に反し又は反するおそれのあるもの
  - （3）アダルト商品、ポルノ商品その他青少年の健全な育成を害するおそれのあるもの
  - （4）犯罪行為を惹き起こすおそれのあるもの
  - （5）ちよコム利用者又は第三者の生命若しくは身体に危害を及ぼすおそれのあるもの
  - （6）甲又は第三者の財産権（知的財産権を含みます）、プライバシー、名誉、信用その他の権利を侵害するおそれのあるもの
  - （7）ちよコム利用者、甲又は第三者を誹謗若しくは中傷し、又は差別するおそれのあるもの
  - （8）その他甲が不適当と判断するもの
2. 加盟店は、「ちよコム」を利用して売買取引代金債務の支払に充てる商品を物品から情報コンテンツに若しくは情報コンテンツから物品に変更しようとする場合又は物品に情報コンテンツを若しくは情報コンテンツに物品を追加しようとする場合には、当該変更の詳細をEPを通じて事前に甲に通知するものとし、

## 第12条（「ちよコム」の買取請求）

1. 加盟店と甲は、加盟店がその貯金箱内に保有している「ちよコム」に関し、その買取請求を甲に対して行った場合にその買取請求に係る「ちよコム」について甲がこれを買取る旨の売買取引契約を締結させる権利（売買の予約完結権）が加盟店において発生することを予め合意するものとし、但し、加盟店の買取請求は甲の加盟店認証を受けるなど甲所定の方法によることを条件とします。
2. 前項の合意に基づき、加盟店が、甲所定の方法に従い、当該加盟店の貯金箱内の各「ちよコム取引契約」に係る「ちよコム」の買取請求を甲に対して行うことによって加盟店に発生した前項に定める売買の予約完結権は、当該加盟店により直ちに行使され、加盟店と甲との間で当該「ちよコム」の売買取引契約が締結されるものとし、
3. 前項に基づいて「ちよコム」の売買取引契約が締結された場合、加盟店は、甲が別に定める手数料を負担するものとし、手数料は、物品、情報コンテンツその他売買取引契約の対象となる商品

の区分によって異なる場合があるものとします。第 1 条第 2 項の商品の変更又は追加に伴い手数料に変更が生じる場合における変更後の手数料の適用開始時期は、甲が別に定めるところによるものとします。

- 第 2 項に定める「ちょコム」の売買契約が締結されたときは、甲は、別に定める場合を除き、加盟店が予め指定した自動資金化実行日の翌日から起算して甲の第 1 5 営業日（金融機関の休業日に当たる場合にはその直前の金融機関営業日）までに、その「ちょコム」相当額の売買代金（消費税及び地方消費税相当額を含む。）から第 3 項に基づいて加盟店から支払を受けるべき甲の手数料及びこれに対する消費税及び地方消費税相当額を控除して相殺した残額を EP の指定する EP 名義の銀行口座に振込むものとします。
- 加盟店は、前項の振込による支払を EP に代理受領させた上で、EP から支払を受けるものとします。但し、EP がイブシロン決済サービス利用契約に基づき EP 所定の手数料等を控除した残額を加盟店に支払うことは何ら妨げられないものとします。
- 第 4 項の振込がなされ同項の EP 名義の口座に入金があった場合、甲は、当該入金分に係る加盟店への支払に関しては完全に免責されるものとし、当該入金分に係る EP から加盟店への支払に関しても何ら責任を負わないものとします。
- 加盟店は、第 5 項の代理受領の権限を EP との間のイブシロン決済サービス利用契約によって EP に授与するものとします。加盟店は、イブシロン決済サービス利用契約の終了等によって EP が当該代理受領権限を失った場合には直ちに、その旨を自ら又は EP を通じて甲に通知するものとします。
- 甲は、加盟店契約が事由の如何を問わず終了した場合においても、当該終了の日までに第 1 項及び第 2 項に従って締結された「ちょコム」の売買契約（第 2 6 条第 1 項により締結されたものとみなされる場合を含みます。）に基づく売買代金については、第 4 項に基づき EP 名義の銀行口座への振込により加盟店に支払うものとします。第 9 項の「ちょコム」の売買契約に基づく売買代金の支払についても同様とします。
- 第 2 項にかかわらず、次の各事由が発生した場合は、加盟店の貯金箱内の「ちょコム」全部につき、加盟店と甲との間で売買契約が締結されるものとし、当該「ちょコム」は甲に当然に帰属し、加盟店は甲に対し、「ちょコム」の売買代金債権を直ちに行使できるものとします。
  - 甲が「ちょコム取引契約」に係るサービスの提供を中止した場合
  - 甲において、支払の停止又は破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに準ずる法的整理手続の正当な理由に基づく申立があった場合
  - 甲が手形交換所の取引停止処分を受けた場合
  - 加盟店と EP との間のイブシロン決済サービス利用契約の全部若しくは「ちょコム」に関連する部分又は甲と EP との間の「ちょコム」に関連する契約が事由の如何を問わず終了した場合

### 第 1 3 条 (削除)

### 第 1 4 条 (料金等)

- 加盟店は、第 1 2 条第 3 項の手数料並びにこれらに対する消費税及び地方消費税相当額（以下これらをまとめて「料金等」といいます。）を支払うものとします。但し、甲が第 1 2 条第 4 項の控除によって料金等について相殺を行った場合には、当該相殺の限度で現実の支払を要しないものとします。
- 前項の消費税及び地方消費税相当額の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てて計算するものとします。
- 料金等の支払時期及び支払方法は、本規定に定めるほか別途甲が定めるところによるものとします。
- 事由のいかんを問わず、一旦支払われた料金等は返還しないものとします。
- 加盟店は、本規定に基づき甲に負担する料金等その他の金銭債務の支払いを遅滞した場合には、支払期日の翌日から支払済みに至るまで、年 1 4 . 5 % の割合による金額を遅延損害金として支払うものとします。

### 第 1 5 条 (届出)

- 加盟店は、甲所定の加盟店に関する事項を甲に届け出るものとし、届出事項（第 3 条第 3 項に基づいて提供した情報を含みます。）に変更が生じた場合直ちに所定の手続を行うものとします。
- 加盟店が、前項の手続を懈怠したときは、これによる不利益は加盟店が負うものとし、かかる懈怠によって甲から加盟店への通知が不到達となっても、通常到達すべき時に加盟店に到達したとみなされることを予め異議なく承認するものとします。

### 第 1 6 条 (加盟店の義務等)

- 加盟店は、本規定を十分に理解し、本規定及び法令等を遵守し、ちょコム利用者に不測の損害を生じさせないように配慮しなければならないものとします。
- 加盟店は、売買取引契約の代金その他売買取引契約に付随するサービスについて、ちょコム利用者を一般顧客より不利に取り扱わないものとします。
- 加盟店は、バーチャルショッピング、リアルショッピングを問わず店舗の見やすい所に、甲所定の加盟店標識を標示するものとします。
- 加盟店は、加盟店の売上情報、「ちょコム取引契約」の状況等につき甲が調査を行う場合に必要の協力をし、甲の請求がある場合は、甲に対し、加盟店の売上に係る帳簿その他の計算書類等を自ら提示し又は EP から提示させるものとします。また、甲若しくは甲の指定する者による加盟店又は EP の設備等への立入調査を受け入れるものとします。
- 加盟店は、ちょコム利用者が「ちょコム」に係る電磁的記録を不正に作出する等「ちょコム」を不正に利用し又は利用しようとしていること知ったときは、直ちに自ら又は EP を通じて甲に通知するものとし、「ちょコム」の不正利用に関する甲の調査に自ら協力し又は EP に協力させるものとします。
- 加盟店は、「ちょコム」の利用に当たり、次の行為をしてはならないものとします。
  - 本規定の条項に違反する行為
  - 法令又は公序良俗に反する一切の行為
  - 当事者、代理人又は仲立人その他形式のいかんをとわず、甲が加盟店の行う取引に関する何らかの責任を負う旨を表示する行為、又はかかる誤解を招くおそれのある一切の行為
  - 前号の他、ちょコム利用者に錯誤を生じさせるおそれのある一切の行為
  - 甲又は第三者の財産権（知的財産権を含みます）、プライバシー、名誉、信用その他の権利を侵害する行為
  - 甲若しくは第三者を誹謗し若しくは中傷し又は甲若しくは第三者に迷惑、不利益等を与える行為
  - 他人の身体、生命を侵害するおそれのある一切の行為
  - アダルト商品、ポルノ商品の販売その他青少年の健全な育成を害するおそれのある一切の行為
  - 「ちょコム」を違法な目的で利用する行為
  - 「ちょコム」に係る電磁的記録を不正に作出する行為
  - 他人の加盟店 ID、加盟店パスワード、ちょコム利用者 ID 又はちょコム利用者パスワードを不正に使用する行為
  - 甲の電気通信設備に権限なくアクセスする等不正なアクセスを試みる行為
  - 第三者になりすまして「ちょコム」を利用する行為
  - 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信する行為
  - 甲の電気設備上の「ちょコム」に係るデータその他の情報を改ざんし又は消去する行為
  - 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為
  - 「ちょコム」に係るサービスその他甲の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為
  - 反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金もしくは役務等を提供する行為、または反社会的勢力に対し何らかの取引をする行為、もしくは反社会的勢力と何らかの関係を有する行為
  - その他甲が不適当と判断する行為

#### 第17条（ちよコム利用者情報）

1. 加盟店は、「ちよコム」の利用により知り得たちよコム利用者情報を、「ちよコム」の利用のためにのみ使用するものとし、別途ちよコム利用者の同意を得ない限り、他の目的に流用してはならないものとする。
2. 加盟店は、個人情報保護に関する法令を遵守し、前項のちよコム利用者情報を厳格に管理し、形式のいかんを問わず、EP以外の第三者にこれを開示又は漏洩してはならないものとする。また、ちよコム利用者から加盟店に対して開示、訂正、削除、利用停止等の請求があった場合には、加盟店の責任において適切に対処し、甲に迷惑をかけないものとする。
3. 甲は、ちよコム利用者情報の正確性、真実性及び最新性を保証するものではありません。また、甲は、別途甲が定めた場合を除き、ちよコム利用者からちよコム利用者情報の訂正、変更等の届出を受けたり、当該ちよコム利用者がちよコム利用者資格を喪失した場合であっても、加盟店に対しこれを通知したり、過去に加盟店に送信したちよコム利用者情報を最新の内容に更新する義務は負いません。
4. 甲は、甲が定めるちよコム利用者情報をもとに算出した統計情報を、ちよコム利用者個人を特定・識別できない形で加盟店に提供することがあります。この情報についても、第2項及び前項の規定が準用されるものとする。

#### 第18条（ちよコム利用者との取引等）

1. 甲は、「ちよコム」の提供にかかわらず、ちよコム利用者と加盟店の間で行われる取引（「ちよコム取引契約」に係る取引を除く。以下本条において同じ。）について、当事者、代理人又は仲立人としての義務を負わず、かかる取引の成立、有効性、ちよコム利用者による履行その他一切の事由につき保証いたしません。
2. 加盟店は、ちよコム利用者に対し前項の内容を説明するものとし、ちよコム利用者に対し前項に反する誤認を与えるおそれのある説明、表示等を行ってはならないものとする。
3. ちよコム利用者と加盟店の間の取引に関して生じた一切の紛争、クレーム等については、ちよコム利用者と当該加盟店との間で解決していただくものとし、甲は何らの責めを負わないものとする。

#### 第19条（地位譲渡禁止等）

加盟店は、本規定に定めるほか、本規定に関わる契約上の地位又はその他の権利若しくは義務の全部又は一部を第三者に譲渡、質入等することはできないものとする。

#### 第20条（秘密保持義務）

1. 加盟店は、「ちよコム」のシステムに関して知り得た技術情報、及びちよコム利用者情報その他の業務上の有形（かかる有形情報の複製物も含む）及び無形の秘密情報（以下「秘密情報」といいます。）を加盟店業務以外に使用してはならず、また、第三者に公表、漏洩又は開示してはならないものとする。但し、イブシロン決済サービス利用契約に基づいてEPに開示する場合はこの限りではありません。
2. 加盟店は、加盟店登録抹消後においても、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。
3. 甲は、次の各号の場合に限り、「ちよコム」の利用に伴い甲が取得した加盟店の情報を、一切の責任を負うことなく、第三者に開示できるものとする。
  - （1）甲が、加盟店より承諾を得た場合
  - （2）甲が、法令又は権限ある官公庁により加盟店の情報開示を求められた場合
  - （3）加盟店に対し本規定に基づく義務の履行を請求する場合
  - （4）加盟店の「ちよコム」の利用に関し、紛争又は損害賠償請求が発生した場合
  - （5）甲が加盟店における「ちよコム取引契約」の利用状況を把握しマーケティングをする目的等で収集した加盟店の情報を、個々の加盟店の情報と特定できない形式を以て提供する場合
  - （6）甲が第28条に従い「ちよコム」のシステムにかかる業務を委託した第三者に、当該第三者が委託業務を行う上で必要な範囲において開示する場合
  - （7）加盟店によるイブシロン決済サービスの利用に必要な範囲でEPに開示する場合
  - （8）その他、「ちよコム」に係るサービスの運営に必要な場合

#### 第21条（システムの利用停止等）

1. 加盟店は、加盟店の設備、ちよコム利用者の端末機、接続回線又は甲システムに障害が生じた場合、「ちよコム」による取引を取扱うことができません。
2. 甲が「ちよコム」のシステムの保守作業等のため、その運営を停止する場合も前項と同様とします。この場合、甲は、予めその旨を甲所定の方法で加盟店に通知するものとする。但し、やむを得ない場合にはこの限りではありません。
3. 甲は、「ちよコム」のシステム等に関する障害の発生等により「ちよコム」の取引に係るサービスをちよコム利用者及び加盟店に対して提供し難い事由が生じた場合、加盟店に対し事前の予告をすることなく、「ちよコム」の取引に係るサービスの提供を廃止することができるものとする。

#### 第22条（非保証）

甲は、「ちよコム」が他人の権利を侵害しないこと、いかなる端末機でも利用され得ること、加盟店の利用目的に適切又は有用であること又は加盟店の端末機に悪影響を及ぼさないこと、「ちよコム」に関連するサービスを提供する甲システムの作動が中断されないことその他何らの保証をするものではありません。

#### 第23条（損害賠償）

甲の故意又は重大な過失に基づき加盟店が損害を被った場合は、甲は、加盟店に現実に発生した通常の直接損害に限り当該加盟店が甲に支払った直近1か月間の手数料相当額（1か月間に満たない場合は、損害発生時までの手数料相当額）の範囲を以て損害賠償責任を負うものとする。但し、この損害賠償の範囲には逸失利益、法律上の義務なくして行われた賠償による損害及び金銭の返還に起因又は関連する遅延損害金の支払いによる損害を含まないものとする。

#### 第24条（加盟店登録任意抹消）

1. 加盟店は、甲所定の方法による1か月前の予告により、加盟店登録抹消日を明示した上で、加盟店登録の抹消を甲に申請できるものとし、この申請がなされた場合、当社は登録抹消予定日を以て加盟店登録を抹消するものとし、当社はこれらの損害について予見可能性の有無、もしくは明示的または黙示的であると問わず一切責を負いません。
2. 加盟店は本規定または当社所定の他の規約、規程等に違反したことにより当社またはちよコム利用者に損害を与えたときはその一切の損害を直ちに賠償するものとする。

#### 第25条（加盟店登録強制抹消等）

1. 加盟店が次の各号のいずれかに該当すると甲が判断した場合、甲は、催告なく、当該加盟店の加盟店登録を抹消することができるものとする。
  - （1）「ちよコム」のシステムを悪用していることが判明した場合
  - （2）事業内容が法令又は公序良俗に反すると認められる場合
  - （3）本規定又は甲所定の他の規約、規程等に違反した場合
  - （4）第14条に定める料金等の支払を怠った場合
  - （5）支払の停止又は破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに準ずる法的整理手続の申立があった場合
  - （6）手形交換所の取引停止処分を受けた場合
  - （7）仮差押、保全差押又は差押の命令、通知がなされた場合
  - （8）加盟店の信用状態に重大な変化が生じたことと認められる場合

- (9) 甲とEPとの間の「ちょコム」に関連する契約又は加盟店とEPとの間のイブシロン決済サービス利用契約の全部若しくは「ちょコム」に関連する部分のみが事由の如何を問わず終了した場合
  - (10) 加盟店または役職員等が反社会的勢力であると認められる場合
  - (11) 加盟店または役職員等が反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金もしくは役務提供等をしていることが判明した場合、または反社会的勢力と何らかの取引をしている場合、もしくは反社会的勢力と何らかの関係を有していることが判明した場合
  - (12) その他加盟店として不適当と判断された場合
2. 第1項に定める事由のいずれかが発生した場合、加盟店登録抹消の有無にかかわらず、加盟店はその時点において甲に対し負担する一切の債務について期限の利益を喪失し、直ちに全額を支払うものとします。
  3. 甲が「ちょコム」の取引に係るサービスの提供を中止して、これを再開しないことを決定した時、全加盟店の登録は抹消されるものとします。

#### 第26条（加盟店登録抹消後の処理）

1. 加盟店登録抹消日において、加盟店の貯金箱に「ちょコム」が保有されている場合は、当該加盟店登録抹消日を以て第12条第2項所定の買取請求があったものとみなします。但し、買取請求に係る「ちょコム」が同条第3項所定の手数料に満たないときは、当該「ちょコム」に係る売買代金は甲に帰属するものとします。
2. 加盟店は、加盟店登録抹消日より、第16条第3項に定める標識を、その店舗の示さないものとします。
3. 加盟店登録抹消事由が生じた場合、甲は当該加盟店による「ちょコム」の利用を不能とする措置をとるものとします。
4. 加盟店登録抹消事由の如何を問わず、甲はすでに受領した料金を返還いたしません。
5. 事由の如何を問わず加盟店登録が抹消され又は加盟店契約が終了した後においても、当該抹消又は終了の日までになされた「ちょコム取引契約」又は「ちょコム決済特約」を含む売買取引契約に関しては、加盟店登録及び加盟店契約がなお有効に継続するものとして取り扱うものとします。
6. 本規定に基づく甲との契約の終了後も、第6条（加盟店認証）第3項第2文、第17条（ちょコム利用者情報）、第18条（ちょコム利用者との取引等）、第19条（地位譲渡禁止等）、第20条（秘密保持義務）、第23条（損害賠償）、第25条（加盟店登録強制抹消等）第2項、本条、第28条（業務委託）、第29条（分離性）及び第32条（準拠法及び裁判管轄）については引き続き効力を有するものとします。

#### 第27条（有効期間及び解約）

1. 甲と加盟店間の加盟店契約の有効期間は1年間とし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は加盟店のいずれから書面による更新拒絶の申し入れがないかぎり同条件で更新されるものとし、以後も同様とします。
2. 甲は、1ヶ月前までに加盟店に書面等による解約の通知を行うことにより、加盟店契約を解約することができます。
3. 甲とEPとの間の「ちょコム」に関連する契約又は加盟店とEPとの間のイブシロン決済サービス利用契約の全部若しくは「ちょコム」に関連する部分のみが事由の如何を問わず終了した場合には、加盟店契約は何らの通知を要することなく当然に終了するものとします。

#### 第28条（業務委託）

1. 甲は、「ちょコム」の提供に関し、その業務の一部を第三者に委託してこれを行わせることができるものとします。
2. 加盟店は、加盟店契約に関連する以下の各号の業務をEPに委託して行わせること（EPを代理人として行わせる場合を含みます。）ができるものとし、甲は、EPが加盟店からかかる委託を受けて業務を遂行した場合には加盟店が自ら行った場合と同様に取り扱うものとします。
  - (1) データ処理業務及びデータ通信業務
  - (2) 「ちょコム」の売買代金の受領業務
  - (3) 通知、連絡、意思表示等の発信及び受領並びに情報、資料等の提供
  - (4) その他甲とEPが合意した業務
3. 甲及び加盟店は、各自、第1項又は第2項の委託を行ったことによって加盟店契約に基づく自己の義務を何ら免れるものではありません。甲又は加盟店が加盟店契約上の自己の業務を第三者に委託している場合における当該第三者の行為は、加盟店契約上、当該委託を行った甲又は加盟店の行為とみなされるものとします。

#### 第29条（分離性）

本規定のいずれかの条項が無効とされた場合であっても、本規定の他の条項は、継続して完全な効力を有するものとします。

#### 第30条（本規定の改定）

1. 本規定及び料金等の改定については、甲がこれを独自の責任と判断でなしうることを、加盟店は承認するものとします。
2. 本規定を改定する場合、甲は、予め、甲が相当と認める方法により加盟店に通知又は公表し、新規定は当該通知又は公表内容に指定された時を以てその効力を生ずるものとします。

#### 第31条（本規定に定めのない事項）

加盟店は、本規定に定めのない事項については、甲が別に定める加盟店の取扱いに関する規則等に従うものとします。

#### 第32条（準拠法及び裁判管轄）

本規定に関する法律関係の準拠法は日本法とし、本規定に関して加盟店と甲との間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

## 「ちょコム」加盟店契約に基づく定め

エヌ・ティ・ティ・スマートトレード株式会社（以下「甲」といいます。）は、加盟店契約に基づいて、以下のとおり定めます。

なお、以下で用いられる用語は、特に明示しない限り、「ちょコム」加盟規定（イブシロン決済サービス利用者用）における意味と同一の意味を有するものとし、引用されている条項は同規定における根拠条項を指します。

### 1. 参加環境（第4条第1項関係）

甲所定の「導入ガイドライン」の定めるところによるものとします。

GMO イブシロン株式会社（以下「EP」といいます。）において当該「導入ガイドライン」の定めるところに従った環境を確保している場合には、個々の加盟店が自ら準備、開発又は整備する必要はありません。

### 2. 接続テスト（第4条第3項関係）

甲所定の「導入ガイドライン」の定めるところによるものとします。

EPにおいて当該「導入ガイドライン」の定めるところに従って接続テストを実施済みである場合には、個々の加盟店が自ら接続テストを行う必要はありません。

### 3. 加盟店 ID の使用不能事由（第5条第3項関係）

- 1) 加盟店パスワードの誤入力力が一定回数以上発生した場合
- 2) 設備、回線の故障による加盟店パスワード加盟店パスワードの誤送信が一定回数以上発生した場合

### 4. 「ちょコム取引契約」による取扱単位（第8条関係）

一取引当たり 100,000 円まで

### 5. 「ちょコム」買取請求の方法（第12条第1項）

甲所定の管理画面を通じて自動資金化実行日の設定を行う方法によるものとします。

EPにおいて当該設定を行った場合には、個々の加盟店が自ら当該設定を行い又は変更することはできないものとします。

### 6. 届出事項及び変更時の手続（第15条第1項関係）

第3条第3項の情報提供の事項、手続と同様とします。

### 7. 加盟店標識（第16条第3項関係）

<https://www.epsilon.jp/>又は甲所定の管理画面における当該ページ記載のマーク

### 8. 加盟店の取扱いに関する規則等（第32条関係）

今のところありません。

以上

規約上の「当社」は、別途ご案内している JCB グループカード会社となります。本契約（第 1 条に定めるものをいう）の契約当事者となるカード会社が株式会社ジェーシーピーのみの場合、規約中の「当社」「両社」「当社または JCB」を「JCB」と読みかえます。

#### 第 1 条（総則）

本規約は、加盟店（第 2 条に定めるものをいう）が、利用者（第 2 条に定めるものをいう）との取引代金の決済に関して、通信販売（第 2 条に定めるものをいう）の方法で、第 2 条に定める JCB PREMO を取扱う場合の、当社および株式会社ジェーシーピー（以下「JCB」という）と加盟店との間の契約関係（以下「本契約」という）につき定めるものです。

#### 第 2 条（用語の定義）

本規約におけるそれぞれの用語の意味は次のとおりとします。

1. 「カード会社」とは、当社および JCB、当社または JCB が提携する会社、組織（ただし、当社、JCB を除く）をいいます。
2. 「JCB PREMO」とは、利用者が加盟店から商品等を購入または提供を受けるにあたり、当該商品等の代金の全部または一部の支払いとして、バリュー（本条第 3 項で定めるものをいう。以下同じ）を使用した場合、使用されたバリューに相当する金額を当社が加盟店に支払う決済サービス、ならびに当該支払決済サービスに付随して、利用者がバリューのチャージ（本条第 11 項で定めるものをいう）、バリュー残高・利用履歴の確認、およびバリュー残高の移行をすることができるサービスをいいます。
3. 「バリュー」とは、発行者（本条第 7 項に定めるものをいう）が発行し、発行者が管理する運用サーバ（以下、「運用サーバ」という）内に蓄積する金銭的価値を有する電子情報であって、利用者が加盟店から商品等を購入または提供を受ける場合に、その代金の支払に使用することができるものをいいます。
4. 「プリペイドカード」とは、利用者がバリューを管理、および加盟店で利用するための、マーク（本条第 16 項に定めるものをいう）が表示されている JCB 所定のカードで発行者が発行するものをいいます。
5. 「加盟店」とは、本規約を承認のうえ、当社、JCB およびカード会社が運営する JCB PREMO 取引システム（以下「JCB PREMO 取引システム」という）に基づき当社および JCB（以下「両社」という）に加盟を申し込み、両社が加盟を承諾した個人、法人および団体をいいます。なお、加盟店が通信販売を行うウェブサイト上の店舗を、以下「取扱店舗」といいます。
6. 「利用者」とは、プリペイドカードを保有し、発行者の定める利用約款に従って使用する者をいいます。
7. 「発行者」とは、第三者型前払式支払手段の発行について資金決済に関する法律に基づき登録を受けた法人で、プリペイドカードを発行する会社、組織をいいます。
8. 「商品等」とは、加盟店が利用者に提供する商品、権利、役務等をいいます。
9. 「バリュー取引」とは、利用者が加盟店より商品等を購入し、または提供を受けた場合に、その売上金相当額につき、金銭等による弁済に代えて、運用サーバ内の利用者が保有するバリューを減算する方法で弁済する取引をいいます。また、当該取引の取消・返品による、バリュー減算（本条第 10 項に定めるもの）の取消しのほか、バリューのチャージも含まれます。
10. 「バリュー減算」とは、バリュー取引のうち、インターネット、ウェブサイト等のネットワークを媒介することにより、運用サーバ内の利用者が保有するバリューから一定額のバリューを引去ることをいいます。
11. 「チャージ」とは、発行者所定の方法で運用サーバ内のバリューの金額を加算することをいいます。なお、チャージを行う場合の加盟店の遵守事項等については、当社および JCB が別途定めるものとします。
12. 「カード番号」とは、発行者がプリペイドカードに付する 16 桁の番号で、プリペイドカードの券面に表示されるものをいいます。
13. 「認証番号」とは、発行者がプリペイドカードに付する 8 桁の番号で、利用者が加盟店で通信販売によるバリュー取引を行う際などに必要となるものをいいます（以下、「カード番号」と「認証番号」を合わせて「カード番号等」という）。
14. 「偽造」とは、発行者の承諾を受けずにプリペイドカードの複製等により、バリュー取引が可能なカードを作り出すことをいいます。
15. 「不正利用」とは、偽造されたプリペイドカードで取引を行うこと、または正当に得たものでないプリペイドカードもしくはプリペイドカードの情報で取引を行うことをいいます。
16. 「マーク」とは、プリペイドカードを識別するためにプリペイドカードの券面に表示され、また、加盟店の店頭や加盟店のウェブサイト上の加盟店標識に記載される、JCB 所定のマークをいいます。
17. 「通信販売」とは、利用者がプリペイドカードの提示および署名によらずカード番号・認証番号・金額等必要な事項を加盟店のウェブサイトを通じて加盟店に伝達することにより、バリュー取引による決済を行い、これに対し、加盟店が利用者に商品等の引き渡しまたは提供等を行う販売方法をいいます。

#### 第 3 条（加盟店）

1. 加盟店は、前条に定める通信販売によるバリュー取引を行うにあたり、両社が必要と認めた事項をあらかじめ両社に所定の書面をもって届け出、両社の承諾を得るものとします。両社は当該指定を承諾した場合、通信販売専用の加盟店番号を付与します。なお、取扱店舗の追加、取消しについても同様とします。
2. 加盟店は、取り扱う商品等、通信販売によるバリュー取引の運用方法、申込受付方法に変更が生じた場合にはあらかじめ両社に申し出、両社が必要と認めた場合には別途加盟店申込手続を行うものとします。
3. 加盟店は、バリュー取引を行う取扱店舗の利用者の見やすいところに両社所定のマークを掲示するものとします。
4. 加盟店は、当社または JCB から通信販売によるバリュー取引に関する資料の請求があった場合、速やかにその資料を提出するものとします。
5. 加盟店は、発行者と利用者との契約関係を承認し、JCB が指定するバリュー取引に関する取り決めに基づき、JCB PREMO に関するシステムの円滑な運営および普及向上に協力するものとします。また、加盟店は、当社、JCB よりプリペイドカードの利用促進に係る告知掲載等の要請を受けたときは、これに協力するものとします。
6. 加盟店は、当社、JCB、発行者およびそれらの委託先が、プリペイドカード利用促進のために、加盟店の個別の了解なしに印刷物、電子媒体等に加盟店の名称および所在地・ウェブサイトのアドレス等を掲載することを、あらかじめ異議なく認めるものとします。
7. 加盟店は、バリュー取引に関する情報、加盟店標識、マーク等（デジタルデータ化されたものを含む）を本規約に定める以外の用途に使用してはならないものとし、これを第三者に使用させてはならないものとします。
8. 加盟店は、利用者が遵守すべきプリペイドカードに関する規約等に違反してバリュー取引を行おうとする場合、これに応じてはならないものとします。
9. 加盟店は、本規約に定める義務等を加盟店の従業員、その他加盟店の業務を行う者に遵守させるものとします。
10. 両社は、加盟店の従業員、その他加盟店の業務を行う者が、バリュー取引に関連して行った行為および果たすべき義務を、加盟店の行為および義務とみなすものとします。
11. 加盟店が本規約に定める手続によらずバリュー取引を行った場合には、加盟店がその一切の責任を負うものとします。
12. 加盟店は、当社または JCB が、バリュー取引の安全化措置について改善が必要と判断し、改善を求めた場合には、これに従うものとします。

#### 第 4 条（費用負担等）

加盟店は、加盟店標識等を購入する場合の購入代金を当社が別途定める方法で支払うものとします。なお、支払われた加盟店標識等の代金は、本契約が終了した場合にも返還されないものとします。また、バリュー取引を行うための加盟店のシステム開発、プログラム改修および保守にかかわる費用については、加盟店が負担するものとします。

#### 第 5 条（届出事項の変更）

1. 加盟店は、両社に届け出ている商号、代表者、所在地、電話番号、取扱店舗および振込指定金融機関口座、その他加盟店申込書に記載した諸事項に変更が生じた場合には、直ちに両社所定の方法により、両社へ届け出、両社の承諾を得るものとします。
2. 前項の届け出がないために、当社または JCB からの通知または送付書類、振込金等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに加盟店に到着したものとみなすものとします。
3. 加盟店が JCB、当社および JCB、またはカード会社との間でクレジットカードに関する加盟店契約（以下「クレジットカード加盟店契約」という）を締結している場合には、当該加盟店は、本

条第1項記載の届出事項について、以下の事項を承諾するものとします。

- (1) 加盟店がクレジットカード加盟店契約に基づき当社、JCBまたはカード会社に届け出た情報に基づいて、本条第1項記載の加盟店に関する情報が変更されることがあること。
- (2) 加盟店が本条第1項に基づいて届け出た情報または(1)記載の情報に基づいて、当社、JCBまたはカード会社のクレジットカード加盟店契約に基づく加盟店に関する情報が変更されることがあること。

#### 第6条（地位の譲渡等）

- 1.加盟店は、本契約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。
- 2.加盟店は、加盟店の当社に対する債権を第三者に譲渡、質入れ等できないものとします。
- 3.当社（ただし、JCBが承諾した場合に限ります）またはJCBは、本契約上のすべての地位を第三者に譲渡することができるものとし、加盟店はあらかじめこれを承諾するものとします。

#### 第7条（業務の委託）

- 1.加盟店は、本規約に基づいて行う業務の全部または一部を第三者に委託できないものとします。
- 2.前項にかかわらず、両社が事前に承諾した場合には、加盟店は第三者に業務委託を行うことができるものとします。
- 3.前項により両社が業務委託を承諾した場合においても、加盟店は本規約に定めるすべての義務および責任について免れないものとします。また、業務委託した第三者（以下「業務代行者」という）が委託業務に関連して当社、JCBまたは発行者に損害を与えた場合、加盟店は業務代行者と連帯して当社、JCBまたは発行者の損害を賠償するものとします。
- 4.加盟店は、業務代行者を変更する場合には、事前に両社に申し出、両社の承諾を得るものとします。
- 5.両社は、本規約に基づいて行う業務の全部または一部を、加盟店の承諾を得ることなく第三者に委託することができるものとします。

#### 第8条（通信販売によるバリュー取引にかかわる広告）

- 1.加盟店は、加盟店の負担と責任において通信販売によるバリュー取引に関する広告（オンラインによる広告を含む）の企画、制作を行うものとします。
- 2.加盟店は、広告にあたり以下の事項を遵守するものとします。
  - (1) 特定商取引に関する法律、不当景品類および不当表示防止法その他の関連諸法令の定め違反しないこと
  - (2) 消費者の判断に錯誤を与える恐れのある表示をしないこと
  - (3) 公序良俗に違反する表示をしないこと
  - (4) 以下の事項について、広告時点において表示を行うこと  
[1]加盟店の名称 [2]加盟店の所在地 [3]加盟店の電話番号および電子メールアドレス [4]責任者名および責任者への連絡方法 [5]商品等の販売価格、送料、その他必要とされる料金 [6]商品等の引渡期間 [7]代金の支払時期および方法 [8]商品等の返品、取消しに関する説明 [9]バリュー取引の対象となる売上金相当額のバリューに関する情報およびその他のバリュー取引に関する情報（以下「取引データ」と総称する）を暗号化し、かつ暗号化している旨の表示を行うこと。ただし、暗号化によりデータの機密性が完全に保持できる等、消費者に誤解を与える表示をしないこと [10]その他、両社が必要と認めた事項
- 3.加盟店は、本規約に基づき取扱う商品等に関するすべての広告において、プリペイドカードが使用できる旨を明示するものとします。

#### 第9条（商品等）

- 1.加盟店は、通信販売によるバリュー取引を行う商品等の概要について、原則として事前に両社に届け出るものとします。
- 2.加盟店は、以下の商品等を本契約において取扱うことはできないものとします。
  - (1) 公序良俗に違反するもの
  - (2) 銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約その他の関連法令の定め違反するもの
  - (3) 第三者の著作権、肖像権、知的所有権等を侵害するもの
  - (4) その他、当社またはJCBが不適当と判断したもの
- 3.加盟店は、酒類等販売にあたり許認可を得るべき商品等を取扱う場合には、あらかじめ両社に許認可を得ていることを証明する関連証書類を提出し、両社から取扱いに関する事前の承諾を得るものとします。また、加盟店が前記の許認可を喪失した場合には、直ちにその旨を両社に通知し、当該商品等のバリュー取引を取扱わないものとします。

#### 第10条（申込受付方法）

- 1.加盟店は、利用者からの通信販売によるバリュー取引の申し込みを取扱店舗で受け付けるものとします。
- 2.加盟店は、バリュー取引の申し込みを受け付ける場合には、JCBが別途定める仕様等に従って、あらかじめカード番号等の情報および注文に関する情報を暗号化する等の措置を講じるものとします。
- 3.加盟店は、バリュー取引の申し込みを受け付ける場合には、電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律にのっとり、事前に利用者の申込または承諾の意思表示を行う意思の有無について確認を求める措置を講じるものとします。

#### 第11条（バリュー取引）

- 1.加盟店は、利用者から通信販売によるバリュー取引を求められた場合、本規約に従い、正当かつ適法にこれを行うものとします。
- 2.加盟店は、バリュー取引を行うにあたっては、取扱店舗の画面上で、利用者に対し、カード番号、認証番号、バリュー減算を行う金額（以下「バリュー減算金額」という）その他JCBが定める情報の入力を求めるものとします。なお、加盟店は、バリューの減算が完了し、かつ、JCBが本条第3項の承認を行った後は、利用者から取得した認証番号に関する情報を直ちに抹消し、これを保有してはならないものとします。
- 3.加盟店は、バリュー減算にあたっては、その全件において、利用者が指定したバリュー減算金額につきJCBが別途定める方法にて承認を求めるものとします。
- 4.加盟店は、前項の承認を求めた結果、JCBより取扱いができない旨の応答がなされた場合には、当該プリペイドカードにてバリュー取引を行ってはならないものとします。
- 5.加盟店は、明らかに不正利用と判断できる場合、またはプリペイドカードの使用状況が明らかに不審と思われる場合には、バリュー取引を行ってはならないものとし、直ちにその事実を当社またはJCBに連絡するものとします。
- 6.バリュー取引においては、運用サーバ内に利用者が保有するバリュー残高から商品等の代金額に相当するバリューの減算が完了し、かつ、JCBが第3項の承認を行った時点で、利用者の加盟店に対する代金債務が消滅し、商品の所有権は利用者に移転するものとします。
- 7.加盟店は、商品等の名称、金額、発送先住所等、別途JCBが定める情報をバリュー減算が確定する前に取扱店舗の確認画面等において利用者へ提示し、取引を行う意思の有無について確認を求めるものとします。
- 8.加盟店は利用者が利用しようとする1枚のプリペイドカードのバリューの残高が取引代金に満たない場合、複数枚のプリペイドカードまたは現金その他の支払方法による不足分の決済を受け付けることができるものとします。なお、複数枚決済に使用できるプリペイドカードの枚数は、最大2枚までとします。
- 9.加盟店は、両社所定の条件を満たすことにより、バリュー取引を実施する過程において、利用者のバリュー残高を照会（以下「バリュー照会」という）し、照会結果を利用者へ通知することができるものとします。ただし、利用者から要望があった場合でも、通信販売によるバリュー取引以外においてはバリュー照会を行うことはできません。
- 10.加盟店は、システムの障害時、システムの通信時、またはシステムの保守管理に必要な時間およびその他やむを得ない場合には、バリュー取引を行うことができないことをあらかじめ承諾するものとします。その場合の逸失利益、機会損失等についてはいかなる場合にも両社および発行者は責任を負わないものとします。

11.加盟店がバリュー取引の売上金額として利用者が運用サーバ内に保有するバリュー残高につき減算処理を行うことができるバリューは、当該バリュー取引において提供される商品等の売上代金額に相当する額（税金、送料等を含む）のみとし（ただし、本条第8項による取引の場合に現金その他の支払方法により決済した額を除く）、現金の立て替え、および過去の売掛金の精算等を含めることはできないものとします。また、本条第8項の場合を除き、通常1回のバリュー取引で処理されるべきものを、複数回に分割して取引することはできないものとします。

12.加盟店は、取引データの破壊、分解または解析を行ってはならず、また、このような行為に加担、協力してはならないものとします。

#### 第12条（差別的取扱いの禁止、協力義務）

- 1.加盟店は、特定商取引に関する法律、電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律、消費者契約法等の関連諸法令を遵守して、通信販売によるバリュー取引を行うものとします。
- 2.加盟店は、本条第3項に定める場合を除き、正当な理由なく利用者とバリュー取引を拒絶したり、直接現金払いやその他の支払い手段等の利用を要求したり、それらの利用の場合と異なる代金を請求する等、バリュー取引によらない一般の顧客より不利となる差別的取扱いを行わないものとします。
- 3.加盟店は、以下に定める内容のバリュー取引を行わないものとします。
  - (1) 公序良俗違反の取引
  - (2) 法律上禁止された商品等の取引
  - (3) 特定商取引に関する法律に違反する取引
  - (4) 消費者契約法第4条の規定に基づき取消しが可能である取引
  - (5) 当社またはJ C Bが利用者の利益の保護に欠けると判断する取引
  - (6) 利用者が遵守すべき規約に違反して行おうとする取引
  - (7) その他当社またはJ C Bが不適当と判断する取引
- 4.加盟店は、バリュー取引において、商品券その他の前払式支払手段、印紙、切手、回数券その他の有価証券などを取扱うことができないものとします。ただし、両社が個別に承諾した場合にはこの限りではないものとします。
- 5.加盟店は、当社またはJ C Bから依頼があった場合、利用者のプリペイドカードの使用状況等の調査に協力するものとします。
- 6.加盟店は、利用者からバリュー取引または商品等に関し、苦情、相談を受けた場合や、効能もしくは効果に関する疑義、不良品、品違い、量目不足、商品等の未着、誤請求等の事故が発生した場合、加盟店と利用者との間において紛議が生じた場合、または、利用者、関係省庁その他の行政機関等から第9条第2項もしくは本条第3項に違反する旨の指摘、指導等を受けた場合には、加盟店の費用と責任をもって対処し、解決にあたるものとします。
- 7.前項の場合、加盟店は、両社が行う調査に誠実に協力するものとします。

#### 第13条（商品等の送付、提供）

- 1.加盟店は、通信販売によるバリュー取引を行った場合、利用者に対し、取引を行った日から2週間以内に商品等の送付、提供を行うものとします。また、加盟店は、送付、提供の遅延や品切れが生じた場合には、利用者へ書面をもって引き渡し時期等を通知するものとします。
- 2.加盟店は、バリュー取引による商品等の送付、提供等は両社が特に認めた場合を除き原則1回で行うものとし、複数回または継続的に行わないものとします。
- 3.加盟店は、利用者が商品等の送付先として商品等の受領確認が不明確となる恐れのある場所を指定した場合、当該場所に商品等を発送しないものとし、発送した場合には当該商品等にかかるバリュー取引およびこれによって生じた紛争について加盟店が全責任を負うものとします。
- 4.加盟店は、商品の送付にかかわる商品発送簿を作成し、運送機関の荷受伝票その他運送の受託を証明する文書等とともに、7年間保管するものとします。

#### 第14条（換金の禁止）

加盟店は、利用者が運用サーバ上に保有するバリューを現金その他現金類似の機能を有するもの（電子情報を含む。また、第12条第4項に列挙する有価証券等を含むがこれらに限られない）と引き換えることはできないものとし、利用者よりその申し出があった場合は、本規約に基づき、これを受容せず、引き換えできない旨の説明を行うものとします。

#### 第15条（不正利用発生時の対応等）

- 1.加盟店は、偽造されたプリペイドカードの使用その他プリペイドカードの不正利用が判明した場合、またはプリペイドカードの使用状況が明らかに不審と思われる場合には、当社またはJ C Bの指定する方法により、当社またはJ C Bにその旨を直ちに連絡するとともに、当該不正利用等について、当社またはJ C Bの指示に従った対応を行うものとします。
- 2.万が一、加盟店が前項に違反してバリュー取引を行った場合、加盟店は当社に対し当該取引にかかわるバリュー取引精算金（第17条に定めるものをいう）の支払いを請求することができないものとします。
- 3.偽造されたプリペイドカードの使用その他プリペイドカードの不正利用が行われ、当社またはJ C Bが加盟店に対しこれらの状況等に関する調査の協力を求めたときには、加盟店は誠実に協力するものとします。また、加盟店は、当社またはJ C Bから指示があった場合、もしくは加盟店が必要と判断した場合には、当該加盟店が所在する所轄警察署等へ当該売上に対する被害届を提出するものとします。

#### 第16条（バリュー取引の売上金相当額の確定、確認）

1. 加盟店は、取引データを当社またはJ C Bの定める通信手段、手順等により運用サーバに、原則としてバリュー取引を行った都度送信するものとします。2.バリュー取引による売上金額は、加盟店が定められた通信手順により送信した取引データが運用サーバへ到着した時点で、加盟店と当社間で確定するものとします。

#### 第17条（バリュー取引の精算）

1. 加盟店および当社は、本条に定める方法により、加盟店が本規約に基づき行ったバリュー取引に係る売上金相当額の精算（以下「バリュー精算」という）を行うものとします。
- 2.加盟店は当社に対し、バリューの利用による売上金額を合計した金額に、両社の定める手数料率を乗じ、円未満を四捨五入した金額のバリュー精算にかかわる手数料（以下「バリュー精算手数料」という）を支払うものとします。
- 3.当社の加盟店に対する支払いは、別表に定める締切日までに運用サーバを経由して当社に到着した取引データにかかるバリュー取引の売上金額の総額より、バリュー精算手数料を差し引いた金額（以下「バリュー取引精算金」という）を、別表に定める支払日に加盟店指定の金融機関口座に振り込むことにより行うものとします。ただし、当社が特別に認めた場合についてはこの限りではないものとします。なお、応当日の15日が金融機関休業日の場合には翌営業日、月末が金融機関休業日の場合には前営業日を支払日とします。
- 4.当社の加盟店に対するバリュー取引精算金は、当社が直接支払うか、または当社が指定し、事前に加盟店に通知した当社所定の会社（ただし、J C Bが承諾した場合に限ります）が当社に替わって支払うものとします。
- 5.当社またはJ C Bに加盟店に対するバリュー精算手数料以外の請求代金がある場合には、当社は本条第3項により支払うバリュー取引精算金から当該代金を差し引けるものとします。また、加盟店から当社またはJ C Bへバリュー取引精算金以外の請求代金がある場合には当社は本条第3項により支払うバリュー取引精算金と合わせて支払うことができるものとします。
- 6.当社が加盟店に対して「お振り込みのご案内」を送付している場合には、当社はこの「お振り込みのご案内」に、前項記載の取扱いを記載するものとします。

#### 第18条（返品等によるバリュー減算の取消）

- 1.加盟店は、通信販売によるバリュー取引にあたり、返品その他によりバリュー減算の取消しを行う場合、以下の条件に従ってバリュー減算を取り消すものとします。ただし、ネットワーク障害その他の理由によりバリュー減算の取消ができない場合および、加盟店が必要と判断し両社の承諾を得た場合には、利用者に対して当該取引代金を現金その他の決済手段で払い戻すことができるものとします。

す。なお、取引代金を現金その他の決済手段で払い戻す場合であっても、加盟店は当社に対して第17条に基づくバリュー精算手数料を支払うものとします。

- (1) 別途両社が定める手順に従い、利用者および加盟店において、取消・返品により、元のバリュー減算を行ったプリペイドカードにつきバリュー減算の取消しをすることを事前に合意すること。
- (2) 取消の対象となる取引日から30日以内にバリュー減算の取消処理を行うこと。(30日以降のバリュー減算の取消処理はできません。)
- (3) バリュー減算の取消においては、全件ネットワークを媒介しJCBが別途定める手順で処理を行うこと。
- (4) バリュー減算金額の一部取消はできません。(全額取消のみ可能です)。

2. 前項に定めるバリュー減算の取消を行った場合、元の取引日に関わらず、当該取消処理を行った日が取引日となります。

3. 加盟店は、通信販売によるバリュー取引を行うすべての商品等について、利用者に商品等が到着してから2週間以内の期間においては商品等の返品または交換を受け付けるものとし、利用者に対し、通信販売によるバリュー取引を行うにあたり事前に、その旨を明示するものとします。また、加盟店は、商品等の特性に鑑みて返品または交換を受け付けられない場合にはあらかじめ両社の承認を得るものとし、両社の承認を得た場合には、利用者に対し、通信販売によるバリュー取引を行うにあたり事前に、返品または交換を受け付けられない旨を明示するものとします。

#### 第19条 (バリュー減算金額の変更)

1. 加盟店は、自らと利用者との間で一度成立したバリュー減算の金額を変更する場合には、第18条の規定に従って変更対象となるバリュー取引の全額取消を行った後、変更後の金額にて再度バリュー減算を実施するものとします。ただし、変更後の金額が元のバリュー減算金額を上回る場合、変更は実施できないものとします。

2. 前項に定めるバリュー減算の金額変更を行った場合、元の取引日に関わらず、取消後に再度バリュー取引を行った日が取引日となります。

#### 第20条 (バリュー取引精算金の支払いの取消および保留)

1. 加盟店が減算したバリューが以下のいずれかの事由に該当する場合、当社は加盟店に対し、当該バリュー取引に関するバリュー取引精算金の支払いの義務を負わないものとします。

- (1) 加盟店から当社またはJCBへ送信された取引データが正当なものでないとき
- (2) 第12条の規定に違反してバリュー取引を行ったとき
- (3) 第15条の規定に違反してバリュー取引を行ったとき
- (4) その他加盟店が本規約に違反したとき

2. 当社が、加盟店に対し前項に該当するバリュー取引にかかわるバリュー取引精算金を支払った後に、前項各号の事由に該当することが判明した場合には、加盟店は直ちに当社の指定する方法により当社に対し当該バリュー取引精算金を返還するものとします。また、この場合、当社は当該代金を次回以降に加盟店に対して支払うバリュー取引精算金から差し引くことができるものとします。

3. 当社またはJCBが、加盟店が減算したバリューについて本条第1項記載の事由のいずれかに該当する疑いがあると認めた場合には、当社は調査が完了するまで当該バリュー取引にかかわるバリュー取引精算金の支払いを保留することができるものとします。なお、この場合には、当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

4. 前項の調査開始より30日を経過しても、本条第1項記載の事由のいずれかに該当する疑いが解消しない場合には、当社はバリュー取引精算金の支払い義務を負わないものとします。なお、この場合においても、加盟店および両社は調査を続けることができるものとします。

5. 前項後段の規定により引き続き調査を行ったときで、当該調査が完了し、両社が当該バリュー取引にかかわるバリュー取引精算金の支払いを相当と認めた場合には、当社は当該バリュー取引精算金を支払うものとします。なお、この場合には当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

#### 第21条 (差押等の場合の処理)

バリュー取引精算金の差押、仮差押、滞納処分等があった場合、当社は当該バリュー取引精算金を当社所定の手続きに従って処理するものとし、当社は当該手続きによる限り遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

#### 第22条 (情報の収集および利用等)

1. 加盟店およびその代表者または両社にJCB PREMOに関する加盟店契約(以下「JCB PREMO 加盟店契約」という)の申し込みをした個人、法人、団体およびその代表者(以下「加盟店等」と総称する)は、両社が本項(1)に定める加盟店等の情報(以下「加盟店情報」という)のうち個人情報につき、必要な保護措置を行ったうえで、以下のとおり取扱うことに同意します。

(1) 本契約(本申し込みを含む。以下同じ)を含む両社と加盟店等との加盟店申込審査、加盟後の管理等取引上の判断、JCB PREMO 加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査ならびにJCB PREMOの利用促進にかかわる業務のために、以下の[1]から[11]の加盟店情報を収集、利用すること。

[1] 加盟店等の名称、所在地、郵便番号、電話番号、代表者の氏名、住所、生年月日、電話番号等、加盟店等が加盟申込時および変更届け時に届け出た事項

[2] 加盟申込日、加盟日、端末番号、取扱商品、販売形態、業種等の加盟店等と両社の取引に関する事項

[3] 加盟店のバリュー取引等の取扱い状況

[4] 当社またはJCBが収集した加盟店等のクレジット利用履歴

[5] 加盟店等の営業許可証等の確認書類の記載事項

[6] 当社またはJCBが適正かつ適法な方法で収集した登記簿、住民票等の公的機関が発行する書類の記載事項

[7] 電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報

[8] 当社またはJCBが加盟を認めなかった場合、その事実および理由

[9] 利用者から当社、JCBまたはカード会社もしくは発行者に申し出のあった苦情の内容および当該内容について、当社、JCBまたはカード会社もしくは発行者が利用者、およびその他の関係者から調査収集した情報

[10] 行政機関、消費者団体、報道機関が公表した事実とその内容(特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等)および当該内容について、加盟店信用情報機関(加盟店等に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの)および加盟店信用情報機関の加盟会員が調査収集した情報 [11] 加盟店信用情報機関が興信所から提供を受けた内容(倒産情報等)

(2) 以下の目的のために、前号[1]から[7]の加盟店情報を利用すること。ただし、加盟店等が本号[2]に定める営業案内について中止を申し出た場合、両社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。(中止の申し出は当社お問い合わせ窓口へ連絡するものとします。)

[1] 両社が本規約に基づいて行う業務

[2] 宣伝物の送付等両社、カード会社または他の加盟店等の営業案内

[3] 両社のJCB PREMO 事業その他両社の事業(両社定款記載の事業をいう)における新商品、新機能、新サービス等の開発

(3) 本規約に基づいて行う業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項(1)[1]から[11]の加盟店情報を当該委託先に預託すること。

2. 加盟店等は、本条第1項(1)[1]から[11]の加盟店情報のうち個人情報を、カード会社のうち、JCBと加盟店情報に関して提携したカード会社(以下「提携会社」という)が、JCB PREMO およびクレジットカードにかかる加盟店契約の加盟店申込審査、加盟後の管理等取引上の判断、加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査ならびにJCB PREMO およびクレジットカードの利用促進にかかわる業務のために、共同利用することに同意します。なお、本項に基づく共同利用に係る加盟店情報の管理に責任を有するものはJCBとなります。(提携会社は次のホームページに記載のとおりとします。 <http://www.jcb.co.jp/r/riyou/>)

3. 加盟店等は、本条第1項(1)[1]から[7]の加盟店情報のうち個人情報を、JCBが加盟店情報の提供に関する契約を締結した会社、組織(以下「共同利用会社」という)が、共同利用会社のサービス提供等のために、共同利用することに同意します。なお、本項に基づく共同利用に係る加盟店情報の管理に責任を有する者はJCBとなります。(共同利用会社は、本規約末尾または前項記載のホームページに記載のとおりとします。)

4. 加盟店等は、加盟店情報のうち個人情報に該当しない情報についても、本条第1項から第3項と同様に取扱うことに同意します。

### 第23条（加盟店信用情報機関の利用および登録）

1. 加盟店等は、加盟店情報のうち個人情報につき、当社または J C B が利用、登録する加盟店信用情報機関（加盟店等に関する情報の収集および加盟利用者に対する当該情報の提供を業とするもの）について以下のとおり同意します。（加盟店信用情報機関は本規約末尾または次のホームページに記載のとおりとします。 <http://www.jcb.co.jp/privacyPolicy.html>）

（1）加盟申込審査、加盟後の管理等取引上の判断、JCB PREMO 加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査のために、当社または J C B が加盟する加盟店信用情報機関（以下「加盟店信用情報機関」という）に照会し、加盟店等に関する情報が登録されている場合にはこれを利用すること。

（2）加盟店信用情報機関所定の加盟店等に関する情報（以下「登録加盟店情報」という）が、加盟店信用情報機関に登録され、当該機関の加盟利用者が加盟申込審査、加盟後の管理等取引上の判断、JCB PREMO およびクレジットカードにかかる加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査のためにこれを利用すること。

（3）登録加盟店情報が、不正取引の排除、消費者保護のための加盟申込審査、加盟後の管理、ならびに加盟店情報の正確性維持のための開示、訂正、利用停止等のために加盟店信用情報機関の加盟利用者によって共同利用されること。

2. 加盟店の代表者は、他に経営参加する販売店等について、加盟店信用情報機関に加盟店情報のうち個人情報が登録されている場合には、当該情報を、加盟店信用情報機関の加盟会員が前項（2）の目的で共同利用することに同意します。

3. 加盟店等は、加盟店情報のうち個人情報に該当しない情報についても、前二項と同様に取扱うことに同意します。

4. 当社または J C B が加盟する加盟店信用情報機関、共同利用の管理責任者、登録される情報、共同利用するものの範囲は、本規約末尾または本条第1項記載のホームページに記載のとおりとします。なお、当社または J C B が新たに加盟店信用情報機関を追加する場合には、書面その他の方法により通知し、または本条第1項記載のホームページに記載するものとします。

### 第24条（加盟店情報の開示、訂正、削除）

1. 加盟店等は、両社、加盟店信用情報機関および提携会社に対して、当該会社および機関がそれぞれ保有する加盟店情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求の窓口は以下のとおりとするものとします。

（1）両社および提携会社への開示請求：当社お問い合わせ窓口へ

（2）加盟店信用情報機関への開示請求：本規約末尾または前条第1項記載のホームページに記載の各加盟店信用情報機関へ

2. 万が一、登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、両社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

### 第25条（加盟店情報の取扱いに関する不同意）

両社は、加盟店等が加盟申込に必要な事項の記載を希望しない場合、または第22条から第24条に定める加盟店情報の取扱いについて承諾できない場合には、加盟を断ることや、解約の手続きをとることがあります。なお、第22条第1項（2）[2]に定める営業案内に対する中止の申し出があっても、加盟を断ることや解約の手続きをとることはありません。

### 第26条（契約不成立時または契約終了後の加盟店情報の利用）

1. 両社が加盟を承諾しない場合であっても加盟申込をした事実は、承諾をしない理由のいかんを問わず、第22条に定める目的（ただし、第22条第1項（2）[2]に定める営業案内を除く）および第23条の定めに基づき利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

2. 両社は、加盟店契約終了後も第22条に定める目的（ただし、第22条第1項（2）[2]に定める営業案内を除く）および開示請求等に必要範囲で、法令等または両社が定める所定の期間、加盟店情報および本契約の終了に関する情報を保有し利用します。

### 第27条（バリュー取引に関する情報等の機密保持）

1. 加盟店は、本契約に基づいて知り得たバリュー取引および利用者へ付帯する情報、利用されたプリペイドカードに関する情報、ならびに手数料率を含む両社および発行者の営業上の機密を機密情報として管理し、他に漏洩、滅失、毀損（以下「漏洩等」という）したり、または本規約に定める以外の目的で利用（以下「目的外利用」という）してはならないものとします。

2. 加盟店は前項の情報が第三者に漏洩することがないように、情報管理の制度、システムの整備、改善、社内規定の整備、従業員の教育等を含む安全管理に関する必要な一切の措置をとるものとします。

3. 加盟店は、業務代行者に、本条第1項記載の情報を委託業務の遂行に必要な範囲で開示することができるものとします。この場合、加盟店は、業務代行者が開示された情報を第三者に漏洩することがないように、業務代行者が情報管理の制度、システムの整備、改善、社内規定の整備、従業員の教育等を含む安全管理に必要な一切の措置をとるよう十分に指導、監督するものとします。

4. 加盟店は、本条第1項記載の情報につき漏洩等が発生した場合には、直ちに当社または J C B に連絡するものとします。

5. 両社は、加盟店に本条第1項記載の漏洩等が発生したと判断される合理的な理由がある場合には、当該加盟店に対して、漏洩等の事実の有無、状況に関する報告を求める等必要な調査を行うことができ、加盟店はこれに誠意をもって協力するものとします。

6. 加盟店は、本条第4項の場合、漏洩等が発生した原因を詳細に調査し、有効かつ十分な再発防止策をとるものとします。

7. 加盟店は、前項記載の調査結果判明後直ちに再発防止策を策定、実施するものとします。なお、加盟店は、再発防止策の策定後および実施後直ちに当社または J C B に書面でその内容を通知するものとします。

8. 加盟店の責に帰すべき事由により、両社に漏洩等または目的外利用による損害が発生した場合には、両社は加盟店に対しその損害の賠償を請求することができるものとします。

9. 加盟店または加盟店の従業員その他加盟店の業務を行う者の故意もしくは過失による漏洩等または目的外利用が発生した場合には、加盟店は直ちに両社へ報告するとともに、両社が被った一切の損害の賠償責任を負うものとします。

10. 本条第1項から第9項の規定は、本契約終了後においても効力を有するものとします。

### 第28条（セキュリティ保持義務）

1. 加盟店は、本契約に関連して発生する業務の遂行にあたって、カード番号等をインターネット、ウェブサイト等のネットワークを介して伝達する場合には、JCB が別途定める仕様等に則り、暗号化する等の安全化措置を講じるものとします。

2. 加盟店は、取引データを含む本契約に関連して取り扱う一切の情報および本契約に関連して発生する業務の遂行のために使用するシステムを第三者に閲覧、改ざん、破壊されないための措置をあらかじめ講じたうえで本契約を履行するものとします。

3. 前二項に定めるセキュリティ保持義務が守られなかった場合、加盟店はその全責任を負うものとし、両社および発行者に一切の迷惑をかけないものとします。4. 前項の規定は、本契約終了後においても効力を有するものとします。

### 第29条（バリュー取引の停止）

加盟店が以下の事項に該当する場合、両社は本契約に基づくバリュー取引を一時的に停止することを請求することができ、この請求があった場合には、加盟店は、両社が再開を認めるまでの間、バリュー取引を行うことができないものとします。

（1）両社が第27条第1項の漏洩等または目的外利用が発生した疑いがあると認める場合

（2）両社が、加盟店が第32条第1項（1）、（2）、（3）、（5）、（9）、（10）、（11）、（12）、（13）、（14）のいずれかに該当する疑いがあると認めた場合

（3）その他、両社が必要と認めた場合

### 第30条（取扱期間）

本契約の有効期間は1年とします。ただし、加盟店または両社が期間満了3カ月前までに書面をもって契約を更新しない旨の申し出をしないときは、本契約はさらに1年間更新し、以後はこの例によるものとします。

### 第31条（解約）

- 1.前条の規定にかかわらず、加盟店または両社は、書面により3カ月前までに相手方に対し予告することにより本契約を解約できるものとします。
- 2.前項の規定にかかわらず、両社は、直前1年間にバリュー取引を行っていない加盟店については、予告することなく本契約を解約できるものとします。
- 3.前条の規定にかかわらず、両社は社会情勢の変化、法令の改廃、その他両社の都合等により、JCB PREMO 取引システムの取扱いを終了することがあり、この場合、両社は加盟店に対し事前に通知することにより、本契約を解約できるものとします。
- 4.前条または本条による本契約の終了により、加盟店に損害（逸失利益、機会損失を含む）が生じた場合でも、両社は一切の責を負わないものとします。

### 第32条（契約解除）

1.前二条の規定にかかわらず、加盟店が以下の事項に該当する場合、両社は加盟店に対し催告することなく直ちに本契約の全部または一部を解除できるものとし、かつ、その場合両社および発行者に生じた損害を加盟店が賠償するものとします。

- (1) 加盟店申込書等加盟に際し両社に提出した書面および、第5条第1項記載の届出事項に虚偽の申請があったとき
  - (2) 他の者の債権を買取って、または他の者に代わって、当社またはJCBにバリュー取引精算金の支払い請求をしたとき
  - (3) 第12条の規定に違反したとき
  - (4) 第20条第2項に基づくバリュー取引精算金の返還を怠ったとき
  - (5) 第27条または第28条の規定に違反したとき
  - (6) 前五号のほか、加盟店または加盟店の従業員その他加盟店の業務を行う者が本規約に違反したとき
  - (7) 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、およびその他支払い停止となったとき
  - (8) 差押、仮差押、仮処分申し立てまたは滞納処分を受けたとき、破産、会社更生、民事再生、特別清算の申し立てを受けたとき、またはこれらの申し立てを自らしたとき、合併によらず解散したとき
  - (9) 前二号のほか加盟店の信用状態に重大な変化が生じたときと両社が判断したとき
  - (10) 他のクレジットカード会社等との取引にかかわる場合も含めて、電子マネー等の支払決済サービスまたは信用販売制度を悪用していると両社が判断したとき
  - (11) 加盟店届け出の取扱店舗が実在しないとき
  - (12) 加盟店の営業または業態が公序良俗に違反すると両社が判断したとき
  - (13) 架空のバリュー取引にかかわるバリュー取引精算金の支払い請求、その他加盟店が不正な行為を行ったときと両社が判断したとき
  - (14) 加盟店が両社の信用を失墜させる行為を行ったときと両社が判断したとき (15) その他加盟店として不適当と両社が判断したとき
- 2.加盟店が前項各号のいずれかに該当した場合、または該当する疑いがあると両社が認めた場合、当社は前項に基づき契約を解除するか否かにかかわらず、バリュー取引精算金の全部または一部の支払いを保留することができるものとします。なお、この場合には、当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

### 第33条（契約終了後の処理）

1. 本契約が終了した場合、加盟店はその後利用者に対してバリュー取引を行う等、一切のプリペイドカードの取扱いをしてはならないものとします。
2. 本契約が終了した場合、契約終了日までに行われたバリュー取引は有効に存続するものとし、加盟店および両社は、当該バリュー取引を本規約に従い取扱うものとします。ただし、加盟店と両社が別途合意をした場合にはこの限りではありません。
3. 加盟店は、本契約が終了した場合、直ちに加盟店の負担においてすべての加盟店標識をとりはずし、広告媒体からJCB PREMO の取扱いに関するすべての記述、表記等をとりやめるとともに、両社が加盟店に交付した取扱関係書類および印刷物の一切を速やかに当社に返却するものとします。
4. 当社は、前条または次条により本契約を解除した場合、加盟店から既に当社に到着した取引データにかかるバリュー取引について、取消しまたは解除するか、バリュー取引精算金の支払いを保留することができるものとします。

### 第34条（反社会的勢力との取引拒絶）

1. 加盟店は、加盟店等、加盟店の親会社・子会社等の関係会社、役員、従業員等の関係者（関係会社の役員、従業員を含む）が、以下の事項のいずれにも該当しないことを表明し保証するものとします。
  - (1) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）
  - (2) 暴力団員（暴力団の構成員）
  - (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者）
  - (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力しもしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業）
  - (5) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）
  - (6) 社会運動等標榜ゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者）
  - (7) 特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人）
2. 加盟店が前項の規定に違反していることが判明した場合、または違反している疑いがあると両社が認めた場合、両社は、直ちに本契約を解除できるものとし、かつ、その場合両社および発行者に生じた損害を加盟店が賠償するものとします。また、この場合、当社は、遅延損害金を支払う義務を負うことなく、バリュー取引精算金の全部または一部の支払いを保留することができるものとします。
3. 加盟店が本条第1項の規定に違反していることが判明した場合、またはその疑いがあると両社が認めた場合には、当社は前項に基づき契約を解除するか否かにかかわらず、バリュー取引精算金の全部または一部の支払いを保留することができるものとします。なお、この場合には、当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。
4. 両社は、加盟店が本条第1項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約に基づくバリュー取引を一時的に停止することを請求することができ、この請求があった場合には、加盟店は、両社が再開を認めるまでの間、バリュー取引を行うことができないものとします。

### 第35条（本規約に定めのない事項）

加盟店は、本規約に定めのない事項については、両社が別に定める取扱要領等に従うものとします。

### 第36条（準拠法）

加盟店と両社の諸契約に関する準拠法はすべて日本法とします。

### 第37条（合意管轄裁判所）

- 1.加盟店と当社との間で訴訟の必要が生じた場合には、当社の本社の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。
- 2.加盟店とJCBとの間で訴訟の必要が生じた場合には、JCBの本社または大阪支社の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。

### 第38条（規約の変更）

- 1.両社が本規約の変更内容を通知または公告した後において加盟店が利用者に対し通信販売によるバリュー取引を行った場合には、加盟店は新しい規約を承諾したものとみなすものとします。
- 2.前項の規定にかかわらず、加盟店は、第22条第2項および第3項、第23条第1項および第4項、ならびに第23条第1項記載のホームページに記載された提携会社、共同利用会社、加盟店信用情報機関の追加、変更については、当該ホームページに別途記載がある場合を除き、記載の追加、変更と同時にその効力が生ずることをあらかじめ承諾するものとします。

#### <共同利用会社>

##### ○株式会社ジェイエムエス

〒107-0062 東京都港区南青山 5-1-22 青山ライズスクエア

利用目的：加盟店業務の代行サービス等の提供

##### 株式会社日本カードネットワーク

〒107-0052 東京都港区赤坂 4-2-6 住友不動産新赤坂ビル

利用目的：加盟店端末、接続サービス等加盟店業務支援サービス等の提供

##### ○株式会社ジェーシービー・サービス

〒107-0062 東京都港区南青山 5-1-20 青山ライズフォート

利用目的：保険サービス、加盟店向けDMサービス等の提供

#### <加盟信用情報機関>

本規約に定める加盟信用情報機関は以下のとおりです。

##### ○日本クレジットカード協会加盟店信用情報センター

住所：〒105-0004 東京都港区新橋 2-12-17 新橋 I-N ビル 1F

電話番号：03-6738-6626

共同利用の管理責任者：日本クレジットカード協会事務局長

URL：<http://www.jcca-office.gr.jp/>

登録される情報：

- ・乙に届け出た加盟店の代表者の氏名・生年月日・住所等の個人情報
- ・加盟店名称、所在地、電話番号、業種、取引情報等の加盟取引情報
- ・加盟会員が加盟店情報を利用した日付

共同利用するものの範囲：日本クレジットカード協会の会員（会員の提携会社を含む。加盟会員企業名は上記ホームページよりご確認いただけます。）

JCBでは加盟店情報に含まれる個人情報の保護を推進する管理責任者として個人情報統括責任者(コンプライアンス部 担当役員)を設置しております。

#### <お問合せ窓口>

##### カードアシストデスク

東京 0422-44-2500 大阪 06-6943-7699

福岡 092-732-7500 札幌 011-271-1711

月～金 10：00AM～6：00PM 土 10：00AM～5：00PM 日・祝・年末年始休

※電話番号は、お間違いのないようおかけください。

#### <別表>

取扱期間	締切日	加盟店への支払日
16日～当月15日	当月末日	翌月15日

※ 支払日の15日・末日が、金融機関休業日の場合には、15日は翌営業日、末日は前営業日に払い込みさせていただきます。

#### <別図>

URL：<https://www.epsilon.jp/images/jcbonline.jpg>

以上

#### 第1条（サービスの概要および定義）

- 1.本規定において「本サービス」とは、当社が、当社の個人事業主または法人のお客さまに対して提供するサービスで、第三者（以下「振込人」といいます）がお客さま宛てに振込送金をする場合において、当該振込人からの振込金を収納する収納専用の口座番号（以下「振込入金口座番号」といいます。）を発行し、当該振込入金口座番号によって特定される仮想の口座（以下「振込入金口座」といいます）宛ての振込入金があった場合に、その都度、第2号に定める振替先口座に振り替えるサービスをいいます。
- 2.「振替先口座」とは、本サービスの利用にあたり、お客さまが振込入金の振替先として指定する、お客さま名義の当社における円普通預金口座をいいます。

#### 第2条（契約の成立）

- 1.お客さまは、当社ウェブサイトより本サービスの利用申込を行うものとします。
- 2.当社が、前項に定める利用申込を承諾したことをもって、お客さまと当社の間で本サービスの利用に係る契約（以下「利用契約」といいます）が成立するものとします。ただし、当該申込が当社所定の条件に合致しない場合、当社は、当該申込を承諾しないものとします。

#### 第3条（振込入金口座番号の発行および割当等）

- 1.お客さまは、前条の定めに基づき利用契約が成立した後、当社ウェブサイトにて振込入金口座番号を発行することができるものとします。
- 2.振込入金口座番号の発行は1口座単位で行うものとし、1回の発行手続きによる発番上限数は2000口座とします。発番される振込入金口座番号については当社が指定するものとし、お客さまが指定することはできません。なお、提携企業契約をされているお客さまはこの限りではありません。
- 3.当社は、振込入金口座番号の割当を行いません。お客さまは、自らの責任と負担において振込人に、任意で振込入金口座番号を割り当て、お客さまの管理において振込確認を行うものとします。
- 4.振込入金口座の名義は、当社所定の内容となります。また、発行済みの振込入金口座の名義変更はできません。
- 5.振込入金口座番号の追加発番の申込は、当社所定の手続きに従って行うものとします。
- 6.振込入金口座番号の削除は、当社所定の手続きに従って申込むものとし、すべての振込入金口座番号の削除手続きが終了するまでは、利用契約および振替先口座の解約は行えません。

#### 第4条（振込入金の振替等）

- 1.当社は、振込入金口座宛の振込入金の処理が完了した後、速やかに振込入金された資金を当該振込入金口座に係る振替先口座に振替えます。なお、本サービスにおいて、振込入金された資金を複数の振替先口座に振替えることはできません。
- 2.当社は、前項の定めに従い振替を行った後、振替先口座の入出金明細に当該振替に係る当社所定の情報を表示します。

#### 第5条（振替先口座の変更等）

- 1.お客さまは、発行時に指定した振替先口座を、別の円普通預金口座に変更することはできません。
- 2.お客さまは、本サービスにおいて複数の振替先口座の利用を希望する場合、当社所定の口座の手続きにおいて指定を行うものとします。

#### 第6条（利用契約の解約）

- 1.お客さまは、利用契約の解約を希望する場合、当社ウェブサイトにて解約手続きを行うものとします。
- 2.振込入金口座利用契約の解約は利用契約単位で行うものとします。

#### 第7条（取扱時間等）

- 1.本サービスの取扱（利用申込、振込入金口座番号の発行・解約受付を含みます）時間は、原則として、24時間365日とします。ただし、当社が、システム点検のため、またはシステム障害その他のやむを得ない事由により本サービスの提供を停止している場合はこの限りではありません。
- 2.振込入金口座は振込入金口座番号の発行後、即時に利用可能となるものとし、利用開始日時を指定しての発行予約はできません。

#### 第8条（禁止事項）

お客さまは、本サービスの利用に関して次の各号に定める行為、またはそれらのおそれのある行為を行ってはならないものとします。

- (1)当社または第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害、または侵害する恐れのある行為
- (2)当社のサービス運営を妨害し、当社の信用を毀損し、当社の財産を侵害し、または当社もしくは第三者に不利益を与える行為
- (3)本人の同意を得ることなくまたは詐欺的な手段により、当社または第三者の個人情報を収集する行為
- (4)法律、政令、省令、条例、条約、業界規制等に違反する行為
- (5)反社会的あるいは反道徳的な目的による行為
- (6)公序良俗に反する表現・内容を含む行為
- (7)前各号に定める行為を第三者をして行わせる行為
- (8)前各号に準じる行為

#### 第9条（手数料）

- 1.お客さまは、当社所定の本サービスに係る各種取扱手数料およびこれに対する消費税額（以下「取扱手数料等」といいます）を支払うものとします。なお、当社は、取扱手数料等を、お客さまの当社における円普通預金口座から自動的に引落す方法により受領するものとします。
- 2.当社は、取扱手数料等を、契約者に事前に通知することなく変更または新設することがあります。

#### 第10条（サービスの変更、中止または終了）

当社は、当社ウェブサイトその他の方法で事前に変更日および変更内容を告知することにより、本サービスの内容を変更し、または中止もしくは終了することができるものとします。

#### 第11条（サービス提供の終了等）

- 1.当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、お客さまの承諾、お客さまに対する通知その他の手続きを要することなく、振込入金口座番号の発行を含む本サービスの一部または全部の提供を停止し、また利用契約を解除することができるものとします。
  - (1)本サービスがお客さまもしくは第三者によって不正に使用された、またはその恐れがあると当社が判断した場合
  - (2)当社が、銀行取引規定に基づき振替先口座における預金取引の全部または一部を停止した場合
  - (3)取扱手数料等の引落としが長期に渡り実施できず、お客さまに支払いの意思がないと当社が判断した場合
  - (4)お客さまが、本規定の変更不同意の場合

- (5) お客さまが、利用契約、または当社が定める別の規定に違反し、当社が相当の期間を定めてその是正を催告したにもかかわらず、当該相当期間内に当該違反を是正されなかった場合
  - (6) 前各号の他、当社が本サービスの提供を停止し、または利用契約を解除すべきと判断する相当の事由がある場合
- 2.前項第1号に定める場合、お客さまは、当社所定の本人確認および不正使用に関する調査を行うことをあらかじめ承諾し、これに協力するものとします。

#### 第12条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については、当社が定める他の規定などにより取扱います。当社の規定は、当社ウェブサイト上に掲示します。

#### 第13条（規定の変更）

当社は、本規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当社は変更日および変更内容を当社ウェブサイト上に掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。

以上

## イブシロン配送サービス利用約款

### 第1条（目的）

- この約款（以下「本約款」という）は、イブシロン配送サービス（以下「本サービス」という）の内容、利用者とGMOイブシロン株式会社（以下「EP」という）との間のイブシロン配送サービスに関連する権利義務の内容等について定める。
- 本約款は、運送事業者と利用者との間の権利義務の内容を定めるものではない。運送事業者と利用者との間に契約が締結される場合における当該契約の内容は当該運送事業者が定めるところにより、本約款は当該契約の内容を定めるものではない。

### 第2条（定義）

本約款において以下の各号の用語は、本約款において別段の定めがなされている場合を除き、各号記載のとりの意味を有するものとする。

- 荷物 取引の対象となる物品
- 売主 荷物を販売する者
- 買主 荷物を購入する者
- 代金等 代金及び送料等の付帯費用並びにこれらに対する消費税相当額の総称
- 通信販売 荷物の販売を目的とした契約であって、インターネットを通じたデータ通信により申込の意思表示を受けて締結されるもの
- イブシロン配送サービス 通信販売の荷物の配送を目的としたサービスであって、以下の内容を有するもの。その詳細は、本約款に定める他は、EPが別途定める規則等による。
  - 当該配送に関連した売主側のデータ処理及びデータ通信
  - 利用者から受託した荷物の配送に関するデータをEPからEPの指定する運送事業者へデータ通信により提供し、当該荷物の配送を当該運送事業者へ指示すること
  - 管理画面をインターネットを通じて利用者の使用に供すること
  - 上記アからウまでのいずれかに関連し又は付随する事項
- 利用契約 イブシロン配送サービスの利用を目的とするEPとの間の契約
- 利用者 EPと利用契約を締結している者
- 運送事業者 国土交通省から認可を受けた船舶運航事業者・航空運送事業者・鉄道運送事業者又は貨物自動車運送事業者であって、EPと運送契約を締結している者
- 運送約款 国土交通省所定の「標準貨物自動車利用運送約款（平成2年運輸省告示第579号）」
- イブシロン決済サービス EPの「イブシロン決済サービス利用約款」（付帯する規則等を含む）に基づきEPが提供する決済に関するサービスの総称

### 第3条（適用関係）

本サービスの内容、荷物の運送に係るEP、運送事業者の業務の詳細その他運送に係る詳細は運送約款、本約款及びこれに付帯する規則等（もしあれば、以下同じ）に定めるとおりとする。運送約款と本約款の定めが矛盾抵触する場合には、本約款の定めが優先する。

### 第4条（規則等）

- EPは、本サービスに関連する事項を規則等によって定めることができるものとし、当該規則等をEPのホームページに表示し又は電子メール、郵便等によって利用者へ通知するものとする。
- 前項に基づいてEPのホームページに表示され又はEPから利用者へ通知された前項の規則等は、本約款と一体化して利用契約の内容となるものとする。利用者は当該規則等を遵守するものとし、当該規則等に対する違反は利用契約の違反とみなすものとする。
- 利用者は、EPのホームページを少なくとも毎月1回閲覧して第1項の規則等の新設及び変更の有無を確認するものとする。

### 第5条（本サービスの利用）

- 本サービスの利用に必要なEP所定の情報（利用する運送事業者を含むがこれに限られない）を利用者がインターネットを通じてEPに提供し本サービスの利用申込をEPに対して行った場合で、EPが当該提供の完了後遅滞なく当該利用申込を承諾しない旨を利用者に通知した場合を除き、EPと利用者との間に運送約款、本約款及びこれに付帯する規則等の内容で本サービスの利用に関する契約が成立する。
- 利用者は、EP所定の関係資料（運送事業者へ提出する書類を含む）を前項の契約の付帯資料として郵送によりEPに提出しなければならない。
- EPは、前2項により利用者から受領した情報及び関係資料を運送事業者に対して、利用者が本サービスを利用することについての承認を申請するものとし、当該運送事業者から当該申請に対する承認・不承認の通知を受け次第直ちに、その通知の内容をEP所定の方法によって利用者へ通知する。EPは、当該運送事業者が当該申請を承認しない場合の不承認の理由の開示を当該運送事業者に求める権利を有さず、かつ当該不承認の理由を利用者に開示する義務を負わない。
- EPは、利用者が運送約款、本約款及びこれに付帯する規則等を遵守することを条件として、運送約款、本約款及びこれに付帯する規則等に基づき本サービスを提供する。利用者は、運送約款、本約款及びこれに付帯する規則等に基づき本サービスを利用することができる。
- 利用者は、EPから第3項の通知を受けた時以降に限り、本サービスを利用することができる。但し、EPが利用者に本サービスの利用開始時期を通知した場合には、通知された当該利用開始時期以降に限り、利用することができる。
- 利用者は、第1項の利用申込において利用を選択した運送事業者が複数である場合、荷物の重量、寸法、配送先等に応じて利用する運送事業者を当該選択した範囲において都度自由に選択することができる。利用者が本サービスの利用申込時点で選択していない運送事業者を利用することを希望する場合は、別途EPが定める方法によって当該運送事業者の利用申込を行わなければならない。当該申込を行った場合においても、前項の定めを準用する。

### 第6条（運賃及び支払方法）

- 利用者は、本サービスの利用の対価として、別紙に定める運賃及びこれに対する消費税相当額（以下、両者を合わせて「運賃等」という）を負担する。
- 利用者がイブシロン決済サービスを利用している場合、EPは、前項に基づいて利用者が負担すべき運賃等を、イブシロン決済サービスの利用に関する契約に基づいてEPから利用者へ支払うべき金額から控除することにより対当額で相殺することができるものとする。
- 前項の相殺がなされなかった場合又は前項の相殺によって運賃等の一部が相殺されなかった場合、利用者は、相殺されなかった当月の運賃等を、EPが指定する金融機関口座振替又は郵便局自動振込によって翌月27日（27日が金融機関の休業日の場合はその直後の金融機関営業日）までにEPへ支払うものとする。口座振替又は自動振込の手数料はEPの負担とする。利用者は、EPから送付された金融機関口座振替又は郵便局自動振込の申込用紙に必要事項を記入して予めEPへ提出するものとする。但し、イブシロン決済サービスの利用申込時にカード決済による支払を選択した場合は、利用者自身をカード会員とするカード決済によるものとする。
- 前項の定めにかかわらず、EPから振込による支払を求められた場合、利用者は、EPが別途指定する銀行口座へ振り込む方法によって前項の支払を行うものとし、かかる振込手数料は利用者が負担する。
- 利用者が第3項本文に基づき金融機関口座振替又は郵便局自動振込によって現実に支払うべき運賃等の未払累計額（第3項本文に定める支払期限が到来していない分を含む。以下本項において同じ。）が1,000円に達しない間は、第3項本文の定めにかかわらず、当該未払累計額の全額について支払期限は到来しないものとし、当該利用手数料等の未払累計額が1,000円以上になった月の翌月27日（27日が金融機関の休業日の場合はその直後の金融機関営業日）を当該1,000円以上になった未払累計額の全額の支払期限とする。但し、利用契約が事由の如何を問わず終了した場合はこの限りでなく、第3項本文の定めるところによる。

6. EPは、運賃等、第2項の相殺の明細及び第3項、第4項又は第5項により利用者がEPへ支払うべき金額をインターネットを通じて利用者が随時閲覧できる状態に置くものとし、利用者は、毎月、これを閲覧して確認するものとする。但し、EPは、書面の送付によって、これらの事項を利用者に通知し又は利用手数料等を利用者に請求することができるものとする。

#### 第7条（データ通信等）

1. 利用者は、本サービスを利用するため、EPとの間で、インターネットを用いてEP所定のデータ通信を行うことができるものとし、当該データ通信を行う場合は、必要なコンピュータシステムを利用者の責任と負担において確保し、運用するものとする。利用者は、当該コンピュータシステムの設定及びデータ通信の詳細について、EPの指示に従うものとする。
2. EPは、利用者に対してコンピュータプログラム等のコンピュータソフトウェア及びコンピュータハードウェアを提供する義務を負わないものとする。

#### 第8条（法令の遵守等）

1. 利用者は、関係法令、利用者が属する業界に関するガイドライン及び本加盟店契約を遵守するものとする。
2. 前項の関係法令には、割賦販売法、特定商取引法、個人情報保護法、景品表示法、特定電子メール送信適正化法及び消費者契約法が含まれるが、これらに限られないものとする。
3. 広告に表示すべき事項

利用者は、通信販売の対象となる荷物の広告をする場合は、以下の各号の事項を理解しやすくかつ判読しやすい態様によって表示する。

- 1) 通信販売に係る契約の当事者又は荷物の売主は、利用者自身であること
  - 2) 利用者の登記上の商号及び本店所在地
  - 3) 利用者の連絡先の電話番号及び電子メールアドレス
  - 4) 利用者の代表者の氏名及び通信販売に関する責任者の氏名
  - 5) 通信販売に関する問い合わせ等の受付窓口の連絡先住所、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス、対応時間帯等
  - 6) 荷物の代金額、並びに消費税相当分の負担を要するか否か及び要する場合には表示されている代金額に消費税相当分を含むか否か
  - 7) 荷物の送料等の諸費用の金額、その負担者、及び荷物の代金として表示されている額に当該諸費用が含まれているか否か
  - 8) 荷物の代金及び送料等の諸費用並びに消費税相当額の支払方法及び支払時期
  - 9) 荷物の引渡、提供又は移転の方法及び時期
  - 10) 荷物の返品又は通信販売に係る契約の中途解約の可否及びこれを可とする場合の方法等
  - 11) 通信販売に係る契約が成立に至る仕組み及び手順（申込の有効期限があるときは、その期限）、並びに当該契約の成立時期
  - 12) 荷物に不具合がある場合の売主の責任についての特約をする場合には、その内容
  - 13) 利用者が相手方の請求に基づかないでかつその承諾を得ないで電子メールにより広告をする場合は、その旨
  - 14) 利用者が電子メールによって広告をする場合には、相手方が広告のための電子メールの送信を受けることを希望しない旨の意思を利用者に表示するための連絡方法
  - 15) 暗号化措置を講じて通信販売に関連して送受信する情報を完全には秘匿できないこと
4. 虚偽広告等の禁止  
利用者は、通信販売の対象とする荷物の広告をする場合は、以下の各号の事項について、事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも優良であり若しくは有利であると買主を誤信させるおそれのある表示をしてはならない。
    - 1) 荷物の種類、性能、品質、効能、効果又は内容
    - 2) 荷物の返品又は通信販売に係る契約の中途解約の可否及びこれを可とする場合の方法等
    - 3) 荷物、利用者又は利用者が営む事業についての国、地方公共団体、通信販売協会その他著名な法人その他の団体又は著名な個人の関与
    - 4) 荷物の原産地若しくは製造地又は製造者名
    - 5) 第3項各号に定める事項
  5. 荷物の制限  
運送約款の定めと反する荷物については本サービスの適用対象外とする。利用者は、通信販売又は本サービスによって公序良俗に違反し又は犯罪に当たる行為を行ってはならない。
  6. 許認可等を要する場合  
利用者が通信販売をすること、特定の荷物を販売すること又は特定の荷物を通信販売の対象とすることに関連して法令上の許認可等を要する場合には、利用者は、自己の責任と費用によって当該許認可等を取得し、本サービスを利用する期間中、それを維持するものとし、当該許認可等を取得したことを証する資料をEPに提出するものとする。

#### 第8条の2（反社会的勢力に関する表明・保証）

1. 利用者及びEPは、相手方に対し、利用契約締結時及び利用契約締結後において、自己が暴力団、暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、及び自己の役員、従業員、関係者等が反社会的勢力の構成員又はその関係者ではないことを表明し、保証する。
2. 利用者又はEPは、相手方が前項の表明・保証に違反したとき若しくは自己又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行った場合には、何らかの通知・催告その他の手続きを要せず、直ちに本契約を解除することができる。
  - 1) 反社会的勢力に対して、出資、貸付、資金若しくは役務の提供を行う行為、又は、その他の取引関係を成立若しくは継続させる行為
  - 2) 暴力行為、脅迫行為、威力行為、詐術行為又はその他これに類する行為を用いて不当な要求の実現を図る行為
  - 3) 正当な理由もなく、相手方の役職員に面会を強要する行為
  - 4) 乱暴な言動により、相手方の役職員の身の安全に不安を抱かせる行為
  - 5) 正当な権利行使を装い、社会常識を逸脱した手段により機関紙、図書等の購入要求、又は事実のない行為に対する不当な請求行為
  - 6) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて、相手方の名誉若しくは信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - 7) その他法的な責任を超えた不当な要求行為であって、前各号に準ずる行為

#### 第9条（調査、改善要求）

1. EPは、利用者による利用契約の履行状況又は関係法令の遵守状況を調査するため、利用者に対して、いつでも、書面若しくはその他の方法による報告を求め又は資料の提出を求めることができるものとし、利用者は自己の費用負担によってこれに遅滞なく応じるものとする。
2. EPは、利用者が利用契約又は関係法令に違反し又は違反しているおそれがあると認められた場合には、利用者に対して、当該違反している状態又は違反のおそれのある状態を解消し又は改善するよう求めることができるものとし、利用者は自己の費用負担によってこれに遅滞なく応じるものとする。

#### 第10条（本サービス提供の停止）

1. EPは、以下の各号のいずれか一つに該当する事由が生じた又は生じるおそれがあるとEPが判断した場合、当該事由が解消するまで、事前に利用者へ通知した上で、本サービスの一部又は全部の提供を停止することができる。但し、緊急やむを得ない場合には、事後に通知することで足りるものとする。なお、運送事業者からの要請又は通知に対する根拠や要件該当性についてはEPは関与するものではなく、利用者は運送事業者の判断に従う。
  - 1) EPが本サービスの提供に関連して使用しているコンピュータシステム（第11条第2項のEPの委託先が使用しているコンピュータシステムを含む。）の保守作業（定期的か又は緊急に行うときは問わない）

- 2) 輻輳、途絶その他通信回線の異常、伝染病、感染症等の疾病の蔓延、地震等の天災、テロ行為、労働争議その他 EP の責めに帰さない事由により本サービスの提供が困難になったとき
  - 3) 利用者による利用契約、利用者と運送事業者との間の契約又は法令の違反
  - 4) 利用者による利用契約の解除原因に該当する事実
  - 5) 運送事業者からの要請
  - 6) 利用者によるイpsilon決済サービスの利用に関する契約の違反
  - 7) 法令又は行政機関からの命令、勧告等に基づいて停止する場合
2. 第1項その他利用契約に基づく本サービスの提供の停止によって利用者が被った損失、損害等について、EPは一切責任を負わない。

#### 第11条（委託等）

1. 利用者は、事前に EP から書面による同意を得た場合を除き、利用契約上の自己の業務の全部又は一部を委託、請負その他名目の如何を問わず第三者に行わせてはならない。
2. EP は、以下の各号に定めるもののほか、利用契約上の自己の業務の全部又は一部を第三者に行わせることができるものとする。
  - 1) PG に委託する場合
  - 2) 運送事業者に配送業務を委託する場合
3. 利用者又は EP が利用契約上の自己の業務の全部又は一部を委託等によって第三者に行わせている場合には、当該第三者の当該業務に関連する行為は、利用契約の適用上、当該委託等を行った利用者又は EP の行為とみなすものとする。
4. 利用者及び EP は、各自、利用契約に基づく自己の業務の全部又は一部を第三者に委託する場合には、当該委託先の行為に起因して利用契約に違反することのないよう、当該委託先に対する適切な指導、監督を行うものとする。

#### 第12条（情報の取り扱い）

1. 利用者及び EP は、各自、以下の各号のいずれか一つに該当する場合を除き、利用契約に関連して取得し又は作成した相手方、運送事業者、買主又は通信販売に関する情報（個人情報保護法上の個人情報に該当する情報が含まれるが、それに限られない。以下「本情報」という）を秘密として保持し、第三者に開示し又は漏洩してはならない。
  - 1) 買主への開示、本サービスの利用に係る業務の遂行に必要な不可欠な場合又は利用契約に基づく場合
  - 2) EP と運送事業者との間の本サービスに関連する契約に基づく場合
  - 3) 事前に相手方の書面による同意を得た場合
  - 4) 法令若しくは証券取引所規程に基づく場合又は自己を当事者とする本サービスに関連した紛争の解決に必要な場合
  - 5) 第11条の下で許容される第三者への委託等に関連して当該第三者へ開示する場合
  - 6) EP の関連会社が取扱うサービス等を利用者に紹介する目的で、利用者の情報を当該関連会社へ開示する場合
2. 利用者及び EP は、各自、本サービスの利用に係る通信販売の遂行又は利用契約の履行（本サービスを含む PG 及びその子会社の商品の安定運用、改善及び商品開発並びに第11条の下で許容される第三者への委託等の履行を含む。）以外の目的に本情報を使用し又は利用してはならない。但し、EP は、本サービス以外の EP の商品又は EP の関連会社若しくは提携先の商品を利用者に紹介する目的及びイpsilon決済サービス以外の EP の商品を利用者に提供する目的並びに EP のホームページに掲げる個人情報の取扱いに関する方針等において定められている目的（将来変更された場合はその変更後のもの）のいずれかのために利用者に関する本情報を使用し又は利用することができるものとし、また前項第2号、第3号、第4号及び第6号の除外事由は本項による使用又は利用の制限に関して準用する。
3. EP は、本情報を、その取得又は作成の日から、EP と運送事業者との間の本サービスに関する契約がそれぞれ保存を要求する期間中保存し、当該運送事業者から要請を受けた場合には速やかに運送事業者に提出する。EP は、当該保存期間がいずれも経過した場合、当該保存していた本情報を利用者に何らの通知をすることなく消去する。
4. EP は、本情報の漏洩、滅失又は毀損その他本情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。EP は、利用契約の履行に関連したデータ通信を行う場合には、対象となる情報に暗号化等の合理的な保全措置を施すものとし、運送事業者から当該保全措置に関して改善の要請を受けた場合は所要の改善を講じるものとする。EP は、当該保全措置が破られ又は破られる恐れが生じた場合には、速やかに、運送事業者に対して、その旨通知すると共に、情報の保全が回復され、運送事業者が当該データ通信の再開を承認するまで、本サービスの提供を停止する。
5. 利用者及び EP は、各自、自己の従業員又は役員（以下、総称して「従業員等」という）に本情報を取り扱わせる場合には、必要最低限の従業員等のみに取り扱わせること、就業規則、機密保持契約等において適切な定めをすること等により、本情報の安全管理が図られるよう、従業員等に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。
6. 利用者及び EP は、各自、利用契約上の自己の業務の全部又は一部を委託、請負その他名目の如何を問わず第三者に行わせる場合には、当該第三者に第1項から第5項までに基づく自己の義務と同等の義務を課すと共に、当該委託等に係る本情報の安全管理が図られるよう、当該第三者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。
7. 以下の各号のいずれか一つに該当した本情報については、当該該当の時に降、前六項は適用しない。但し、当該本情報が個人情報に該当する場合はこの限りでなく、なお前六項が適用されるものとする。
  - (1) 取得時に既に公知であった場合又は取得後に自己の責めに帰すべき事由に基づかず公知となった場合
  - (2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当な手段で取得した情報と同一内容の場合
  - (3) 本情報に依拠せずに自ら独自に開発、創作等した情報と同一内容の場合
8. EP は、運送事業者から要請を受けた場合には、利用者に関する情報又は利用者が行った本サービスの利用に係る販売に関する情報を当該運送事業者に提供することができる。
9. EP は本サービスを含む PG 及びその子会社の商品の安定運用、改善及び商品開発を目的として、属性等を識別しない通信データ、ログデータ等を数量化・総量化された利用状況等を把握するための根拠資料等として再利用する場合があるものとし、利用者はこれを予め承諾する。
10. EP が利用者又は利用者の従業員等から利用者の従業員等の個人情報（個人情報保護法上の個人情報をいう。以下同じ。）を取得した場合、EP と当該個人情報に係る従業員等との間では、EP における当該個人情報の取扱いに関して、本条を含む利用契約は適用されず、EP が別途定めて EP のホームページに掲げる個人情報の取扱いに関する方針等（将来変更された場合はその変更後のもの）によるものとする。

#### 第13条（権利義務の譲渡等）

1. 利用者は、事前に EP の書面による同意を得た場合を除き、利用契約に基づく自己の権利若しくは義務又は契約上の地位を第三者に譲渡し、承継させ、貸与し又は自己若しくは第三者のための担保に供してはならない。
2. 前項の定めにかかわらず、利用者が利用契約に基づく利用者の EP に対する債権を EP 以外の第三者に譲渡した場合、利用者及び EP は以下の各号の対応を行うものとする。当該債権譲渡又は EP による支払いによって利用者が生じた損失、損害等について EP は一切の責任を負わない。
  - (1) 利用者は、当該債権譲渡の事実を速やかに EP に通知するものとする。
  - (2) EP は、当該債権の譲受人が請求した場合には当該譲受人に対して支払うことで、利用者に対する債務も消滅するものとし、利用者はこれに異議を述べない。
  - (3) EP は、EP の裁量で当該債権を供託することができ、利用者はこれに異議を述べず、また当該債権の譲受人をして異議を述べさせないものとする。
3. EP が前項に定める当該債権の譲受人に支払った後に、運送事業者から当該債権の解除、買戻し又は返還請求を受けることにより生じる原状回復義務等の債務に対して、利用者はなお当該第三者と連帯して責任を負うものとする。
4. 前項に基づき、EP が利用者の債権の譲受人に対して履行の請求をしたときは、利用者に対してもその効力が生じるものとする。
5. 前項の定めは、利用者の委託者に対する履行の請求についても準用する。

#### 第14条（競業の禁止）

利用者は、利用契約の有効期間中、本サービスと同一又は類似の事業を自ら行い又は子会社（会社法第2条第3号によって定義される子会社をいう。）に行わせてはならない。

#### 第15条（損害賠償）

1. 利用者及びEPは、各自、利用契約に別段の定めがある場合を除き、相手方の責めに帰すべき事由に基づく利用契約の違反によって損害を受けた場合、当該相手方に対し、当該損害のうち現実かつ直接に被った通常の損害（逸失利益相当分は含まれない）についてのみ、賠償する責任を負うものとする。
2. 本サービス又は利用契約に関連するEPの利用者に対する損害賠償責任は、契約上の債務不履行、不法行為その他法律構成又は名目の如何にかかわらず、当該責任の原因事実の発生した日の属する月の直前3か月間に利用契約に基づいてEPが当該利用者から受領した利用手数料の合計額を上限とする。

#### 第16条（有効期間）

1. 利用契約の有効期間は、第5条第1項により定まる利用契約の成立日から、その日の属する月の翌々月末日までとする。
2. 利用契約は、その有効期間の末日の属する月の前月末日までに、EP又は利用者のいずれか一方から他方へ有効期間満了後は利用契約を継続しない旨の通知が到達しない限り、当該有効期間の末日の翌日から3か月間を新たな有効期間として自動的に更新され、以後も同様とする。
3. 利用者は、第1項及び第2項の定めにかかわらず、EPが別途定める様式の書面によってEPに申し出ることによって、解約金その他法律構成又は名目の如何にかかわらず何らの賠償、補償等も伴うことなく、利用契約を中途解約することができる。これによる利用契約の終了日は、当該書面がEPに到達した日の属する月の翌月末日とする。
4. 第1項及び第2項の定めにかかわらず、利用者が現に利用している本サービスの対象となっている運送事業者とEPとの間の本サービスに関連する契約が事由の如何を問わず終了した場合には、利用契約のうち当該運送事業者に関連する部分は、何らの通知を要することなく当然に終了する。EPは、かかる終了に関して、法律構成又は名目の如何にかかわらず何らの賠償、補償等も行つ義務を負わない。
5. EPと利用者との間でイプシロン決済サービスの利用に関する契約が締結されていた場合かつ当該契約が終了した場合は、当該契約終了日をもって利用契約も終了する。
6. 利用契約が事由の如何を問わず終了した場合においても、当該終了の日までに本サービスの対象となっていた荷物の配送（個別にEPが本サービスの対象とする旨認められた荷物の配送を含む）に関しては、利用契約はなお有効に適用されるものとする。
7. 利用契約が事由の如何を問わず終了した後においても、第6条、第7条第2項、第11条、第12条、第13条、本条第3項から本項まで、第17条第4項、第18条、第19条、第20条第2項（当該終了の日から1年間が経過した後になされた連絡等を除く。）、第22条並びに第23条はなお無期限に有効とし、当該終了の日までに利用契約に基づいて発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は当該終了によって影響を受けない。

#### 第17条（解除等）

1. 利用者及びEPは、相手方が利用契約の全部又は一部に違反した場合において、相当期間を定めて催告したにもかかわらず当該期間内に当該違反状態が解消されない場合には、利用契約の全部又は一部を将来に向かって解除することができる。但し、当該違反状態の解消が困難であることが明らかな場合には、何らの通知及び催告を要せず直ちに解除することができる。
2. EPは、利用者以下に以下の各号のいずれか一つに該当する事由が認められる場合には、何らの通知及び催告を要せず直ちに、かつ、何らの賠償又は補償も要することなく、利用契約を将来に向かって解除することができる。
  - 1) 運送事業者が、買主から、代金等の支払又はその精算を拒絶され又は拒絶されるおそれがある場合
  - 2) 利用者と運送事業者との間の契約が事由の如何を問わず終了した場合
  - 3) 本サービスの提供先として利用者は不適當である旨の通知を運送事業者から受けた場合
  - 4) 第1号から第3号までの他、理由の如何を問わず、運送事業者から利用契約の解除を要請された場合
  - 5) 破産、民事再生、会社更生、特別清算、特定調停等の法的債務整理手続の開始を求める申立、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律に定められている裁判外紛争解決手続若しくは認証紛争解決手続による債務整理を求める申立又は産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく裁判外紛争解決手続の開始を求める申立を自ら行い又は他から申立てられた場合
  - 6) 差押え、仮差押え等の強制執行の申立、抵当権等の担保権の実行の申立又は滞納処分等の公租公課に関する強制処分を受けた場合
  - 7) 振り出した手形若しくは小切手が一度でも不渡りとなった場合、電子記録債権に係る債務の弁済を一度でも滞りしたとき、支払不能に陥り若しくは支払停止を宣言した場合、又は銀行取引停止処分若しくは電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合
  - 8) 事業の全部又は重要な一部を停止し若しくは廃止した場合、又は事前に相手方の書面による同意を得ることなく解散決議等によって清算手続に入った場合
  - 9) 事業の全部又は重要な一部について、事前に相手方の書面による同意を得ることなく、事業譲渡又は会社分割を決議した場合
  - 10) EPへの連絡、通知等を求める旨の連絡、通知等を利用者に向けて行ったにもかかわらず、これに対する利用者からの連絡、通知等が第20条第2項によるみなし到達日の14日後の日までにEPに到達しない場合
  - 11) 本サービスの提供停止後、相当期間内に提供停止の事由が解消されないとEPが判断した場合
  - 12) イプシロン決済サービスの利用に関する契約を違反し又は違反するおそれがある場合
  - 13) 利用者の著しい信用状態の悪化や信頼関係の破壊その他の本サービスの円滑かつ適正な利用が期待できないと認められる場合
  - 14) EP若しくは運送事業者又はその事業に関する名声、信用又はイメージを害するおそれのある行為を行った場合
  - 15) 第8条の2各項に該当した場合
3. 利用者は、EP以下に以下の各号のいずれか一つに該当する事由が認められる場合、何らの催告を要せず直ちに利用契約を将来に向かって解除することができる。
  - 1) 前項第5号から第7号まで及び同第15号のいずれかに該当する事由
  - 2) EPの著しい信用状態の悪化が認められる場合又は本サービスの円滑かつ適正な提供が期待できないと認められる場合
  - 3) 利用者又はその事業に関する名声、信用又はイメージを害するおそれのある行為を行った場合
4. 第1項から第3項までのいずれかによる解除は、解除の相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

#### 第18条（利用者による問い合わせ等への対処及び補償）

1. 利用者は、以下の各号の問い合わせ、苦情又は裁判外若しくは裁判上での何らかの請求若しくは紛議（以下「問い合わせ等」と総称する）については、直ちにEPに通知すると共に、自己の責任と費用負担において速やかにこれらに対処して解決するものとし、これらの問い合わせ等によってEP又は運送事業者が何らかの損害を受けた場合には、利用者がその損害の一切を補償するものとする。
  - (1) 利用者の荷物の数量若しくは品目の相違、品質、性状若しくは機能上の問題、引渡若しくは提供の遅延、代金の額若しくはその支払又は広告に関する問い合わせ等（苦情の申出、及び交換、返還又は当該荷物の販売若しくは提供に係る契約の中途解約の請求を含み、これらに限られない）
  - (2) 利用者の荷物の販売若しくは提供に係る契約の申込又は承諾の意思表示の到達の有無その他当該契約の成否に関する問い合わせ等、なりすましその他当該契約の効果帰属に関する問い合わせ等、消費者契約法違反、錯誤等による当該契約の有効性に関する問い合わせ等又はクーリングオフ、詐欺等による当該契約の解消に関する問い合わせ等
  - (3) 利用者の荷物の保守に関する問い合わせ等
  - (4) 利用者の情報漏洩に関する問い合わせ等
2. 前項各号の場合の他、利用契約、本サービスの利用に関連して運送事業者又は第三者からEPに対し裁判外又は裁判上の請求がなされ又はなされるおそれがある場合、利用者は、EPに一切の責任や負担を負わず、自己の責任と費用負担において当該請求に速やかに対処して解決するものとし、当該請求によってEPに何らかの損失、損害等が生じ又は生じるおそれがある

場合（判決や命令による場合に限らず、EPの自由裁量に基づき賠償又は補償を選択した場合を含む）には、利用者はこれを全て賠償又は補償し、EPにいかなる損失、損害等及び負担を負わせないものとする。

#### 第19条（EPの免責）

1. EPは、第10条に基づく本サービスの提供の停止、第16条第4項に基づく利用契約の終了又は第17条第1項若しくは同第2項に基づくEPからの解除に起因する本サービスの不提供に関して、利用者に対し、何らの責任も負担しない。
2. EPは、次の各号に掲げる事由により発生した荷物の滅失、毀損又は遅延等の損害について責任を負わない。
  - 1) 荷物の欠陥、自然の消耗
  - 2) 荷物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
  - 3) 同盟罷業若しくは同盟怠業、社会的騒擾その他の事変又は強盗
  - 4) 不可抗力による火災
  - 5) 予見できない異常な交通障害、業務上の支障
  - 6) 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災
  - 7) 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押又は第三者への引渡し
  - 8) 利用者が記載すべき外装表示の事項の記載過誤その他利用者若しくは荷受人の故意又は過失
3. EPは、輻輳、途絶等の通信回線の異常、地震等の天災、感染症等の疾病の蔓延、テロ行為、労働争議その他EPの責めに帰すことのできない事由に基づく本サービスの不提供その他利用契約の不履行に関しては一切責任を負わない。

#### 第20条（登録内容等の変更と通知方法）

1. 第5条第1項の申込を行った後に、同項の申込書の記載内容並びに同項及び同条第2項によりEPに提供した情報の内容（利用希望者又は利用者の名称、本店所在地、連絡先の住所、電話番号、ファクシミリ番号又は電子メールアドレス、利用者のウェブサイトのURL等）が変更された場合、利用希望者又は利用者は、直ちに、関係資料を添えて、書面によって当該変更をEPへ通知する。EPは、利用者からの当該通知を受領した後直ちに、関係する運送事業者へ当該変更を通知する。
2. EPから利用者への連絡、通知、請求等は、本約款に別段の定めがある場合を除き、利用者がEPに第5条第1項の申込において告知した連絡先（前項に基づいて変更の通知を受けた場合には当該変更後の連絡先。以下本項において同じ。）へ宛てて、書面の送付、ファクシミリ送信又は電子メールの送信によって行う。EPから利用者への連絡等が当該連絡先へ宛てて発信された場合、当該連絡等は当該連絡先へ通常到達すべき日に到達したとみなされる。
3. 利用者がEPに対し、第1項に定める変更の通知等を行わなかったことにより、本サービスや運賃等の受領不能又は通知等の不達その他、利用者何らかの不利益が生じた場合であっても、EPは一切その責任を負わない。

#### 第21条（本約款等の変更）

1. 本約款及び第4条第1項の規則等は、利用者とEP双方の代表者の記名押印のある書面による合意によってのみ有効に変更される。
2. 前項の定めにかかわらず、EPは、事前に利用者へ通知し又はEPのホームページに表示することによって、利用者の同意を得ることなく、既に利用者へ適用されている本約款及び第4条第1項の規則等を変更することができるものとする。EPは、かかる変更によって利用者へ生じる損失、損害等に関し、一切責任を負わないものとする。
3. 利用者は、前項に基づく変更不服のある場合には、第16条第3項に定めるところに従って利用契約を解約することができる。EPは、かかる解約によって利用者へ生じる損失、損害等に関し、一切責任を負わない。
4. 本サービスの運賃に関して利用者とはEPとの間で既に書面によって別段の合意がなされている場合には、当該合意の内容が第2項に基づく変更後の内容に優先する。なお、当該別段の合意後、第2項に基づく変更により、当該別段の合意内容と第2項に基づく変更後の本約款及び第4条第1項の規則等で形式面等何らかの齟齬が生じる場合には、当該別段の合意に基づく本サービスの運賃等の具体的な条件に変更を与えない範囲で、第2項に基づく変更後の内容にて読み替えまたは準用するものとする。

#### 第22条（協議事項）

本約款に定めのない事項又は本約款の条項の解釈の疑義については、第4条第1項の規則等による他、利用者とはEPは信義に従い誠意をもって協議することにより解決を図るよう努めるものとする。

#### 第23条（準拠法、管轄の合意）

1. 利用契約の成立及び効力の準拠法は、日本国法とする。
2. 利用契約に関連する利用者とはEPとの間の一切の紛争については、法定の事物管轄に従って東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。但し、法定の専属管轄に服すべき別段の定めがある場合はこの限りでない。

#### 《運送事業者が日本郵便株式会社である場合の特則》

#### 第24条（適用範囲）

本特則の規定は、運送事業者が日本郵便株式会社である場合の本サービスに対して適用する。本特則と本約款又は運送約款の定めが矛盾抵触する場合には、本特則、本約款、運送約款の順番で定め効力が優先するものとする。

#### 第25条（引受拒絶）

EPは、運送約款に定めるほか、別紙に記載する事項のいずれか一つに該当する荷物は本サービスの適用対象外とすることができる。

#### 第26条（運賃の改定）

利用者は、EP所定の期間中に利用者が配送する荷物の個数に応じて、運賃等が改定となる場合があることを予め承し、運賃等改定に応じるものとする。

#### 第27条（損害賠償に関する特則）

本約款の規定にかかわらず、EPの故意又は重大な過失による場合を除き、運送業務の遂行中に、EPの責に帰すべき事由により生じた荷物の滅失、毀損、遅延等の事故によるEPの責任は、一送り状につきその責任限度額を30万円とし、荷物の発送地価格とする。

#### 第28条（存続事項）

利用契約が事由の如何を問わず終了した後においても、第27条及び本条はなお無期限に有効とし、当該終了の日までに利用契約に基づいて発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は当該終了によって影響を受けない。



別紙

・運賃（第6条関係）

※全て日本円（税抜き）

※サイズは荷物の縦・横・高さ3辺の和（単位はセンチメートル）

<運送事業者が日本郵便株式会社の場合>

▼ゆうパックを利用する場合

地域	サイズ	県内	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	関西	中国	四国	九州	沖縄
北海道	60	720	720	940	1,100	1,100	1,190	1,190	1,280	1,280	1,280	1,280	1,290
	80	880	880	1,100	1,270	1,270	1,360	1,360	1,440	1,440	1,440	1,440	1,450
	100	1,080	1,080	1,290	1,450	1,450	1,550	1,550	1,630	1,630	1,630	1,630	1,690
	120	1,270	1,270	1,510	1,680	1,680	1,770	1,770	1,850	1,850	1,850	1,850	1,890
	140	1,490	1,490	1,720	1,880	1,880	2,070	2,070	2,150	2,150	2,150	2,150	2,180
	160	1,690	1,690	1,890	2,070	2,070	2,350	2,350	2,430	2,430	2,430	2,430	2,480
	170	2,000	2,000	2,250	2,410	2,410	2,660	2,660	2,740	2,740	2,740	2,740	2,740
東北	60	720	940	760	760	760	840	840	940	1,100	1,100	1,280	1,290
	80	880	1,100	940	940	940	1,020	1,020	1,100	1,270	1,270	1,440	1,450
	100	1,080	1,290	1,120	1,120	1,120	1,200	1,200	1,290	1,450	1,450	1,630	1,690
	120	1,270	1,510	1,350	1,350	1,350	1,430	1,430	1,510	1,680	1,680	1,850	1,890
	140	1,490	1,720	1,530	1,530	1,530	1,640	1,640	1,720	1,880	1,880	2,150	2,180
	160	1,690	1,890	1,720	1,720	1,720	1,830	1,830	1,890	2,070	2,070	2,430	2,480
	170	2,000	2,250	2,060	2,060	2,060	2,160	2,160	2,250	2,410	2,410	2,740	2,740
関東	60	720	1,100	760	760	760	760	760	840	940	940	1,100	1,140
	80	880	1,270	940	940	940	940	940	1,020	1,100	1,100	1,270	1,350
	100	1,080	1,450	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,200	1,290	1,290	1,450	1,590
	120	1,270	1,680	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,430	1,510	1,510	1,680	1,820
	140	1,490	1,880	1,530	1,530	1,530	1,530	1,530	1,640	1,720	1,720	1,880	2,060
	160	1,690	2,070	1,720	1,720	1,720	1,720	1,720	1,830	1,890	1,890	2,070	2,350
	170	2,000	2,410	2,060	2,060	2,060	2,060	2,060	2,160	2,250	2,250	2,410	2,660
信越	60	720	1,100	760	760	760	760	760	840	940	940	1,100	1,220
	80	880	1,270	940	940	940	940	940	1,020	1,100	1,100	1,270	1,430
	100	1,080	1,450	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,200	1,290	1,290	1,450	1,690
	120	1,270	1,680	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,430	1,510	1,510	1,680	1,890
	140	1,490	1,880	1,530	1,530	1,530	1,530	1,530	1,640	1,720	1,720	1,880	2,180
	160	1,690	2,070	1,720	1,720	1,720	1,720	1,720	1,830	1,890	1,890	2,070	2,480
	170	2,000	2,410	2,060	2,060	2,060	2,060	2,060	2,160	2,250	2,250	2,410	2,740
北陸	60	720	1,190	840	760	760	760	760	760	840	840	940	1,220
	80	880	1,360	1,020	940	940	940	940	940	1,020	1,020	1,100	1,430
	100	1,080	1,550	1,200	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,200	1,200	1,290	1,690
	120	1,270	1,770	1,430	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,430	1,430	1,510	1,890
	140	1,490	2,070	1,640	1,530	1,530	1,530	1,530	1,530	1,640	1,640	1,720	2,180
	160	1,690	2,350	1,830	1,720	1,720	1,720	1,720	1,720	1,830	1,830	1,890	2,480
	170	2,000	2,660	2,160	2,060	2,060	2,060	2,060	2,060	2,160	2,160	2,250	2,740
東海	60	720	1,190	840	760	760	760	760	760	840	840	940	1,140
	80	880	1,360	1,020	940	940	940	940	940	1,020	1,020	1,100	1,350
	100	1,080	1,550	1,200	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,200	1,200	1,290	1,590
	120	1,270	1,770	1,430	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,430	1,430	1,510	1,820
	140	1,490	2,070	1,640	1,530	1,530	1,530	1,530	1,530	1,640	1,640	1,720	2,060
	160	1,690	2,350	1,830	1,720	1,720	1,720	1,720	1,720	1,830	1,830	1,890	2,350
	170	2,000	2,660	2,160	2,060	2,060	2,060	2,060	2,060	2,160	2,160	2,250	2,660
関西	60	720	1,280	940	840	840	760	760	760	760	760	840	1,140
	80	880	1,440	1,100	1,020	1,020	940	940	940	940	940	1,020	1,350
	100	1,080	1,630	1,290	1,200	1,200	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,200	1,590
	120	1,270	1,850	1,510	1,430	1,430	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,430	1,820
	140	1,490	2,150	1,720	1,640	1,640	1,530	1,530	1,530	1,530	1,530	1,640	2,060
	160	1,690	2,430	1,890	1,830	1,830	1,720	1,720	1,720	1,720	1,720	1,830	2,350
	170	2,000	2,740	2,250	2,160	2,160	2,060	2,060	2,060	2,060	2,060	2,160	2,660
中国	60	720	1,280	1,100	940	940	840	840	760	760	760	760	1,040
	80	880	1,440	1,270	1,100	1,100	1,020	1,020	940	940	940	940	1,250
	100	1,080	1,630	1,450	1,290	1,290	1,200	1,200	1,120	1,120	1,120	1,120	1,490
	120	1,270	1,850	1,680	1,510	1,510	1,430	1,430	1,350	1,350	1,350	1,350	1,720
	140	1,490	2,150	1,880	1,720	1,720	1,640	1,640	1,530	1,530	1,530	1,530	1,940
	160	1,690	2,430	2,070	1,890	1,890	1,830	1,830	1,720	1,720	1,720	1,720	2,150
	170	2,000	2,740	2,410	2,250	2,250	2,160	2,160	2,060	2,060	2,060	2,060	2,460

四国	60	720	1,280	1,100	940	940	840	840	760	760	760	840	1,140
	80	880	1,440	1,270	1,100	1,100	1,020	1,020	940	940	940	1,020	1,350
	100	1,080	1,630	1,450	1,290	1,290	1,200	1,200	1,120	1,120	1,120	1,200	1,590
	120	1,270	1,850	1,680	1,510	1,510	1,430	1,430	1,350	1,350	1,350	1,430	1,820
	140	1,490	2,150	1,880	1,720	1,720	1,640	1,640	1,530	1,530	1,530	1,640	2,060
	160	1,690	2,430	2,070	1,890	1,890	1,830	1,830	1,720	1,720	1,720	1,830	2,350
	170	2,000	2,740	2,410	2,250	2,250	2,160	2,160	2,060	2,060	2,060	2,160	2,660
九州	60	720	1,280	1,280	1,100	1,100	940	940	840	760	840	760	880
	80	880	1,440	1,440	1,270	1,270	1,100	1,100	1,020	940	1,020	940	1,090
	100	1,080	1,630	1,630	1,450	1,450	1,290	1,290	1,200	1,120	1,200	1,120	1,300
	120	1,270	1,850	1,850	1,680	1,680	1,510	1,510	1,430	1,350	1,430	1,350	1,530
	140	1,490	2,150	2,150	1,880	1,880	1,720	1,720	1,640	1,530	1,640	1,530	1,760
	160	1,690	2,430	2,430	2,070	2,070	1,890	1,890	1,830	1,720	1,830	1,720	1,990
	170	2,000	2,740	2,740	2,410	2,410	2,250	2,250	2,160	2,060	2,160	2,060	2,300
沖縄	60	720	1,290	1,290	1,140	1,220	1,220	1,140	1,140	1,040	1,140	880	720
	80	880	1,450	1,450	1,350	1,430	1,430	1,350	1,350	1,250	1,350	1,090	880
	100	1,080	1,690	1,690	1,590	1,690	1,690	1,590	1,590	1,490	1,590	1,300	1,080
	120	1,270	1,890	1,890	1,820	1,890	1,890	1,820	1,820	1,720	1,820	1,530	1,270
	140	1,490	2,180	2,180	2,060	2,180	2,180	2,060	2,060	1,940	2,060	1,760	1,490
	160	1,690	2,480	2,480	2,350	2,480	2,480	2,350	2,350	2,150	2,350	1,990	1,690
	170	2,000	2,740	2,740	2,660	2,740	2,740	2,660	2,660	2,460	2,660	2,300	2,000

▼ゆうパケットを利用する場合

※サイズは3辺合計60cm以内、長辺34cm以内

厚さ	料金 (円)
1cm以下	230
1cm～2cm	270
2cm～3cm	320

※荷物を下記方式で配送する場合、上記運賃に以下記載の金額（税抜）を加算。

<保冷（冷蔵型）> ※ゆうパックのみ

サイズ	料金 (円)
60	204
80	325
100	612
120	612
140	1,204
150	1,908

※サイズが150を超える荷物は取扱不可。

<ゆうアプリックサービス（ゆうアプリPS）> ※ゆうパックのみ

サイズ	料金 (円)
全サイズ	100

<セキュリティサービス> ※ゆうパックのみ

サイズ	料金 (円)
全サイズ	343

<運送事業者が西濃運輸株式会社の場合>

【共通】

下記記載の条件以外に、西濃運輸株式会社が「特殊着地」と指定する着地へ配送する場合は、当該着地に対応する料金（別に定めます）が発生します。

▼カンガルーミニ便を利用する場合

発地	サイズ	北海道	北東北	南東北	関東	中部	近畿	中国	四国	北九州	南九州
北海道	P	800	890	890	1,000	1,080	1,240	1,400	1,480	1,480	1,560
	S	920	1,050	1,050	1,160	1,240	1,400	1,560	1,640	1,640	1,720
	M	1,030	1,210	1,210	1,320	1,400	1,560	1,720	1,800	1,800	1,880
	L	1,260	1,290	1,290	1,400	1,480	1,640	1,800	1,880	1,880	1,960
北東北	P	890	800	800	800	890	920	1,080	1,160	1,240	1,320
	S	1,050	920	920	920	1,050	1,080	1,240	1,320	1,400	1,480
	M	1,210	1,030	1,030	1,030	1,210	1,240	1,400	1,480	1,560	1,640
	L	1,290	1,260	1,260	1,260	1,290	1,320	1,480	1,560	1,640	1,720

南東北	P	890	800	800	800	800	890	1,000	1,080	1,160	1,240
	S	1,050	920	920	920	920	1,050	1,160	1,240	1,320	1,400
	M	1,210	1,030	1,030	1,030	1,030	1,210	1,320	1,400	1,480	1,560
	L	1,290	1,260	1,260	1,260	1,260	1,290	1,400	1,480	1,560	1,640
関東	P	1,000	800	800	800	800	800	890	920	1,000	1,080
	S	1,160	920	920	920	920	920	1,050	1,080	1,160	1,240
	M	1,320	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030	1,210	1,240	1,320	1,400
	L	1,400	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,290	1,320	1,400	1,480
中部	P	1,080	890	800	800	800	800	800	890	890	920
	S	1,240	1,050	920	920	920	920	920	1,050	1,050	1,080
	M	1,400	1,210	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030	1,210	1,210	1,240
	L	1,480	1,290	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,290	1,290	1,320
近畿	P	1,240	920	890	800	800	800	800	800	800	890
	S	1,400	1,080	1,050	920	920	920	920	920	920	1,050
	M	1,560	1,240	1,210	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030	1,210
	L	1,640	1,320	1,290	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,290
中国	P	1,400	1,080	1,000	890	800	800	800	800	800	800
	S	1,560	1,240	1,160	1,050	920	920	920	920	920	920
	M	1,720	1,400	1,320	1,210	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030
	L	1,800	1,480	1,400	1,290	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260
四国	P	1,480	1,160	1,080	920	890	800	800	800	800	890
	S	1,640	1,320	1,240	1,080	1,050	920	920	920	920	1,050
	M	1,800	1,480	1,400	1,240	1,210	1,030	1,030	1,030	1,030	1,210
	L	1,880	1,560	1,480	1,320	1,290	1,260	1,260	1,260	1,260	1,290
北九州	P	1,480	1,240	1,160	1,000	890	800	800	800	800	800
	S	1,640	1,400	1,320	1,160	1,050	920	920	920	920	920
	M	1,800	1,560	1,480	1,320	1,210	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030
	L	1,880	1,640	1,560	1,400	1,290	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260
南九州	P	1,560	1,320	1,240	1,080	920	890	800	890	800	800
	S	1,720	1,480	1,400	1,240	1,080	1,050	920	1,050	920	920
	M	1,880	1,640	1,560	1,400	1,240	1,210	1,030	1,210	1,030	1,030
	L	1,960	1,720	1,640	1,480	1,320	1,290	1,260	1,290	1,260	1,260

※消費税相当額は別途（税抜き）

※サイズは荷物の縦・横・高さ3辺の和が130センチメートル以下、重さ20kg以内

※着地が沖縄県の場合については、別途EPが提示する運賃が発生します。なお、沖縄県発地は本サービスの対象外です。

※特別地域へ配送する場合、上記運賃に別途EPが提示する料金が加算されます。

▼カンガルー特急便を法人宛に利用する場合※全て日本円

※連絡運輸中継料とは、西濃運輸株式会社が指定する「中継区域」（別に定めます）への発送を行う場合に発生します

距離 (Km) 重さ (Kg)	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500	連絡運輸 中継料
10	1,610	1,610	1,610	1,610	1,610	1,610	1,610	1,610	1,610	1,610	940
20	1,720	1,840	1,840	1,840	1,840	1,840	1,840	1,950	1,950	1,950	940
30	1,950	1,950	1,950	1,950	2,070	2,070	2,180	2,180	2,180	2,180	940
40	2,180	2,180	2,180	2,300	2,410	2,410	2,530	2,640	2,640	2,640	940
60	2,300	2,410	2,530	2,530	2,640	2,760	2,870	2,990	3,100	3,100	1,150
80	2,640	2,760	2,870	3,100	3,220	3,330	3,450	3,680	3,790	3,910	1,150
100	2,990	3,100	3,330	3,560	3,680	3,910	4,140	4,250	4,480	4,600	1,150
120	3,450	3,560	3,790	4,140	4,370	4,600	4,710	5,060	5,170	5,290	1,360
140	3,790	4,020	4,250	4,600	4,830	5,170	5,400	5,630	5,860	6,090	1,360
160	4,140	4,370	4,710	5,060	5,400	5,750	5,980	6,210	6,550	6,780	1,570
180	4,480	4,710	5,170	5,520	5,860	6,210	6,550	6,900	7,130	7,470	1,570
200	4,710	5,060	5,520	5,860	6,320	6,550	6,900	7,360	7,590	7,820	1,570
250	5,630	5,980	6,440	7,010	7,470	7,930	8,390	8,850	9,200	9,660	1,780
300	6,550	6,900	7,700	8,280	8,850	9,430	9,890	10,460	11,040	11,500	1,990
350	7,360	7,930	8,740	9,310	10,120	10,810	11,380	11,960	12,650	13,220	2,200
400	8,390	8,970	9,890	10,690	11,500	12,300	12,880	13,680	14,370	15,180	2,410
450	9,200	10,000	10,920	11,960	12,880	13,680	14,490	15,180	16,100	16,900	2,620
500	10,120	10,920	11,960	12,990	14,140	15,060	15,870	16,900	17,820	18,630	2,830

550	12,990	14,030	15,520	16,900	18,400	19,550	20,700	21,960	23,110	24,380	3,040
600	14,030	15,180	16,790	18,170	19,890	21,160	22,540	23,920	25,300	26,560	3,250
650	15,180	16,330	17,940	19,780	21,500	22,880	24,380	25,760	27,140	28,630	3,460
700	16,100	17,480	19,320	21,160	23,000	24,490	26,100	27,600	29,210	30,820	3,670
750	17,250	18,630	20,700	22,540	24,490	26,220	27,940	29,550	31,280	33,000	3,880
800	18,280	19,780	21,960	24,030	26,220	27,940	29,670	31,510	33,350	35,070	4,090
850	19,320	20,930	23,230	25,410	27,600	29,550	31,510	33,350	35,300	37,260	4,300
900	20,350	22,080	24,490	26,910	29,210	31,280	33,230	35,300	37,260	39,440	4,510
950	21,390	23,230	25,870	28,290	30,820	33,000	35,070	37,260	39,330	41,510	4,720
1,000	22,540	24,380	27,140	29,780	32,310	34,610	36,800	39,100	41,400	43,700	4,930
1,100	24,260	26,560	29,780	32,770	35,760	38,290	40,820	43,350	45,880	48,410	5,350
1,200	26,100	28,630	32,310	35,760	39,210	41,970	44,850	47,610	50,370	53,240	5,770
1,300	27,940	30,820	34,960	38,750	42,550	45,650	48,760	51,860	54,850	57,960	6,190
1,400	29,780	32,890	37,490	41,740	46,000	49,330	52,780	56,120	59,340	62,790	6,610
1,500	31,620	35,070	40,020	44,730	49,330	53,010	56,690	60,370	63,940	67,500	7,030

距離 (Km) 重さ (Kg)	550	600	650	700	750	800	850	900	950	1,000	連絡運輸 中継料
10	1,610	1,610	1,950	1,950	2,070	2,070	2,180	2,180	2,180	2,180	940
20	2,070	2,070	2,410	2,410	2,640	2,640	2,760	2,760	2,870	2,870	940
30	2,300	2,300	2,760	2,870	2,870	2,990	3,220	3,330	3,330	3,330	940
40	2,760	2,760	3,330	3,450	3,680	3,680	4,020	4,020	4,140	4,250	940
60	3,220	3,330	3,910	4,020	4,370	4,370	4,830	4,830	4,940	5,060	1,150
80	4,020	4,140	5,060	5,170	5,520	5,630	6,090	6,210	6,440	6,550	1,150
100	4,710	4,940	5,980	6,090	6,550	6,780	7,360	7,470	7,700	7,930	1,150
120	5,520	5,750	7,240	7,360	7,930	8,280	8,740	8,970	9,200	9,540	1,360
140	6,320	6,550	8,160	8,510	9,080	9,540	10,000	10,350	10,690	10,920	1,360
160	7,130	7,360	9,200	9,430	10,350	10,690	11,270	11,730	11,960	12,300	1,570
180	7,820	8,160	10,230	10,580	11,380	11,730	12,530	12,880	13,340	13,800	1,570
200	8,280	8,620	10,690	11,040	11,960	12,420	13,220	13,570	14,030	14,490	1,570
250	10,120	10,580	13,110	13,680	14,720	15,290	16,100	16,560	17,130	17,820	1,780
300	11,960	12,530	15,640	16,210	17,590	18,280	19,200	19,890	20,580	21,160	1,990
350	13,910	14,490	18,050	18,860	20,350	21,160	22,310	23,000	23,920	24,720	2,200
400	15,750	16,560	20,580	21,500	23,230	24,150	25,410	26,330	27,250	28,170	2,410
450	17,710	18,510	23,000	24,030	26,100	27,140	28,520	29,670	30,700	31,740	2,620
500	19,550	20,470	25,530	26,680	28,980	30,010	31,740	32,890	34,040	35,190	2,830
550	25,640	26,790	28,520	29,670	32,200	33,580	36,220	37,600	38,870	40,250	3,040
600	27,830	29,210	30,930	32,310	35,070	36,570	39,440	40,940	42,320	43,810	3,250
650	30,130	31,510	33,580	34,960	37,950	39,560	42,780	44,270	45,880	47,490	3,460
700	32,430	33,920	35,990	37,720	40,940	42,550	46,000	47,720	49,330	51,060	3,670
750	34,610	36,340	38,640	40,250	43,700	45,540	49,220	51,060	52,900	54,740	3,880
800	36,800	38,640	41,050	42,890	46,570	48,530	52,440	54,390	56,460	58,420	4,090
850	39,100	41,050	43,580	45,540	49,560	51,520	55,660	57,840	59,800	62,100	4,300
900	41,400	43,350	46,110	48,180	52,440	54,510	58,880	61,180	63,480	65,660	4,510
950	43,700	45,770	48,760	50,940	55,310	57,500	62,100	64,510	66,930	69,340	4,720
1,000	46,000	48,180	51,170	53,470	58,070	60,600	65,430	67,960	70,380	72,910	4,930
1,100	51,060	53,470	58,190	60,830	66,120	68,880	74,980	77,850	80,730	83,600	5,350
1,200	56,120	58,760	65,090	68,190	74,060	77,280	84,410	87,740	90,960	94,180	5,770
1,300	61,180	64,170	72,100	75,440	82,110	85,560	93,950	97,520	101,200	104,880	6,190
1,400	66,240	69,460	79,120	82,800	90,040	93,950	103,380	107,410	111,550	115,460	6,610
1,500	71,300	74,750	86,020	90,160	98,090	102,350	112,930	117,300	121,780	126,150	7,030

距離 (Km) 重さ (Kg)	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900	2,000	連絡運輸 中継料
10	2,180	2,180	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,410	940
20	2,990	2,990	3,100	3,100	3,220	3,220	3,330	3,330	3,450	3,450	940
30	3,450	3,560	3,680	3,790	3,910	4,020	4,140	4,250	4,370	4,480	940
40	4,370	4,600	4,710	4,940	5,060	5,290	5,400	5,630	5,750	5,980	940
60	5,290	5,520	5,750	5,980	6,210	6,440	6,670	6,900	7,130	7,360	1,150
80	6,900	7,240	7,590	7,930	8,280	8,620	8,970	9,310	9,660	9,990	1,150

100	8,390	8,740	9,200	9,660	10,000	10,460	10,810	11,270	11,610	12,070	1,150
120	10,000	10,580	11,040	11,610	12,070	12,650	13,110	13,680	14,140	14,720	1,360
140	11,610	12,190	12,880	13,450	14,030	14,720	15,290	15,980	16,560	17,130	1,360
160	13,110	13,800	14,600	15,290	15,980	16,790	17,480	18,280	18,970	19,780	1,570
180	14,600	15,410	16,330	17,130	17,940	18,740	19,660	20,470	21,270	22,080	1,570
200	15,410	16,210	17,130	18,050	18,860	19,780	20,700	21,500	22,420	23,230	1,570
250	18,860	20,010	21,160	22,190	23,340	24,490	25,530	26,680	27,710	28,860	1,780
300	22,540	23,920	25,300	26,560	27,940	29,320	30,590	31,970	33,350	34,730	1,990
350	26,330	27,940	29,550	31,160	32,770	34,380	35,990	37,490	39,100	40,710	2,200
400	30,010	31,850	33,690	35,650	37,490	39,330	41,170	43,010	44,850	46,690	2,410
450	33,810	35,880	37,950	40,020	42,090	44,270	46,340	48,410	50,480	52,550	2,620
500	37,490	39,900	42,200	44,620	46,920	49,220	51,630	53,930	56,350	58,650	2,830
550	43,010	45,650	48,300	51,060	53,700	56,460	59,110	61,750	64,510	67,160	3,040
600	46,800	49,790	52,670	55,660	58,650	61,520	64,510	67,500	70,380	73,370	3,250
650	50,710	53,930	57,150	60,370	63,590	66,810	70,030	73,140	76,360	79,580	3,460
700	54,510	57,960	61,410	64,860	68,420	71,870	75,320	78,770	82,220	85,670	3,670
750	58,420	62,100	65,780	69,570	73,250	76,930	80,610	84,410	88,090	91,770	3,880
800	62,330	66,350	70,380	74,290	78,310	82,220	86,250	90,270	94,180	98,210	4,090
850	66,350	70,490	74,750	79,000	83,260	87,510	91,770	95,910	100,160	104,420	4,300
900	70,150	74,630	79,120	83,600	88,090	92,570	97,060	101,430	105,910	110,400	4,510
950	74,060	78,770	83,490	88,320	93,030	97,750	102,460	107,180	112,010	116,720	4,720
1,000	77,970	82,910	87,860	92,920	97,860	102,920	107,870	112,810	117,870	122,820	4,930
1,100	89,240	94,870	100,510	106,030	111,660	117,300	122,930	128,570	134,200	139,840	5,350
1,200	100,510	106,720	113,040	119,250	125,580	131,790	138,110	144,320	150,650	156,860	5,770
1,300	111,780	118,680	125,580	132,480	139,380	146,280	153,180	160,080	166,980	173,880	6,190
1,400	123,050	130,520	138,110	145,590	153,180	160,770	168,240	175,830	183,310	190,900	6,610
1,500	134,320	142,480	150,650	158,810	166,980	175,140	183,310	191,590	199,750	207,920	7,030

※消費税相当額は別途（税抜き）

※サイズに制限はありません

▼カンガルー特急便を個人宅宛に利用する場合※全て日本円

※連絡運輸中継料とは、西濃運輸株式会社が指定する「中継区域」（別に定めます）への発送を行う場合に発生します

距離 (Km) 重さ (Kg)	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500	連絡運輸 中継料
10	1,840	1,840	1,840	1,840	1,950	1,950	1,950	1,950	1,950	1,950	850
20	1,950	2,070	2,070	2,180	2,180	2,180	2,180	2,300	2,300	2,300	850
30	2,180	2,180	2,300	2,300	2,410	2,410	2,530	2,530	2,530	2,530	850
40	2,410	2,410	2,530	2,640	2,760	2,760	2,870	2,990	2,990	3,100	850
60	2,530	2,640	2,760	2,870	2,990	3,100	3,220	3,450	3,560	3,560	1,040
80	2,870	2,990	3,220	3,450	3,560	3,790	3,910	4,140	4,250	4,480	1,040
100	3,220	3,330	3,680	3,910	4,140	4,370	4,600	4,830	5,060	5,170	1,040
120	3,680	3,790	4,140	4,480	4,830	5,060	5,290	5,630	5,860	5,980	1,230
140	4,020	4,250	4,600	5,060	5,290	5,750	5,980	6,320	6,670	6,900	1,230
160	4,370	4,600	5,060	5,520	5,980	6,320	6,670	7,010	7,360	7,700	1,420
180	4,710	5,060	5,520	5,980	6,440	6,900	7,240	7,700	8,050	8,510	1,420
200	4,940	5,290	5,860	6,320	6,900	7,240	7,590	8,160	8,510	8,850	1,420
250	5,860	6,320	6,900	7,590	8,160	8,740	9,310	9,890	10,350	10,920	1,610
300	6,780	7,240	8,160	8,850	9,660	10,350	10,920	11,610	12,300	12,990	1,800
350	7,590	8,280	9,200	10,000	11,040	11,840	12,530	13,340	14,140	14,830	1,990
400	8,620	9,310	10,460	11,500	12,530	13,450	14,260	15,180	16,100	17,020	2,180
450	9,430	10,350	11,500	12,760	13,910	14,950	15,980	16,900	17,940	18,970	2,370
500	10,350	11,270	12,650	13,910	15,290	16,440	17,480	18,740	19,890	20,930	2,560
550	11,610	12,650	14,260	15,750	17,250	18,510	19,780	21,040	22,310	23,570	2,750
600	12,530	13,680	15,410	16,900	18,630	20,010	21,390	22,880	24,260	25,640	2,940
650	13,450	14,720	16,440	18,280	20,120	21,620	23,110	24,720	26,220	27,710	3,130
700	14,370	15,750	17,710	19,660	21,500	23,230	24,840	26,450	28,170	29,780	3,320
750	15,290	16,790	18,970	20,930	23,000	24,840	26,560	28,290	30,130	31,850	3,510
800	16,210	17,710	20,010	22,310	24,490	26,450	28,290	30,130	32,080	33,920	3,700
850	17,130	18,860	21,270	23,570	25,870	27,940	30,010	31,970	34,040	35,990	3,890
900	18,050	19,780	22,420	24,840	27,370	29,550	31,620	33,810	35,990	38,060	4,080
950	18,970	20,930	23,570	26,220	28,860	31,160	33,350	35,650	37,950	40,130	4,270
1,000	19,890	21,850	24,720	27,480	30,360	32,770	35,070	37,490	39,900	42,200	4,460

距離 (Km) 重さ (Kg)											連絡運輸 中継料
	550	600	650	700	750	800	850	900	950	1,000	
10	1,950	1,950	1,950	1,950	2,070	2,070	2,180	2,180	2,180	2,300	850
20	2,410	2,410	2,410	2,530	2,640	2,640	2,870	2,870	2,870	2,870	850
30	2,640	2,640	2,760	2,760	2,990	2,990	3,220	3,330	3,330	3,330	850
40	3,220	3,220	3,330	3,450	3,680	3,680	4,020	4,140	4,140	4,250	850
60	3,680	3,790	3,910	4,020	4,370	4,370	4,710	4,830	4,940	5,060	1,040
80	4,600	4,710	4,940	5,060	5,520	5,630	6,090	6,320	6,440	6,550	1,040
100	5,400	5,630	5,860	6,090	6,550	6,780	7,240	7,470	7,700	7,930	1,040
120	6,320	6,550	7,130	7,360	7,930	8,160	8,620	8,970	9,200	9,540	1,230
140	7,240	7,470	8,050	8,390	9,080	9,430	10,000	10,350	10,690	11,040	1,230
160	8,050	8,390	9,080	9,310	10,230	10,580	11,270	11,610	11,960	12,420	1,420
180	8,850	9,310	10,000	10,460	11,380	11,730	12,420	12,880	13,340	13,800	1,420
200	9,310	9,770	10,460	10,920	11,840	12,300	13,110	13,570	14,030	14,490	1,420
250	11,380	11,960	12,880	13,450	14,600	15,180	15,980	16,560	17,130	17,820	1,610
300	13,570	14,260	15,290	15,980	17,360	18,050	19,090	19,780	20,580	21,270	1,800
350	15,750	16,440	17,710	18,510	20,120	20,930	22,190	23,000	23,800	24,720	1,990
400	17,820	18,740	20,240	21,160	23,000	23,920	25,300	26,330	27,250	28,290	2,180
450	20,010	21,040	22,650	23,690	25,760	26,910	28,400	29,550	30,700	31,740	2,370
500	22,080	23,230	25,070	26,220	28,630	29,780	31,510	32,770	34,040	35,300	2,560
550	24,950	26,220	27,940	29,210	31,970	33,230	36,110	37,600	38,980	40,360	2,750
600	27,140	28,520	30,360	31,850	34,840	36,220	39,330	40,820	42,430	44,040	2,940
650	29,320	30,820	32,890	34,500	37,600	39,210	42,550	44,270	46,000	47,720	3,130
700	31,510	33,120	35,420	37,030	40,480	42,200	45,770	47,720	49,450	51,290	3,320
750	33,690	35,420	37,830	39,670	43,350	45,190	49,100	51,060	53,010	54,970	3,510
800	35,880	37,720	40,360	42,200	46,110	48,180	52,320	54,390	56,460	58,650	3,700
850	38,060	40,020	42,780	44,850	48,990	51,170	55,540	57,840	60,030	62,210	3,890
900	40,250	42,430	45,310	47,490	51,860	54,160	58,760	61,180	63,480	65,890	4,080
950	42,430	44,730	47,720	50,020	54,740	57,150	61,980	64,510	67,040	69,570	4,270
1,000	44,620	47,030	50,250	52,670	57,610	60,140	65,320	67,960	70,490	73,140	4,460

距離 (Km) 重さ (Kg)											連絡運輸 中継料
	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900	2,000	
10	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,410	2,410	2,410	2,410	850
20	2,990	3,100	3,100	3,220	3,220	3,330	3,330	3,450	3,560	3,560	850
30	3,450	3,560	3,680	3,790	3,910	4,020	4,140	4,250	4,370	4,480	850
40	4,480	4,600	4,830	4,940	5,170	5,290	5,520	5,750	5,860	6,090	850
60	5,290	5,520	5,750	5,980	6,320	6,550	6,780	7,010	7,240	7,470	1,040
80	7,010	7,360	7,700	8,050	8,390	8,740	9,080	9,430	9,770	10,120	1,040
100	8,390	8,850	9,310	9,660	10,120	10,580	11,040	11,380	11,840	12,300	1,040
120	10,120	10,580	11,150	11,730	12,300	12,760	13,340	13,910	14,490	14,950	1,230
140	11,610	12,300	12,990	13,680	14,260	14,950	15,640	16,210	16,900	17,590	1,230
160	13,220	13,910	14,720	15,520	16,330	17,130	17,820	18,630	19,430	20,240	1,420
180	14,720	15,520	16,440	17,250	18,170	19,090	19,890	20,810	21,730	22,540	1,420
200	15,410	16,440	17,360	18,280	19,200	20,120	21,040	21,960	22,880	23,800	1,420
250	18,970	20,120	21,270	22,420	23,570	24,840	25,990	27,140	28,290	29,440	1,610
300	22,650	24,150	25,530	26,910	28,400	29,780	31,280	32,660	34,040	35,530	1,800
350	26,450	28,060	29,780	31,510	33,230	34,840	36,570	38,290	40,020	41,630	1,990
400	30,240	32,200	34,150	36,110	38,060	40,020	41,970	43,930	45,880	47,840	2,180
450	33,920	36,110	38,410	40,590	42,780	44,960	47,150	49,450	51,630	53,820	2,370
500	37,720	40,250	42,660	45,190	47,610	50,140	52,670	55,080	57,610	60,030	2,560
550	43,240	46,110	48,870	51,750	54,620	57,500	60,260	63,130	66,010	68,880	2,750
600	47,150	50,250	53,360	56,460	59,570	62,670	65,780	69,000	72,100	75,210	2,940
650	51,060	54,390	57,840	61,290	64,630	68,080	71,410	74,860	78,200	81,650	3,130
700	54,970	58,650	62,210	65,890	69,570	73,250	76,820	80,500	84,180	87,860	3,320
750	58,880	62,790	66,700	70,610	74,520	78,430	82,340	86,250	90,270	94,180	3,510
800	62,790	67,040	71,180	75,440	79,690	83,830	88,090	92,340	96,480	100,740	3,700
850	66,700	71,180	75,670	80,150	84,640	89,120	93,610	98,090	102,580	107,060	3,890

900	70,610	75,320	80,150	84,870	89,580	94,300	99,010	103,730	108,560	113,270	4,080
950	74,520	79,580	84,640	89,580	94,640	99,590	104,650	109,590	114,650	119,600	4,270
1,000	78,430	83,720	89,010	94,300	99,590	104,880	110,170	115,460	120,750	125,920	4,460

※消費税相当額は別途（税抜き）

※サイズに制限はありません

※対象基本条件に当てはまる場合には、以下の料金が発生します。

対象基本条件	種別	商品 1 個のサイズ（複数口は最大サイズ）	現行契約運賃に加算される配達実費
届け先が「個人宅」で下記条件が 1 項目でも該当する場合  ・1 原票 2 個以上の複数口 ・実重量が 1 個 20kg 超 ・3 辺の合計が 130cm 超	一般	下記のいずれかの条件に該当する場合 ・実重量 20 k g 超～30 k g 未満／個 ・3 辺合計 130 c m 超～200 c m 未満／個 ・複数口 ・原票総重量 100 k g 以下	運賃は「定上運賃」 原票総重量×10 円/kg （最低料金：1,000 円/件）
	大型	下記のいずれかの条件に該当する場合 ・実重量 30 k g 以上～90 k g 以下／個 ・3 辺合計 200 c m 以上～450 c m 以下／個 ・実重量 30 k g 以上、もしくは 3 辺合計 200 c m 以上 450 c m 以下／個の商品を含む複数口 ・原票総重量 500 k g 以下	運賃は「定上運賃」 原票総重量×20 円/kg （最低料金：4,000 円/件）
	着店チャーター	下記のいずれかの条件に該当する場合 ・実重量 90 k g 超～／個 ・3 辺合計 450 c m 超～／個 ・日時指定のあるもの ・原票総重量 500 k g 超	到着点からのチャーター料金 ※詳細は受付店へ確認

a. 総重量は実重量、または容積重量（280kg = 1 立米）の大きいものを適用いたします。

b. 商品サイズが複数の条件に該当する場合は「着店チャーター」「大型」「一般」の順で料金を適用させていただきます。

c. 「個人宛」とはお届け先が個人様宅宛の送り状といたします。

d. 宅配便（実重量 20kg 以下かつ 3 辺合計 130cm 以下）、引越便、単身 M A X + 1、自転車イベント便、店所止めにつきましては適用外といたします。

e. 当該サイズに該当する個人宛の着払いに対応いたしておりません。

f. 大型商品は配達指定に対応いたしておりません。受取人様とのお打ち合わせのうえ、平日 19 時まで、土日祝（特定日）17 時までの中で配達させていただきます。

g. 開梱、組立、設置、吊り下げ、窓の取り外し、養生、資材引取が必要な場合は対応できません。

h. 荷受人様より上記外のご要望がある場合は出荷主様に適用サービスにつきご連絡させていただきます。

※配送コースが以下を経由する場合、別途航送料等（10 k g ごと）として以下の料金が発生します。※全て日本円

宇野-高松	46
青森-函館	171
和歌山-小松島	84
竹原-波方	66
三崎-臼杵	88
関門トンネル	20

▼カンガルービジネス便を利用する場合

1 個口で 2 0 k g まで 運賃に 150 円加算

1 0 0 k g まで 運賃に 500 円加算（2 0 k g までの複数個口を含む）

以降 1 0 0 k g 増毎 運賃に 500 円加算

※消費税相当額は別途（税抜き）

・引受拒絶の事項（運送事業者が日本郵便株式会社である場合の特則 第 2 5 条関係）

区分	内容
個人情報を含む荷物	・個人情報記録された書類、フロッピーディスク、CD、DVD、フィルム及び USB 類 ・個人情報をデータとして記録しているパソコンや電子機器類
現金、小切手類	・現金、小切手、トラベラースチェック ・株券、債券、印紙などの有価証券 ・公社債券、約束手形、印紙、郵便切手、キャッシュカードなど
白金、金塊などの貴金属類	・金、銀及び白金など及びこれらを使用した製品（ネックレス、装飾品及び指輪など） ・ダイヤモンド及びルビー等の宝石類並びにこれらを使用した製品（ネックレス、装飾品及び指輪など）
美術品、骨董品など	・書画、絵画、彫刻、工芸品、つば、掛軸及び仏像など
動物類	・犬、猫及び小鳥など（剥製などの死んだ動物を含む）
爆発、発火など運送上危険を生ずる恐れのあるもの	・火薬類、高圧ガス、腐食性液体、引火性液体、可燃性固体、参加性物質及び磁性物質など ・毒物、劇物、病原菌、麻薬及び銃砲刀剣類など
運送状、他の荷物の輸送の安全を損なう恐れのあるもの	・他の荷物を傷つける恐れのあるもの ・他の荷物に臭い、シミなどをつける恐れがあるもの ・他の荷物が紛れ込むなど、すきまのある荷姿のもの
輸送日数範囲内で腐敗変質する恐れのある生鮮食品類	・活魚、生魚、貝及び生肉など
再生不能又は再発行困難なもの	・原稿、原図、調査票、テープ、フロッピーディスク、遺骨、親の形見、免許証、車検証、パスポート及び実印など

信書	手紙、願書及び申請書など
宅配便の規格を超えるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荷物の3辺の和（縦、横、高さの合計）が170センチメートルを超えるもの</li> <li>・重量が30キログラムを超えるもの（品物を梱包したときの全重量）</li> <li>・荷物1個の価格が30万円（消費税含む）を超えるもの</li> </ul>
荷造りが不備なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数個口を1個としてくっつけているもの（ただし、同一計上の2つの箱を結束用の機械を用いて結束してあるものを除く）</li> <li>・荷造りがされていないもの（タイヤ及び自動車部品など）</li> <li>・ダンボールケースで梱包された以外の米などの穀物（麻袋や紙袋入りの米及び穀物）</li> <li>・木枠やプラスチック函に詰められた酒、焼酎及びビールなどのビン類</li> <li>・こわれもの（ガラス及びビン類など）が入った袋物及びバッグ類</li> </ul>

## 目次

### 第一章 総則（第一条・第二条）

#### 第二章 利用運送業務等

##### 第一節 利用運送の申込み及び引受け（第三条―第十六条）

##### 第二節 積付け（第十七条）

##### 第三節 貨物の受取及び引渡し（第十八条―第二十五条）

##### 第四節 指図（第二十六条・第二十七条）

##### 第五節 事故（第二十八条―第三十条）

##### 第六節 運賃、料金等（第三十一条―第三十七条）

##### 第七節 責任（第三十八条―第五十条）

#### 第三章 積み込み又は取卸し等（第五十一条―第五十四条）

### 第一章 総則

#### （事業の種類）

第一条 当店は、貨物自動車運送事業者が行う貨物の運送に係る第一種貨物利用運送事業（貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第七項に規定する事業をいう。）を行います。

2 当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

#### （適用範囲）

第二条 当店の経営する貨物利用運送事業は、この約款の定めるところにより、この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。

2 当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

### 第二章 利用運送業務等

#### 第一節 利用運送の申込み及び引受け

##### （受付日時）

第三条 当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

2 前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

##### （利用運送の順序）

第四条 当店は、利用運送の申込みを受けた順序により、貨物の利用運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合その他正当な事由がある場合は、この限りではありません。

##### （引渡期間）

第五条 当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。

一 発送期間 貨物を受け取った日を含め二日

二 輸送期間 運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離百七十キロメートルにつき一日。ただし、一日未満の端数は、一日とします。

三 集配期間 集貨及び配達をする場合にあっては各一日

2 前項の規定による引渡期間の満了後、貨物の引渡しがあったときは、これをもって延着とします。

##### （利用運送の申込み）

第六条 当店で貨物の利用運送を申込み者（以下「申込者」という。）は、次の事項を記載した利用運送申込書を提出しなければなりません。

一 申込者の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

二 貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数

三 集貨及び配達又は発送及び到着の希望日時

四 集貨先及び配達先又は発送地及び到着地（団地、アパートその他高層建築物にあっては、その名称及び電話番号を含む。）

五 運送の扱種別

六 運賃、料金（第三十三条に規定する待機時間料、第五十一条に規定する積込料又は取卸料及び第五十二条第一項に規定する附帯業務料等をいう。）、燃料サーチャージ、有料道路利用料、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の支払方法

七 荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

八 高価品については、貨物の種類及び価格

九 第五十一条に規定する貨物の積み込み又は取卸しを委託するときは、その旨

十 第五十二条第一項に規定する附帯業務を委託するときは、その旨

十一 運送保険に付することを委託するときは、その旨

十二 特約事項があるときは、その内容

十三 本約款の内容について承諾する旨

十四 その他その貨物の運送に関し必要な事項

2 前項において、当店が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって当店で定めるものをいう。以下同じ。）による利用運送の申込み方法を定めているときは、前項の利用運送申込書の提出に代えて、当該利用運送申込書に記載すべき事項を電磁的方法により提出することができます。この場合において、申込者は、当該利用運送申込書を提出したものとみなします。

##### （利用運送の引受け）

第七条 当店は、前条第一項の利用運送申込書の提出があった場合において、申込者との協議により、当該利用運送を引き受けることとするときは、次に掲げる事項を記載した利用運送引受書を交付します。

一 集貨及び配達又は発送及び到着の予定日時

## 二 運賃、料金等の額

2 当店は、あらかじめ申込者の承諾を得て、前項の利用運送引受書の交付に代えて、当該利用運送引受書の記載すべき事項を電磁的方法により提供することがあります。この場合において、当店は、当該利用運送引受書を交付したものとみなします。

### (貨物の種類及び性質の確認)

第八条 当店は、貨物の利用運送の申込みがあったときは、貨物の種類及び性質を通知することを申込者に求めることがあります。

- 2 当店は、前項の場合において、貨物の種類及び性質につき申込者が告げたことに疑いがあるときは、申込者の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することがあります。
- 3 当店は、前項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、これにより生じた損害の賠償をします。
- 4 当店が第二項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、申込者に点検に要した費用を負担していただきます。

### (引受拒絶)

第九条 当店は、次の各号の一に該当する場合には、利用運送の引受けを拒絶することがあります。

- 一 当該利用運送の申込みが、この約款によらないものであるとき。
- 二 申込者が、前条第一項の規定による通知をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないとき。
- 三 運送に適する設備を有する貨物自動車運送事業者を確保できないとき。
- 四 当該利用運送に関し、申込者から特別の負担を求められたとき。
- 五 当該利用運送が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- 六 天災その他やむを得ない事由があるとき。

### (高価品及び貴重品)

第十条 この約款において高価品とは、次に掲げるものをいいます。

- 一 貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手及び公債証書、株券、債券、商品券その他の有価証券並びに金、銀、白金その他の貴金属、イリジウム、タングステンその他の稀金属、金剛石、紅玉、緑柱石、琥珀、真珠その他の宝玉石、象牙、べっ甲、珊瑚及び各その製品
  - 二 美術品及び骨董品
  - 三 容器及び荷造りを加え一キログラム当たりの価格が二万円を超える貨物（動物を除く。）
- 2 前項第三号の一キログラム当たりの価格の計算は、一荷造りごとに、これをします。
- 3 この約款において貴重品とは、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。

### (運送の扱種別等不明の場合)

第十一条 当店は、荷送人（第七条第一項の利用運送引受書の交付を受けた申込者をいう。以下同じ。）が利用運送の申込みをするにあたり、運送の扱種別その他の貨物の運送に関し必要な事項を明示しなかったときは、荷送人にとって最も有利と認められるところにより、当該貨物を運送します。

### (荷造り)

第十二条 荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の扱種別等に応じて、運送に耐えるように荷造りをしなければなりません。

- 2 当店は、貨物の荷造りが十分でないときは、必要な荷造りを要求し、荷送人はその要求に応じなければなりません。
- 3 当店は、荷造りが十分でない貨物であっても、他の貨物に対し損害を与えないと認め、かつ、荷送人が書面により荷造りの不備による損害を負担することを承諾したときは、その利用運送を引き受けることがあります。

### (外装表示等)

第十三条 荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が、必要がないと認めた事項については、この限りではありません。

- 一 荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所
  - 二 品名
  - 三 個数
  - 四 その他貨物の取扱いに必要な事項
- 2 荷送人は、当店が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもって前項の外装表示に代えることができます。

### (動物等の運送)

第十四条 当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の利用運送を引き受けたときは、荷送人又は荷受人に対して次に掲げることを請求することがあります。

- 一 当店において、集貨、持込み又は引取りの日時を指定すること。
- 二 当該貨物の運送につき、付添人を付すこと。

### (危険品の運送)

第十五条 荷送人は、爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物については、あらかじめ、その旨を当店に通知するとともに、その品名、性質その他の当該貨物の安全な運送に必要な事項を送り状に明記し、かつ、これらの事項を当該貨物の外部の見やすい箇所に明示しなければなりません。

### (代替運送)

第十六条 当店は、荷送人の利益を害しない限り、利用運送を引き受けた貨物の運送を他の運送機関による運送に変更することがあります。

- 2 前項の場合において、運送上の責任は、この約款により当店が負います。

## 第二節 積付け

### (積付け)

第十七条 貨物の積付けは、当店の責任においてこれを行います。

- 2 シート、ロープ、建木、台木、充てん物その他の積付用品は、通常貨物自動車運送事業者が備えているものを除き、荷送人又は荷受人の負担とします。

## 第三節 貨物の受取及び引渡し

### (受取及び引渡しの場所)

第十八条 当店は、利用運送申込書に記載された集貨先又は発送地において荷送人又は荷送人の指定する者から貨物を受け取り、利用運送申込書に記載された配達先又は到達地において

荷受人又は荷受人の指定する者に貨物を引き渡します。

(管理者等に対する引渡し)

第十九条 当店は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に対する貨物の引渡しをもって荷受人に対する引渡しとみなします。

- 一 荷受人が引渡先に不在の場合には、その引渡先における同居者、従業員又はこれに準ずる者
- 二 船舶、寄宿舎、旅館等が引渡先の場合には、その管理者又はこれに準ずる者

(留置権の行使)

第二十条 当店は、貨物に関し受け取るべき運賃、料金等又は品代金等の支払を受けなければ、当該貨物の引渡しをしません。

2 商人である荷送人が、その営業のために当店で締結した運送契約について、運賃、料金等を所定期日までに支払わなかったときは、当店は、その支払を受けなければ、当該荷送人との運送契約によって当店が占有する荷送人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。

(指図の催告)

第二十一条 当店は、荷受人を確認することができない場合は、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図することを催告することがあります。

2 当店は、荷受人が、貨物の受取を拒み、又はその他の理由によりこれを受け取ることができない場合には、遅滞なく、荷受人に対し、相当の期間を定め、その貨物の受取を催告し、その期間経過の後、さらに荷送人に対し、前項に規定する指図と同じ内容の催告をすることがあります。

(引渡不能の貨物の寄託)

第二十二条 当店は、荷受人を確認することができない場合又は前条第二項の場合には、荷受人の費用でその貨物を倉庫業者に寄託することがあります。

- 2 当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。
- 3 当店は、第一項の規定により貨物の寄託をした場合において、倉荷証券を作らせたときは、その証券の交付をもって貨物の引渡しに代えることがあります。
- 4 当店は、第一項の規定により寄託をした貨物の引渡し請求があった場合において、当該貨物につき、倉荷証券を作らせたときは、運賃、料金等及び寄託に要した費用の弁済を受けるまで当該倉荷証券を留置することがあります。

(引渡不能の貨物の供託)

第二十三条 当店は、荷受人を確認することができない場合又は第二十一条第二項の場合には、その貨物を供託することがあります。

2 当店は、前項の規定により貨物の供託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

(引渡不能の貨物の競売)

第二十四条 当店は、第二十一条第一項の規定により荷送人に対して指図すべきことを求めた場合において、荷送人が指図をしないときは、その貨物を競売することがあります。

- 2 当店は、前項の規定にかかわらず、損傷その他の事由による価格の低落のおそれがある貨物は、第二十一条の催告をしないで競売することがあります。
- 3 当店は、前二項の規定により貨物の競売をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。
- 4 当店は、第一項又は第二項の規定により貨物の競売をしたときは、その代価をもって運賃、料金等並びに催告及び競売に要した費用に充当し、不足があるときは、荷送人にその支払を請求し、余剰があるときは、これを荷送人に交付し、又は供託します。

(引渡不能の貨物の任意売却)

第二十五条 当店は、荷受人を確認することができない場合又は第二十一条第二項の場合において、その貨物が腐敗又は変質しやすいものであって前条第二項の手続きをとるとまがないときは、その手続きによらず、公正な第三者を立会わせて、これを売却することがあります。

2 前項の規定による売却には、前条第三項及び第四項の規定を準用します。

#### 第四節 指図

(貨物の処分権)

第二十六条 荷送人は、当店に対して、貨物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすることができます。

- 2 前項に規定する荷送人の権利は、貨物が到達地に到着した場合において、荷受人が貨物の引渡し又はその損害賠償の請求をしたときは、行使することができません。
- 3 第一項の指図をする場合において、当店が要求したときは、指圖書を提出しなければなりません。

(指図に応じない場合)

第二十七条 当店は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認める場合には、前条第一項の規定による指図に応じないことがあります。

2 前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷送人に対して通知します。

#### 第五節 事故

(事故の際の措置)

第二十八条 当店は、次の場合には、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図を催告します。

- 一 貨物の著しい滅失、損傷その他の損害を発生したとき。
- 二 当初の運送経路又は運送方法によることができなくなったとき。
- 三 相当の期間、当該運送を中断せざるを得ないとき。
- 2 当店は、前項各号の場合において、指図をまといまがないとき又は当店の定めた期間内に前項の指図がないときは、荷送人の利益のために、当店の裁量によって、当該貨物の運送の中止若しくは返送又は運送経路若しくは運送方法の変更その他の適切な処分をすることがあります。
- 3 第一項の規定による指図には、前条の規定を準用します。

(危険品の処分)

第二十九条 当店は、第十五条の規定による通知及び明記をしなかった爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物について、必要に応じ、いつでもその取卸し、破棄その他運送上の危険を除去するための処分をすることができます。同条の規定による通知及び明記をした場合において、当該貨物が他に損害を及ぼすおそれを生じたときも同様とします。

- 2 前項前段の処分に要した費用は、すべて荷送人の負担とします。
- 3 第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人に通知します。

(事故証明書の発行)

第三十条 当店は、貨物の全部滅失に関し証明の請求があったときは、その貨物の引渡期間の満了の日から一月以内に限り、事故証明書を発行します。

2 当店は、貨物の一部滅失、損傷又は延着に関し、その数量、状態又は引渡しの日時につき証明の請求があったときは、当該貨物の引渡しの日に限り、事故証明書を発行します。ただし、特別の事情がある場合は、当該貨物の引渡しの日以降においても、発行することがあります。

## 第六節 運賃、料金等

### (運賃、料金等)

第三十一条 運賃、料金等（燃料サーチャージを除く。）及びその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によります。

2 前項の運賃、料金等について、調達する燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サーチャージを収受します。

3 第一項の運賃、料金等について、荷送人又は当店の一方は、賃金水準又は物価水準の変動により運賃、料金等の額が不適当となつたと認めるときは、他の一方に対し、額の変更の協議を求めることができます。

### (運賃、料金等の収受方法)

第三十二条 当店は、貨物を受け取るときまでに、荷送人から運賃、料金等を収受します。

2 前項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、その概算額の前渡しを受け、運賃、料金等の確定後荷送人に対し、その過不足を払い戻し、又は追徴します。

3 当店は、第一項の規定にかかわらず、貨物を引き渡すときまでに、運賃、料金等を荷受人から収受することを認めることがあります。

### (待機時間料)

第三十三条 当店は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間（荷送人又は荷受人が第五十一条の貨物の積み込み若しくは取卸し又は第五十二条第一項に規定する附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。）に応じて、当店が別に定める料金を収受します。

### (延滞料)

第三十四条 当店は、貨物を引き渡したときまでに、荷送人又は荷受人が運賃、料金等を支払わなかったときは、貨物を引き渡した日の翌日から運賃、料金等の支払を受けた日までの期間に対し、年利十四・五パーセントの割合で、延滞料の支払を請求することがあります。

### (運賃請求権)

第三十五条 当店は、貨物の全部又は一部が天災その他やむを得ない事由により滅失し、若しくは相当程度の損傷が生じたとき又は当店が責任を負う事由により滅失したときは、当該滅失し、又は損傷を生じた貨物に係る運賃、料金等を請求しません。この場合において、当店は既に運賃、料金等の全部又は一部を収受しているときは、これを払い戻します。

2 当店は、貨物の全部又は一部がその性質若しくは欠陥又は荷送人が責任を負う事由によって滅失したときは、運賃、料金その他の費用の全額を収受します。

### (事故等と運賃、料金等)

第三十六条 当店は、第二十六条及び第二十八条の規定により処分をしたときは、その処分に応じて、又は既に行つた利用運送の割合に応じて、運賃、料金等を収受します。ただし、既にその貨物について運賃、料金等の全部又は一部を収受している場合には、不足があるときは、荷送人又は荷受人にその支払を請求し、余剰があるときは、これを荷送人又は荷受人に払い戻します。

### (中止手数料)

第三十七条 当店は、利用運送の中止の指図に応じた場合には、荷送人の責任とされるべきでない事由によるものを除いて、中止手数料を請求することがあります。ただし、荷送人が、利用運送引受書に記載した集貨予定日の三日前までに利用運送の中止をしたときは、この限りではありません。

2 前項の中止手数料は、次のとおりとします。

一 利用運送引受書に記載した集貨予定日の前々日に中止の指図をしたとき 当該利用運送引受書に記載した運賃、料金等の二十パーセント以内

二 利用運送引受書に記載した集貨予定日の前日に中止の指図をしたとき 当該利用運送引受書に記載した運賃、料金等の三十パーセント以内

三 利用運送引受書に記載した集貨予定日の当日に中止の指図をしたとき 当該利用運送引受書に記載した運賃、料金等の五十パーセント以内

## 第七節 責任

### (責任の始期)

第三十八条 当店の利用運送についての責任は、貨物を荷送人から受け取った時に始まります。

### (責任と挙証)

第三十九条 当店は、貨物の受取から引渡しまでの間にその貨物が滅失若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は貨物が延着したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店が、自己又は使用人その他利用運送のために使用した者の故意又は過失によるものを証明したときは、この限りではありません。

### (コンテナ貨物の責任)

第四十条 前条の規定にかかわらず、コンテナに詰められた貨物であつて当該貨物の積卸しの方法等が次に掲げる場合に該当するものの滅失又は損傷について、当店に対し損害賠償の請求をしようとする者は、その損害が当店又はその使用人その他利用運送のために使用した者の故意又は過失によるものであることを証明しなければなりません。

一 荷送人が貨物を詰めたものであること。

二 コンテナの封印に異常がない状態で到着していること。

### (特殊な管理を要する貨物の運送の責任)

第四十一条 当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送について、第十四条第二号の規定に基づき付添人が付された場合には、当該貨物の特殊な管理について責任を負いません。

### (荷送人の申告等の責任)

第四十二条 当店は、貨物の内容を容易に知ることができないものについて、利用運送申込書の記載又は荷送人の申告により利用運送引受書に品名、品質、重量、容積又は価額を記載したときは、その記載について責任を負いません。

### (利用運送申込書等の記載不完全等の責任)

第四十三条 当店は、利用運送申込書若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。

2 前項の場合において、当店が損害を被つたときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。

#### (免責)

第四十四條 当店は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。

- 一 当該貨物の欠陥、自然の消耗、虫害又は鼠害
- 二 当該貨物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
- 三 同盟罷業、同盟怠業、社会的騒擾その他の事変、強盗
- 四 不可抗力による火災
- 五 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災
- 六 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
- 七 荷送人又は荷受人の故意又は過失

#### (高価品に対する特則)

第四十五条 高価品については、荷送人が申込みをするにあたり、その種類及び価額を通知しなければ、当店はその滅失、損傷又は延着についての損害賠償の責任を負いません。

- 2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しません。
  - 一 運送契約の締結の当時、貨物が高価品であることを当店が知っていたとき。
  - 二 当店の故意又は重大な過失によって高価品の滅失、損傷又は延着が生じたとき。

#### (責任の特別消滅事由)

第四十六条 当店の貨物の一部滅失又は損傷についての責任は、荷受人が異議をとめないで貨物を受け取ったときは、消滅します。ただし、貨物に直ちに発見することのできない損傷又は一部滅失があった場合において、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りではありません。

- 2 前項の規定は、貨物の引渡しの当時、当店がその貨物に一部滅失又は損傷があることを知っていたときは、これを適用しません。
- 3 荷送人が第三者から委託を受けた利用運送の一部又は全部を当店が行う場合において、当該貨物の利用運送に係る荷受人が貨物の引渡しの日から二週間以内に、荷送人に対して、貨物に直ちに発見することのできない損傷又は一部滅失があった旨の通知を発したときは、荷送人に対する当店の責任に係る第一項ただし書の期間は、荷送人が当該通知を受けた日から二週間を経過する日まで延長されたものとみなします。

#### (損害賠償額)

第四十七条 貨物に全部滅失があった場合の損害賠償の額は、その引渡しができるべき地及び時における貨物の価額によって、これを定めます。

- 2 貨物に一部滅失又は損傷があった場合の損害賠償の額は、その引渡しができるべき地及び時における引き渡された貨物の価額と一部滅失又は損傷がなかったときの貨物の価額との差額によってこれを定めます。
- 3 第三十五条第一項の規定により、貨物の滅失又は損傷のため荷送人又は荷受人が支払うことを要しない運賃、料金等は、前二項の賠償額よりこれを控除します。
- 4 第一項及び第二項の場合において、貨物の価額又は損害額について争いがあるときは、公平な第三者の鑑定又は評価によりその額を決定します。
- 5 貨物が延着した場合の損害賠償の額は、運賃、料金等の総額を限度とします。

第四十八条 当店は、前条の規定にかかわらず、当店の悪意又は重大なる過失により貨物の滅失、損傷又は延着を生じたときは、一切の損害を賠償します。

#### (除斥期間)

第四十九条 当店の責任は、貨物の引渡しが行われた日（貨物の全部滅失の場合にあつては、その引渡しが行われるべき日）から一年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅します。

- 2 前項の期間は、貨物の滅失等による損害が発生した後限り、合意により、延長することができます。
- 3 荷送人が第三者から委託を受けた利用運送の一部又は全部を当店が行う場合において、荷送人が第一項の期間内に損害を賠償し又は裁判上の請求をされたときは、荷送人に対する当店の責任に係る同項の期間は、荷送人が損害を賠償し又は裁判上の請求をされた日から三月を経過する日まで延長されたものとみなします。

#### (賠償に基づく権利取得)

第五十条 当店が貨物の全部の価額を賠償したときは、当店は、当該貨物に関する一切の権利を取得します。

#### 第三章 積込み又は取卸し等

##### (積込み又は取卸し及び積込料又は取卸料)

第五十一条 当店は、貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には、当店が別に定める料金又は実際に要した費用を収受し、当店の責任においてこれを行います。

##### (附帯業務等及び附帯業務料)

第五十二条 当店は、貨物の荷造り、保管又は仕分、代金の取立て、立替え、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の通常貨物利用運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務（以下「附帯業務」という。）等を引き受けた場合には、当店が別に定める料金又は実際に要した費用を収受し、当店の責任においてこれを行います。

- 2 附帯業務等については、別段の定めがある場合を除き、性質の許す限り、第二章の規定を準用します。

##### (品代金の取立て)

第五十三条 品代金の取立ての追付又は変更は、その貨物の発送前に限り、これに応じます。

- 2 当店は、品代金の取立ての委託を受けた貨物を発送した後、荷送人が、当該品代金の取立ての委託を取り消した場合又は荷送人若しくは荷受人が責任を負う事由により当該品代金の取立てが不能となった場合は、当該品代金の取立料の払戻しはしません。

##### (付保)

第五十四条 利用運送の申込みの際、当店の申出により荷送人が承諾したときは、当店は、荷送人の費用によって運送保険の締結を引き受けます。

- 2 保険料率その他運送保険に関する事項は、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

以上

#### 第1条（目的）

1. このEPビジネスカード Cycle byGMO 利用約款（以下「本約款」という）は、Cycle byGMO に関するサービス（以下「本サービス」という）の内容及び利用者と GMO イブシロン株式会社（以下「EP」という）との間の本サービスに関連する権利義務の内容等について定める。
2. 本約款は、明示的な定めのない限り、イブシロン決済サービス利用約款、イブシロン配送サービス利用約款及びこれらに付帯する一切の規則や規約と関係なく、別個独立のものとして構成される。

#### 第2条（適用関係）

本約款は、利用希望者又は利用者が、本サービスの利用を希望する場合又は現に利用している場合に適用される。

#### 第3条（用語の定義）

本約款において以下の各号の用語は、当該各号に定める意味を有する。

- |                  |   |
|------------------|---|
| (1) Cycle byGMO  | EPが発行する法人又は個人事業主の利用者向けプリペイドカード機能を有するカードであって、イブシロン決済サービスの利用者でもある本サービス利用者が、イブシロン決済サービス上の決済売上金をEP所定の期間中、当該カードの利用残高として使用できる機能を有するもの |
| (2) 決済金          | 本サービスの利用により、利用者が支払うべき代金等  |
| (3) 利用契約         | 本サービスの利用を目的とするEPとの間の契約  |
| (4) 利用者          | EPと利用契約を締結している者   |
| (5) 商品           | 取引の対象となる物品、役務、情報、権利等  |
| (6) 売主           | 商品を販売し又は提供する者   |
| (7) 買主           | 商品を購入し又は商品の提供を受ける者  |
| (8) 代金等          | 商品の代金及び送料等の付帯費用並びにこれらに対する消費税相当額の総称  |
| (9) 未使用残高        | 利用者がCycle byGMOにチャージし、未使用の状態にある金額   |
| (10) イブシロン決済サービス | EPが提供する通信販売の商品の代金等についての決済を支援することを目的としたサービス  |
| (11) イブシロン配送サービス | EPが提供する通信販売の荷物の配送を目的としたサービス。  |

#### 第4条（本サービスの内容）

本サービスとは、Cycle byGMO に関してEPが提供するサービスであって、以下の各号のサービスをいう。

- (1) プリペイドカード機能を有するカードの発行
- (2) イブシロン決済サービス上の決済売上金をEP所定（6か月未満の中で定められる）の期間中、Cycle byGMO の残高として使用可能とすること
- (3) 前号の残高を管理するためにデータ処理を行うこと
- (4) 返金業務
- (5) その他前四号に関連し又は附随するサービスとしてEPが定めるもの

#### 第5条（本サービスの利用）

1. 本サービスは、イブシロン決済サービスを利用している者に対してのみ提供される。
2. 利用者は、EPから本サービスについての登録完了通知を受けた時以降に限り、本サービスを利用することができる。利用者は、通知された当該提供開始日以降、本サービスを利用することができる。但し、利用者が提供開始日の通知を受けた日が当該提供開始日である場合には、当該通知を受けた時以降利用することができる。なお、利用者への本サービスの提供可否の判断はEPの裁量により行うものとし、提供しないと判断し、これを利用者へ通知した場合であっても、EPはその理由を開示する義務を負わない。
3. 利用者は、利用者自身を買主とする商品の代金等の決済を目的とする場合のみ本サービスを利用ことができ、EPは利用者その他の目的で本サービスを利用したと認めた場合、何ら催告することなく、利用者への本サービスの提供を停止し、また、解除することができる。
4. Cycle byGMO の所有権は、EP（又はその委託先）に帰属するものとする。

#### 第6条（チャージ及び限度額）

1. 利用者は、EPが定めたCycle byGMO の限度額の範囲で、EP所定の方法によりチャージが自動的に行われ、当該限度額の範囲で本サービスを利用することができる。利用者は、自己の手持ち資金をもってチャージを行うことはできない。
2. Cycle byGMO の限度額の範囲は、利用者のイブシロン決済サービスの決済売上金の当月利用分の合計額から算定され、EP所定の管理画面上で利用者へ提示される金額までとする。
3. Cycle byGMO の限度額の算定は、当月末締めで次月の2日までは当該当月限度額までが算定基礎となる。なお、次月3日以降は当該月の前日までの合計額までが算定基礎となる（つまり、3日の場合は2日までの決済売上金が算定基礎となり、10日の場合は9日までの決済売上金が算定基礎となる）。

#### 第7条（未使用残高の確認）

利用者は、Cycle byGMO の未使用残高を確認することはできない。

#### 第8条（決済金の支払）

1. 利用者は、当月利用分の決済金を、イブシロン決済サービスの決済売上金からEPによって控除されるという形で支払うものとする。なお、残高超過等により当該支払方法で決済金を支払えない場合には、イブシロン決済サービスの決済手数料の支払い方法と同じ方法で、不足分を支払うものとする。
2. 利用者は、イブシロン決済サービスにおける決済売上金が、前項に定める決済金の差引き後の金額並びにイブシロン決済サービス及びイブシロン配送サービスの利用手数料等の控除後の金額にあたるということを認識し承諾するものとし、EPに異議を申し立てないものとする。

#### 第9条（手数料）

1. 利用者は、EPが別途定める本サービスの手数料及びこれに対する消費税相当額（以下、両者を合わせて「利用手数料等」という）を支払うものとする。なお、EPが徴収しうる利用手数料等は以下の通りとし、日割計算は行わない。
  - (1) カードの発行手数料
  - (2) チャージ手数料
  - (3) カード決済手数料
  - (4) 前各号のほか、EPが認めた手数料
2. 本サービス利用において、代金等が日本国外で決済とされた場合は前項のほか、以下の通りとする。

- (1) 海外決済手数料として EP が特別に定めたレートを適用する。
- (2) EP は、EP の裁量で EP が指定する国又は特定の地域における本サービス利用における決済についてその利用を制限することができるものとする。

#### 第10条 (データ通信等)

1. 利用者は、本サービスを利用するため、EP との間で、インターネットを用いて EP 所定のデータ通信を行うものとし、当該データ通信を行うのに必要なコンピュータシステムを利用者の責任と負担において確保し、運用するものとする。利用者は、当該コンピュータシステムの設定及びデータ通信の詳細について、EP の指示に従うものとする。
2. EP は、利用者に対してコンピュータプログラム等のコンピュータソフトウェア及びコンピュータハードウェアを提供する義務を負わないものとする。

#### 第11条 (利用者の遵守事項等)

1. 利用者は、関係法令、利用者が属する業界に関するガイドラインを遵守するものとする。
2. 前項の関係法令には、割賦販売法、特定商取引法、個人情報保護法、景品表示法、特定電子メール送信適正化法及び消費者契約法が含まれるが、これらに限られないものとする。

#### 第12条 (ID 及びパスワードの管理等)

1. EP は、利用者の運用責任者に対して ID 及びパスワードを送付するものとし、利用者は、当該 ID 及びパスワードを利用して、Cycle byGMO を自己の役職員のみ本サービス利用の目的に限定して複数発行することができるものとする。この自己の役職員へ発行する全ての責任は利用者が負うものとし、これによって EP に生じる損害、損失等の一切を補償する。
2. 利用者は、EP から提供を受けた ID 又はパスワードの漏洩、紛失、毀損等の事故が生じないよう厳重に管理するものとする。利用者は、当該提供を受けた後遅滞なく、当該パスワードを変更し、当該変更後のパスワードについても適宜の時期に変更する等の方策を含め、適切な管理を行うものとする。
3. 利用者は、第2項の ID 又はパスワード (利用者による変更後のものを含む。以下本項及び次項において同じ) が正当な権限なく使用されたことを認識した場合には直ちに、その旨を EP へ通知する。EP は、当該通知を受けた場合には直ちに、当該 ID 又はパスワードを無効化するものとする。
4. 第2項の ID 又はパスワードが正当な権限なく使用されたことによって利用者に生じる損失、損害等については、EP は一切責任を負わない。但し、当該 ID 又はパスワードが正当な権限なく使用されたことを EP が知り若しくは重大な過失によって知らなかった場合に起因する損失、損害等についてはこの限りでない。

#### 第13条 (通信内容の保全措置等)

1. 利用者は、利用契約の履行に関して通信回線を通じてデータの送受信を行う場合には、対象となるデータに暗号化等の合理的な保全措置を施すものとし、EP から当該保全措置に関して改善の要請を受けた場合は所要の改善を講じるものとする。
2. 利用者は、前項の保全措置が破られ又は破られるおそれがあると判断した場合には、本サービスの全部又は一部のデータ通信を直ちに停止する等適切な措置をとることができる。また、利用者は、速やかに、EP にその旨通知すると共に、当該保全措置が回復された後、EP がデータの送受信の再開を承認するまで、本サービスの全部又は一部の係るデータ通信を行わないものとする。
3. 前項に基づく取扱いに起因する本サービスの不提供により生じる利用者の損失、損害等については、EP は一切責任を負わないものとする。

#### 第14条 (禁止行為)

利用者は、本サービスの申込み又は利用にあたり、以下の行為をしないものとする。

- (1) EP に虚偽の情報を申告すること
- (2) Cycle byGMO 及びその情報の複製、偽造、変造、印刷もしくは改ざん (第三者がこれらの行為を行うことに協力する場合も含む。以下総称して「不正改ざん等」という) を行うこと、又は Cycle byGMO 又はその情報が不正改ざん等を施されたものであることを知りながら、もしくはその疑いがあるにもかかわらず、Cycle byGMO を利用すること
- (3) Cycle byGMO の情報を第三者に開示もしくは公開、又はインターネット上にアップロードしていること
- (4) 他の利用者になりすますこと
- (5) 換金を目的として Cycle byGMO を利用すること
- (6) 前各号のほか、各種法令への違反、犯罪行為その他公序良俗に反する行為をすること

#### 第15条 (本サービスの提供停止)

1. EP は、以下の各号のいずれか一つに該当する事由が生じた又は生じるおそれがあると EP が判断した場合、事前に利用者へ通知した上で、利用者に対する本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとする。
  - (1) 利用者 (利用者の委託先を含む。以下本条において同じ) による利用契約の違反
  - (2) 利用者による利用契約に定める解除原因のいずれか一つの該当
  - (3) 利用者の事業の全部又は重要な一部に対する事業譲渡又は会社分割の決定 (事前に EP から書面による同意を得た場合は除く)
  - (4) 利用者又は第三者による不正利用、なりすまし、詐欺その他不正な手段による本サービスの利用
  - (5) EP に対する、決済事業者等 (EP の委託先を含む。以下同じ) からの、理由の如何を問わない、本サービスの利用者への提供を停止する通知又は停止を検討中である旨の通知
  - (6) 12ヶ月以上継続して本サービスの利用の実態がないとき
  - (7) 利用者の利用状況等に照らして、利用者として不適当であると EP が判断した場合
  - (8) EP のシステムについて以下の[1]から[3]のいずれか一つに該当する場合
    - [1] 定期的な又は緊急の保守作業を行う場合
    - [2] ハードウェア又はソフトウェアの交換又はバージョンアップを行う場合
    - [3] コンピュータウイルス・不正アクセス等への対策、コンピュータシステムの不具合の解消作業の実施その他当該コンピュータシステムの円滑な稼働を確保するためにやむを得ない場合
  - (9) 法令又は行政機関からの命令、勧告等に基づいて停止する場合
2. 前項の定めにかかわらず、緊急やむを得ない場合は、前項の事前通知に代えて事後直ちに通知することで足りるものとする。
3. 本条第1項その他利用契約に基づく本サービスの提供の停止によって利用者が被った損失、損害等については、EP は一切責任を負わない。

#### 第16条 (カードの貸与・譲渡)

1. Cycle byGMO には、カード情報が表示及び含まれており、EP から利用者に貸与されるものであること、また、当該 Cycle byGMO のカード番号は、EP が指定のうえ、利用者のみに対して利用できるようにしたものであることを利用者は認識し、承諾する。
2. 利用者は、第三者に対して、Cycle byGMO を貸与、預託もしくは譲渡し又は質入れその他の担保権を設定することはできない。また、Cycle byGMO の情報を利用者以外に使用させたり提供したりすることはできない。
3. 利用者が前二項に違反することにより生じる利用者の損失、損害等については、EP は一切責任を負わないものとする。

#### 第17条 (委託等)

1. EP は、利用契約上の自己の業務の一部を委託、請負その他名目の如何を問わず第三者に委託することができるものとする。
2. 利用者は、EP から事前の書面による承諾を得た場合を除き、利用契約上の自己の業務の一部を委託、請負その他名目の如何を問わず第三者に委託することができない。

3. 利用者又はEPが利用契約上の自己の業務の全部又は一部を委託等によって第三者に行わせている場合には、当該第三者の当該業務に関連する行為は、利用契約の適用上、当該委託等を行った利用者又はEPの行為とみなすものとする。
4. 利用者及びEPは、各自、利用契約に基づく自己の業務の全部又は一部を第三者に委託する場合には、当該委託先の行為に起因して利用契約に違反することのないよう、当該委託先に対する適切な指導、監督を行うものとする。

#### 第18条（情報の取り扱い）

1. 利用者及びEPは、各自、以下の各号のいずれか一つに該当する場合を除き、利用契約に関連して取得し又は作成した相手方又は売主に関する情報（カード番号等に関する情報、利用者の従業員又は役員の個人情報その他個人情報保護法上の個人情報に該当する情報が含まれるが、それらに限られない。以下「本情報」という）を秘密として保持し、第三者に開示し又は漏洩してはならない。
  - 1) 売主への開示その他本サービスの利用に係る通信販売の遂行に必要な不可欠な場合又は利用契約に基づく場合
  - 2) EPの委託先が存在する場合、EPと当該EPの委託先との間の本サービスに関連する契約に基づく場合
  - 3) 事前に相手方の書面による同意を得た場合
  - 4) 法令若しくは証券取引所規程に基づく場合又は自己を当事者とする本サービスに関連した紛争の解決に必要な場合
  - 5) 第17条の下で許容される第三者への委託等に関連して当該第三者へ開示する場合
  - 6) EPの関連会社が取扱うサービス等を利用者に紹介する目的で、利用者の情報を当該関連会社へ開示する場合
2. 利用者及びEPは、各自、本サービスの利用に係る通信販売の遂行又は利用契約の履行（本サービスを含むEPサービスにおける商品の安定運用、改善及び商品開発並びに本利用契約上許容される委託を行うことを含む）以外の目的に本情報を使用し又は利用してはならない。但し、EPは、本サービス以外のEPの商品又はEPの関連会社若しくは提携先の商品を利用者に紹介する目的及び本サービス以外のEPの商品を利用者に提供する目的並びにEPのホームページに掲げる個人情報の取扱いに関する方針等において定められている目的（将来変更された場合はその変更後のもの）のいずれかのために利用者に関する本情報を使用し又は利用することができるものとし、また前項第2号、第3号及び第4号の除外事由は本項による使用又は利用の制限に関して準用するものとする。
3. EPは、本情報を、その取得又は作成の日から、利用が保存を要求する期間中保存し、決済事業者等から要請を受けた場合には速やかに決済事業者等に提出するものとする。EPは、当該保存期間がいずれも経過した場合、当該保存していた本情報を利用者に何らの通知をすることなく消去するものとする。
4. EPは、本情報の漏洩、滅失又は毀損その他本情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。EPは、利用契約の履行に関連したデータ通信を行う場合には、対象となる情報に暗号化等の合理的な保全措置を施すものとする。EPは、当該保全措置が破られ又は破られる恐れが生じた場合には、速やかに、決済事業者等に対して、その旨通知すると共に、情報の保全が回復され、決済事業者等が当該データ通信の再開を承認するまで、本サービスの提供を停止するものとする。
5. 利用者及びEPは、各自、自己の従業員又は役員（以下、総称して「従業員等」という）に本情報を取り扱わせる場合には、必要最低限の従業員等のみに取り扱わせること、就業規則、機密保持契約等において適切な定めをすること等により、本情報の安全管理が図られるよう、従業員等に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。
6. EPは、利用契約上の自己の業務の全部又は一部を委託、請負その他名目の如何を問わず第三者に行わせる場合には、当該第三者に第1項から第5項までに基づく自己の義務と同等の義務を課すと共に、当該委託等に係る本情報の安全管理が図られるよう、当該第三者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。
7. 以下の各号のいずれか一つに該当した本情報については、当該該当の時に降、前六項は適用しない。但し、当該本情報が個人情報に該当する場合はこの限りでなく、なお前六項が適用されるものとする。
  - (1) 取得時に既に公知であった場合又は取得後に自己の責めに帰すべき事由に基づかず公知となった場合
  - (2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当な手段で取得した情報と同一内容の場合
  - (3) 本情報に依拠せずに自ら独自に開発、創作等した情報と同一内容の場合
8. 利用契約の定めにかかわらず、EPは、本サービスの提供に関連して取得し又は作成した利用者とは売主間の本サービスの利用に係る販売に関連するデータをその取得又は作成の日から7年間保存し、その保存期間中に決済事業者等から要請を受けた場合には速やかに、決済事業者等へ当該データを提供できるものとする。
9. EPは本サービスを含むPG及びその子会社の商品の安定運用、改善及び商品開発を目的として、属性等を識別しない通信データ、ログデータ等を数値化・総量化された利用状況等を把握するための根拠資料等として再利用する場合があるものとし、利用者はこれを予め承諾する。
10. EPが利用者又は利用者の従業員等から利用者の従業員等の個人情報（個人情報保護法上の個人情報をいう。以下同じ。）を取得した場合、EPと当該個人情報に係る従業員等との間では、EPにおける当該個人情報の取扱いに関して、本条を含む利用契約は適用されず、EPが別途定めてEPのホームページに掲げる個人情報の取扱いに関する方針等（将来変更された場合はその変更後のもの）によるものとする。

#### 第19条（競業の禁止）

利用者は、利用契約の有効期間中、本サービスと同一又は類似のサービスを自ら行い又は子会社その他自己の支配下にある第三者に行わせてはならない。

#### 第20条（権利義務の譲渡等）

1. 利用者は、事前にEPの書面による同意を得た場合を除き、利用契約に基づく自己の権利若しくは義務又は契約上の地位を第三者に譲渡し、承継させ、貸与し又は自己若しくは第三者のための担保に供してはならない。
2. 前項の定めにかかわらず、利用者が利用契約に基づく利用者のEPに対する債権をEP以外の第三者に譲渡した場合、利用者及びEPは以下の各号の対応を行うものとする。当該債権譲渡又はEPによる支払いによって利用者が生じた損失、損害等についてEPは一切の責任を負わない。
  - (1) 利用者は、当該債権譲渡の事実を速やかにEPに通知するものとする。
  - (2) EPは、当該債権の譲受人が請求した場合には当該譲受人に対して支払うことで、利用者に対する債務も消滅するものとし、利用者はこれに異議を述べない。
  - (3) EPは、EPの裁量で当該債権を供託することができ、利用者はこれに異議を述べず、また当該債権の譲受人をして異議を述べさせないものとする。
3. EPが前項に定める当該債権の譲受人に支払った後に、決済事業者等から何らかの請求を受けることにより生じる債務に対して、利用者はなお連帯して責任を負うものとする。
4. 前項に基づき、EPが利用者の債権の譲受人に対して履行の請求をしたときは、利用者に対してその効力が生じるものとする。
5. 前項の定めは、利用者の委託者に対する履行の請求についても準用する。

#### 第21条（登録内容等の変更と通知方法）

1. 利用希望者又は利用者が、以下の事項を本サービスの利用申込を行った後に変更しようとする場合又は変更の事実があった場合、利用希望者又は利用者は、直ちに、関係資料を添えて、当該変更の内容を書面その他EPがその都度指定する方法によって事前にEPへ通知するものとする。ただし、これを事前に確保することが困難である場合には、事後速やかにEPへ提出することで足りるものとする。
  - 1) 氏名又は名称、本店所在地（住所）、電話番号又はファクシミリ番号、電子メールアドレス及び法人番号を有する場合には法人番号
  - 2) 利用者の代表者又はこれに準じる者の氏名及び生年月日
  - 3) その他EPが指定する事項
2. 利用契約又は本サービスに関連するEPから利用者への連絡、通知、請求等は、本約款に別段の定めがある場合を除き、利用者がEPに本サービスの利用申込において告知した連絡先（前項に基づいて変更の通知を受けた場合には当該変更後の連絡先。以下本項において同じ。）へ宛てて、書面の送付、ファクシミリ送信又は電子メールの送信によって行うものとする。EPから利用者への連絡等が当該連絡先へ宛てて発信された場合、当該連絡等は当該連絡先へ通常到達すべき日に到達したとみなされるものとする。

- EPは、利用契約又は本サービスに関連する利用者への通知等を、書面の郵送、ファクシミリ又は電子メールの送信その他EPがその都度任意に選択する方法により行うことができるものとする。
- 利用者がEPに対し、第1項に定める変更の通知等を行わなかったことにより、本サービスに係るサービスや金銭等の受領不能又は通知等の不達その他、利用者には何らかの不利益が生じた場合であっても、EPは一切その責任を負わない。

#### 第22条（本約款等の変更）

- 本約款は、利用者とEP双方の代表者の記名押印のある書面による合意によって有効に変更されるものとする。
- 前項の定めにかかわらず、EPは、事前に利用者へ通知し又はEPのホームページに表示することによって、利用者の同意を得ることなく、既に利用者へ適用されている本約款を変更することができるものとする。EPは、かかる変更によって利用者へ生じる損失、損害等に関し、一切責任を負わないものとする。
- 利用者は、前項に基づく変更に関する不服のある場合には、本約款に定めるところに従って利用契約を解約することができるものとする。EPは、かかる解約によって利用者へ生じる損失、損害等に関し、一切責任を負わないものとする。
- 本サービスの利用手数料に関して利用者とEPとの間で既に書面によって別段の合意がなされている場合には、当該合意の内容が第2項に基づく変更後の内容に優先するものとする。なお、当該別段の合意後、第2項に基づく変更により、当該別段の合意内容と第2項に基づく変更後の本約款で形式面等何らかの齟齬が生じる場合には、当該別段の合意に基づく本サービスの利用手数料の金額、料率等の具体的条件に変更を与えない範囲で、第2項に基づく変更後の内容にて読み替えまたは準用するものとする。

#### 第23条（利用者による問い合わせ等への対処及び補償）

- 利用者は、以下の各号の問い合わせ、苦情又は裁判外若しくは裁判上での何らかの請求若しくは紛議（以下「問い合わせ等」と総称する）については、直ちにEPに通知すると共に、自己の責任と費用負担において速やかにこれらに対処して解決するものとし、これらの問い合わせ等によってEP又は決済事業者等が何らかの損害を受けた場合には、利用者がその損害の一切を補償するものとする。
  - 売主の商品の数量若しくは品目の相違、品質、性状若しくは機能上の問題、引渡若しくは提供の遅延、代金の額若しくはその支払又は広告に関する問い合わせ等（苦情の申出、及び交換、返還又は当該商品の販売若しくは提供に係る契約の中途解約の請求を含み、これらに限られない）
  - 売主の商品の販売若しくは提供に係る契約の申込又は承諾の意思表示の到達の有無その他当該契約の成否に関する問い合わせ等、なりすましその他当該契約の効果帰属に関する問い合わせ等、消費者契約法違反、錯誤等による当該契約の有効性に関する問い合わせ等又はクーリングオフ、詐欺等による当該契約の解消に関する問い合わせ等
  - 売主の商品の保守に関する問い合わせ等
  - 売主又は利用者の情報漏洩に関する問い合わせ等
- 前項各号の場合その他、利用契約、本サービスの利用及び当該利用に係る商品の販売若しくは提供に関連して決済事業者等又は第三者からEPに対し裁判上又は裁判外の請求がなされ又はなされるおそれがある場合、利用者は、EPに一切の責任を負わず、自己の責任と費用負担において当該請求に速やかに対処して解決するものとし、当該請求によってEPに何らかの損失、損害等が生じ又は生じるおそれがある場合（判決や命令による場合に限らず、EPの自由裁量に基づき賠償又は補償を選択した場合を含む）には、利用者はこれを全て賠償又は補償し、EPにいかなる損失、損害等及び負担を負わせないものとする。

#### 第24条（EPの免責）

- EPは、本サービスの利用者登録を認めないこととした場合又は第26条による解除若しくは第28条による利用契約の終了により利用者へ生じた損害について、一切責任を負わない。
- 法令又は本規約に別段の定めがある場合を除き、Cycle byGMOに関連して利用者が負った損害について、当該損害がEPの故意又は重過失によるものでない限り、EPは一切責任を負わない。
- Cycle byGMOの利用により購入した商品に生じた問題について、利用者は、売主との間で問題を解決するものとし、当該問題について、EPは一切責任を負わない。
- EPは、輻輳、途絶等の通信回線の異常、地震等の天災、感染症等の疾病の蔓延、テロ行為、労働争議その他EPの責めに帰すことのできない事由に基づく本サービスの不提供その他利用契約の不履行に関しては一切責任を負わない。

#### 第25条（損害賠償）

- 利用者及びEPは、各自、相手方の責めに帰すべき事由に基づく利用契約の違反によって損害を受けた場合、当該相手方に対し、当該損害のうち現実かつ直接に被った通常の損害（逸失利益相当分は含まれない）についてのみ、賠償する責任を負うものとする。但し、利用契約において別段の定めがある場合には、当該定めによるものとする。
- 本サービス又は利用契約に関連するEPの利用者に対する損害賠償責任は、契約上の債務不履行、不法行為その他法律構成又は名目の如何にかかわらず、当該責任の原因事実の発生した日の属する月の直前3か月間にイブシロン決済サービスの利用契約に基づいてEPが当該利用者から受領した利用手数料の合計額を上限とする。

#### 第26条（解除等）

- 利用者及びEPは、相手方が利用契約に違反した場合において、相当期間を定めて催告したにもかかわらず当該期間内に当該違反状態が解消されないときには、利用契約の全部又は一部を将来に向かって解除することができる。但し、当該違反状態の解消が困難であることが明らか場合には、何らの通知及び催告を要せず直ちに解除することができる。
- EPは、利用者以下各号のいずれか一つに該当する事由が認められる場合には、何らの通知及び催告を要せず直ちに、かつ、何らの賠償又は補償も要することなく、利用契約の全部又は一部を将来に向かって解除することができる。
  - 利用者の決済金の支払遅滞又は支払い不能が生じ又は生じるおそれがある場合
  - 本サービス提供先として利用者は不相当である旨の通知を決済事業者等から受けた場合
  - 破産、民事再生、会社更生、特別清算、特定調停等の法的債務整理手続の開始を求める申立、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律に定められている裁判外紛争解決手続若しくは認証紛争解決手続による債務整理を求める申立又は産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく裁判外紛争解決手続の開始を求める申立を自ら行い又は他から申立てられた場合
  - 差押え、仮差押え等の強制執行の申立、抵当権等の担保権の実行の申立又は滞納処分等の公租公課に関する強制処分を受けた場合
  - 振り出した手形若しくは小切手が一度でも不渡りとなった場合、電子記録債権に係る債務の弁済を一度でも遅滞したとき、支払不能に陥り若しくは支払停止を宣言した場合、又は銀行取引停止処分若しくは電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合
  - 事業の全部又は重要な一部を停止し若しくは廃止した場合、又は事前に相手方の書面による同意を得ることなく解散決議等によって清算手続に入った場合
  - 事業の全部又は重要な一部について、事前に相手方の書面による同意を得ることなく、事業譲渡又は会社分割を決議した場合
  - EPへの連絡、通知等を求める旨の連絡、通知等を利用者に向けて行ったにもかかわらず、これに対する利用者からの連絡、通知等が第21条第2項によるみなし到達日の14日後の日までにEPに到達しない場合
  - 本加盟店契約が存在する場合、本加盟店契約（本サービスの利用に係る利用者の商品の販売に関する契約に限られるが、EPが代理人として締結申込みをすることで締結されたか否かは問わない）が事由の如何を問わず終了した場合
    - 利用契約に定める本サービスの提供停止後、相当期間内に提供停止の事由が解消されないとEPが判断した場合
    - 利用者の著しい信用状態の悪化や信頼関係の破壊その他の本サービスの円滑かつ適正な利用が期待できないと認められる場合
    - EP若しくは決済事業者等又はその事業に関する名声、信用又はイメージを害するおそれのある行為を行った場合
    - 利用者が本サービスの利用を認められなかった場合
- 利用者は、EP以下各号のいずれか一つに該当する事由が認められる場合、何らの催告を要せず直ちに利用契約を将来に向かって解除することができる。

- 1) 前項第3号から第5号まで及び同第13号のいずれかに該当する事由
  - 2) EPの著しい信用状態の悪化が認められる場合又は本サービスの円滑かつ適正な提供が期待できないと認められる場合
  - 3) 利用者又はその事業に関する名声、信用又はイメージを害するおそれのある行為を行った場合
4. 第1項及び第2項の定めにかかわらず、理由の如何を問わず、利用者が利用契約に基づく本サービスの全部の利用を停止し、休止し、又は利用しない（EPのシステム上データ処理がなされていない状態を含む）という場合、当該停止、休止又は不使用の期間が12ヶ月を経過した場合、EPは、利用者に対して何らの通知及び催告を要することなく直ちにかつ何らの賠償又は補償も要することなく、利用契約の全部を解除することができる。
5. 前四項のいずれに基づく解除についても過去には遡及せず、将来に向かってのみ利用契約を失効させるものとし、かつ解除の相手方に対する損害賠償の請求を妨げないものとする。但し、利用契約において別段の定めがある場合には、当該定めによるものとする。
6. 利用契約がEPからの解除によって終了した場合、利用者は、利用契約に基づく一切の金銭債務について当然に期限の利益を失い、期限の利益喪失の日の翌日から支払済みに至るまで年14.6%の割合による遅延損害金（年365日の日割計算により、1円未満は切り捨てる）を付加して支払う。

#### 第27条（反社会的勢力に関する表明・保証）

1. 利用者及びEPは、各自、相手方に対し、利用契約締結時及び利用契約締結後において、自己が暴力団、暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、及び自己の役員、従業員、関係者等が反社会的勢力の構成員又はその関係者ではないことを表明し、保証する。
2. 利用者及びEPは、各自、相手方が前項の表明・保証に違反したとき若しくは自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、何らかの通知・催告その他の手続きを要せずにかつ何らの賠償、補償等も要することなく、直ちに本契約を解除することができる。
  - 1) 反社会的勢力に対して、出資、貸付、資金若しくは役務の提供を行う行為、又は、その他の取引関係を成立若しくは継続させる行為
  - 2) 暴力行為、脅迫行為、威力行為、詐術行為又はその他これに類する行為を用いて不当な要求の実現を図る行為
  - 3) 正当な理由もなく、相手方の役職員に面会を強要する行為
  - 4) 乱暴な言動により、相手方の役職員の身の安全に不安を抱かせる行為
  - 5) 正当な権利行使を装い、社会常識を逸脱した手段により機関紙、図書等の購入要求、又は事実のない行為に対する不当な請求行為
  - 6) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて、相手方の名誉若しくは信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - 7) その他法的な責任を超えた不当な要求行為であって、前各号に準ずる行為

#### 第28条（有効期間）

1. 利用契約の有効期間は、第5条第2項により定まる利用契約の成立日から、その日の属する月の翌々月末日までとする。
2. 利用契約は、その有効期間の末日の属する月の前月末日までに、EP又は利用者のいずれか一方から他方へ有効期間満了後は利用契約を継続しない旨の通知が到達しない限り、当該有効期間の末日の翌日から3か月間を新たな有効期間として自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。
3. 利用者は、第1項及び第2項の定めにかかわらず、EPが別途指定する方法にてEPに申し出ることにより、解約金その他法律構成又は名目の如何にかかわらず何らの賠償、補償等も伴うことなく、利用契約を中途解約することができるものとする。これによる利用契約の終了日は、当該申し出がEPに到達した日の属する月の翌月末日とする。
4. 利用契約が事由の如何を問わず終了した場合においても、当該終了の日までに本サービスの対象となっていた通信販売及び決済金の支払いに関しては、利用契約はなお有効に適用されるものとする。
5. 第1項及び第2項の定めにかかわらず、EPと決済事業者等との間の契約（EPが本サービスを提供すること又はEPからの業務委託に関する事項を含むが、これらに限られない）が事由の如何を問わず終了した場合、利用契約は、何らの通知、催告等を要することなく当然にかつ何らの賠償又は補償も要することなく、当該EPと決済事業者等との間の契約の終了と同時に終了する。EPは、本項に基づく利用契約の終了を事前に利用者へ通知するものとする。但し、事前に通知する時間的余裕がない場合には、事後直ちに通知することで足りるものとする。
6. 利用契約が事由の如何を問わず終了した後においても、第5条第4項、第7条、第8条、第14条、第15条第3項、第16条、第17条第3項、第18条、第20条、第23条、第24条、第25条、本条第3項から本項まで、及び第30条はなお無期限に有効とし、当該終了の日までに利用契約に基づいて発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は当該終了によって影響を受けないものとする。

#### 第29条（協議事項）

本約款に定めのない事項又は本約款の条項の解釈の疑義については、利用者とはEPは信義に従い誠意をもって協議することにより解決を図るよう努めるものとする。

#### 第30条（準拠法、管轄の合意）

1. 利用契約の成立及び効力の準拠法は、日本法とする。
2. 利用契約に関連する利用者とはEPとの間の一切の紛争については、法定の事物管轄に従って東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。但し、法定の専属管轄に服すべき別段の定めがある場合はこの限りでない。

以上